平成18年度

自己点検・評価
報告書

国士舘大学
Kokushikan University

自己点検・評価報告書

平成18年度

平成19年3月31日

国 士 舘 大 学

目　次

序　章

はじめに …… 1

本　章

Ⅰ．大　学

1．大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

1.1　建学の理念の継承と将来 …… 5
1.2　政経学部 …… 10
1.3　体育学部 …… 15
1.4　工学部 …… 18
1.5　法学部 …… 20
1.6　文学部 …… 22
1.7　21世紀アジア学部 …… 31
1.8　日本政教研究所 …… 34
1.9　イラク古代文化研究所 …… 35
1.10　武道・徳育研究所 …… 37
1.11　情報科学センター …… 38
1.12　アジア・日本研究センター …… 41
1.13　ウエルネス・リサーチセンター …… 42

2．教育研究組織

2.1　大学の現状 …… 44
2.2　政経学部 …… 45
2.3　体育学部 …… 47
2.4　工学部 …… 48
2.5　法学部 …… 50
2.6　文学部 …… 51
2.7　21世紀アジア学部 …… 52
2.8　日本政教研究所 …… 54
2.9　イラク古代文化研究所 …… 54
2.10　武道・徳育研究所 …… 55
2.11　情報科学センター …… 56
2.12　アジア・日本研究センター …… 59

2.13　ウエルネス・リサーチセンター …… 59

3. 学士課程の教育内容・方法等

3.1　教育課程等
3.1.1　政経学部 …… 61
3.1.2　体育学部 …… 71
3.1.3　工学部 …… 72
3.1.4　法学部 …… 74
3.1.5　文学部 …… 76
3.1.6　21世紀アジア学部 ……100
3.1.7　生涯学習センター ……101
3.2　教育方法等
3.2.1　政経学部 ……102
3.2.2　体育学部 ……104
3.2.3　工学部 ……106
3.2.4　法学部 ……108
3.2.5　文学部 ……108
3.2.6　21世紀アジア学部 ……128
3.2.7　卒業生の進路 ……128
3.3　国内外における教育研究交流
3.3.1　政経学部 ……130
3.3.2　体育学部 ……131
3.3.3　工学部 ……131
3.3.4　法学部 ……132
3.3.5　文学部 ……132
3.3.6　21世紀アジア学部 ……136
3.3.7　国際交流センター ……137
3.3.8　情報科学センター ……149

4. 学生の受け入れ

4.1　大学の現状 ……151
4.2　政経学部 ……160
4.3　体育学部 ……165
4.4　工学部 ……167
4.5　法学部 ……169
4.6　文学部 ……173
4.7　21世紀アジア学部 ……176

5. 教員組織

5.1　政経学部 ……180
5.2　体育学部 ……184
5.3　工学部 ……186
5.4　法学部 ……189
5.5　文学部 ……190
5.6　21世紀アジア学部 ……197
5.7　日本政教研究所 ……200
5.8　イラク古代文化研究所 ……200
5.9　武道・徳育研究所 ……201
5.10　情報科学センター ……202
5.11　アジア・日本研究センター ……203
5.12　ウエルネス・リサーチセンター ……203

6. 研究活動と研究環境

6.1　研究活動
6.1.1　政経学部 ……205
6.1.2　体育学部 ……205
6.1.3　工学部 ……206
6.1.4　法学部 ……207
6.1.5　文学部 ……208
6.1.6　21世紀アジア学部 ……209
6.1.7　日本政教研究所 ……210
6.1.8　イラク古代文化研究所 ……210
6.1.9　武道・徳育研究所 ……211
6.1.10　情報科学センター ……212
6.1.11　アジア・日本研究センター ……216
6.1.12　ウエルネス・リサーチセンター ……217
6.2　研究環境
6.2.1　政経学部 ……218
6.2.2　体育学部 ……218
6.2.3　工学部 ……220
6.2.4　法学部 ……220
6.2.5　文学部 ……221
6.2.6　21世紀アジア学部 ……224
6.2.7　日本政教研究所 ……225
6.2.8　イラク古代文化研究所 ……225
6.2.9　武道・徳育研究所 ……226
6.2.10　情報科学センター ……226

6.2.11　アジア・日本研究センター ……227
6.2.12　ウエルネス・リサーチセンター ……228

7. 施設・設備等

7.1　大学の現状 ……229
7.2　政経学部 ……234
7.3　体育学部 ……235
7.4　工学部 ……236
7.5　法学部 ……237
7.6　文学部 ……238
7.7　21世紀アジア学部 ……240
7.8　イラク古代文化研究所 ……240
7.9　組織管理体制 ……241

8. 図書館及び図書・電子媒体等 ……243

9. 社会貢献

9.1　政経学部 ……254
9.2　体育学部 ……255
9.3　工学部 ……256
9.4　法学部 ……257
9.5　文学部 ……259
9.6　21世紀アジア学部 ……260
9.7　日本政教研究所 ……261
9.8　イラク古代文化研究所 ……262
9.9　武道・徳育研究所 ……264
9.10　情報科学センター ……264
9.11　アジア・日本研究センター ……265
9.12　ウエルネス・リサーチセンター ……267
9.13　生涯学習センター ……267
9.14　大学間連携 ……268

10. 学生生活

10.1　学生への経済的支援……270
10.2　生活相談……272
10.3　就職指導……275
10.4　課外活動……276

11．管理運営

11.1　大学の現状……278
11.2　政経学部……279
11.3　体育学部……283
11.4　工学部……283
11.5　法学部……285
11.6　文学部……286
11.7　21世紀アジア学部……289

12．財　務

12.1　教育研究と財政……292
12.2　外部資金等……294
12.3　予算の配分と執行……298
12.4　財務監査……299
12.5　私立大学財政の財務比率……300

13．事務組織

13.1　事務組織と教学組織との関係……305
13.2　事務組織の役割……307

14．自己点検・評価

14.1　自己点検・評価……313
14.1.1　教職課程……313
14.1.2　諸資格課程……319
14.2　自己点検・評価と改善・改革システムの連結……322
14.3　自己点検・評価に対する学外者による検証……322
14.4　大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応……322

15．情報公開・説明責任

15.1　財政公開……323
15.2　自己点検・評価……324

II．大学院

1．大学院研究科の使命および目的・教育目標

1.1　大学院の現状 ……327
1.2　政治学研究科 ……327
1.3　経済学研究科 ……328

1.4　経営学研究科 ……329
1.5　スポーツ・システム研究科 ……331
1.6　工学研究科 ……332
1.7　法学研究科 ……333
1.8　総合知的財産法学研究科 ……334
1.9　人文科学研究科 ……336
1.10　グローバルアジア研究科 ……336

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2.1　教育課程等
2.1.1　政治学研究科 ……338
2.1.2　経済学研究科 ……338
2.1.3　経営学研究科 ……339
2.1.4　スポーツ・システム研究科 ……340
2.1.5　工学研究科 ……341
2.1.6　法学研究科 ……341
2.1.7　人文科学研究科 ……343
2.2　教育方法等
2.2.1　政治学研究科 ……344
2.2.2　経済学研究科 ……345
2.2.3　経営学研究科 ……345
2.2.4　スポーツ・システム研究科 ……347
2.2.5　工学研究科 ……348
2.2.6　法学研究科 ……348
2.2.7　人文科学研究科 ……348
2.3　国内外における教育・研究交流
2.3.1　政治学研究科 ……349
2.3.2　経済学研究科 ……349
2.3.3　経営学研究科 ……350
2.3.4　スポーツ・システム研究科 ……351
2.3.5　工学研究科 ……352
2.3.6　法学研究科 ……352
2.3.7　人文科学研究科 ……352
2.4　学位授与・課程修了の認定
2.4.1　政治学研究科 ……353
2.4.2　経済学研究科 ……354
2.4.3　経営学研究科 ……355
2.4.4　スポーツ・システム研究科 ……355
2.4.5　工学研究科 ……355

2.4.6　法学研究科 ……356
2.4.7　人文科学研究科 ……356

3. 学生の受け入れ

3.1　研究科の現状 ……357
3.2　政治学研究科 ……360
3.3　経済学研究科 ……361
3.4　経営学研究科 ……363
3.5　スポーツ・システム研究科 ……365
3.6　工学研究科 ……365
3.7　法学研究科 ……366
3.8　総合知的財産法学研究科 ……368
3.9　人文科学研究科 ……368
3.10　グローバルアジア研究科 ……370

4. 教員組織

4.1　政治学研究科 ……372
4.2　経済学研究科 ……374
4.3　経営学研究科 ……378
4.4　スポーツ・システム研究科 ……379
4.5　工学研究科 ……379
4.6　法学研究科 ……382
4.7　総合知的財産法学研究科 ……383
4.8　人文科学研究科 ……383
4.9　グローバルアジア研究科 ……384

5. 研究活動と研究環境

5.1　研究活動
5.1.1　政治学研究科 ……385
5.1.2　経済学研究科 ……385
5.1.3　経営学研究科 ……386
5.1.4　スポーツ・システム研究科 ……386
5.1.5　工学研究科 ……387
5.1.6　法学研究科 ……388
5.1.7　人文科学研究科 ……388
5.2　研究環境
5.2.1　政治学研究科 ……388
5.2.2　経済学研究科 ……389
5.2.3　経営学研究科 ……389

5.2.4　スポーツ・システム研究科 ……389
5.2.5　工学研究科 ……390
5.2.6　法学研究科 ……391
5.2.7　人文科学研究科 ……391

6. 施設・設備及び情報インフラ

6.1　施設・設備
6.1.1　大学院の現状 ……392
6.1.2　政治学研究科 ……393
6.1.3　経済学研究科 ……394
6.1.4　経営学研究科 ……394
6.1.5　スポーツ・システム研究科 ……395
6.1.6　工学研究科 ……395
6.1.7　法学研究科 ……396
6.1.8　総合知的財産法学研究科 ……396
6.1.9　人文科学研究科 ……396
6.1.10　グローバルアジア研究科 ……397
6.2　情報インフラ
6.2.1　図書館 ……398
6.2.2　政治学研究科 ……398
6.2.3　経済学研究科 ……398
6.2.4　経営学研究科 ……399
6.2.5　スポーツ・システム研究科 ……399
6.2.6　工学研究科 ……399
6.2.7　法学研究科 ……400
6.2.8　総合知的財産法学研究科 ……400

7. 社会貢献

7.1　政治学研究科 ……401
7.2　経済学研究科 ……401
7.3　経営学研究科 ……401
7.4　スポーツ・システム研究科 ……401
7.5　工学研究科 ……402
7.6　法学研究科 ……403
7.7　総合知的財産法学研究科 ……403
7.8　人文科学研究科 ……404
7.9　グローバルアジア研究科 ……404

8. 学生生活への配慮

8.1　学生相談等 ……406
8.2　就職指導等 ……408

9. 管理運営

9.1　政治学研究科 ……409
9.2　経済学研究科 ……409
9.3　経営学研究科 ……409
9.4　スポーツ・システム研究科 ……410
9.5　工学研究科 ……410
9.6　法学研究科 ……411
9.7　総合知的財産法学研究科 ……411
9.8　人文科学研究科 ……412
9.9　グローバルアジア研究科 ……412

10. 事務組織

……414

11. 自己点検・評価

11.1　政治学研究科……416
11.2　経済学研究科……416
11.3　経営学研究科……416
11.4　スポーツ・システム研究科……416
11.5　工学研究科……417
11.6　法学研究科……418
11.7　総合知的財産法学研究科……418
11.8　人文科学研究科……421
11.9　グローバルアジア研究科……422

12. 情報公開・説明責任

……423

終　章

まとめ（学長）……427

編集後記（委員長・副委員長）……430

資　料

国士舘自己点検・評価委員会規程
国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

自己点検・評価報告書編集委員会要項
国士舘自己点検・評価委員会委員名簿
国士舘自己点検・評価委員会法人部会委員名簿
国士舘自己点検・評価委員会大学部会委員名簿
自己点検・評価報告書編集委員会委員名簿

はじめに

――― 明日への期待をこめて ―――

理事長　佐　伯　弘　治

国士舘大学が、「新生国士舘の胎動」のサブタイトルを付して自己点検・評価報告書を作成し、公表したのは平成13(2001)年3月であった(ただし、平成9(1997)年3月には、学内向けに教員の業績表を主にした報告書を作成している)。その後、平成15(2003)年3月に「脱皮の苦しみを超えて」の副題で第2回目の自己点検・評価報告書を公表している。その大部の報告書を捲りながら私は今、作成時における学内の熱気のようなものを感じさせられている。

そもそも日本の大学で自己点検・評価が大きな課題として浮上したのは平成3(1991)年に大学審議会（昭和62年9月に設けられた文部大臣の諮問機関）が、近い将来に予想される学生数の減少、生涯学習社会の到来、国際化の進行に備えて、大学学部の学生定員の抑制、大学院の整備拡充など、各大学がそれぞれに個性を明らかにしつつ生き残っていくよう工夫が必要であり、そのために個々の大学が研究・教育水準の維持向上を図るシステム（大学自己評価システム）を整備した上で、大学の研究教育組織、教育課程の編成等については各大学の自主的判断により、自由に行えるような大学改革の促進について提言したのが契機である。

文部省はこの提言に基づいて同年6月、大学設置基準、短期大学設置基準、大学院設置基準等を大幅に改定した。これによって各大学は大学自己評価システムの作成、教育方法、施設整備の改善を求められるとともに、社会人の修学が容易になるような昼夜開講制、科目履修制度、国内外の他の大学との単位互換などが認められるようになり、各大学ともそれぞれに工夫を凝らすようになったのである。また、このときの教育課程編成の自由化で、一般教育と専門教育の区分も、一般教育の科目の必修・必置制も廃止され、4年間の学部教育の編成が、それぞれの大学の自由に委ねられるなど、基準の大幅な緩和・弾力化が図られたのである。特にこれまで教養部を置いてきた大学では、これを廃止して新学部に改組したケースも少なくなかった。

なお、高等教育のあり方に対する大学審議会の視線はさらに鋭く、平成10(1998)年10月に出された答申、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学の管理運営の改善を提言し、自己点検・評価に加えて、第三者の視点からなる評価を求め、学校教育法に自己評価・認証評価についての規程を加えている。

ともあれ、日本の大学は今、大きな岐路に立たされている。しかも大学に求められている諸々の改革は、日本の社会が今、歴史的な変革を迫られていることに起因する連鎖的な現象なのである。

囚に、きびしい環境変化に直面している大学、殊に私立大学をめぐる諸事情を語るときに用いられる言葉を、思いつくままに拾ってみよう。即ち「定員割れ大学」「大学間競争」「大学倒産時代」「ユニバーシティ・アイデンテイ」「私立大学経常費補助金」「大学のユニバーサル化」「大学教員任期制」「外国人留学生問題」「大学全入時代」「株式会社立大学」等々であるが、いくらか社会問題に関心をもつ人ならば誰でも知るところであろう。もとより、これ

らの言葉は好ましからぬ場面だけを意味するものではない。さらに、これに「自己点検・評価」「第三者評価」、或いはこの頃大学を論ずるに当ってもよく使われる「ステークホルダー(利害関係者)」などの言葉も入るのかもしれない。

いずれにしても、私たちはこの難しい局面を乗り超えて大学のもつ社会的使命を果さなければならない。そして私は、その第1歩が「自己点検・評価」だと受けとめている。しかしながら大学が自ら行う点検・評価には、資料や事実を羅列しただけで、評価はおろか点検すら十分でない、とする手厳しい批判がある。点検・評価には、外部の専門家を入れての作業が必然だと思う。

また、どこの大学にも多少はあるのであろうが、大学関係者からよく耳にするのは、点検・評価報告書の作成に非協力的な教員、提出すべき研究業績のない教員も間々あるという話である。もとより看過できない事実であり、教員の業績を糺す制度（業績評価）の確立が望まれる所以である。

ところで、国士舘大学における自己点検・評価報告書は、平成9(1997)年の学内向けのものをも含めれば4度、はっきり外からの批評を想定して作成した報告書は今回で3度目である。

本学では今、平成29(2017)年に迎える創立100周年を目標に、世田谷の本部校地と一帯の梅ヶ丘校舎の建設、ソフト面では新学部、新学科の設立や改組転換等について構想を練っている。そして、これをキーノートに第2、第3の改革、開発が待っている。まさに10年がかりの一大事業であるが、国士舘の存続と発展のためには避けて通れない道筋である。

いうまでもなく、大学は教育、研究が求心力となる知の共同体であり、その実勢を表徴するのがこの報告書である。本学前進の一里塚であるこの報告書に、各方面から助言、提言、批判が寄せられ、私たちはそれを咀嚼しながら、大学として、より高みを目指さなければならないのである。

大　　学

Ⅰ．大学

1．大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

1.1　建学の理念の継承と将来

【継承すべき建学の理念】

国士舘の創設は大正6(1917)年であるが、その時期の日本は日露戦争の終結の後で資本主義が隆盛を迎えた時期に当たる。しかし、この時代はまた科学技術や物質文明の急激な発展の中で、資本主義の弊害が顕著に表れた時期でもあり、これに代わる経済体制を樹立しようとする社会主義の思想や運動が激化しつつあった。創立者柴田徳次郎は『国士館設立趣旨』の中で「物質文明の弊日に甚だしく、人は唯だ科学智を重んじて、徳性涵養を忘る今日に於て教育とは唯だ科学智の売買たるのみ。此の如きは唯だ物質文明に終る、精神文明なくして国家豈一日の安きを得んや、蓋し精神文明は物質文明を統一指導するものなり、(中略)吾人は精神文明と精神教育とを此際に唱道して国家の柱石たる真智識を養成せん事を期す。(以下略)」(原文は一部旧字体) と日本の将来についての危惧の念を表明すると共に、国家社会の発展のためにはいかに教育が重要であるかを訴えている。

国士舘は、物質文明を超えたところにある人間の崇高な精神文明、すなわち、国にあっては日本が世界に誇ることのできる伝統や文化を尊重し、個人にあっては人間としての気高さ、社会にあっては倫理道徳を何よりも重視し教育研究を行うべきあるという創立者の思想を建学の理念として設立された。なお、「徳性の涵養」とは、公共精神に富んだ人格形成の重視、すなわち国家社会を支え、世界に貢献する感覚、知識、能力、信念の育成を意味するものである。

また、昭和27(1952)年の『国士館再建趣意書』には「国士館は深く日本の将来を考え、国の常識に基づいて役に立つ人間を作りたい」とし、設立以来伝統として培ってきた「武道教育」については「文武は鳥の両翼、車の両輪、文なき武の想像されざる如く、武なき文をもっては徳性の完成を期し得ない」と述べている。ここに、大学を体育学部を初めとして設置した創設者の意志が述べられているが、このことは国士舘が私塾としての誕生から、総合大学に至る現在までの教育の中に連綿として受け継がれている。

継承された本学建学の理念は、高度成長後の21世紀における日本社会においてもいささかもその輝きを失っていない。否、それどころか物質偏重主義によってもたらされた幾多の弊害の早急な改善は、今や、わが国が国の総力を挙げて取り組むべき喫緊の最重要課題となっている。近代科学技術文明の発展がもたらした物質中心主義は、確かに物理的豊かさや利便性をもたらした。しかしながら、他方で、洪水のように押し寄せてきた物質文明の大波は、延々としてわが国が築き上げてきた固有の伝統文化の特質・長所をも飲み込んでしまった観がある。崇高なものへの畏敬の念や年配者・弱者を思い遣る心の欠如、権利意識と義務意識との不均衡、ここ数年の間に多発する深刻な少年犯罪や享楽的・刹那的・利己的な異常行動等々の原因は、戦後のわが国の教育が怠ってきた精神の育成、すなわち倫理道徳教育の軽視

や欠落が、その重大な要因の一つである。

こうした点からも、上掲の90年前に柴田徳次郎が国士舘大学の建学と人材育成に託した理念「精神文明と精神教育とを此際に唱道して国家の柱石たる真智識を養成せん事を期す」は、時代を超えておよそ教育的営為の基底を成すものであり、その意味からも本学の建学の理念は普遍妥当性を有している。

この建学の理念を継承すべく、現行『学校法人国士舘寄附行為』に法人の設置目的を掲げている。「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進軍とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」と定めている。現代社会においては「聖人至徳」とは、時代や地域を越えて、清く、正しく、美しく生きる人間を理想とする生き方の尊重と人格形成をいう。「道義日本の建設」とは、世界の人々に心から愛され、信頼される日本を創り上げる意志を。また「世界平和」は国際社会の尊重と安定への強い関心、すなわち相互理解による国際社会への寄与と貢献を意味している。さらに、「誠意」とは人間関係の根底に常にあるべきものであり、「勤労」はあらゆる人間社会構築の真の源泉であり、「見識」とは危機回避への適切な判断とそれを実行するための不屈の精神力と、未来に対する透徹した洞察力・想像力を意味するものとしている。そしてそれらは、深遠な精神の静寂から醸成される心底からの「気魄」を伴って初めて実現されるものである。

国士舘建学の理念は、まさに、このような国家社会を常に思い、公共の精神を心に持ち、社会のために進んで尽くそうとする優れた徳育を身につけた「人材の養成」にある。そして、この理念を現代に具現して行くことが本学に課せられた使命である。

確かに、本学にはこれまで深く自省すべきこともあった。それは、創立当初の建学の理念・目的に立ち返り、そこから現代において不変不動ものとして具体化して行く努力を怠ったことに原因がある。そのため理念の解釈に乖離が生じることになったのである。これにより、創立当初の理念・目的を現代に当てはめて実現することができず、時代の変化との関係で解釈に相違が生じてしまった。また、修正の必要性や程度に関し、学内に見解の不一致があり、時として厳しい対立をもたらすこともあった。本学関係者は反省すべきこうした点を熟知し、再考を重ねて、本学に課せられた使命を実現することに努力を傾注して行かなければならない。

【理念の具現化と現状】

私塾として生まれた国士舘は、時代の要請と共に高等部、専門学校、新制高等学校、短期大学等の教育組織の順次拡充を行い、昭和33(1958)年に体育学部の設置により大学となった。

現在の国士舘大学は、東京の世田谷・鶴川・多摩地区の3キャンパスに、体育学部、政経学部(政経学部一部、政経学部二部を昼夜開講制に改編)、工学部、法学部、文学部、21世紀アジア学部の6学部を持つ総合大学にとなっている。

この間、過去の反省に立ち、平成10(1998)年から平成12(2000)年にかけて「国士舘将来構想審議会」を設置した。この審議会は、建学の理念の継承とその現代的な発現形態の在り方そして具現化を再検討するためのものである。同審議会は国士舘の合意形成機関としての性格を有し、理事会、教学組織及び事務組織の代表76名で組織され、合計29回の会議により将

来構想案を策定した。そして、下記のように現代社会の要請に応えるための学部・学科の新設等を通じ、建学の理念は、全学的合意の下で順次実行に移されることになった。

平成12(2000)年度には体育学部に「武道学科」・「スポーツ医科学科」を設置した。広く国の内外に知られているように、本学は武道教育を重視してきた歴史を持つものであるが、その武道は決して単に技の修得や勝敗を有利に展開するためにあるのではない。本学が教授する武道には基本の型を一人ひとりに厳しく教え、基礎の上に高度な技術を伝授するという教育方法がとられている。そしてその過程において、礼儀作法の体得、また高邁な社会的道徳観の養成といった精神的・内面的鍛錬が反復して行われ、同時に礼を通して相手に対する人間としての真摯な対応や深い配慮を習得させている。「武道学科」の新設は、こうした武道の研究・実習を通して、豊かな武道精神や高い倫理性を習得させ、地域や国際社会に貢献する指導者の養成を目指している。「スポーツ医科学科」は、武道を含むスポーツをさまざまな分野から科学的に追及し、救急救命士や、救急医療の知識と技術を備えた健康指導者を養成し、地域や国際社会に貢献するための人材の養成を目的として設置されたものである。

【理念の継承と現代社会への対応】

平成14(2002)年には21世紀アジア学部を設置した。国際化・情報化が進む現代社会において世界の発展に寄与し、かつ信頼される人材を養成するためには、建学理念の継承と共に、国際的視野もった人作りが求められる。本学部は、アジア、そしてアジアの中の日本という位置を重要視し、アジア地域の相互理解のために、グローバル化の中にありながらもゆるやかな共同体的枠組みの形成に寄与する人材の要請に留意して設置したものである。特に日本人学生については、自文化社会と異文化社会に対する理解を深め、また外国人留学生には日本社会また自国以外のアジア社会に関する知識の習得を目指している。そして、いずれの学生も、異文化に対する十分な対応能力、またITを含めた幅広いコミュニケーション能力とを併せ持ち、さらに、ビジネスの実務知識と交渉・調整能力を身につけ、日本を含めたアジア地域との関わりの中で活躍できる人材養成を目的としている。

前年の平成13(2001)年度には、法学部に既存の法律学科に加えて現代ビジネス法学科（昼夜開講制）を新設した。本学科は、複雑で多様な国際的企業活動に生じる各種の法律問題に適切に対応できる人材の養成を目的としている。そして、現代の企業に関連した実務的な法学教育を提供すると共に、一般学生に加えて、昼夜開講制の導入により、リカレント教育や生涯学習を求める社会人にも門戸を開いている。

また、平成18(2006)年4月には大学院・グローバルアジア研究科(修士課程・博士後期課程)、総合知的財産法学研究科（修士課程）をそれぞれ開設した。さらに、国士舘大学は、昭和40(1965)年以降、高等教育の完成を目指して大学院研究科の充実・発展に努めてきた。これら新研究科の設置により、全ての学部で博士課程（博士後期課程）を備えるに至り、学際的研究者と高度な専門的知識を備えた職業人の養成が実現されることとなったのである。グローバルアジア研究科は、母体となる既設のアジア・日本研究センター、イラク古代文化研究所、21世紀アジア学部の研究教育上の諸実績を融合させながら、グローバル化が進展するアジアに対する先端的研究の追及と、新しい時代の要請に応えられる実践的な高度職業人の養成を目指すものである。総合知的財産法学研究科は、知的財産の創造・保護・紛争処理に

加えて、世界に誇りうる日本の知的財産が有効活用されていないという国家的課題への対応を目的として設置された。本研究科では、関連学問分野である法学と経営学そして工学の領域を網羅できる総合大学としての利点を最大限に活かすべく、徹底した知財関連法学の習得を基礎にしながらも、総合的知的財産に関する専門家には不可欠な社会科学と自然科学を結びつけて思考できる法的構想力を備えた人材の養成を目指したものである。

本学では、このようにして、全学的合意と協力の下で、建学の理念の継承とその現代社会への対応を鋭意進めている。学科や大学院研究科の新設は、相互理解による国際社会そして世界平和に寄与・貢献する有為な人材の養成を謳う建学の理念の21世紀的発現形態の検討から導き出された新たな方策の一つであった。

【地域社会との協調による未来の創造】

大学には2つの大きな使命がある。第1は研究活動による新しい知識の創造を通じて、学術や文化の向上を支えることであり、第2は優れた教育活動による有為な人材の輩出を通じて、国の将来や国民の福祉に寄与することである。そして、その使命を果たすためには、大学は、常に社会に対して開かれたものでなければならない。とすれば、国士舘大学が国民や社会に対して果たすべき使命は極めて明確であるといえる。日本全体を覆う危機的な社会問題、すなわち倫理・道徳観の欠落による犯罪の急増や、国の未来を託すべき若者たちの精神の荒廃等の原因の一つに、継承すべき我が国の精神・伝統文化を過小評価してきた戦後の公教育にあるとされ、従来の教育内容の抜本的改善が求められている。本大学の使命は、建学の理念を具備した多くの人材を養成することと同時に、地域社会との連携を図りながら、これまで蓄積してきた成果を通して、社会を先導する役割を一層積極的に担うことにある。

生涯学習センター「アカデミア国士舘」は、人生80年時代に対応するために、あらゆる年齢層を対象として、主として3キャンパス（世田谷校舎・鶴川校舎・多摩校舎）地区の住民に対する幅広い学習機会の提供することを目的に掲げて平成12(2000)年に設置された。2005年の公開講座数（春・秋・冬3期）は世田谷校舎で102、鶴川校舎で23、多摩校舎で13を数え、教養・語学講座からパソコン講座、そして健康講座、武道、スポーツの実技まで、かつ本学の特徴を生かした多種多様な講座を提供してきている。加えて、本センターでは、宅地建物取引主任者試験講座や社会保険労務士試験講座等を地域連携講座として開設し、「取りたいと思った時にいつでも取れる」ように、様々な「資格講座」を地域住民に提供している。さらに、2005年には国士舘が保有する知的資源を地域住民に公開し、地域との交流に資する地域交流文化センターを新たに開設している。ここではイラク古代文化研究所が収集した世界的にも貴重な考古学的出土品等を中心とした展示が行われる予定である。

「どんな学習ができたとしても、もっと学びたかったと思うだろう」の標語の下に、本学図書館が、満20歳以上の全ての人が利用できる公開利用制度を導入したのは平成11(1999)年のことである。この制度によって、図書の貸し出しから、雑誌・新聞の閲覧、さらにはOPAC、CD-ROM等オンライン検索やインターネットによる各種サイトの検索まで学外者であっても所定の手続き一つで利用できるようになった。ちなみに、平成16(2006)年度の学外者（公開者）の入館者数は5,548人であり、その数は年々増加している。平成12(2002)には、キーワードや著作者名の一部からでも必要とする専門情報を高い確率で引き出せるkiss（統合知識情

報）システムを構築するに至った。これによって地域住民に留まらず、世田谷六大学コンソーシアムを構成する他大学の大学院生、教職員が紹介状なく自由に利用できるようになり、学術研究の中枢を担い、知の発信基地としての図書館の重要度が益々増大してきている。

平成15（2003）年には、大学院工学研究科にハイテク・リサーチ・センターを開設している。これは高齢化社会が急速に進む我が国において、高齢者が社会生活を送ることに伴って発生する諸問題を、大学院スポーツ・システム研究科の協力の下で医工学、運動生理学、医学等の多角的見地から調査研究し、高齢者へのより深い理解と、高齢者が健康で自立した生活を営むことを可能にする高齢者健康支援システムの構築を目指すものである。

翌、平成16（2004）年4月にはウエルネス・リサーチセンターを設置した。この機関は、多摩市民・多摩市・民間企業・国士舘大学の連携によって設立された「NPO法人多摩ウエルネスセンター」の中核を成すものであり、学術面からの健康管理や生涯スポーツの振興による地域社会全体の健康寿命資するための提言・啓発を主目的としている。また、健康福祉に関するサービスに携わる人材の育成、及び幅広い年齢層を対象とした安全で効果的なスポーツトレーニング法の研究・開発や普及も行っている。

平成18（2006）年5月4日、事故は不意に発生した。多摩市のイベント会場で、突然男性（70歳）が倒れ心肺停止状態になったのである。その時、偶然にも会場では本学の「JPTECK研究会」によるAED（自動対外式除細動器）を駆使した救護処置ためのデモンストレーションが行われていた。駆けつけた本学の学生・大学院生らの研究会メンバーによって、適切なAEDの操作と人工呼吸術の併用が行われ、その男性は蘇生し、卒倒してから7分後に男性は無事意識を回復したのである。このように、高齢化社会の到来、自然災害や交通事故の頻発、また治安の悪化による事件の多発等々、人命救助に関わる専門的知識を日頃から修得することにより、人命の尊重・救助を実際の場で実行することで、一般学生も地域社会に貢献できる機会が格段に増えている。

平成18（2006）年4月本学は「総合的危機管理」科目を新たに総合教育科目として設置した。本科目の狙いは他者への思いやりや命の大切さを学び、通常の社会生活の中で発生し得る傷病者等に対する適切な処置を習得することと同時に「危機管理」に対する理解を深め、危機管理の知識と技術に基づいた自己管理、さらには社会貢献を目指そうとするものであり、国士舘大学の建学の理念を今日的に発現した典型的な一事例である。このように、多摩市での救助活動は科目設置に至るこれまでの経験と実績の積み上げが奏効したものである。本科目については、今後、eラーニングを活用して他大学の学生が受講できるようにすることに加えて、各キャンパスにおいて地域住民への公開授業として実施する予定である。

危機管理の重要性の強調とその啓発活動の推進、すなわち世界各地で起きている危機から、自分の周りで起きうる危機までを認識し、それへの対処法を学問領域に留まらず、地域社会に普及させることは、この分野についての知識の集積に加えて充実した施設を擁する本学に課せられた大きな社会的使命・貢献として位置づけることができる。

1.2　政経学部

政経学部においては、「聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、『誠意、勤労、見識、気魄』を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」という建学の精神を基盤に、時代に即応したトップマネジメントの足下を支えるミドルマネジメントの中心的役割を担う実践型人材の育成を行うべく組織の充実を図ってきた。建学の理念を高い次元で実現させるため、昭和40(1965)年に政治学研究科（修士・博士課程)、経済学研究科（修士・博士課程）を開設した。今日、我が国の国際的地位は産業の発展によっていると言えるが、他方で、経済のグローバル化に起因する産業の空洞化問題も起こしている。将来に向けて、情報社会の複雑化した問題、地球環境問題、国際分業を通じての共存共栄の問題は、これからの日本経済、日本企業が抱える問題である。こうした問題の出現を意識し、高いレベルで研究すべく平成9(1997)年経営学研究科（修士課程）を、さらに平成11(1999)年に経営学研究科（博士課程）を開設した。

また、政経学部にあっては、昭和36(1961)年以来、教育・研究体制の整備に努め、政経学部一部では、政治学科、経済学科、経営学科の3学科、経済研究所、経営研究所の2研究所、政経学部二部では、政治学科、経済学科の2学科による研究・教育体制の整備を行ってきた。そして、平成15(2003)年度より政経学部二部の学生募集を停止し、政経学部一部を改編して、フレックスA・Bからなる昼夜開講制の政経学部とした。

フレックスA･Bともに、各学科は、教育諸法令及び建学の理念に従い、広く専門の学術を教授し、東西の文化を調和・融合せしめる独創的な教育を行う事を目的として創設以来今日に至るまで、政治・経済・経営の研究と教育に力を注ぎ、実業界を始め各方面に多数の有為な人材を送り出してきた。建学の理念及び教育目的を継承しつつ、さらに時代や社会の要請に応えるため、現代社会の発展を担う政治・経済・経営に関する知識を体系的に修得させ、基本理論に基づいて実践的な専門知識と高い教養とを兼ね備えた人材の育成に努力してきた。そのため、各学科の専門分野の体系的な理解力が高められるよう、政治学・行政学・国際関係論・経済理論・国際経済学・経済政策・財政学・経済史・経営学・会計学・商学・情報理論等の各分野に関する多くの専門教育科目を設けている。そして、それら科目履修の選択の幅を広げるため、3学科間の垣根をより低くし、学生への便益をさらに増大する目的で、政経学部では60単位まで他学科カリキュラムを自由に選択履修できるカリキュラム履修フレックス制を取り入れている。政治、経済、経営の学際性のより一層の発展のため、学科間のカリキュラム履修の相互乗り入れの強化に努力をしている。

政経学部では、特にきめの細かい学生指導が行えるよう、小クラスゼミナール教育に力を注いでいる。学部創設以来、3年次、4年次の「演習」･「卒業論文」だけでなく、1、2年次より専門科目の講義に対応する「政治学演習(政治学科2年次)」･「基礎演習(経済学科1年次)」･「ゼミナール入門 (経営学科2年次)」の学科ゼミ入門科目を設けて、専門科目教育としてだけでなく、人間教育としても効果のある少人数の教育の指導体制を採用している。「演習」は、専門的な学習活動を行う場であるとともに、教員と学生が身近にふれあう場でもあり、また実社会における人間関係のあり方を学ぶ場ともなっている。また、学生の卒業論文については、ほとんどの学生が書いており、さらに、政経学会において優秀論文の審査を毎年行って

おり、毎年数多くの優秀な論文が提出されている。これらの活動を通じて、社会におけるいろいろな問題に対する理解力、実践的な対応力の向上に努めている。

ただ、これまで各学科で行われてきたゼミ制度には、開講年次等において統一性がとられてはいなかった。しかしながら、数年の検討を経て、平成20(2008)年4月より3学科とも次のように制度統一され、1年次から4年次までを通して小クラスでのゼミナール教育が行われることとなった。まず、1年次においては、学部統一テーマのもとに導入教育の場として「フレッシュマンゼミナール」を、2年次には学科専門基礎演習として「基礎ゼミナール」を、3･4年次に各学科の専門知識習得の場として「専門ゼミナールⅠ」、「専門ゼミナールⅡ」、「卒業論文」を設置した。なお、このゼミナール履修においても、学科間の垣根をより低くする目的で、所属学科にとらわれずどの学科の学生であれ、全てのゼミナールを選択履修できる履修フリーとした。

また、国際化・情報化の進む中で政治のあり方・経済のあり方・経営のあり方を学ぶという視点から、この分野では、「国際関係論」、「国際機構論」、「国際経済論」、「国際金融論」、「アジア経済論」、「国際経営論」、「国際会計」等の科目を配している。また、本学の情報科学センターに備わるワーク･ステーション及び情報機器を活用し「情報処理」の科目を設けて、情報処理能力を育成している。さらにまた、学外から招聘した企業人講師によるユニークな「国際情報論」、「エリア・スタディ」等によって、国際的な視野や政治・経済・経営実践の知識を身につけて社会の各分野で活躍できる人材の育成に全力を傾注している。なお、各担当教員の授業改善の取り組みの資料とするため、春期、秋期の授業終了時には、授業評価アンケートを実施している。

政経学部教員の研究成果の発表は、政経学会の研究機関誌として『政経論叢』、経済研究所の機関誌として『経済研究』、経営研究所の機関誌として『経営経理』がある。企画に応じて随時これら機関による研究報告会、講演会が活発に実施されている。

学部行政については、専任教員には学年担任、入試委員、カリキュラム委員、留学生支援委員、学部将来構想委員等のいずれか少なくとも一つに、公平の見地から負担をお願いしている。特に、きめ細かい学生指導体制を行うため各学科、各学年に一人ずつ合計20名の専任教員による担任を配し、事務職の学生主事と共に一緒になって教務事項の指導や、生活指導を行っている。

政経学部においては、専任教員の職務に関して、教育、研究、学部行政の三つのバランスをよりよく図りながら、学部の運営を進めている。

先に述べた理念は、行政･企業などでの独創的、個性的な人材の強い要求や、社会のグローバル化が進む中にあって、その適切性が益々増してきていると考えられる。しかし、大学の理念そのものに立ち入った形での学生の教育・指導体制を定めるような基本的および組織的な再検討は一部行われてはいるが、大学入学時の学生の学力の低下が指摘され、社会の急激なグローバル化・情報化が進展する中で、こうした課題について、近い将来、学部を挙げて再検討をする必要があろう。しかしながら、これまでの学部としての対応の中に見られる本学政経学部の特色として指摘できる内容を挙げてみたい。

（1）個性・自主性の重視

必修科目が少なく、専門科目の履修には所属の政治・経済・経営学科の科目だけでなく、60単位までは他学科専門科目の履修が自由に出来る。この広範な選択可能性を基礎に、学生には履修説明会において、履修ガイドラインや履修コースが例示され、各自の将来希望、興味に応じて、自分が目指すべき目標によって、それぞれのコース希望に応じた科目を学習出来るようになっている。

また、学生による学外でのボランティア活動や公官庁、民間企業等でのインターンシップ活動を積極的に推奨し、それら活動を単位認定する制度も既に実施済みである。

（2）国際化への対応

政治・経済・経営の国際化、グローバル化に対応して、国際事情に通じるための国際関係、各地域研究などの講義がなされている。また外国語教育については、鶴川キャンパス・世田谷キャンパスとも語学教育に関する各種OA機器、マルチメディア教材等を整備し、英語、ドイツ語、フランス語、中国語等のネイティブ・スピーカーを多数配して対応している。さらに海外の多数の大学との協定が成立しており、教員や学生の交流を中心に全学的な留学システムが機能している。

（3）留学生の受け入れ

政経学部は、従来の留学生受け入れに加えて、さらに平成15(2003)年度より留学生の入学定員枠として80名が認められ、現在約300名の留学生が在籍しており、学生の相互交流、国際交流を通じて国際意識を喚起している。さらにまた、世界の協定大学からの交換留学生、交換研究員も受け入れている。

（4）情報教育

政経学部は、情報教育の充実にも努めている。卒業後ただちに社会人として活動出来るために、パソコンの使用は不可欠である。そのため、教養教育課程では総合教育科目の1年次と2年次にパソコンやインターネットの使用法を教える「情報科学」、「情報処理1･2」を開設し、さらにより高度なパソコン使用を目指す学生のためには、さらに上級の情報科目として情報科学センターによる「情報処理講座」を開設し、随意科目として2単位が認められている。

また、政治、経済、経営学科の小クラス専門演習においても、多くの教員がインターネットによる情報収集、表計算ソフトを利用した統計処理、パワーポイント等による発表資料の作成等々、パソコンを利用した教育を行っている。

政経学部は、政経学部の学生専用に十数台のパソコンを設置したパソコン室を用意して、パソコン利用における学生への利便性を確保している。

以上から明らかなように、現行の教育システムは本学部の理念を反映し、また現在の日本の教育に求められるものを十分取り入れており、実際に大学の理念の適切性を示すものと言え、着々とその成果をあげつつあると考える。

最後に、政経学部の採用人事について触れたい。最近の数年間に政経学部で行われた採用

人事は8件であるが、その年齢は1名が20歳代、6名が30歳代、1名が40歳代であり、採用に当たっては人間性豊かな新進気鋭の若手研究者の採用に努力している。なお、新採用8名の内3名は女性教員である。

個性を重視したきめ細やかなゆとりある教育方針は、低学年からの小クラスゼミと必修科目の少なさに代表されている。必修科目が少ないカリキュラムは政経学部における個性の尊重という理念であると同時に長所でもある。しかし、これが十分に機能しその成果を発揮するには、学生の側での真面目な主体的選択がなされる事を前提にしている。しかし、自ら自分の進むべき目標を持ち、主体的選択を行うことのできる学生は依然としてそれほど多いとは言い難い。「カリキュラム体系による科目の選択ではなく、単位取得が比較的簡単に出来る楽勝科目の選択」や「自分の出校曜日に合わせた科目の選択」をする学生は依然としてやはり多い。実践的人材の育成による人材教育と合わせて、こうした学生の態度を修正していく事が今後の課題である。学生の学習目的に合う分かり易いカリキュラム履修が出来るように、学習目的のコースごとに科目の例示を行ったり、学生担任、学生主事によるマンツーマンでの履修指導など努力を行っている。また、主体的学習への動機づけという点では、一度実社会を経験する事も有益と考えられ、インターンシップ制度の更なる充実と活用が必要であると考える。

政経学部では、きめの細かい教育指導という観点から、低学年からの小クラスによる演習科目に力を入れている。この演習のクラス分けにおいて、時に学生側の不満と教員側の不満の二つが発生する。小クラスでとの目的から、1クラスの学生数を25名前後を目途に置いているが、ゼミによっては、希望者が極端に多くなったり、極端に少なかったりと凸凹が生じる。学生によっては、希望のゼミに入れなかったり、またセレクトされる方法への不満が残ったりする。教員側は、出来るだけ多くの学生をと考えるのであろうが限度があり今後の課題である。教員側においても、学生数での多寡による負担の不公平感があり、これも課題として残されている。

政経学部では、専任教員、非常勤講師全教員の授業シラバスや出席管理の電子化に取り組んでいるが、一部パソコン操作に不慣れな教員がおり、指導をより徹底して行い100％達成を目指している。

実践教育という面から、学部学科の専門科目教育の他に、資格習得に力を入れている。生涯学習センターを中心に資格取得講座が実施されており、政経学部学生もそうした講座を利用して、「ワード、エクセル講座」、「簿記講座」、「宅地建物取引主任講座」、「システムアドミニストレータ講座」等の利用により資格取得のために役立っている。学生達の資格習得を学部としても推進するため、講座の履修や資格習得で学部の単位として認定する制度も設けている。

政経学部には、教員の研究および教育の充実をはかるために、政経学会を設置しており、教員の研究を出版物として発行し、多くの教員が執筆して、広く学生に配布、還元している。また、実践教育の一環として、優秀な卒業論文を政経学部として表彰しており、毎年多くの卒業論文が提出されている。しかし、研究論文の執筆者が偏ったり、出版した機関紙等を学生があまり利用していないような傾向が見うけられるので、政経学会およびその機関紙がより有効に利用されるように考慮する必要がある。

政経学部は、学校法人国士舘が設立する国士舘大学の一学部であり、その国士舘大学の設置及び教育の理念•目的については、建学の理念に基づいて、『学校法人国士舘寄付行為』の第3条において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」と定められている。要約すると、「聖人至徳を志し」とは、孔子や孟子のような最高の徳を持った人のように成ることを志し、努力することである。そのためには、不断の、つまり断つことのない継続的な読書、体験および実践を積み重ねる必要があり、さらに反省を繰り返すことによって、自然に「誠意」•「勤労」•「見識」•「気魄」の精神が培われるというのである。さらに、「道義日本」とは、筋道の通った、筋道の通る日本のことである。つまり、読書や体験•実践さらに反省を繰り返すことによって、最高の徳を持ち、誠意・勤労・見識・気魄の精神を備えた、自信に満ち溢れた、威風堂々とした人となり、さらに、世界の平和と進運に貢献できる有為な人材を育成しようというのである。

この建学の精神を現代的、より民主的に理解することによって、政経学部では、全教員、全職員一体となって、人間性豊かな国際人、また国民経済の中心となる、時代に即応したトップマネジメントの足下を支えるミドルマネジメントの中心的役割を担う実践型人材の育成をめざし、これまでに述べてきたような改革と努力を行い、その多くは成果を上げてきていると思う。特に、国際化と学際化には著しいものがある。留学生の受け入れ人数や海外協定大学の拡充等、実践的な国際化は目を見張るものがある。学科間60単位まで履修相互自由のフレックス制は、学生の学習機会の多様化として好評を得ている。

政経学部は、政治学科、経済学科、経営学科の3学科で構成されており、それぞれ、政治学、経済学、経営学の教育・研究を中心に運営され、かつ三学科の融合性、学際性をも十分に考慮しながら改革を続けている。そして、より専門的な勉学研究を目指し、大学院へ進学する一部の学生などを除くと、ほとんどの学生を社会人として輩出している。学生には、出席を重んじ、レポートや課題を与えて、読書、体験、実践の機会を多く与えることが、設置目的からも望まれるが、全教員が一致した、統一した方法で実施するには至っていない。この点での課題が残されている。

しかしながら、国士舘大学はややもするとナショナリスティックな右よりの大学として見られて来た感が若干ある。今後これをどのように払拭していくかが一つの大きな課題であり、政経学部としても、改革を続ける中でこの点についても変わったと受け止められるように努力を続けたい。

教育においては教育する側の理念・目標だけでなく、実社会がどのような人材養成を希望しているかということも重要であり、理念・目標もこれに大きく影響されよう。国士舘大学の学生に対する実業界の大方の評価は、真面目によく身を粉にして一生懸命働くという点にあると聞いている。政経学部では、学生の個性と自主性・実践性を尊重するという理念の基に社会的需要に合わせて、人間教育を行ってきた。しかし、国際化・情報化が急速に進展する現代社会においては、企業においても就職してくる学生の持つ独創性、そしてその基礎にある個性が強く求められるようになってきている。

本学の建学の理念も、現代社会の進展に合わせて時代の要求に一致する次元の高い新しい

解釈が必要になろう。大学の設置基準も大綱化された現在、官による画一化された、知育偏重の詰め込み教育主義を排して、私塾から出発した国士舘大学の建学の精神の新しい時代にあった理念の解釈とその実行が必要であろう。

国際化・情報化に対応した実践的教育をより強く求めるとすれば、単に単位認定方法の改善だけでなく、新しい時代が求める勤労者になるための基礎教育として、実社会で役立つ実務を中心とした行政実務・簿記・会計・商法・民法・経済予測・経営管理、実践英会話・情報処理応用などをより充実させ、より多くの学生が履修できるように、カリキュラムをさらに充実すべく、検討する必要がある。また、資格講座との連携の強化をさらに実施して、政治・経済・経営の三つの学科の教育および理念がより活かされるように、理論だけの融合でなく、更に学際的、実務的な方向へと努力することが必要であろう。

最後に、平成20(2008)年4月には、政経学部、法学部、文学部については世田谷キャンパスでの1年から4年までの一貫教育によるワンキャンパス化の実施が予定されている。政経学部ではこの実施に合わせて、フレックスA・Bの入学定員の一体化、政治・経済・経営の三つの学科のゼミ制度の統一、新入生の導入教育を行うフレッシュマンゼミナールの設置等、学生への教育サービスのさらなる向上を目指して、現在それら実施に向けて着々と準備を進めている。

1.3　体育学部

体育学部は、国士舘大学の建学の精神である「国家の礎たる人格の育成、すなわち人欲我欲を克した個性の尊重と人格の陶冶」を理念として平和な世界観を持ち、これに貢献する人材の養成と、基礎的な体育学教育を通じて実践することを目的として、昭和31(1956)年に3年制の短期大学を開設した。昭和33(1958)年の大学（体育学部体育学科）開設と共に同短期大学を廃止した。

本学部の目的は、体育・スポーツ・武道の学芸を学ばせ、より広い専門知識と高い技能を修得させ、体育・スポーツ・武道文化の発展と学術の研究活動推進に努め、豊かな心身の育成と錬磨をはかる文武両道の教育をすることにある。また、社会の変化に的確に対応し、健康で豊かな生活環境を阻害するスポーツ傷害や疾病をはじめ、各種の事故・災害に対処する高度な救急医療体制の充実・発展に寄与し、人間の幸福や生活の基本である健康・体力の保持を推進する役割を担い、健康で明るく豊かな社会の創造者として国際社会で活躍できる人材の育成を図ることにある。

こうした理念を実現するため、本学部では平成12(2000)年から武道学科、スポーツ医科学科の2学科を新たに設置し、平成16(2004)年に完成年度を迎えた。運動科学、救急医療技術の専門教育の充実を図り、教養教育並びに語学教育と専門教育の連携の取れるカリキュラム編成に取り組んでいる。

（1）体育学科

体育学科は、スポーツにおける自然科学・人文社会科学を深く探究するとともに、総合教

育科目との融合を図り、体育・スポーツの実践と理論的指導ができる人材の育成を目的としている。

①体育・スポーツの意義と役割、体育・スポーツの福祉社会でのあり方、生命・健康生活・人生観など豊かな生涯生活の探求、および社会のニーズに貢献できる人材を養成する。

②体育・スポーツ文化を体験させると共に、広く専門知識や技術を研究教育し、これからの創造と発展に貢献しうる教育・研究・指導者の育成を図る。

③体育・スポーツ・健康に関する学問領域を幅広く理解し、個々に応じていずれかの専門分野を深く学問し、将来、有為なる人材としての成長基盤・基礎を培う。

④競技スポーツ活動を通して､国際親善交流や世界平和に貢献する人材を育成すると共に、我が国スポーツ界の発展に寄与する。

(2) 武道学科

武道学科は、我が国固有の伝統運動文化である「武道」の特性を基礎に、人格陶冶や人間形成といった「道を求める武道」のあり方、並びに科学性を伴った武道教育のあり方等を実践し、国内はもとより、国際試合に貢献する人材育成と国際意識や国威発揚のための実践教育と理論的指導者の育成を目的としている。

①伝統的運動文化としての武道の継承。

②科学性を伴った武道の国際競技力向上への貢献。

③生涯学習・生涯スポーツの発展に貢献する武道指導者の育成。

④国際的武道指導者の育成と国際交流進展への寄与。

(3) スポーツ医科学科

スポーツ医科学科においては、自ら学び、考える力の養成を基礎に、豊かな教養と高い倫理観を育み、主体的に救急現場や高齢者スポーツ現場の事故に対応できる能力を養い、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下す能力の育成を重視する。一方、高度救急医療の専門的な要素を持った人材として、広く活躍できる基礎的能力等を培うとともに、専門性の高い基礎技能に加えて高度救急医療技術を持って、実践・教育・指導に当たることの出来る職業人の養成を目指す。

①国民の基本的生活を護るために、生命の危機を防ぐ為の人材の育成。消防官・警察官・自衛官・病院職員・海上保安官など国や人の命を護る職業人の育成。

②日常的スポーツ事故、交通事故、怪我などに沈着かつ迅速に対応できる高度救急医療技術者の養成、日本の救急医療体制の充実に貢献できる人材の育成。

③一般市民に対して、救急処置法や心肺蘇生法の教育、指導実践に当たることのできる指導者の養成。

④国際的な救急活動に対応できる医療技術者の養成と教育の推進。

教育現場の荒廃と家庭での躾教育への無関心もしくは皆無という現状を踏まえて、本学部の特質の一つである武道教育の専門性を発揮し、武道における精神的（道）教育を進め、青少年の心の支えとしての武道教育・研究の推進に努力していることは評価できる。

近年、資格取得に対する就学者の高い意識を考慮して、スポーツ医科学科は、高齢化社会

におけるの事故への応急処置、救命救急センターにおける病院実習および東京消防庁管内における救急車同乗実習等を通して、その実践能力を確実に向上していること、また教育の結果として、多くの学生が人命救助等の功労により地域から表彰を受けている点も実践的教育の結果として評価できる。

本学部は教職重視の教育課程を編成し、またそのための教育研究を行ってきたが、教員としての就職枠が減少し、学生の要望も多様化してきた。また昭和63(1988)年、学生のニーズに対応するために5コース制を取り入れ、更に度重なるカリキュラムの改正を行い、学生の要望に答えるべく努力し、一定の成果を上げてきた。しかし、最近の就職難からますます実学要望が強くなってきたことと、教育現場の荒廃と家庭での躾教育等が疎かになっている現状を踏まえ、本学の教育理念に合致する日本の伝統とスポーツ文化に価値を見出しつつ、精神的（道）教育を進めることが可能な武道を充実させるために、武道学科の内容充実を図っている。また就学者の意識の高い資格取得と、高齢化社会における事故に対して応急処置のできるスポーツ医科学科の設置を行った。学部の理念・目的に合致した学部改革の成果は、入学志願者の数の増加及び入学試験成績のレベルアップに反映されている。本学部の教育システムと本学の教育理念並びに本学部の教育理念・目的を反映し、また現在の日本の教育の必要性を十分に反映しており、この意味で理念・目的の適切性を示すものといえる。

本学部は将来展望を明確にしており、入学志望時から将来意識が明確な学生にとっては、満足のできる教育システムであることは明らかである。しかし、これが十分に機能し、その効果を発揮するためには、教員と学生の緊密な連携が今後益々要求され、より精緻なシステムの構築が必要となる。

学外専門機関実習として、武道学科は地域武道実習および海外武道実習、スポーツ医科学科は病院実習および救急車同乗実習を行っている。学外実習は、本学の持つノウハウを充分に生かして、実習準備段階から学生に対する教育と意識改革に努め、概ね初期の目的を達成したが、学生の意識レベルが実習先と必ずしも一致しない場合が多少あった。この改善策として、前年度実習生の体験談を次の学生に説明すること、体験ノートを読ませること等により意識の改善を図った。

平成17(2005)年から3学科間の共有意識の高揚・交流を目的とし、3学科共通科目を必修科目8教科13単位（「体育原理」「解剖学」「運動生理学」「体操Ⅰ」「体操Ⅱ」「野外教育」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」)、選択科目2教科2単位（「柔道Ⅰ」「柔道Ⅱ」「剣道Ⅰ」「剣道Ⅱ」）設けた。現在は学科ごとに時間割が組まれているが、今後は野外教育等3学科合同授業が必要かと思われる。

本学部全体として、以下の点について、改善するための検討を続けている。

1．資格取得カリキュラムの位置づけと取り扱い

2．時代の要求に対応する教育内容の点検を行う。

現在のカリキュラムの安定性を願うだけでなく、必要な改革を常に心がけてゆかねばならない。そのためには、本学部学務分担に常設の教務委員会・カリキュラム等検討委員会に加え、受験対策委員会等を設けるなどして、教育効果、改善点を常に点検・評価し、改善・改革の提案を教授会に行うこととしている。

（1）体育学科

本学部全体としては、受験生及び学生確保の心配は解消された感があるが、体育学科は将来に向けて積極的な改善、改革が求められる。とくにコース制を見直し、教育研究企画に学生の意見を積極的に採り入れ、今後の方向性と具体性を確立することが重要である。そこで、平成20(2008)年度以降に、将来性を見据えた体制づくりと資格取得の在り方を進めるべく検討中である。

（2）武道学科

将来の改善・改革について今後の方向性と具体性の確立が重要である。資格取得が体育学科と同じで武道学科としていまだ明確でない点、柔道・剣道中心のカリキュラム編成からコース制等を取り入れたカリキュラム編成への検討が、平成20年度以後の課題となる。

（3）スポーツ医科学科

救急救命士の業務拡大に対応し、大幅なカリキュラム改革を平成18(2006)年度に行ったが、今後も救急救命士の業務の変化に柔軟に対応したカリキュラム編成を行っていく必要があると考えられる。それにより、実践的でより高いスキルを持った救急救命士及び救命士資格という付加価値を持った保健体育教諭、養護教諭を輩出していくことが目標である。

1.4　工学部

工学部は国士舘大学の建学の精神である国家の礎たる人格の養成、すなわち個性の尊重と人格の陶冶を理念として平和な世界観を持ちこれに貢献する人材の育成を理念とし、基礎的な工学教育を通じてこの理念を実践することを目的として、昭和38(1963)年に開設した。

工業における研究開発と生産に必要な基礎学力と実社会に出た後での応用力に富み、優れた技術者を養成するためには工業教育が重点となるが、これを支える基礎的な研究教育も充実する必要がある。これにより基礎学力を備えた人材を養成するための教育を行うことを学部の目的としている。

昭和38年に機械工学科、電気工学科を開設し、続いて、昭和39(1964)年に土木工学科、建築学科を開設した。その後、工学の基幹となる4学科を平成13(2001)年に電気電子工学科に、平成14(2002)年に機械情報工学科、都市システム工学科、建築デザイン工学科に改称し、今日に至っている。また、4学科を基礎母体とする工学研究科を平成6(1994)年に開設し、創造的な開発能力を持ち、高度な技術者の育成を持つ修士課程と平成11(1999)年に開設した博士課程を併せて工学部の体制を整えている。

この体制のもとで、工学の基礎教育の重視、実務的能力の養成、開発・生産に必要な応用力の涵養、国際的技術力の醸養を軸に多岐にわたる課題に果敢に取り組み、解決して行くことができる幅広い応用能力や創造的開発能力を持つ技術者を養成するという本学部の理念を実践している。

この教育理念の実践をさらに時代の変化に柔軟に対応したものにするために、平成

16(2004)年4月より学部の改組転換を考えるプロジェクトを学部内でたちあげ､学部の将来構想の検討を始めた。そのプロジェクトを発展させ、平成16年9月より平成18(2006)年3月まで「工学部新学科設立準備委員会」を設立し鋭意検討を重ねてきた。特に平成17(2005)年6月よりおよそ3カ月間にわたり学外の有識者及び他学部委員より構成する「工学部改組支援アドバイザーセッション」を開催し多方面の有識者の意見を参考にしながら、工学部の将来計画を検討してきた。その結果、平成19(2007)年4月より従来の工学部4学科体制から、理工学部、理工学科6学系体制に改組することを決定した。また平成18年4月には新学部組織検討委員会が発足し、平成19年4月開設の理工学部の組織検討を行っている。

理工系学部では、従来学問体系に沿って学部を学科に区分してきたが、このような学部編成では時代の急速な変化に対応することが難しいという点が近年指摘されている。これが本学を含め他大学でも2〜3年周期で学部の改組転換を行わなければならない主たる理由である。これまでのように狭い専門領域の学問体系によって区分けされた学科構成による教育だけでは、これからの時代のニーズに合った人材を育成することは難しい。幅広い教養と知識を習得し、視野の広さや大局的な判断力を養いながら、専門性を高めていく教育システムが必要であるという視点である。

留意すべきもう一つの視点は、入学時に将来設計が決まっていないためにどの学科を受験すべきか迷っている学生や、入学後に講義を聞いて進路変更を希望する学生が近年増加しているという点である。進路変更の難しさから中途退学をしていく学生を減少させる意味からも、学生一人ひとりの将来像（キャリアデザイン）を、科目を履修し視野を広げながら、同時並行して将来設計の支援が出来るという学部体制を整える必要に迫られている。

これらの問題点を克服するために､平成19年4月にスタートする新学部では､領域横断的で実践的な学部教育を行うために4学科を統合し1学部1学科6学系にし、時代の変化に柔軟に対応できる学部体制とした。また、入試方法にフレキシブル入試（受験時に将来の進路が確定していない志願者用）とセレクティブ入試（受験時に将来の進路が確定している志願者用）を採用し、1年次教育に「導入および動機付け教育」､「アカデミックアドバイザー制度」等を導入することで学生のニーズに柔軟に対応できるように配慮した。

この1学部1学科6学系システムの利点は、次の通りである。

①学部のシステムを10年間ぐらい変更せずに保持し、学系の構成や内容は常に時代にあったものに柔軟に対応して更新していく。このようなシステムにしておけば、時代のニーズにあった改組転換がやりやすく、迅速で柔軟性を持った対応が可能である。

②入学時に将来の進路が決まっていない学生が多くなってきているが、1年次の「導入及び動機付け教育」､「アカデミックアドバイザー制度」等を通して、入学1〜2年後に自分に最適な学系を選ぶことが可能であり、受験時にのミスマッチを避けることができる。

③入学後に進路を変更したい学生に対して、従来の学科のシステムはハードルが高すぎたように思われる。その結果、中途退学を余儀なくされた場合が見受けられる。1学科6学系にすることとアカデミックアドバイザー制度を活用することによって退学者を極力減らすことが可能になる。

④アカデミックアドバイザー制度、新入生教育、課題探求解決型教育、学習支援室等、学部全体での統一したきめ細かい特色のある教育が可能である。

⑤各学系の専門性を打ち出す一方で、将来脚光を浴びるであろう学際領域の新テーマにも柔軟に対応することができる。
⑥専門分野の近い複数の教員でユニットを形成することにより、教育に幅と弾力性を持たすことができる。
⑦外部資金の導入等で必要になる研究教育分野ごとの教員の協力がとりやすくなる。

幅広い視野を養う理工学基礎教育に関しては、1教員当たり7～8人の少人数教育を1年生から始める事によって年々向上していると思われる。しかし、新しい問題に果敢に取り組み問題を解決していく能力の養成に関しては、現行のゼミナール、卒業研究だけでは不十分であり、教育目標は達成されているとはいい難い。

平成19(2007)年4月に開設される理工学部では、ゼミナール、卒業研究以外でも課題探求解決型の科目を各学年に配当し、強化する方策が取り入れられている。またコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を高める工夫も種々の科目の中に取り入れられている。

新学部で特に力を入れていく教育は次の内容である。

①広い視野と柔軟な思考力
②プレゼンテーション能力
③コミュニケーション能力
④積極的に問題を発見し、解決する能力
⑤職業人としての倫理観

地方の大学に比して、都心に位置するわが大学は、その研究・教育スペースについては優位性を保つことは大変困難であるが、都心にあるメリット最大限に活用する必要がある。それと同時に、大学全体として、他大学にはない特色を学部横断的に打ち出すことが急務である。

1.5　法学部

法学部は平成13(2001)年4月に現代ビジネス法学科を設置したことにより、法律学科と合わせ2学科体制になっている。

法律学科は昭和41(1966)年に創設され、当初は教育諸法令および建学の理念に従い、広く専門の学術を教授しかつ東西の文化を調和・融合させた独創的な法学教育を行うことを目的とするものであった。その後、さらに時代や社会の要請にこたえて、法的基礎知識および識見を身につけた健全な社会人ならびに企業その他社会において必要とされる専門の法的知識および能力を具えた職業人を育成することを目的としつつ教育内容を充実してきた。しかしながら、現在の国際化、情報化、高齢化という社会状況のダイナミックスの中で法律が直面している問題、すなわち、環境問題、経済金融問題、消費者問題、男女性差別問題、犯罪非行問題などにも配慮した関連法領域の科目を配置して、時代に即応した法学教育もあらたに強く求められている。特に経済のボーダレス化が進むこれからの国際ビジネス社会の中で、そこで生ずる企業活動の各種法律問題に総合的に対応できる人材の育成が求められている。その方針にそって、平成13(2001)年4月に現代ビジネス法学科を設置し2学科体制になった。

上記のような趣旨から幅広く法律的な思考方法を身につけ、将来の実生活や実務に生かせる能力を育てることを目標として、例えば講義は150名を超えないようにし、また、少人数の演習形式の演習指導を2年次から必修としており、3・4年次の演習は2年間同一教員による一貫指導を実践してきた。さらに平成17(2005)年に法律学科、平成18(2006)年に現代ビジネス学科に1年生の導入ゼミを配置して全学年を通して､教員と学生が人格的な接触を図りつつ学習を深めていくようにするなど、きめ細やかな配慮をしている。なお、現代ビジネス法学科は社会人のリカレント教育、生涯学習の必要性、就労事情の変化、就学形態（昼型学生、夜型学生の増）などを視野に入れ「昼夜開講制」を採用していたが、フルタイムコース、アフタヌーンコースの定員の不均衡やカリキュラム実施の時間的制約などの問題などから、平成18年4月より、1～7時限のフレックス制に統一している。

法律学科は憲法・民法・刑法を中心にし、外国法、法哲学などの基礎法学科目も充実した伝統的な法学教育を行っているが、総合教育科目に例えば、人間と地球環境、異文化の理解というような新しい科目を置いたり、情報科目や外国語科目をコミュニケーション重視した実践型の内容にするなどの工夫をし、またセメスター制を導入し、学生の履修の便にも供するシステムにしている。また、専門科目についても不動産法、法情報学、犯罪学、法女性学、少年非行と少年法、など社会ニーズに合わせて科目を配置して対応している。加えて、寄付講座として金融関係特論、消費者保護特論、被害者学特論の3科目が開設されており、実務経験豊富な講師を配置し関心を高めている。こういうことから、カリキュラムはバランスの良い、新味のあるものといえよう。したがって、本学科では憲法を基本にした実定法を中心にした体系の中で、新しい法律問題も含めてそれらに対処できる法的思考方法を教育、指導しており、このことは、個々の学生の勉学志向にもまた資格取得の要望にも対応できていると考えられる。

現代ビジネス法学科は欧米の企業活動を中心とした法律実務、その背景となる政治・経済分野の基本的知識、および地球市民としての生活の中での法感覚を修得し、また国際コミュニケーションの手段としての情報処理技術や実用外国語を習熟させることの要請に応えて、総合教育科目には法律学科との共通科目の他、欧米文化論や異文化間コミュニケーション論という特色ある科目をおいている。また、パソコン操作を授業の中心におく法情報学を必修にしており、実用面に重点を置いた外国語（特に英語）は習熟度別によるコース制を採用して学生の勉学に利便なようにしている。専門科目では国際取引法、国際紛争処理法、現代企業論、消費者関連法、インターネット法などの斬新な科目を置いている。本学科は平成17(2005)年度にはじめて卒業生を輩出したまだ新しい学科であるが、学生はそのユニークな教育内容に馴染んできていてかなりの成果をあげている。

また現代ビジネス法学科は、平成13年の新設当初の外的要因もあって、フルタイムコース(25名定員）アフタヌーンコース（定員175名）という、やや不自然な昼夜開講制の形で出発したが、完成期後の平成18(2006)年4月より、フルタイム･フレックス制（1～7限）に改編した。さらに、平成18(2006)年4月、従前からの法律学科に上設の法学研究科に加え、その上に設置した総合知的財産法学研究科の基礎的科目として知的財産法、知的財産と紛争などを配置し、その一体性を考慮している。

法学部をとりまく状況は現在なお、激動している。1つは、平成20(2008)年4月に現在鶴川

キャンパスで行われている法律学科1、2年次のカリキュラムを世田谷キャンパスに移し、法学部両学科全体を全学年を通して世田谷・梅ヶ丘キャンパスで一貫教育することを決定している。その実行に向けて、両学科を通じた根本的カリキュラム改編の再検討に入っている。加えて、その教育目的の実効性を図り得る施設設備も肝要である。2つ目は全国の法学部を擁する大学のほとんどは法律家養成のための新しい法科大学院開設に名乗りをあげた。これらの大学は本年以降の新司法試験の実施結果とともに、法科大学院および法学部教育のあり方について、再検討を余儀なくされている。本学法学部はこの第1期開設期の開設を見送ったが、その反省とその後の問題点を検討の上で今後の設置に向けて継続的検討をしていかなければならない。それができない場合でも、学内の調査によれば在学生に将来弁護士資格を取得したいとするニーズがますます増えていることから、学部としては上記カリキュラム改革に合わせて法科大学院志望者のための履修科目をカリキュラムに組み込む必要がある。併せて、既存の大学院の再編および新大学院の構想も検討している。次に、3つ目は情報化の動きである。この情報化の流れは現代ビジネス法学科設置申請時に予想した以上に加速している。大学全体でのインターネット、イントラネットの再構築を急ぎ、その中で現在の情報機器を利用した指導を含め、現代ビジネス法学科の特色とした情報教育を充実してくことが急務であるし、法学部全体としてもそうした教育環境を実現しなければならない。

1.6　文学部

文学部は昭和40(1965)年9月設置認可を申請し、昭和41(1966)年4月に開設された。教育研究の目的は、大学創設以来の伝統を踏まえ、「人文科学の諸分野において深遠な学術を教授研究し、豊かな教養、高潔な人格を備えた有為な人材を育成する」ことにあった。

平成4(1992)年から翌5(1993)年にかけて、大学設置基準大綱化の動きを受けて学部教育の総合的な見直し検討が行われ、三次にわたる報告書（第2部会答申）において、その教育理念は「人文科学の分野において深遠な学術を教授研究し、豊かな教養、高潔な人格を養い、もって文化の創造発展、国際社会の福祉に貢献する有為な人材の育成を目的とする」と述べている。

その後文学部では、大学院人文科学研究科設置の気運が高まり、平成13(2001)年に修士課程、同15(2003)年に博士課程が開設された。その過程で学部の教育理念も再び見直され、「人文科学研究科設置申請の趣旨」（平成12年6月申請）では、文学部の教育理念を「東洋文化を基本に見据えて、大学の使命である深遠な学術を教授研究して、知的生産の実をあげ、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造・文明の継承の力をつけ、人類の福祉の増進に貢献し、国際社会の進展に寄与する人材を養成する」としている。

大学進学率が向上し、国民の半数近くが何らかのかたちで大学教育を享受する、いわゆる「大学ユニバーサル化」の時代を迎え、大学はエリートの養成機関とみなされていた時代とは根本から異なってきている。大学は多様な学生を教育対象としなければならず、グローバル化、情報社会化が進む環境の下で、新時代における教育のあり方と、それに基づく将来構想について、より広い視野にたって検討すべき時を迎えている。文学部は、こうした現況を踏

まえ、学部教育の改革と充実をはかるべく、学部の将来構想をとりまとめるため、平成13(2001)年4月に、「文学部将来構想委員会」を発足させた。以来、平成14(2002)年1月まで、全10回の委員会審議を重ね、学部の教育研究内容、教育システム、教育組織をめぐって、学部創設以来の総合的な議論が行われ、委員から各自の教育理念が吐露され、学部の教育研究の問題点や課題が議論されて、学部改革についてさまざまな提案がなされた。その結果、「文学部の将来構想に関する報告書」がとりまとめられたが、その内容は学部としての共通認識となったものもあれば、お互いの認識の違いを確認するだけに止まったものもある。特に将来構想上、最重要課題であった学部教育組織の改革については、最終的に全会一致の案をとりまとめるには至らなかった。

文学部の将来構想委員会が再三にわたって開かれ議論されながら、学部の将来像について確固たる共通認識を形づくるに至らず、将来構想委員会解散後は、将来構想等について話し合いすら持たれなかったのは、「学部の理念や目的の認識が、まだ充分に透徹したものになっていない」(前回報告書)からでもあるが、大学から、あるいは社会からの形而下的な要請に応えなければならない事項があまりにも多く、日々それに追いたてられる現実があるからでもある。

先述したように、「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけることで、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する」という文学部の教育理念や目的は創設以来基本的には変わっていない。この理念と目的は、単に専門的な知識や技術の伝授にとどまることなく、「人を育成する」ということに真の教育目標を置いている。この教育目標は、技術が最優先される今日、ますます重要度を高めている。一方、文学部は人文科学の諸分野において、学問の府にふさわしい真に高度な専門性を有する学問を体系的に教育することを重要な目標としている。この二つの目標を学部教育の中でいかにして調和させて展開するかが当面する課題であるが、その困難さは学部発足時とは比べものにならないほど、難しさの度合いを増してきている。

文学部を基礎に大学院人文科学研究科（平成13年度から修士課程、平成15年度から博士課程）が開設されたことにより、学部教育と大学院教育との間での連携と役割分担が綿密にはかられねばならない。そこで今改めて学部教育の役割が見直され、学部学生の実態に即した教育体系が、その理念と目的に基づいて編成される必要がある。

21世紀の現代に対応するため、「心の教育」を重視し「人間形成」を最重要課題とするリベラル・アーツの立場をますます発展させるとともに、多様化する学生の適性を伸ばしつつ適応力豊かな人材を育成するために、学部における人文科学の専門教育は、大学院における専門の高度化とは異なる方法で工夫される必要がある。

文学部の学生は、初等教育専攻は、1年次から4年次まで、その他の専攻では主に1年次と2年次の学生が鶴川キャンパスで教育をうけている。しかし、平成20(2008)年4月1日から、すべての学生が世田谷・梅ヶ丘キャンパスで教育を受けるようになる。念願であった1年次から4年次までの一貫教育が可能になる。この移転に伴い、理念・目的にそった斬新なカリキュラム体制や、文学部の将来構想を話し合う機運の起こることを期待したい。

1.6.1　教育学専攻

教育学専攻の「広く人間形成の学という展望に立った諸学問の研究と教授」、あるいは「社会に貢献できる人材の育成」といった「理念・目的・教育目標」を鑑みた場合、「⑵教育方法（とその改善）」の点で、少なからず、「達成」課題を有していると言える。中でも、教職を希望して入学する学生が多いのに比して、就職状況がはかばかしくないなど、特に卒業時の、学生の質の確保を意識した「人間形成」が図られる必要がある。

こうした「人間形成」の実現には、必然的に教育方法の改善が要求される。その意味では、卒業生の進路を改めて把握し直し、教職を意識しつつ、学生が、少なくとも広義の教育関係職に携われるよう、改革を進めなければならない。例えば、組織的取り組みにおいて展開されるFD活動や学生の授業評価を、各教育の教育方法に具体的に帰することなどが、当面の課題と言えよう。

1.6.2　倫理学専攻

倫理学専攻は、大学における哲学・思想の教育に対して一般社会が求めていることとして、以下の点を重要視してきた。すなわち、専門の研究者を育成することよりも、むしろ哲学・思想的教養を基盤とする問題発見能力とその自覚的解決能力を育成することである。哲学・思想的教養があらゆる教養の基盤ともなる事に留意すれば、実社会に生きる成熟した人間として有しているべき、この根本的な能力の涵養こそは、大学教育一般の根幹において求められていることでもある。

現実世界に対する問題意識を深め、知的追求による問題解決と、自覚的な自己実現を果たしうる人格を養成することを目的として、本専攻では東洋と西洋の哲学・思想全般を特に広範に研究教授することによってそれを実現することを期している。この教育理念のもと、3.1.5.2で述べるような、一専攻としては類例のないほどに包括的な哲学・思想の系統的カリキュラムによって、現代社会が大学教育に求めている人間教育一般の根幹を担う哲学・思想諸部門を網羅している。

哲学・思想的教養を基盤とする問題発見能力とその自覚的解決能力の育成が大学教育一般の根幹においても求められているという点から、特に専門的色彩が強い原典講読と演習及び現代哲学特殊研究を除くすべての講義科目は、文学部共通科目として、学部学生の人格養成の一助とするために学部内全専攻の学生に門戸を開放している。今後はさらに本学の大学教育全般の中で、特にいわゆる教養教育の振興にもっと積極的に貢献する道をも模索するべきであろう。

哲学・思想教育の到達点として、特に重要視せざるをえないのは卒業論文執筆である。邦訳書をテキストとすることを許しているが、いずれにもせよ当該テキストの思想の核心、つまりそれがそもそもどういう思想であり、人間一般にとってどのような意味があるのか、学生はテキストを読破してこの点を自らの力で取り出してこなければならない。哲学・思想のテキストを徹底して読み、自ら問を立ててそれを論文にまとめることによって、根本から問

う力、柔軟に考える力、そして解決を見いだす力を実際に身につけたかどうか、この点が卒業論文評価の基準である。その審査は専任教員全員の徹底した合議によって厳正に行っている。

このように倫理学専攻では網羅的に配置された古今東西の哲学・思想を学び、また研究することができ、在籍学生は極めて広い範囲の哲学・思想分野の中から自ら選択して、突っ込んだ思想内容を学習することができる。得られた哲学•思想分野の知識と教養を基盤として、物事の本質を把握し、その問題と解決を論じる思考力と表現力を体得させ、もって実社会に生きる成熟した人間として有しているべき、根本的な判断力を涵養することを期している。

なお、専攻のこの理念・目的については大学案内、ホームページで周知を図っているところであるが、9.5でも述べるような課題をも配慮しつつ、さらなる周知に努めるべきである。

1.6.3　初等教育専攻

多様化、個性化、情報化、国際化等の社会の急激な変化に対応し、教員の資質として、豊かな人間性、社会性や実践的指導力等を備えた人材の養成が強く要請されるようになった。そのため、現在の初等教育専攻の理念・目的・教育目標は、「小学校及び幼稚園の教員養成とその資質の向上に資するため、学問の理論とその応用的・実証的な教育研究を行い、教育者としての使命感と児童に対する教育的愛情、人間の成長・発達についての深い理解、教科等に関する専門的知識、広く深い教養、そしてこれらを基盤とした実践的指導力等を具備し、個性・創造性豊かで、広い視野を持った人材の養成を図る」ことを旨としている。

厳しい教員採用状況の中、過去3年間における現役学生の平均採用率は約30％であり、教員養成を行っている他大学等と比較しても評価できると思われる。教員養成を主たる目的としている本専攻においては、なお一層社会の要請に対応した教員養成に努める必要がある。

教職に就く学生が多いのはもちろん、教員免許状の取得という付加価値を得て教育関係を中心に幅広く進出していることなどは長所といえよう。しかし、早期に進路変更する学生や教員としての適性に著しく欠ける学生の増加傾向が認められ、その対応については、今後の課題である。

標準以上の教員採用率を維持していることは評価できるが、更なる前進のためにも、理論と実践を車の両輪とする教育研究に努めるとともに実践的指導力等を具備した教員の資質・能力の育成の強化が必要である。

学力低下の傾向が明白であり、教員の資質・能力を高める観点から一定の学力水準を維持するための方策について検討して行きたい。また、教員以外への進路変更する学生等の対応のあり方については、今後とも継続して検討していく必要があろう。

1.6.4　考古・日本史学専攻

平成16(2004)年度、国史学専攻から「考古・日本史学専攻」への名称変更を行った本専攻

においては、昭和41(1966)年の創設以来、長年にわたり培われてきた研究・教育上の蓄積や伝統に基づき、次のような教育理念と教育方針が確認されている。

本専攻の目的は、日本の歴史研究を通して日本文化の特色を把握し、日本文化の創造、さらには世界文化を創造しうる能力を養い、国際社会との協調と発展に貢献しうる有為な人材を育成することにある。その目的、実現のための教育方針として、

①問題意識の涵養
②世界史的視点の涵養
③研究史を把握し、批判する能力の涵養
④古文書・古記録等の文献史料の読解力、さらに遺跡・遺物等文化財の調査研究能力の涵養
⑤史（資）料を調査、収集し、分析する能力の涵養

の5方針を立てている。世界史的視野のもとでの日本文化の創造を主体とした教育理念、さらにそれに伴う人材育成などの教育目標は適正であると考える。

本専攻においては、専攻の教育方針に従い、これまで、数度に及ぶカリキュラム改訂を経て、平成15(2003)年度に新設科目や名称変更を含むカリキュラムの全面改訂を実施し、一貫した専門科目の整備は、ほぼ完成した。平成18(2006)年度には、新カリキュラムで学んだ最初の学生が卒業することになる。平成16(2004)年度からは、これまで、専門性を重視した教育目標を達成するために、考古学と文献史学の2コースを併設していた実態をふまえ、「考古・日本史学専攻」と名称変更し、従来の2コースのさらなる充実、また考古学・文献史学の並立による新しい歴史学研究への試みと、原始古代から近現代にいたる全時代にわたるカリキュラムの体系を設けることにより、学生が幅広い視野から歴史学にアプローチできる体制を整えた。

本専攻においては、これまでも現場での実習教育を重視した調査・分析能力の向上に力を入れてきたが、新カリキュラム実施後、1年生から設けている「考古学実習」「史料学実習」には、多くの学生が履修、参加し、大学院体制の完成や大学院生TAの協力も、履修学生の自主性や意識の向上に役立っていると思われる。

一方では、仲間とのコミュニケーションがとれず、途中退学の学生も毎年みられ、その対策の一環として、入学当初の1年生に対して「フレッシュマン・キャンプ」と称して、履修指導と学生達や教員との親睦を兼ねた一泊二日の研修を平成16年度から実施し、幾分かの成果をあげている。しかし、学生個々の意識・学力を把握した上での指導システムは今後の課題である。

本専攻では、平成15(2003)年度にカリキュラムの全面改訂を行い。平成16(2004)年度からは、専攻の理念・目的を的確に表現する「考古・日本史学専攻」へと名称変更を行った。

過去の自己点検報告書で、改善・改革の課題であった大学院（修士・博士課程）の設置、専攻名称の変更、セメスター制度の導入についても実現させることができた。また、原始古代から現代史にいたる新科目も設置し、演習などの中核科目における専任教員の比率を高めることもできた。平成18(2006)年度には、新カリキュラムによる学生が、卒業年度を迎えることになる。今後、学生のアンケートなどを参考にし、カリキュラムの適切な運用に努めると共に、学生の反応を分析することが必要である。

本専攻では、留学生、交換留学生を受け入れている。また、他大学との単位互換制度にも積極的に参加し、多くの専門科目を開放している。しかし、残念ながら聴講生は極めて少ない。また、本専攻から他大学への聴講も少数である。単位認定の問題を含め、今後、一層の対応が必要である。

生涯学習については、教員個人の活動（他組織で開かれる講座や講演などへ講師として参加など）は、行われているが、専攻としては対応していない。

新カリキュラムについては、科目名称を明確に表現したことにより、学生の履修は容易になったようである。一方、セメスター制では、秋期科目の春期一括履修の方法などについての点検が必要であろう。また、これまで、科目の学年配当などを困難にしていた、鶴川・世田谷の2キャンパス制が、平成20(2008)年度に予定される世田谷1キャンパス構想により、解消されることになるので、より一層の改善をはかる必要性は大である。

本専攻では、これまでの自己点検でも高等学校公民科教員免許状の取得は、課題としてきたが、今回も達成できなかった。卒業生の進路拡充のためにも必要なことであり、関連専攻と協力して実現に努力したい。

最後に、学部を基礎とした大学院の設置や、演習など中核科目への専任教員の配置などを進めた結果、専任教員の担当科目数の増加が、過重な負担となっている。科目の学部・大学院同時開講など、なんらかの改善は急務である。

1.6.5　東洋史学専攻

東洋史学専攻の理念・目的・教育目標は次のとおりである。「東洋文化を基本に見据えて、大学の使命である深遠な学術を教授研究して、知的生産の実をあげ、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造・文明の継承の力をつけ、人類の福祉の増進に貢献し、国際社会の進展に寄与する人材を養成する。」という文学部の教育理念に基づき、歴史の教授研究を通じて世界文化の特色を把握し、国際社会に貢献し得る人材を養成することを目標としている。その為に問題意識を涵養すること、世界史的視点を涵養すること、研究史を把握し批判する能力を養うこと、文献史料の読解力を養うこと、史跡や文物などの文化財を調査研究する能力を養うこと、史料を調査・蒐集・分析する能力を養うことを教育方針としてたてている。現在の世界も歴史の所産であり、現実の世界を正しく認識するには、歴史的な理解が不可欠である。あり余る情報を無批判に受け入れるのではなく、自らの視点で正しく判断し認識することがもとめられる。その為に、まず研究史を十分に咀嚼して問題を把握し、ついでできる限りの史料を蒐集し、これを精査分析した上で仮説を立て、史料を以って証明し、適確に表現する能力を身につけることを重視している。

我国の東洋史学は非ヨーロッパ世界の全地域を網羅する研究分野として独自の発展をとげてきたが、中国史に基礎を置くあり方が一般的である。本専攻では、昭和41(1966)年の東洋史学専攻創設以来、専攻制の利点をいかし、中国史の全時代を網羅できるだけの専任教員をそろえ、1年次から専門科目を配して教育目標の実現をはかっている。更に数次に亘るカリキュラムの改善によって1～4年まで一貫した専門科目の体系が整備されており、中国から朝

鮮・蒙古等の地域の歴史を研究教授する為の組織・体制はほぼできあがっていると考える。又、平成13(2001)年4月に大学院修士課程、平成15(2003)年4月に博士課程が設置されたことは学部教育にも好い影響を及ぼし、人材教育の面で成果が期待できる。更に平成16(2004)～平成17(2005)年にかけて中華人民共和国建国55年を記念する「よみがえる中国歴代王朝展～至宝が語る歴史ロマン ── 殷から宋まで～」が日本の各地で開催されたが、本専攻が監修にあたり、藤田忠、川又正智、石橋崇雄の3教授が図録を執筆した。開催は平成16年だけで静岡展、前橋展、東京展、石川展、宇都宮展、長野展に及び、多くの参観者があった。これは本専攻の研究成果の一端を社会に還元するものであるとともに、学生の教育のうえでも強い刺激を与え大きな成果をあげた。平成18(2006)年にも石橋崇雄教授が中心となって「中国故宮博物院展」の監修を行っている。

現状をふまえて今後改善をはからなければならないものとして次の点がある。卒業後の就職先をみると、必ずしも専門分野の知識を生かせない場合が少なくない現状に鑑みて、これまで以上に他専攻、他学部の開講科目との単位互換を進める必要がある。又、南アジアや西アジア地域に関する科目の開講を望む学生の希望もあり、一部実現しつつあるが、更に充実させるべく検討している。又、学部と大学院の専門科目を更に有機的に連結させ、充実することも必要であろう。現状のカリキュラムでは1•2年次に於ける専門科目の配当が少ないが、3・4年次での卒業論文作製にむけて、学生の意識をたかめる為にも専門科目を増やす方向で検討が必要であろう。少数ではあるが存在する授業についてこれらない学生に対する指導体制の整備にも取り組む必要がる。これらの点の改善に関しては、平成20(2008)年度に予定されている梅ヶ丘キャンパスの開設が大きな効果をもたらすものと考えている。全学年の同一キャンパスでの一貫した教育が可能となり、学生一人一人に対しても現在以上の木目のこまかい指導が可能になる。現在、梅ヶ丘キャンパス開設にむけてカリキュラムを更に充実すべく検討中である。

東洋史学専攻の教育理念・目的・教育目標の達成度は、卒業論文の内容や質に最もよく現れると考えるので、本専攻では卒業論文作製を重視した教育を行っている。具体的には次のとおりである。

①3年次の6月30日までに卒業論文の第一次計画を提出させる。これによって学生の目標・焦点を明確にさせ、担当教員等の指導を受けながら、卒業論文作製にむけて先行研究の整理・検討や問題の所在の確認等、基礎作業を開始する。

②4年次の4月30日までに卒業論文の第2次計画を提出させる。これによって基礎作業の進展状況を明確にするとともに、卒業論文の主題を確立し、使用すべき様々な史料を確認する。

③卒業論文中間報告会、7月上旬に主題・検討作業報告・論文構成や進捗状況を報告させ、教員・学生を含めた質疑応答を行い完成にむけて最終的に内容を確認するものである。例えば平成18(2006)年度は、7月3日の9時から20時にわたり、四年次生・大学院生・専任教員全員に非常勤の教員4人も参加して実施し大きな効果があった。3年生に対しても授業の空いている時間にできるだけ参加するように指導したので来年度にむけて有効だったと考えている。

④卒業論文の一次提出、中間報告会を受けて7月下旬に卒業論文の3分の1程度を提出させ、

夏休み中の研究の方向を確認させより高い水準を目指すよう指導するものである。

⑤卒業論文最終説明会、10月中旬に卒業論文の完成・提出に関する説明を行い指導するものである。

⑥論文指導票、学生が各自に各教員の指導を受け、教員から票に認印を受け、その票を論文に添付して提出させるものである。

⑦卒業論文の提出、12月3日から10日15時までに提出する。

⑧卒業論文学外研修、提出後1週間を目途として実施し、学生に提出して論文に基づいたレジュメを作製して成果や残る問題点を報告させ、教員・学生を含めて質疑応答を行う。卒業論文のまとめであると同時に口頭試問に備える準備である。

⑨卒業論文口頭試問、2月中旬に主査・副査の教員2名が、卒業論文を提出した学生に対して口頭試問を行う。例年、学生1人当たり2時間程度の試問を行いその結果に基づき卒業論文の成果を判定する。

現状における卒業論文の高度な内容や高い提出率という点からみて、本専攻の教育理念・目的・教育目標はほぼ達成されていると考える。

1.6.6　地理・環境専攻

大学教育は、ともすれば社会と距離を置き、学問のための学問に専念しようという立場に陥りがちであるが、地理・環境専攻は「現実の社会に視野を広げ、そこにある状況を冷静に判断し、対処できる人材」を育成することを念頭に教育を行っている。野外実習や卒論研究をとおして、現地を訪れ、自分の目で見て、自分で考え、自分の言葉で表現する習慣を身につけさせ、データにもとづく実証的な研究の過程を重視している。これは、社会に出てからも必要な姿勢であると考えている。平成16(2004)年4月からその名称を従来の「地理学専攻」から変更するとともに、「環境」を意識したカリキュラムに大幅な変更を行った（新カリキュラムに関しては、既に平成15(2003)年4月から開始された)。

専攻の教育目標が、新しいカリキュラムによって有効に機能するかどうか、常に冷静に見つめ、継続的に点検することが必要である。さしあたり平成20(2008)年4月に新キャンパス開設に伴う1〜4年生の一貫教育が実現することから、カリキュラムの一部修正のための点検を行っているところである。

1.6.7　中国語・中国文学専攻

「中国文学」の専攻名は、昭和41(1966)年4月の創設時の「漢学」の専攻名を昭和51(1976)年4月に改称したものである。この時の名称変更も、「漢学」では専攻の研究教育内容と目標が社会に明確に理解されにくい状況があり、学生募集にも影響があるのではないかとの判断からなされたものである。漢学の社会的素養が失われてゆきつつあるという状況が、その背景にあったのである。しかし、専攻名の変更は、専攻の教育理念・目的・教育目標そのもの

の変更はなかった。

「中国語・中国文学専攻」への変更も、同様に教育理念・目的・教育目標そのものを改編するものではない。状況をあるがままに見据えた上で、専攻創設時以来の教育理念・目的・教育目標をより一層充実させ、国際化へ対応していきたいとの意図からなされたものである。

国際化が真に稔りあるものとなるためには、外国語が堪能であることだけでは不十分である。日本の伝統・文化を伝えるだけの教養と、古典に裏打ちされた人格力（徳）が必要である。本専攻ではそのためにカリキュラムに3本の柱を立て、その教育の充実をはかっている。その柱とは、①哲学･思想、②文学、③語学、である。それぞれ、古典と現代のものを扱う。

古典を現代に活かし、「自己を表現する」漢詩創作の科目は、文学部創設当初から必修科目として設けられていた。必修の漢詩作法の講座は、今日の大学のなかで唯一本大学が設置しているものである。また毎年、台湾や中国で作詩交流セミナーを開催して、国際化を促進している。台湾・中国の協定校へ、毎年2～3名の留学生も送ってもいる。自費留学を希望する学生もいて、多大の教育的効果を上げている。

1.6.8　日本文学・文化専攻

平成15(2003)年4月よりカリキュラムを大幅に改訂し、翌16(2004)年4月より専攻名称を旧「国語国文学専攻」から現「日本文学･文化専攻」に変更した本専攻の教育理念は、高度に情報化および国際化された現代日本において、日本の文学と文化に関する理解と研究を通じて獲得される能力を活用し、社会に活力をもたらす人材を養成することにある。この教育目標を達成するべく用意されたカリキュラムは、上代・中古・中世・近世・近代の文学と文化および日本語に関する体系的で多彩な構成になっている。

カリキュラムの中心となる日本文学・文化については、広く海外の文学・文化や周辺の諸学問領域からの視点を意識した講義内容が組まれている。諸外国の文学や文化との関連や比較、あるいは歴史・思想・芸術等さまざまな学問領域の方法を取り入れることで、学生に日本の文学や文化が有する普遍性と独自性とを考究させることを目指すものである。また、今日の情報化社会で不可欠な情報学の知見を体系的に取り入れるために、大学の情報教育と連動しつつ、情報検索・データベース構築・テキスト解析・映像処理等について、本専攻の日本文学・文化の教育に対して積極的に活用しつつある。

専攻名称の変更にも籠めた本専攻の教育理念は、ようやく端緒についたといっても良いだろう。ただし、その成果は徐々に教育の現場において顕在化しつつあり、例えば、4年間の学習の結晶である卒業論文において、学生が日本文学や日本語に関してより多様なテーマを設定するようになったことは、本専攻の理念の一端が学生に浸透し始めたことを示す証左となろう。

今後は、日々の授業を通してはもちろんのこと、専攻ホームページやWebシラバスを活用して、なお一層、教育理念の周知に努めなければなるまい。

1.7　21世紀アジア学部

21世紀アジア学部は2002(平成14)年4月に、本学での学部としては36年ぶり、6番目の学部として、下記のような理念と構想のもとに設立された。その理念および設置の背景は、建学の精神との関係、わが国をとりまく国内外の状況、学部教育の課題、学内状況と大学改革等と緊密に関連している。

設立理念の第一は、本学の建学の精神の現代的展開にある。本学は、1917(大正6)年の私塾「国士舘」の創立以来、わが国の中堅層の教育、および高等教育の大衆化に意を用いる学園であった。最先端の学術研究というよりは、文武両道をモットーに実践的な教育と中堅層の人材育成を主眼としてきた経緯がある。また本学は、創立以来アジアに強い関心を向け、時代時代にそうした関心を更新した歴史をもつ。以上の二点を21世紀的状況のなかに具体化し、建学の精神を新たに再編し､学園の伝統を再活性化することが本学部開設の主眼点であった。

第二は、前述したような使命を遂行するために、21世紀の世界にあって、多様な姿で急速に発展するアジア地域の更なる発展を図り、またわが国とこれらの地域との結びつきを一層推進するために、ささやかではあるが貢献することである。本学部と国内・外の社会状況との結びつきを明らかにするための理念的設定である。日本を含むアジアは、21世紀に世界でさらに重要な地位を占め、またダイナミックに活動する地域であり、この地域を中核とした本学部の設置は社会的要請にかなっている。アジアのなかで日本は、明治期の「脱亜入欧」から近年における東アジア共同体構築の模索まで、つねにその自己定位のあり方をめぐってアジアと密接に関わってきた。そして今日のグローバル化の下で、わが国とそのほかのアジア諸社会とのさまざまな連関、相互依存の密度が深まっていることから、アジアは北米地域と並んでわが国にとって最重要の地域でもある。しかしながらアジアとの政治・経済の関係深化は、これまで必ずしも当該諸社会の相互理解、協力共生の増進を十分に実現するものではなかった。またこうしたグローバル化、アジア域内の関係の深まりは、高度に専門化した地域研究や特殊な職業人のみならず、わが国社会の第一線で働く中堅層の実践力や教養も、現実に即したアジア教育、アジア理解の必要性を提起している。本学部は、こうした状況を適切にとらえ、アジア的教養を身につけ、異文化理解能力をもち、かつ実践的な専門知識を習得して、アジアおよび世界で活躍できる中堅層の人材育成を目的としている。

第三は、現代の大学学部教育の課題に対応する理念である。現在わが国の大学教育が直面する課題は、少子化、学生の多様化、国際化、情報化等にいかに対応するかにある。本学部は、学生の多様化に対応できる複線的プログラム、能力・志向別の少人数クラスの設置、学生個人への個別対応などの方策を用意している。また学部教育は、細分化した高度専門性よりも、むしろ学部卒業後社会人となるための基礎的教養と能力の涵養、大学院進学のための前提となる学力と研究マネジメント能力の養成を主眼とすべきである、という考え方に立っている。さらに、アジア地域の相互理解、異文化理解をめざす教育プログラムを整備し、総学生数の約30％に達する留学生(平成18年5月1日現在、15カ国、合計572名)の在籍などによって、国際化に対応可能な教育内容と環境の整備に力を注いでいる。

第四に、本学部は、国士舘全学のなかで大学改革の先導的な役割を果たすことを期して開設された。これは教員組織、教育内容、学生の構成などの面に及ぶ。教員組織では、従来の

大学研究者に加え、民間企業、政府関係機関等の実務経験に優れた人材を教員として招請している。また学科・学系等の過剰な細分化を避け、専任の人数も一定程度に抑制する一方、学内外の研究者、研究機関等との提携も含めた兼担、非常勤体制を充実している。カリキュラムもこれまでの分野細分型ではなく、横断・相関型にし、問題発見・解決型の教育をめざしている。学生については先に述べたようにアジア地域を中心に留学生が数多く在籍しているほか、日本人学生の留学・海外語学研修も拡充されており、ネットワーク型の開かれた学部実現の一環となっている。さらに、本学では唯一、留学生向けに秋季入学の制度を設けており、国際的な標準への対応に努めている。

本学部の理念及び構想については、学部設立準備期間中に学内・外の意見聴取を行い、また有識者との相談､学生の入口である高校､出口となるアジア関連の企業等に対するアンケート調査もあわせて実施し、万全を期した。現在の大学が抱える課題、社会が求める人材像、教育・研究の新しい展開、社会変容などの趨勢と合わせて、本学部の理念・構想には大きな瑕疵はないと考えている。しかしながら、新しい時代に適合する新しい理念・構想を旨としており、また設立して間もないこともあって、学部構成員の自覚や周囲の理解は必ずしも十分とはいえない。こうした欠を補い、理念・構想のより良い実現に結びつけるために、以下のさまざまな方法で点検・評価を行っている。

①学部に経営戦略委員会を置き、学部の経常的な運営の中枢を担うとともに、理念・構想の実現に結びつけるための点検・評価を行っている。

②高校へのデリバリー授業、内外の大学間交流、学部広報など学部外とのさまざまな連携の機会をとらえ、学部理念に対する学外の反応を確認し、さらなる洗練化と点検・評価を試みている。

③学部理念の具体的な実現のために、教育内容、学習環境を中心に、在学生に対し数次のアンケート調査を実施して、結果を点検・評価の一助としている。学部の理念は、もとより短時日に大きく変わるものではないが、社会の変動、学生ニーズの動向など外的環境の変化とは無縁ではありえず、そのための微調整も含めて、つねに点検・評価を行う必要があると考えている。

本学部の理念・目的・教育目標の長所は大きくまとめるとつぎの3点である。まず第一に、本学の建学の理念を現代的に生かすという点。第二に、21世紀の世界と社会の方向性に適合している点。第三に、現代の大学が抱える課題に応える用意をしている点である。具体的にはつぎのようになる。

建学の理念との関係において、本学部は新しく設置されたことから、建学当時の社会状況も含めて約90年前の文脈に固着したり、戦後の学園再建時や、十数年前の学園再編時代の状況のみにとらわれたりしないで済むという長所をもっている。建学の理念を柔軟に現代化し、現在・未来の学部のあり方に資するところを最大限に生かす方向で努力できるところが特色といってよい。

つぎに分野横断・相関型の学部教育・研究と活発な国内・外とのネットワーク型連携及び交流を学部の眼目としているところも大きな特色といえる。学生の多様化、留学生の増加に

対応する教育方法の徹底化もあわせて、本学部の特色は十分に時代に対応可能な方策であると考えている。

また本学部が、秋季入学制の導入など大学全体の改革の先鞭をつける役割を担っていることも大きな特色となっている。

以上、本学部が掲げる理念・目的・教育目標には十分な長所があると思われるが、にもかかわらず以下のような問題点をなしとはしない。第一に、新時代と状況に対応しうる新しい理念・目標であるために、前述したように周囲の理解を得る上で難しさがある。たとえば旧来の学部観に従った個別専門分野の名称を学部名称として掲げていないことがひとつの例となる。また本格的な国際交流、留学生の招致を大きな目的のひとつとしているが、この点なども学内の理解を十分に得ているとはいい難い。こうした理解不足の原因として、いくつかの問題点が考えられる。まずなんといっても設立後短時日であることが大きく関わっている。その意味でまだ実績を評価される年月が経過していないといえるかもしれない。またこうした理解不十分を補うための広報の不足、教員の学外活動の不足などにも注目しなければならない。本学部がこれらの点でとくに劣っているとは思えぬが、学部の性格上この点についてはいっそうの努力が必要である。

第二に、本学部の理念を実現し、目標を達成するための道徳的、財政的な支援において不十分な点が認められる。国際交流の拡大に対し、各学部横並びの固定観念の払拭が徹底しておらず、また予算の重点配分も十分ではない。大学改革の先導役という本学部の位置づけが名実ともに充足されているとはいえないのが現状といってよい。その根本には大学全体で、学生の多様化、情報化、グローバル化など現在の大学の課題に対処するための本格的な青写真の策定が遅れていることがある。留学生支援課の設置など国際交流センター改編の成果が見られるが、事務体制の拡充を含めたインフラストラクチュアの一層の整備が大きな課題といってよい。

理念•目的•教育目標とその達成度については、総体的には順調にその実現の方向に向かっていると考えている。設立後5カ年の推移をみて、留学生の確保や、アジア地域にしっかりした関心をもつ入学者の増加が認められる。また新しい学部理念に対する学内外の理解も徐々に増大している。

しかしながら建学の理念、およびその現代化については、本学部を含め、全学での広範な議論が未だ十分ではなく、またこの点に関する学術的な研究も十分に行われていない。本学部では建学の理念をめぐる社会科学的、人文科学的な研究を予定しているが、まだ計画段階にとどまっている。学部の目的達成については、定員を充足し、留学生も十分に集まっている。数量的には現状が一応満足のゆくところまで達している。しかしながら教育目標の達成度も含めて、さらなる努力が必要と考えている。学生の多様化対策として、能力別の少人数クラスの設置（とくに言語コミュニケーション科目）、入学直後の基礎教育の実施（たとえば文章•レポートの書き方）などを行っているが、財政的かつ学内のコンセンサスの醸成といった問題があり、その効果が十分には到っていない。反面、外部コンサルティングによる言語コミュニケーション科目の充実、学部によるインターンシップの独自な開発、交換留学生への応募拡大、卒業生の就職達成、および一定数の大学院進学者の確保など、この学部が重点

を置く教育目標のいくつかの点で実績を上げつつあることも強調しておきたい。

現在本学部では、前述の経営戦略委員会を中心に設立以後5カ年の問題点を洗い出し、改革・改善のための方策を検討中である。その第一は、設立時に積み残した施策・設備等の補充である。教室や研究室の不足など、学部設立時の構想どおりの整備がなされていなかった経緯がある。これらの課題については、大学本部との連携を強め、粘り強く改善を図っていくことが必要である。第二に、教育内容のさらなる充実がある。この点については、2006(平成18)年度にカリキュラムの大幅な改定を行ったが、今後も、問題点を整理して必要な改定を行っていきたい。第三に、授業方法や学生指導の改善である。経営戦略委員会での検討や教職員間での懇談を通じて、改善を図っていきたい。第四に、留学生に関する課題がある。特定国に偏らない多様な国籍・民族の留学生の確保と支援、留学生と日本人学生や地域住民との交流などをさらに進める必要がある。最後に、卒業生の針路拡充の課題がある。就職先の拡充・開拓に引き続き努力するとともに、進学に関してはグローバルアジア研究科を中心に大学院との一層の連携を図る必要がある。

1.8　日本政教研究所

日本政教研究所は、昭和39(1964)年に「教育基本法」第8条「良識ある公民たるに必要な政治的教養はこれを尊重しなければならない」の目的を実現するため、および「日本建設及び世界平和に資する政治、経済、法律、社会、教育、宗教等文化科学の総合研究」（国士舘大学日本政教研究所規程第2条）のために設立された。

本研究所の理念・目的は、日本が戦後の混乱から経済的には立ち直り、またそれによりさらなる人心の荒廃に見舞われつつあった高度成長期には必須のものであったが、21世紀の今日、その意義はなお大きいと言わざるを得ない。本研究所の理念・目的は、我が国の多くの大学が左傾化し、我が国が本来あるべき姿を追求し得ざるときに、ひとり敢然としてそれを求めてきた。またその姿勢故に、多の研究機関が着手しがたい問題についても取り扱うことが出来た。

前回の自己点検・評価で本研究所の問題点としてあげられた、理念・目的が求める広範性に伴う研究所としての目標の散漫になる傾向がいぜんとして存在することは否定できない。しかしこの点は長所としても看做しうるものである。この広範性の故に研究の多様なニーズに対応可能である。

毎年の紀要の発刊、毎年の公開シンポジウムの開催により、理念・目的・目標の達成度には若干見るべきものがあると思量する。また理念・目的・目標において修正を必要とするものは現在のところ存在しない。これの実現のために必要なものは、適切な人員と予算措置であり、大学当局との協力により改善を目指したい。

現在専任者が存在せず、学内の学部に所属する兼担研究員および学外の大学や行政機関等に籍を持つ共同研究員により運営されている。このことにより研究分野の固定化が防止され、多様な分野の研究員を招致することが可能となったことは事実である。

専任教員が存在しないという環境の下で、研究を継続してきたことに対しては評価され得ると思われる。前回の自己点検･評価以後も、当研究所は、平成16(2004)年11月には「『WTOの時代を見据えたアジア経済圏を考える』を振り返って」とのテーマでシンポジウムを開催、平成17(2005)年11月には「皇位継承をめぐって」とのテーマでのシンポジウム、平成18(2006)年度になってからは6月には「犯罪の低年齢化とその防止」とのテーマで、元最高検察庁検事、土本武司氏の講演会を開催した。また10月には「いま介護の在り方を考える！」とのテーマでシンポジウムを開催した。また、毎年紀要を発行し、研究員の研究成果の公表に努めている。

本研究所が専任研究員により運営されることが今日の大学の情勢よりおよそ不可能な現状に鑑み、兼担研究員および共同研究員により研究が行われるという体制が継続することはやむを得ない事と思われる。その上でよりよい研究を行うために一層の施設および予算の改善を努力していきたい。

1.9　イラク古代文化研究所

イラク古代文化研究所は、昭和51(1976)年に設立された附置研究所である。昭和44(1969)年、本学文学部史学地理学科教授・藤井秀夫（初代所長）が西アジア、中央アジア、東地中海地域での踏査を実施し、その後、昭和46年(1971)年イラク政府の依頼により現地調査を開始している。その後、組織だった研究機関の必要性が生じ、研究所設立に至っている。

本研究所の理念・目的は、国士舘大学イラク古代文化研究所規程において「研究所は、イラクを中心とするユーラシアの古代文化の研究を行うことを目的とする」と定め、メソポタミア考古学を中核とした研究機関であることを明示するとともに、活動内容として具体的に以下の7項目を掲げている。以下その項目毎に点検・評価を試みる。

（1）イラクを中心とするユーラシアの古代文化の調査研究

設立以後、5つの考古学調査団(イラク西南沙漠の調査団、ハムリン地域の調査団、ハディーサ地域の調査団、モースル北地域の調査団、キシュ遺跡調査団）を研究所が組織し、イラクで調査を行っている。また周辺地域との関連を調査する目的で、北東シリアでの調査を行い、それぞれ大きな成果をもたらしている。

イラク戦争以後、国際交流基金の文化遺産保存専門家派遣プログラムや、JICA（国際協力機構)、UNESCO(国際連合教育科学文化機関)などの要請を受け、レバノン、イラン、サウジアラビア、シリア、ヨルダンなどでの調査に教員を派遣している。これらはイラクに軸をおいていた調査の知識、経験をさらに深める上でも重要な活動となっている。

平成16(2004)年度より、JICAによるイラクの文化遺産復興のためのヨルダンにおける第三国研修に協力。それに伴い、国士舘大学文化遺産研究プロジェクトを開始し、ヨルダンのウム・カイスにて調査研究を行っている。また同年度より、文部科学省科学研究費補助金による「セム系部族社会の形成：ユーフラテス河中流域ビシュリ山系の総合研究」を研究所が主軸となり他の研究機関と協力しながらシリア等で調査研究を進めている。

国際情勢の悪化からイラク現地での調査研究は十分とはいえないが、周辺国の調査により、研究領域に幅と奥行きが出てきたことで、研究面に関する目的は達成されつつある。

（2）調査研究に関する資料の収集、整理及び保管

研究所には現地調査がもたらした膨大な資料、関係書物などが整理、保管されている。しかし建物の老朽化や、脆弱な床強度、スペースの確保、管理体制などの問題が浮上しており、抜本的な対策が迫られていた。その対策として、文部科学省の補助金により平成18(2006)年3月、世田谷・梅ヶ丘キャンパスに「地域交流文化センター」が完成。2階スペースに本研究所の展示室、収蔵室、実験室等が完備された。収蔵室には織物などの貴重な資料や、フィルム等の保管が予定されている。しかし、新築特有の科学物質等の問題があるため、本格的な使用は平成19年度以後になる。増大する蔵書に関しては、鶴川キャンパスの図書館への移管も視野において問題解決を探っている。また、現地調査の貴重な写真資料などはデジタル化も含め検討中である。資料の保管場所が確保された点は大きいが、その管理体制等では人員も含めて問題が残っている。

（3）内外の研究機関との連携

海外ではドイツのミュンヘン大学、イラクのモースル大学、イラク考古遺産庁などが、本研究所との交流を念頭に、国士舘大学と学術交流協定を結んでいる。また国内においては、日本西アジア考古学会や金沢大学、中近東文化センター、古代オリエント博物館、他の関係大学多数などと共催して、講演会、研究会を行っている他、科研費を伴う上記の(1)の事業も連携して進めている。なお、東京文化財研究所などとの交流も密であり、大学内で不足する設備等の他機関利用も検討している。国内外の研究機関から西アジア研究の中心的な機関として認知されているため、UNESCOの調査団やJICAの専門員として派遣要請に応えている。また湾岸戦争、イラク戦争後の文化財調査、復興事業でも、UNESCO、ICOM（国際博物館会議）、ICOMOS（国際記念物遺跡会議）などの国際機関と連携している。従って、内外の研究機関との連携は概ね目的に達していると認識している。

（4）研究会及び講習会等の開催並びに調査研究成果の発表

各プロジェクト、もしくは研究所独自、他関係機関、学会との協力で、多数の研究会や講演会展示会を開催するなどして、調査研究等の成果を発表している。また、機関誌『ラーフィダーン』の発行を通じ、調査や研究成果の公表を行うと同時に、内外の研究者に発表の場を提供している。平成17(2005)年度より文献学を中心とした『Acta Sumerologica』を発行している。これらの活動の充実と、新設された世田谷・梅ヶ丘キャンパスの地域交流文化センター展示室の活用方法等が今後の問題となってくる。

（5）研究指導及び研究者の養成

多くの研究者にフィールドの機会を提供し、それぞれが研究の幅を広げている現状を考えると、研究所が果たしている役割は大きい。また、平成12(2000)年度より日本学術振興会特別研究員（PD）1名を受け入れた他、平成16(2004)年度よりイラクの文化遺産復興のため、

JICA（国際協力機構）のヨルダンにおける第三国研修に専任教員を派遣し、現地で研究者養成に貢献している。また、平成18(2006)年度のグローバルアジア研究科の設立参加により、国内での研究指導、研究者の養成システムは一応確立されたと認識している。

(6) 学部等の教育との連携

平成14(2002)年度以後、21世紀アジア学部、工学部、文学部等で関連授業を担当し、学部教育に携わっている。また、平成18(2006)年度から21世紀アジア学部の文化遺産プログラムに全面協力し、学部での教育充実に貢献している。平成18年度より21世紀アジア学部、アジア・日本研究センターと共にグローバルアジア研究科を設立。6名の専任教員が研究科の委員として授業を担当している。連携体制はまだ日が浅いが、教育面では学部等とかなり連携が図れたとの認識をもっている。

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

平成16(2004)年度から実施している国士舘大学文化遺産研究プロジェクトは、文学部、工学部、21世紀アジア学部の教員とも連携し推進している。これはCOEの申請を積極的に行える体制作りの一環としての活動でもある。

設立当初はイラクでの調査が専らであったが、目的の枠組みが調査研究、調査成果の公開などに加え、文化財の保存修復、復興、教育へと時代の流れと共に変化しつつある。これに対応するために、文化財保存分野の拡充、グローバルアジア研究科の設立に参加できた事は大きな前進といえよう。今後は、西アジア研究機関として、さらなる充実を図る事、また調査、教育、研究のバランス、次世代への引き継ぎなどが課題である。

1.10 武道・徳育研究所

武道・徳育研究所は、昭和53(1978)年4月、本学の建学の理念である文武両道の精神をもって、伝統ある日本文化を継承し、日本国家の興隆と世界平和に寄与すべく、「武道・徳育」の研究と実践普及に努めることを目的として設置された。

近年武道への関心と評価は、国内外で高まりつつある。日本精神史からの文武両道研究と調査、基本文献の収集と刊行、日本文化の研究とその継承、国内外における武道の普及及び指導、国際シンポジウムの開催等の幅広い視野での活動を行っている。平成13(2001)年には、「The New Japan」と題して、武道研究のため国際シンポジウムを開催し現在も継続している。また、毎年1回年度末に機関誌『研究所紀要』・『武徳』・『国士』を発刊し、研究成果を公開している。また国外では、サンフランシスコ大学異文化研究所、ドイツ剣道連盟、オーストラリア柔道連盟との学術交流活動も行っている。国内では、国際文化センター、日本武道館等と交流し、日本文化の継承を進めている。

1.11　情報科学センター

情報科学センター（以下、センターという）は、電子計算機システムを利用した研究と教育を主な目的とし、昭和50(1975)年に学部から独立した全学的な教育研究施設（名称：電子計算機センター、所属機関：研究所）として設立され、昭和63(1988)年に情報科学センターに名称変更し、現在に至っている。「国士舘大学情報科学センター規程」では、その目的達成のため次の事業を行うとしている。

①電子計算機システムの利用に関する専門的研究
②電子計算機システムの利用に関する教育
③諸業務に関する電子計算機システムの利用
④その他情報科学に関し、特に必要と認める事業

情報科学センターの教育目標は、教養教育科目の一環として、専門教育の基礎としての情報処理能力の育成、社会人としての情報能力の育成を行うことである。大学における教育及び研究用のコンピュータ利用環境は、汎用機中心から既にネットワークコンピューティング環境にシフトしており、計算機センターの業務は、パソコン、ワークステーション単体の運用管理から、全学共有資源であるネットワークインフラの整備及びネットワーク管理に比重が移行している。

本学では、平成9(1997)年度に汎用機システムを撤去し、サーバ群、パソコン／ワークステーション及び学内ネットワーク（LAN）を導入し、ネットワークコンピューティング環境を実現した。その後、情報技術の進歩に合わせて、平成12(2000)年10月にシステムの更新後、キャンパス間ネットワークに於いて平成14(2002)年1月に従来のATM専用線から100Mbps広域LANサービスに切り替えた。また、平成16(2004)4月には同キャンパス間ネットワークを、1000MbpsとしKAEDEネットの飛躍的な性能向上を実現した。平成15(2003)年10月には、高速LAN環境、高性能サーバ環境、教育／研究用パソコン環境の更新、増強を行い、現在順調に運用中である。なお、教育／研究用パソコン、LANは、学部新設、教員の異動などに合わせ適宜追加設置しているため、これら設備の更新はその都度実施している。

平成14(2002)年10月に、マルチメディア総合システムの供用が開始され、学内における教育研究目的でのマルチメディア環境が一部整備されたが、その利用者、コンテンツ開発者に対するサポート体制が懸案となっていた。平成15(2003)年7月に、センターにITサポートルームを新設し、学生、教職員への支援、相談受付を開始した。

平成15(2003)年10月より講義支援システムJenzabarをセンター教員が試験運用し、平成16(2004)年4月より全学的な運用を開始した。同様に、Webメールも試験運用し、平成16年4月より全学サービスを開始し、新入生に対するリテラシ教育を開始した。平成16年12月にKAEDEネットワーク利用認証、図書館のコンピュータ利用認証、講義支援システムJenzabar利用認証をアクティブディレクトリからの認証に統合した。また、迷惑メールを軽減するために、平成17(2005)年12月にスパムフィルターを導入し、平成18(2006)年1月より本格稼働をしている。

平成19(2007)年10月に導入の情報システムではサーバやLAN機器の性能向上とネットワークセキュリティーの強化を図り、教育・研究上使い易いシステムであると同時に外部か

らのアタックに強いシステムの構築を目指す。

理念・目的・教育目標を達成するため、センターは、次の事項を主要業務としている。

①情報科学カリキュラムの調査、立案、調整、実施

②全学情報ネットワーク（KAEDEネット）設備の検討、選定、導入、管理運営

③マルチメディアを含む情報科学に関する全学の教育・研究環境の整備、管理運営

④e-Learningによる教育方法の改善、教育支援

本学の情報関連教育は、政経学部、文学部、法学部に対しては、教養教育科目の一環として、また体育学部、工学部、21世紀アジア学部に対しては、当該学部の教養教育科目の中の関連科目の教育を依頼された形で実施している。いずれの場合も、センター教員（すべて兼担）及び非常勤講師が担当している。多くの大学では、学部毎に情報処理教育担当教員を配置し、縦割方式で実施しているが、本学の方式は学部間で教育内容の均質化を図り、高い水準の教育を実現する上で合理的であると思われる。

平成12(2000)年度から学部の強い要請を受け、1年次からパソコンを実際に使用したコンピュータリテラシ科目を多数開設し、情報関連科目の受講希望者拡大に対処している。また、工学部の要請を受け、教員免許状（情報）取得に対応させ、カリキュラムを一部改組した。

従来から夏期休業、春期休業に情報処理教育講座を開設しているが、平成14(2002)年度からは初級シスアド受験対策を目指した、より目的意識を定めた講座として実施している。

平成16(2004)年4月より、教務課と連携して政経学部、法学部、文学部、工学部、体育学部の入学生に対してコンピュータ使用のために入学後の最初の週にリテラシ教育と銘打って、KAEDEネット利用講習会を行い、ユーザIDの集中的付与を行っている。この時にネットワーク利用上のマナーについて学生の意識向上を図るように努めている。

また、情報科学センター業務を円滑に推進するために業務委託SE、常駐SE、事務職員、センター主任をメンバーとする情報科学センター運用連絡会が平成16(2004)年7月から毎週1回開催され、運用業務の報告、作業予定、問題点の提起が行われている。また、月1回情報科学センター教員を含めた運用連絡会全体会議を開催し、各種問題点の解決方法が検討されている。

情報処理関連科目は、パソコンの使用を前提とするため、履修可能者数に設備上の制約を受ける。特に、鶴川キャンパスに開設されている情報処理A、B、C、Dについては、履修希望者が延べ3,000名を超えるため、学部の履修登録に先立ち、センター独自のクラス分けをマークシート方式によって行っている。平成12(2000)年以来試行錯誤を繰り返してきたが、現在では安定した運用を実現できている。クラス分け登録は情報処理教育を円滑に行うための不可欠な要素になった。

一方、社会全般における情報ネットワーク化を反映し、ネットワークを介した不正利用やセキュリティ侵害などの新たな問題が発生している。この背景には、利用者の急速な拡大による、モラルの低下、情報セキュリティ意識の希薄化がある。本学では、未だ大きな問題は発生していないが、事件発生を未然に防ぐためにも、情報倫理関連の教育の整備が必要である。これに関しては、平成16(2004)年4月より教務課と連携して開始した新入生対象のリテラシ教育により、ネットワーク利用マナーの徹底・意識向上を図っている。しかし、受講率が80％強程度の学部も有るのでリテラシ教育の受講率向上の方策の検討が必要である。ネット

ワーク利用上の問題は、学部の学生指導との関わりも重要である。

また、現状、全センター教員が他学部の兼担教員となっており、特に教育面において、目的•教育目標を達成するためには不十分な体制となっている。更に、平成17(2005)年7月の事務機構の一部変更に伴い、情報科学センター事務室が情報基盤センターという名称の事務組織に融合されたが、制度的に未整備な部分が多く、円滑な情報科学センター業務推進に問題を生じている。

学生による講義アンケート調査結果によれば、比較的良好な評価を得ており、少なくとも受益者から見た教育目標は達成できている。

また、ネットワークを利用する学生の増加に伴い、情報セキュリティ強化の観点から、KAEDEネット利用内規をより厳しい方向で見直し、改訂した。そして、新入生に対するリテラシ教育を通して、学生のネットワーク利用意識及びマナーの向上を図ってきた。

インターネット、ネット携帯電話の普及により、学内におけるコンピュータ、ネットワーク環境の整備は不可欠のものとなっている。センターは、教育研究環境としてのネットワークコンピューティング環境をより高性能化することにより、学生、教員のさまざまな問題解決に有用なツールを提供することが求められる。併せて、有用な社会人を送り出すという観点から、社会の要求する情報（処理）能力のレベルアップに応じて、教育目標を強化していく必要がある。この点に関しては情報処理A、B、C、Dの教育内容の検討をして、状況に応じた教育内容の変更を考えている。しかし、高等学校での情報科教育がまだまだ十分とは言えない現状では、コンピュータの使い方が良く分からない学生の存在比率を反映した教育内容も考える必要がある。

また、既に高校の頃から携帯メールやWebを利用しており、特定の使い方に熟知している学生は多いが、応用能力、マナーあるいはエチケットの点では極めて覚束ない状況にある。情報処理技術•技能ばかりでなく、「情報倫理」のような利用者の態度に踏み込んだ教育も必要となっている。情報倫理という講義科目設置も検討する必要がある。

ネットワーク社会に対応するために、センターの教育改善に資する具体的方策を次に示す。

①センター教育目標を入学生に合わせて適正化する
②組織・運用を教育支援が円滑になるよう改善する
③情報リテラシ教育の充実、特に情報倫理教育の強化
④情報セキュリティ対策の強化
⑤マルチメディア環境の整備
⑥マルチメディア教育カリキュラムの整備（マルチメディアコンテンツ作成、データベース、講義支援システムJenzabarの活用など）

ITサポートルームの教育支援体制を再検討し、開かれたITサポートルーム作る必要があるが、人員の充実も必要なので、費用等を含めた方策を検討し、法人の理解を得る必要がある。また、長期的課題として、本学における情報科学関連の組織・制度の拡充のあり方について検討していく。

1.12　アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターは、激動するアジアの社会的・文化的諸現象を学術的に究明し、開かれた研究交流の場を提供すると共に、内外の研究者が主体となって研究会、フォーラム、シンポジウムなどを開催し、研究環境の活性化と有機的な研究者ネットワークの構築を目指している。さらに研究活動の成果をホームページ、『紀要』、出版物などの形で社会的に還元している。国際的な学術交流を推進するとともに、アジア地域の相互理解と平和的共生に向けた啓蒙活動や政策提言まで視野に入れながら、ユニークな研究センターとして発展することを目指している。そうした目的達成のため、以下の事業を行う。

（1）研究プロジェクト

成果の還元が見込まれる研究員主体の研究活動及び学術交流に対して重点的に支援し、センターの社会的認知度と地位を高めていく。

（2）研究フォーラム

オープンかつ高度な研究交流の場として、研究フォーラムを開催する。研究環境の活性化と有機的な研究者ネットワークの構築を目指し、アジア（およびその一部としての日本）に関わる様々な分野の第一線で活躍している国内外の研究者を招聘して開催する。将来的には学生や一般市民まで含めたオープンな議論の場を準備することを理想としている。

（3）シンポジウム

社会に向けた比較的大きな規模の国際シンポジウム及び講演会を年1度以上開催し､社会的認知を高める。

（4）出版・広報

当センターのホームページで頻繁に研究活動成果を公表していく。さらに年度末にそうした活動の報告と投稿論文をまとめ『紀要』として定期的に発行し、センターの活動実績を蓄積する。

運営については、アジア・日本研究センター運営委員会により活動方針が策定され、それにより当該年度の運営を行っている。運営委員会は、運営委員長(センター長)、副委員長(副センター長）および学内から選出された4名の計6名の運営委員で構成されている。また、学内の専任教員からなる兼担研究員39名、学術顧問1名、学外から参画している客員研究員2名によって研究・事業を進めている。

当センターは上述の理念・目的のもとに年間の事業目標としてこれまで以下の活動を行ってきた。年1回の国際シンポジウムの開催、年4回のAJフォーラム研究会、他の関連組織との共催イベント、AJニュースおよび年度末に『紀要（AJジャーナル)』の発行、並びに著書の出版等々である。

点検、評価については、これまで運営委員会（年9回)、総会（年1回）を通して実施してい

る。

当センターでは、プロジェクト制を基礎に海外も含めた外部研究機関、研究者、有識者等々との連携を図り、より一層の研究目標達成のため鋭意努力して統合的な活動を展開できる段階にあり、運営委員を中心として研究活動に積極的に取り組んでいる現状は高く評価できる。

一方で学内のさまざまな組織とのより一層の連携が求められる。また施設面では専用の事務室が無く、活動資料、研究業績、出版物、図書資料等の増加に対応した、収納・保管・活用のできるスペースが必要であり、業務が円滑に行えていない状況にある。

研究センターとして目指すべき目標設定は理念レベルで明確にしている。また現在は研究調査として取り組むべきプロジェクトも統一化され、日本、中国、韓国さらに東南アジア、中央アジア等との学術における研究交流ネットワークの構築を目指し、鋭意努力をしているところであるが、達成までは数年の時間を要する。

将来の目標としては外部資金の獲得、外部受託研究、研究交流ネットワークの構築等条件を改善しながら、広くアジアを見据えた独立研究組織として発展してゆきたい。そのためには基本的な活動を遂行するための施設、組織面の充実を図り、スタッフとして研究企画調査能力、国際対応が可能な人材の登用が求められる。

1.13　ウエルネス・リサーチセンター

（1）少子高齢化と生涯スポーツ

少子高齢化はわが国の大きな社会問題としてクローズアップされて久しいが、その影響は単に当事者だけの問題ではなく、地域社会に様々な不安要素をもたらす。自治体が支えてきた市民福祉サービスの質的量的充足や継続性が将来も保証されているかは不透明であり、結果として「自らの健康は自ら守る」ことが「自らの生活は自ら守る」ことにつながる時代が到来している。

健康な時期をできるだけ長く維持すること「健康寿命の延長」を目的とした厚生労働省の「健康日本21」や、文部科学省のスポーツ振興基本計画に見られる「総合型地域スポーツクラブの整備」は、そういった時代の到来を前提に幅広い年齢層の「生涯スポーツ」への取組みを促進しなければならないという課題に対応した施策が必要である。

しかし、生涯スポーツへの取組みを通じて健康づくりを行う意識を持ちながら、それを可能とする環境の整備が必要である。

（2）生涯スポーツ促進を阻む諸問題

①　指導者不足

優れたプログラム、優れた施設があっても、優れた指導者がいなければ生涯スポーツは成立しない。その結果は適切な運動指導の実現はもとより、スポーツによる交流を求める地域の人びととのコミュニケーションも含め、スポーツを通じた地域づくりの大きな役割を担う。地域社会主体のスポーツサークルは多数存在するが、指導者なしで行われているものが多く見られる。スポーツ振興の事業である「スポーツリーダー派遣」のニーズが近年高まりをみ

せている。

② サービスの一般化

一部の所得階級のみが利用できる健康づくりに特化したフィットネスクラブがその需要を高めている。地域社会全体として考えるとき、高齢化が加速していく中で、そのようなサービスが一部の人たちだけのものであっては、スポーツによる健康づくりの全体としての成果が上がらなくなり、社会負担軽減につながらない。今後このような健康づくりに特化したサービスの一般化、低価格で利用しやすさが求められる。

③ 適切な運動を支える取組み

運動効果をあげるには一定の継続性が必要であるが、運動の継続性が阻まれる要因は「体力的に無理があった」「怪我をした」など、運動に取組む以前の健康状態や体力についての把握を前提にした準備が欠如しているものが目立っている。

適切な運動を支える仕組みが地域に存在することで、運動の継続性、適正化が実現され、結果として運動の効果をより多くの人が獲得できるシステムとなる。

本リサーチセンターは、以上をふまえて(1)スポーツ活動の研究と支援、(2)メディカルフィットネスの研究と支援、(3)救急医科学研究と支援、(4)スポーツ情報科学研究と支援の4つのプロジェクトを作って、生涯スポーツを通して、胎児（妊婦の健康）から高齢者にいたる健康並びに健康寿命の諸問題のシステムづくりがウエルネス・リサーチセンターの設立目的であり使命である。

平成17(2005)年7月1日にウエルネス・リサーチセンターの組織が立ち上げられて、日が浅いので、理念・目的等の検証までに至っていない。また健全性・モラル等についても理念・目的の項目と同様に日が浅く検証までには至っていない。

2. 教育研究組織

2.1 大学の現状

大学の教育理念目的を実現するためには、活発で充実した教育研究活動に支えられていることは言うまでもない。

本学の教育研究上の基本組織は、政経学部〔3学科（政治学科、経済学科、経営学科）〕、体育学部〔3学科（体育学科、武道学科、スポーツ医科学科）〕、工学部〔4学科（機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科、建築デザイン工学科）〕、法学部〔2学科（法律学科、現代ビジネス法学科）〕、文学部［3学科8専攻〔教育学科（教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻）、史学地理学科（考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻）、文学科（中国語・中国文学専攻、日本文学・文化専攻）〕］、21世紀アジア学部（1学科（21世紀アジア学科））の6学部16学科と、政治学研究科（1専攻（政治学専攻））、経済学研究科（1専攻（経済学専攻））、経営学研究科（1専攻（経営学専攻））、スポーツ・システム研究科（1専攻（スポーツ・システム専攻））、工学研究科（4専攻（機械工学専攻、電気工学専攻、建設工学専攻、応用システム工学専攻））、法学研究科（1専攻（法学専攻））、総合知的財産法学研究科（1専攻（総合知的財産法学専攻））、人文科学研究科（2専攻（人文科学専攻、教育学専攻））、グローバルアジア研究科（2専攻（グローバルアジア専攻、グローバルアジア研究専攻））の9研究科14専攻で構成されている。

なお、平成15(2003)年度から募集停止中の政経学部二部は4年次学生が在籍しているため、政治学科、経済学科をもって構成されている。

総合知的財産法学研究科以外の全ての研究科に博士課程が設置され、学部、修士課程、博士課程をとおした万全な教育研究体制が整えられている。

その他、附属施設として附属図書館、国際交流センター、健康管理室が設置されており、附置研究所等として日本政教研究所、イラク古代文化研究所、武道・徳育研究所、情報科学センター、アジア・日本研究センター、生涯学習センター、ウエルネス・リサーチセンター、学部の附属研究施設として、経済研究所、経営研究所、体育研究所、理工学研究所、比較法制研究所、最先端技術関連法研究所、大学院にハイテク・リサーチセンターが設置され、教育研究の一翼を担っている。

また、6学部及び全学教養教育運営センター（外国語及び総合教育科目に係る立案・調整を担当）に学術の研究およびその普及を目的とした独自の学会が設けられており、当該学部に所属する教授・助教授・講師などを会員として、研究発表会、学会誌の発行などの研究活動を行うと共に、研究の向上を図る上で必要な講演会等の開催を行っている。

さらに、修学支援として、初年時に導入教育（情報リテラシー、プレースメントテストの導入、基礎学力等の判定に基づく学習補充、履修・生活指導など）を教育組織ごとに計画・実行している。また、2年次以降の学生に対しては、授業の他、履修登録時に卒業後の就職先を視野に入れたカリキュラム相談、カウンセラー配置の学生相談室の設置、インターンシップの導入などの諸制度を検討・策定・実施しているところである。

なお、学部、研究科の概要は、2007(平成19)年度　大学評価申請用「大学基礎データ」1～3

ページに記載したとおりである。

2.2 政経学部

政経学部の平成18(2006)年度の入学定員と教員の配属状況は下表の通りである。

学　科	入学定員	専　任　教　員		非常勤講師
		専門科目	外国語・総合科目	
政治学科	フレックスA　100 フレックスB　75	17	8	49
経済学科	フレックスA 220(20) フレックスB　200	15	7	79
経営学科	210(60)	11	4	43
計	805(80)	43	19	171

※（ ）内の数字は、留学生定員である。

対学生数から比べると、政治学科の専門科目担当専任教員数が他学科に比べて多いのは、平成13(2001)年度に当時の政経学部二部政治学科の入学定員を250名から125名を法学部現代ビジネス法学科に移した結果、定員が75名になったことによる。その後、大学理事者サイドで移籍等の調整を行うこととなっていたが、実施されず現在まできたことが専任教員が多いという結果になっている。

政経学部内の研究組織として、政経学会のほか学部付属の経済研究所及び経営研究所が設置されており、それぞれ紀要の発行や研究会を開催し、学部内の研究環境の向上に努めている。

各学科とも原則として主要科目は専任教員が担当することになっており、また、概ね目的を達成していると考えられる。本学において歴史を持つ政経学部は、基本的な科目は専任教員が担当しているが、新たな分野の科目などが十分設置されているかというと必ずしも十分とは言い切れない面もある。そのため新たな科目等は非常勤講師にお願いしている面もあり、それが非常勤講師を増やす要因ともなっている。しかし、非常勤教員数は適宜学科ごとに見直しをしてきたが、それほど削減されておらず、学生の受講率やカリキュラムの見直しなどから、適正配置を進めていく必要がある。

なお、経営学科の「現代企業論Ⅰ・Ⅱ」及び「特別講義Ⅰ～Ⅳ」は、現役の第一線で活躍している企業の実務家に非常勤講師をお願いし、オムニバス形式で各3回程度担当するあたらしい形式の講義であり、学生からの人気も高い。しかし、第一線で活躍している実務家を、講師として要請することは時間的にも、報酬的にも難しく、今後の再検討が必要となってきている。大学教育において現場で活躍している実務家や専門家を招請するのは、学生にとっても大きな刺激となるが一定の限界もある。

セメスター制への移行により、従来の通年科目が半期科目になったが、履修は春期に春期と秋期の2期分をまとめて履修するという不完全なセメスター制であるため、4年生が春期で

単位を落とした場合など卒業が見込めないなどの課題があり、完全セメスター制への移行が望まれている。

研究組織としては、政経学会、経済研究所、経営研究所があり、各教員の研究を支援しているが、毎週のように研究会が開かれたり、組織だった研究受託をするまでには至っていない。大学の研究体制や研究能力の向上が求められている現在、さらなる研究機能の充実が求められる。

政経学部は、政治学科、経済学科、経営学科と3学科制をとっている大規模学部である。3学科の研究教育内容を組み合わせるならば、「政治と経済」「政治と経営」「経済と経営」といった魅力的な分野が現れてくる。これらは先端的な研究分野であったり、社会的に必要であったりする分野や研究であるが、この3学科制を有機的に活用する連携が十分ではない。

また、政経学部は、本学のなかでも留学生の割合が多い学部である。この留学生の大部分は非常に勉学意欲が高く、日本人学生にもよい刺激になっているが、反面、留学生に対する日本語教育や生活指導面での援助体制が十分とは言い難い面もある。大学全体としては国際交流センターに留学生の支援を中心とする「留学生支援課」と、国際交流の側面から留学生政策を考える「国際交流課」を新たに整備して対応している。学部においても留学生支援委員会を組織して本格的に留学生支援を行える体制を整えつつある。

一方で、留学生編入試験を行う際、事前に書類審査を行っても国によっては大学の統廃合が多く、成績証明や在学期間が日本の基準にそぐわないという問題もあり、現在当該国出身の外国人教員に審査等をお願いしているが、大学全体としての情報蓄積が必要な時期にきている。

さらに、留学生は事故に巻き込まれたりすると生活や勉学が困難になる場合もあり、その支援のあり方は現在の制度だけでは難しいものもあり、ケースバイケースで苦慮する面も多い。一方、不祥事を起こしたりする場合もあり、しっかりした入口対策、その後の出席確認など総合的な留学生管理について国際交流センターや学生部とより密接に協力していくことが求められている。

建学の精神を高めるために、数次にわたるカリキュラム改革を実施した結果、各学科ともその理念・目的に添ったカリキュラムと人員の整備は一段落している。しかし、近年、学生数の減少に伴い修学能力の低下が課題とされ、また「気魄」や「やる気」が低下してきていることも指摘されている。そのため、できるだけ社会的な課題への第一線の講師が最新の課題を理解させる科目を増やすなどの工夫をしてきた。しかし、日本の学生全体が個人主義的、自己中心的な傾向を強めている現在、本学の特徴を再確認するこの問題を改めて検討し直す必要がでてきている。

政経学部は、3学科制のメリットをもっと活かすべきだという指摘がしばしばなされ、それは学生による単位互換やゼミの乗り入れであると言われ、平成20年度には所属学科にとらわれずどの学科の学生も自由に全てのゼミを選択履修できるように改善した。しかし、一方で研究領域の学際化や協力については、3学科制のメリットはほとんど活かされていない。学部改革のもう一つの側面として、研究教育における開発協力も必要とされる。本学全体を通しての課題でもあるが、他学部との研究協力や教育上の協力など積極的に進める時期にきている。学内の資源を最大限に活かす相乗的戦略こそが求められている。例えば、本学と山形県

鮭川村との学術友好交流協定（平成17(2005)年11月）締結記念シンポジウムは、工学部と政経学部の教員により行われ、学内の資源活用の方向性を示した良い事例でもあった。

一方で、政経学部の経済学科と経営学科では、ここ数年、専任教員の定年退職が続いている。経済学科ならびに経営学科では若手教員の補充を行う予定で採用を進めている。また、平成20(2008)年の昼夜開講制の廃止に伴う一体化に向けて、必要なコース制とカリキュラムの再検討、必要教員数の移動と充足などを検討している。それにより、学科ごとの専任教員数がアンバランスの問題も解消し、併せて非常勤講師の科目や教員数の見直しを進めていくこととしている。

また、本学では平成20年度に世田谷・梅ヶ丘キャンパスが完成し、利用が開始されることから、政経学部では平成20年に向けた世田谷キャンパスでの一貫教育を進めることで教員と学生の関係を深め、1年生からゼミナールを設けることで学生の修学意欲を高め、建学精神と学生の能力を高めていく予定である。

2.3 体育学部

体育学部は、体育学科、武道学科、スポーツ医科学科及び体育学部附属体育研究所から成っている。教員構成は、教授、助教授、講師合わせて定員54名である。総合教育科目、語学の各科目担当者から構成されている。体育学部附属体育研究所の専任研究員は本学部専任教員をもって充てている。

本学部の教員組織は、総合教育科目の教員7名、体育学科、武道学科、スポーツ医科学科の専門教育科目教員47名の教員で組織されている。必修の講義は、教員一人の負担を軽減するために多人数にならざるをえないが、選択科目や演習等は少人数による授業形態を進めている。

平成18(2006)年度現在の大学設置基準に基づく専任教員の充足状況は下記表に示した。

[大学設置基準に基づく専任教員の充足状況]　（単位：人）（平成18年5月1日現在）

学　科	学部学科に必要教員数	現在数	教　授	助教授	講　師	備　考
体育学科	16	22 (3)	14 (1)	4 (1)	4 (1)	研究助手 4名 教務助手 1名
武道学科	8	9	8	1	0	研究助手 1名 教務助手 1名
スポーツ医科学科	16	16 (1)	11 (1)	4	1	実習助手 6名
総合教育科目	7	7 (1)	6 (1)	1		
語学科目	0	0	0	0	0	
合　計	47	54 (5)	39 (3)	10 (1)	5 (1)	

（　）は女子

講義の必修科目において少人数制を推進しているが、同じ講義を複数繰り返すことの教員

への負担と、講義のマンネリ化が起こる可能性が指摘される。また教室の確保、時間割編成の労力を要するばかりでなく、時間割が複雑となり、履修の際に混乱を生ずる場合がある。

本学部主要科目のうち、必修科目及び演習科目のほとんどを専任教員が担当しており、外国語科目における専任教員比率が低い。また、本学部の教員構成は教授職が多く、年齢構成も50代以上が74％と若手教員が少ない。本学部の在籍学生は、平成18年現在2,005人であり、専任教員1人当たりの学生数は37名で、ほぼ適正といえる。しかし3学科の教科を兼担している教員が多く、ほとんどの教授職は大学院を兼任していることから、学内規程の超過勤務(超コマ）手当上限の授業時間を担当している教員が多い。

学部の教務係は小委員会を多数設け、教授会への原案作成機能も果たしている。教授会運営がスムーズになる利点はあるが、個人的負担は大きくなる。

実験実習を伴う学部として、研究助手（4年の期限付き採用）6名の人数は十分とはいえない。大学における教育研究活動のほか、雑務の拡大と多様化及び多数の学生相談を考えると増員を必要とする。教員、事務職員を含めて学生の相談を行うことが本学の特色であるが、年齢的にもその要となるのが助手である。また実技の指導もその重要性を認識し人員の拡充が必要とされる。そのため、平成18(2006)年から研究助手を教務助手（4年の期限付き採用）制度に変更し、随時切り替えをし、人員の拡充を行っている。

教員充足率、教員の構成からは満足されているが、少人数教育の面と実習等からみると教員数及び助手が手薄である事から、理念・目的・教育目標を充分に達成されていない面がある。

専任教員による専門教育と小人数教育のいっそうの充実を図るとともに、これをサポートする助手の比率の向上に努める。教員の負担軽減については、カリキュラムの精査を行い、時間割調整等により行っていくことにしている。

2.4 工学部

工学部は現在、機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科、建築デザイン工学科の4学科から構成されている。各学科の教員組織は、機械情報工学科9名(2名は新学部において新規採用予定)、電気電子工学科13名(1名は新学部において新規採用予定)、都市システム工学科（13名)、建築デザイン工学科（11名）である。助手は現在0名である。

本学部全体で、実験科目・卒業研究の安全な実施と教材製作や専門的実験補助、実験や研究推進などに必要な技能的業務に16名の技術職員が従事しており、技術職員は事務系の職員と内容を異にした助手的な様々な業務も含めて従事している。しかし、技術職員の身分を事務職員と同じとして事務職員の配置転換に組み入れられる傾向があり、専門的な業務から事務的業務に徐々に変化している。

教養部の廃止に伴い、教養課程担当の教員は近接分野の学部に所属し、教養課程の数学、物理学、化学及び自然科学などの基礎科目については、単なる教養としての講義から専門科目の基礎への位置付けを変更し、専門科目との継続性を重視するように改めた。また、学生の学力低下に対応する教養教育の在り方を大学全体で策定する委員会が平成15(2003)年に始

まった。また、学部内でも学生の学力の幅に対応した各学科でプログラムが実施されている。

外国語教育は、国際共通語としての英語教育、特に英会話など実践的外国語教育について、外国人教員など多数の要員を確保し、海外実習を実施してその充実に努力している。しかし、本学部所属の専任英語担当教員は1名のみで、多くの非常勤講師に依存している。しかし、情報機器を応用した実務的外国語教育を重視し、従来のリーディングやライティングではなく、実用的な会話を重視した外国語教育となっている。

前述の演習、卒業研究の履修学生に対し全人格的教育を有効に実施するためには、また本学部教員のほとんど全てが大学院も担当しているので、現教員数は最小限度の教員数である。新入生の学力低下を補うリメディアル教育および基礎学力の強化等を今まで以上に強力に推進するために、また、時代のニーズに対応した科目の設置などは行うためには、さらに複数の教員が必要である。

現在、実験、演習等きめ細かい教育を必要とする科目においては、技術職員とTA(大学院学生）を教育補助者として教育を行っているが、将来的には助教、助手は是非とも必要である。

また、理工学研究所の組織、体制を完備し、本学部内部の研究グループの活性化、または他大学、国公立研究機関、企業グループなどとの共同研究や設備の有効利用を図る方策を整備する必要性がある。

新入生の学力低下を補うための方策として、アウトソーシングによって、入学前教育とリメディアル教育を実施しており一定の成果が得られている。しかし、学力低下に対処するための抜本的な対策としては不十分であり、後述されるように平成19(2007)年4月開設の新学部では、4年間を通したカリキュラムにその方策が盛り込まれるように計画している。

外国語教育では、基礎となる低学年時のプログラムはTOEFLやTOEICの得点を授業の到達目標とするなど実用的な内容に変えるとした。しかし、その実施は十分とは言えない。専門語学に関しては、ゼミナール•卒論での輪講に任されており、語学教育の一貫性に関して、特に、国際標準化している英語や今後商用として重要化してくると考えられる中国語や韓国語も学部のカリキュラムに加えた。

理工学基礎知識を十分に理解し、広い視野と柔軟な思考力をもち、自ら積極的に問題を発見し、解決のための方策を考える能力を持った技術者を育成することが本学部教育目標である。

広い視野をもった学生を育てるためには幅広い基礎教育が不可欠である。そのため、不足している教員数にかかわらず、各学科で主要科目については少人数教育を行って、学生・教員の間のスムースなコミュニケーションと共に、学力向上について一定の成果が得られている。

自ら積極的に問題を発見し、解決する能力を高める教育は、現在は主としてゼミナールと卒業研究に限られているが、さらに強化するカリキュラムとシステムが必要である。

現在の工学部の教育方針をさらに強化発展させるために、平成19(2007)年4月より4学科を統合し1学部1学科6学系にし、時代の変化に柔軟に対応できる学部体制とする。また、入試方法にフレキシブル入試（受験時に将来の進路が確定していない志願者用）とセレクティブ入試（受験時に将来の進路が確定している志願者用）を採用し、1年次教育に「導入および動機

付け教育」、「アカデミックアドバイザー制度」等を導入することで学生のニーズに柔軟に対応できるように配慮している。

新理工学部での教育目標は、理工学基礎知識を十分に理解し、しかし従来型の知識を受動的に学び、指示された事だけをそつなく行う技術者ではなく、①広い視野と柔軟な思考力、②大局的な判断力、③自ら積極的に問題を発見し、解決のための方策を考える能力、④それを周囲の人々に理解してもらえる表現力、⑤周囲の人々とコミュニケーションを取りながら実行する能力、⑥職業人としての倫理観を備えた技術者である理工系人材を育成することであり、そのための種々の方策を計画している。

2.5 法学部

法学部は昭和41(1966)年法律学科1学科制として開設されたが、平成13(2001)年、従来の法律学科に加え、近時の国際化・情報化に即応したビジネス関連の、最先端の法理論の構築を目標とし、国内外の実業界で即戦力として活躍できる人材を輩出することを目的とした現代ビジネス法学科を新設して、2学科制をとっている。本学では、カリキュラム上、総合教育科目、外国語科目、専門科目の3科目群制をとる。

法学部の教員組織は36名（法律学科22名、現代ビジネス学科14名）の専任教員と、14名の兼担教員及び105名の非常勤教員の計155名から成り立っている。専門科目に限ってみても、専任教員と兼担・非常勤教員の割合は15対32となっており、専任の比率が高いとはいえない。

総合教育科目・外国語科目担当の教員数については、平成8(1996)年に教養部の解体と各学部への分属が行われたために、法学部1学部の教員の比率をもって大学全体の教員体制を計ることはできなかった。

また法学部には開設以来の法学会に加え、内外法制の過去及び現代の組織的な比較研究を通じて法学教育に資することを目的とした比較法制研究所、国内外の最先端技術に関する法律問題を取り上げ、法学研究に資することを目的とした最先端技術関連法研究所が設置されている。その研究員は法学部の専任教員をもって構成されているが、加えて委託研究や内外の専門家を招いての活発な討論会、講演の場をも提供している。

法学部の教員組織の現状は、特に専門科目における専任教員の絶対数の不足から非常勤教員の比率が7割近くを占めていることが指摘される。担当コマ数から見ても専任教員141コマ、兼任・非常勤教員90コマと4割近くを占める。社会の時代的変化に対応するために導入されるべき新規の法律専門科目が近年目に見えて増加しており、その科目に精通している教員を常に専任教員として採用することは手続き的にも時間的にも困難が伴う。こうした先端的、特殊な科目については、社会的にも認知されている非常勤の教員でタイムリーに手配することは、教育理念上も好ましいと言える側面もあるが、本学部の場合、専任教員の持ちコマが多く、その負担は限界に来ており、基幹科目についても非常勤教員に頼らざるを得ない現状は問題である。

専任教員の年齢構成については、現代ビジネス法学科及び総合知的財産法学研究科の新設の際に考慮されたこともあり、30代3名、40代8名、50代17名、60代8名である。今後も若手の

教員確保に努力しつつ、専門性を含めた、全体のバランスが崩れないように配慮していく必要がある。

法学部では、法科大学院の設置を検討中ではあるものの、現代ビジネス法学科の完成後の大学院として、総合知的財産法学研究科を平成18(2006)年度に設置し、現代ビジネス法学科(学部)との連携を実現した。学部2学科、大学院2研究科を前提として、法律学科、現代ビジネス法学科の根本的なカリキュラム改革の検討に入っている。

また両研究所についても、その組織、体制を完備し、法学部内部の研究の活性化はもちろんのこと、特に最先端技術関連法研究にあたっては、他学部研究者との共同研究、他大学、他研究機関、企業グループなどとの人的交流・共同研究を図る方策を整備する必要がある。

2.6 文学部

文学部は、下表のように3学科8専攻からなる。

学　科	専　　攻
教育学科	教育学専攻
	倫理学専攻
	初等教育専攻
史学地理学科	考古・日本史学専攻
	東洋史学専攻
	地理・環境専攻
文 学 科	中国語・中国文学専攻
	日本文学・文化専攻

平成12(2000)年「人文科学研究科設置申請の趣旨」に記された文学部の教育理念は、「東洋文化を基本に見据えて、大学の使命である深遠な学術を教授研究して、知的生産の実をあげ、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造・文明の継承の力をつけ、人類の福祉の増進に貢献し、国際社会の進展に寄与する人材を養成する」というものであった。東洋文化を基本に見据えて「心の教育」と「人間形成」を行う文学部にとって、現在の学科•専攻の組織は、適切であり、妥当と思われる。

〈倫理学専攻〉

倫理学専攻は専任教員5名、非常勤講師10名によって構成されている。専任教員の専攻分野は東洋思想2名、西洋思想2名、社会学1名であり、非常勤講師は東洋思想関係4名、西洋思想関係6名で、十分とは言えないが、ほぼカリキユラム内容の教員を充当している。

これらの専攻スタッフには学生指導に関わる様々な横の連絡と情報の共有が必要であり、これは日常的な教務の一環である。非常勤教員間の相互連絡には困難な点もあるが、電子メールの活用等により対処している。専攻全体としての学生に対する学級運営的な意味合いから、

上記スタッフ15名に、専攻1、2年次生のみが受講する英語の授業を担当している教員をも加え、年に2回の教員会を開催し、情報交換、意見交換を行っている。授業以外のこのような教務について、非常勤教員については手当が必要であるが、経理手続き上の問題を解決できず、今のところ交通費の支給に留まり、非常勤教員への手当の支給は実現していない。喫緊の課題である。

〈中国語・中国文学専攻〉

本専攻の教員構成は専任5名（うち女性1名）、非常勤10名（うち女性2名）である。

専攻分野は、哲学思想分野2名、文学語学分野2名(1名は中華人民共和国出身)、文献学1名で、年齢構成は40歳台2名、50歳台1名、60歳台2名である。非常勤講師は、それぞれの分野において日本を代表する研究者をそろえている(中国語を母国語とする者2名、長年台湾の大学教員として活躍してきた者1名がいる)。専任の年齢構成はバランスがとれている。

本専攻には昭和43(1968)年4月に文学部の他の専攻に先駆けて「漢学会」を発足させ、4年次生の卒業論文発表、卒業生の活動報告、研究発表、専任・非常勤教員の研究発表、学外からの特別講師を招いての講演会などを開催し､学生及び教員相互の教育･研究上の発展を図ってきている。

また、教育の一環として、全学年参加の学外研修を年一度実施し、学生各自の研修と学年を超えた相互の親睦を図っているが､2キャンパス制のため、また専攻学生専用の控室がないため、学年を超えた学生間の交流が行われにくく、教育目標達成の上で一つの障害となっている。この点を憂慮して、教員研究室を専攻資料室・勉学室として学生に解放し、また読書会を組織し、学生の勉学と交流に便宜を与えている。

本専攻の入学定員は30名である。小規模であることから、学生一人一人に目が行き届き、教員との人間的交流も密である。

〈日本文学・文化専攻〉

本専攻の教員構成は、専任10名（うち女性2名)、非常勤11名（うち女性3名）である。専任教員の年齢構成は、30代1名、40代2名、50代5名、60代2名となっている。

本専攻には、教員と学生で構成される「国士舘大学国文学会」が設置されており、研究誌『国文学論輯』の発刊と学生の研究発表と研究者の講演を行う「国文学会大会」の開催を中心に活動を行っている。

2.7　21世紀アジア学部

21世紀アジア学部は平成14(2002)年4月に開設され、平成18(2006)年3月に完成年度を迎えた新しい学部である。本学部は1学部1学科の構成で、学生定員は1学年400名(日本人学生320名・留学生80名）であるが、毎年500名前後の学生が入学しており、現在1,900名の学生が在

籍している。

これらの学生の指導にあたる専任教員は35名（教授29名・助教授6名）で、全員が教育・研究に従事している。

様々な角度からアジアの現状を分析し、21世紀のアジアのあるべき姿を追求していく学部にふさわしく、専任教員の専門分野は多岐にわたり、本学部着任以前の経歴も多彩である。長年にわたり大学で教育・研究に携わってきた教員だけでなく、社会の様々な分野で活躍してきた教員も多く、学生に対して理論と実践という両面から多くの知識や刺激を与えることが可能な態勢となっている。また外国籍の専任教員が5名(中国2名、韓国1名、アメリカ1名、オーストラリア1名)おり、それぞれが担当する授業を通して学生を教え導くだけでなく、留学生の指導にも大きな役割を果たしている。

専任教員はそれぞれの専門分野に応じた講義科目を担当するほか、1・2年次の総合演習科目と3・4年次の専門演習科目を担当することにより、調査・考察・報告といった大学生にとって必要な基礎力の育成を行うとともに、学生の状況に目配りしたり、学生の相談に応じたりするクラス担任の役割も担っている。

また本学部では海外研修やインターンシップ、ボランティア実習など学外での研修を重視しており、これらの研修の企画、環境整備、研修に参加する学生に対する指導なども専任教員が担当している。

多岐にわたる科目を開設している本学部では、兼担教員や非常勤教員が担当している科目が多い。特にコミュニケーション科目は、多言語でのコミュニケーションが可能となるよう、各言語教育は少人数クラス編成とし、外国語学校での豊かな教育経験を持つ教員が担当するため、非常勤教員数が多い。また文化パフォーマンス科目のように実技をまじえた授業を行う場合には、その分野での実績を持つ非常勤教員が不可欠である。それぞれの授業を担当教員が責任を持って運営していくことは当然だが、言語コミュニケーション科目や文化パフォーマンス科目、体育関係の科目、日本語教員資格関係科目のように、授業の運営方法やクラス編成方法などに統一された方針が必要な科目については、専任教員が取りまとめ役となって兼担教員・非常勤教員と打合せを行うことにより、より良い形で授業が行えるよう努めている。

本学部には社会的に著名な非常勤の教員がおり、通常の講義または集中講義の形で授業を担当している。それぞれの分野の第一線で活躍する著名人の授業を受講することは、学生に多くの収穫をもたらしている。

開設されて5年目の本学部では、教育環境の整備に教員が多くの力を注いでいる状況であるが、研究においても着実に成果をあげている。専任教員全員がアジア・日本研究センターの研究員でもあるため、アジア・日本研究センター主催の研究会で各自の研究成果を順次発表している。学部内に組織された「21世紀アジア学会」も活動が本格化し、紀要の発行や総会の開催など積極的な活動が展開されている。

手探り状態でスタートして、ようやく5年が経過しようとしている本学部であるが、教育面も研究面もおおむね順調にここまで進んできた。しかし細かな部分では問題点も多く存在し、これから取り組まねばならない課題も残されている。今後もしばらくは試行錯誤の連続となろう。多彩な経歴を持つ教員がアイデアを出し合いながら学部の充実に前向きに取り組んで

いるところが、本学部の最大の長所である。この姿勢を持続させることが今後の重要なポイントになると考えられる。

完成年度を迎え学生が1,900人規模となり、その学生を指導する専任教員が35名という数はかなり厳しい。通常の講義以外にも、学生に対する指導や学外での研修などにも専任教員は力を注いでおり、予想以上にその負担は重くなっている。仕事の効率化や分担の工夫などを行うことが必要だが、専任教員の増員も考慮しなければならない。多くの留学生が在籍する本学部では日本語科目が重要であるが、日本語担当の専任教員がいないため、授業運営やクラス編成などの方針を定めていく上で困難な部分が多い。また2年次以降、学生は3コースに分かれて授業を受けることになるが、アジアビジネスコースを選択する学生が圧倒的多数を占めると考えられるので、このコースの幅を広げる科目を担当できる専任教員を現状よりも増員することが望まれる。

21世紀アジア学部の目的をしっかり固め、学部の基盤をしっかり確定させることが何よりも重要である。またアジアは日々変動し続けており、そのアジアを研究対象とする本学部も完成年度以降をも視野に入れて新たな取り組みを続けていくことが必要である。教員の専門分野が多岐にわたる本学部の特色を生かし、多くの領域にまたがる共同研究を積極的に行っていくことも重要な課題である。

2.8 日本政教研究所

日本政教研究所は「日本建設及び世界平和に資する政治、経済、法律、社会、教育、宗教等文化科学の総合研究」を目的としており、それに必要な人材として、政治学原論、国際政治、憲法、日本法制史を専門とする兼担研究員5名及び比較憲法、人権論、家族法、法制史、安全保障、商法等を専門とする共同研究員9名を擁している。

従来専任研究員が存在したが、退職や移籍などにより現在在籍しておらず、その後任者の補充もなかった。その結果本研究所は、兼担研究員と共同研究員によって組織されている。研究所が自主的に運営されて、機能を発揮するためには、専任の研究員の存在は欠かせないところであるが、財政の緊縮化はいずれの大学にあっても共通の傾向であり、万全の態勢を要求することは現実的ではない。今日にあっては与えられた環境の中で使命の達成に尽力しなければならない。

2.9 イラク古代文化研究所

平成18(2006)年9月現在、7名（所長1名を含む）が専任教員（研究所員）である。内訳はメソポタミア考古学に教授4名、西アジア先史学、西アジア建築史学、文化遺産保存学に教授各1名である。他にメソポタミア考古学を専門とする兼担教員1名（教授）がいる。また業務を補佐する事務職員1名、準職員(展示室運営)1名が配属されている。専任教員の内6名はグローバルアジア研究科の委員としても委嘱されており、研究科の教育にも携わっている。

以上のほか、研究活動を補完すべく外国籍2名を含む非常勤研究所員25名(非常勤講師1名、共同研究員23名、嘱託研究員1名)が発令されている。非常勤研究員の専門は考古学の他、形質人類学、建築史、東洋史、染織史、言語学、美術史、デザイン学、文化人類学、生体医工学、自然人類学、都市史など、多様な分野にまたがっている。研究領域の多様化に応じて、これらの非常勤研究員と協力して研究を行う他、分析などは外部に委託する体制をとっている。

研究所規程によると研究所には上記の非常勤研究所員や一般職員の他、技術職員1名、司書職員1名を置くことができると明示されているが、これらの人員配置は実現されたことがない。実際、書籍や資料の保管、管理の人員の確保ができず、専任教員がこれらを担っているが、限界がある。

昭和51(1976)年、研究所は3名の専任教員体制で発足し、活動の進展と事業の拡大に伴って1980年代には専任教員10名、専任職員2名にまで組織の拡充が図られた。種々の事情で、ここ10年近く専任教員6名、専任職員1名体制であったが、平成16(2005)年度に専任教員1名(文化財保存学) 及び平成18(2006)年度に博物館運営のエキスパートである準職員の補充が行われた。

長年の活動が国内のみならず世界的にも高い評価を得ている原動力は、メソポタミア考古学とその周辺領域のみで7名の専任スタッフを擁する点にある。その専門分野が考古学偏重である点は、かつて海外における発掘調査に活動の重点が置かれていたことに起因する。しかし、専任教員の年齢が50代以上にかたよっており、20代～40代の後継者がいないという深刻な問題がある。他大学等の海外学術調査団と異なり、個人研究の延長ではなく、組織として調査のバックアップ、資料の管理が可能であり、資料の散逸も最小限に留められるが、膨大な学術成果や貴重な資料を次世代に継承していく義務も生じるため、次世代専任教員の獲得が急務である。

調査、研究を行う組織としては、一見充実しているように思えるが、研究活動や調査活動、教育を行うにはそれを支えるさらに大きな組織が必要であり、決して充実した組織とはいえない。今後は若手研究者、後継者の登用を模索し、研究の推進、資料の管理の上でも、職員の配置を得るべきである。

内外における本研究所に対する肯定的な評価の維持向上を計るには、学部から独立した比較的自由な現在の研究環境や専任スタッフを保持する必要がある。教育への参与は当然の事とはいえ、将来的には研究所の活動の停滞を起こす事も考えられる。また30年近くにわたり蓄積された膨大な学術成果や資料を次世代へどのように継承するか、さらに収集、整理、保管などの目的を達成する上でも所内スタッフの増員が必要である。

2.10 武道・徳育研究所

武道•徳育研究所は、「武道教育」「道徳教育」の研究と実践普及の目的の為に設立された。当初は、「武道教育担当者」4名（剣道1名、柔道1名、空手道2名）と、「道徳教育担当者」11名、計15名の研究員で活動して来たが、退職や移籍などで現在は4名の専任研究員と3名の非

常勤研究員スタッフで活動している。

近年、武道教育や道徳教育が見直され、青少年の教育や、又、生涯学習としても重要視されて来ている。又、研究会、講演会、公開講座など、外部との研究活動も行っており、充実した研究活動を続けて行くには、専任研究員の補充が必要と考えられる。

2.11 情報科学センター

情報科学センター（以下センター）は、本学における情報科学関連分野の教育・研究活動の基盤である。センターの円滑な運営を図るために、その意思決定機関として運営委員会(月1回開催)が設置されている。センター運営委員会の審議事項は、センター規程により次のように定められている。

（1）事業及び運営に関する基本方針
（2）研究・教育計画に関する事項
（3）人事に関する事項
（4）予算、決算に関する事項
（5）運営上、特に必要と認める事項

また、運営委員の構成員は、次のように定められている。

（1）センター長
（2）・各学部教授会が推薦する教員
　　・法人事務部・情報基盤センター職員
　　・教務部代表教職員
　　・センター教員
（3）センター主任及び事務長
（4）その他運営委員会が特に必要と認めた者

センター長は、運営委員会において教員である運営委員から選出し、理事長が委嘱する。その任期は、2年（ただし、再任を妨げない）である。選出の方法については、「国士舘大学情報科学センター長選出に関する運営委員会内規」に定めている。

教育研究上の問題は、運営委員会の下にある常設機関「研究教育審議会」で、センター教員と事務長とで、企画、立案、検討され、その結果が、運営委員会に提案され、審議・決定される。

ITサポートルームは、学内のマルチメディア環境の導入に伴う、学生、教職員に対する支援を行うために、平成15(2003)年7月に設置された。

教育研究上の組織と業務内容を図1に示す。

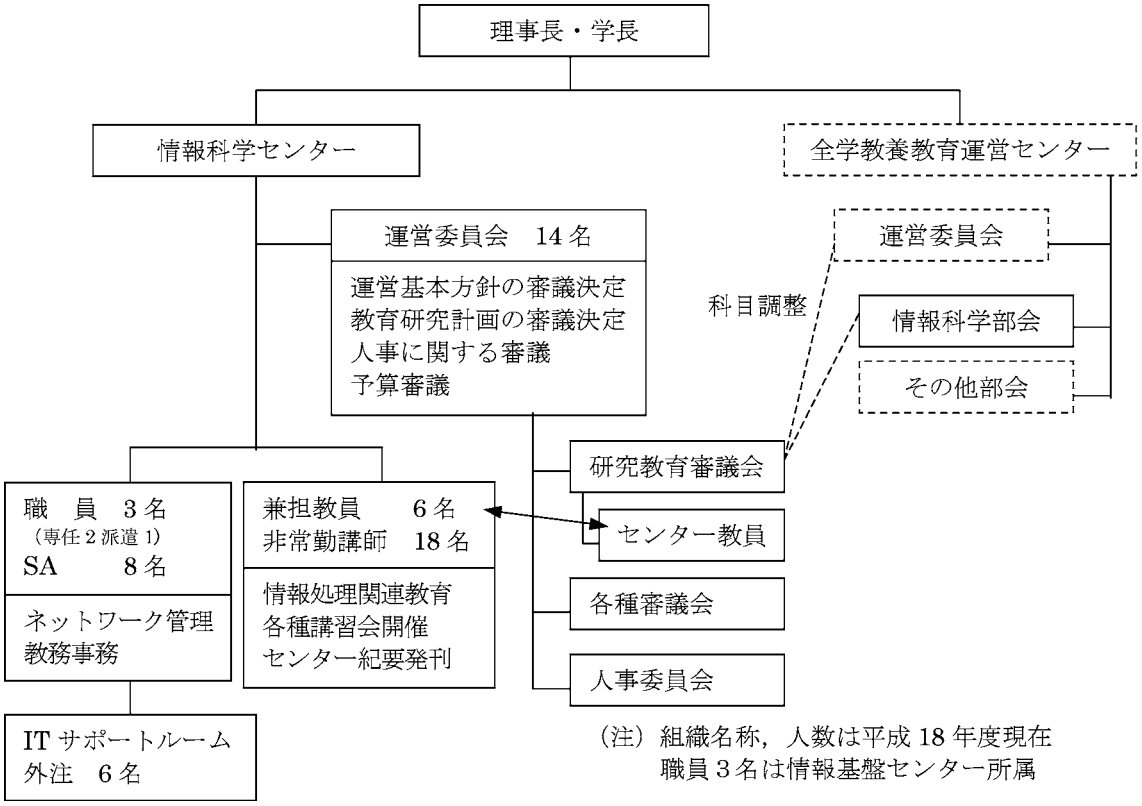

図1　情報科学センターの関連組織

教育関連の事項は、研究教育審議会で審議されたのち、学部教授会から推薦された教員と法人事務部・教務部代表職員で構成される運営委員会で決定される。教養教育科目に関する学部との調整は、別組織である「全学教養教育運営センター」の運営委員会において行われる。この間の調整によって、各学部のカリキュラムの改革・編成にあたっても、学部教育との整合が取れる仕組みとなっている。

なお、現行のセンター長選任過程は、民主的で適切であると判断できる。

現在の運営委員会は、各学部と法人から推薦された教職員によって構成され、ほぼ全学的な情報処理関連教育の意思決定を遂行している。この体制は、現状の情報関連教育のためのKAEDEネットの運営重視という観点に基づく組織編成であり、本学の情報基盤であるKAEDEネットを企画推進する上で必ずしも適合した組織にはなっていない。例えば、附置研究所、図書館の意見は運営委員会に反映されていない。また、情報技術関連の全学的意思決定機構が統合されていなかったが、平成18(2006)年4月にIT政策会議が発足して漸くその緒に就いた段階である。実質的な活動方法や制度の整備等はこれからである。更なる検討が必要と思われる。

一方、情報ネットワークの高度化要請は、ますます強くなってくるが、その学内情報ネットワーク基盤を運営管理する主体組織としてのセンターの要員は増強されていない。ITサポートルームが平成15(2003)年7月に設置された直後に、学内に強力なウイルスが短期間に蔓延した。幸い夏休み期間中であり、学生、教職員の活動が低い水準であったため、なんとか駆除し、重大事には至らなかった。今回のウイルス事故については、学内ネットワーク基盤を維持するという観点から、ITサポートルームがその任にあたることにより全学的な対応が

可能となった。しかし、事故発生が授業期間中であったならば、大きな混乱が予想され、現状のITサポートルームの要員のみでは対応不可能であったと思われる。今後、無線LANの運用も本格化させる必要があり、ネットワーク基盤維持という使命を全うするためには、要員の不足が懸念される。そのため、学内ネットワーク基盤の高度化、教育現場への適切なタイミングでの適用という観点では、不十分といわざるを得ない。また、平成17(2005)年7月の事務機構の一部変更に伴い、情報科学センター事務組織が情報基盤センターという名称の事務組織に統合されたために、運用上の不整合が生じている。組織的に教学系組織である情報科学センターと事務組織である情報基盤センター双方にセンター長が任命され、制度的にも未整備の部分が多く、指揮系統の一貫性が欠落した。この点は改善される必要がある。

上記のセンターの理念・目的・教育目標は、運営委員会委員、兼担教員、職員の連携により、ほぼ達成されている。

全教職員がパソコンを所有し、全学生、教職員がユーザIDを所有し、大学構成員の全てがKAEDEネットを介して学内サービス及びインターネットを利用できる環境は整備された。今後、本学の学術情報基盤を構築し、将来のネットワーク社会における大学像を提案することもセンターの使命であるが、そのためには全学の声を反映できるシステムが必要であり、附置研究所や図書館との連携や意見交換できる場も必要である。

現在以上に学部その他組織との意志疎通を図り、情報基盤を整備し、「教育・研究の基盤」としての役割・機能を果たすための組織作りと学内調整機構の整備が求められている。

問題点で触れたように、センターが全学の情報ネットワーク基盤を効果的に維持運営する役割を果たすためには、サービス体制の充実が必要である。そのために、

1）現在世田谷キャンパスに設置しているITサポートルームの分室を、鶴川、多摩キャンパスにも設置し、技術スタッフ（外注も可）を配置し、各キャンパス内での情報教育・研究、マルチメディア活用を促進すること。

2）世田谷キャンパスには全学の中心として、専任技術職員を配置すること。

以上の2点については前回の自己点検評価からの検討事項であるが未だ進展をみない。人員の再配置では必ずしも解決しない知識と経験の問題が存在する。再教育して人員の配置をするシステムの構築が必要であろう。

自己点検・評価は、センター教員の中から指名された教員が、全学の検討委員会のメンバーともなり、センター主任と協同して行っている。その結果は、研究教育審議会、運営委員会に報告され、客観性・妥当性を確保しようとしている。

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムはできていない。しかし、運営委員会は各学部から推薦された委員によって運営されており、恒常的に学内の第三者による点検・評価が行われていることになる。

自己点検・評価の結果を、センターの改善・改革に役立てる仕組みは出来ていない。

運営委員会は各学部等から推薦された委員によって運営されており、恒常的に学内の第三者による点検・評価が行われていることになる。

学内外に自己点検・評価結果を発信する仕組は、既にセンターのホームページとして立ち上げられている。今後の自己点検・評価結果から、この仕組により適切に発信していく。また、その結果をセンターの改善・改革に役立てる仕組については、今後検討していく。

2.12 アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターは、既存の学問分野の枠にとらわれることなく、多様な専門領域の研究員による研究組織を目指している。現在、研究員の総数は学内の政経学部、体育学部、工学部、21世紀アジア学部、文学部から選任された39名の兼担研究員並びに学術顧問1名、さらに学外から2名の客員研究員で構成されている。それぞれの研究員の専門研究分野は文化人類学、国際関係、政治、経済、経営、歴史、文学、宗教、スポーツ、建築等多彩である。

また、センターの円滑な運営を図るため運営委員会を置き、活動方針、研究内容等協議の上で決定している。委員会の構成はアジア・日本研究センター長を委員長とし、運営委員は学内から、国際感覚、学術キャリアを兼ね備えた6名から成る。

本センターの運営委員会がセンターの点検・評価についても鋭意行っている。

研究組織のあり方として、アジア・日本研究センター規程に「研究員の構成は、専任研究員、兼担研究員、客員研究員を置く」こととなっている。しかしながら、現在専任研究員は一人も在籍していない。このことによる点検評価は必要である。

長所として専任研究員がいないことによる財政的メリットはある。はたしてそれでよいのかどうかは疑問であり、できれば当センターの研究目的達成のため、少なくとも国際的見知から研究企画が出来る専任研究員が最低でも1名は必要不可欠であると考える。国内外で高評価されている学内附置研究所のひとつであるイラク・古代文化研究所では、7名の専任研究員が在籍し研究活動を行っていることを考えるとなおさらである。今後研究内容の拡大、課題の克服をする上で、さらに発展のためには、より一層多彩な研究者の参画が望まれる。

世界的にグローバル化が進む中で、アジア、日本にとどまらず、欧米、アフリカ、ラテンアメリカ等々、全世界に発信できる研究が可能となる研究組織を目指し、研究者ネットワークの構築を考えている。そのためには現在の研究員組織では十分とは言えず、より多彩な人材の参画を目指したい。さらに外部資金導入を促進し、大学と社会の接点として本センターをより効果的に運営できる体制の構築を目指している。

2.13 ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンター（センターという）は、胎児（妊婦の健康）から高齢者までの発育発達老化の特性に合った体育・スポーツに対する地域の方々への様々なサポートや、スポーツ活動中の事故、特に病院前の救急医療や、総合危機管理システムづくり、日常生活への普及などを行う研究機関として運営委員会が設置されている。センターの運営委員会の審議事項は、センター規程により、次のように定められている。

（1）センターの運営の基本的方針
（2）主な研究計画の策定及び実施
（3）共同研究に関する事項
（4）センター人事に関する事項
（5）センター長及び副センター長候補者の推薦に関する事項

（6）センター予算、決算に関する事項
（7）運営上、特に必要と認める事項

センター運営員会の構成員は、次のように成っている。
（1）センター長
（2）副センター長
（3）センター運営員　体育学部兼任8名、工学部兼任2名計10名である。
センター長、副センター長は、運営委員の中から運営員会において選出し、理事長が委嘱する。その任期は2年（ただし、再任は妨げない）である。
教育研究上の組織業務内容を図に示した。

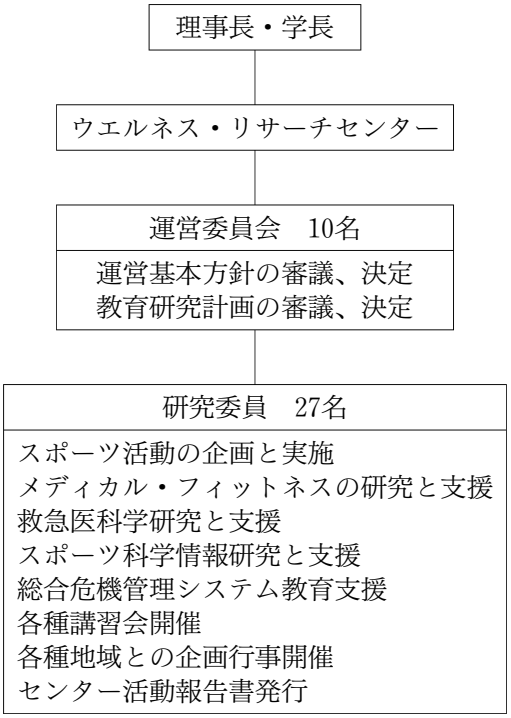

平成17(2005)年7月1日に研究組織が発足したので、活動期間が短く、研究組織検証ができるまでに至っていないが、現在組織上の大きな問題は起きていない。

3．学士課程の教育内容・方法等

3.1　教育課程等

3.1.1　政経学部

①　政治学科

政治学科では、平成14(2002)年度のフレックス制の導入に伴い、フレックスA•B間および3学科間に、60単位までを限度に単位互換制を取り入れ、科目の半期2単位制を推進している。フレックス制の導入により、フレックスBのコースの学生が3時限から7時限までに履修時間幅が広がった事で科目の選択肢が増え、クラブ活動等への参加を通して人的交流の広がりも期待できるようになった。

本学科は大学設置基準第19条および学校教育法第52条の規定に適合するように教育課程を編成して、目標として掲げる「総合的な視野に立って国内や国際社会に貢献できる有能な人材を育成する」ことを目指している。それを達成するために、本学科は、人文・社会・自然の各分野を網羅する総合教育科目(保健体育科目を含む)、質•量ともに充実した外国語科目、政治学固有の科目に加えて法学・経済学など隣接諸領域の科目を幅広く配した専門科目、および情報関連科目など時代の要請が高い科目をもって体系的に構成された授業科目を配置している。

ところで、わが国の大学の教育課程は、これまでいわゆる教養課程（1・2年次）と専門課程（3・4年次）とに区分され、前者は後者の予備的課程とされてきた。しかし社会を揺るがす重大事件が頻発し、また大学全入の時代の到来により学生の学力低下が指摘される中で、道徳•教養教育の重要性が叫ばれ、また基礎教育の在り方が問われるようになったことから、本大学および学部でも種々の議論がなされてきたが、道徳・教養教育に関しては、その重要性に鑑みて、これまで1・2年次に限定して配当されていた総合教育科目を四年間を通じて配当するなどして対応しようとしており、すでに一部の科目においては実施に移されている。また専門基礎科目に関して、本学科では、これまで3・4年次に重点的に配当されていた専門科目に基礎科目を設け1・2年次に配当する必要についての合意をみて、一部の科目においてはすでにそのように実施されている。なお、これらの問題に関して更なる検討を加えるべく学長の諮問機関「教養教育に関する検討委員会」が設置され、すでに第一および第二次の答申も出されている。さらに、入学試験の多様化に伴って学力考査を経ることなく入学してくる学生に対して、本学部では、入学前の事前教育をすでに実施していることを付記しておく。

本学科の教育課程が「専攻に係る専門の学芸を教授する」(大学設置基準第19条2項）ために専門教育的授業科目などをもって構成され、それが本学科の掲げる目標並びに学校教育法第52条と密接に関連していることは、上記説明のとおりである。

そして、学生が専門の学芸を体系的に学修できるように配慮して、本学科は、「政治•行政コース」および「国際関係コース」という二コースを設けるとともに、授業科目を各年次に配分し、併せてそれに「必修」「コース共通選択必修」「コース別選択必修」および「選択」の区分を設けた。さらに本学科は、演習科目(「政治学演習」(2年次配当)、「演習Ⅰ」(3年次

配当)、「演習Ⅱ」(4年次配当)および「卒業論文」(4年次配当))を必修化しているが、これは、少人数(15名以内)で構成されるもので、双方向性の授業を可能にし、学生が得た知識を専門的に深化・体系化させる格好の場となっている。併せて本学科が各界で活躍する実務家を講師に招いて開く各種の特殊講義は、学生が時宜に即した知識と応用的能力を習得できるように配慮したものである。

本学科が人文・社会・自然の諸分野を網羅する総合教育科目を幅広く配置していることは既述のとおりである。卒業に要する総合教育科目の単位数は卒業所要総単位124単位中の18単位(保健体育科目2単位を含む)にすぎないが、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することの重要性に鑑み、履修ガイダンスなどを通じて自由選択枠18単位を利用して可能な限り多くの科目を履修するように指導している。また総合教育科目を1・2年次に限定せず四年間を通じて配当するよう配慮されていること、および学長の諮問委員会「教養教育に関する検討委員会」においてその抜本的な改革を目指して検討中であることについてもすでに説明した。

また本学科は、国際化の進展に対応すべく、設けられた2コースのうちの1コースを「国際関係コース」とした。また外国語科目や総合教育科目においても国際化への対応はカリキュラム編成の重要な柱となっている。まず外国語科目について見れば、質と量の両面において充実化が図られている。平成18(2006)年度に設置されている外国語は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・ロシア語・ハングルと留学生向けの日本語の計八カ国語に及び、その各々は「総合」・「会話」・「応用」・「マルチメディア」などの諸科目に細分化されて配置されている。とりわけ英語科目に「TOEIC英語」や「TOEFL英語」を配置したのはまさに実質的な国際公用語たる英語力をアップして国際化に対応させようとする配慮である。また、これらの科目のいくつかにおいては能力ならびに達成度別にクラスを編成するなどして学習効果に配慮した。長期休暇中に約一カ月にわたって実施される海外研修は、ホームステイの制度のもとで海外生活を実体験できるようになっており、参加者には外国語科目「海外演習」の2単位が付与される。なお、卒業に要する外国語の単位数は8単位であるが、これについても自由選択枠18単位を利用してそれ以上を履修することができるように配慮している。なお総合教育科目においては、地球環境問題やその他の国際問題の理解を促進する科目を配置するなどしている。

本学科における卒業所要総単位は124単位であり、総合教育科目(含保健体育科目)、外国語科目および専門科目の各分野に一定の割合で配分される。内訳は、総合教育科目18単位、外国語科目8単位、専門科目80単位、自由選択枠18単位の合計124単位である。

なお、総合教育科目18単位には保健体育科目2単位が含まれ、専門科目80単位は、必修24単位、コース共通選択必修8単位、コース別選択必修16単位、選択32単位に分けられている。

これまで、専門基礎教育については学部・学科が第一義的な責任主体であり、教養教育に関しては、教務部に置かれた「全学教養教育運営センター」で全学的に検討されてきたが、ここにきて既述の学長の諮問機関「教養教育に関する検討委員会」が発足し、導入教育、教養教育および基礎教育の在り方についての検討が行われている。

いわゆる導入教育は、本学部ではAO入試の導入とともに議論に上るようになったが、今年度初めて学力考査を経ることなく入学した学生全員に対して入学前の事前教育を実施したこ

とは既述のとおりである。

先に示したように本学科の卒業所要総単位は124単位である。そのうち、必修とされるのは、体育実技2単位、外国語のうちの英語科目4単位と専門科目24単位の計30単位、それにコース共通選択必修8単位とコース別選択必修16単位を加えると合計52単位となる。

授業科目の単位計算は次のように行っている。すなわち、各科目とも一週間に1回1時限（継続90分）が配当されている。1年は「春期」15週、「秋期」15週に分けられ、年間授業日数（週数）は、原則として、1科目につき15週（半期：週1回×15時限）または30週（通年：週1回×30時限）行われる。大学において、1単位と計算される学習時間は45時間であり、この時間数は教室における授業だけでなく、各自が行う自習（予習・復習）時間を含めて計算される。また各科目に付与される単位数は、講義、演習あるいは実習など授業形態や特徴の差異によっても異なる。それを簡単に表にすれば次のようになる。

◆単位認定の基準

授業の形態・種類	半期/通年	授業時間	授業時間外に必要な学習時間	単　位　数
講義科目および演習科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間＝2単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4時間×30週	計6時間×30週÷45時間＝4単位
外国語科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間＝1単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×15週	1時間×30週	計3時間×15週÷45時間＝2単位
実　技　科　目　等		実習および実技については、学修はすべて実習場で行われるものとし、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。		

（なお、時間割上の1時限は90分であるが、制度上は2時間とみなされる。）

本学は平成11(1999)年度に発足した首都圏西部大学単位互換協定に加盟している。本学科では、他大学の講座を受講し単位を取得した学生に対して自由選択枠18単位の範囲で卒業所要単位に算入することになっている。また本学は、世界の各地域の大学と協定して交流を重ね、交換留学生の派遣や受け入れを行っている。

大学以外の教育施設等での学習については、本学科では外国語科目「海外演習」が該当する。この研修は、夏期休暇や春期休暇に約1カ月にわたってカナダ・オーストラリア・アメリカ合衆国・中国および韓国の計5カ国で実施される。この研修には、外国語科目の専任教員が同行することになっており、研修終了後、外国語の授業科目「海外演習」として2単位が与えられることは既述のとおりである。またインターンシップが脚光を浴びる中、本学科でも一定の条件の下でこれを卒業所要単位に算入する配慮がなされている。本学科の場合、60単位を限度とする他学部・他学科履修制度を利用して経済学科に設置されている「経済学特殊講義」の2単位として認定することになっている。

生涯学習は本学にあっては生涯学習センターが第一義的に担当するが、本学科では、同センターの要請を受けて本学科所属の教員を講師として派遣するなどしている。また、外部の専門学校と比べて受講料が割安であるため、公務員試験受験者や資格所得を目指す本学科学

生に対して大いに活用するよう学年初めのガイダンスなどで指導している。

本学科の基礎教育と道徳・教養教育の問題については、その重要性に鑑み全学的にも検討に付されており、社会並びに大学を取り巻く状況の変化に適切に対応しようとする姿勢は評価できる。その対処法に特段の問題点を見つけることはできない。将来的には、上記の「教養教育に関する検討委員会」の最終答申を受けて、学長の改善案が学部教授会に提出され、学部教授会の審議・承認を経て、全学的な実施に移されることになろう。

また、本学科の専門教育的授業科目は上述のように構成されており、それは、上に掲げた本学科の目標および「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ように求める学校教育法第52条に適合していると評価できる。

そして「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことは、いまや社会的要請となっており、この問題に対する本学部・学科および大学としての取り組みは時宜にかなっていると評価できる。

一方、現在、学部•学科を超えて60単位までの履修が可能であり、実際に3学科共通の履修可能な科目が増え、さらに、限定的ではあるが他大学との単位互換の道も開かれている。

また、大学基準協会の助言（平成13(2001)年3月6日）の中で指摘された問題点に応え、「三学科併設のメリットを十分発揮できるよう」平成20(2008)年度から三学科のゼミナール制度を統一する枠組み作りが推進されていることは大いに評価できる。さらに、「教員の高齢化」という問題点の指摘に関しても、平成18(2006)年度に30代前半の若手教員3人を採用したことは特筆に値する。

本学科において、幅広く配置された専門科目の中で、①コースの設定、②年次別の科目配当、③科目の必修、選択必修および選択科目への区分等によって、履修に際して学生が迷わないよう配慮するとともに、体系的に学修できるようになっている点は長所といえる。

また少人数構成の演習科目は、双方向性の授業を可能とし、専門的知識を深化させる絶好の機会を学生に提供していると評価できる。特に2年次から導入している「政治学演習」は、専門教育の入口としての役割と人的交流の少ない時期の学生に、その機会を与える絶好の場を提供している。それを「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」に継続させ、「卒業論文」を4年次の必修科目とすることにより、就職内定後、目標を見失いがちな学生に最後まで学習意欲を持続させるのに効果を発揮している点も長所といえる。

さらに現行のセメスター制の更なる改善などで、専門教育の一層の効果が期待できる。具体的に言えば、本学部で現在実施されているセメスター制は時間的制約もあって、実質的には従来の通年科目を単に二つに割ったにすぎないものも多く、これをより洗練されたものへと改善することが必要である。また、フレックス制（昼夜開講制）への移行によって、独立していた政経学部一部・政経学部二部という二つの学部が、新たに一つの「政経学部」に改編され、カリキュラムのスリム化などを容易にするはずであったが、大きな問題点として、キャンパスが二つ（1・2年次：鶴川キャンパス、3・4年次：世田谷キャンパス）に分かれていることにより、その実を挙げられないでいる点があることは否定できなかった。しかし、平成20(2008)年からの世田谷キャンパスでの4年一貫教育の実現により、教育環境が大いに改善されることになった。

ところで、フレックス制の導入による学生の受講時間枠の増加を真に生かすためにも、専

門科目の配当が5時限目までに集中する傾向があり、従来の社会人対象の科目が少なくなってきているが、社会人自体の入学も減ってきており、大学教育全体としての社会人教育体制の検討を行う時期に来ている。

また、国際化に対応した外国語科目の充実は着実に推進され、学生のニーズに応えうるだけの授業が配置されていると評価できる。しかし、外国語科目8単位のうち英語科目4単位の履修を義務づけてはいるものの、各科目間の関連性・体系性については整理する必要があるかもしれない。

開設科目の量的配分については、上に示したとおりであり、概ね妥当であると思われるが、カリキュラムのスリム化を実施するにあたって、特に専門科目において必修、選択必修、選択に割り当てられる単位の配分の検討については、平成20年度のフレックスA･B一体化に伴う改革で、必修科目の原則廃止は学生の選択自由度がさらに増すこととなった。その一方で、学生の将来の進路に向けたモデルカリキュラムなどの充実が今後必要とされる。

本学では、これまで基礎教育および教養教育に関する事項は、学部・学科と「全学教養教育運営センター」とに分かれて所管されてきたが、これら両方を一つの組織すなわち「教養教育に関する検討委員会」で検討しようとする試みは、その重要性に鑑みて評価されてよい。

上記した演習科目の更なる効果を計るためには、セメスター制の活用により1年次秋期から2年次春期までを「政治学演習」、2年次秋期から3年次春期までを「演習Ⅰ」、3年次秋期から4年次春期までを「演習II」、そして「卒業論文」を4年次の一年間に充てるというような工夫も必要となろう。

本学科の授業形態および単位計算については、上述の如くであってそれ以上付け加えることも差し引くこともない。各学期の15回の授業回数をいかに確保するかは検討を要することである。

生涯学習については生涯学習センターをもって対処していることは既に述べたとおりであり、本学科が要請に応じて協力しているのは評価してよい。また学生にそれを利用させるのは就職などに際して有効であろう。

② 経済学科

経済学科では、平成14(2002)年度のフレックス制導入に伴い、フレックスA・B間および3学科間に、60単位までを限度に単位互換性を取り入れ、科目の半期2単位化を実施している。

また、学科内部では、3コース制を導入し、

①情報経済コース

②国際経済コース

③総合経済コース

の3コース科目群を設置し運用している。

さらに平成20(2008)年度からは、フレックスA･Bを一体化し、1限目から7限目までを通じて受講できるようにする。これまでの3コース制も大幅に見直し、以下のような4コース制とする予定である。

Ⅰ　理論・情報コース

II　国際経済コース

Ⅲ　財政・税務コース

Ⅳ　ファイナンス経済コース

これにより､導入教育としてのフレッシュマンゼミナールを3学科共通の科目とし基礎学力のアップを図り、高学年での専門分野へのスムーズな対応を容易にすることを目的とする。

総合大学(universitas)には､「教授と学生の総合universitas magistrorum et scholarium」と言う意味があり、教える者と教えられる者（教諭と生徒）との関係にある高等学校の教育とは、学習態度がかなり異なることを、本学科では新入生に伝え、自覚を促している。学生が能力的に未熟であっても、大学の研究メンバーの一人であることを認識させ、学生の自己決定権、自己責任、自主的判断力を養うために「基礎演習」に力を入れている。このことを土台として専門研究に向かわせることを方針としている。今日的意味ではuniversityの語源universitasは、Universitas discipiinarum（諸学科の総合）という意味が定着して総合大学を指しているが､本学科では、詰め込みの知識ではなく､自分の生き方を大学4年間に自分で見つけさせるために「一人一人に手の届く、緩やかでぬくもりのある教育」を心がけている。

全ての科目を通じて可能な限り「読み書きパソコン」の習得を図り、学生に対する実務能力の養成を目標としている。しかし、実務能力だけでは、不十分である。ものごとに対する総合的判断能力と分析的思考能力と共に鋭い直観的思考能力を身に付けさせる必要がある。

また、倫理観の欠如は、想像力の欠如であることを痛感している本学科では、それらのために教養教育を重く見て、総合科目を必修というかたちで設置している。

フレックス制度の採用により、フレックスBコースの学生が3時限から7時限までと履修時間幅が広がったことで、科目の選択肢が増え、対人関係が広がり、クラブ活動に参加し易くなるというメリットを生み出している。

フレックスA・Bともに、経済学科では､「経済学特殊講座A・B・C」の各2単位が設置されており、その内訳は、

1. 大学主催特別講座の履修 ── 簿記コース、初級システムアドミニストレーター・コース（宅建主任などは経営学科に設置された科目であるが学科を超えて履修可能）
2. 学生が企業などで就業体験を積むインターンシップ
3. 大学主催の短期留学参加（夏期短期留学参加による認定）
4. 就職資格講座の履修 ── ステップキャリアガイダンス講座、公務員講座、旅行主任者講座、販売士講座、TOEIC講座。
5. ボランティア活動への参加

などである。

3学科共通の履修可能な科目が増え、学部を超えて単位履修もある程度出来るようになり、さらには、他大学との単位互換性への道も開かれつつあるとはいえ、今後学科合同の会議を重ねて学科の壁を無くす必要がある。

フレックス制度の導入は、フレックスBの一般学生には、履修時間の幅が広がり、メリットがあるが、一方勤労学生にとっては、6時限目と7時限目の設置科目が相対的に減少する傾向にあるため、極めて厳しいデメリットが生じつつあるので、カリキュラムを再検討する必要もあろう。

学生一人一人に手の届く教育を目指している。そのために演習（ゼミ）を重要視して、4年

間をなるべく少人数のクラスで実施するように努力をしている。しかし、ここでも深刻な教室の不足に直面している。

インターンシップ制度を重要視して学生に奨励している。その実施のあり方、報酬の問題等が浮上しがちであるが、本学科では、これはあくまでも「教育の一環」であると考えて指導している。老人ホームなどへのボランティア活動の学生との整合性も考慮しなければならない。学生時代に無報酬の労働や奉仕作業に従事することも人生体験として大切であり、講義、演習とともに、重きをおいている。とかく自己中心的になりがちな学生にとって、インターンシップは単に企業での就業体験で職業意識を養うだけではなく、自己を超えて「社会への貢献性」を養うことでも意味のあることである。

経済学は、利益を生み出すことによって、豊かな暮らしを実現し、人を幸せにする学問であると言われる。しかし、「人はパンのみで生きるのではない」。本学では「誠意、勤労、見識、気魄に満ちた人物の養成」という建学の理念の基に、全人的人間教育が究極的な目標とされている。

全教員がその目標に向かって努力をしているが、その達成の如何は、教室の不足解消という、物理的空間的な問題にかかっている。

大学は研究の場であるが、同時に教育（＝訓育education）の場であることを忘れてはならない。知育も大切であるが、詰め込んだ知識は、大学を卒業した後に忘れてしまうこともある。大切なことは、それぞれの自分の頭で考え推論する習慣を、それぞれの専門を通じて身に付けさせることである。知育は記憶力を満杯にするが、訓育は精神力を発達させ、時として全人格を変容させるといわれるのはこの意味である。

本学科では、このことの実現のためにも、なるべく少人数の演習の充実を図るべく努力をしている。よりきめ細かな指導を目指し、平成20(2008)年から、1年生の演習を必修化する。現在、その実施に向けて、副読本の編纂等を含め、新しいカリキュラムの作成に精力的に取り組んでいる。教員採用においては、若手教員、女性教員の採用を積極的に進めている。

③　経営学科

本学の理念・目的に基づいて本学科は、その目標として総合的な視野に立って国内や国際社会に貢献できる有能な人材の育成を掲げている。そのために、本学科は、「深く専門の学芸」(教育基本法第52条)を教授することに加えて、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮」(大学設置基準第19条)して、教養教育科目〔総合科目(含保健体育科目)と外国語科目〕および専門教育科目からなる教育課程を編成している。なお、教養教育科目は他学科と同じであるからここでは省略して、主として専門教育科目について説明する。

経営学という学問分野は、他の社会科学分野と比較して、次の二点に特色が見出せる。第一は学際性であり、複数の基礎科学の連携の上に学問が成立している点である。第二は実学性であり、真理の追究に加えて、現実の問題解決をたいへん重視する点である。

こうした理念に基づき、経営学科では、カリキュラム、教育方法に関して次のような配慮を施している。

①理論・歴史系の講義と実証・分析系の講義・演習を併設している。

②最先端の実務家を講師に招いた「現代企業論」を開講している。

③生涯学習センターで実施している専門学校と提携した「資格取得•提携講座」を受講し、資格を取得した者に対する単位認定を行っている。これは、経営研究所が主催していたものを生涯学習センターに移管したものである。

このような取り組みは、学生一人一人に手の届く教育を目指している。そのために演習(ゼミ)を重要視して、4年間をなるべく少人数のクラスで実施するように努力をしている。しかし、ここでも深刻な教室の不足に直面している。

インターンシップ制度を重要視して学生に奨励している。その実施のあり方、報酬の問題等が浮上しがちであるが、本学科では、これはあくまでも「教育の一環」であると考えて指導している。老人ホームなどへのボランティア活動の学生との整合性も考慮しなければならない。学生時代に無報酬の労働や奉仕作業に従事することも人生体験として大切であり、講義、演習とともに、重きをおいている。とかく自己中心的になりがちな学生にとって、インターンシップは単に企業での就業体験で職業意識を養うだけではなく、自己を超えて「社会への貢献性」を養うことでも意味のあることである。

学生の修学能力の低下が懸念されていることに関しては､1年次において何らかの導入教育が必要になるとして、現在、具体的な方策について検討中である。また、留学生に関しては、留学生向けの授業科目である｢日本事情｣を政経学部の教員も担当することにして、｢日本語｣との連携をはかることはもとより、授業を通じて生活指導も含め多面的に指導ができる体制を実施している。

経営学科のカリキュラム体系は、卒業所要単位である124単位のうち総合科目18単位、外国語科目8〜12単位、専門科目80単位、自由選択科目14単位からなっている。自由選択科目とは前述の三つの科目群から学生が自由に選択して卒業所要単位とすることができるもので、大学設置基準第19条に配慮したものである。

また、専門科目80単位のうち必修科目は8単位であり、残りは選択科目であるがそのうち36単位は選択必修科目としている。これは、経営学科での履修モデルを大別して｢会計コース｣、｢経営コース｣とに分け、両コースに共通した科目群として｢情報コース｣を念頭に置いていることによる。ただし、これらのコースにおける科目群はお互いに密接な関連を持つことから、他学科のように明確に分離して履修制限を課すのではなく、ガイダンスを通じて履修指導している。

必修科目は、1年次における「経営学の基礎•応用」及び「会計学の基礎•応用」のみである。1年次の授業において大学における学習方法を身につけさせることは、その後の大学生活にとって決定的に重要である。その意味でこれらの科目担当は熟練した専任教員によって行われている。

また、理論と実践の融合という観点から、｢現代企業論｣や｢特別講義｣などで実務家による授業科目も設置している。選択科目のうち10科目は企業の実務家を招いて講義をしてもらったり、ボランティア活動や資格取得に伴って単位を付与したりする特別講義である。

大学教育においては、知識の伝授の側面の他、学生自ら問題を発見し解決する能力の養成が必要であり、後者の観点からは演習のような少人数形式の授業が必要となる。本学科では演習担当は専任教員に限定しているために学生との連携を密にして教育効果を上げている

が、反面、受講者数を制限するために演習を必修にすることができないのが問題点である。

カリキュラム自体についての整備は完了しているが、これが具体的な学科の教育目標との関係でどの程度学生の教育に効果を上げているかは、これからの検証を待たねばならない。

設置基準の大綱化以来、様々なカリキュラム編成の改革を行ってきているが、セメスター制への移行や昼夜開講制の実施に伴って、カリキュラムの体系整備は一段落している。現在のところ、学科の教育目標との関係では評価できると考えている。また、カリキュラムに関しては定例の学科会議を通じて継続的に検討することが必要である。

経営学科の開設授業科目総数は268科目である。内訳は総合科目（一般教養的授業科目）84科目、外国語科目107科目、専門科目77科目である。卒業所要単位124単位のうちの各々の科目群に対応する履修単位数は、18単位、8単位、80単位であるが、別に自由選択枠をもうけて、14単位までどの科目群からも選択できるようになっている。

自由選択枠が設けられる前は、どちらかといえば専門科目重視の傾向が強かった。しかしながら、専門科目を広く浅く網羅して学ぶよりも学生の興味に応じて重点的に学ばせる方がより高い教育効果を望めることから、セメスター制の導入に伴い専門科目数を絞り込むとともに、総合科目や外国語科目の比重を高くすることもできるようにしている。また、総合大学である本学の特長を生かし、学習・研究の達成感をより高めるために、他学科・他学部（キャンパス）の科目を履修し、これにより修得した単位が60単位までの単位互換制も定着してきた。

一方で、経営学科に入学する学生の大部分は、経営学という学問そのものに対する認識が明確ではない。そこで、1年次に経営学と会計学に関する入門講座を設けて理解を深めるとともに、なるべく早い時点で勉学の方向を自ら決定できるよう指導し、3・4年次における専門科目の履修コースを柔軟に決めることができるよう科目群を配置している。

科目等の履修単位の分布については概ね適切であると考えている。ただし、これをどのように利用するかは学生次第であり、その利用の仕方についての指導方法に工夫が必要である。

教育指導上の配慮の適切性に関して経営学科では1年次のオリエンテーション時に、大学での勉学の方法と特徴について説明するとともに、必要な心構えについて指導している。また、1年次に経営学と会計学についての入門コースを必修科目として置いている。この段階で経営学に関する基礎的知識を習得させる。また、2年次には「ゼミナール入門」を設置して、学生の問題発見・解決能力の育成に努めている。

今までの経験から、1年次の夏までの教育のあり方が、学生のその後の修学態度に大きな影響を与えるため、この期間の教育・指導に注力している。高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮については、カリキュラム上は整備されていると考えているが、近年、新入生の学力の低下が懸念されており、この問題に対する対応が課題である。

これに関しては、本学部では学科・学年ごとに学生指導担当の教員（学年担任）を配置しているだけでなく、学部職員（学生係）も学生の各種の相談に常時対応できるシステムがあるため、きめの細かい対応が可能になっている。高校までの教育内容では、大学での授業に支障を来す場合があるために、リメディアル教育が必要とされるようになってきた。現時点では推薦入試で合格した学生を対象として入学前教育を行っている。

単位計算方法の妥当性については、セメスター制に移行した結果、半期授業2単位付与を原則とした科目編成になっている。授業期間を春期と秋期に分けそれぞれ期末試験を含めて15回を原則としている。本学では比較的厳密に授業時間を計算しているために他大学に比べて夏休み等の休業期間が短くなっており、学生から不満の声も出ることがあるが、きめの細かい教育を行う観点からは必要な時間数であると考えている。

単位修得の条件に授業時間数の3分の2以上の出席を学生に対して義務づけている。このため、講義の出席率は全般に良好である。ただし、大教室の講義科目においては必ずしもこの規定が遵守されているとはいえない。特に、就職活動と重なる4年次春期の出席状況はすこぶる悪く、対処の仕方も各教員によってまちまちのようである。ただし、今後はシラバスのインターネット上での公開や授業進捗度に応じた教材や解説等のネット上での開示が行われる予定であり、教育効果を上げるための選択肢は増えることになるので、こうした方策を積極的に利用できる環境整備が必要となろう。

成績評価は、期末に実施する定期試験、レポート、出席状況等を総合的に加味して行われる。セメスター制に移行する前は年度末にのみ試験を実施する科目も見られたが、セメスター制に移行して期末に必ず試験を実施しているため、学生の心構えに変化が見られてきたようである。なお、教員によっては定期試験だけではなく頻繁に小テストを実施している例も見られる。

本学では、すでに各研究室にネットワークに接続したPC端末が設置されており、ホームページ作成のための環境も整備されている。学生もインターネット利用に関してはほとんど問題ないレベルになってきていることから、今後は、インターネットを利用した教材の提示や授業内容の解説等、積極的に行われる必要がある。しかしながら、現時点でそのような作業を行いうる教員は少数であり、教員に対するサポートが必要である。この点で、本学ではすでにそのための準備が整備されており、あとは各教員の意識次第と言うところである。この点が今後の課題である。

単位互換制の適切性に関しては、第1に1999年4月より発足した「首都圏西部大学単位互換協定」（加盟校25大学・短大）があり、本学も2000年より加盟し、相互に単位互換協定を締結した。他大学のユニークな授業科目を本学学生に聴講させるとともに、他大学の学生に対しても本学の授業を一部開講するというものである。本学では、2006年度は、政経学部から24科目、体育学部から2科目、工学部から34科目、法学部から8科目、文学部から27科目、21世紀アジア学部から91科目、総合教育科目から48科目の計234科目を開講している。

また、本学では海外の26大学（中国、カナダ、オーストラリアなど）と協定を締結しており、経営学科からの派遣学生が留学先大学で修得した単位については、30単位を限度に本学科で修得したものとして認定している。この単位認定制度により学生は4年間での卒業が可能となっている。

さらに、夏期及び冬季休暇中に外国語の海外研修を実施し、このプログラム参加者には、派遣先に応じて外国語科目の「海外演習（英語A）（英語B）（中国語）（ハングル）」の2単位＋「経済学特殊講座」の2単位を認定している。

海外の大学での単位修得では、当然ながら学習に耐えうる外国語能力が要求される。多く

の場合3・4年次の学生が留学を希望するが、その時点で十分な外国語能力を有する学生は少ない。この制度を有効に活用するためには1・2年次に集中的な外国語教育が必要であろう。

国際化の時代に海外の大学との交流はぜひとも進めなければならない問題であるが、この場合、いかにして学生の外国語能力を高めるかという問題がある。この問題なくしてはこのプログラムは画餅に帰すことになり、今後の課題である。

3.1.2　体育学部

各学科は、本学部の理念・目的・教育目標に対応したカリキュラム等においてそれぞれの特色を活かすために創意工夫を行っている。したがって、学科の特色を生かすために、専門教育科目は必修科目、選択必修科目、選択科目の3区分に分けられている。各学科の卒業単位と開講科目総単位数、選択科目単位数及び開講科目総単位数、選択科目単位数の比率を次の表に示した。体育学科の選択幅が80.58％、武道学科67.42％、スポーツ医科学科33.82％となっている。専門的な選択科目を学生が将来計画に従って選択し、取得することで各種資格取得が可能になっている。スポーツ医科学科の選択幅が小さいのは、救急救命士の国家試験資格取得付与のために、実習科目の時間数が多いことによる。

単位取得の条件は、試験やレポートの成績とともに授業への出席時間数（講義科目出席時間3分の2以上、実技・実習は4分の3以上）と定めているが、受講者が多い授業では出席を取ることが難しい場合がある。

また本学部の特徴から教育実習を行うために、約98％の学生が春季（前期）の授業を6月に3週間欠席しなくてはならない問題があり、カリキュラムや履修方法の検討が必要である。

［卒業所用単位と単位数］　（体育学部）平成18年5月1日現在

		体育学科	武道学科	スポーツ医科学科
必修科目		41	43	94
選択科目		96	134	74
合計		137	177	132
A	開講科目総単位数	278	178	136
B	選択科目単位数	224	120	46
B／A		80.58	67.42	33.82

以上のようなカリキュラムの編成から見ると、専門的な知識を与えるとともに、この教育を通して、科学的な思考力と実習による自主的判断力の養成が可能となり、複雑で変化の激しい現代社会に柔軟な対応ができる国際感覚が豊かな人材の育成をするという、本学部の教育理念に基づいた教育課程の一層充実した編成が成されたといえる。基礎的教養や幅広い語学力の修得が専門分野の学習とうまく結合していると考えられることから、理念・目的・教育目標がおおむね達成されている。

カリキュラム等検討委員会では、現在、通年4単位科目として開講している授業科目を、半期完結（セメスター制）の2単位科目に移行すべく再編成を行いほぼ完成に至っている。

今後の改革の取り組みとしては、本学部共通必修科目の実施方法についての検討が必要になると考えられる。しかし武道学科、スポーツ医科学科の完成年度を迎え、さらに学生の履修状況等を踏まえて、科目内容、科目数、設定時期など個別的なカリキュラム構成に関し、社会的要求の変化､学生の資質･特性の変化などに適合したものに適宜変えていく準備を怠ってはいけない。また学生の卒業後を考えた科目設定も、今後のカリキュラム制度の改革に当たって十分な審議が必要である。

現行カリキュラムは、目的意識を持って主体的に科目履修する学生にとって適切に修学の機会を確保していると考えている。

ただし進級制限の撤廃の結果、将来計画等の目的意識の低い学生や学習意欲の低い学生が4年次になった場合、未修得科目を残す状況が生じることが懸念される。

3.1.3　工学部

工学部では、実務技術者として基礎知識を修得し、創造性を養い、総合力を有する工学技術をもって、科学技術創造立国日本の進展に寄与することができる人材の育成を教育の基本理念としている。学生の自主性を確立し、自ら新しい問題に挑戦し解決していく力をつけるための教育を目指している。このため、1年次から専門科目の基礎を配置し、多くの専門科目が学べるような科目配置にしてある。また､1年次には高等学校の新教育課程に対応して工学部に必要な数学や、物理など専門基礎科目の強化カリキュラムも配置している。

専門科目の配置は、基礎的な専門科目を幹として、しっかりした土台の上に応用的知識を積み上げるような系統立った科目の履修システムをとっている。3年次から､本学部の理念の実現方法である少人数教育を行うため、ゼミナールを必修として履修させ、4年次には、卒業研究を必修として課し、マンツーマンのきめ細かい指導が行われているのも特徴である。

バラエティに富む外国語科目に対しては、英語を主にし、ドイツ語、フランス語、平成13(2001)年からは中国語とハングルを用意しておりほとんどは会話や実用語学となっている。ネイティブスピーカーによる英会話授業も多くそろえている。希望者に対して短期海外派遣教育を実施するなど、使える外国語教育となっている。実用性の高い外国語の学習は短期間で専門である工学に役立つ外国語の修得につながると考えている。実際の工学専門の外国語教育は高学年に配置してあるゼミナールなどの中で輪講という形式で実施することになる。

また、科学技術にとってコンピュータは必携の道具であるが、コンピュータ教育については2年次より情報処理の基礎という演習科目を学ぶ。さらに、その基礎を醸成し、リテラシー教育を徹底するとともに、文書作成演習やホームページ作成演習を通して興味を喚起するように努めている。情報科学センターには多数のパソコンを配置し、授業で活用するとともに、学生が随時自習し、自由に課題に取組み習熟できるようにしている。図書館は利用する者が集中して学べるように読書環境を最良のものにし、図書館にも多くの端末を配置して、大学施設の中のどこにおいても、インターネットの利用や情報の検索を可能にし、コンピュータ教育の予習復習を行える環境が整えられている。

本学部の教育では学生自身が求学心を失いつつある現状を打破するために単に知識を与えるのではなく学生自ら演習などを実施し考える力を付けるという方針としている。この方針の実現手段の一つが少人数教育であり、少人数で教員と双方向的に演習、実験を行う機会をできる限り設けるようにしているが、その成果はまだ十分とはいえる段階ではない。基礎の重要科目については、大学院学生をTAとして配置している。

ゼミナールは、専任教員の研究室に所属して、個別指導のもとに、自ら問題に取り組む場となっており、少人数教育は非常に効果的で教員と学生の間の双方向のコミュニケーションを可能にしている。

卒業研究は実質1年間を個別指導のもとに、自ら考えて問題に取り組む場であり、1年間持続した学習への緊張を学生に要求することになり、極めて大きな教育効果が認められる。また、、教員、大学院生、4年次生が一体となって一つのテーマを様々な角度から研究できるプログラムであり、学生にとっても非常に充実した教育プログラムになっている。

各学科においては、演習等において1年次より少人数教育を行い、学生•教員間の双方向コミュニケーションをスムーズに行い、学力の向上にもつながって一定の成果をあげている。

実験においては一つの項目の実施にかける時間を1週から2週、もしくは週2コマにすることで、有効な討論・論議を行うに必要な学生の学力が不足している点を補い、指導教員と十分な討論ができる時間を設けるなどの工夫を行い効果をあげている。従来、各講義や演習は担当教員の自主性とその見識を尊重し、他の教員の干渉を排除していたが、十分な講義を行っていない、授業改善がなされていないと学生からの苦情を受ける教員もあり、教員相互の授業参観や授業改善の議論が必要であることが指摘されている。この教員の評価につながる措置は重要であり早期に実施すべきであるが、難しい問題を孕んでいる。

語学教育を少人数クラスで教育効果をあげようとするとネイティブスピーカー教員を含めた数多くの教員の確保が必要となるが、現在講義の多くは非常勤講師に依存している。そのため、アウトソーシングも含めた解決策を検討している。

基礎科目のきめ細かい対応がますます重要性を増し、基礎科学講義や演習では専任教員の増強や各学科の複数の教員の支援が必要となっている。

すべての学科において、総合的には設置の理念に沿った教育を進めつつあると考えられる。

限られた人員によって効果的な教育を実施していくためには、教育の理想論のほかに入学してくる学生の資質を分析し、カリキュラムを学生に合わせた最適な形態として対応させていくという視点が必要となる。上述の教育理念の実践をさらに時代の変化に柔軟に対応したものにするために、平成16(2004)年4月より学部の改組転換を考えるプロジェクトを学部内でたちあげ、学部の将来構想の検討を始めた。そのプロジェクトを発展させ、平成16年9月より平成18(2006)年3月まで「工学部新学科設立準備委員会」を設立し鋭意検討を重ねてきた。特に平成17(2005)年6月よりおよそ3カ月間にわたり学外の有識者及び他学部委員より構成する「工学部改組支援アドバイザーセッション」を開催し多方面の有識者の意見を参考にしながら、工学部の将来計画を検討してきた。その結果、平成19(2007)年4月より従来の工学部4学科体制から、理工学部、理工学科6学系体制に改組することを決定した。また平成18年4月には新学部組織検討委員会が発足し、平成19(2007)年4月開設の理工学部の組織検討を行っている。

学部教育の特色としては、以下があげられる。

①従来、理工系学部では学問体系に沿って学部を学科に区分してきたが、このような学部編成では、上述したように時代の急速な変化に対応することが難しいという点が近年指摘されている。これまでのように狭い専門領域の学問体系によって区分けされた学科構成による教育だけでは、これからの時代のニーズに合った人材を育成することは難しい。幅広い教養と知識を習得し、視野の広さや大局的な判断力を養いながら、専門性を高めていく教育システムとした。

②入学時に将来設計が決まっていないためにどの学科を受験すべきか迷っている学生や、入学後に講義を聞いて進路変更を希望する学生が近年増加している。進路変更の難しさから中途退学をしていく学生を減少させる意味からも、また現在社会問題化しているニート、フリーターと呼ばれる人々を減らす視点からも、学生一人ひとりの将来像（キャリアデザイン）を、科目を履修し視野を広げながら、同時進行して将来設計の支援が出来るという学部体制を整えた。

③広い視野を持つと同時に実践的な学部教育を行うために理工学部理工学科6学系にし、時代の変化に柔軟に対応できる学部体制とした。

人材養成の目標としては、理工学基礎知識を十分に理解し、しかし従来型の知識を受動的に学び、指示された事だけをそつなく行う技術者ではなく、①広い視野と柔軟な思考力、②大局的な判断力、③自ら積極的に問題を発見し、解決のための方策を考える能力、④それを周囲の人々に理解してもらえる表現力、⑤周囲の人々とコミュニケーションを取りながら実行する能力、⑥職業人としての倫理観を備えた技術者である理工系人材を育成する。

特に下記の教育に力を入れる予定である。

①広い視野と柔軟な思考力

②プレゼンテーション能力

③コミュニケーション能力

④積極的に問題を発見し、解決する能力

⑤職業人としての倫理観

また、学生ケアーのシステムとして従来のシステムをさらに強力にしたもとして次の方策を計画している。

①アカデミックアドバイザー制度

1専任教員が7～8名の学生を担当し、入学時より4年間種々の相談にのる

②学習支援室

SA、TA、専任教員、高校OB教員等が勉学に対する相談にのる。

③習熟度別教育

主要科目は習熟度によってクラス分けを行い、きめ細かい教育を行う。

3.1.4 法学部

法学部は昭和41(1966)年に法律学科として創設された。近時の内外の情勢変化により、新

たに情報化や国際化に対応する人材の育成という課題が生じ、又、研究についてもビジネス関連の最先端法理論の展開•深化が求められるところから、時代の要請に応えるものとして、平成13(2001)年に現代ビジネス法学科を新設し、現在2科制となっている。

カリキュラムは学科の特徴により異なり、法律学科では、総合教育科目(18単位)、外国語科目(18単位)、専門科目(88単位)の3科目群をとる。卒業要件単位は124単位以上であるが、上記3科目群の所要修得単位に自由選択枠科目(10単位)を加えたものである。専門科目についても、1〜3年次生にかけて憲・民・刑法を中心とする8科目32単位を必修とし、更に商法、民事・刑事手続法、行政法、労働法などの実定法の基幹科目を開講している。同時に基礎法学科目も配しつつ、一方では、最近の急激な社会変化にも対応できるよう、不動産法、知的財産法、国際取引法、法情報学、被害者学、法女性学、少年法などの先端的分野の法動態に対応する科目を設けている。

新設されて6年目の現代ビジネス法学科では、法律学科と同様に3科目群制をとり、総合教育科目(24単位)、外国語科目(12単位)、専門科目(76単位)を基本とし、更に自由選択枠科目(12単位)として、合計124単位以上の修得を卒業要件としている。平成18(2006)年度以降、専門科目については、1〜4年次に必修11科目44単位を配当し、2年次に、企業法務論、知的財産法、国際取引法、のいずれか1科目(4単位)を選択必修とし、選択科目群の中に、国際的法分野科目、企業法科目、経済犯罪、経済学、経営学科目の他、平成18年度に総合知的財産法学研究科(大学院)設置との連結を考慮して知的財産法特講Ⅰ、Ⅱの科目を配当して、学科名にふさわしい科目を開講している。特筆すべきは、多様な学生の要望に応えるため、平成18年度から授業時間制をフルタイム•フレックス制を導入し、6時限目(18：00〜19：30)、7時限目(19：40〜21：10)にも開講して、学生の便宜を図っている点である。

法的知識と識見を身につけた社会人並びに専門の法知識と能力を具えた職業人の育成を掲げる学部教育の理念の下で、法律学科は、入学生が早くから専門基礎科目に触れることを可能とし、必修科目群、選択必修科目群の配当を憲・民・刑法などの実定法科目を中心・基幹とするカリキュラム編成を行っている。従来からの伝統的な法学体系に忠実な内容であって、見方を変えれば、昨今のめまぐるしい状況の変化によりもたらされる国際化、情報化、経済その他の諸分野でのボーダーレス化の中で、既存の学問分野にまたがる学際的な問題に対する対応がややもすれば不充分ではないかとの評価もあるが、基礎科目の徹底した教育をとの姿勢でもある。

現代ビジネス法学科のカリキュラムについて見れば、現代的な法動態への対応には充分応えられるものの、他方で、法学の体系を系統的に学習するとの視点からすると、法律学基本科目の配当が若干不足気味であろうし、早期に先端的な実定法科目を学ばせることで逆にいわば消化不良をきたさないかと懸念される。国際化に対応するための上記科目配当についても、履修生の語学力向上の点で一層の配慮、検討が求められる。

平成16(2004)年度まで少人数制ゼミを2年次生以上に配当していたが、1年次生との連携という点では改善が求められていた。いわゆる「ゆとり」教育による高校生以下の学力低下の問題はわが学部でも避けられないところであり、他学部で試みられているような補習授業なり基礎演習の導入が今後の検討課題である。

現代ビジネス法学科でも、同様に補習授業や基礎演習の導入が検討課題であり、折角の国

際化、情報化に対応するカリキュラムではあっても、語学力の伴わない外国法科目の履修では、学生の理解に限界があることとなり語学科目との連携が1つの検討課題である。

3.1.5 文学部

文学部は「人文科学の諸分野において深遠な学術を教授研究し、豊かな教養、高潔な人格を備え、文化の創造と発展、国際社会の福祉に貢献しうる有為な人材を育成する」ことを教育の理念・目的としてきた。これに基づき数次の改革を経ながら現在の文学部として独自の教育課程を編成してきた。昭和41(1966)年4月の創設以来、この学部の教育理念と目的を基本に、各専攻がさらに具体的な教育目標を掲げ、その実現に向けて数次の改訂を経ながら、1学部としては稀に見る多彩な充実した教育課程を整備してきた。

数次の改訂作業のなかで、大学設置基準の大綱化〔平成3(1991)年〕に基づいて行われた平成8(1996)年の改訂と、最近の平成14、15 (2002、2003) 両年度にわたる改訂作業が注目される。

大学設置基準の大綱化に基づく平成8(1996)年度の改訂は、教養部の廃止と旧教養部教員の学部への移籍分属（文学部へは14名）をともなう大幅な改編であった。この改訂作業では、改訂にあたっていくつかの特徴が見られる。

①学修について、ゆとりと充実が期待され、卒業に必要な単位を138単位から124単位と大幅に削減するとともに、履修指導にあたっては1年間の履修単位の上限を50単位までとした。

②124単位の内容を、総合教育科目、保健体育科目、外国語科目、専門科目で構成し、このうち総合教育科目（18単位）と保健体育科目（2単位）は、旧一般教養科目に比べ半減、さらに外国語科目も、英語必修4単位と選択4単位を合わせて8単位とし、これもほぼ半減させた。総体として専門科目の比重が高まり、教養関連科目の比重を軽くした。

③教養関連科目の削減にともない、専門科目の履修が基礎的な科目を中心に1・2年次に移動した。学生は入学後すぐに専門分野の学修を開始する。また、専門科目の履修も、できるだけ学生の自由で自主的な選択を勧めるため、必修科目を減らし選択科目の比重を増やした。

④学問研究の学際化傾向と幅広い基礎的教養を身につけた人材育成が求められていることに対応するため、専攻枠にかかわらず履修できる学部共通科目群を多数設けた。学生はこの中から他専攻科目を12単位を限度に履修できるようになった。同じ観点から、上記②の枠組みにかかわりなく、どこからでも自由に選択した科目8単位を「自由選択科目」として履修し、卒業単位に加算できるようにした。

これに続く平成14、15(2002、2003)両年度の改訂では、学生の多様化が一層進み、これまでにも増して多様なニーズを持って入学してくる学生に対し、いかに効果的な学習環境を提供できるかが課題となった。平成14年度には教養関連科目の課程で半期授業制を採用し、平成15(2003)年度には専門教育の課程で多くの専攻が課程の見直しを行い、半期授業制とともに社会のニーズに対応する新科目を採用し、旧来からの科目名称も内容を端的に表示するよ

う改称した。これによって学生の多彩な要望に応えるとともに、専攻の専門科目が学生により身近で選択しやすいものになるよう改めた。

これらの両度にわたる教育課程の改革は、学生の学習意欲・知的関心の向上、主体的判断力の涵養などの点で一定の効果を上げつつあると思われる。この改訂の過程で情報処理に関する科目群が一層整備充実されるとともに、国際化・国際交流に対応するための海外研修制度が創設され教育課程のなかに位置づけられた点なども、現代のニーズに応える改良点であった。

しかしその反面、教育課程の改革が学部の専門科目の独自性の発揮のみに目を奪われ、同時に並行して進めるべき教養関連科目の改訂作業を、半期授業制の導入だけに終始し、先延ばしする結果となった。大学設置基準の大綱化は本来、教養教育の軽視を意味するものではなかったはずであるが、本学では教養部を解体したまま、新たな教養教育の理念と教育のシステムの確立は検討されることなく、その議論さえ低調であった。事実上、教養教育を軽視する教養部廃止期の全学の気運がそのまま反映するものとなった。

入試制度の多様化にともない、入学する学生の質もこれまでになく多様化している。これを受け入れる大学側の導入教育のあり方が、入学事前教育も含めて議論されつつある。力の足りない学生と専門教育課程との間で齟齬が生じていないか、入学直後の学生がどのようにして大学の専門教育に順応してゆくことが可能かなどについて、専門教育課程の年次ごとに体系的に検討する必要がある。

さらに大学の個性化を進めるなかで、大学教育が単なる知識技能の切り売りに終始せず、真に「人を育てる」ことの重要性が再認識されるようになり、本学の「建学の精神」に照らし、大学の教育理念・目標に沿った個性ある教養教育のあり方が模索されつつある。全学での検討結果を早期にとりまとめ、実施案とし、専門教育と教養教育のバランスのとれた教育課程が編成される必要がある。

大学及び学部の教育理念・目的は、人間教育を目標とするリベラル・アーツ的な深淵・高邁な学問と教育の目標を掲げるものとなっている。それは大学である以上当然のことであるが、それだけに止まるならば、教育目標は極めて抽象的で普遍的な教育目標のみを示すものとならざるをえない。

そこで文学部では、専攻の専門分野ごとに、学生の卒業後の進路、卒業時の資格取得等との関連でより具体的な教育目標を設定し、これに基づき専門教育課程を編成している。学部としてはこれを入学前には大学案内・学部案内・入試案内資料などを通じて、学部・専攻のアドミッション･ポリシーとして示し、また入学後は学部便覧･入学時オリエンテーション･各学年のガイダンス・その他の研修会等を通じ資料で示し履修指導している。

こうして各専攻の教育目標は、その教育課程を、卒業後の資格取得や進路等との関連で体系的に示すことで、学生に具体性をもって認識され、学部卒業までに履修・修得すべき科目（学士課程）として理解させている。

しかし、現在、大学に入学してくる学生の立場からみると、学部・専攻の教育目標や教育課程は依然として抽象的である。各専攻の専門分野をそのまま活かした進路（就職・進学）も、決して広いものではない。特に教員・公務員・博物館学芸員・社会教育主事・図書館司書等の就職の門が狭まっている今日では、これらの進路目標が、学部や専攻の教育目標や教

育課程とあいまって学生の学習意欲を高めるものとして機能していない憾みがある。それでもなお専門を活かす進路を熱望する学生も少なくないが、もともとはじめから大学で学ぶ専門分野と卒業後の進路は別と考え、一般民間企業、特に専門分野とは無縁なサービス産業等への就職をめざす学生が圧倒的に多いという現実があることを直視しなければならない。

とは言え、大学は就職ための「予備校」ではない。人文科学に基礎を置く文学部の専門教育は、他学部のような実学的な知識・技術の修得を目的にはしていない。それは人文科学の諸分野の研究教育が、専門教育とはいえ、すぐれてリベラル・アーツ的な普遍的な学問内容を備えているからである。そこで教授される内容は、人間として社会人として常に普遍的に必要とする基本的素養であり、もちろん現代人にとっても欠かせないものである。

それだけに、人文科学の専門分野においては、学部の専門分野に関わる教育課程の高度化をめざすだけでは、学生と教育課程との間のミスマッチをますます拡大する危険も孕んでいる。今日の厳しい就職環境からすれば、狭い一専門分野だけの教育課程だけでは、学生は到底、進路における所期の目的を達成できない現実がある。

多様な価値観の交錯する現代社会に柔軟に適応してゆく力を養うため、社会や組織のなかにおける自分の位置や役割を正しく認識し、様々な特性をもった人々と協調して仕事を行うことができる円満な人格を養成すること、そのためには、文学部が備える教育研究の諸分野を、できるだけ幅広く総合的に学ぶことで、現代人にとって必須の基礎的素養をしっかりと身に付けること、そのためのスキームを学部の教育課程のなかに編成する努力が欠かせない。

文学部の教育課程は、総合教育科目、保健体育科目、外国語科目、専門科目から構成されており、それ以外に特に基礎教育科目という名称の別枠で授業科目を設けていることはない。また、特に倫理性を培うことだけを目的とする授業科目を学部の教育課程の中に組み入れることはしていない。

かつて中国語・中国文学専攻は、教養関連科目の中に基礎教育科目を置き、外国語科目とは別枠で中国語科目を履修をさせていたことがあるが、現在は必修の外国語8単位とは別に中国語会話1・2（2単位）と、応用中国語1・2（2単位）を合わせた4単位を自由選択枠の単位として履修させている。いわば専門科目を補完するものとして、自由選択科目の枠を利用するものである。

教育課程の中に基礎教育科目の枠がなければならない訳ではない。実質的な機能の問題として、教養関連科目や専門科目を補完し、大学教育に適応するために必要な基礎的素養を養うための授業科目が配置されていることが重要である。文学部の教育課程の中に現在そうした性格の授業科目が欠けているとは言えない。

ただし、そうした検討は現在までのところ、ほぼ各専攻に任せ、専攻の専門教育の必要性からチェックされるだけに終わり、学部教育の共通の視点からの検討は行われていない。入学してくる学生が多様化し、中には大学における学習の基礎的能力にも欠ける者がいるとの指摘がなされており、大学で学ぶ基礎的素養を、入学初期の段階で十二分に養成するために何をなすべきか、そのために専攻に限った問題としてではなく、学部共通の基礎教育を計画的に編成することを検討すべきである。

学部共通の基礎教育として、入学後、できるだけ早く養成したいものの例として、文章の書き方、小論文の書き方、コンピュータの情報処理等がある。これまで、これらの科目は総

合教育科目のなかの選択科目とされていたり、一部の専攻の専門科目に不完全なかたちで採り入れられていたが、いずれの場合も徹底した素養を培うものとなってはいなかった。

日本では小学校から作文をさせながら、大学生になっても満足な文章もかけない有様である。またそれが分かっていながら、学生に論文の書き方、その場合の文章法を徹底して教育しないのが日本の大学の特色である。結果として、文学部を卒業しながら漢字の読み書きが満足にできず、説得力のある文章も書けずに卒業する者が多くいる。個々の教員の努力には限界がある。こうした点こそ、学部の共通の基礎教育として教育課程の中に編成することを検討すべきである。

倫理性を培う教育は、成績評価を要する教育課程の中に編成すべきかどうか。その際、試験や評価の問題はどう考えるべきか。むしろ、教育課程とは別個に、学内行事として大学教育の一環に正当に位置づけ、計画的に実施することを改めて検討すべきである。

文学部では専攻を基本的単位として、専門科目の教育課程を編成しており、専攻の教育目標に照らして、「専攻に係る専門の学芸」を教授する専門教育の授業科目は充分に体系的に整備してきた。

大学設置基準の大綱化以後、本学における教育課程は、旧教養部の解体とともに大幅に改訂され、一般教養的授業科目は、現在の総合教育科目に編成替えされてきた。ただし、その内容は、半期授業の制度の形が導入されただけで、ほとんどかつての人文科学・社会科学・自然科学の各科目群をそのまま残した旧態依然たる状態に止まっている。「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するという、理念とそれを実現するシステムについては、教養部を解体したまま、その後まともな検討がされぬまま、最近まで放置され、総合教育と名称のみ変えた惰性的教育課程が続いてきた。

教養部解体後、教養教育は教養教育運営センターを中心に全学体制で運営することになっているが、教養教育運営センターは各学部間の調整機関であり、決定機関ではない。理念とそれを実現するシステムについて、これまで何も検討されることはなかった。

大学の教学サイドが、強い指導力をもって早期に本学の教養教育の基本的理念と教育課程を確立することが肝要である。

外国語科目は、かつて第1、第2を合わせて12単位が必修となっていたが、設置基準の大綱化にともなう教育課程の改訂で、卒業単位が138単位から124単位になるとともに第1、第2を合わせて8単位必修に変更された。教養関連科目を全般にわたって削減し、学生の負担を軽くし、そのゆとりをもって専門科目に重点を移す改革であった。その際、外国語科目そのものも、それまでの文法・講読中心から、新たに時事英語・英会話などを採り入れ、視聴覚機器を積極的に利用した授業形態に変えられた。

さらに平成14(2002)年度の教養関連科目の教育課程の改訂に際し、教養教育運営センターの外国語部会からの提案で、新たに総合外国語のシステムが導入された。総合外国語は英語・中国語・フランス語・ドイツ語など受講者の多い外国語科目において、文法・講読・会話などのジャンルに偏らず、総合的に学習できる科目である。

新しく導入した総合外国語のシステムは、多様化した学生の能力に応じた授業を行うことで、より効果を上げる授業を展開しようとする意図に基づくものであった。そうした理想に基づき実施されたシステムであったが、成績結果によって、半期ごとに毎回クラス編成を変

えなければならず、それに応じて担当教員・クラス数・教材等も変えて行かねばならず、運営上の難しさがあった。プレスメントテストの結果によって最初に固定クラスを編成したうえで、不合格科目についてのみ再履修用クラスを編成して授業を行う妥協的方法で実施していたこともあったが、初期の目的を達成できなかった。

文学部においては、現実の教育課程上の外国語科目はあっても、外国語教育について、学部として共通の教育理念は無いに等しい。大学全体としてもほぼ同じ状況にある。これは国際交流がますます盛んにならなければならない今日にあって、由々しき事態である。

こうした事態を招いている第一の原因は、専門教育を重視し、専門教育の基礎的能力の観点から文法・講読中心の外国語授業を求める立場と、国際交流や学生の生活感覚から日常会話が優先されるとする現実社会のニーズとの間で、問題点の適切な整理ができていないからである。第二は、第一の問題点をめぐって、本学で外国語教育を担当する教員組織（教養教育運営センター外国語部会）と学部の教育課程を編成する立場にある学部教員組織（教授会）との間できちんとした話し合いが尽くされていないことである。

国際交流と社会的ニーズの流れからすれば、時事英語や日常会話を大幅に採り入れた外国語教育は現代社会の必然的な流れである。しかし、その一方、専攻によっては専門教育の立場からも講読を重視した外国語科目を維持したい要請は存在する。こうした場合は、専攻の基礎教育科目として必要な外国語講読を置くことでその要求に応えることができる。これらの問題を整理しなければ、適切で効率的な外国語の教育課程を編成することはできない。

文学部の卒業に必要な単位数は124単位であり、そのうち専門科目は96単位で、約77.4％、一般教養的授業科目に該当する総合教育科目(保健体育科目2単位を含む)は20単位で、約16.1％、外国語科目は8単位、約6.5％である。大学設置基準の大綱化にともなう改訂以前に卒業単位が138単位であったときに、専門科目は87単位、約62.3％、一般教育科目(保健体育科目3単位）は39単位、約29％、外国語科目は12単位、約8.7％であった。改訂にともない教養関連科目と外国語科目の比重が著しく軽くなり、かわって専門科目の比重が増したことが分かる。

現行の教育課程は以前に比べ、専門科目の比重が増している。しかも必修の専門科目は減少しているから、専門科目のうち選択科目の比重が増して、学生は多くの科目の中から自分の関心にもとづき自由に専門科目を選択できるようになっている。専門科目の体系が、単線的な選択の余地のないものから、複線的なコース選択的な体系へと変化してきている。

しかしながら、基礎学力の希薄な学生は、複線的なコース選択を十分に活かすことができず、安易な科目を選択する傾向にある。また、入学した学生が大学に適応できず、早期に脱落する者も多くいる。このような事態を防止し、学生に大学教育、とりわけ専門教育への適応力をつけるため、準備教育・導入教育に力を入れることを検討すべきである。専門教育を若干精選し、それによって生じたゆとりを、準備教育・導入教育の役割を担う基礎教育科目として配置することも考える必要がある。

既に述べてきた通り、本学の教養教育は、旧教養部が廃止されて以来、教養教育運営センターによって調整執行される体制がとられている。教育課程と教員の人事権は、学部側にあるが、教養関連科目を実際に担当するのは、学部に分属するとともに教養教育運営センターに所属する教員にほとんど限られているから、教養教育に関する理念はセンターと各学部の

間でなかなかかみ合わず、明確な方針が立たないまま、総合科目の内容の見直しもできないままの状態が続いている。

教養部を解体して学部に分属した教員は、分属先の学部でその学部の専門教育の担当者にもなっており、次第に教養教育の担当者としての役割意識は希薄になっている。しかも、旧来からの学部教員の教養教育に対する責任意識も薄いまま改善されていない。大学院が整備され、学部教員の多くが大学院の授業を兼任しなければならなくなったことが、教養教育への責任意識を一層希薄にせざるを得なくしている。

教育課程のなかで、導入教育の役割を果たす基礎教育科目や、リベラル・アーツの意味を持つ総合的教養教育の役割を明確に位置づけ、すべての教員がそれらのいずれかについて、かならず一翼を担うことを教員の必須の要件とする体制を、全教員の共通認識とする改革が必要である。

既述したように、文学部では平成8(1996)年3月に教養部が廃止された際の教育課程の改訂によって、卒業に必要な単位数を138単位から124単位に削減した。これによって旧一般教養科目（現在の総合教育科目）と外国語科目が減少し、相対的に専門科目の比重が増した。専門科目は新設されるものもあり、これまで一般教養科目が占めていた低学年へ移動する科目も多く、学生は1・2年次から専門科目を受講できるようになった。

専門科目は必修を少なくし選択の幅を広げたことから、学生は関心にしたがって履修しやすくなった側面もあるが、反面、入学してきた途端に専門科目にふれ、専門教育を受ける準備のないまま、学習について行けなくなる学生も目立っている。プレスメントテストを行い、能力別クラス編成を行った外国語科目の初級クラスでさえ、ついて行くことが困難な学生が出た。

文学部は、入学時から専攻を基本的単位としてオリエンテーションや各種のガイダンスを実施しており、新入生の学習指導は比較的行いやすい長所もある。しかし、入学時の指導を除くと、後は教育課程上に導入教育、準備教育の機会はない。新入生は充分な準備期間のないまま専門教育の洗礼を受けるに任せられている。

ほとんどの学生は、まだ大学で学習を行う心構え、基礎的素養を身に付けていない。このため文章表現法、文献検索法、調査報告書・小論文の作成法など、学生として必須の素養に欠けたまま放置され、とまどいの状態にある学生の指導は、個々の授業担当者の個別的努力に任せられている。適切な指導を受ける機会のないまま1年間を送り、ついに大学への適応に失敗する学生も出ている。この状態は個々の授業の担当者の努力だけでは克服できない。学生が大学へ適応するための準備教育、導入教育は、一時のガイダンスや個別教員の努力に任せられてはならない。教育課程の第1セメスターに関連授業を組み込み、計画的に組織的に行い、その結果をセメスター終了時に正確にチェックするシステムをつくりあげる必要がある。

文学部の教育課程は教養関連科目・専門科目とも、数次にわたる改訂を経て、必修科目を最小限にし選択科目を増やした。体系性を守りながらも選択肢を増やすことで、専門分野の幅を新たな領域にまで拡大し、学生の学習意欲を増進させている。

専門科目における必修と選択の割合は、下表の通り専攻によって異なるが、必修の占める割合は最も高い専攻で25％、最低は3.18％である。

専門教育の課程における必修と選択の比重

専　攻	教育学	倫理学	初等教育	考古・日本史学	東洋史学	地理・環境	中国・中国文学	日本文学・文化
必修	3	4	22	5	11	14	9	11
〔比〕	3.1%	6.5%	25.0%	5.1%	12.5%	14.9%	13.8%	9.6%
選択	93	58	66	94	77	80	56	104
〔比〕	96.9%	93.5%	75.0%	94.9%	87.5%	85.1%	86.2%	90.4%

（平成18年度カリキュラム表より）

文学部の専門教育の課程は、選択の幅は比較的広く、履修上の自由度は高いように見えるが、実際に学生がこれをどのくらい有効に活かして履修し、学習を充実させているかは簡単には評価できない。しかし、少なくも履修対象にできる選択肢を多彩にしているということはできる。選択肢が豊富であることは、結果として専門教育の授業を少人数で行い、教員と学生の関係をできるだけ近づけることにも効果を上げている。

また、選択肢を広げた履修体制は、授業科目間で履修学生の数に大きな偏差を生み出すことがしばしばある。それが真に学生の学問的関心にもとづくものであれば、授業科目間、担当教員間に競争原理を働かせ、授業の質の向上にも好結果を及ぼす。しかし、実際には学生の課外活動やアルバイトの都合、または時間割上の都合等で、学生が安易に選ぶ場合もあり、選択肢を増やしたことが、どういう効果を上げているかについては、きちんとした検証が必要である。

これまで本学の授業は1カ年の通年制を前提に、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容で構成されるとしてきた。授業の方法、教育効果、授業時間外の学修等を考慮して、1）講義科目は15時間の授業をもつて1単位とし、2）演習科目は15時間または30時間の授業をもって1単位としてきた。また、3）外国語科目は30時間の授業をもって1単位とし、4）実験・実習・実技科目は30時間または45時間の授業をもって1単位としてきた。

各科目は毎週1回90分(2時間と見なす)の授業を行い、通年で、講義科目には4単位、実験・実習・実技科目と語学科目には2単位を与える、としてきた。このような単位設定の背景には講義科目の場合、1回の授業に対し家庭における数時間の学修が求められているからである。現在では多くの授業科目が半期授業制（1年＝2セメスター制）に切り替り、1セメスターで2単位（講義科目)、または1単位（演習・実験・実習・実技科目）を与えるものとなっている。

文学部では、このほかに授業時間とは別に、4年次において卒業論文または卒業研究の科目を必修として課し、これに8単位を与えている。これらの作成が、大学の学習の成果を総括する総合的学習としての意味を持つことの重要性を考えてのことである。

1時限90分の画一的な授業形態と、まじめにとりあえず出席し講義を聴いていれば、成績の善し悪しはともかく何とか4単位ないしは2単位が与えられる、というのが日本の大学の全般的な傾向であろう。このような惰性的な、緊張感のない授業システムが、大学の授業を活性化させない原因ではないだろうか。週1度の講義だけの通年授業では間延びしていて、教員・学生双方とも緊張感を欠き授業の効率が上がらない、として半期授業制が大幅に採り入れられた。しかし、通年4単位の授業を半期2単位に変えただけでは、本質は何ら変わらない。

これまで日本国内における大学の単位計算方法は、設置基準で決められていたので、大学

間で大差はなかった。設置基準の大綱化やセメスター制の採用等によって、授業形態も多様化しはじめており、見直しの時期にさしかかっていることは確かである。講義科目が演習・実験・実習・実技科目よりも多くの家庭学修を要するという画一的、単純な割り切り方は果たして授業の実態に即したものであるか、外国語科目や専門科目の演習等から見ただけでも疑問が残る。大いに再検討を要する問題である。

出席や参加だけを求めるものは別として、講義・演習・実験・実習等の授業は、その形態の違いにもかかわらず、すべてその前後に予習・復習等の家庭学習を要するものである。学部の然るべき機関において、シラバス等に示された授業目的・授業内容・授業計画・使用する参考図書等の具体的な検討を行い、その授業の単位を客観的に評価し教育課程を編成し、定期的にその見直しが行われる必要がある。

本学には現在、国内外の大学で履修した科目の単位互換制度として、1）首都圏西部大学単位互換協定、2）海外協定校交換留学制度、3）夏季・春季海外語学研修制度がある。首都圏西部大学単位互換協定にもとづく単位互換制度は、この制度を利用して他大学の授業の履修を希望する学生の所属する教授会が単位互換するにふさわしいと認定した科目について単位認定、ないしは本学の授業科目への読み替えが行われている。

海外協定校交換留学制度は、本学の海外協定校(アメリカ、カナダ、ドイツ、中国、韓国、フィリピン、イラク）に交換留学生（1年間）として派遣し、その協定校で受講取得した科目を認定する制度で、現在32大学との間で実施している。

夏季・春季の海外語学研修制度は、カナダ・中国の協定校で夏休み中に、オーストラリアの協定校で春休み中に、それぞれ3週間から1カ月程度の期間で実施している。

首都圏西部大学と海外協定校での単位認定は学則第43条で60単位以内と定められており、派遣先大学等からの報告書は、原則として成績素点と優・良・可による評価を併記することになっているが、本学の成績証明書では「認定」とだけ明記し、修得した授業科目名の代わりに「単位互換履修認定」とし、修得した単位の合計を一括して記入することになっている。

海外語学研修によって、カナダ、オーストラリア、中国、韓国の各協定校で修得した単位は、教育課程の外国語科目、海外演習（英語A、英語B、英語C、中国語、ハングル）の2単位として認定している。

下表は文学部における、海外語学研修参加人数と派遣交換留学生人数である。

海外語学研修の専攻別参加人数

	教育学	倫理学	初等教育	考古・日本史学	東洋史学	地理・環境	中国語・中国文学	日本文学・文化	計
2005年度	0	0	3	0	0	0	8	0	11
2004年度	2	0	0	6	1	0	14	4	27
2003年度	1	2	0	0	0	0	1	0	4
計	3	2	3	6	1	0	23	4	42

派遣交換留学生の人数

	教育学	倫理学	初等教育	考古・日本史学	東洋史学	地理・環境	中国語・中国文学	日本文学・文化	計
2005年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年度	0	0	1	0	0	1	2	0	4
2003年度	1	0	0	1	0	0	3	0	5
計	1	0	1	1	0	1	5	0	9

世田谷コンソーシアム、ネットワーク多摩などによって協定が結ばれ、これらのシステムを通しても単位互換が可能になりつつある。

前述の単位互換制度は、海外での貴重な学修体験も含め、在学期間中に履修できる対象科目の幅を広げ、文学部の教育課程の多様性をもたらす点で重要である。首都圏西部大学単位互換協定に基づく単位互換制度は、20数校の大学・短期大学が単位互換を実施しているが、2月下旬を次年度の科目履修の応募時期としているため､これに合わせて単位互換履修生募集要項を作成しなければならない。ところがシラバスや時間割表の出来上がりは、実際は年度末になるのが通例である。このため本学の単位互換用の科目を他大学の学生に提供することは著しく困難である。学生は応募時期までに、双方の大学の時間割がすべて決定し、示されていなければ履修計画を立てられない。したがって本学の学生が他大学の科目を履修する場合も、本学の来年度の時間割が分からなければ、履修計画を立てることができず、他大学での履修希望があっても応募できない場合がある。

海外協定校との交換留学制度における単位互換では、本学の学生が留学する場合も、海外の留学生を受け入れる場合も、当該科目の内容の充分な理解が行き届かないことや、双方の大学で履修期間や単位計算の方式の違いがあるなどのことから、単位認定の難しさがある。

学則第43条の2の規定するところに従い、短大、外国人留学生、専門学校等からの編転入・再入学、あるいは学士入学等における単位認定は、教務主任の監督下、学部事務職員によって実施し、教授会の承認を受けている。

編転入希望の場合、本人の出身大学（または短期大学等）の所属学部学科・専攻が編転入先である文学部の専攻と同じ分野であれば、単位認定可能な科目も多くなるが、専門分野が異なる場合には、特に専門教育課程で認定できる科目の数が少なくなる。そのため、3年次の編転入は難しくなる。

下の表は、平成15年度以降の編転入・転部転専攻学生の人数と認定単位数である。

平成15～18(2003～2006)年度編転入・転部転専攻学生の認定単位数の頻度分布

(1・2年次2年間の履修科目中、認定された単位数)

		教育学	倫理学	初等教育	考古・日本史学	東洋史学	地理・環境	中国語・中国文学	日本文学・文化
		人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)	人数(単位数)
2006年度	2年	2(54)	0	6(222)	0	2(90)	0	0	0
	3年	0	0	1(60)	0	0	0	0	0
2005年度	2年	6(212)	0	5(156)	0	0	1(32)	0	0
	3年	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年度	2年	3(124)	0	2(66)	1(44)	0	0	0	1(32)
	3年	0	0	0	0	1(54)	0	0	0
2003年度	2年	2(84)	0	5(204)	0	1(40)	0	0	1(30)
	3年	0	0	0	0	0	0	0	6(426)

文学部では2キャンパス制を取っているため、1・2年次の鶴川キャンパスから3年次の世田谷キャンパスへ進級するための最低履修単位数が専攻ごとに定められている。そのため、認定単位数が不足し、3年次ではなく2年次への編転入とならざるを得ない場合がある。

編転入前の修得科目のうち、教養科目・外国語科目は認定しやすい。また専門科目でも、既修得科目とほぼ同じ内容の科目が文学部の教育課程に存在する場合は問題ない。そうでないものを認定することは難しい。また同じ場合も、通年4単位と、半期2単位科目との違いがあって、認定できない科目が生じることがある。

平成15(2003)年4月以降､文学部の教育課程の多くは半期を主体とするように改訂されているので､外国人留学生や外国留学中に単位修得した学生の単位が認定しやすくなってはいる。が、さらに単位認定の拡大をはかることは、今後とも検討されなければならない。文学部では、学則第43条の規定に従って、本学の学生が他の大学・短期大学または認められた留学中に修得した単位数を60単位を限度とし、卒業単位とすることができる。

既に（13）で述べた通り、入学前に他の教育機関、また在学中の留学によって協定大学において修得した単位については､学部において教務主任の監督のもとで､認定の評価を行い、教授会の承認を得て、卒業単位に加えている。ただし、教養科目については認定に困難はないが、専門科目については、文学部のどの科目にあたるものとして認定できるか評価の難しい場合がある。しかし、本学、本学部にその科目がないから、単位互換制度を利用して他の教育機関で履修しようとする場合もあるので、該当する科目がないから単位認定しないという短絡的な考え方には問題がある。

他の教育機関において修得した専門科目を単位認定する場合、かならず文学部のどの専門

科目に該当するかを比定し、文学部の専門科目として単位認定するのか、該当するものがなくても、一定の枠内であれば、専門科目のうちの選択科目の一つとして単位認定するのか、を考える必要がある。

文学部の開設授業科目数は、専門科目が682、教養教育科目が203である。専門科目のうち専任教員の担当科目数は379で、55.6%、教養教育科目のうち専任教員の担当科目数は77で、37.9%である。

教養教育科目において兼任（非常勤）教員の担当割合が高い。教養部の廃止以後、旧教養部教員が学部に分属し、それを機に専門科目も担当するようになった。一方、古くから学部に所属していた教員が教養教育科目を担当することはほとんどないことから、必然的に教養教育科目を兼任（非常勤）教員が担当する割合が高くなっている。これは全学的傾向である。

文学部に大学院人文科学研究科が整備され、平成13(2001)年度に修士課程、平成15(2003)年度に博士課程が開設された。このため学部教員の多くが大学院の授業を兼担するようになり、担当授業科目数の増加による負担は一層重くなっている。大学院の授業を担当する教員の中に、学部での担当授業数を減らしたいという要望が強い。しかし、これを進めると、学部の授業の兼任（非常勤）担当の割合を一層高めることになる。

現状では、大学院の授業を担当しても、従来通り、学部の授業を5コマ以上担当する責任がある、との共通理解のもとに、専任教員の担当割合の低下を防止している。しかし、学部・大学院を合わせた担当授業コマ数が10コマを超えることも珍しくない状況では、教員の過重負担は深刻な問題で、大学としては事態の正確な分析を行い、改善策を取る必要がある。

兼任教員の担当授業の割合は、教養教育科目において特に高く、専門科目でも次第に増加する傾向が見られる。文学部では、各専攻が、専任教員と兼任教員との連絡調整、情報交換のための会議を開催し、兼任教員との意志疎通に努めているが、兼任教員が大学の授業に占めている役割の重さを考えれば、その意見をより積極的にくみ上げて、教育課程のなかに採り入れて行く工夫があってしかるべきであろう。

教育課程の編成には、専任教員だけでなく一部学外の有識者・兼任教員も加えて検討することも視野に入れてよい。

大学が、地域社会の行う生涯学習に積極的に参加し、支援協力することは、きわめて重要である。大学の生涯学習センターの活動もそのねらいを持つものである。今後、世田谷や多摩地域の地方自治体との間に結ばれつつある協定を通じて、学部・専攻・個人のさまざまなレベルで、活動が強化されて行く必要がある。下表は、文学部教員の生涯学習センターにかかわっている人数である。公開講座は、本学生涯学習センターの主催、世田谷区老人大学は、世田谷区と本学生涯学習センターとの合同講座である。なお、世田谷区老人大学は、平成18(2006)年よりシニアスクールと名称が変わった。

生涯学習センター参加教員数

講座種別	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
公開講座	2	4	4	6
世田谷区老人大学 シニアスクール	—	—	—	3

3.1.5.1　教育学専攻

教育学専攻は、設置されたときから、教員養成を主要な目的としておらず、文学部教育学科の流れをくむものであった。しかし専攻に入ってくる学生は、そのほとんどが少なくとも最初は教員志望といってよい。教員採用が困難なことを知りながら、純粋な気持ちで受験してくるものが多い。教員養成に対応して、本専攻では、中高の保体免許、中学社会、高校地歴公民の免許が取れるようになっている。また、それ以外に、社会教育主事、司書教諭などの免許が取れる。また、今のところ4年間では取れないが、小学校の免許が副免で取れる。

近年は、保体免をとろうとする学生が圧倒的に多い。これらの学生は、以前は授業中騒がしいなどの問題を抱えていたが、近年、学習にたいしてノーマルな興味を抱き、授業態度の良い学生が増えてきた。社会科免許の学生は、人数の上からはあまり目立たないが、社会科免許を取るためのカリキュラムは非常に充実している。社会科教育法の専任の教員を最近採用し、模擬授業など徹底的な訓練を行う。

たとえば保体免の学生で問題となるのは、体育学部での養成と違い、実技の時間数が少ないということである。この事は体育学部から指摘されることもあるし、また教育実習の際に指摘されることもある。しかし一方、教育学関係の科目を履修し、教育学を重点的に学習しているので、仮に体育の教師になった場合、特色のある体育教師であるということができる。子どもの心がよくわかる体育教師、教育のことがよくわかる体育教師ということである。

このことは社会科免許でも同じで、どうしても教科専門の科目が不足する傾向はある。であるから、例えば法学部政経学部で社会科免許を取るというのとは多少異なる。これは高校で教育実習をするときに教材研究で苦労するなどの現象として現れる。しかしこの場合も、仮に社会科の教師になった場合、教育学の学習を深くやった社会科教師という特色ある社会科教師になる可能性がある。この問題に関しては、本専攻としても、保体、社会科を問わず、教科の学習に関しては時間数の中で、徹底した教育を考えていく必要があるであろう。

しかし本専攻の特色として、あまりにも教員養成に傾くのではなく、本来の専攻の特色である、教育学の深い学習を忘れてはならないであろう。そのためには、卒業論文の徹底した指導を中心にすべきであろう。

その他のこととして、近年、心理学の分野が強化され、心理学の科目が増えたということがある。もともと教育心理学の科目は当然あったが、一時学部改革との関連で心理学のコースを設定するような案が出されたことがあった。結局この案は実現しなかったのだが、心理学コースという考え方や科目が、教育学専攻の方に入り込んできてしまったという経緯があった。教育学と心理学は、関連性が深いとみられやすいのであるが、心理学を勉強する場合は、基礎となる実験心理を徹底して勉強しなければならない。ある大学が心理学科をつくったら受験生が殺到したが、入学してからみな失望したという。若い人は、臨床に興味を持つのである。しかし、臨床をやるには、長期にわたる実験心理の学習が必要であるといわれる。それは学部の4年間では足りないともいわれる。

教育学専攻で、近年心理学を強化し、科目も増やしたことについては、きちんと考えなくてはならない。保体免の学生などはスポーツ心理学に興味を持つという形で心理学に接近す

るパターンがみられる。そのような方向で、心理学を生かすことを考えていく必要があろう。また、受験生の面接でよく出る話であるが、自分は心理学の勉強をたくさんして、子どもの心がよくわかる教師になりたいという受験生が非常に多い。これは少し勘違いの面も見られるが、臨床系の心理の教員もいるわけであるから、このような受験生の考えも検討する余地が十分あるかもしれない。大事なことは、今同じ組織にある心理学を生かしていくことである。

別なことで、今教育学専攻では養護教諭の免許の申請を予定している。これは、養護教諭の資格を取得しようとする場合、必要な科目が、保体免の科目とダブルので、保体免をとる学生にとっては、用語の免許を取ることは、比較的あまり困難を伴わないのである。であるから養護の免許が保体免の学生にとっては付加価値になるということである。しかし、養護の免許を取ろうとすればそれだけ科目が増えるので、科目を減らさなくてはならない。教育学の科目を減らすことについては慎重になる必要があろう。本専攻の教育の根幹なのであるから、慎重にカリキュラムを組み直す作業を行い、専攻のアイデンティティーを保持する必要がある。

また、今のところ4年でとれない小学校の副免を4年間でとれるようにしようということも考えられている。実習を春休みにするのはどうかという案がある。また、平成20(2008)年に初等教育専攻が世田谷に移動してくるので、(教育学専攻･初等教育専攻の1、2年生も移動してきて4年一貫教育になる)。その場合には、お互い様々な面で交流が生まれるであろう。

近年は入学試験が多様化し、様々な入学試験がある。そのうちで合格者に対し、合格した時点から入学まで、時間的な空白ということもあるし、大学へのスムーズな移行ということもあり、いくつかの試験の合格者に対しては、事前指導を行っている。これは文学部共通であるが、AO入試1期、内部推薦、指定校推薦、一般推薦の合格者に対して行っている。教育学専攻の場合、何か本を読ませて感想を書かせ、それをコメントして送り返す添削のやり方が多い。以前は教員がやっていた。それはそれでおもしろいのだが、あまりに手数がかかるので、今回は業者に委託してみることにした。委託して大丈夫かという不安があったが業者から説明を聞く時間をもうけ、説明を聞いてみると、かなり徹底して指導しており、コメントも熱心で、受験生が書くことにより自分の考えを明確にしていくプロセスなどの説明を受けて特に業者に委託することに問題はないと思われた。

教育学専攻の卒業に必要な単位は124単位であり、次のように編成されている。

総合教育科目	選択	18単位
保健体育科目	必修	2単位
	選択	
外国語科目	必修	4単位
	選択	4単位
専門科目	必修	12単位
	選択（選択必修含む）	76単位
	自由選択枠	8単位

(総合教育科目、保健体育科目、外国語科目及び専門科目の中から、学生の履修計画に基づき、授業科目区分枠にとらわれることなく選択履修できる選択枠)

このうち、専門科目は96科目を開設している(一部の科目を除き、講義中心科目は半期2単位、演習・実習科目は半期1単位)。必修科目は「教育学原論1(2単位」「教育学原論2(2単位)」「卒業論文（8単位)」の3科目（3.1％）であり、93科目（96.9％）が選択科目（選択必修を含む）である。

このように選択科目（選択必修を含む）の比率が高いのは、教育学諸科目の学修を中心としつつ、社会科（「地理・歴史」「公民」含む）あるいは保健体育科教員、社会教育主事を志望する学生や、心理学の学修を志向する学生に対応して編成されており、ほぼ適切であり妥当である。

専門科目96科目のうち、「卒業論文」(1科目）を除き、教育学科目（教職、社会科関連科目を含む)、保健体育関連科目、社会教育主事関連科目、そして心理学関係科目(教職科目を含む）の開設科目と、講義を中心とする科目、演習を中心とする科目、実習を中心とする科目の内訳は次の通りである。

教育学科目（教職、社会科関連科目を含む）……51科目
　講義中心の科目　49科目
　演習中心の科目　4科目
　実習中心の科目　2科目
保健体育関連科目……15科目
　講義中心の科目　15科目
社会教育主事関連科目……10科目
　講義中心の科目　10科目
心理学関係科目（教職科目を含む）……19科目
　講義中心の科目　11科目
　演習中心の科目　4科目
　実習中心の科目　4科目

単位の計算方法については、大学で定めている通り、講義を中心とする科目は半期15回で2単位、演習を中心とする科目は半期15回で1単位、実習を中心とする科目は半期15回で1単位と計算しており、ほぼ妥当である。

大学として加盟している「首都圏西部大学単位互換」、そして大学が協定している「海外協定校」により、学内外の大学との単位互換制度がある。履修科目については当該科目のシラバスを確認した上で、教授会の承認を得て卒業単位として単位の認定がなされている。単位互換における単位認定の限度については特に規定はされていない。しかし、学則における留学の場合の「60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる」ことを準用すれば、本専攻においては、124単位中64単位（51.6％）は本専攻開設科目の履修が必要と言える。ただし、教育学専攻でこの制度を利用している学生は極少ない現状にある。

学部のルールに従っているが、現状ではほとんどの学生が自大学の単位認定によって、卒業単位を満たしている。

平成18(2006)年度の全授業科目の総コマ数は130コマであり、その内の58.5コマを専任教員10名（学外派遣研究中1名、専任教員欠員未補充1名を含まず）で担当している。この数値は、総コマ数の45％を専任教員で担当しており、専任教員1人あたりの担当平均では、5.85コマ数

となっている。

全授業科目の総コマ数の内、71.5コマを、20名の兼任教員等で担当している。この数値は、総コマ数の55%を兼任教員等で担当しており、兼任教員等1人あたりの担当平均では、3.58コマ数となっている。このことからも本専攻においては、兼任教員等への依存、役割が大きいということができる。

大学院の授業科目も担当している教員にとっては、学部担当授業科目と合算すると10コマ前後と、大きな過重負担となっている。担当コマ数の過重負担を早急に解消すべく検討することは緊急の課題である。このことに関連して全授業科目の再整備、特に開講科目の精選化が求められる。

今日、大学が地域社会及び企業と連携、協力して開かれた大学としての役割、貢献がさらに一段と強く求められる社会となってきた。その一貫としての生涯学習の需要も増大してきた。しかし、本専攻における社会人入学者のための門戸は設けてはあるものの、その在学者は大変に少ない。社会人学生が少ないことは一般学生にとっても教育的観点からの良い刺激と緊張感を得る機会が少ない現状となっている。

シニア入試枠の新設導入も含めた社会人入試のあり方、社会人のためのカリキュラム編成、授業方法等の適切、妥当な再検討が求められる。

3.1.5.2 倫理学専攻

カリキュラムは、東洋系：仏教、インド、イスラム、中国、日本、及び西洋系：ギリシャ、中世キリスト教、ドイツ、フランス、英米、のそれぞれ5系統、計10系統の科目群と、さらに、美学関連科目群、現代哲学及び応用倫理学関係科目群を加えて、網羅的な構成となっており、東西の哲学、思想、宗教、美学、さらに現代思想、現代哲学等をも総合的に学べる内容になっている。

学生はこれらによって、広範囲の中から自ら選択した哲学・思想的教養を十分に得ることができる。実務的な理由から学年配当にやむをえない齟齬はあるが、履修科目は原則として、概論・思想史→研究→原典購読→演習と構成されている。これらについてはすべて選択必修となっており、学生は自らが執筆するべき卒業論文のテキストが属する系統と、それ以外の諸科目と、ともに履修することができる。ただし、上記10系統及びその他の科目群はいずれもそれぞれ「～講義」とされるべき授業科目を欠いている。以下に述べる卒業論文との連関では、特に意義を有するとも考えられる授業科目であり、設置が望ましい。だが諸般の事情から現状では困難であり、将来的な課題である。

文学部の基準に従って124単位からなる本専攻教育課程の最終目標点は卒業論文（8単位）である。学生は3年次に鶴川キャンパスから世田谷キャンパスに移動すると同時に、卒業論文の題材となるテキストを選択し、当該分野の演習に参加しなければならない。演習において思想書読解の技術を習得し、4年次の卒業論文執筆へ向けた準備を始める。各学生は演習担当教員からそれぞれ個別の指導を演習とは別時間に受けつつ、発表指導会等の準備を終え、やがて卒業論文執筆に至る。

最近の大きな問題として、学生の学力と意欲の低下という事態があり、今後さらに低下する可能性もある。このため、1、2年次生に対して、思想書読解と論述文執筆を訓練する授業の設定を検討する必要がある。さらにカリキュラムの上では原典講読の科目があっても、当の原典を読む特殊言語科目がなく、必ずしも原典言語での講読は実施できていない。それゆえ将来的な目標として特殊言語科目の設置が望まれる。だがそれ以上に、現行カリキュラムにおいても少なくとも基本的な語学力、すなわち漢文と、英語、ドイツ語、フランス語の基礎をより徹底して学ばせることが重要である。

単位の設定については、全体で124単位となっており、比較的余裕を持って学修ができる。課程編成にあたっては選択必修の科目を中心に設定してあり、総合教育科目18単位、外国語科目12単位、保健体育科目2単位計32単位以外92単位（自由選択枠含む）の専門科目の中、必修科目は、卒業論文8単位を含めて20単位のみであり、それ以外の専門科目72単位(自由選択枠含む）はすべて選択必修科目となっている。これにより学生の主体的な選択の幅が大きくなっている。

選択して修得すべき単位は各コースと専門ごとに、概論、歴史、研究、原典講読、演習、卒業論文というように配置され、専門を横断して特殊研究が配置されている。語学を重視する倫理学専攻では、新入生には、東洋と西洋のいずれの分野を卒業論文の対象とするかにより、第二外国語科目として、東洋思想を選択する者は中国語、西洋哲学を選択する者はフランス語かドイツ語を選択させている。また、自由選択枠のうちで、外国語科目について他専攻より多く2科目4単位を付加し、計6科目12単位を卒業要件としている。

全体として、専門科目の単位設定は柔軟であるが、学生の学力の現状からして、語学教育を充実する必要があり、語学教育の単位設定について何らかの方策が必要である。また、卒論指導がカリキュラム化されていないという根本的な問題がある。このため、実力のある非常勤講師に、卒論指導を依頼したり、協力も要請しづらい。また、卒業論文のカリキュラム化が必要であると考える。卒業単位124単位中88単位を占める専門科目については、学生の教職資格取得のために卒業単位として認めている科目以外は、すべて倫理学専攻において賄っている。

文学部には中国語・中国文学専攻があり中国思想関係の科目を開講しており、倫理学専攻の開講科目との連携を検討しなければならない。また、文学部として持つべき特殊言語科目、すなわち漢文、サンスクリット語、アラビア語、ギリシア語、ラテン語などの初級、中級、上級の科目がまったく開講されていない。

漢文、サンスクリット語、アラビア語、ギリシア語、ラテン語などの初級、中級、上級の科目を、将来的には逐次設定すべく機会あるごとに要求していく。

定員30名の学生、専任教員5名（中1名は教養部廃止に伴って専攻に所属した社会学担当の教員）という小さな組織で広領域をカバーするために、非常勤講師を10名依頼し、専門科目48科目の中、専任教員の担当は25科目、それ以外の23科目を非常勤講師に依頼している。

非常勤講師に卒論指導を依頼できないので、卒論指導のカリキュラム化を提案していく必要がある。

生涯学習への対応については、かつては大学による公開講座へ参加していたが、公開講座委員会が廃止され、生涯学習センターが設立されてからはその機会を失っている。

3.1.5.3 初等教育専攻

初等教育専攻のカリキュラムは、本専攻の理念・目的・教育目標を実現するために、専門科目については、教育職員免許法の定める教職に関する科目及び教科に関する科目に対応する授業科目と、独自に設定した授業科目から構成され、各専門領域の体系性に照らして1年次から4年次まで組織的に効率よく履修できるよう適切に編成されている。

平成15(2003)年度入学生から適用されているカリキュラムは、近い将来のセメスター制への移行を視野に入れ、可能なかぎり従来の通年科目の半期科目化を図るとともに、実地体験重視の観点から特色ある授業科目「総合的学習の実践演習」を新設した。

必修科目と選択科目の量的配分は、科目数について{必修25%、選択75%}、単位数について｛必修23%、選択77%｝であり、主体的な科目の選択幅が拡大されている。なお、卒業所要単位数124の中で、本専攻による最大認定単位数は96である。

全授業科目中、本専攻専任教員が担当する科目数49、教育学専攻専任教員が担当する科目数6､非常勤講師が担当する科目数32で､本専攻専任教員が担当する科目の割合は56%となり、多くの非常勤講師や教育学専攻専任教員の兼担等に依存している。

卒業生の進路状況について、平成14(2002)年度卒業生の例では、現役学生の小学校または幼稚園の教員採用率は約30%、教員以外の公務員や一般企業等への就職採用率は約20%であった。他の多くの卒業生は教員を目指して次年度教員採用試験に備えている。

成績評価について、平成15年度春期定期試験における専門科目（卒業研究を除く）の実施率は30%、レポート提出が40%、その他30%である。

学生がカリキュラム、授業科目やそのシラバス等の意義内容を理解し、主体的に学修に取り組めるよう支援することは、教育効果を高める観点から非常に重要であり、新学期の授業開始前には各学年ごとに履修指導を徹底して行うよう努めている。特に新入生においては、学生便覧・講義要項の他に、独自に「新入生オリエンテーション資料」を作成配布して、明確な進路意識を持ち、充実した学生生活が送れるように、学修意欲を喚起している。

また、本専攻のカリキュラム及び教育指導に関する全般的な内容などについては、新学期の開始前に開催する非常勤講師を含む初等教育全体会議において連絡調整を図っている。

当専攻には、授業科目以外の教育活動の一環として、学生全員参加の運動会、音楽会、図工展、雑誌「すくすく」の発行等の特別行事があり、その企画・運営はすべて学生が自主的に行い、一人ひとりが個性や指導力を発揮し、実践的に活動している。

また、毎年教育関係等の講師を招いて、主に今日的教育問題をテーマとする初等教育講演会を開催しており、学生の意欲的な学修活動を啓発している。

初等教育専攻のカリキュラムは、理念・目的・教育目標を実現するために、必修科目・選択科目等の年次配当が専門領域の体系性に照らして体系的・組織的に編成されていること、専門科目の授業においては、努めて少人数によるきめ細かい授業を行うことにより、学修の活性化を図り、教育効果を高めていることなどは評価できる。

また、学生による教員の授業評価は平成13(2001)年度に実技・実習科目等を除く専門科目について実施され、オフィスアワーは平成14年度より活用されており、一定の改善が見られることは評価できる。特に授業評価については、教育の質を向上させる観点からも重要であ

り、全科目の実施が望まれる。

「総合的学習の実践演習」などの特色ある授業科目を設定していること、授業科目以外の手段を用いた教育活動（学生全員参加の運動会、音楽会、図工展、雑誌「すくすく」の発行等の特別行事）を実施していることなどは、個性豊かで、思考力・創造力・実践力等に富み、広い視野を持った教員の養成を実現する上で、重要な役割を担っており、長所といえよう。

一方、学力低下の傾向が顕著となっていることが最大の問題点であり、自然科学分野だけではなく他の分野の専門科目の指導にも支障を来すことが懸念される。

初等教育専攻の理念・目的・教育目標を実現させるための教育研究の内容・方法と条件整備等については､教員の採用状況において全国的な水準以上の実績を維持していることから、概ね妥当であると判断できるものと思われるが、なお一層の充実・発展を目指したい。

学生の学力低下の問題と成績評価のあり方、マルチメデイアを活用した教育のあり方等について、今後検討する必要があると思われる。

また、初等教育専攻と教育学専攻の間には、合同科目の設定などの一定の連携があるが、更に幅広く両専攻間の有機的な関係を進展させる方策について短・中期的視野に立って検討していくことが期待される。

3.1.5.4　考古・日本史学専攻

考古・日本史学専攻では、平成15(2003)年度にカリキュラムの全面改訂を行い。平成16(2004)年度からは、専攻の理念・目的を的確に表現する「考古・日本史学専攻」へと名称変更を行った。

過去の自己点検報告書で、改善・改革の課題であった大学院（修士・博士課程）の設置、専攻名称の変更、セメスター制度の導入についても実現させることができた。また、原始古代から現代史にいたる新科目も設置し、演習などの中核科目における専任教員の比率を高めることもできた。平成18(2006)年度には、新カリキュラムによる学生が、卒業年度を迎えることになる。今後、学生のアンケートなどを参考にし、カリキュラムの適切な運用に努めると共に、学生の反応を分析することが必要である。

本専攻では、留学生、交換留学生を受け入れている。また、他大学との単位互換制度にも積極的に参加し、多くの専門科目を開放している。しかし、残念ながら聴講生は極めて少ない。また、本専攻から他大学への聴講も少数である。単位認定の問題を含め、今後、一層の対応が必要である。

生涯学習については、教員個人の活動（他組織で開かれる講座や講演などへ講師として参加など）は、行われているが、専攻としては対応していない。

新カリキュラムについては、科目名称を明確に表現したことにより、学生の履修は容易になったようである。一方、セメスター制では、秋期科目の春期一括履修の方法などについての点検が必要であろう。また、これまで、科目の学年配当などを困難にしていた、鶴川・世田谷の2キャンパス制が、平成20(2008)年に予定される世田谷1キャンパス構想により、解消されることになるので、より一層の改善をはかる必要性は大である。

本専攻では、これまでの自己点検でも高等学校公民科教員免許状の取得は、課題としてきたが、今回も達成できなかった。卒業生の進路拡充のためにも必要なことであり、関連専攻と協力して実現に努力したい。

学部を基礎とした大学院の設置や、演習など中核科目への専任教員の配置などを進めた結果、専任教員の担当科目数の増加が、過重な負担となっている。科目の学部・大学院同時開講など、なんらかの改善は急務である。

新カリキュラムにおいて、講読・講義などの一般名称を廃止し、授業内容を具体的に示す科目名にした。これによりシラバスの併用とともに、学生の科目履修を容易にする効果が現れている。学年の履修指導は基本的に学年担任が行っている。平成17(2005)年度から1年生の履修指導は、学外の研修施設において一泊二日の研修合宿を行い、専攻の全専任教員が担当し集中指導を行っている。この年度当初の研修合宿は、学生どうしや教員とのコミュニケーション形成に効果が現れている。オフィスアワーは、既に平成14(2002)年度から導入されている。学生の授業評価は、全学的に実施されており、専攻独自の調査は行っていないが、個々の教員が感想文を提出させるなどして対応している。卒業論文の指導については、卒業論文作成の手引きを作成し、全担当教員で確認している。大学院設置以来、例年数人の卒業生が進学し、卒業生の進路先の一つとして定着している。

現在、本専攻の実習授業に大学院生2名が、TAとして採用されており、大学院生と学部学生の交流により、学部学生の学修上に効果が現れている。今後、システムとして取り入れていく必要がある。

卒業論文は本専攻としてもっとも重視するところであり、3年の学外研修における指導や、日本史講演会における卒業生、大学院生の発表を通した指導などと共に、卒業論文の手引きを作成し、全担当教員に周知させ、卒業生の質の維持に努めている。

学生の学修の活性化のためには、教員の適切な指導・教育が必要であることは言うまでもない。教員と学生の関係を密にするように配慮した演習的科目を2年生に設定したが、時間割の関係などから、受講学生が偏り、当初の目的は、達成されていない。定着したとはいえないオフィスアワーと共に今後の課題である。

本専攻では、専任教員8名の中に、学内役職担当者が2名おり、減コマ措置の適用により、非常勤講師のコマ負担は、専門科目全体の約三分の一になる。専任教員は、このほか総合教育科目・教職科目・大学院科目の担当も行っている。

3.1.5.5　東洋史学専攻

平成3(1991)年度から平成15(2003)年度に数次にわたってカリキュラムを改訂した結果、専攻制の利点を生かして1年次から4年次に至るまで、中国及び周辺世界史に関する一貫した専門科目の体系がほぼ整備された。1年次には東洋史概説と東洋史研究法基礎Ⅰが配当されている。東洋史概説は中国社会の変動を考慮して10世紀以前と以後の2種類を設けている。東洋史研究法基礎Ⅰは史学科の基本的な学修と漢文解読法の修得を目的とするものである。いずれも必修である。2年次には東洋史学概論、東洋史研究法基礎Ⅱ、東洋考古学研究法基礎、東洋

史講読Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが配当されている。東洋史学概論は、東洋に視点をおいて史学の本質を把握させることを目的とし、東洋史研究法基礎Ⅱは同Ⅰの上に中国史研究の実践の基礎を学修させるもので、共に必修である。東洋考古学研究法基礎は東洋考古学の基本から実践まで学修させることを目的とし、選択必修である。東洋史購読Ⅰ～Ⅳは、中国史の各時代の主要な漢文史料を購読し、史料読解力を養うとともに当該時代の特質を学修して、3年次以降の研究の基礎を確立するものであり、2科目以上の選択必修である。このほか幅広く歴史を学ぶ為に1年次に日本史概説A、B、2年次に西洋史概説を必修として配当している。

3年次には、中国考古学研究、中国古代史研究、中国中世・近世史研究、中国近世・近代史研究を配当し、各時代史研究の基礎から応用までを学修することを目的とし、1科目以上の選択必修である。3、4年次を対象として東洋史特講Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹを配当し、3年次に3科目以上、4年次で2科目以上の選択必修としている。Ⅰは朝鮮史を中心とした東アジア史、Ⅱは秦漢史を中心とした中国古代史b、Ⅲは宋代史を中心とした中国中世史b、Ⅳは先秦史を中心とした中国古代史a、Ⅴは明代史を中心とした中国近世史a、Ⅵは隋唐史を中心とした中国古代史c、Ⅶは魏晋南北朝史を中心とした中国中世史a、Ⅷは元朝史を中心とした中央アジア、北アジア史、Ⅸは清朝史を中心とした中国近世史b、Ⅹは中国近現代史を取り扱う。このほか史料に基づいて専門研究を目的として3年次に東洋史演習1、4年次に東洋史演習2が配当され､共に必修科目である｡更に3､4年次に専任教員全員が担当してカリキュラム相互の関連性を総合的指導する東洋史特殊研究が必修科目として配当されている。又、4年間の成果の集大成として卒業論文を必修としている｡幅広い学修を可能にする為に同学部内の東洋思想、中国文学、地理等の関連科目を選択できるように配慮している。又、教員免許状、博物館学芸員、図書館司書等の諸資格取得の為の科目履修が円滑に行える様充分配慮している。以上のように専攻の理念・目的や教育目標との対応関係における学士課程としてのカリキュラムの体系性についてはほぼ充分な状態にある。

学生が以上のようなカリキュラムや授業科目の内容や意義を充分に理解することが学修の効果をあげる上で非常に重要である。本専攻では授業開始に各年次ごとのガイダンスで学年担任の教員が詳細な履修指導を行っている。特に新入生に対しては専任教員の全員がオリエンテーションを担当してカリキュラムの内容や意義を説明し、各学生の時間割作製の相談にのり、充実した学生生活を送ることができるように配慮している。

改善が必要と思われるものに次のような点がある。学生の卒業後の就職先が東洋史学の分野と無縁な業種が大半を占めるという現実がある。専門分野のカリキュラムを高度化するだけではどうしても学生の進路の目的や生活の実感と遊離する可能性を無視できない。学生の要望にこたえるには他専攻はもとより他学部あるいは他大学の開講科目との単位互換を更に進める必要があろう。又、中国を中心とする東アジア世界史に関する教育研究の組織はほぼ整備されているが、西アジアや南アジア世界に関する教育研究体制を更に強化する必要があると考えられる。又、大学院設置に伴って専任教員の担当科目数が増え負担が過重となっており、学部と大学院相互の専門科目の整備が必要であろう。又、世田谷と鶴川の2キャンパス体制になっていること、語学科目の単位数が多すぎること等の要因によって1、2年次への専門科目の配当がやや少ない。ただ平成20(2008)年に予定されている梅ヶ丘キャンパスが開設され1年次から4年次までを同一地区で学ぶことができるようになればある程度改善されるも

のと期待できる。現在平成20年度に向けてカリキュラムの改訂を検討している。必修・選択の量的配分はほぼ妥当な状態である。

東洋史講読Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが春•秋期の各2単位科目、東洋史演習1、2が通年の2単位科目、卒業論文が8単位となっており、他は通年の4単位科目が多くなっている。これは漢文史料を扱う科目が多く、長期にわたって教育指導してはじめて効果があがるという特性がある為である。平成20(2008)年度の梅ヶ丘キャンパス開設に向けたカリキュラム改訂の中でより一層のセメスター制との調整を進めるべく検討中である。

本専攻からは毎年のように海外語学研修に参加する学生があり、たびたび中国や韓国の海外協定校からの交換留学生を受け入れてきた。科目の内容に充分な理解が行き届かないことや、各大学・研究機関で単位計算の方法や履修期間に違いがあることによって単位の認定が難しい面がある。今後、認定に当たって一定の基準を設けることが必要と思われる。

学部、学科の共通科目を設定している範囲内で最大4割を越えないように単位認定している。専門科目の規定単位数を更に整合性をもたせるように検討中である。

専門科目の中で5名の専任教員が担当するのが27科目、8名の兼任教員の担当が17科目である。平成13(2001)年度に大学院修士課程、平成15(2003)年度に博士課程が開設され、専任教員の多くが大学院の授業を兼担しなければならなくなった結果、学部・大学院を合わせた担当授業数が週に10コマを越えることが珍しくなくなった。過重負担は研究教育に支障をきたす懸念があり、早急な改善が必要である。

兼任教員8名が担当する授業科目は17科目である。本専攻では兼任教員との連絡調整•情報交換を密にして意思疎通に努め、その意見を充分参考にして研究教育に当たっている。ただ兼任教員は日常的に学生と接することが困難で学生を恒常的に補佐できない面があるので、専任教員が兼任教員に代わって学生を恒常的に補佐する体制で努力している。公開講座と社会人の受け入れは学部のルールに従っている。社会人の入学は少なく、より入学しやすい措置を検討する必要がある。

3.1.5.6　地理・環境専攻

大学教育は、ともすれば社会と距離を置き、学問のための学問に専念しようという立場に陥りがちであるが、地理・環境専攻は「現実の社会に視野を広げ、そこにある状況を冷静に判断し、対処できる人材」を育成することを念頭に教育を行っている。野外実習や卒論研究をとおして、現地を訪れ、自分の目で見て、自分で考え、自分の言葉で表現する習慣を身につけさせ、データにもとづく実証的な研究の過程を重視している。これは、社会に出てからも必要な姿勢であると考えている。平成16(2004)年4月からその名称を従来の「地理学専攻」から変更するとともに、「環境」を意識したカリキュラムに大幅な変更を行った（新カリキュラムに関しては、既に平成15年度から開始された)。

専攻の教育目標が、新しいカリキュラムによって有効に機能するかどうか、常に冷静に見つめ、継続的に点検することが必要である。さしあたり平成20(2008)年度に新キャンパス開設に伴う1〜4年生の一貫教育が実現することから、カリキュラムの一部修正のための点検を

行っているところである。

新しいカリキュラムでは「自然環境」「地域環境」「人間環境」「情報調査」「調査研究」の5つの科目群から成り、地球や地域が抱える問題を幅広くまた綿密に学習できる体系とした。それらを踏まえて、「現実の社会に視野を広げ、そこにある状況を冷静に判断し、対処できる人材」を育成することに関する達成度は、学生の卒業論文の内容や質が最大の判断になると考え、地理・環境専攻では卒業論文作成を重視した教育を行っている。提出された卒論は専任教員7名が全員参加する公開の卒論口頭試験を実施して、卒論指導教員のみの独善的評価がなされることがないようにしながら、学生の達成度を評価している。このことが学士課程としてのカリキュラムの体系性を示すことでもある。また、教室が発行するニューズレターに毎年の卒業論文のタイトルを示し、優秀な論文は「国士舘大学地理学報告」に掲載して全国に配布するとともに、WebでPDF文書として公開し、これは国士舘大学図書館の検索サイトにも登録されている。さらに、全国地理学専攻学生卒論発表大会（地理教育学会主催）などでの発表を指導している。このような複数の方法で達成度の基準である卒業論文を外部からも評価される形を用意している。外部に向かって発信する現在の姿勢は堅持することは重要と考えている。

社会における大学の義務、卒業学生たちの社会での実践力が身に付くことを重視し、卒業論文の作成を到達点とする教育を行っており、卒論ならびにその作成のステップとなる専門科目において、教室全般として安易な単位取得を認めないようにしている。そのため留年生も少なからず出る結果とはなっている。

平成15(2003)年度から実施した新カリキュラムにおいては講義科目の選択必修を大幅に減らし、専門科目の配当単位数191単位のうち、必修単位が演習•実習科目を中心に30単位、選択単位数は161単位となっている。履修すべき選択科目の単位数は58単位である。

選択必修科目をほとんど廃止し、学生の選択の幅を広げたことは評価できるが、分野に偏った履修選択を行う可能性がある。

学生の自由選択に任せつつ、偏った学習を防ぐためには、各学生の興味・関心や学力水準に合わせた履修指導を行う必要がある。

必修・選択を問わず、専攻の専門講義科目は半期2単位を原則とし、集中2単位の科目と歴史学の一部に通年4単位の科目がある。演習・実習科目は半期1単位であり、野外実習は通年の集中で2単位となっている。

講義科目では1時間の講義に1時間の予習復習を含めて2単位とし、演習•実習は授業時間のみの1単位とする計算方法は、演習•実習科目の方がむしろ予習復習に時間を必要とする実態に合っていない。また、通年の集中授業という形態となっている野外実習についても単位計算方法を再考する必要がある。

大学・学部レベルでは、交換留学制度、語学研修、首都圏西部単位互換協定などによる単位互換を実施しており、専攻の学生もこれらを活用している。また大学院人文科学研究科人文科学専攻地理・地域論コースでは、首都圏にある他大学大学院（法政大学、駒沢大学、明治大学、専修大学、日本大学）の地理学コースとの単位互換協定を結んでおり、これを利用する大学院生は少なくない。

大学・学部レベルでの単位互換では、総合教育科目に換算される場合が多く、今後適切な

単位互換が可能となるような授業内容に関する情報収集が必要である。

単位互換制度や交換留学制度による単位認定も可能であるが､卒業所要総単位124単位のすべてが自大学で認定される。そのうち、専門科目88単位は自学部で認定され、その大部分は自学科自専攻で認定される。大学・学部・学科のいずれで認定されることも可能な単位として自由選択枠8単位がある。

自学部・学科での認定の割合が極めて高い。自由選択枠も専門科目で充てられる場合が多いとみられ、十分活用されていない。地理学の隣接分野に相当する他学部履修の拡大や、単位互換制度の周知活用が必要である。

専門科目93科目中、51科目は専任教員が担当する科目である。地理学の専任教員は7名で、専門に応じた主要科目や演習・実習科目など45科目を担当している。

専任教員の担当割合は高いとは言えないが、このほか一般教養科目・教職科目・大学院科目・兼任科目の担当もあり、現状では致し方ない。それぞれの科目を充実するためには専任教員の増員が望ましいが、より専門性の高い兼任教員の採用を進めることや集中講義も検討する必要がある。

兼任･非常勤教員は選択の講義科目の担当が大部分であるが、年1回のカリキュラム検討会などで教育条件の改善等の助言をしている。測量学に関しては専門の非常勤教員が担当し、測量士補養成のための教育に関与している。

測量学など一部を除き、兼任教員等の教育課程への関与はあまり高くない。平成15(2003)年度から実施した新カリキュラムへの理解も少しずつ深まってきているが、個人差があり十分とはいえない。教育課程への関与を高めるために、全兼任教員に対する懇談会や説明会の実施が必要である。

社会人の受け入れは、大学院では実績があるが、学部での実績はまだない。専攻では平成13(2001)年度より毎年1回、大学の研究成果を社会･教育界へ還元すること、本学の教育内容を中高校教員に紹介することを目的に、「社会科教員のための地理ワークショップ」という企画を実施している。

平成16(2004)年度は「授業で使える衛星データ：無償ソフトで作るリモセン画像」、17年度は「授業で使える地理学：江戸･東京の神話的空間と映画の中の場所の意味」、18年度は「ヨーロッパ地誌をどう教えるか」をテーマに、各20～30名の参加者を募って行った。

社会人の受け入れ等の対応は十分ではないが、中高教員と連携した活動は評価できる。社会人入学だけでなく一般授業への社会人の聴講拡大や、中高教員だけでなく一般社会人向けの企画の実施も必要である。

3.1.5.7　中国語・中国文学専攻

本専攻の専門教育課程は、創設時から哲学・思想（経学・諸子学）分野、詩文学分野、語学分野を3本の柱として、カリキュラムを編成している。昭和55(1980)年度からそれぞれの分野の配当は、2：2：1の割り当てとしているが、中国近現代文学関係の講読、演習は実質的に中国語の授業でもあるので、語学分野の配当は他分野とのバランスはとれている。それぞれ

の柱に、概説、特殊講義、文献講読、演習を置き、専門教育の体系性を図っている。1、2年次生における専門教育の充実にも力を注いでいる。従来においても、昨今の漢字離れや高校での漢文の未習得を考慮して、「中国文学概説」や漢文訓読法を基礎から学ぶ「基礎中国語」(専攻独自の基礎教育科目)を置き、また教職関連科目であるが、漢文の総合的理解のために「漢文学概説」を置いていた。しかし時代の趨勢は、映像文化の隆盛、パソコンの普及等によって漢字を書写することも少なくなり、漢字離れが一層進んでいる。さらに社会から漢学の重要性に対する認識が薄れ、高校では漢文の授業を全く行わない学校も増えている。従って従来は大学入学時に、基本的に習得していた漢字漢文の基礎的学力（特に古典文献を読むために必要な繁体字の教育を含む漢字教育等）を専門教育の基礎として、大学において改めて教育していく必要性がある。そこで平成14(2002)年度のカリキュラム改正において、1、2年次生対象の専攻科目として次の科目を設けている。

漢文入門（1年必)、中国の思想入門（1選)、
中国の文学入門（1選)、中国文字学概説（1必)
漢文読解法（2必)、中国語会話（2必)、
中国古代思想史概説（2必)、中国古代文学史概説（2必)、
文献学（2選)、儒家思想文献講読（2選)、
儒家思想文献演習（2選)、中国古代文学講読（2選)
中国古代文学演習（2選)、初級中国語学現代文学講読（1、2選)、
初級中国語学現代文学演習（2選)

また近年の就職状況の下、学生の就職のための諸活動は実質的には3年次から始まっており、それらの活動のために講義の出席回数を減らす学生も増加している。これらの現象は、本専攻だけに見られる現象ではないと考えられ、教育上無視することのできない学部全体の問題であると考える。専攻では、その対策として、1、2年次生から専門教育になじんでもらうことと、従来4年次から始めていた卒業論文指導を3年次生から始めると共に、4年次生には卒業論文作成のための合宿指導会を導入している。

本専攻の特色ある講座に「漢詩文作法」がある。これは、漢詩や漢文を創作する講座であり、この講座を必修として置いている大学は本大学以外皆無である。また本専攻には、日中文化の比較を専門とする教員がおり（専任1名、非常勤1名)、「日中比較文化論」の講座を設けている。また選択科目の中には、書道の教職科目でもある「書論」「名跡鑑賞」があり、東洋の芸術論・芸術理念や、漢字の書体の歴史的展開等も、古典的名跡に即して学べるようにしている。

カリキュラムは哲学・思想、文学・芸術、語学の3本の柱相互の有機的関連を図ると共に、断片的な知識の集積にならないよう、入門から専門へと順を追って学習を深めていけるように工夫しているが、この点に関しては、学生の力等の実態をふまえてさらなる改善への努力をしていく必要がある。

生涯学習センターの作詩入門講座に専任教員が講師として出講している。

3.1.5.8 日本文学・文化専攻

本専攻では、日本文学と日本語とを体系的に学ぶ。基礎的な教養から専門的な知識まで身につけることができるカリキュラムが用意されており、4年間でそれらの全体を理解することができる。情報学や周辺学問領域の視点を取り入れることで、現代の情報化・国際化社会にふさわしい文学や文化の創造に努めている。

カリキュラムの特徴としては、まず、1年生の講義科目として「日本文化基礎研究」を設定していることがあげられる。この科目は、新入生に、本専攻で専門的に日本文学や日本語学を学ぶための基本的な事柄を習得してもらうためのものであり、一般的に大学生の基礎学力の低下が問題視される現状に鑑みて、きわめて重要な意味を持つ。また、高学年生については、3年と4年の演習科目（ゼミナール）を同一教員によって連続させることで、より高度で専門的な学習と行き届いた指導が可能になった。それらの成果としての卒業論文の持つ意味も大きい。

現行のカリキュラムでは、必修科目は5科目で、いずれも日本文学や日本語学の概論や日本文学史などの基本的な科目である。選択科目には、選択必修23科目と自由選択49科目がある。日本文学の専門的な学習から、周辺文化や情報処理の方法にいたるまで、それぞれの学生の興味や関心に応じて自由に学ぶことを企図したものである。知の領域を自ら切り開いて、新たな日本文学や日本語学を展望することも可能となった。

基本的に、講義科目は春期2単位、秋期2単位のセメスター制で行っているが、演習科目は通年科目2単位としている。専攻において、4年間の学習の総決算と位置づけている「卒業論文」については、8単位である。単位数と教育目標のバランスは、現状では概ね取れているものと思われる。

必修科目、選択必修科目及び演習科目については、専任教員が担当することが望ましいが、現状では、卒論指導も含めて一部の科目で非常勤教員に担当をお願いしている。また、1年生の必修科目についても、一部で非常勤教員にお任せしている科目もある。これらを改善して、学生に対して4年間を総合的に指導できる体制造りが求められよう。

兼任・非常勤教員は、いずれも本専攻の教育理念を熟知し、学生からの信頼も厚いが、教育課程への関与を高めるためにも、定期的な意見交換会や説明会を実施する必要がある。現在、国士舘大学公開講座に本専攻の専任教員が講師として参加している。今後、より地域に密着した大学のあり方が模索されるべきであり、専攻としても積極的に関わって行くべき課題である。

3.1.6 21世紀アジア学部

授業科目は、総合教育科目、言語コミュニケーション科目・伝統諸道関連科目・情報関連科目・ボランティア関連科目から成る総合コミュニケーション科目、専門科目に分けられている。専門科目は内容が多岐にわたるため、アジア地域デザインコース科目、21世紀日本理解コース科目、アジアビジネスコース科目に分けられており、学生は3年次初めにコースを選

択し、選択したコースの科目を中心に履修している。また、平成18(2006)年度入学生から、新カリキュラムを導入した。新カリキュラムの授業科目は、従来の総合教育科目に21世紀アジアの基礎を学ぶ必修科目を加えた基礎科目、従来の総合コミュニケーション科目に該当するコミュニケーション科目、専門科目によって構成されている。専門科目は交流アジアコース選択科目、アジアビジネスコース選択科目、アジア探究コース選択科目に分けられ、2年次初めにコースを選択する形に変更になった。また平成18年度入学生から教職課程（中学校社会、高等学校地歴・公民）の履修が可能となった。

本学部の卒業所要単位数は124単位で、必修62単位、選択48単位、自由選択14単位となっている。科目区分ごとの最低履修単位数は、総合教育科目16単位（必修6単位・選択10単位)、総合コミュニケーション科目34単位（必修16単位•選択18単位)、専門科目60単位（必修40単位•選択20単位）である。平成17(2005)年度に完成年度を迎え、ようやく全科目が開講され、おおむね順調に授業が行われている。

本学部には様々な分野を専門とする教員がおり、開講科目も幅広い分野をカバーしたものとなっている。一方で特定の分野について深く学んでいきたい場合に、開講科目が十分とは言えないケースもある。アジアに関する基礎知識を身につけるため1・2年次に必修科目を多く配置しているが、学びたい科目になかなかたどり着けないという学生の声も聞かれる。学生のアジアに対する関心はきわめて多様であり、それに応えるためには、さらに科目の内容を吟味していく必要がある。

本学部の教育理念・目的・目標は、広くアジア的視野に立ち、豊かな知識の上に、優れた思考力や的確な判断力を養うことにある。従来のカリキュラムでもこれらの目標はある程度達成されていると考えられるが、コミュニケーション能力の向上や専門知識の修得に関しては、より高いレベルを目指す必要がある。外国語を3年次まで必修にするなど、新カリキュラムではより達成度を高めるための改善が盛り込まれている。

学部開設から4年間の点検評価を踏まえ、平成18年度入学生から新カリキュラムを導入したが、新カリキュラムでは卒業所要単位数124単位のうち、必修40単位、選択60単位、自由選択24単位となっている。科目区分ごとの最低履修単位数は、基礎科目26単位（必修16単位・選択10単位)、コミュニケーション科目32単位（必修8単位•選択24単位)、専門科目42単位（必修16単位・選択26単位）である。学生の関心に応じた履修が可能となるよう必修科目を削減して選択の幅を広げるとともに、選択科目の内容をより充実させるよう多くの科目を新設した。この新カリキュラムを順調に展開させ、学生が的確に科目選択が行えるよう履修指導を強化することにより、今まで以上に充実した教育が展開できるよう努めていかなければならない。

3.1.7　生涯学習センター

（1）教育課程等

(生涯学習への対応)

B群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

生涯学習センターは、平成12年12月10日に国士舘大学に設置され、同日付けで「国士舘大学生涯学習センター規程」が施行された。生涯学習センターを運営するために７名からなる運営委員が委嘱され、⑴センター運営の基本方針、⑵センターの主な事業計画及び予算、⑶生涯学習プログラムの企画及び実施、⑷生涯学習の発展のための研究に関する事項を審議事項とした。これを受けて現在、在学生を対象とした資格講座及び就職支援講座を年間をとおして実施している。受講生は、平成15年度952名、平成16年度1,279名、平成17年度1,592名、平成18年度1,276名となっている。また、一般社会人や小・中・高生生を対象とした公開講座の受講生は平成14年度1,036名、平成15年度1,704名、平成16年度2,254名、平成17年度3,412名、平成18年度は冬期を除いて、2,384名となっている。

【評価・点検】【将来の改善・改革に向けての方策】

生涯学習センターは、全学的合意形成機関であった国士舘将来構想審議会で審議され、設置が了承された。その設置の目的及び主旨については⑴講座の内容は、単なる稽古事、気晴らし的なものであってはならない。⑵大学のパブリシティ的な無料という講座は設けない。⑶加えて、教員の授業内容・方法の改善、向上のための組織的な取り組み（FD）を行うという３点が教職員の合意を得て設置された経緯がある。

現状は、アカデミックな講座を開講しているほか単なる稽古事、気晴らし的な公開講座や無料講座も開設されている。更に受講生の募集に多額の広告費を支出し、開講にあたって受講料ではまかなえないため校費を支出しなければならない状態にある。また、講師として専任教員が10数名にとどまり、当初の目的が十分に達成されていない。

将来の改善・改革に向けての方策として、授業料を納付する在学生を対象とした資格講座や就職支援講座を充実し、正課としての授業のほか在学中から社会人もしくは職業人として必要なスキルを向上させる講座の開設が必要と思われる。

これが出来てから次に公開講座を充実させるよう優先順位を付けることが今後の課題として取り組まなければならない事項と考えられる。

3.2　教育方法等

3.2.1　政経学部

政経学部は、フレックス制（昼夜開講制）を採用し、政治学科、経済学科、経営学科の3学科制をとる学生数の多い学部であるため、学生生活の多様化に対応できるようにさまざまな方策を実施してきている。その一つに、単位互換制度があり、他学科や他学部の科目を履修し、修得した単位を卒業所要単位として60単位まで認定する制度である。これにより、政治学科の学生であっても、企業人を目指す学生などは経済学科や経営学科の科目を履修するこ

とができる。経済学科や経営学科の学生も同様に他学科及び他学部の科目を履修できる。これは、社会が学生に求めるニーズを、学部全体で対応できるようにした一つの例である。

政経学部における教育方法の特徴の一つは、「ゼミによる少人数教育」である。学科ごとに若干の違いはあっても、1〜2年から少人数の基礎ゼミや学科演習、3〜4年は専門演習をとれるように配置し、「対話による教育」の充実を図るようにしてきている。この「ゼミによる少人数教育」も、単位互換制の導入により他学科のゼミも履修できるようになり、学生に選択肢を拡大してきている。ゼミの学科流動化は、学科固定であった従来のゼミに対して、他学科の学生が入ることで学生同士や教員にとっても良い刺激となっている。しかし、現在は一部の学科とのゼミの乗り入れができていないので、今後学科の壁を越えた完全乗り入れが必要である。現在学部執行部では1年生で行うフレッシュマンゼミナール（必修）の具体的教材の開発や、学部としてのゼミの整合性の確保を検討している。また、専門演習の受講生は、学科により違いはあるが原則として卒業論文を書くことになっており、その中でも優秀な論文は政経学会主催の「優秀卒業論文コンクール」に提出できることとなっている。卒業論文を作成するまで、ゼミの指導教授の論文指導を受け、完成させた論文が第3者の複数の教員により査読され、優秀論文が決定される。これも近年変動はあるが、提出件数が減る傾向にある。活字離れが指摘される中で、論文を書くという行為を学生に定着させるのは難しい面もあるが、学生にとって教育効果の出る教育手法でもあるので、さらなる工夫や充実が求められる。

二つ目の特徴は、「実務科目の充実」と「インターンシップの拡充」である。従前は、学科ごとに学問体系に則った講義科目の体系を確立し、そこで学生に学問の真実を教育し、それに基づいて建学の精神を修得させることが重要であるとしてきた。しかし、学生の就職活動は3年生の後半から始まるなど、企業による学生の青田刈りが進んでしまっている。学生にとっても十分な教育を修得する前に、就職活動を開始しなければならず、大学においても実務科目の充実やインターシップの拡充などが急務となっている。各学科ともカリキュラムの見直しを普段に重ねており、次第に特殊講義や実務科目の中で現役の実務家による実践的な講義が増えてきている。また、インターンシップにおいても就職センターとゼミの教員が協力して、インターンシップ先の確保などに努めている。

三つ目は「語学教育の充実」とその対応である。世界においてインターネットの爆発的普及により、英語は世界言語となり、語学教育の重要性はますます高まってきている。また、中学高校では、文法偏重の英語教育を改善するため、英会話などのコミュニケーションの充実も図ってきている。しかし、大学に入る段階では、英語が嫌いな学生と好きな学生が極端に分化する傾向がある。そのため、本学でも語学教育は、英語を中心として初級、中級、上級、英会話、スピーチクリニック、TOEIC英語、マルチメディア英語などステップアップできるように配置してある。それでも、英語が苦手な学生は、卒業最小限度の語学の単位修得で終わってしまう。そこで、英会話学校と提携して、ネイティブスピーカーによる「キャリアアップ・イングリッシュ講座」を開講し、講義が開いた時間に受けられるような時間設定で会話のスキルアップができるようにもしている。

四つ目は、「情報化への対応」である。学生に分かりやすく講義するために、パワーポイントを使ってスクリーンに投影して行う講義も増えてきたが、パソコンを使う教員もまだそれ

ほど多くないのが現状である。しかし、学生たちは携帯電話でのメールなどが中心で、意外にコンピュータそのものが苦手な学生が多くなってきている。ネチケット（ネット社会でのエチケット）やルールなどを理解させるためにも、パソコンを使える教室を充実させ、現実の問題をどのように調査・分析するか、パソコンを操作しながら教育できる教室の充実も必要である。

3.2.2 体育学部

1年間の教育は、春期（前期）•秋期（後期）の2期制を採り、原則としてそれぞれの期末に定期試験を実施して教育成果を判定している。学生の教育内容の習熟度を平常の授業時で測定する方法としては、授業中に行われる中間試験、小テスト等がある。また、所定の課題についてレポートを提出させ、授業に出席した回数を評点に反映させる科目もある。実験・実習科目では、レポートの成績のほかに、出席状況、実習態度、口頭試問等の様々な評価方法によって行われている。成績は基本的に科目担当者に任されており、その方法はシラバスに講義要項と共に記載されている。

単位は、60点以上を取得した学生に与えられる。成績の区分は、「優」80点以上、「良」70点以上、「可」60点以上、60点未満は「不可」となる。また、60点以下の学生で、科目担当教員が認めた場合に再試験が行われ、60点以上の成績で単位が認められる。

成績は事務室でコンピューターにより一括管理され､学生一人一人の成績通知票を作成し、保護者には郵送で通知される。成績不良者には、進級制限を設けている。2年次から3年次への進級には、体育学科・武道学科で50単位以上、スポーツ医科学科で63単位以上が必要であり、学習意欲の向上を求めている。

総合的な履修指導は、入学時のオリエンテーションにおいて、教務委員あるいは学年担当教員により本学部便覧を用いて行われる。また､学年の初めにシラバスを学生全員に配布し、科目の具体的内容、位置付けなどを説明している。また学年担当教員が中心となって、履修上の指導を行っている。

さらに個々の学生に対しては、各学科の学年担当教員と教務担当教員及び学科担当職員によって、必要により随時相談を行っている。また履修手続き上の事務的問題点については、学科担当事務職員が対応している。

学生の個別指導は、学年担任の下、担当教職員を中心に行ってきた。しかし学生の資質の多様化により、担当教職員のみでは適切な指導が困難なケースも増加しつつある。従って、教務委員会、学生委員会及び学部事務室による調整、連絡を密にして、学部全体で対応している。

教育指導方式の点検や改善への作業は、教務委員会を中心に恒常的に行われている。教育指導面での問題提起や改善要望は、教務委員会において協議され、原案が教授会に提案される。こうした審議過程を経て、授業内容や教育方針を決定している。

学生一人一人が授業に積極的に関与できる環境を用意し、学生の自発的学習を重んじた授業運営を行っている。講義形式の授業において、ビデオ教材やOHP、マルチメディア対応パ

ソコンなどの設備を利用し､学生の学習意欲と教育効果を高めるための努力が行われている。

本学部の教育の特色である少人数教育が行われ、また体験できる科目が卒業研究である。そのため卒業研究は、極めて教育効果が高く、4年間の教育の総まとめとして重視され、実学として創造性、発想性等を発揮できる有効な科目であるといえる。現在、スポーツ医科学科では卒業研究を実施していないが、救急医療の教育成果のまとめとして実施すべきではないかと思われる。

学生の立場から教育効果を測る方法として、平成18(2006)年度から全授業終了時に学生による授業評価アンケートを本格的に導入した。これは教育の質の向上と教員間の授業内容調整にも役立つものと期待している。

学修の活性化を図るため､1年間に取得できる単位数の最高限度を定めることが現在検討されている。これは時間割の許す限り多くの単位を履修することから、個々の科目に対する姿勢が稀薄になる傾向を防止しようという趣旨である。

情報関連科目の、マルチメディア教室は原則的には多様な機能を駆使したダイナミックな授業が可能と思われるが、本来の機能を確認しつつ本学部の授業を展開するためには、まだ多くの試行錯誤を要する。安易な導入は、学生に対して混乱と迷いをもたらす結果に繋がる。授業方法の工夫と試行錯誤を学生とともに行うことが学生への混乱を少なくし、思いがけない効果を得る側面がある。

体育学科、武道学科では、各実習を1名で指導しているが、人員配置の面からみると懇切な指導体制が確立しているとは言い難い。また学生数に対する実験室の面積が狭く、学生の実験環境は必ずしも十分とはいえない点があり、改善すべきであると考えている。

授業中の指導についても、パソコンの利用法をはじめとして多くの質問に対するきめ細かな対応をし、またそのための助手不足を補う方法としてTAの確保が必要である。

学生の成績評価は、科目担当教員の考え方に任されている。年次において時に特定の科目に再履修者が集中することもあるが、学生の得意・不得意、教員の教育・評価に対する考え方によるものであり、現時点ではあまり問題はないものと考られる。各学年で成績不良者に取得単位による進級制限を設け学習意欲の向上を図ってきたが、それなりの成果が得られたものと考えている。しかし、数点で留年になり、その後学習意欲をなくし、再度留年する者が毎年一定数あることから、この取り扱いについての再検討が必要である。

ここ数年、学生の入学時の成績向上及び授業に対する意識改革促進の結果、授業に対する姿勢、態度及び成績の向上が図られたことは、結果的に理念・目的・教育目標を達成していると評価できる。

近年急速に進む学生の資質、特性の変化を勘案すると、授業途中における学生の理解状況、授業内容などに関する情報を得る場を設定し、一方的な講義ではなく、学生から反応を引き出しながら進めていく双方向講義能力の開発が今後は必要である。現在は学生の理解度を把握し授業進度、方法に還元する手段として、授業中の小テストや授業評価アンケートを行っているが、その結果は、個々の教員が個人的に受け止めているだけに終わっている。これを一歩進めて全教員が行い、双方向講義能力の開発を本学部内で共有し、共に議論する組織作りが必要となる。

また、シラバスを導入して、授業への目的、内容、進行計画、参考図書、教科書及び文献

等を予め明示して告知することで、学生の授業への関心が深まり、予習がしやすいと考えられる。

学生が教員に質問及びコンタクトをより取りやすくするために、オフィス・アワー制度の確立についても検討すべきと考えられる。

情報科学センターによる情報機器の設備が活発に進められたこともあり、パソコンを活用した授業が、本学部教育の中で相当のウエイトを置いている。学生に情報関連科目の計画的な履修をさせるため、科目間の関連性と系統的進歩度別の位置づけ及びそれに伴うカリキュラムの編成を検討すべき時期に来ていると考えられる。

視聴覚教育施設は、専門科目を担当する一部の教員によって積極的に利用されているが、十分なプランが提示されていない。今後、学生の学習態度とカリキュラムの実施状況をみながら、効果的な教育施設の利用について検討を行う必要がある。

本学部の学生は体育学、武道学及び救急医学に興味を持ち、科学技術の基本である物事を実証的に理解しようとしている。それらを学ばせる機会として、出来る限りきめ細やかな指導を行うように努めるべきである。しかし、これを実行するためには多くのマンパワーを要し、科目によっては、グループ数の調整等が行われているが、長期的には教員の実習への関わり方、実習項目、実習方法など総合的観点からの対策も必要となる。

3.2.3　工学部

履修科目の設定は学生各自の自主性に任せられている。自由で伸び伸びとして希望の授業を自由に選択する方式とガイドに沿った履修方式の2つの様式が選択可能となった。

教育課程の編成方法は､学科の特色を活かすようにそれぞれの学科において創意工夫され､学科によって異なっている。専門科目は必修、選択の2範疇に分けられている。このうち4年次に必修科目として配当されている卒業研究は、いずれの学科とも4単位を与えている。

本学の卒業要件は次表となっている。

表1．卒業所要単位

区　分 ＼ 学　科	A：総合教育科目	B：外国語科目	C：専門科目			自由選択枠	合計
			必　修		選択	ABC群の中から自由に選択	
			基礎教育科目	専門教育科目			
機械情報工学科	18	8	14	35	37	12	124
電気電子工学科			14	30	42		
都市システム工学科			6	32	48		
建築デザイン工学科			14	51	21		

基礎教育科目は必修科目であるが、選択科目は各学科でその特質に合わせて、必修と選択に別れている。また、複数科目をグループとしてそのグループからの履修を義務づける選択必修という範疇を設けている学科もあるが、教務システム上は選択として取り扱っている。

本学部では、進級時に学生自身による成業の見込みを認識させるため、および工学への適正を自覚させ、反省と転向の機会を与えるために2年次から3年次へ進級時の取得単位による留年制度を実施している。さらに、留年次に取得単位が少ないものは成業の見込みのないものとして退学させることになっている。卒業研究の着手条件として卒業要件124単位のうち、105単位を修得する必要があるのは4学科に共通である。

また、特別講座として海外語学研修を、米国、カナダ、オーストラリア、中国で実施し、工学部からは3〜8名の参加がある。これらは、語学履修科目として卒業単位に算入される。

履修科目の設定の自由度は前述のように学生各自の自主性を尊重したものであったが、意図した通りではなく学生が何を履修すればいいかの判断に混乱を生じせしめる場合もあった。そのほとんどがガイドを利用するという主体的な学修計画をたてない傾向となり、学年担任の十分な説明が必要である。

留年制度をはじめ、ゼミナールや特定科目が卒業研究着手条件となっている。留年制度で留年する学生は、毎年、各学科4〜5名程度発生する。この人数は極めて多いといわざるを得ない。この留年条件は40単位であり、通常の学習態度においては極めて緩い制約であるが、この留年制度に抵触する学生のほとんどは、アルバイトや遊びで不登校状態になっている。留年制度に抵触した場合にはその学年末に学年担任が保護者に留年したことの通知とその原因を手紙で知らせている。

他の大学に比べ、卒業要件としての必修単位は少なく、選択科目を多く用意している。これは、本学の特色である少数教育を表したものであり、できるだけ時代の内容を取り込む努力の現れでもある。

実験、ゼミナール、卒業研究等においては、少人数教育が可能であるが、まだ、実験においては、一人で実験をできる体制になっていなく、自ら進んで実験する学生ばかりではない。また、授業時間外のもの作り教育は成果を挙げているので、このような体験をする場を増やすことができればなお良い。

志望系別推奨科目を「学習指導要領」で示し、ゼミナール・卒業研究着手時にも指導しているにもかかわらず、進むべき志望系に適した科目選択ができていない学生がいる。

教養教育科目は重要であるが、正しい日本語や哲学、自然科学などの思考を重視する科目と社会学、文明論などまさに大学生の教養としての科目が混在している。多くの学生は、履修しやすさでこれらの科目を選択する傾向があり、考える力を涵養する科目は敬遠されがちである。

理念・目的・教育目標が定量的な表示になっていないので、その達成度を評価することは難しい、改善策として対応する必要がある。

科目内容、科目数、設定時期など個別的なカリキュラム構成に関しては、社会的要請の変化、学生の資質・特性の変化などに適合したものに適宜変えていく準備を怠らないことが必要である。その多くは学力低下の防止という観点からである。また、学生の卒業後を考えると技術者としての成長課程では、大学で学んだ内容以外の技術の修得が必要となろうし、企業での経営管理への関与も出てくる。これらは、現在設定している専門科目ではカバーできない。

外国語科目については、クラス分けを学習達成度別のものにするなどして、学力に応じた

教育を行い、上級クラスの学生をさらに伸ばすと同時に下級のクラスの強化によって多くの学生を中級に誘致する努力をはじめている。専門教科においてもこのように、従来の画一的な板書講義ではなく、学生の特質に合わせた授業とする必要があり、現在検討中のカリキュラムを十分に吟味する必要があると認識している。

3.2.4 法学部

法律学科においては創設以来の少人数制ゼミによる教師と学生との「対話教育」を重視し、平成17(2005)年度以降1年次のプレゼミ（4単位)、2年次の法学演習基礎（4単位)、3・4年次の法学演習Ⅰ・Ⅱ（各4単位、同一教員の持ち上がり方式）を必修科目とした。現代ビジネス法学科においても学科開設以来の少人数制ゼミによる対話教育重視の考え方から、平成18(2006)年度から1年次に入門ゼミ（春期2単位)、2年次に専門ゼミⅠ（秋期2単位）3年次に専門ゼミ（通年4単位）を配し、更に4年次生には卒業論文（4単位）を必修としている。

法律学科については学生の履修指導において、キャンパスが2つに分かれていたため、1・2年次生と3・4年次生との間に分断が生じ、4年間の一貫した教育を考える点では学習環境が整っていない点が問題であった。現代ビジネス法学科についてはすべて世田谷キャンパスで講義が行われるため、法律学科で指摘される4年間の一貫教育という点では問題がない。両学科とも学生による授業評価システムは完成されており、各教員がそれらを踏まえて授業改善をすることで学生間の満足度を高めている。

法律学科については、これまで1年次•2年次の鶴川キャンパスと3年次•4年次の世田谷キャンパスに分離されていたことが4年間一貫した継続的教育の障害となっていた。しかし、長年の懸案も平成20(2008)年4月1日から世田谷・梅ヶ丘キャンパスに統合されることから導入・基幹・展開過程に適応した教育環境が整備されることになった。従って目下、法律学科と現代ビジネス法学科の科目履修の相互乗り入れや、6・7限開講の現代ビジネス法学科に対応するよう法律学科の授業時間制の導入も含めて検討が進められている。更に、現代ビジネス法学科については、平成18(2006)年4月から大学院•総合知的財産法学研究科を設置したことから、この分野をも視野に入れた学部カリキュラムの検討も急務であり、この点の検討も現在進行している。

最後に、現在、専門職大学院もしくは法学研究科の専攻としてスポーツ法学研究科設置構想の機運が高まっており、その具体化が期待されるところである。

3.2.5 文学部

① 教育上の効果を測定するための方法の適切性

教育効果を測定する方法には、担当教員の判断で定期試験・レポート・授業中の小テストなどがある。語学・演習・実習などの授業科目では、出席状況や口頭発表などが重視される場合もある。春期・秋期とも定期試験期間を設けて、できるだけ試験を実施するようにして

いるが、どの方法を選らぶかは授業担当者の判断に任せられており、学部として特に規程を設けているわけではない。

試験・レポート・小テスト、いずれにしても、効果をはかるに充分な内容にするためには、その方法の錬磨・レベルアップが必要であるが、そうした点については一般に教員の関心は薄く、共同の検証や向上のための研修などは行われていない。

わずかに外国語科目の一部に、平成14(2002)年度からプレスメントテストによる習熟度別クラス編成が行われたが､習熟度別の教材やテストの準備が充分に行き届かない状態にあり、平成18(2006)年度より廃止した。

筆記試験にせよ、レポート提出にせよ、小論文の記述による試験の持つ意味は大きい。ただし、小論文の書き方の基礎が十分に教育されていない状況においては、授業の効果をはかる手段としてもその有効性に乏しい。小論文の記述法の基礎教育のあり方から改善する必要がある。

個別の授業の効果ではなく、学生が年間を通してどれだけの学修効果を発揮したかの判定については、評価の公平性の視点から、不可も成績評価の一部と見る考え方が必要である。それにはアメリカの大学などで実施され、大学審議会答申「21世紀の大学像」でも採り上げられている、いわゆるGPA（Grade Point Average）制度である。今後検討する必要があろう。

〈教育学専攻〉

教育方法に関するもののうち、成績評価法、成績評価基準は、各教員の判断で、試験やレポートなどにより、絶対・相対評価など多様な評価が用いられているほか、学生の学修の活性化に向けて、各教員が教育指導方法及び授業形態と授業方法の改善を図っている。また、標準化された統一様式のもとに、シラバスをほぼ各教員が作成している。こうした項目は、主に担当教員に委ねられているのが現状である。

一方、当該学年時及び卒業時には、卒業単位はもとより、留年に関する内規が規定されているなど、学生の質を確保するための検証がなされている。各学年において、学生に対する履修指導のオリエンテーションに教員が参加するほか、オフィスアワーを制度化したり、あるいはカリキュラムや時間割に留意して､留年者に対する教育上の配慮を行ったりしている。これらの項目は、主として専攻単位として取り組まれている。

上記項目に関して、主に担当教員に委ねられている成績評価法、成績評価基準、シラバス、授業形態と授業方法、といった項目、専攻単位として取り組まれている各学年及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生に対する履修指導、オフィスアワーの制度化、留年者に対する教育上の配慮措置、といった項目については、概ね適切な水準にあると言えよう。

しかし、卒業生の進路状況の把握や、FD活動に対する組織的取り組み、学生による授業評価の導入、「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学･学部などにおける、そうした制度措置の運用などについては、主に学部としての取り組みに依拠する形となっている。

教育学専攻の「理念、目的、教育目標」が、「人間形成の学としての広がりを示し」、その

「学問分野も多面化･多角化の方向」にあることは、カリキュラムに応じた体系的な「教育方法」を考える上でも、集約された適切な意見を得やすい、という長所があると言える。

しかし、前記項目でも触れたように、問題点がないわけではない。とくに、学部としての取り組みに依拠する傾向が強い項目については、専攻として、あるいは専攻内教員として意識を常に高い水準に維持し得ているか、課題を残していると言えよう。また、おおむね良好ではあるものの、成績評価に関しても、複数教員で担当する同一教科（卒業論文、教育実習等など）の基準統一、マルチメデイアの活用が一部の教員にとどまっている、といった問題点を有している。

〈考古・日本史学専攻〉

新カリキュラムにおいて、講読・講義などの一般名称を廃止し、授業内容を具体的に示す科目名にした。これによりシラバスの併用とともに、学生の科目履修を容易にする効果が現れている。学年の履修指導は基本的に学年担任が行っている。平成17(2005)年度から1年生の履修指導は、学外の研修施設において一泊二日の研修合宿を行い、専攻の全専任教員が担当し集中指導を行っている。この年度当初の研修合宿は、学生どうしや教員とのコミュニケーション形成に効果が現れている。学生の授業評価は、全学的に実施されており、専攻独自の調査は行っていないが、個々の教員が感想文を提出させるなどして対応している。卒業論文の指導については、卒業論文作成の手引きを作成し、全担当教員で確認している。大学院設置以来、例年数人の卒業生が進学し、卒業生の進路先の一つとして定着している。

現在、本専攻の実習授業に大学院生2名が、TAとして採用されており、大学院生と学部学生の交流により、学部学生の学修上に効果が現れている。今後、システムとして取り入れていく必要がある。

卒業論文は本専攻としてもっとも重視するところであり、3年の学外研修における指導や、日本史講演会における卒業生、大学院生の発表を通した指導などと共に、卒業論文の手引きを作成し、全担当教員に周知させ、卒業生の質の維持に努めている。

〈東洋史学専攻〉

本専攻では日頃から研究室や演習室を学生に解放するなど、教員と学生の交流を密にするように努力しており、そのため学生と教員の相互信頼が大変強い。教育効果を測定する方法としては、担当教員の判断によって定期試験・レポート・授業中の小テスト等があり、演習科目では出席状況や口頭発表も重視される。測定方法や評価は適切であると判断している。

〈日本文学・文化専攻〉

学生に対する学修指導は、原則として学年担任が行う。ただし、履修登録指導に関しては、全教員が参加して遺漏のないように努めている。とりわけ、新入生のオリエンテーションについては、4年間の学修計画を決定する重要なものであるため、職員や在学生の協力を得て、

細心の注意を払って行っている。

述べたように、通常の学修指導については、学年担任が行ってはいるが、実際には学生主事に負うところが極めて大きい。教員と学生の関係を密にするために設定されたオフィスアワーも、現状では機能しているとは言い難いところもあって、改善すべき余地が多い。

②　教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

各授業科目の教育効果及び目標達成度は、成績評価として学則に従い、優(素点80点以上)、良（同じく70点以上、80点未満)、可（同じく60点以上、70点未満）及び不可（同じく60点未満）とし、可以上を合格、不可を不合格として示している。

どれだけの教育効果・目標達成をもって、合格とするか不合格とするか。また合格とするにしても、優であるか、良であるか、それとも可であるかについては、上記の素点による以外に別な規程があるわけではなく、授業担当者の個別判断に委ねられている。

人文科学の性格からして上記の状況は、ある程度やむを得ざることとして認められなければならないが、外国語科目の試験などにおいては、外部に客観的な学力判定水準が存在するから、それらを利用して習熟度を客観的にはかることも考えられていい。

文学部は卒業論文に8単位を割り当て必修としている。これなくしては卒業できないから、その成績判定の基準は重大な問題である。卒論の指導と審査は、複数の教員（主査・副査）が行い、専攻の判定会議で合否の判定を行うことになっているが、担当教員の考え方によって偏差が生まれる可能性がある。専攻ごとに卒業論文作成の研修会が開催されているが、作成の手引きを整備し、早くから充分な指導を徹底することが必要である。

できるだけ客観的なものにする方法について、教員間に次のような共通理解をつくることが必要である。

①授業の達成目標を年度当初にシラバスでできるだけ具体的に示す。

②どのような手段と基準で成績評価するか、具体的に示す。

③試験の場合は、正解を示すとともに、答案を返却する。

④卒論などの審査は、複数の教員が担当し、条件が整えば公開の発表と審査を行う。

特に、卒業論文の作成にあたっては、作成の手引き(マニュアル)、評価方法の基準などを公平な形で示すことが大切である。

③　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

半期授業の導入によって、通年制の授業の時代よりは、短期間ごとに成績評価のチェックがなされるようになっている。個別授業の教育効果を測定する方法については、担当教員の責任に任せられているため、学部の教員間において、共通の議論の対象となることは稀である。

学生の学修全般にわたる総合的な成績評価については、年度末の卒業・進級判定会議に、学生個人別の取得単位を集計した成績表が提出され、成績優秀者の選考に際し、優良可を素点集計した数値表での審査が行われる以外に、審査の機会はない。

成績評価の方法、教育効果の測定法ならびにそれらを学部レベルで検証することは、学部カリキュラム委員会か、または教授会等で検討されるべき課題であるが、これまでは、そう

した検証機能は十分ではなかった。前述の就学調査の実施とともに、学生の全般にわたる学修効果の測定法として、GPA制度を検討すべき、との声があがりつつある。あわせて教育効果審査のシステム確立がなされる必要がある。

④　卒業生の進路状況

各専攻には専攻の専門分野にかかわって、卒業時に取得できる専門職の資格がある。教員、学芸員、図書館司書、社会教育主事、測量士補等がそれであるが、この方面の進路が狭まっており、公務員関連への就職の門も狭くなった。このため一般の学生の就職口は圧倒的に、民間の流通・小売り・サービス産業となっている。

専門を活かした就職指導の強化は、現在では、大学院への進学を希望する学生の増加となっており、大学院との連携による就職援助を工夫する必要がある。

民間の小売り・サービス業等への就職が多い現実を考えた就職指導の方法について、文学部としての組織的な検討を要する。

〈倫理学専攻〉

卒業後の進路については、専攻の同窓会組織により、情報を収集している。

〈東洋史学専攻〉

教員・博物館学芸員・図書館司書等の免許取得を希望する学生が多いが、今日これらの分野では就職の門が狭くなっており、一般企業に就職する学生が大部分を占める。このような現状からみれば他専攻、他学部あるいは他大学との単位互換を更に進めることも必要であろう。又、専門を活かすという点から考えれば大学院との連携による就職援助も検討する必要があろう。

〈地理・環境専攻〉

90年代以降、数年以上にわたり学生の就職を巡る状況が改善されないまま推移している。地理・環境専攻においても卒業式直前まで就職が決まらない、あるいはアルバイトや契約社員というかたちで「就職」する学生が少なくない状況が続いている。就職を希望する学生は、最終的には何らかの形でその大部分が就労していると思われるが、「就職後」きわめて短期間に辞める例も報告されている。

教員が進路や就職について相談を受け、適切なアドバイスを行うことはあるが、就職や進路指導を直接行うことはないし、それは教員の職務ではない。Webを利用した就職活動が活発な現状を見ると、大学の就職課を頼らない学生が急増する現実がある。このような就職活動の多様化に対応できる就職指導を専攻や学部単位ではなく、大学が真摯に受けとめ対応を急がなければならない。

〈中国語・中国文学専攻〉

漢学会が中心となって進路の把握を行っている。

〈日本文学・文化専攻〉

就職指導については、就職センターとの連携をより強いものとして、専攻としても努力をしなければならない。学生に対する啓蒙活動も必要であろう。

⑤　履修登録の上限設定とその運用の適切性

文学部では、卒業単位にカウントできる授業科目の単位のほか、資格取得のために履修する授業科目の単位も含め、学生が1年間に履修できる単位数の上限を一律に50単位と定めている。これは制限を設けることによって、各科目の学習が適切に行われ、それぞれの学習効果を上げるためである。

上限を設けるにあたっては、資格取得にかかわる科目の単位は含めないようにすべきだとする意見もあったが、充分な自習を前提にした場合、それを含めても50単位程度が限度であろうということで定められた。

現状では、この上限は適正な単位と考えられているが、卒業や進級を控えた学生が、あと1、2科目、数単位履修しなければ留年するという場合、この上限を厳格に摘要するべきであるかどうか、問題が残る。現行では、卒業時にこのようなケースが生じた場合は、教務主任の裁量により、例外的に履修を認めている。

上限の設定は重要であるが、進級・卒業に係わる場合、資格取得にかかわる場合には、一定の限度で柔軟に運用することで学生の学習を支援することも大切である。

⑥　成績評価法、成績評価基準の適切性（評価の種類と回数・評価配分、定期試験実施率など）

前述の通り、半期授業が導入されたことにより、通年制の時代に比べ、成績評価が頻繁に行われるようになり、おのずから学習に集中力を増す効果を上げている。成績評価法については、⑴⑵に述べた通りであるが、ほとんど担当教員に任せられており、方法の善し悪し、基準の適切性等について、相互評価・第三者評価の機会はない。

定期試験んついては、その実施率を引き上げる努力はしているが、実施を強制するまでには至っておらず、試験か、レポートか、その他の手段によるかは、現状では担当教員の選択するところとなっている。評価の種類と回数、評価の配分、評価の基準等については、まずシラバスで公開表示することで、適正化をはかる必要がある。

〈東洋史学専攻〉

出席率（欠席が授業時数の3分の1を越せば受験そのものを認めない）、平常点、レポート、定期試験によるが、このほか各教員の判断で小テストを実施している。60～69点を可、70～79

点を良、80〜を優としているが概ね妥当なものと考えている。

〈地理・環境専攻〉

学部で定められた単位数を上限として、履修指導を行い、適切に運用されている。

野外調査や演習科目を除く、講義科目での定期試験実施率は50〜60％である。定期試験を実施しない場合でも、成績評価方法、評価基準に関して、各教員が独自の工夫をしている。

評価方法やその客観性に関しては、評価される学生が不利にならないよう常に配慮しなければならないから、非常に難しい問題である。定期試験を実施しないで評価する場合、教員は客観的な評価を工夫をしているが、その評価方法に関して「教員側の独りよがり」を指摘する学生がいないわけではない。学生による評価を毎回実施し、教員側にフィードバックする工夫を取り入れるべきである。

〈国語国文学専攻〉

評価の方法としては、原則として学期末ごとの定期試験を行い、レポート、演習発表、出席状況なども含め、総合的に判定している。

原則として各教員の判断に任されているが、ばらつきはなく、特に問題は生じてはいない。

学生に不公平感を与えないという点では水準は満たしていると思われるが、常に点検していく必要はあろう。

⑦　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況（GPAなど）

成績優秀者の選考、奨学金受給者の選考等の際、成績評価のあり方が議論され、しばしばGPA制度が話題に上っている。不可となった科目を除外しての成績評価に矛盾を感じる教員が多いからである。にもかかわらず採用に踏み切れないでいるのは、GPA制度採用時に発生する問題点を十分に検討していないため、不安が残っているためと思われる。

GPA制度については、大方は採用の方向性をもって受けとめており、大きな異論はない筈である。学部としては、採用時の問題点をカリキュラム委員会で検討し、並行して教務課で事務処理上の問題点の洗い出しを十分に行っておけば、早期に採用に踏み切れると考える。

〈地理・環境専攻〉

野外調査や演習科目をのぞく、講義科目での定期試験実施率は60％以上である。定期試験を実施しない場合でも、成績評価方法、評価基準に関して、各教員が独自の工夫をし、総合的な評価を目指している。

評価方法やその客観性に関しては、評価される学生が不利にならないよう常に配慮しなければならない。特に、定期試験を実施しないで評価する場合、教員は客観的な評価の工夫をしているが、その評価方法に関して公平性に疑問を持つ学生がいないわけではない。学生による授業評価に基づいて、教員側が対応を考えるべきであるという側面もある。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況については、GPAなどの評価システムは、導入されていない。

GPA、あるいはこれに代替できる評価システムの導入を期待する教員は少なからず存在する。専攻として独自に導入するわけにはいかないので、大学、学部レベルでの検討が必要である。

〈日本文学・文化専攻〉

現在では、Webシラバスの導入と相俟って、より厳密で公正な成績評価が求められるようになった。これに対応するのが、教員にとって急務であると考える。

⑧　各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

各年次の学生の教育効果を評価判定する資料は、毎年、年度末に開催する卒業進級判定会議の成績資料によって、個別学生の成績が取得単位数として示されているだけである。この判定資料からは、成績の善し悪しは判定できず、別個に各授業の成績として出された素点の平均点から成績順位を割り出している。

なお、この作業は学部事務室職員の手作業で行っており、職員に大きな事務負担をかけている。個別学生の成績データを、データベースに管理し、授業科目、合否の判定、単位数、成績の区別（優・良・可・不可）等から自由に計算処理し、仕訳並べ換えできれば、あらゆる角度から教育効果の評価を行うことができる。有機的・効率的な電算化を望む。

〈倫理学専攻〉

成績の評価は厳格に行っている。卒業と進級の要件は各学年での履修単位であるが、特に本専攻では出欠席日数と卒業論文を重視しており、その周知を計り実行している。全教育課程の頂点に位置する卒業論文は、専任教員に回覧し、例年2月に正副の指導教員による卒論試問を実施し、論文主査である一人の教員の専断と恣意に委ねられることなく、専任教員全員による合否判定の教室会議を行っている。卒業論文の審査は極めて厳正に行われ、基準に達しない学生は卒業させていない。このことにより、在学生の学生としての質の確保がなされている。

ただし、評価の厳正さは基本的な事柄であるが、これと学生の主体的な学修意欲の両立が課題である。学生の主体性への配慮はなされているが、学生の問題への主体的取り組みは必ずしも十分ではないのが現状である。

主体性を導くために、明確な基準のもとに指導を行い、学生を厳格に評価している点は、学生数の少ない本専攻の長所と言えるが、反面、そもそも学生の主体性とは指導ということからは生じないというジレンマを抱えていると言える。学生側は、卒業論文準備・執筆と、就職などの社会環境のあり方とが競合し、課題への集中が途切れがちであるという問題もある。これらは最終的な解決を一定の時期に望むべき問題ではなく、いわば永続的に本専攻における哲学教育にとって工夫を要する問題である。

〈東洋史学専攻〉

各年次の教育効果については日常の授業や定期試験等によって評価判断するが、全教育課程の頂点に位置するものとして卒業論文を特に重視している。卒業論文提出に至るまでの3、4年次における指導は別項に記したが、提出された卒業論文の検証・評価は次のように行っている。提出後に専任の全教員と提出者全員が参加して報告会として卒業論文研修を合宿のかたちで実施し、ここでの質疑応答を通じて卒業論文の最終的な検討を行わせ、口頭試問に備えさせる。主査（演習担当教員）と副査が論文を精読したうえで2月中旬に、学生1人あたり2時間前後の口頭試問を実施する。学生全員の口頭試問が終了した後、教員全員による教室会議を開いて合否の判定を行う。審査は極めて厳格に行われ、基準に達しない学生は卒業させない。このことは在学生にも周知されており、学生としての質の確保がなされている。

〈日本文学・文化専攻〉

4年間の学習の集大成としての卒業論文を除けば、本専攻では、進級時や卒業時に学生の質を客観的に評価・検証するシステムは導入されていないのが現状である。

⑨　学生に対する履修指導の適切性

各専攻の学生に対する履修指導は、一般に入学時のオリエンテーションと各学年に進級した年度当初の専攻別ガイダンスで行われる。その際、文学部便覧、文学部講義概要のほか様々な資料が配付され、分かりやすく説明される。文学部の専攻別オリエンテーションやガイダンスは比較的小人数であるため、学生への指導は徹底しやすい。

各授業のガイダンスは、年度当初のガイダンス期間の授業で、担当教員がシラバスに基づき行う。最近は、専攻ごとに、その年次の注意事項や履修モデルを資料として用意し、指導にあたっている。新入生に対しては、上級生のアドバイザーを数名付けている。

外国人留学生、協定校から派遣された交換留学生に対し、年度当初に懇談会を開き、学生主任・留学生指導員（教員）・受け入れ専攻の学年担任（教員）が出席し、履修の相談に応じている。

1年生へのオリエンテーションでは、学部長・教務主任・学生主任から大学生活全般にわたる注意を行い、その他教職課程をはじめ、資格取得に係わる科目の履修については、それぞれの専門課程の担当教員から履修指導が行われる。

このように、文学部の履修指導は各専攻別にきめ細かく丁寧に実施されており、現状に問題は見受けられない。しかし、これほど懇切丁寧に説明しても、登録を間違えたり、呼び出しをかけても一向に出校してこない学生が存在し、学生の側に強い主体性が求められる場合が少なくない。

シラバスはほとんど全科目で作成・配布されており、学生は1年間の授業計画が登録前に概観できる状況にある。内容には一部に不完全なものが残るが徐々に改善されている。

半期制授業が導入されたため、授業科目によっては春期の不可科目を秋期に履修し直すこともできるようになっている。セメスターごとの成績評価ときめの細かな履修指導の方法を

工夫すべきである。

〈倫理学専攻〉

履修指導については、教員が積極的にこれを行っている。具体的には、1年次入学時より、GPAを考慮しつつ年間登録単位を35単位程度に抑える履修指導を個別的に徹底して行い、これとあわせて、結果として登録科目に関して単位が取得できず成績不振に陥った学生に対しては、全教員による助言指導が恒例行事として実施されている。その際、保護者の意見を聴取することもあわせて行われている。文学部の学部行事として行われる父母懇談会については、倫理学専攻のみ、学年指定をせず、全学年を対象としている。出席した保護者からの評価は好評である。

しかし、本来大学教育は学生の自主性を基本とし、生活面の充実も自主的に学生が創造していくべきである。この点について、より十全な状況を作り出すには、学生が自主的な目的意識を形成する必要がある。また、学生は入学時に東西のコース決定を自ら行い、また3年次進学時に、自分の希望する卒業論文の分野に応じて専任教員4名のいずれの演習に属するかを決定しなければならないが、その際、一方で各教員の指導する人数を同数とし学生指導の徹底をはかるとともに、他方、学生の学習研究の意欲と自主性を導くために、過不足があれば選抜を行っている。

履修指導については、本質的に、学生の主体性の涵養と教員による指導の実施という元々矛盾しかねない事柄の両立を、学生の学力の現状においてどのように実現していくのか、という原理的な問題が様々の形で繰り返されることとなるが、常にこれに積極的に関与して対処していかなければならない。

〈東洋史学専攻〉

4月当初に新入生に対するオリエンテーション、各年次へのガイダンスを専攻の全教員が参加して実施している。ここで文学部便覧、講義概要、卒論提出にいたるまでの流れ等、種々の資料を配布して詳細に説明している。各授業のガイダンスは担当教員が最初の授業時にシラバスに基づいて行っている。このほか本専攻では研究室・演習室を学生に解放し学生の研究学修に資するとともに、履習指導も行っている。本来、大学教育は学生の自主性を基本とし、生活面の充実も含めて学生が自主的に達成してゆくべきものであり、学生が自主的に目的意識を形成してゆく必要がある。しかし、この点で十分でない学生がいることも事実である。このような現状をふまえて本専攻の履習指導は適切な水準にあると判断する。

〈地理・環境専攻〉

学生には、自己責任で履修登録などを行うよう指導しているが、年度初めに学年担当教員が学年別のガイダンスで履修指導を行う。また、個別の相談にも対応しているが、特に1年生に対しては、個別の質問相談の時間を十分にとって指導している。

1年生に対する時間をかけての履修指導は近年、学年担任によって行われている。(新カリキュラム導入に伴って) 平成16(2004)年において、旧カリ入学年次の学生に対する代替科目の履修指導が不十分で学生の履修登録に混乱を招いたため、次年度以降改善した。

〈中国語・中国文学専攻〉

学年担任（教員）が中心になって対応。

〈日本文学・文化専攻〉

既に述べたように、学年担任を中心に全専任教員で対応している。

⑩　オフィスアワーの制度化の状況

多くの専攻では、かなり前からオフイスアワーを実施していたが、文学部では平成14(2002)年度から、全専攻について実施し、各教員のオフイスアワーを公開している。しかし、その効用については異論もあり、実態としては教員の担当授業時間の前後が学生にとって一番相談しやすい時間帯であり、オフイスアワーを設けてもその実態はあまり変わらないとの意見がある。

一方、留学生等からはオフイスアワーが明瞭に示されていないことへの不満が出ている。

オフイスアワーを設けても、それが大いに効果を発揮しているとの声を学生・教員、どちらからも聞いていない。形を設けただけでは、活用されることは少ないだろう。また、それが必要な時にいつでも見られるようなところに表示されている必要がある。

シラバスに、その担当教員のオフイスアワーを表示したり、大学のホームページで各教員のオフイスアワーを表示したりするなど、検討すべきである。

〈倫理学専攻〉

教員は3・4年生に対しては毎週定まった曜日と時間に、数時間にわたってカリキュラム以外の卒論指導を行っている。さらにオフィスアワーも各教員がこれとあわせて設定している。

しかしながら、これはいわば緊急避難的処置であり、卒業論文指導のカリキュラム化が必要である。

〈国史学専攻〉

オフィスアワーは、既に平成14(2002)年度から導入されている。

〈東洋史学専攻〉

実質的に以前より日常的に実施している。

〈地理・環境専攻〉

地理・環境専攻では従来から年度初め発行の「ニューズレター」やホームページで教員の在室時間を明示してきた。また、研究室のドアにオフィスアワー表を掲示している教員もいる。しかし、学生はこの制度をほとんど活用せずに、教員側の都合を考慮せずに研究室を訪れる者も少なくない。制度としてのオフィスアワーは形骸化しており、これを機能させるためには、学生や教員が厳密に時間帯を遵守する環境を整備しなければならない。

〈中国語・中国文学専攻〉

二人部屋の研究室を資料室として開放し、学生が自由に文献を検索したり、卒論についてのアドバイスを受けたりして、教員とのコミュニケーションが図られている。「オフィスアワー」は、この制度が導入される前から行っている。敢えて制度化する必要性はない。

⑪　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

文学部では、年度末の卒業進級判定の後、全学生にその年度の成績を通知している。その際、著しい成績不良者、留年する学生に対しては、次年度に向けての努力、成績向上に向けての注意を促す通知を学部長名で出すとともに、専攻の教員に当該学生に対し、適切な指導を要請している。

文学部では、3年以上の学生は、それぞれの演習科目を小人数で受講するようになり、担当教員から親密な指導を受けるようになるので、留年学生に対する指導も比較的懇切に行われている。これに対し1・2年次の留年生は、学年担任の指導がなければ、とりたてた指導を受けるチャンスもない。年度末の成績不良者、留年生に対する指導は、1・2年次を重点に、専攻の学年担任が中心になって行う必要がある。

〈倫理学専攻〉

成業に問題の生じた学生に対して、1・2年次は例年10月に全専任教員と学生本人の面談を行い、さらに例年3月には全学年の学生について全専任教員と学生保護者と学生本人の面談を実施している。これにより、就学を続けるか否かをぎりぎりのところで選択させる徹底した話し合いがなされる。

1・2年生には各2名の学年担任がおり、3・4年次には各1名の学年担任と正副の指導教員がいるが、別キャンパスという立地的問題もあって、専任教員1名のみが研究室を持つ鶴川キャンパスの1・2年生に対する指導が不十分となりがちであり、学生情報の入手が後れがちである。

学生の自主性を育てるため、1・2年次より、大学で求められていることの自覚を促すように上級生や過去の実状を周知徹底させるべきであろう。また、鶴川キャンパスに専攻学生が専用に使用できる部屋が是非とも必要である。

〈東洋史学専攻〉

別項に記したように、本専攻では研究室•演習室を学生に解放しているので3年次以上の学生と教員の接する時間が長く、留年者に対しても教員が日常的に対処し、懇切な指導が行われている。しかし、別キャンパスという立地上の問題が指導も不十分になりがちである。2008年度に梅ヶ丘キャンパスが開設され、1〜4年次の一貫教育が可能になれば、この面も改善できるであろう。

〈地理・環境専攻〉

留年生に対して教育のうえで特別の配慮をすることは、留年しないで進級し同級となった他学生に対して不公平感をもたれることになり、正当なことではない。したがって、教育上特別の配慮をすることはない。

留年生に対して教育上特別の配慮をすることはないが、留年するという事態が起こる前の事前指導は、担当教員が学生主事と密接に連絡を取り合って個別に行っており、このシステムはうまく機能していると判断される。

⑫　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

文学部では、この数年間、シラバスを充実させることによって学習活動の活性化をはかってきた。シラバスでは授業の展開計画や教科書・参考文献を前もって示し、学生の自習・予習に便宜を与え、学修の活性化に効果を上げている。

平成16(2004)、18(2006)年度には、学生による授業評価を実施し、その結果を集計し授業担当教員に示し、授業に対する教員の自己点検の基礎資料とした。ただ、学生の授業評価の結果を教員がどれだけ真剣に受けとめ、みずからの授業の改善、指導法の向上に役立てるかは、教員の意識改革に負うところが大きい。

授業評価は、結果を一般に公開せず、教員一人ひとりが自分の評価結果を知るだけであった。これでは担当教員が評価結果を無視すれば、そのままとなってしまう。学部のホームページに公開することなども視野に入れて、検討することが必要である。それをきっかけに教員間で授業法のFDに努めるべきであろう。

〈教育学専攻〉

教育学専攻では、各教員の専門領域が多岐にわたるため、各教員が当該専門領域の特性に合わせて教育方法の工夫改善に取り組み、学生の学修の活性化に向けた取り組みを行っている。

具体的な取り組みの例としては、例えば、授業内容に関わって学生同士のディスカッションを積極的に取り入れる授業や教員として身につけるべき実践的指導力量を形成する観点から模擬授業を取り入れた授業、聴覚教材を取り入れている授業や実験形式の授業、教育現場の実態やそれを取り巻く環境についての理解を促すために新聞等最新の情報を毎時間積極的

に取り込み考察する授業などが見られ、学生の学修の活性化に向けて多様な取り組みが展開されている。

〈倫理学専攻〉

学生は東西両分野の原典講読と演習以外の各科目を幅広く履修することができ、専門的研究と幅広い教養とのいずれに重点を置いた履修計画をも立てられる。また資格取得を希望する学生に対する便宜として専門に関連する5資格科目を専門科目に数えている。

具体的な学級運営としては、まず、鶴川入学後の新入生オリエンテーションの最後に、専攻行事として2年次生による新入生歓迎会を開催し上下学年の親睦をはかっている。世田谷進学後は、3年次5月に学生教員全員参加の一泊二日の研修親睦旅行、4年次5月に学生教員全員参加の日帰りの研修親睦旅行を実施している。また、毎年12月に教員全員と全学年の学生全員参加により国士舘大学哲学会総会とその後の懇親会を実施して全体の親睦と連携、活性化を図っている。専攻学生によるサッカーチームの活動も鶴川で行われており、学生主催による懇親会等は随時行われている。その他、卒業論文作成のために、3年次6月に卒論指導会を開催し、4年次4月と10月に卒論指導会を開催している。

学生は専攻に入学してくるが、哲学・思想・倫理関係の書籍を既に高校時代に読んでいるものはほとんどおらず、そもそも何を学ぶのかを知らないで入学して来るという問題がある。今後は、哲学・思想の基礎・導入教育のあり方を模索する必要がある。

〈国史学専攻〉

学生の学修の活性化のためには、教員の適切な指導・教育が必要であることは言うまでもない。教員と学生の関係を密にするように配慮した演習的科目を2年生に設定したが、時間割の関係などから、受講学生が偏り、当初の目的は、達成されていない。定着したとはいえないオフィスアワーと共に今後の課題である。

〈東洋史学専攻〉

教員が日常的に学生と接して学修を指導するとともに学生が自主性を発揮できるよう環境の整備に努めている。4月当初に世田谷で上級生による新入生歓迎会を開き、5月には全学年が参加する博物館研修の終了後に全学年を交えた懇親会を行っている。9月には希望者のみだが教員が引率して京都・奈良、神戸方面の博物館を見学する関西研修を実施し、11月に外部より著名な講師を招いて東洋史講演会を実施している。このほか4年次生を対象とした卒業論文研修旅行がある。これらの専攻行事を通じて上下学年の交流を盛んにするとともに学修の活性化を図っている。教員はこの機会に指導に対する学生の反応を知ることができ教育指導方法の改善に役立っている。現状では有効に機能していると判断できる。

⑬　シラバスの適切性

文学部におけるシラバスの普及度は高くなり、シラバスを示さぬ教員は少なくなった。しかし、その内容の充実度という点から見ると個人差が大きい。形式上提示するだけで、授業計画を正確に示そうとする意識に欠けた教員も見受ける。

シラバスの書き方に関係することとしては、毎年、教務主任・教務課・学部事務室等から記入の仕方について注意を促しているため、次第に改善されている。

文学部のシラバスは各授業科目のガイダンス授業時に必要枚数だけ配布されていたが、現在では一年次のみ4月当初から全授業分が冊子型に印刷刊行され、配布されている。また、平成15(2003)年度のシラバスから大学のホームページ上に公開され(Webシラバス)、いつどこからでもアクセスして閲覧可能になった。他大学の学生が単位互換制度で履修計画を立てるにも便利になる。

〈教育学専攻〉

教育学専攻では、各教員が担当授業科目のシラバスに授業の目的、授業内容、評価の観点等を明示し、それに則って授業を展開するよう心がけている。また授業内容を学生の学習の状況に合わせて適宜調整しながら効果的な授業展開を行うために、本学で導入しているWebシラバスを用いて進度の修正も行っている。

学生がシラバスを利用して授業前後に授業内容についての予習復習等の時間を積極的に確保して学修に努めているかどうかについては、十分な成果が得られているとはいえない状況にある。シラバス本来の意義を踏まえ、より効率的なシラバス活用による授業運営については、引き続き改善策を検討する必要があろう。

〈倫理学専攻〉

シラバスについては、各授業の最初に配布している。FDにあたるものとしては、専攻に全学生と教員が参加する国士舘大学哲学会を置き、年一回の講演会の実施と雑誌『国士舘哲学』を発行しているが、この組織の活動はより一層の発展が望まれる。

学生による授業評価に関係することとしては､卒論に取り組む4年生の全員が受講する必修科目「現代哲学特殊研究」において、授業の後、無記名アンケート形式で実施されている。アンケートの内容はすべて記録され、学生に対して公開されている。この無記名アンケートには、その時の授業に関すること以外の事柄や要望について言及されている場合がある。これについては、専攻会議に議題として取り上げられ検討されている。

〈東洋史学専攻〉

全教員が各授業の最初に配布しその授業の内容や意義について説明を実施しており、現状では適切であると判断している。

〈地理・環境専攻〉

全ての専門科目でシラバスが作成され、Web上で公開されるとともに、ガイダンス授業時にも配布される。学生は履修手続き前に講義の概要を知ることが可能であり、ホームページを通じて、学外者へも公開されている。

講義のスケジュールは講義期間中変更されることもあるし、予定どおり進まないこともある。Webシラバスにおいて変更を反映させることは可能であるが、講義時に周知させる必要がある。

⑭　FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

入学生の多様化が進むなかで、教員の指導力の向上が種々の方面で図られる必要が高まっている。そのため学生の就学状況調査や学生の授業評価などが実施された。その結果から、学生の意識のあり方や学習状況、教員の指導力のどこに問題があるか、等が把握しやすくなった。

就学状況調査からは、1・2年生のうちから大学に適応できず、脱落していく学生を極端に多く出している専攻があることが明らかになった。どこに問題があるのか、教員の指導力の問題も含めて検討する必要がある。

学生による授業評価でも、教員によっては、かなり厳しい注文がつく結果となっている。問題はそうしたデータを活かし、自分の指導力の向上に活かしていく考え方をするかどうかである。現状では、それは教員個人個人の自己点検、自己改革に委ねられている。学部や専攻で、これをFDに活かすための組織的な取り組みを行うことは難しい。

学部あるいは学部を基礎とする学会組織（人文学会）で、FDを兼ねた共同研究会や講演会を開催している。特に1年あるいは6カ月の期間、学外に派遣されていた教員が学部に戻った折には、必ずその成果を、共同研究会かまたは講演会の形で報告することにしている。

〈地理・環境専攻〉

地理・環境専攻が担当する講義の大部分で、何らかの形で視聴覚機材やパソコンを使ったプレゼンテーションが行われている。また、このうち一部の教材はWebを通じて学生が閲覧できる。

必ずしもFDが組織的に取り組まれているわけではなく、一部の教員が教員の興味もあって取り組んでいるのが実情である。これは、大学側が教員に積極的にFDに関する知識を教育させる機会についての宣伝が不十分なことにも原因がある。

⑮　学生による授業評価の導入状況

文学部は学生による授業評価を平成13(2001)年度春期から導入し、少人数授業と演習授業を除く全授業で実施した。平成16(2004)年度からは、教務課主導のもとで全学一斉に実施している。平成18(2006)年は7月に実施した。

集計結果をどこまで公開するか議論がある。導入の第一段階としては、まず担当者本人の

自己点検の資料とすることにしているが、教員だけでなく学生を含めて完全に公開するのでなければ効果はない、との意見も強い。

〈教育学専攻〉

教育学専攻では、春期末・秋期末に行われる学生による授業評価の結果を各教員が受け取り、学生の声をもとに授業改善に取り組んでいる。

具体的には、総合的な授業の評価に加えて教員の授業中の指導態度、授業内容、教材教具の準備、シラバスの有効性等に関する多くの評価情報をもとに、課題の難度、授業の進度、あるいは授業中の教師の説明のしかたなどについて、その改善に各教員が主体的に取り組んでいる。

〈考古・日本史学専攻〉

学生による授業評価は、教員の側に、学生からの要望を取り入れようという姿勢があって初めて実効がもたらされる。ただ単に授業評価を制度化して、受講学生に〝点数〟をつけさせても、必ずしも有意義、有益であるとは限らない。

授業内容を高めるためには、むしろそれぞれの教員の授業を、他の教員に公開することの方が得策であろう。ただし、他の教員に公開するとなると、講義内容が精緻化しすぎ、学生の方が難度の高さに辟易するというジレンマがある。当面は、授業研究のための公開研究授業として位置づけられる試みを検討するべきであろう。

〈東洋史学専攻〉

現在学部単位で実施しているものは、担当本人の自己点検の資料にされるだけだが、今後は教員・学生全体に公開されるべきであろう。本専攻では、別項に記したように、研究室・演習室を学生に解放、上下の学年を含む多くの行事を実施しているので、授業に対する学生の評価を教員がくみとる機会が多くなっている。

〈地理・環境専攻〉

実施目的は学生の評価に基づく授業内容等の改善であるが、これらがどの程度行われているか否かは、教員に任されているため不明である。

⑯　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

文学部の授業形態は、講義が大多数を占め、演習や実習がこれに続く。演習は各専攻とも3・4年次を中心に配置しているが、最近は3・4年次の教育課程が専門分野ごとに複線化、多様化されているため、演習の授業数が増加する傾向が目立っている。

実習は文学部の性格から多くはないが、教育学専攻、初等教育専攻、考古･日本史学専攻、

地理・環境専攻などの専門科目に配置され、一部に休業期間中に集中的に実施されるものがある。集中講義の形態は用いられていない。

春期・秋期の2期を基本とする半期授業の形態（セメスター制）が基本となりつつあるが、まだ半期（1セメスター）集中型4単位（2時間連続、あるいは1週2時間）の授業形態はない。

文学部の専門科目の授業形態は、専攻に分かれ、教育課程が多様化しているため少人数授業が徹底しており、教員と学生の関係は密接なものがある。

従来、文学部の授業は、教養関連科目、専門科目とも、1年通年制4単位、あるいは2単位を基本とする、画一的な授業であった。半期授業形態への移行を機会に、それぞれの授業目的に即して最もふさわしい授業形態を模索しつつ、多様な授業形態を検討する必要がある。

〈教育学専攻〉

教育学専攻では、講義形式の授業もさることながら、各教員によって多様な授業形態や方法を導入しながら授業が展開されている。

例えば、心理学領域の科目では、多くの授業で実験をはじめとしたグループワークによる授業が行われるようになり、学生個々人が主体性を発揮しながら授業に関わることが可能になっている。また保健体育分野の科目においては、保健体育教師として身につけておくべき実践的指導力量を習得させることを目的に、学生が体育授業を構想し実践する模擬授業形式の授業も取り入れられるようになっている。さらにディスカッションを多く取り入れ、学生相互の価値観や多様な視点から教育事象をとらえようとする取り組みや、現代的視点から学校教育をとらえるために、新聞雑誌等に取り上げられている話題を出発点にして教育を考えさせる授業など、様々な授業方法が模索・実行されている。

これらの授業形態は、学生一人ひとりに自分の意見を整理•主張する貴重な機会を提供し、グループによる活動を通して、近年、若者に欠落しているといわれるコミュニケーションスキルの向上とそれを向上させる指導法についても考えさせる契機を与えているものと思われ、結果として効果の高い授業方法であると考える。他大学の取り組みにも、これらの活動による肯定的な成果が報告されていることから、上記の取り組みは方法論的には妥当性があると思われる。

さらに授業評価をもとに学生の声を聞いてみても、上記のような授業について否定的な評価をする学生は少ないことから、上記活動は教育指導上有効な方法であろうと思われる。

〈倫理学専攻〉

東洋分野は日本思想、中国思想、インド思想、イスラム思想、仏教思想の5コースに分かれており、全体に対する入門として仏教学概論があり、各コースは各思想史、研究、原典講読、演習の4段階で構成されている。西洋分野はギリシャ哲学、中世キリスト教哲学、英米哲学、フランス哲学、ドイツ哲学の5コースに分かれており、全体に対する入門として西洋哲学史があり、各コースは各種概論と各研究、原典講読、演習の4段階で構成されている。

演習によるディスカッションを頂点にする専門課程と、現代的問題意識からその応用を考

える特殊研究、そして総仕上げとしての卒業論文という構成に対して妥当な授業形態と言えるが、学生の問題意識の指導上十分な高揚には至っていない。この点は学生の発表を促すように、システムの運用に工夫の余地がある。

〈東洋史学専攻〉

演習は3、4年次に配当されているが各授業の学生数は数人から多くとも10人程度なので教員による教育指導が行き届いている。現在、1、2年次は講義中心であるが、梅ヶ丘キャンパス開設に向けたカリキュラム改訂を検討するなかでプレゼミ等の導入を考えている。授業形態と授業方法は概ね適切で教育指導上有効に機能している。

〈地理・環境専攻〉

地理学という学問の性格上、その授業形態は多岐にわたっている。野外実習やマルチメディアを使った授業、通常の講義など科目に応じた工夫を個々の教員レベルで行っている。特に、実習や卒論作成において野外調査を実施する場合が多いため、その安全対策として2006年7月に「野外での教育研究活動における安全管理のための指針」を策定した。

組織的にその適切性、妥当性を検証したことはない。2006年7月に策定した「野外での教育研究活動における安全管理のための指針」は本学では前例がなく、評価される。

⑰　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアを活用した多角的な授業形態を導入する試みは、文学部においても少しずつ進んでいる。教員と学生の双方向から駆使できる機器を配備した教室の数はまだ限られているが、教員側から単方向で発信するマルチメディア設備は、ほとんどの教室に配置されつつある。

しかし、多くの教員がこれを充分に活かしきっているとは言えない。その原因の一つは、機器の使用にどうしても一定の準備時間を要するからである。助手の助けを求められぬ現状では、時間割の編成の仕方を工夫しなければ、効率的な授業はできない。

上記の問題点の解決のためには、教員が一層機器の使用に習熟することも必要であるが、半期授業制を利用して、2時間連続集中型の授業を行うなどの時間割上の工夫も検討されるべきである。マルチメディアの活用は教員のFDの今日的課題であるから、組織的に研修に取り組む必要があろう。

〈教育学専攻〉

教育学専攻では、各教員の専門領域が多岐にわたっているので、その授業内容・方法については各教員の指導計画に依るところが大きいが、授業中、テキスト以外に多様なマルチメディアを活用した授業も行われている。

例えば、保健体育の指導法に関する科目では、体育実践、特に学習成果を高める教授技術

の具体的事例や効果的な教材教具の活用方法、よい体育授業の具体的イメージを学生が習得するために、学習者が評価するよい体育授業の映像を視聴させながら効果的な教師行動や授業づくりについて解説するなどの方法を取り入れている。また、簡単な動作解析を行って考察・発表するといったグループによる活動も行われている。心理学分野の科目においても同様の取り組みが見られる。

しかし、インターネットを介して関連領域についての情報を得たり、コンピュータ上で情報を処理・発表したりするなどの取り組みは、まだごく少数の科目でしか行われておらず、マルチメディア環境をより効果的に利用するためにはさらなる工夫が求められる。

〈倫理学専攻〉

平成12(2000)年度から専攻のホームページを開設し、そのなかで一部の科目についてもホームページを開き、掲示板による質疑の試行を開始し、一定の成果を得ている。

今、演習における積極的発表の場と機会を、インターネット等の新たなメディアも利用して拡大するなどして、学生のインセンティブを高めるべきであろう。

〈地理・環境専攻〉

おもに自然地理や地図関連の講義を中心に、マルチメディア教室を使用した講義が行われている。講義中に使用される機材は、PC、VTR、DVDなどであるが、学内の設備整備が需要に追いついていない状況にあるので、専攻予算による整備も行った。

マルチメディア教育が可能な環境の整備は少しずつ改善され、これらを使いこなす教員の数も増加している。また、教材作成を支援するシステムも整いつつある。

⑱ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学･学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

文学部のキャンパスは1・2年次が鶴川キャンパス、3・4年次が世田谷キャンパスと二分されているため、1・2年次の学生と3・4年次の学生の合併授業は著しく困難である。しかし、インターネット等を利用した遠隔授業の導入ができれば､多年の悩みが解消することになる。

遠隔授業はキャンパスを超えるだけでなく、学部間の壁も越えて、単位互換を進めやすくなり、これまで障害であった問題の解決に大いに資することができる。

〈地理・環境専攻〉

大学としての設備は整備されたが、現状では制度がない。

遠隔授業を必要とする講義のリストアップがなされていない。文学部に関わる授業は、平成20年度から世田谷キャンパスで合同化するため、これらの設備を活用した講義は学内での必要性が低下するが、多摩校舎や他大学との間の展開に関しては、教務課を中心としたアクションが依然として求められる。

3.2.6 21世紀アジア学部

21世紀アジア学部では、講義だけでなく演習や実技など様々な形態で授業を行っている。1年次から4年次まで少人数制の演習（ゼミ）を必修とすることにより、「調べる・考える・発表する」能力を高めるとともに、他の学生や教員との積極的な交流を通してコミュニケーション能力の向上を図っている。また伝統諸道関連科目では講義と実技を織り交ぜながら日本文化に対する理解を深めている。外国語科目も1クラス20名程度の能力別クラス編成とし、教員が学生に十分に目が行き届くよう配慮されている。本学部は開設以来、教室の中だけでなく様々な所に出かけて幅広い知識を吸収する「アウト・オブ・キャンパス」を大切にしてきたが、海外語学研修や留学、インターンシップなどでも単位が取得できる形になっており、他学部や他大学で取得した単位の認定も積極的に行っている。

各学年で演習（ゼミ）を履修させることは、個々の学生の状況を把握しながら基礎学力を向上させ、また専門知識を身に付けさせる上で効果を生み出している。伝統諸道関連科目は学生に好評であり、特に留学生には大変喜ばれている。外国語科目についてもかなり高度な力を身につけた学生が見られるようになっている。「アウト・オブ・キャンパス」関係の科目も履修した学生の満足度は高い。

講義だけでなく様々な授業方法を導入したことは、学生の学習意欲を高め、幅広い知識や理解を養う点で効果を挙げていると考えられる。一方、少人数クラス編成での授業を行う場合、クラス分けの方法や各クラスの授業内容・授業方針の調整など細かな部分ではさらに検討すべき点も残されている。また講義科目の中には大教室での授業もあり、必ずしも学生が落ち着いて授業を受けられる環境になっていないケースも見られる。「アウト・オブ・キャンパス」科目をより積極的に学生に履修させる方策も今後考えていく必要がある。

平成17(2005)年度に完成年度を迎え、開設当初に企図していた教育理念・目的・目標に向けての授業展開はかなりの部分で実現できていると考えられる。これらの授業を展開していくためには教員の積極的な取り組みが不可欠であるが、各教員が様々な苦労・工夫をしながら個性的な授業を実現させている。各授業の内容や成績評価方法についてはシラバスに具体的に記載しているが、履修科目決定にあたってシラバスを学生に十分に理解させ、適切な履修指導を行っていくことが今後も求められる。

平成18(2006)年度入学生から新カリキュラムでの履修となり、この新カリキュラムでは上記のような問題点を踏まえた改善点が多く盛り込まれた。今後は新カリキュラムを円滑に展開させていくための工夫を行うとともに、授業評価などを通じて学生の状況に細かな目配りを怠らず、教員が常に意見交換しながらよりよい授業方法となるよう検討を継続していくことが必要である。

3.2.7 卒業生の進路

平成17(2005)年度卒業生の進路については、就職者が53.6％（一般企業44.9％、教員・公務員8.7％）進学者が9.2％、次年度教員・公務員を目指す者が6.3％、就職活動中と回答した

者が9.1％、進路届未提出者が11.7％であった。

就職先の割合（対就職者）については、一般企業へは83.4％、教員が5.0％、警察･消防等の公務員が11.2％、であった。特に警察へは6.1％と多くの者が就職した。また、学部別では、政経学部、工学部、21世紀アジア学部では、就職者の90％以上が一般企業へ就職しているが、体育学部では、教員・公務員への就職が48.0％と多かった。

業種別・職種別の就職状況は、体育学部は業種別では公務、職種別では保安職（警察・消防等）に、工学部は業種別では製造業、職種別では技術職への就職が多く、両学部の特色が表れた形となった。また、両学部以外の文系学部は業種別では卸売・小売業で職種別では、事務職・営業職への就職が一番に多かった。

就職率は、平成16(2004)年度に比べ上昇し、全学で85.5％となり、学部別では、工学部が91.8％と最も高かった。男女別では、男子が85.2％、女子は86.6％で女子の方が1.4ポイント高くなっている。また、外国人留学生については、74.6％であった。

学生の進路調査に関しては、3年生に提出を求めている「進路登録カード」で希望する職種･業種等を把握し、その後の就職指導において活用している。また、卒業予定者に提出を求めている「進路届け」で卒業後の進路状況を把握している。特に、卒業予定の4年生には、まず父母宛に夏季休業期間中と冬季休業期間に家庭通信で進路状況の調査を行い､最後に3月の卒業式前に学部教職員の協力を得て進路届けの回収に努めているが､100％の回収には至っていない｡今後､回収率100％を目標に効果的な回収方法の検討と実現が求められるところである。

将来の改善・改革に向けた方策として、以下があげられる。

（1）就職率の向上

採用試験の早期化、長期化に伴い、学生の就職活動状況を把握し、学生個々に合わせた情報提供やアドバイスすることは非常に重要で、そのことが就職率の向上に繋がると考えられる。その為にも、進路届けの回収が重要で、ゼミ担当教員と学部事務室の協力を得ながら、回収率100％を目指し、就職未定者の支援に役立てていきたい。

（2）教員・公務員希望者に対する支援強化

教員・公務員への就職希望は多いが、採用まで辿り着くには相当の努力が必要である。就職センターでは、教員採用試験対策講座を鶴川キャンパス（文学部初等教育専攻が主）と多摩キャンパス（体育学部が主）において外部委託（受益者負担）で提供している。また、生涯学習センターでは、公務員試験対策講座を世田谷キャンパスにおいて同様に提供し効果を上げているが、より効果を上げるためには、時間割上での配慮が必要である。

（3）低学年からのキャリア教育

大学に入学することが目的の学生が多い状況で、卒業後の将来に向けたキャリアデザインを在学中にどのように積み重ねていくかが重要である。そのためにも、入学後の早い段階で目的を持った大学生生活の過ごし方や職業観の涵養等を含めた正課としてのキャリア教育が特に必要であると叫ばれている。平成19(2007)年度からは、改組後の工学部と21世紀アジア

学部でカリキュラムに導入することになっているが、全学的に導入に向け検討を進める必要がある。

3.3 国内外における教育研究交流

3.3.1 政経学部

政経学部では、国内外における教育研究交流は、教員個別に行われているのが現状である。本学においては、海外の学会や研究会での発表や報告に関しては一定額の補助が行われる「研究補助規程」が平成18(2006)年度から整備された。毎年、数名の教員が海外の学会からの招聘などにより、発表しているが、今までは組織的に把握する制度が不十分であったため、海外の学会等での活躍が把握できなかった。今後は、この規程を利用する限り、教授会での審議が必要となるので、教育研究交流の状況が把握できることとなる。

政経学部教員の在外研究制度は、例年長期1名、短期2を基本として、教授会で審議のうえ国内外の大学等へ派遣している。在外研究の人数は年ごとに若干の違いはあるが、例年2〜4名程度派遣し、その成果は教員や学生への講演会で還元している。

近年、海外の大学からの派遣研究員が来校することが増えており、平成18年度は中国の黒竜江大学の孫穎副教授がODAの補助金で「大戦間期の日中文化交流」について研究している。

平成17年度と18年度に行われた本学の国際大学交流セミナーでは、フィリピンのデラサール大学（本学協定校）の学生と教員が来日し、本学で日本の政治、経済、日本語、文化など学んでいる。その際、政経学部の教員が英語による講義や国会議事堂の視察を行い、交流を深めている。また、研究留学で大学院の政治学研究科に来ていたモンゴル大学のモンバット先生を通じた教育研究交流では、指導に当たった政治学科の教授が平成17年10月にモンゴル大学で日本の政治と外交に関する講演をしている。

また、国内の教育研究交流では、幾人かの教員が自治体の研修所で研修講師を務めたり、市民講座などで講師を務めるなどの活動もある。例えば、政治学科の教授が茨城県の自治研修所で3日間に及ぶ地方自治講座を行ったり、三鷹市の市民大学で講座を担当するなどである。また、工学部と連携して行った「国士舘大学　学術友好交流協定（山形県鮭川村）締結記念シンポジウム」では本学部の2名の教授がパネラーとして参加協力しているが、それらは知りうる一部にすぎず、組織的把握は十分とは言いにくい。

その他、世田谷キャンパスで多目的ホールなど集会施設が整備されたため、学会の総会などが行われる回数も増えてきている。平成18年度は政経学部においても、9月に中国経営管理学会（開催校幹事　許海珠教授）、10月に比較憲法学会（開催校幹事　佐藤圭一教授）が開催されている。

政経学部においても、それぞれの教員がさまざまな教育研究活動を行ってはいるものの、組織全体でその活動を把握する体制が不十分であるため、教育研究交流や社会的な貢献が十分教員間に理解されていない面もある。今後、各教員の研究や社会貢献活動などを教員間で共有し、学生への還元やファカルティ・ディベロップメントへとつなげていく工夫が必要と

される。

3.3.2　体育学部

国内外における教育研究交流は、首都圏西部大学単位互換協定会、学術・文化・産業ネットワーク多摩等に参加し、3学科のわずかな科目の開放を行っている程度である。海外では武道学科の海外武道実習を行っており、海外提携大学で海外研修をしている。またスポーツ医科学科ではUCLAタニエルフリーマン救急救命士養成校を中心としたロサンゼルス市の病院前医療体制の見学・実習を実施しているが、単位互換までには至っていない。また研究面では大学院が設置されたこともあり、海外の救急救命システムについての研究や、海外研究期間（ピランバーグ大学WISER研究所、ハーバード大学STRTUS研究所、スタベンガー大学SAPER研究所）との共同研究を行っている。海外協定校から数人の院生、教員を受け入れており、交流がなされている。

国内における教育研究交流は始まったばかりで、今のところ本学部の学生が他大学の単位を取得した例はないが、毎年数人の他大学の学生が本学授業を受講している。また武道学科の海外武道実習は、提携校と共同で研修を実施しており、人的交流や単位互換にまでには至っていないものの実習生からの評価は高い。

海外における提携校が増えているが、提携校との教育研究交流マニュアルなどは本学部では作成されていない。従って理念・目的・教育目標に国際化が謳われているが、十分に達成できてはいない。しかし海外武道実習等の実績から徐々に達成されるものと期待される。

国内外における教育研究交流は、本学部の特色科目の積極的な開放が望まれる。更に将来に向け、海外提携大学との単位互換を本学部教務委員会及びカリキュラム等検討委員会で検討すべきだと考えている。また武道学科の海外武道実習を21世紀アジア学部と提携して、午前中は語学教育を受け午後は武道指導研修を行う等の工夫が必要であろう。スポーツ医科学科については都内の16大学・基幹病院との連携を組み病院内実習を展開しているが、より人事交流を深め、教育のみならず研究面での交流を進めているところである。具体的には当大学卒業生がこれらの病院での研修を担当するべく検討を始めている。

3.3.3　工学部

工学部においては、首都圏西部大学単位互換協定加盟校の一員として他大学との単位互換を実施している。本学部では海外の大学との単位互換に関しては実施していないが、大学としては交換留学生システムを持っており、海外留学、海外研修については国士舘大学学則第3章第6節に規定されている。

国内の大学においても履修した科目に関して教授会が適当と認めた単位については、相当する科目の単位として認定される。英語・総合基礎科目では海外演習A、Bが自由選択枠の単位として認定される。

今までに、研究生として外国人を受け入れたり、海外の大学に留学することはあったが、海外の協定校と共通の教育プログラムや研究プログラムを持ったことはない。

本学部における国内外の大学等との単位互換方法に関しては、その実績数の少なさもあって、現状で点検・評価を行うことは不可能に近い。また同様の理由で、海外協定校と共通教育プログラムについても評価ができない。

海外の研究者と学会レベルでのディスカッションを行ったり、海外の研究者を訪問研究員として受け入れることはあるが、教育のプログラム上で実施されたことがない。

国内の大学の科目を履修し本学の単位に組み込むことは、首都圏西部大学単位互換協定において進められており、問題点はないものと考えている。現在、留学生の多くは、東南アジア、特に中国と韓国から来ており、自国大学を終了した後、本学に編入するケースが多く、これらの国の教育科目と本学部の科目との対比の経験は多い。そのため単位互換の準備はできていると言える。

本学の他学部では、既に交換留学生を受け入れており、特に、学園として21世紀アジア学部を国際化の構想の中核として開設し、多くの留学生を受け入れている。本学部としても積極的に実績を積む努力が必要であると考えている。また、交換留学生にとどまらず、海外の工学部との共通の教育プログラムが組むような努力も必要である。

3.3.4　法学部

主に学部に設置されている各研究所の活動を通じて行っている。また教員の中には他大学、海外の大学で教鞭をとるもの、海外提携校の依頼による講演などを実践する者もおり、こういった活動から交流は積極的に行われている。在外研究にも例年複数名が参加している。

在外研究の成果は十分に生かされていると思われる。予算的な問題もあり、研究所の活動には限界があるため、大学の海外提携校などを通じて学生、教員の交流を図っており、更に充実させて発展させる必要がある。

知的財産権の国際的保護の動向も視野に入れて、海外へ積極的に活動の場を広げる教員の確保が重要なテーマであると考える。

3.3.5　文学部

①　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

文学部の教育研究組織と教育課程が、日本と東アジア世界の歴史と文化を中心に編成されていることから、従来から東アジア地域との交流を中心に進んでいる。また、教育学科の教員を中心に西ヨーロッパとの交流も行われている。

外国人留学生は、中国・台湾・韓国からの学生が中心である。交換留学も同じく中国・台湾・韓国との交流が中心で、次いで東南アジア諸国の協定校との交流が増えつつある。

今後、文学部としては欧米諸国との交流も拡大したいと考えている。現実はオーストラリ

アとロシアからの交換留学が開始されたばかりである。

文学部では、協定校を中心に、中国語・中国文学専攻が中国・台湾と、地理学専攻がフィリピンと、それぞれ学術・教育研究交流を展開している。交換留学生の交流は、日本文学・文化専攻、中国語・中国文学専攻、教育学専攻などを中心に、全専攻に及んでおり、いずれの専攻も機会があれば国際交流を盛んにすることを希望している。

外国人留学生については、日本語能力の審査を厳密に行って充分に能力のある留学生を受け入れていることから、とりあえず就学に差し支えることはないが、専門教育の課程に進むにあたって、さらに日本語能力をアップさせるバックアップ体制が十分に整っているとは言えない。外国人留学生に対するTA制度の整備も検討されるべきである。

〈教育学専攻〉

教育学専攻の特長の一つである学問分野の多面化・多角化による国際的研究はもとより、大学・学部として整備される中・長期海外研修の活用、交換・正規留学生の受け入れ、海外研究者の受け入れが行われているなど、国際化への対応と国際交流の推進の意識が認められる。

教育学専攻として、国際化への対応と国際交流の推進を認めるなか、各教員も、単なる研究の上だけではなく、春季・夏季休暇を活用するなどして、主体的に海外研修を行っていることなどは、評価するべき長所と考える。ただ、例えば留学生に関しては、交換留学生の場合、受け入れ・派遣人数ともに多くはないほか、留学生全般に、学力向上などの学習指導面、あるいは生活指導面においても、不十分な状態にあると言える。また、研究分野の性格の問題もあるが、国際レベルでの教育研究交流は、まだごく一部にとどまっている。

教育学専攻の「理念・目的・教育目標」は、「広く人間形成の学という展望に立った諸学問の研究と教授」にあることから、留学生といった学生に関する問題はもとより、教員の教育・研究面において、国際化を意識した一層の達成が図られる必要がある。

教育研究のボーダレス化が進むなか、特に、国際レベルでの教育研究交流を緊密化することは重要である。そのために、例えば、教育学専攻の教員が所属する国際的な規模の学会を本学で開催することなどは、一つの方策と言える。

〈東洋史学専攻〉

東洋史学専攻では、これまでにも中国や韓国からの交換留学生を受け入れて教育指導にあたり、本専攻所属の学生も毎年のように海外研修に参加し、或いは卒業後にも各国に留学して各々成果をあげている。本専攻には東洋考古学、中国古代史、魏晋南北朝史、明代史、清朝史を専門とする5人の専任教員が、各々の分野の第一線で活躍している。国内外の学術雑誌に論文を発表し研究書を公刊している。全員が中心的な学会に参加し、東洋文庫等の研究機関の兼任研究員を務める者もいる。平成16(2004)～17(2005)年には中華人民共和国建国55周年を記念して日本各地で開催された「よみがえる中国歴代王朝展～至宝が語る歴史ロマン・殷から宋まで」に特別協賛し、監修に当たった。平成18(2006)年も「北京故宮博物院展」に

特別協賛して監修に当たっている。本専攻の国際交流は評価されるべき水準にあると判断する。

〈地理・環境専攻〉

地理・環境専攻では、平成13(2001)年度から、本学の国際交流協定校との教育交流を積極的に推進している。平成13年度にフィリピンのデラサール大学との交流プログラムを実施したのに続き、平成16(2004)年度には、台湾の中国文化大学との交流プログラムを実施した。中国文化大学との交流プログラムは、平成16年の9月10日㈮から9月16日㈭までの期間に、本学国際交流センターとの連携により実施した。中国文化大学ならびに台湾各地を訪問したが、地理学的巡検を中心とした訪問プログラムが、中国文化大学地理学科のスタッフの献身的な協力によって実現し、実り豊かなセミナーとなった。

国際交流を積極的に推進していくという基本方針がスタッフの間で認められ、今後も、それにしたがったプログラムが実施されつつあるので、基本方針は適切であると判断される。

〈中国語・中国文学専攻〉

中国語・中国文学専攻では、「漢詩文作法」の一環として、台湾の中山大学や中国の蘇州大学へ学生を引率して行き、訪問大学の教員・学生と漢詩創作を通して交流を行っている。前回報告書以降の交流は次のようである。

蘇州大学　　平成16(2004)年3月21日㈰～30日㈫
　　引率・指導：鷲野正明　参加学生：7名
台湾中山大学　平成17(2005)年9月3日㈯～9月11日㈰
　　引率・指導：鷲野正明、藤田梨那　参加学生：12名
蘇州大学　　平成18(2006)年8月21日㈪～29日㈫
　　引率・指導：鷲野正明　参加学生　13名

台湾では、実景を見てすぐその場で詩を作ることが要求され、学生は5～6首の詩を作った。台湾の学生が、日本の学生に一人ずつパートナーとなって、生活面でも細かな配慮をしてくれ、作詩をとおして真の交流ができた。

蘇州では、蘇州大学の院生が中心になって古跡を案内し、詳細な説明をしてくれた。作品発表会では、日中の作品を互いに批評しあい、表現技術の向上につなげた。

〈日本文学・文化専攻〉

研究交流に関しては、専攻の特徴もあって、国内での活動については達成されてはいるものの、国際的な研究交流については、まだまだ不十分である。専攻の理念として、改善しなければならないだろう。一方、教育交流については、毎年、高い水準にある海外の提携大学から優秀な学生が複数本専攻への交換留学生として訪れ、勉学に励んでいる。国際交流の観点からも、国際交流センターと連携しつつ積極的に推進すると同時に、交流が一方通行的に

ならぬように努めなければなるまい。

② 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

学外派遣研究員制度を利用しての個人的な国際交流は、着実に増えている。教育研究面での国際交流を資金援助する制度も徐々に整備されているので、活用事例は増えているが、学部・学科・専攻レベルの共同プロジェクトとして教育研究の国際交流を進める計画は無いに等しい。学部が有する専門研究分野での能力が充分に活かされていないのが惜しまれる。

今後、大学が進めている東アジア世界との国際交流協定に積極的に参入することで、学部・学科・専攻が蓄積保持してきた専門分野の成果を積極的に活用するプロジェクトを創造していく必要がある。

〈倫理学専攻〉

研究面での交流については、今までのところ、教員個人レベルの学会活動と在外研究に留まっている。現在、非常勤教員を含めた専攻全体を母体にして、科学研究費補助金等を利用した、国内外の研究者との共同研究を準備中である。

教育面での交流については、既述のように学部内においては、原典講読、演習、現代哲学特殊研究を除くすべての講義科目を、文学部共通科目として人格養成の一助とするために学部内全専攻の学生に門戸開放している。次の課題としては、国内他大学の哲学・思想系の学科、専攻との、教育内容と方法あるいは教材等の共同研究や共同開発、またインターネットも利用した公開授業の実施などが望まれる。

倫理学専攻が所属する教育学科創立の理念と目的は、人間の存在そのものを総合的に明らかにすることを目指す人文科学を教育研究の基本とする文学部において、特にそれを人の教育と倫理の分野から追究しようとしたところにあったと考えられる。この点から見ると、教育、研究の両者を含めて、そもそも学科内における交流があまりに希薄である。今後は特に若手教員を中心に、積極的に本来の理念実現を目指すべきである。

〈考古・日本史学専攻〉

平成15(2003)年度には、日本考古学会、維新史学会、東アジア近代史学会、平成17(2005)年度には、日本考古学会を本学において本専攻教員が中心となり開催した。国際研究交流も、国際シンポジウム参加など、各教員が積極的に行った。

本学開催の学会には、本学院生・学部生も多く参加した。教員の教育研究に資するだけでなく、学生にも大きな影響を与えることができた。今後、これらの学会活動を専攻全体のものとして受けとめていく努力が必要である。

〈地理・環境専攻〉

地理・環境専攻としては、国際レベルでの教育研究に関する交流を積極的に推進したいと

考えている。このうち、教育を主体とした交流については、満足すべき水準に近づいているものと判断される。ただしこれには、海外との交流プログラムが、3年に一度以上の頻度で定期的に行われるようになることが必要である。3年に一度の頻度で国際交流が実施されれば、学生は在学中に必ず一回は国際交流に参加する機会が訪れることになるので、学生にとっては国際交流への参加の欲求が満たされることになる。しかし、国際的な研究交流については、一部の教員の個別的な実績にとどまり、あまり達成されていない。

教育を中心とした交流については、協定校との間で各種の交流プログラムを実施したり、またそのための助成を獲得するといった措置は、適切であると判断される。一方で、海外との研究交流を緊密化させるための措置については、適切に行われてきたとはいえない。

〈中国語・中国文学専攻〉

海外との研究交流は個人レベルでは適切に行われているが、組織的には不十分である。

3.3.6　21世紀アジア学部

国内外における教育交流は活発に行われている。海外語学研修が必修となっているため、学生は在学中に一度は3〜4週間の研修に参加し、自分が履修している外国語に磨きをかけるとともに、その国の現況や文化に対する理解を深めている。現在、中国•韓国など9カ国での研修を実施しており、希望者の多い中国・韓国は複数の研修先を設けている。また平成18(2006)年度からロシア語とアラビア語の授業が開設され、この内ロシア語研修についてはすでに開始された。留学生に対しては日本研修が実施されており、北海道・九州・沖縄など留学生が普段生活している東京とは異なった特色を持つ地域を訪れ、ホームステイなどを通して日本に対する理解を深めている。留学や国外でのインターンシップを希望する学生も増加しており、平成18年度には20名を超える学生が国外で長期間、学習・研修を行っている。留学生が多く学んでいるのも本学部の特色であり、日本人学生と留学生とが一緒に学ぶことにより、国際理解や国際交流に大きな成果を挙げている。

5年目を迎えた海外語学研修•日本研修は形も整い、大きな事故もなく順調に実施されている。研修グループの教員により、受け入れ先との調整、学生への事前指導と事後指導、現地への引率と滞在中のケアなどがきちんと行われている。研修に参加した学生の満足度も高く、研修をきっかけとして留学を目指す学生も多い。留学に関しても、留学を終えた学生の体験などを踏まえて、様々な情報を留学希望者に提供できるようになってきた。学生の留学に対する関心も高まっている。日本人学生と留学生が一緒に学ぶという授業形態も定着し、教員•学生ともに違和感なく授業に臨んでいる。

多くの留学生が在籍しているためキャンパスそのものが国際的な雰囲気に満ち溢れ、また海外語学研修や留学の機会が設けられていることは本学部の特色であり、そこに魅力を感じて受験したという学生も多い。国際理解や国際交流が授業の中だけでなく学生生活の様々な側面で進められているのは本学部の長所と言えよう。ただ、海外語学研修や留学、海外での

インターンシップなどの場合、学生の安全確保が最優先の課題であり、常に慎重に企画・運営が行われなければならない。また留学生の中には経済的な理由から学業に集中できないケースや途中で学業を断念せざるを得ないケースも見られる。留学生を支援する体制をいっそう充実させていく必要がある。

アジアに対する深い知識と理解、高度なコミュニケーション能力を持ち、アジアを視野に入れて活躍できる人材を育てるという本学部の目標実現のために、研修や留学、日本人学生と留学生の交流は大きな役割を果たしている。研修や留学の制度をより充実したものに整備し、日本人学生と留学生が活発な交流が行えるような環境を維持していくことが今後も重要である。

研修・留学については、新たな受け入れ先の開拓や新たなプログラムの開発を進めていく必要がある。学生の安全確保のための情報収集や環境整備にも力を注いでいかなければならない。現状では研修担当教員に対し肉体的・精神的に大きな負担がかかっており、学部全体で研修や留学に取り組むとともに、国際交流センターなど諸機関との連携を深めていくことも重要であろう。また留学生については、経済的に留学が困難な国からも留学生を招くことができるよう、奨学金の整備を進めていく必要がある。留学生支援課と協力しながら留学生が安心して勉学に励めるような環境作りを進めていくことも大切な課題である。

3.3.7　国際交流センター

大学の国際化は、複雑化・多様化する国際社会に対して、教育研究を通じた協力・交流や、留学生受入れによる日本理解と日本人学生の異文化理解、さらに国際社会で活躍できる人材の育成等、社会的に大きな使命を担っている。

特に、学生交流は、諸外国との相互理解、開発途上国の人材育成、日本の国際化や国際競争力の強化といった意義が挙げられる。本学では、こうした社会的ニーズに対応するため平成8(1996)年､国際交流を円滑かつ効果的に推進することを目的に国際交流センターが設置された。

センターが設置されてから10年が経過し、この間の国際交流活動は主に交流を目的として行われ、学術交流協定校は35大学1研究機関となった。また、海外研修、交換留学、国際大学交流セミナー及び外国人研究者の受入れの実施等、ここ数年間の躍進はセンター設置当時と比較してもその成果は着実に進捗している。

また、平成14(2002)年度に、21世紀アジア学部が留学生枠80名を設けて開設し、平成15(2003)年度には、政経学部が留学生枠80名を設定するなど、ここ数年で急激に留学生が増加し、平成18(2006)年度には1,201名（5月1日現在、研究生及び交換留学生を含む）となり、この数は全国の大学で第6位となった(日本学生支援機構調査)。留学生の急激な増加に伴い、その支援体制の強化の必要性から、平成16(2004)年度には全学的な外国人留学生支援プロジェクトが発足し、そこでの審議を経て、平成17(2005)年7月に事務機構改革が行われ、国際交流センターに国際交流課と留学生支援課を設置、国際交流業務と留学生支援業務をそれぞれが担当することとなった。

これに伴い、国際交流センター運営委員会が発展的に解消し、国際交流課に国際交流委員会、留学生支援課に留学生支援委員会が設置され、それぞれ専門的に各課の業務遂行のための役割を担うこととなった。さらに、平成18年7月に国際交流の推進及び外国人留学生の受入れ並びに本学学生の海外留学に関する全学的基本方針を策定、総合調整を行う国際交流政策会議が設置された。ここでは、留学生の宿泊施設（既設建物の再利用を含めて）の問題、日本語・外国語の修学支援、さらに留学生の質の向上という面から受入れに関する全学統一基準の策定及び本学における留学生の適正数とそれに見合った職員数など、センター設置から10年を経て、本学の国際化について新たな戦略的検討がなされることとなった。また、本学全体の留学生にかかわる質的向上を目的とする日本語別科の設置の必要性も考えられている。今後、戦略が明確化することで、各部署・機関が統一的に機能し、国士舘的な国際化と交流が図られるものと思われる。

（1）外国人留学生の受入れ状況

平成18(2006)年度の外国人留学生の国・地域別在籍者数（5月1日現在）は下表の通りである。外国人留学生全体の中では、中国が81.0%を占め、次いで韓国の9.9%、ミャンマーの1.7%、台湾1.5%と続いており、大部分をアジア各国からの留学生が占めている。また研究生の入学者も近年増加傾向にあり、平成18年度は38名を受入れた。

平成18年5月1日現在　正規課程在籍外国人留学生数（研究生及び交換留学生を除く）単位：人

学部名	中国	韓国	ミャンマー	台湾	ベトナム	スリランカ	モンゴル	インドネシア	タイ	ウズベキスタン	ロシア	マレーシア	その他	合計
博士課程	12	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	18
修士課程	76	4	0	0	3	1	2	6	0	2	2	0	3	99
大学院計	88	6	0	2	3	1	2	7	1	2	2	0	3	117
政経学部	292	24	1	6	2	0	1	0	0	0	0	1	1	328
体育学部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
工 学 部	51	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	5	61
法 学 部	39	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
文 学 部	14	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	19
21世紀アジア学部	441	73	18	9	5	6	4	0	4	3	3	1	5	572
学 部 計	838	107	19	15	7	8	5	0	5	3	3	3	13	1,026
総計	926	113	19	17	10	9	7	7	6	5	5	3	16	1,143

＊「その他」の内訳：キルギス3、カンボジア2、イラン2、イギリス1、インド1、バングラデシュ1、ジャマイカ1、トルコ1、アメリカ1、スーダン1、エチオピア1、オーストラリア1　計16名

＊上記の表は正規課程在籍者で、研究生38名、交換留学生20名は含まれない。

次の表は平成14(2002)年度から平成18年度の5年間における大学院•学部の正規課程に在籍している外国人留学生数の推移である。(研究生、交換留学生は含まない)

大学における国際化の指標の一つとして外国人留学生の受入れは重要な位置を占めており、本学の平成18(2006)年度における留学生数は全体の学生数に対して8.5%となっている。

外国人留学生数推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
男	272	365	407	464	483
女	179	293	416	528	660
全体	451	658	823	992	1,143

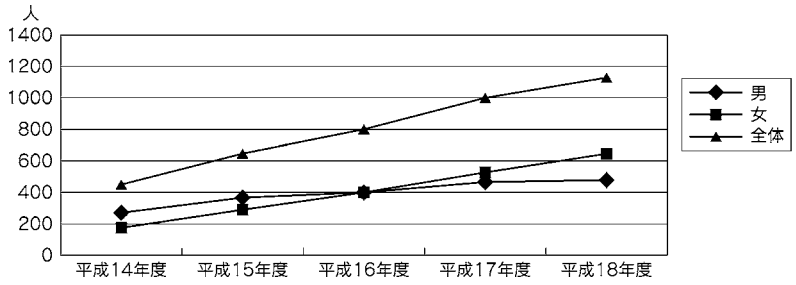

外国人留学生数推移

近年、外国人留学生は全学的に増加傾向にあるが、特に21世紀アジア学部では、アジア各国で海外直接入試を実施し、毎年一定の人数を受入れている。この海外からの直接入学者の受入れも本学の国際化推進に大きく貢献している。

一方、入学してきた外国人留学生の中には、経済的格差による問題も発生している。多くの外国人留学生はアルバイトにより学費や生活費を工面しているのが現状であるが、一部の外国人留学生において入管法により定められた所定の労働時間を超えてアルバイトをしたために行政処分を受けるケースも発生した。

本学の総留学生数が1,000名を超えた今、留学生の宿舎、奨学金、授業料減免、日本語教育等多面的に検討を加え、留学生受入れの適正数を策定することが急務である。

(2) 外国の大学との協定締結状況

平成14(2002)年度以降、アメリカ•サンフランスシスコ州立大学、カナダ•サイモンフレーザー大学、中国・吉林大学、大連外国語学院、深圳職業技術学院、青島大学、モンゴル・モンゴル国立大学、ウズベキスタン・国立サマルカンド外国語大学、世界経済外交大学、キルギス・キルギス国立民族大学、エチオピア・アディス・アベバ大学の11大学と新たに協定を結び、総数では、協定校・海外研修校35大学・1機関、18カ国・1地域となっている。

協定締結大学等一覧

国・地域	所在地	大　　学　　名	協定締結年月
アメリカ (3)	NY	セント・ジョンズ大学 St. John's University	1975.11
	Davis, CA	カリフォルニア大学デービス校　海外研修校 University of California, Davis	2000.10
	SF, CA	サンフランシスコ州立大学（覚書協定） San Francisco State University（SFSU）	2003.10
カナダ (2)	B. C.	カレッジ・オブ・ザ・ロッキーズ　海外研修校 College of the Rockies	1992.02
	B. C.	サイモン・フレーザー大学　海外研修校 Simon Fraser University	2004.07
オーストラリア	ブリスベン	グリフィス大学 Griffith University	1999.02
韓国 (4)	ソウル	漢陽大学校 Hanyang University	1998.03
	釜山	東義大学校 Dong-Eui University	2001.03
	慶尚北道	国立安東大学校 Andong National University	2001.03
	ソウル	高麗大学校 Korea University	2001.03
中国 (10)	北京市	北京師範大学 Beijing Normal University	1997.07
	山西省	山西大学 Shanxi University	2000.05
	江蘇省	蘇州大学 Suzhou (Soochow) University	2000.05
	黒龍江省	黒龍江大学 Heilongjiang University	2000.09
	上海市	上海対外貿易学院 Shanghai Institute of Foreign Trade	2001.06
	湖北省	武漢大学 Wuhan University	2001.06
	吉林省	吉林大学 Jilin University	2002.11
	遼寧省	大連外国語学院 Dalian University of Foreign Languages	2004.07
	広東省	深圳職業技術学院 Shenzhen Polytechnic	2004.09
	山東省	青島大学 Qingdao University	2004.09
台湾 (2)	台北市	中国文化大学 Chinese Culture University	1997.03
	高雄市	国立中山大学 National Sun Yat-sen University	1997.06
モンゴル	ウランバートル	モンゴル国立大学 National University of Mongolia	2002.11
フィリピン	マニラ	デラサール大学 De La Salle University	1997.06
ヴィエトナム	ホーチミン	ヴィエトナム国家社会人文科学大学（USSH） University of Social Sciences and Humanities, Ho Chi Minh City	2001.02
インドネシア	ヨグヤカルタ	ガジャマダ大学 Gadjah Mada University	2001.06
タイ (2)	バンコク	チュラロンコン大学 Chulalongkorn University	2001.02
	チェンマイ	チェンマイ大学 Chiang Mai University	2001.02
ハンガリー	ブタペスト	サマルバイス大学 Semmelweis University	2000.11
ドイツ	ミュンヘン	ミュンヘン大学 University of Munich	1977.01
ロシア	ウラジオストク	極東国立工科大学 Far-Eastern State Technical University	2001.09
ウズベキスタン (2)	サマルカンド	国立サマルカンド外国語大学 Samarkand State Institute of ForeignLanguages	2004.09
	タシケント	世界経済外交大学 University of World Economy and Diplomacy	2004.09
キルギス	ビシュケク	キルギス国立民族大学 Kyrgyz National University named after J. Balasagyn	2004.10
エチオピア	アディス・アベバ	アディス・アベバ大学 Addis Ababa University	2003.11
イラク	バグダッド	イラク国考古遺産庁 The Directorate General of Antiquitiesand Heritage, The Ministry of Culture and Information,The Republic of Iraq	1997.11

平成8(1996)年度の国際交流センター発足以来､実質的な交流を目的として外国の大学と協定締結し、国際交流を展開している。交流内容は、交換留学、海外研修等、共通の専門を学ぶ学生の交流を目的とした国際大学交流セミナーが主である｡特に国際大学交流セミナーは、1週間～10日という短い期間ではあるが､相互理解を深めることができるだけでなく､参加学生が本格的に海外留学を目指すきっかけとなっている。また相互に送り出している交換留学生の現地での活動が協定校との交流内容を一層効果的なものにしている。

これまで主として、学生を中心とした交流を深め、交換留学や海外研修はある程度制度化されてきたが、研究者交流においては、まだ定着していないのが現状である。今後は、教員の交流を発展させると共に、共同研究も検討する必要がある。

(3) 留　学

①　短期留学（海外研修）の状況

平成13(2001)年度から平成17(2005)年度までの研修実績

研修名／時期	研修先	年度別参加人数（人）					
		2001	2002	2003	2004	2005	合計
カナダ研修 8月	サイモン・フレーザー大学（注1）	8	12	－	22	16	58
アメリカ研修 8月（注2）	カリフォルニア大学デイビス校	12	13	21	29	13	88
中国研修 8月	北京師範大学	10	10	－	19	8	47
韓国研修 8月	漢陽大学校	4	－	－	－	6	10
オーストラリア研修 2月	グリフィス大学	15	21	23	13	27	99
合　　計		49	56	44	83	70	302

注1　カナダ研修は平成14(2002)年度までカレッジ・オブ・ザ・ロッキーズにて実施
注2　アメリカ研修は平成16（2004)年度より8月実施、それ以前は2月実施
※　平成15(2003)年度のカナダ・中国・韓国研修はSARSの影響を受け不催行
※　2002、2004年度の韓国研修は申込者数が最小催行人数に達していなかったため不催行

営利を目的としない大学の短期留学（海外研修）プログラムは、学生だけでなく保護者にとっても安心感・信頼感があり、例年保護者からの問い合わせも多い。また、海外渡航が初めての学生も多く参加している。

研修修了後、他の海外研修に参加する学生や交換留学にチャレンジする学生、本格的に自費留学する学生が数多く出てきており、学生にとって海外研修が語学や海外への興味を持つ大きなきっかけとなっている。また短期間ではあるがホームステイや異文化環境での生活を通し、学生の精神的な成長を見ることもできる。

研修内容は前年度参加学生のアンケート結果を踏まえ､受入れ側担当者と打ち合わせの上、決定・実施している。研修を効果的に行うため、出発前にオリエンテーションを兼ねた1～2回の事前教育、帰国後に反省会を含めた事後教育を実施している。学生からは、現地ですぐ

使える実用会話（英語・中国語・韓国語）の授業を、事前に受講してから出発したいという要望があるので、事前教育にネイティブの講師を迎えての授業を展開することを今後の課題としたい。また、英語圏への留学希望者は増加傾向にあるが、アジア圏への留学希望者が未だ少ない。

また近年、危機管理のために海外旅行保険加入等の費用が以前にも増して必要とされているが、学生の経済負担を考慮し、費用を抑えつつも十分な危機管理を行うことが今後の課題となっている。

② 交換留学（受入れ・派遣）

平成9(1997)年度より交換留学生の受入れを開始。現在までの受入れ・派遣状況は下表のとおり年々増加している。交換留学生は学びたい分野の学部や学科に所属し、宿舎は大学の指定する施設等にそれぞれ入居することになっており、学費等教育費は免除となっている。また、宿舎費についても、協定書に基づき免除または一部学生負担となっており、本学受入れについては奨学金として補助している。

また、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による短期留学推進制度の奨学金（月額80,000円、受入れ学生のみ渡日用支度金150,000円も支給）を、毎年数名が受給している。

交換留学生（受入れ・派遣）実績

国・地域	大学 ＼ 年度 ＼ 区分	2002		2003		2004		2005		2006	
		受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
韓国	漢陽大学校	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	高麗大学校					2	2	1	2	1	2
	東義大学校			1		2	1	2	1	1	2
	安東大学校			1		2	2	1	1	1	2
台湾	国立中山大学		1	1	1		1		1	2	2
	中国文化大学	1		1		1	1	1		1	
中国	北京師範大学	2	1	1	1	1			1		1
	蘇州大学	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	吉林大学					1	1	1		1	
	山西大学	1				1		1		1	1
	黒龍江大学	1		1	1	1	1	1	1	1	
	武漢大学					1		1		1	
	上海対外貿易学院			1		1	1	1		1	
	大連外国語学院									1	
フィリピン	デラサール大学					1		1	1		1
タイ	チュラロンコン大学			1			1			1	
	チェンマイ大学	1		1			1	1	1		
ベトナム	USSH大学	1					1	1	1	1	1
インドネシア	ガジャマダ大学	1	1				2		1	1	2
アメリカ	セントジョンズ大学						1				
オーストラリア	グリフィス大学										1
モンゴル	モンゴル国立大学					1		1		1	
ロシア	極東国立工科大学			1		3		1		1	
ハンガリー	サマルバイス大学							1			
大学計（単位：校）		9	5	12	6	15	15	17	11	18	12
学生計（単位：人）		11	5	13	7	21	19	19	13	20	18

（交換留学受入れ）

交換留学生が本学で正規学生とともに学ぶことにより、本学の学生が他国からの留学生と知り合う機会が増え、交流を通して他国の文化や人々について学び、多文化共生や国際化に対する意識を高めることができる。また、学生だけでなく、教職員も交換留学生を通して協定校の存在を認識し、協定校との新たな交流プログラムが生まれるきっかけとなっている。

交換留学生受入れの課題として、第一に、本センターでは交換留学生のために、都内見学や、短期・長期ホームステイプログラムの紹介、地域交流の機会の提供、また、来日直後の日本語学習及び日常的な日本語の補習を行っている。これらのプログラムは、学外活動を通して、大学生活では得られない日本の文化・習慣の理解を深めるとともに、都内見学や日本語補習を行うことにより、早く日本に馴染める手助けを行っている。前回、交換留学生受入れの問題点としてあげられていた、様々な日本語レベルの交換留学生の受入れについては、国際交流課が独自のプログラムを提供することによって解消された。

第二に、本学では9月入学者の受入れが難しい状況がある。本学はセメスター制に移行したとはいえ、未だ4月開始の通年科目が残っている学部が多く、9月から授業を受けた場合、成績評価を出すことが難しいため、9月入学者の受入れに関して大きな障害となっている。

第三に、学生の経済的負担についても軽視できない問題である。現在、独立行政法人日本学生支援機構より本学へ奨学金の割当てがあるが、年々減少傾向にある。本学では宿舎費に対して手厚く補助しているが、それでも、協定校からの学生にとっては本国との経済的格差から、奨学金が支給されないと留学することが難しい場合が多い。

交換留学生の受入れについては、従前通り、増加傾向にあるが、奨学金、寮、日本語／英語教育などの受入れ体制の充実と、経済的格差による経費負担等もあり、本学から派遣する学生とのバランスを考えていかなければならない。今後、交換留学生の受入れに関しては大学の戦略を国際交流政策会議において検討、決定し、その方針に従って進めていきたい。

（交換留学生派遣）

近年少しずつ学生に浸透し、交換留学希望学生が年々増加している。21世紀アジア学部の開設により、特に同学部からの応募が大半を占めている。しかしほとんどの学生が学部の授業を受講するのに十分な語学力を備えておらず、交換留学期間中、語学教育のみ受講する者、語学授業と学部授業を並行して受講する者がほとんどである。また希望者の増加とともに、留学自体を安易に考えている学生の増加が見られる。

交換留学制度では原則的に派遣先大学の学費等の免除､本学授業料の5割減免など経済的に大きなメリットがあり、留学希望学生にとって大きな魅力になっている。また現地で学んだ単位は、所定の審議を経て、学部生は60単位、大学院生は10単位を上限に認定され、留学期間も含め所定の在学年数で卒業することができる制度も大きな魅力となっている。しかし単位認定に関しては各学部間で統一されていない。

交換留学を修了した学生は、語学力だけでなく、国際的な視野・感覚を身につけ帰国し、総合的なコミュニケーション力の発達や大きな精神的成長が伺える。帰国後は、留学先国に関連する企業に就職する学生や、海外の大学院に進学する学生などが多数おり、本学の目指す国際化への大きな原動力となっている。

しかしながら、交換留学希望学生の意識と語学力が問題となっている。今後は、交換留学生として留学する意義と目的意識を向上させ、自主的に留学準備を行うための指導を早期より強化していく必要がある。留学相談の実施や留学準備講座の開設など留学事前教育を徹底させ、語学力向上や異文化への適応能力養成を目的とした教育体制を構築することが必要である。そのためには、語学教員を中心とした教員との連携も図る必要がある。英語以外の言語に関しては、積極的な語学試験の情報提供により、多くの学生に受験の機会を与えるようにしたい。また、語学教育の強化と共に、現状をふまえ語学留学も交換留学として認め、推奨する。また交換留学以外の派遣留学など、柔軟で新しい取り組みを検討する必要もあるが、学生の二一ズに答えるためにも、英語圏の協定校の開拓も必要である。

今後、交換留学希望学生の増加が予想されるため、現在行っている選抜試験（書類審査、各言語別の筆記・会話試験、個人面接）に関し、より一層厳格化し、留学後の修学を順調に行えるような配慮をする必要がある。

なお、海外で取得した単位を積極的に卒業所要単位として認定し、交換留学中の1年間が学生にとって不利とならないように、規定整備について全学をあげて取り組む必要性がある。多くの留学希望学生が交換留学制度を有効に利用できる体制を整えるため、国士舘大学奨励金の更なる充実など、金銭面における援助制度の構築も必要といえる。

近年、海外における生活にはより危機管理が必要とされており、交換留学生には現在行っている留学前オリエンテーションにおける危機管理教育の充実、予防接種の奨励など、最大限の指導を行って学生を派遣することが重要である。

(4) TOEFL-ITP（TOEFL Institutional Testing Program トフル団体プログラム）

平成11(1999)年度より年3〜5回、以下の目的で実施している。

1. 海外留学希望者の意識付け
2. 正規TOEFLの模試としての活用
3. 大学受験後の学習継続の動機付け
4. カナダ、オーストラリア、アメリカ海外研修参加者に事前受験させ、語学レベルの認識と学習意欲の向上をはかる

TOEFL-ITP実施実績

年度	実施回数	1回あたりの受験者数平均(A)	1回あたりの受験者数平均(B)
2001	5回	16人	6人
2002	3回	21人	6人
2003	3回	23人	9人
2004	2回	37人	6人
2005	2回	32人	5人

A：海外研修参加者含む
B：海外研修参加者含まない

海外研修参加者を除くと、受験者数は毎回10人未満で、大学の規模からすれば、少ない状

況となっている。また、受験者の平均点も一般より低い。しかし、近年TOEFLの大幅な改正により、公式のTOEFL(TOEFL-iBT　インターネット版トフル)が導入され、TOEFL-ITPとはもはや試験形態が異なるため、模擬試験としてのTOEFL-ITPの有効性は減少してきた。今後TOEFL-ITPを継続実施していくかの検討と、もし継続しないのであれば、それに代わるものとして、学生の語学力を高めるためにどのようなプログラムを実施していくかの検討が急務である。教員や生涯学習センター（キャリアイングリッシュ講座）と連携し、TOEFL講座、留学準備講座を含めたカリキュラム編成の可能性も考えていく必要がある。

(5) 留学生支援体制

① 経済的支援（奨学金等）

平成18年度現在外国人留学生を対象に、次のような支援体制を設けている。

- 「授業料減免制度」
  在留資格「留学」をもつ学部生及び大学院生を対象として授業料の30％を減免している。
- 「国士舘大学外国人留学生奨学生A」　月額90,000円を給付
- 「国士舘大学外国人留学生奨学生B」　月額60,000円を給付
- 「国士舘大学外国人留学生奨学生C」　月額20,000円を給付
- 「国士舘大学運動技能優秀奨学生」　の授業料免除など

上記の他、文部科学省等が実施する奨学金では、次の制度のものを受給している。

- 「国内採用による国費外国人留学生」
- 「大使館推薦による国費外国人留学生」
- 「私費外国人留学生学習奨励費」

また、(財)高山国際教育財団、(財)共立国際交流奨学財団奨学基金、(財)平和中島財団、(財)佐川留学生奨学会など、大学から奨学団体に、学生を推薦する奨学金や、学生が個人応募する奨学金がある。なお、国士舘大学、文部科学省、民間団体のいずれかの奨学金を受給している学生は、正規課程に在籍する外国人留学生数全体に対し、約26.7％となっている。

平成14(2002)年度に、外国人留学生を対象とした大学独自の奨学金制度が設けられたが、基準を満たす学生を全て対象とする授業料減免制度は、留学生全体に対して、奨学金を支給している状態になっている。

このため、大学の財政面の視点から見ると、少なからず経営に影響を及ぼしているといえる。しかし、このような奨学金の制度は外国人留学生が大学選択に際して、重要な選択項目の一つとなっていることも見逃すことができない。

今後は、一律制でなく優秀で経済的に困難な学生に対して支給する奨学金制度の設立や質の高い外国人留学生を獲得するための奨学金制度の再構築が必要である。

② 宿　舎

平成18(2006)年5月1日現在の本学外国人留学生1,201名（交換留学生・研究生を含む）のうち、約9割が民間アパート・マンションに住んでいる。宿舎環境の整備は安定した留学生活の構築において必須の問題であるが、民間アパート・マンション以外の寮や学生会館等に入寮できるものは非常に限られている。今後もその状況が大きく変わることは見込めないと思わ

れる。なお、本学ゲストハウス及び鶴川寮に入寮している私費外国人留学生には宿舎費1万円を大学から補助している。

アパート等への賃貸借契約にかかる連帯保証人の確保、異文化環境による住居面でのトラブル等は外国人留学生数の増加に伴いさらに顕在化している。特に、日本での生活歴が浅い海外直接入学者をとりまく住居問題については、不動産業者や物件所有者の理解促進を図る必要がある。

宿舎状況詳細

1）鶴川寮（大学寮）……7名
2）ゲストハウス（大学寮）……19名
3）留学生支援企業協力推進協会社員寮……9名（6社）
4）(独)日本学生支援機構が設置する宿舎……24名
（祖師谷国際交流会館、駒場国際交流会館、東京国際交流会館、東京国際交流館）
5）地方公共団体が設置する宿舎……6名
6）公益法人等が設置する宿舎……18名
7）指定学生会館（法人契約寮）……10名
8）一般学生用宿舎……6名
9）民間企業の社員寮……6名
10）民間アパート・マンション……1,096名

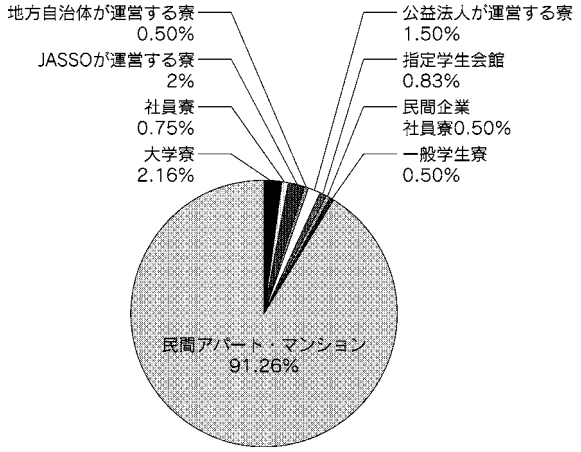

宿舎状況　平成18(2006)年5月1日現在

外国人留学生の受入れ増加にともない宿舎の手当ては避けて通れない問題であるが、現状では、大学の寮や社員寮等への入居者数が飛躍的に増加することは難しい。また、日本においては、民間アパート・マンションに入るためには連帯保証人が必要なため、現在、本学では平成12(2000)年1月から(財)日本国際教育支援協会が実施する留学生住宅総合補償制度の協力校になっており、この制度を利用して、外国人留学生の賃貸借契約における連帯保証人になっている。利用者数は、平成18(2006)年7月末までの、延べ利用者数は753人となっている。

平成13～17年度の年度別加入者数と所属別加入者数は、次の通りである。

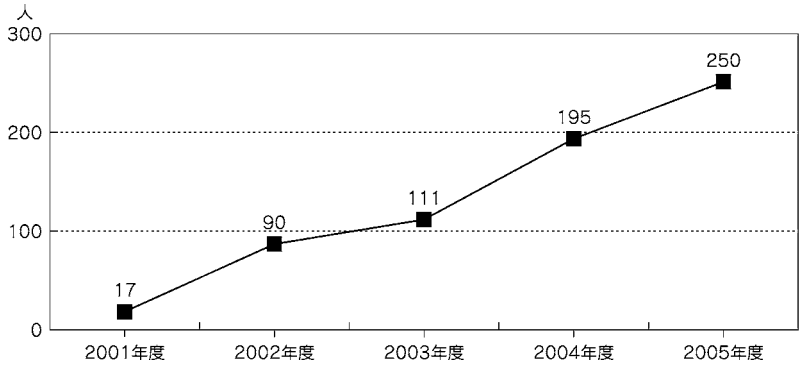

留学生住宅総合補償制度加入者数

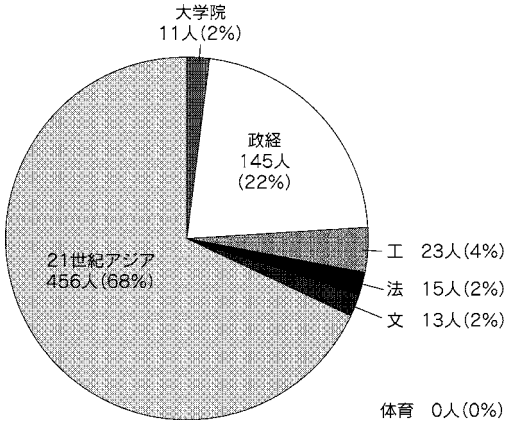

所属別加入者累積数（2001～2005年度）

これまでの推移をみると、平成14(2002)年度から加入者数が急増している点は、21世紀アジア学部を新設した時点と一致しており、平成16(2004)年度の急増は、21世紀アジア学部への2年次及び3年次の編入の受入れを始めた時期と一致している。

所属別加入者累積数についても、21世紀アジア学部が圧倒的に多い。これは、海外直接入学者を多く受入れているため、自分で住居の連帯保証人を立てることができず、この制度を利用して大学に連帯保証人を依頼する学生が多いことによる。

③　交流ルームの役割及び地域交流

・国際交流及び地域交流

世田谷キャンパス及び鶴川キャンパスでは、ともに本学外国人留学生と地域住民、ボランティア等との積極的な交流活動に努めている。この活動を通して本学と地域住民等との協調体制を構築するとともに外国人留学生にとっても日本文化を深く理解する上で貴重な体験となっており、国と国との民間人を通した友好親善に寄与している。本学外国人留学生の短期ホームステイへの参加や交流ルームからの紹介で、大学近くで行われる日本語教室に参加したり、自治会主催の各種催し物への参加も恒例化している。また、鶴川キャンパスでは1、2年生の日本語教育をより効果的に展開するために地域日本語ボランティアの日本語授業への参加が定期的に企画され、成果を上げている。地域の小学校や中学校の国際理解教育の一環

として当該小学校､中学校から外国人留学生の派遣依頼を受けて多国籍の留学生を送り出し、小学校、中学校の「総合的な学習の時間」の実施に貢献している。また日本人学生と地域の住民や小学校、中学校に本学の外国人留学生の存在を認知していただき、理解と交流を深めるために「留学生芸術祭」を開催し好評を得た。

交流ルームは、世田谷と鶴川の両キャンパスに設置され、次のようなサービスを提供している。

①中国語、韓国語の新聞や雑誌の配布

②センター主催の交換留学・海外研修に関する案内

③入管法に関する情報

④TOEFL、ビジネス日本語能力テスト、中国語・日本語通訳検定等語学検定の案内

⑤合同企業説明会、官公庁による外国人の雇用に関する案内等、就職に関する情報

⑥無料法律相談の案内等、生活支援情報

⑦パソコンの利用

また交流ルームは、外国人留学生同士の〝交流の場〟として定着している。

留学生が地域に住む日本人との交流を深めることは日本人との相互理解の観点から留学生活を送る上で有意義である。学費や生活費を自分で賄わなければならないケースが目立つ外国人留学生は、往々にして大学の授業とアルバイトの日々を送りがちになるので、センターとしても努めて地域の日本人との交流を留学生に推奨している。交流ルームは日本人学生と外国人留学生との〝交流の場〟として設置しているが、交流ルームにおける日本人学生と外国人留学生との交流は、あまり成果が上がっていないのが現状である。

ボランティア活動が盛んに行われている世田谷区においては、外国人留学生を軸にして大学が地域と交流を結ぶ機会は多いので、外国人留学生が有意義な留学生活を送るためにも大いに活用できるよう環境整備をしたい。日本人学生との交流促進についても学内の「留学生会」と日本人学生による学園祭での共同企画等の提案を通して交流を進めていくことも一案である。

鶴川キャンパスがある町田市においても本学の外国人留学生の国際理解教育への派遣を通して存在が広く認知されているので今後とも地元の小学校、中学校及び町田市、相模原市等の国際交流センター、商工会議所等へ積極的にアプローチして地域交流の輪を広げていきたい。

国際理解教育と地域交流の状況

	年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
国際理解教育	派遣回数		5	3	10	15	13	10	7	11
	派遣人数		19	11	40	32	24	32	18	33
地域交流	実施回数	1	1	1	2	1	1	2	4	5

④　研究者交流

外国人研究者の受入れは、「外国人研究者受入れ規程」に基づき、国際交流センターが受入れを行っている。また、学外派遣教員については、現在、国内外を問わず教務課が分掌して

いる。平成17(2005)年度までに受入れた研究者の国別・人数は次のとおりである。

1）韓国　　：6名
2）中国　　：14名
3）ロシア　　：2名
4）オーストラリア：1名
5）アメリカ　　：1名
6）タイ　　：1名
7）シンガポール　：1名

受入れの特徴としては、相手側の要望によるものが多く、研究期間は1年間が多い。

学術交流については、諸外国からの優れた研究者或いは将来性がある研究者を本学に招聘すると共に、本学の研究者を海外に派遣して、学術・調査活動の充実に資することを目的としているが、現在まで充実には至っていない。学術研究交流を充実するためには、諸外国からの優れた研究者を発掘・招聘しなければならないと同時に、派遣促進策も検討しなければならない。

世田谷キャンパスでは、平成16(2004)年3月にゲストハウスが完成し、宿泊施設は整備されたが、鶴川校舎と多摩校舎にも研究者受入れ施設を設置する必要がある。

また、国際交流センターとして、受入れる研究者へのサービス、受入れ体制（宿泊施設、日常生活におけるサポート、通信機器、経済的な配慮等）を更に強化するとともに、国際交流に関する効果的な計画（短期、中期、長期）を構築し、それに基づく教授の招聘を行う必要がある。

派遣に関しては、教務部と連携し、特に協定校への派遣については、積極的な情報提供・手続きのサポート等を行う必要があるだろう。

また、相互交流を促進するため、交換訪問研究員制度の導入も検討が考えられる。教員の研究活動の場として協定校を利用することで、相互の交流を深め、学生の交流プログラム実施の際にも、大きな助けとなることが期待される。

3.3.8　情報科学センター

センター所属教員の研究テーマあるいは依拠する学問分野は分散している。研究活動状況の学内外との交流は、主に各自の所属する学会誌や情報科学センター紀要を通して行われている。情報科学センター紀要は、本学の教員、センター非常勤講師からの投稿論文投稿をもとに、年1回3月に発刊している。教育研究面での国際交流は、組織的には実施していない。教員レベルで、海外研究者との共同研究、国際会議への参加などを実施している。また、講義支援システムJenzabarの導入に伴い、e-Learning研究会を年度末に開催して、コンピュータを利用した教育実践の紹介と教員の意識向上を図っている。

平成13(2001)年度から、センターのホームページを充実させ、教育研究活動の内容をできるだけ情報公開する仕組を整備した。これにより、センター教員の国内外における教育研究交流の緊密化が図られつつある。平成17(2005)年3月に第1回e-Learning研究会、平成

18(2006)年3月に第2回e-Learning研究会を開催した。教職員を含めた他部署からの参加者の発表もあり、一定の成果を上げたと評価できる。この研究会は今後も継続するのが望ましい。研究会発表は情報科学センター紀要に研究会報告として掲載され、研究会を活性化させ意義の有る評価に耐える発表を生む要因となる。

国際交流の推進に関する基本方針は、現在作成されていない。個人的な交流は行われているので、これを育て交流の輪を広げて行くのが一つの方策である。

4．学生の受け入れ

4.1　大学の現状

平成18(2006)年5月1日現在の本学の入学定員は2,740名、収容定員は11,265名である。

学部別の内訳は、政経学部入学定員805名、収容定員3,220名、政経学部二部入学定員0名、収容定員275名、体育学部入学定員425名、編入学定員15名、収容定員1,730名、工学部入学定員320名、収容定員1,280名、法学部入学定員400名、収容定員1,600名、文学部入学定員390名、収容定員1,560名、21世紀アジア学部入学定員400名、収容定員1,600名である。

これに対して大学全体の在籍学生数は、13,141名であり、収容定員の1.17倍となっている。大学全体では、教育体制からみて適正な学生数といえる。

学部・学科別にみると、政経学部収容定員3,220名、学生数3,916名：1.22倍（政治学科収容定員700名、学生数824名：1.18倍（昼･夜合算)、経済学科収容定員1,680名、学生数2,012名：1.20倍（昼・夜合算)、経営学科収容定員840名、学生数1,080名：1.29倍)、政経学部二部(平成15年度から募集停止)収容定員275名、学生数51名：0.19倍(政治学科収容定員75名、学生数11名：0.15倍､経済学科収容定員200名､学生数40名：0.20倍)､体育学部収容定員1,730名、学生数2,005名：1.16倍(体育学科収容定員800名、学生数1,002名：1.25倍、武道学科収容定員300名、学生数375名：1.25倍、スポーツ医科学科収容定員630名、学生数628名：1.00倍)、工学部収容定員1,280名、学生数1,452名：1.13倍（機械情報工学科収容定員320名、学生数359名：1.12倍、電気電子工学科収容定員320名、学生数355名：1.11倍、都市システム工学科収容定員320名、学生数351名：1.10倍、建築デザイン工学科収容定員320名、学生数387名：1.21倍)、法学部収容定員1,600名、学生数1,943名：1.21倍（法律学科収容定員800名、学生数1,012名：1.27倍、現代ビジネス法学科収容定員800名、学生数931名：1.16倍)、文学部収容定員1,560名、学生数1,922名：1.23倍(教育学科教育学専攻収容定員200名、学生数247名：1.24倍、教育学科倫理学専攻収容定員120名、学生数136名：1.13倍、教育学科初等教育専攻収容定員160名、学生数213名：1.33倍、史学地理学科考古･日本史学専攻収容定員280名、学生数353名：1.26倍、史学地理学科東洋史学専攻収容定員160名、学生数202名：1.26倍、史学地理学科地理・環境専攻収容定員240名、学生数288名：1.20倍、文学科中国語・中国文学専攻収容定員120名、学生数137名：1.14倍、文学科日本文学･文化専攻収容定員280名、学生数346名：1.24倍)、21世紀アジア学部収容定員1,600名、学生数1,852名：1.16倍（21世紀アジア学科収容定員1,600名、学生数1,852名：1.16倍）となっている。

平成18年度の留年者は、大学全体で580名であり、在籍学生数比率4.41％となっている。

特に、第2年次294名（留年者比率50.69％)、第4年次255名（留年者比率43.67％）となっいる。学部・学科別にみると、政経学部191名（第1年次0名、第2年次137名、第3年次0名、第4年次54名)〔政治学科第1年次0名、第2年次21名、第3年次0名、第4年次7名（昼･夜合算)、経済学科第1年次0名、第2年次82名、第3年次0名、第4年次34名（昼・夜合算)、経営学科第1年次0名、第2年次34名、第3年次0名、第4年次13名〕、政経学部二部（平成15(2003)年度から募集停止）21名（政治学科第4年次6名、経済学科第4年次15名)、体育学部40名（第1年次0名、第2年次13名、第3年次0名、第4年次27名）（体育学科第1年次0名、第2年次4名、第3年次0名、

第4年次18名、武道学科第1年次0名、第2年次6名、第3年次0名、第4年次4名、スポーツ医科学科第1年次0名、第2年次3名、第3年次0名、第4年次5名)、工学部90名（第1年次0名、第2年次20名、第3年次0名、第4年次70名）（機械情報工学科第1年次0名、第2年次4名、第3年次0名、第4年次24名、電気電子工学科第1年次0名、第2年次4名、第3年次0名、第4年次4名、都市システム工学科第1年次0名、第2年次5名、第3年次0名、第4年次20名、建築デザイン工学科第1年次0名、第2年次7名、第3年次0名、第4年次22名)、法学部72名（第1年次0名、第2年次17名、第3年次15名、第4年次40名）（法律学科第1年次0名、第2年次17名、第3年次15名、第4年次21名、現代ビジネス法学科第1年次0名、第2年次0名、第3年次0名、第4年次19名)、文学部85名（第1年次0名、第2年次42名、第3年次0、第4年次43名）（教育学科教育学専攻第1年次0名、第2年次5名、第3年次0名、第4年次3名、教育学科倫理学専攻第1年次0名、第2年次2名、第3年次0名、第4年次2名、教育学科初等教育専攻第1年次0名、第2年次1名、第3年次0名、第4年次1名、史学地理学科考古・日本史学専攻第1年次0名、第2年次8名、第3年次0名、第4年次5名、史学地理学科東洋史学専攻第1年次0名、第2年次6名、第3年次0名、第4年次4名、史学地理学科地理・環境専攻第1年次0名、第2年次7名、第3年次0名、第4年次18名、文学科中国語・中国文学専攻第1年次0名、第2年次4名、第3年次0名、第4年次2名、文学科日本文学・文化専攻第1年次0名、第2年次9名、第3年次0名、第4年次8名)、21世紀アジア学部81名（第1年次12名、第2年次65名、第3年次4、第4年次0名）（21世紀アジア学科第1年次12名、第2年次65名、第3年次4名、第4年次0名）となっている。これら留年となる学生に対しては、各学部において懇切な指導が行われているところである。

カリキュラム編成に基づく授業実施計画（時間割など)、教室数、実験・実習施設、研究施設、図書館等の本学教育・研究の現状を勘案し、学生に充分な教育環境を設定できるよう定員管理を行っているところである。

昨今の入学金、授業料返還訴訟等の動向を鑑み、入学辞退に伴う授業料等の返還請求を3月31日午後4時まで受け付けているところから、各学部において、各種データ（歩留まり等）をもって慎重に入学試験合格者の判定を行っており、学年当初に実施する入学式（4月1日）における入学者数の確定に努力しているところである。

平成18年度の入学定員超過率は、政経学部入学定員805名、入学者数1,019名：1.27倍〔政治学科入学定員175名、入学者数216名：1.23倍（昼・夜合算)、経済学科入学定員420名、入学者数535名：1.27倍（昼・夜合算)、経営学科入学定員210名、入学者数268名：1.28倍〕、体育学部入学定員425名、入学者数516名：1.21倍（体育学科入学定員200名、入学者数257名：1.29倍、武道学科入学定員75名、入学者数95名：1.27倍、スポーツ医科学科入学定員150名、入学者数164名：1.09倍)、工学部入学定員320名、入学者数305名：0.95倍（機械情報工学科入学定員80名、入学者数85名：1.06倍、電気電子工学科入学定員80名、入学者数68名：0.85倍、都市システム工学科入学定員80名、入学者数58名：0.73倍、建築デザイン工学科入学定員80名、入学者数94名：1.18倍)、法学部入学定員400名、入学者数498名：1.24倍(法律学科入学定員200名、入学者数239名：1.19倍、現代ビジネス法学科入学定員200名、入学者数259名：1.30倍)、文学部入学定員390名、入学者数455名：1.17倍(教育学科教育学専攻入学定員50名、入学者数54名：1.08倍、教育学科倫理学専攻入学定員30名、入学者数26名：0.87倍、教育学科初等教育専攻入学定員40名、入学者数56名：1.40倍、史学地理学科考古・日本史学

専攻入学定員70名、入学者数83名：1.19倍、史学地理学科東洋史学専攻入学定員40名、入学者数51名：1.28倍、史学地理学科地理・環境専攻入学定員60名、入学者数67名：1.12倍、文学科中国語・中国文学専攻入学定員30名、入学者数31名：1.03倍、文学科日本文学・文化専攻入学定員70名､入学者数87名：1.24倍)､21世紀アジア学部入学定員400名､入学者数463名：1.16倍となっている。

工学部電気電子工学科は12名、工学部都市システム工学科は22名、文学部教育学科倫理学専攻は､4名入学定員に至っていない｡工学部については､平成19年度から学部改編がなされ､理工学部理工学科となり、フレキシブルな修学形態を取り入れることが予定されている。これに伴い志願者数の動向についての調査を行っているところである。文学部教育学科倫理学専攻については、入学定員が30名と小規模であるため、同系の学術・研究領域を展開する他大学との受験生の競合などにより､本年度の入学生は定員に至らなかったが､本学を第1志望とする学生の進学意識調査、高校生父母に対するアンケートを分析し、定員の確保に努めているところである。

結果として、定員管理の一つの基準となり得る私立大学等経常費補助金において不交付となる収容定員超過率＝平成18(2006)年度1.60倍以上を超えることのない在籍学生数なっている。

さらに入学定員超過率については､平成18年度大学院に2研究科(総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科）を設置するにあたり、4年間継続して「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準(平成15年3月31日　文科省告示第45号)」に定める学部単位の定員超過率（1.3倍）未満の入学者数となっている。

平成19(2007)年度においては、各学部学科、専攻ごとに予定する在籍学生数を示すことにより、入学定員超過率を1.27倍以下（スポーツ医科学科：1.10倍以下）とする施策を講じ、適正な定員管理に努めている。

学生募集の方法としては、直接または間接に募集を行っている。

直接募集する方法としては､5月に関東近県の高等学校を対象に実施する本学主催入学試験説明会、全国の業者企画の入試相談会、近隣の高等学校説明会、オープンキャンパス、デリバリー入試会場にあわせた高等学校訪問、デリバリー授業（模擬授業）を実施している。

間接募集する方法として、全国の高等学校へ5月に大学案内、7月に入学試験要項を発送、新聞、受験雑誌等の媒体を利用した広報、ホームページ上においても各学部の紹介・各入試制度・入試相談会の実施日程・オープンキャンパス等の案内を掲示し広く一般に公開している。

①　本学主催入学試験説明会

毎年5月に入学試験説明会を1都3県1,111校の高等学校及び日本語学校を対象に実施している。平成18年度は286校293名の参加を得ることができた。学長挨拶、新学部学科の案内、入学試験要項の説明、高等学校の教諭と各学部代表者等による個別相談・教育懇談会を行っている。この入学試験説明会は、推薦選考・指定校推薦等における本学への志願者の確保と、高等学校との信頼関係を築く上での重要な基盤となっている。

② 業者企画の入試相談会

全国主要都市で開催される地元新聞社、テレビ局等主催、教育委員会後援の入試説明会に参加し、高等学校教諭・受験生・父母等へ、入試制度・学部の紹介・学生生活等の説明を行っている。関東近県と例年相談者の多い会場及びデリバリー入試会場の都市を中心に、全国63会場の相談会に参加している。本学の志願者アンケートによると、入試相談会が受験を決定する際の参考として重要な役割を担っている。

③ 高等学校説明会

関東近県の高等学校215校からの依頼があり85校に出向いた。開催時期や場所によっては出席できないケースも多く発生している。直接受験生にアプローチでき本学の状況を説明できるので、なるべく多くの説明会に出席できる様に対応したいが、現状での入学課員だけでの対応は非常に難しい。今後、入試アドバイザー制等を充実させ、依頼のあるすべての高等学校に対応できる様にしたい。

④ オープンキャンパス

7月に2回、9月に1回、10月に1回とオープンキャンパスを実施し、大学全体を知って貰うとともに実際に体験できる機会も設けている。内容については、入試制度解説、各学部の個別相談（教員及び在学生）、「小論文」解説、キャンパス施設見学、模擬授業、チャレンジ・チェンジフェア、大学案内・入学試験要項・小論文と一般の過去問題集の配布、アンケート調査等を行っている。18歳人口の減少、他大学のオープンキャンパスとも重なり、年々参加者が減少していたが、本年度は全体で6,858人（前年比734人増）の参加者を得た。参加者の約半数が本学を志願している状況を考えると、より多くの参加者を得、如何に本学への志願に結びつけられるか、開催時期、回数、内容等についての更なる検討と、教職員一丸となった取り組みが、これから益々重要となって来ている。現在9月10月のオープンキャンパスにおいては土曜日開催としているが、高等学校の週五日制で休みになった土曜日に、あえて授業を組み込む公立高校が増えてきている現状を考えると、日程の変更等も検討すべきである。

また、オープンキャンパス以外の日でも3キャンパスにおいての施設見学、入試相談、学部紹介等を逐次行っている。

⑤ 高等学校訪問

4月より、デリバリー入試会場を対象とした地域の高等学校と志願実績のある高等学校を訪問し、昨年の入試結果の報告・今年度の入試要項の説明等を行い募集活動している。同時に平成18年度は、教育研究・芸術文化活動の一貫として特別協賛している「北京故宮博物院展」の告知広報も行った。毎年全国各地約2,800校の高校訪問を行っており、進路指導部の教諭からの率直な意見や、地方での高校生の地元志向、国公立志望、経済面での大学生活の負担等、様々な情報も得られている。

⑥ デリバリー授業（模擬授業）

大学で行われている授業を直接体験でき、学問に対する興味を深めて貰う事と、本学への

関心を持って貰う事を目的に、主に3学部、理工学部・法学部現代ビジネス法学科・21世紀アジア学部において要請・依頼のあった高等学校21校で実施した。模擬授業の依頼のあった高等学校からの志願者の増加が見受けられるため、高等学校訪問時に理工学部・法学部現代ビジネス法学科・21世紀アジア学部の模擬授業の案内も同時に行っている。また、ホームページ上からの申込みもできる様に現在調整中である。

⑦　大学案内

「大学案内」（11万部発行）を作成し、5月に全国の高等学校に発送している。また、資料請求者に対しては無料で配布している。受験を決めた資料として、若干パーセンテージは落ちてはいるものの、依然40％を超えている重要な広報誌と位置づけられる。平成17年度より「チャレンジ・チェンジ」をテーマとして、ビジュアル面を強調しブランド力を高められる様な「大学案内」の作成を行っている。

⑧　インターネット

ホームページ上において、各学部の案内、各入試制度及び入試要項、オープンキャンパスの案内、入試相談会の日程等掲載し、入学試験時期においても志願者数を公表している。近年、志願者アンケートでもホームページを参考としている傾向が顕著に見受けられることから、ユビキタス社会に向け、益々ホームページのコンテンツ、情報の更新が重要となると考える。また、入学課アドレス（ad1＠kokushikan.ac.jp）を取得し、インターネット上からも受験生の入試に関連した様々な質問等に回答し対応している。なお、ホームページ上よりオンライン資料請求、インターネットでの出願等も可能としている。

⑨　新聞、受験雑誌等への広告掲載

新聞等の広告掲載は、新学部学科の開設、オープンキャンパス、入学試験案内等の情報を、単独または連合で掲載している。受験雑誌等については、発行部数や配本地域等を勘案し掲載している。

（1）入学者選抜方法

AO入学試験

目的意識を持った個性豊かな人材、学力に優れた能力を有する人材等、多様な学生の受け入れを目的として、平成14(2002)年度入試からこの入試制度を実施した。出願資格として本学第一志望とし、人物・健康ともに優れた者、「学習計画書」（入学後の目的及び学習計画が明瞭であることを記載）の提出と、資格・検定系、スポーツ・諸活動系、本学卒業・在学生等子女系（学部により異なる）のいずれかの基準に該当する者としている。学部により異なるがAO入学試験Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と実施し、以前はエントリーシートの提出、事前面談等実施していたが、平成16(2004)年度（工学部のみ18年度）入試より地方からの受験者を考慮し試験日の小論文、面接又は口頭試問、書類審査の総合評価により選抜を行っている。AO入学試験は早い時期から実施でき、学力試験を課さないことから、よく青田買い、基礎学力の低下等が懸念されている。本学では10月15日にAO入学試験Ⅰ期を実施しており、将来にわたり

クラブ活動や諸活動を続ける目的意識を持った自己推薦的要素を含んだ入試としていることや、入学前教育・リメディアル教育を行うことで基礎学力の低下、意欲の低下等を少しでも解消できていると考えている。

① 推薦選考

出願資格として、高等学校卒業見込みの者（現役、政経学部フレックスBを除く）で、本学を第一志望とし、高等学校での評定平均値は求めず、高等学校長が責任をもって推薦する者としている。本学の推薦選考では、選考方法は小論文、面接又は口頭試問、書類審査（学部により異なる）の総合評価によって選抜している。

本学での入学定員に占める推薦選考（内部推薦・指定校推薦・スポーツ・武道選考を含む）の募集定員の割合は36.3％となっている。

② スポーツ・武道選考

高等学校のスポーツ活動において優秀な成績を修め、大学教育を受けるのに必要な基礎学力を有する者の中から、本学への入学を強く希望し、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と所定の卒業条件を達成する強い意志のある者を選考の上、入学を許可している。出願資格、基準については、本学を第一志望とし、高等学校3年間スポーツを継続し、各競技団体による都道府県大会、またはこれ以上の大会に出場し活躍した者で、高等学校長が推薦する者としている。選考方法（学部により異なる）は小論文、面接、書類審査の総合評価により選抜している。本学のスポーツ・武道活動において非常に貢献し、成果を上げている入試制度と位置づけられ、トップアスリートとして活躍する人材も多く育っている。

③ C方式入学試験（大学入試センター試験利用）

本学では平成6(1994)年度よりC方式入学試験として大学入試センター試験を利用した入試を実施し、平成15(2003)年からは政経学部フレックスBを除くすべての学部でこれを利用している。センター試験を選抜に利用する大学は毎年増加しているが、センター試験志願者数は平成16(2004)年度入試より減少傾向にあり、平成18(2006)年度は全国で前年より18,568名減少した。これを考えると、本学の平成18年度C方式入学試験志願者の減少は若干名に留まったと言える。

都道府県単位に試験会場があり、併願も容易にでき、試験後に出願できるこの入試制度は本学にとっても志願者にとっても非常に有効であると考えるが、国公立志願者や他大学併願者も多いことから、入学者の歩留まりについては予測が難しい。

④ 一般入学試験

2月に前期試験、デリバリー入学試験、3月に後期試験を実施している。本学の入試制度で中核となる試験で、広く一般から優秀な学生を確保するための選抜方法として有効である。前期試験では3科目での筆記試験を行い、デリバリー試験、後期試験では2科目の筆記試験を行っている。政経学部は「トップワン方式」（受験科目の中で一番得点の高い科目によって合否判定を行う）、体育学部については2科目の筆記試験と実技試験（デリバリー入試は書類審

査）を実施している。

前期試験は、志願者数の最も多い試験であり、全体の志願者数の5割近くを占める本学の根幹をなしている試験である。年々志願者の減少傾向が見られる厳しい状況であり、志願者の増加と志願倍率を上げるための取り組みが急務と考える。平成19年4月開設の理工学部では、文系の志願者でも受験できる選択科目を取り入れた試験とし、21世紀アジア学部も平成19年度入試より選抜方法を政経学部と同様に「トップワン方式」を取り入れた。また、一部の学部学科を除くほとんどの学部で、A日程B日程と試験日を設け試験日自由選択ができるよう配慮している。

デリバリー試験については、平成14年度より全国6会場を設けて実施した結果1,261人の志願があった。平成18年度は、全国16会場（札幌・仙台・郡山・水戸・高崎・大宮・津田沼・八王子・横浜・静岡・名古屋・新潟・広島・福岡・那覇・東京（世田谷））を設け1,343人の志願者を得ることができた。初年度実施から、志願者の多い地域を考慮し、現在まで10会場を増やし志願者数を確保してきたが、総合すれば、志願者の減少は否めない。今後志願者数の減少が著しい会場があった場合には、同会場の廃止も検討しなければならない。

後期試験では、志願者の減少が平成17年度よりはっきりと見受けられる。全体の志願者の減少が9.5％であるのに対し、後期試験での減少は20％となっている。これは大学全入時代の到来と、志願者の現役入学志向からAO入学試験、指定校推薦等での入学者の増加が影響しているものと考えられる。これらの状況から平成19年度の後期試験の志願者はさらなる減少が予測されると考える。

また、一般入学試験での検定料の減免については、前期試験、後期試験のグループごとの複数併願を対象に減免を実施しており、受験生に併願し易いよう、経済的負担をできるだけかけない様に配慮している。現在は、前期試験、後期試験のグループごとの併願のみの対象としているが、今後はAO入学試験と推薦選考において、あるいは各入試制度のⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期等においての減免も検討課題である。

⑤　その他の入学試験

その他の入学試験制度として、社会人入学試験、編入学・転入学試験、外国人留学生入学試験及び編入学試験、海外帰国子女入学試験を実施しており、志願者の確保につとめている。

特に、外国人留学生入学試験において、政経学部と21世紀アジア学部では留学生定員枠を定め、本学の留学生受け入れ政策の一指針を明確にしている。平成15年度入試からは、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価基準として、日本留学試験の成績（21世紀アジア学部を除く）を合否判定に用いている。留学生の場合、学業成績以前に、学費未納等の経済的理由で学生生活を断念せざるをえないことが多くあり、平成17年度入試より、出願時に留学にかかる経費支出計画書を提出させる事により、経済的根拠を求めている。そのため、年々出願書類が増えており、窓口での受付と相俟って、受付業務が繁雑になっている。これらは、入国管理局による留学生の在留資格審査厳格化による影響を受けており、留学生全体の志願者の減少にも繋がっているものと考えられるが、現状において、本学での大幅な志願者の減少はみられていない。

(2) 入学者選抜試験実施体制の適切性

入学試験の実施については、入学試験運営要領に基づき、学園を挙げて取り組むという基本姿勢のもと、入試業務の整斉円滑な実施のため全学体制で行っている。入学試験実施期間中は入試運営本部を設置し、その下に各学部試験実施本部、入試事務室、分担等庶務、案内・誘導、渉外・警備、施設及び救護の各担当を設け、入試運営本部長には学長が、副本部長には副学長（置かれていない場合は本部員の中から本部長が指名）が就き、それぞれ入試運営全般統括を担当する。

入学試験運営要領、入学試験細部実施要項、入学試験監督要項、大学入試センター試験実施要項、応急処置要項を各部署に配布、試験前日には入学試験運営本部会議を実施し、共通認識と周知徹底を図るとともに、すべての受験生が公平に受験できるよう厳正を旨として試験の実施に務めている。

(3) 入学者選抜基準の透明性

入学試験要項等において、実施する入試制度、出願資格、実施学部・学科の募集定員、試験日程（願書受付期間・方法、選考日、合格発表日、入学手続日）、試験科目（配点・試験時間）、選抜方法、出願書類を公表している。翌年度の大学案内等においては、各入試制度の志願者数、合格者数、倍率を公表しており、前期試験、デリバリー入学試験、後期試験においては合格最低点も公表している。なお、受験者への成績の開示は現在行っていない。

(4) 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

入試問題は、全学共通科目（一般入学試験）と学部・学科単位で課せられる科目（推薦・AO等）に分かれる。

このうち、全学共通科目については入学試験問題出題委員会要綱を定め、入学試験問題出題委員会を設けている。この要綱において出題委員会は、問題を作成するとともに、その構成、内容、解答等について総合的に点検・調整を行い、問題の正確・適性化と出題業務の効率化を図ることを目的としており、入試科目ごとに組織を構成し、各組織には幹事を置いている。各組織の幹事は、委員長のもと幹事会を構成し、その業務として出題に関する基本方針、科目間の難易度、問題量及び文章表現ならびに採点基準等を検討している。さらに、各科目組織の委員は幹事のもと、問題原稿作成・問題原稿の内容点検・編集・文字校正を行い、試験前日までと、当日においても試験開始前から再度確認を行っている。なお、学部・学科単位で課せられる科目については、学部が直接作成し、試験を実施している。

大学入試における出題・合否判定ミスは年々増加し、平成18(2006)年度の大学入試では132大学220件が文部科学省に報告されている。合格発表後に追加合格を出したミスの件数も16大学17件におよんでいる。そこで、このような事故が起きぬ様、以前から問題検証システムを別組織として構築することも考えられてきたが、現在の委員の状況は、その専門性や高等学校の教育内容に精通していること、ここ数年間、委員が固定化し限定されており、作成担当教員以外の当該専門分野の教員によって、客観的に問題を検証する組織を別に構築することは、現状では難しいと考えられる。また、このような事故が発生した場合に、多大な迷惑や影響を受験生等に与えることは言うまでもないが、再度の合否判定を課すことによる学内の

業務負担、平成18年度における本学での入試問題訂正については、社会的信用の失墜を招いたことになり、本学でも入試問題の検証を第三者機関に依頼することの必要性を感じざるを得ない。現在、検証の導入を検討中である。

平成17(2005)年度の本学の退学者(除籍者を含む)数は、573名であり、在籍学生数(12,964名）比率4.42％となっている。また過年度の退学者（除籍者を含む）数は、平成16(2004)年度は、586名、在籍学生数（12,600名）比率4.65％、平成15(2003)年度は693名、在籍学生数(12,267名）比率5.65％である。平成15年度の退学者（除籍者を含む）数と比べると、平成16年度は107名減、平成17年度は120名減となっている。

平成16年度の学部別の内訳は、政経学部（政経学部二部を含む）191名、学部在籍学生数比率4.97％、体育学部60名、学部在籍学生数比率3.08％、工学部86名、学部在籍学生数比率5.53％、法学部93名、学部在籍学生数比率4.70％、文学部67名、学部在籍学生数比率3.51％、21世紀アジア学部89名、学部在籍学生数比率6.51％である。

平成17年度の学部別の内訳は、政経学部（政経学部二部を含む）209名、学部在籍学生数比率5.48％、体育学部36名、学部在籍学生数比率1.84％、工学部61名、学部在籍学生数比率4.07％、法学部74名、学部在籍学生数比率3.78％、文学部96名、学部在籍学生数比率4.95％、21世紀アジア学部97名、学部在籍学生数比率5.40％である。

平成17年度においては、政経学部、文学部、21世紀アジア学部の退学者（除籍者を含む）数は、平成16年度比で55名増であったが、体育学部、工学部、法学部の退学者（除籍者を含む）数は、68名減となっている。

平成16年度の退学理由は、家庭の事情39名（退学者数比6.66％)、経済的事情32名（退学者数比5.46％)、修学意欲喪失126名（退学者数比21.50％)、病気８名（退学者数比1.37％)、留学６名（退学者数比1.02％)、他学校入学95名（退学者数比16.21％)、就職70名（退学者数比11.95％)、その他64名（退学者数比10.92％)、除籍146名（24.91％）である。

平成17年度の退学理由は、家庭の事情56名（退学者数比9.77％)、経済的事情29名（退学者数比5.06％)、修学意欲喪失144名（退学者数比25.13％)、病気８名（退学者数比1.40％)、留学11名（退学者数比1.92％)、他学校入学77名（退学者数比13.44％)、就職55名（退学者数比9.60％)、その他50名（退学者数比8.73％)、除籍143名（24.96％）である。（註：各年度の退学者数……「復籍者数」外数)

退学者（除籍者を含む）を減少させるよう修学支援措置として出席率の低い学生に対する呼びかけ、補習の実施などの学部等が講じた施策の成果と言い得るところである。今年度以降も施策を継続し、退学者数の減少に努めるところである。なお、経済的な理由などによる退学者に対する施策として、本年４月以降、退学に至る前に休学となる者に対して手続を経た後、休学費を20,000円とする施策を講じたところである。更に、社会人学生が専ら対象となり得るところの長期履修生制度についても検討中である。

4.2 政経学部

（1）政経学部の学生募集の方法、入学者選抜の方法、その各々の選抜方法の位置づけなどの適切性

政経学部は、産業構造が劇的に変化し、かつ諸文化の相互交流が日常化している我が国の状況を見据えて、学生募集には数年来様々な工夫を施してきた。その一つが、平成12(2000)年度からのAO入試制度の導入である。同制度により、向学心に溢れ、かつ個性的であり、目的意識の明確な学生を広く募ることができた。更には本学部を希望する外国人留学生数の急増に対応するために、外国人留学生指定校推薦枠を増やしたが、同枠により選考されたほぼ全ての学生が成績・学業態度等において極めて良好なことは、本学部と指定校との日頃からの意見交換等を通して築かれた信頼関係の成果であると考える。これらを平成15(2003)年度から開始された昼夜開講制（フレックスA･B）や、同制度を一層効率的なものとするために導入した他学部他学科60単位履修制に連動させることによって、専門知識・能力の修得に加えて幅広い知識や視野を持ち、価値観の多様化にも対応できる人材を養成できるものと考える。

さらに、平成16(2004)年からは短大指定校編入制度を導入した。指定された全国の短大から本学部学科に編入を希望する学生を、短大校長の推薦に加え、小論文・面接による合否判定を経て、3年次への編入を認めるものである。この制度により編入を果たした学生については、4年生大学卒業後の進路についての意識が高く、概ね良好な評価を受けている。

本学部の学生受け入れの制度は以下のようになっている。

① 一般入学試験

ア．前期入学試験（A日程、B日程)＝毎年2月上旬に実施される試験（3教科型）
外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング）並びに国語（国語Ⅰ・Ⅱ／但し、古文・漢文除く）は必須科目。選択科目として日本史B、世界史B、地理B、政治・経済、数学Ⅰ・数学A、商業のうちから1科目選択。数学以外は原則マークシート方式で行う。

イ．後期入学試験＝毎年3月上旬に実施される試験（2教科型）
外国語（英語Ⅰ･Ⅱ、リーディング）は必須科目。選択科目として国語（国語Ⅰ･Ⅱ／但し、古文･漢文除く）あるいは数学Ⅰ・数学Aのうちから1科目選択。数学以外は原則マークシート方式で行う。

ウ．デリバリー入学試験＝毎年2月上旬に全国15会場で実施される試験（2教科型）
外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング）並びに国語（国語Ⅰ・Ⅱ／但し、古文・漢文除く）

② 推薦入学試験

ア．一般推薦選考
本学部を第一志望とし、人物・健康ともに優れ、高等学校校長が推薦した者を、小論文（600字程度）及び面接によって判定する。

イ．指定校推薦選考

本学部所定の基準によって定めた高等学校について、校長の推薦を受けた者を小論文（600字程度）及び面接、書類審査によって判定する。

ウ．国士舘高校からの内部推薦選考

国士舘高校における選考を経て、校長の推薦を受けた者を小論文（600字程度）及び面接によって判定する。

エ．スポーツ・武道選考

優秀なスポーツ選手に勉学の機会を与えることを目的とする。本学部が定める大学入学資格に該当する者で、高等学校3年間スポーツを継続して都道府県大会、又はこれ以上の大会に出場して活躍し高等学校校長の推薦を受けた者を小論文（600字程度）、書類審査及び面接によって判定する。これまで年2回の入試を平成16年度からは年3回実施する。

③　AO入学試験＝毎年10月中旬と1月下旬の2回実施される試験（自己推薦型）

本学部を第一志望とし、人物・健康ともに優れ、入学後の目的及び学習計画が明瞭であることを出願の前提とする。志願者全員に本学部所定の「学習計画書」を提出させ、特に面接を重視し、小論文、書類審査を加えて総合評価によって判定する。

④　C方式入学試験（大学入試センター試験）

大学入試センター試験を利用した選抜方式である。入試科目は外国語（英語）と国語並びに選択科目（世界史B、日本史B、地理B、現代社会、政治・経済、倫理、数学Ⅰ・数学A、簿記・会計、物理Ⅰ、化学1、生物Ⅰ、地学Ⅰから1科目選択）の3科目である。

⑤　社会人入学試験

フレックスB（政治、経済）で実施する。原則として有職者を対象とし、小論文（600字程度）、面接及び書類審査によって判定する。これまで受験の機会は2回（1期、2期）設けていたが、平成16年度からは更なる受験機会と年度末での実施を求める社会人の要望に応えて3回（第3期＝3月上旬）行うことにした。

⑥　海外帰国子女入学試験

保護者の海外在留により、外国での学校教育を受けた者に大学での就学の機会を提供する制度であり、日本語小論文（600字程度）、口頭試問、書類審査によって判定する。入試は年2回実施する。

⑦　外国人留学生入学試験

政治学科（フレックスA）、経済学科（フレックスA）、経営学科で実施する。日本国外の国籍を有し、日本国外の教育を受けた者、日本留学生試験「日本語」を受験した者を対象とする。［外国人留学生入学試験］では日本留学生試験「日本語」の他に、口頭試問、書類審査によって判定する。［外国人留学生指定校推薦選考］では同「日本語」の他に、面接と書類審査によって判定する。入試は年2回実施する。

⑧　編入学・転入学試験、指定短大編入学試験

認定単位数が所定の受験資格有効単位数に達していることを条件として2・3年次に限り実施する。判定は2•3年次共通で英語、志望学科専門科目、面接、書類審査で行う。小論文(600字程度)、面接、書類審査で判定する。

本学部は平成15(2003)年度から政経学部二部を廃止し、政経学部一部にフレックス制を導入した。従来の一部（昼間部）•二部（夜間部）といった学部•学科間の垣根を取り払い、フレックスAは主に昼間の授業を履修しつつ夜間の授業も履修（1限目＝9：00開始～7限目＝21：10終了）でき、またフレックスBは主に夜間の授業を履修しつつ昼間の授業も履修（3限目＝12：50開始～7限目)できるようにした。更にこのフレックス制に加えて他学部他学科60単位履修制を活用するとフレックスBの学生であっても1•2限目の履修が可能となり、より幅広い科目選択と自由な時間配分ができることになる。その目的は近年の就業形態の多様化や生涯学習のニーズの高まり、またそれに伴う学生のライフスタイルの変化に積極的かつ柔軟に対応するものであるが、特に近年の少子化現象による「大学全入時代」の到来によって生じた夜間部を取り巻く環境の劇的変化に対応するものである。

長所と問題点として次があげられる。

①平成12年度に導入したAO入試は試験の合否判定が1点刻みの総合評点方式ではなく、学習意欲や好奇心、探究心、向学心や思考力、表現力を合わせて判断する総合評価方式を採るものである。AO入試の導入目的は、本制度によって選抜された入学者が本学の建学の精神や本学部で学ぶことの意味をよく理解し、入学後は本学部の中核を担う学生として充実した大学生活を送り、卒業後多方面で活躍できる可能性のある学生を全国から広く募ることである。「建学の精神」の共感者を受け入れことは私学にとって極めて有益である。また、AO入試制度の特徴をより有効に活用するために、平成16年度からは一般推薦選考との差別化を目指して「長」の推薦を廃止し、「自己推薦選考」へ移行した。更には、人物評価機能の向上と評価の恣意的判断を排除するため、周到に準備され、かつマニュアル化された「質問紙」による面接を実施している。加えて、平成16年度からは3区分からなる「出願基準」を設定して合格判定基準の一層の明確化に務めている。また平成19年度からは高等学校在学時における資格・検定の取得者に対する評価を改め、同種の評価へに加点を施すことにした。

②本学部への外国人留学生志望者は漸次増加傾向を示している。本学部には平成18(2006)年4月1日現在で310人の留学生が在籍している。多くの留学生を受け入れることは学生の異文化理解や多様化のみならず、大学の活性化を図るためにも極めて有益と考える。そこで本学部では、志望する外国人留学生に更なる受験機会や便宜の提供を図るために平成16年度から現地入試（中国、マレーシア）を実施することにした。同時に、留学生の選抜は常に公平を期すものでなければならないゆえ、本学部では日本語学校指定校推薦者を含めて、平成16年度から従来の日本語小論文試験を廃止し、日本国際教育協会が実施する「日本留学試験（日本語)」の受験および成績（スコア）の提出を出願資格とした。また、日本語能力、特に大学生として必須な「アカデミック（学術）日本語」の修得のためにプレースメントテストを行い、四年間の在籍期間を通じ、「日本語読解」「日本語

文法」等のカリキュラムを習熟度別に継続して履修できるようにした。加えて、留学生の更なる「日本理解」の向上を目指し、これまでの「日本事情」を一新して、「日本の歴史」、「日本の現代文化」、「近代日本の歩み」、「国際化の中の日本」等を内容とした3学科制の特徴を持ち合わせた専門的な「日本事情」を留学生科目として新たに開設した。

将来の改善・改革に向けた方策として、以下があげられる。

①平成20(2008)年より、政経学部はこれまでの1・2年次は鶴川キャンパスで、3・4年次は世田谷キャンパスを改め、世田谷キャンパスでの4年一貫教育が実施されることになった。これによって昼夜開講制の実効性が確保されることになった。同時に三学科の垣根、また学年の垣根が相当程度低くなり、学生が自由にカリキュラムを選択できる幅が格段に向上することになる。しかしながら、その有効性を確保するためには設置カリキュラム等の内容が十分に対応したものでなければならない。新カリキュラムや人員の配置等、平成20(2008)年に向けての早期改善を精力的に実施しなければならない。

②多くの長所を持つAO入試ではあるが、一つの問題点はAO入試による入学者の学力レベルにばらつきが予想されることである。本学部では、平成15年より「入学前教育」を実施し、学習レベルの向上と合格後から入学までの勉学意欲の継続等を積極的に働きかけている。しかしながら、特に受験勉強を経験して一般入学試験に合格した入学者とには基礎学力等に相当な差異が生じていることも考えられる。そのため合格後の成績や就学態度等を追跡調査によって的確に把握し、必要とあれば早急に補習（リメディアル）等の措置を講じなければならない。

③本学部は、ここ数年の間に、受験生や在学生によって有益で、かつ魅力ある学部の創造のために様々な制度の転換を行ってきた。昼夜開講制、セメスター制導入、AO入試、また受験生の負担を軽減し潜在能力があり個性豊かな人材を全国から受け入れるために実施されたデリバリー入試、「一芸」に秀で特徴ある人材を入学させるため受験した科目中最も高得点の科目によって合否判定するトップワン方式の導入（一般試験とデリバリー試験に限り適用）等々である。しかしながら、学部にとって最も重要なカリキュラムの改編については未だ途上にあることは否定できない。情報化・国際化に対応し、かつセメスター制に適応するため、学生にとって判りやすい名称や内容を持つカリキュラムの編成を早急に完成させなければならない。

（2）学生収容定員と在籍学生数の比率の適正性

下表は政経学部の平成18(2006)年5月1日現在の学生定員及び在籍学生数を示している。

学部・学科の学生定員及び在籍学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員(A)	在籍学生総数(B)	編入学生数(内数)	B／A	在籍学生数								備考
								第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
								学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	
政経学部	政治学科(昼)	100	0	400	506	0	1.27	129	0	126	14	129	0	122	7	平成15年度から昼夜開講制に移行
	政治学科(夜)	75	0	300	318	0	1.06	87	0	114	7	52	0	65	0	
	経済学科(昼)	220	0	880	1,151	0	1.31	288	0	271	40	277	0	315	34	
	経済学科(夜)	200	0	800	861	0	1.08	247	0	283	42	183	0	148	0	
	経営学科	210	0	840	1,080	0	1.29	268	0	287	34	250	0	275	13	
計		805	0	3,220	3,916	0	1.22	1,019	0	1,081	137	891	0	925	54	
政経学部二部	政治学科	0	0	75	11	0	0.15							11	6	平成15年度から学生募集停止
	経済学科	0	0	200	40	0	0.20							40	15	
計		0	0	275	51	0	0.19							51	21	

本学部全体での収容定員に対する在籍者数の平均比率は1.22倍（平成18年4月1日）で、ほぼ適正である。

また、平成15(2003)年度からは新規に経済学科20名、経営学科60名の外国人留学生入学定員枠を設定した。これは外国人留学生の本学部への志望者が増加していることから、定員枠の公表により、留学生に的確な情報と公平な受験機会を提示することを目的とする。加えて、臨時定員増終了後の学生数削減による教育環境への影響に対し、留学生の確保と留学生への適切な教育の場の提供を目指したものである。

本学部の専任63名であり、これを教員1人当たりの学生数でみると62名となる（平成18年9月1日現在)。平成15年度並びに16(2004)年度を合わせて、10名を超える規模の定年退職者を出した。若手教員の採用（助教授2名、専任講師5名）が実施され、懸案である政経学部教員の高齢化の改善が図られたとはいえ、主として専門科目分野でもその後任人事が遅滞していることから、教員一人当たりの学生数は適正を欠いていると言わなければならない。採用人事活発化して状況の早期改善に努めなければならない。

外国人留学生入学定員枠については、政治学科だけが設定されていない。その判断材料となったのは過去の志願状況から将来も政治学科を志願する留学生は少ないと見なしたためである。留学生が政治学科を志願しない理由は、他学科と比較して実学性が乏しい点であろうと考えられた。しかしながら、外国人留学生指定校からの指唆や留学生に対する面談等を通して、留学生の間に日本人の文化や価値観を学びたいとの気運が高まっており、政治学科にも多くのニーズが存することが判明した。今後は、本学部留学生の就学目的の多様化を確保するためにも、政治学科の外国人留学生入学枠を追加することや、また、大学院進学を目指す留学生が急増していることに鑑み、3学科共通して専門科目等の充実を図る必要があろう。

4.3　体育学部

体育学部では、優れた学力と運動能力を持った個性豊かな学生を受け入れるために、複数の入学試験制度を設けている。

（1）AO入学試験

体育学部に入学後の目的及びその学習計画が明瞭で、定めた出願基準を満たし、かつ校長が推薦する者を、内申書、小論文、面接を経て総合評価をもって合否判定する（体育学科・武道学科)。

（2）一般推薦

体育学部が定めた推薦基準を満たし、かつ校長の推薦がする者を、内申書、小論文、面接により総合評価をもって合否判定する（スポーツ医科学科のみ)。

（3）スポーツ・武道選考

高校在籍時の運動実績と校長の推薦する者で、小論文、面接及び書類審査によって合否判定する（全学科)。

（4）附属高校内部推薦

国士舘高校の生徒で、定められた推薦基準を満たし本学部で決めた人数内で、校長の推薦した者を教授会の議を経て合否判定する（全学科)。

（5）一般試験前期・後期（体育学科、武道学科）

国語を必須とし、英語、数学、社会系（前期のみ）から1科目を選択するとともに、体育実技（運動適性・武道基礎能力）の合計点数で判定を判定する。なお武道学科については書類審査を実施する。

（6）一般試験前期・後期（スポーツ医科学科）

英語を必須とし、国語、数学、社会系（前期のみ）から1科目を選択し、その合計点数で判定する。体育実技（運動適性）は参考とする。

（7）デリバリー試験

前期試験の募集定員の範囲で、地方で行う試験であり、試験科目は英語•国語で体育実技：運動適性は行わず、出願時に運動能力証明書の提出を求めている。受験科目の合計得点と動能力証明書から合否を判定する。

（8）センター試験

本学部3学科で大学入試センター試験を利用し、英語を必須とし、国語、数学、社会系及び理科系から1科目を選択し、合計点数で合否判定する。本学での2次試験は行わない。

また、海外帰国子女入試制度を設けている。総合大学を生かし進路の変更者対象に他学部からの転部制度がある。試験は、保健体育一般常識と面接、実技試験の合計点数により学部定員の欠員補充として行っている。そのほか編転入学制度による学生受け入れも行っている。試験は、保健体育、一般常識と面接、実技試験の合計点数により学部定員の欠員補充として行っている。

外国人留学生受け入れ枠を設けていないため、学部定員の内数として行っている。試験は日本語能力、英語、論文と面接によって実施している。

科目等履修生は、本学部卒業生と他大学卒業生が教職免許取得のために年間平均6人程度受講している。

[体育学部の学生定員並びに収容定員と充足状況]　平成18年5月1日　現在

年　　度	入学定員	入学者数	超 過 率	収容定員	在籍者数	超 過 率
2002年度	405	472	1.17	1,560	1,842	1.18
2003年度	390	460	1.18	1,650	2,006	1.22
2004年度	375	435	1.16	1,590	1,946	1.22
2005年度	425	515	1.21	1,595	1,960	1.23
2006年度	425	513	1.22	1,615	2,005	1.24

[体育学部学科収容定員一覧]　平成18年5月1日　現在

学　　科	入学学定員	収容定員	在籍者数 (留年者数)	在籍者数 ／収容定員
体育学科	200名	800名	1,002名（20）	1.25
武道学科	75名	300名	375名（ 9）	1.25
スポーツ医科学科	150名	600名	628名（ 6）	1.05
合　　計	425名	1,700名	2,005名（35）	1.18

入試選抜試験実施体制は、本学部教職員全員で当たっており、学部全体が試験制度を周知して実施していることから、試験制度に対する意識は高い。入試試験選抜基準は、学部教員全員が判定に当たることから透明性が高いと判断できる。

外国人留学生の受け入れに関しては、現状は低調であり今まで以上に努力が必要である。平成13(2001)年度の入試試験からスポーツ医科学科で指定校推薦試験を実施してきたが、成績が低調なことから平成15(2003)年度より廃止した。センター試験をスポーツ医科学科で平成13(2001)年度より、体育学科、武道学科で平成14(2002)年より取り入れ、入学志願者のレベルアップの一端を担っているものと評価している。

退学者の状況は、各学科、学年共に5%程度であり、退学理由は最近の社会情勢を反映して、経済的理由が全体の85%に達している。学費の延納措置、奨学金制度及び同窓会の貸付制度等が設けられているが、まだ不十分と思われる。

現行入試制度により、学部等の理念・目的・教育目標に合った入学者の選抜が行われ、ここ数年3学科共に学力の向上が認められ、ほぼ達成している。

各学年の入試試験問題を検証する仕組みについては、学年ごとの定期試験成績と入試試験

成績との妥当性について一部検討しているが、検証システムが十分とはいえないので、つねに検討を行うシステム作りを進めるべきである。

受験者の資格取得に対する学部全体としての取り組み､魅力ある学部作り等の対策として、入試制度に一層の工夫と改善が必要である。実技試験は、センター試験、デリバリー試験において付加されていないが、この事による実技能力の低下等の検証が必要である。スポーツ医科学科の実技試験に対しては賛否両論があるが、職業の特殊性から体力が要求される。これにより実技試験の強化が必要との声も強いことから、何らかの改善が求められる。定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員数変更の可能性については、カリキュラム等検討委員会で検討を現在行っている。

4.4　工学部

工学部の学生募集方法は、以下の通りである。

（1）一般推薦選考：書類審査及び面接によって判定する。

（2）内部推薦選考：付属高校の生徒で､定められた推薦基準を満たし､かつ校長の推薦する者を書類審査と面接によって判定する。高等学校側の推薦を重視している。

（3）指定校推薦選考：本学部が指定した高校の生徒で､定められた推薦規準を満たし､かつ校長の推薦する者を書類審査と面接によって判定する。

（4）スポーツ･武道選考：定められた基準を満たすものについて、校長の推薦する生徒を小論文、書類審査と面接によって判定する

（5）一般入試：前期、後期及びデリバリーの三回実施する。前期は数学、理科(物理、化学の選択)、外国語（英語）の3教科総合点、後期とデリバリーは数学、外国語（英語）の2教科総合点によって判定する。

（6）C方式入試：大学入試センター試験を利用し､数学､理科､外国語の3教科の総合点によって判定する。

（7）AO入試：本学を第一志望とする者について、試験日当日の面接と書類審査との総合点で判定する。

（8）外国人留学生、海外帰国子女入試：定められた出願資格を満たす者について、数学、日本語作文と口頭試問によって判定する。

（9）社会人入試：実施していない。

(10) 留学生編入試：定められた出願資格を満たす者について、2年次編入者には、数学、物理、英語と口頭試問によって判定する。3年次編入者には、英語、専門科目と口頭試問によって判定する。

平成18(2006)年度の入試形態別入学者数は次の通りである。

表2. 平成18(2006)年度　入試形態別入学者

学部	学　　科	総定員	AO入試	推薦選考		C方式	前期試験	後期試験
				一般	スポーツ武道			
工学部	機械情報工学科	80	6	23	0	28	23	5
	電気電子工学科	80	7	26	0	12	19	5
	都市システム工学科	80	5	19	0	5	17	12
	建築デザイン工学科	80	3	50	0	9	24	8
計		320	21	118	0	54	83	30

平成18(2006)年5月1日現在の工学部の収容定員と在籍者数の比率は次表に示す通りである。

表3. 収容定員と在籍者数　比率　　2006年5月1日現在

学部	学　　科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	収容定員	比率
工学部	機械情報工学科	85	94	81	99	359	320	1.12
	電気電子工学科	68	89	93	105	355	320	1.11
	都市システム工学科	58	109	87	97	351	320	1.10
	建築デザイン工学科	94	104	94	95	387	320	1.21
計		305	396	355	396	1,452	1,280	1.14

収容定員に対する在籍者数の比率は学部平均1.14倍で、ほぼ適正である。

数年来志願者数は減少の傾向にあり、平成18(2006)年度では学科によっては入学手続き率の著しい低下のために定員割れが生じてきた。

海外帰国子女入試及び留学生入試は多様なバックグラウンドをもつ人材を集めるために実施されているが、志願者、入学者とも少ない現状である。

留学生入試はここ数年､電気電子工学科を中心として増加し平成18年5月では35名の留学生が在籍している。

平成16(2004)年4月より学部の将来計画が検討され､平成19(2007)年4月より現行の工学4学科体制から理工学部理工学科6学系に改組することが決まった。入試形態にも工夫を凝らし、セレクティブタイプ(入試時に志望学系が決まっている受験者用)とフレキシブルタイプ(入試時に志望学系を決めずに入学後に1年間かけて2年次なる時に志望学系を決める受験生用)を導入する。平成19(2007)年入試にこの成果が現れることが期待されている。

内部推薦選考の推薦条件の評定平均値は相対的評価であるとして廃止した結果と、本学部から模擬授業や出前授業、オープンキャンパスでの実験室開放など、高校生に身近となるようなPRを行い、本学部の各学科とも内部推薦希望者が増加した。

指定校は、依頼校数も年々増加するとともに、高校生の入学希望も推薦に移行している。

学力選抜による入試では､志願者の数と質の両方の低下が顕著になり､更なるPRと一年次教育へのさらなる検討が必要である。

本学部内の文系理系両者の希望進学分野の存在を知ってもらうこと、本学部全体の教育システムの改組に基づいて全国の大学受験者の多数の希望分野に対応した学科名称や選択コー

ス名称への変更を実施してこれに努めたが到達度は不十分と考えている。

推薦入試に関する対策はほぼ達成していると考えられるが、学生の質の向上をはかるためには十分な検討が望まれる。本大学の知名度は従前より決して低くはないが、本学部の知名度はまだまだ低い。そのため、C方式やデリバリー（地方）入試などを広報して志願者拡大に対しての地道な活動が必要である。また、高校は普通科だけではなく、工業科・農業科などへの働き掛けが重要になる。

4.5　法学部

法学部においては、従来から学生は法曹資格を目指すカテゴリーに入る学生数は極めて少なく、企業へ就職する者、警察官などの公務員を志望する学生が多い。画一的な受験体制とは異なる個性重視型教育が求められるために、本学部ではカリキュラムなども個性派教育を意識して組み立てられている。その結果、受験制度においては偏差値重視の一般入試（センター入試を含む）と個性重視となる推薦･AO入試との比率をほぼ同数となるように個性重視入試へ高い配慮を示している。

特にAO入試は学生自身の高校生活における学業と学業以外の社会活動、部活への積極的なかかわり、各種大会での結果など「いかに心身ともに汗をかいたか」を問う。学生のプレゼンテーション能力も十分に勘案し、合格後さらに個性を発揮できるように支援している。具体的な配点については透明性が確保できるように、細目にわたる配点表（非公開）を用意し、担当の教員間で差がでないように配慮している。全教員が面接を担当し、一学生に2名以上の複数教員を配備し、個人の偏見が反映されないようにチェックアンドバランスを心がけている。

現在の受け入れ制度の概要は以下のとおりである。

（1）一般入学試験

前期試験と後期試験がある。前期試験は2月上旬に実施、試験科目は両学科とも英語、国語と選択科目の計3科目である。後期入試は3月上旬に実施、試験科目は法律学科が英語と国語の2科目、現代ビジネス法学科は国語か小論文のいずれか一科目である。加えて、地方受験者のためにデリバリー入試（出張入試）を実施している。実施先については本学入学関連の項を参照されたい。デリバリー入試の試験科目は両学科とも英語と国語の2科目である。

（2）推薦入学試験

推薦入試には一般推薦（本学部を第一志望とし、学業・人物・健康ともに優れ、高等学校長が責任を持って推薦する学生を受け入れる制度）、指定校推薦（各学科が指定する高校から推薦される学生を受け入れる制度）、内部推薦（付属高校である国士館高校から推薦される学生を受け入れる制度）の3制度がある。いずれも小論文と面接の結果を綜合的に判断して合否を決定している。

(3) AO入学試験

資格・検定系、スポーツ・文化諸活動系のいずれかに該当する基準を満たした学生に対して、小論文、面接、書類審査を総合的に評価して合否を決定している。

(4) C方式入学試験

大学入試センター試験を利用した選抜方式で両学科において採用している。試験科目は外国語、国語、選択科目の3科目である。

(5) その他

従来どおり「海外帰国子女入学試験」「外国人留学生入学試験」「スポーツ武道選考」「編入学・転入学試験」「転部試験」などが整備されており、これらのほか学士入学、外国人留学生編入学、研修生・委託生・聴講生・科目等履修生入学試験がある。

最近5年間の志願者、合格者、入学者の推移

法律学科

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
志願者	2,001	1,471	1,508	1,085	1,106
合格者	584	529	507	509	574
入学者	295	272	259	245	238
募集定員	230	215	200	200	200

現代ビジネス法学科

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
志願者	617	648	681	537	696
合格者	323	420	419	372	423
入学者	227	260	247	209	259
募集定員	200	200	200	200	200

学生の収容定員は法律学科、現代ビジネス法学科はともに200名の計400名である。在籍の学生数は両学科とも若干定員を上回っている。現在の在籍学生数は以下の通りである。

	収容定員	在籍学生総　数	在　籍　学　生　数			
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
法律学科	800	1,012	239	269	244	260
現代ビジネス法学科	200	259	259			
現代ビジネス法学科（フルタイム）	75	84		24	30	30
現代ビジネス法学科（アフタヌーン）	525	588		179	202	207
合　　計	1,600	1,943	498	472	476	497

長所と問題点として以下があげられる。

（1）入学者の選抜方式については、一般入試から推薦・AO入試まで幅広く学生を集めるという学部方針に沿って多様化を図っている。特に指定校選定にあたっては高校の指導担当教諭とのコンタクトを密にして、優秀な学生を推薦してもらうように努力しており、またAO入試導入後は教職員がほぼ全員体制で広報、面接にあたり、前向きな学生の確保にあたっている。

（2）カリキュラム編成も両学科においては各種国家試験対策も実践しており、警察官などの希望者が伝統的に多い特徴を生かして、面接にあたっても詳細な説明ができるように徹底充実させている。現代ビジネス法学科は4年目の完成年次を経て昼夜開講制の昼間コースと夜間コースの枠を撤廃した。この改革による影響で受験生が増加し、より質の良い学生が受験してくることになった。

（3）入学者選抜基準については合格点を決定した後は機械的に透明性を確保した選抜が徹底されており、まったく問題はない。AO入試のように諸活動実績部分の評価にあたっても、できる限り数値化することを心がけており、そのスケールに沿って複数の教職員が共同で点数化作業を実施、それを教授会で説明した後、中身をすべて公開して間違いのないことを徹底している。

（4）留学生の志願者が現代ビジネス法学科を中心に増えてきている。留学生枠がないために、選抜方法は特に本学部が厳格ということはないにしても、結果として厳しい入試となっている。反面、少数にならざるを得ないがゆえに、優秀な学生が集っているという好結果も生まれている。

（5）収容定員数に対する在籍学生数は表のように定員を少し上回るものの、適性な範囲であると評価する。従って定員超過などの問題は一切ない。

（6）現在の教員数との関連で考えると、いずれの私学においても同様な問題を抱えると思うが、ゼミや語学教室での学生数は最適な効率を維持する数であるとは言いがたい。ゼミについては3年次でのゼミの場合20名以内で抑えるように指導しているが、現実的には10－15名程度が望ましいのは現場の教員ならば誰でも納得できるところである。財政的に非常勤で対応することが求められるが、学生指導上望ましいことではない。大学の理念、学部の理念を浸透させるためにも教員数の増は大きな課題となっている。

（7）昨今の経済状況を反映して、財政上の理由で退学する学生数は増えている。当学部と

してはできる限り学生の立場にたった指導を行っており、学費滞納があったからといって即刻退学・除籍等の処分に付することはなく、可能な限り学生の立場にたった把握・相談・指導体制を敷いている。これは大いに誇れることと信じている。

将来の改善・改革に向けた方策として以下があげられる。

（1）前回の自己点検（平成13年）において指摘された問題点の主要な部分であるカリキュラムの見直し、出願方法の見直しなどはその後改善されている。今後は法律学科についてはロースクールとの関係、公務員対策など卒業後の進路決定のために重要なカラーを明確に打ち出して入学者募集・選抜にあたらなくてはいけないと考える。また現代ビジネス法学科においては本年平成18(2006)年4月に開設した総合知的財産法学研究科があることから、それとの関連でのカリキュラムの見直しを行っている。それをしないまま学生募集することはありえないからである。IT時代以後を見据えたビジネス法の価値を高める努力が必要であり、それを前面に打ち出した学生募集が、かかる斬新的な新学科を創設した大学の役割であると考える。

（2）ユニークなカリキュラムがあっても広報活動が行き届かないと高校生にとっては遠い存在である。様々な媒体に今後もプレゼンスする必要があると同時に、各教員がそれぞれの専門分野においてマスメディアへの露出を高めて、学部の普及活動に努めることが重要である。

（3）時代のニーズを先取りするカリキュラムの導入と、社会的な認知度の高い教員の雇用、養成は今後も半永久的に続くテーマである。それと同時に学部変革の実態をタイムリーに広報して高校生に実態を知ってもらうことも活性化にとって重要であると認識している。その一貫として現在デリバリー授業（高校へ出張しての授業）を開始している。

（4）国際化に関連していうと、受験する高校生の英語力の低下が著しい。かかる高校生にいかに英語学習のモチベーションを持たせるかも学生受け入れに絡む大きな問題である。従来の教養科目としての英語ばかりでなく、法律英語の専門家を用意して、さらに上の英語力を目指す環境を整備してゆきたい。この関連で言えば受験科目の英語の内容もよく検討すべき必要性を感じている。

（5）昨今の就職難を受けて今後は大学院進学を目指す高校生が増える傾向が顕著である。そのため、大学院受験を視野に入れたゼミ教育を充実させることで、幅広く高校生である受験生の進路に対して適切なアドバイスが可能になると考える。また通信制や定時制に通う高校生にたいしても当学部の持つ自由闊達な雰囲気を示し、受け入れを積極的に考えて行きたい。

（6）学生評価の結果を対策に反映できる体制作り、それも早急に反映できるような体制作りが望ましい。このことが学生の出身高校にもフィードバックされ入試にも反映されるものと認識している。

4.6 文学部

① 大学・学部等の学生募集の方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（指定校・内部・一般推薦・AO・スポーツ推薦・前期一般・デリバリー・後期一般・センター前後期の各入試）

文学部の入試制度は、長く推薦入試・前期入試・後期入試が三本柱となってきた。しかし、いずれの区分も学力試験による選抜方法であり、実質的差は少なかった。現在の入試選抜方法は、学力審査のみの単純な選抜方法から、自己推薦型入試を含む多角的な選抜方法に改革されている。

学力試験選考の入試には、一般入試、大学センター入試があり、学力試験によらない入試には、推薦選考として、AO入試、一般推薦、内部推薦、指定校推薦がある。

平成18(2006)年度入試では、AO入試（自己推薦選考、Ⅰ期・Ⅱ期)、推薦選考、内部推薦選考、指定校推薦（学部全体での指定校推薦・各専攻での指定校推薦)、一般入試（前期・デリバリー・後期)、大学入試センター入試（前期・後期）があった。特定の指定を受けられない一般の現役学生であっても、AO（自己推薦専攻)、推薦選考、入試の前期・デリバリー・後期、大学入試センター入試の前期・後期と、全部で7回の受験機会がある。

平成14(2002)年から平成17(2005)年入試には「スポーツ武道入試」を実施していたが、かねてからこの入試制度には不明瞭な点があったうえに、平成17(2005)年にサッカー部の一部部員が不祥事を起こしたことから、文学部では平成18(2006)年度入試から廃止した。

一般の編転入試、留学生・帰国子女編転入試を加えた各入試区分の募集定員比率は次の通りである。

AO入試（自己推薦選考）Ⅰ期			10%
一般推薦、内部推薦、指定校推薦選考			30%
AO入試（自己推薦選考）Ⅱ期			5%
一般入試	（前期）（デリバリー）	35%	40%
	（後期）	5%	
大学入試センター入試	（前期）	10%	15%
	（後期）	5%	

入学生の入試区分別比率は、おおよそAO入試がⅠ期・Ⅱ期合わせて15%、一般推薦、内部推薦、指定校推薦選考が、30%、学力試験選考入試が55%となり、入試後半に実施される学力試験による入学者の比率が予定よりも高くなる。

学力試験によらない推薦選考（AO入試、一般推薦、内部推薦、指定校推薦）には、学部あるいは専攻ごとに、受け入れ側の基本方針（アドミッション・ポリシー）を示し、小論文・面接（口頭試問)・書類審査等によって、学生の適性と意欲を審査している。

入試の多様化によって、入試区分ごとの募集定員は極めて少人数になっている。歩留まりを考慮しつつ、入学予定定員を確保するよう合格判定することは難しい。

受験生の適性や意欲を主たる判定基準とする選抜方式においては、試験官の主観的評価、

偏った価値基準の押し付けにより、選抜の公平性が損なわれないよう十分な配慮と工夫が必要である。外国人留学生や社会人の受け入れ拡大は、学部教育の活性化のため、今後も強化してゆくべきところであるが、基礎能力や適性に対する審査は、確実に行われる必要がある。

② 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

学力試験を行わない入試選抜方式に対応するため、学部と各専攻がそれぞれに理念・目的・教育目標等に照らし、受け入れ方針をとりまとめ、学部案内、入試説明資料、学部ホームページ等で提示して、志願者の参考に供している。

入学者の受け入れ方針は、入試を重ねるにつれて具体的な検討がなされるようになってきた。入学した学生の追跡調査の結果と合わせ検討することで、いかなる方針をどのように示すことが有効か明らかにしてゆきたい。

③ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

学力試験によらない選抜方式を用いる場合、学部及び専攻では、入学する専攻の理念・目的や教育目標と合わせ、専門の教育課程に照らして、その学生に適性があるか、どれだけ学修意欲を持っているかを重要な判定基準としている。

こうした入試選抜方法を採用するためには、受け入れ方針とともに、入学後に学ぶ教育課程が具体的に志願者にも理解できるように示される必要がある。

文学部は、平成14(2002)年度に専門科目の課程を改訂し、授業科目の名称も内容が具体的に分かるように変更した。教養教育科目と専門科目の一部に、未だ旧態依然たるものが残っているので、早急な見直しを要する。

〈倫理学専攻〉

本専攻は文学部全体の入試制度に従っているため、39名という限られた募集定員に対して非常に細分された入試制度を実施している。試験の種類は10種近くにもなり、各試験からの最終的な入学学生数を正確に予測するのは至難である。各試験の募集人員が少ないために、以前から倍率の急上昇と急下降を繰り返す隔年現象が生じる問題があったが、いわゆる全入時代を迎えつつある受験生の動向については読み切れない部分がこれまで以上に多く、平成17(2005)年度は大幅に定員を超過する学生を入学させる結果となり、是正を求められた。入試状況と受験生の動向を、可能な限り周到に把握して、よく分析判断することが必要である。

また、試験の種類によっては外国語の学力を全くチェックせずに学生を入学させているために、入学後に学力差が甚だしく、そのために授業展開に問題を生じたり、さらに、新たに増えている従来型ではない高等学校の卒業生が、大学の授業に対して適応しにくい状況が生じる、等の問題が出始めている。今後の入学生は今までには見られなかった様々の特徴を示すことも予想され、今後、試験制度と入学基準についてよく検討していく必要がある。

④ 入学者選抜試験実施体制の適切性

次年度の入試方針を前年の10月から11月ごろに学部決定し、12月以降、全学的な調整を行

い、1月には全学の入試要項を決定する予定で進められている。実施にあたっては、学長を本部長とし、学部では学部長を責任者とする実施体制が組織され、要項に従い実施計画をつくり、教授会で決定している。

このため毎年大過なく行ってきているが、その年に行った入試のやりかたを総括し、次年度の計画に改善点を反映させていくシステムがスムーズに行われているとは言えない。このため、全学の入試要項が固まる時期が、予定よりも遅れることがある。

AO入試など新たに採用した入試制度について、各学部の意向に差がある場合など、早期に問題点を整理し、次年度に向けた調整をはかることが必要である。また、入試の長期的な問題点を検討するためには、入試委員会による専門的な検討を要する。

⑤　入学者選抜基準の透明性

学力試験結果の客観的な判定基準に比べ、新しい選抜方式での合否判定は、選抜基準の客観性が大いに問題となる。担当者の主観的な偏った判定とならないために、学部として設定できる共通の基準と、専攻ごとに前もって充分に話し合いを行い、基準づくりにこころがけているが、面接などはどうしてもいくつかのグループに分かれて実施せざるを得ないので、基準があってもその適用には難しさがつきまとう。

受け入れの方針は、受験生にできるだけ公開し、学部案内、入試案内、ホームページ等で説明しているが、専攻における合否判定において、方針に照らした選抜が行われているかどうか、合否判定の教授会で充分に検証してゆく必要がある。

⑥　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

学部では、入試が終了する3月に出題者の反省会が科目別に開かれている。その際は、出題者のグループ別相互批判も行われている。

新年度を迎え、5〜6月に次年度の出題者を組織するため、各科目の代表者を招集した幹事会が開催される。この会議では、全学的な立場から、前年の入試問題の正答率、平均点、最高点、最低点などについて、詳細な検討が行われ、問題点を整理し、各科目の出題者会議に報告され、グループごとの検討が行われている。

それぞれの科目ごとに検証の体制がないではないが、所詮出題者自身による自己評価であるため、充分に徹底した検証となってはいない。外部の専門家を入れての客観評価を行い、さらにレベルの向上をめざすべきであろう。

⑦　学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

各年度の学生収容定員、入学予定定員は、前年に実施される入試を前に、教務部から原案が示され、学部教授会で審議検討した上で決定されている。この決定は、国の大学設置基準や新設学科等の審査基準、私学助成金の審査基準等に照らし、適正を欠くことがないよう厳密に試算され、十分に配慮して運営されている。

文学部では、入学定員倍率•収容定員倍率を厳重にチェックし、基準を十分に守っており、教育環境を適正に保っている。大幅な定員オーバー、定員割れを起こしたことはない。

しかしながら、入試が多様化し、各区分ごとの入学予定定員は少数であるため、歩留まり

を予測しての合否判定は難しい。

留年による在籍者の増加は、極端にならぬように配慮されており、編転入等も収容定員を超えることのないよう調整されている。残る問題は、入学後まもない、1・2年次に退学する学生が多い点であり、導入教育・教養教育、履修指導等の点から充分な検討を要する。

⑧　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

前述の通り、文学部及び各専攻の定員は、定められた計画の通り、厳密に検証されて運営されている。定員超過等の問題はない。

⑨　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

入試の多様化のため、入試区分ごとの定員は細分化しており、入試の実施には難しさがある。これまでは、定員は充分に確保されてきたが、年々志願者が減少する状況のなかで、組織改組の可能性も議論の俎上に上ったこともある。教育組織の基礎を学科に置き、入試区分を大きくすることも、学部の将来構想委員会で議論されたが、意見の一致は見られなかった。

現行の教育組織を改めるような議論は、専攻ごとの利害の対立が鮮明になり、冷静な議論になりにくい。学部の将来構想のとりまとめを含め、改組の可能性を議論する事は避けることのできない事柄であり、それを実現するための仕組みが工夫されなければならない。

⑩　退学者の状況と退学理由の把握状況

在学生の就学状況の追跡調査の結果、浮き彫りになってきたことは、入学したての1年次生と自らの適正の見えてきた2年次生が、大学に適応できず、学修意欲をなくして退学していくケースが多いということである。これは全学に共通な問題となっている。。

文学部では在学生の就学状況の追跡調査によって、その原因の掌握に努めているが、未だ充分とは言えない。ただ、期待をもって入学してきた学生の要望に充分応え切れていないことは確かであり、まだそれへの対策が確立していない状況にあると認めざるを得ない。

今後とも退学の理由の徹底分析を全学的に実施し、組織的な対応策を確立する必要がある。

ここ数年では、4年次生の退学も目に付く。経済的な理由が主である。

4.7　21世紀アジア学部

21世紀アジア学部では多様な価値観、経験、知識を持った個性豊かな生徒を受け入れるため、多種の入学試験を実施している。特に平成19(2007)年度生からは、グローバルビジネスプログラム（MB5年一貫制）を導入し、学士課程（B）と修士課程（M）を高校卒業後5年間で修了させるコースの入学試験を、推薦選考とAO入学試験で実施する。

入学試験の種類は下記のとおりである。

1．推薦選考

①一般推薦選考

本学部が第一志望で、人物・健康に優れ、高校長が推薦する生徒を選考する制度。選抜科目として小論文（600字程度)、面接を実施し総合的に判定。11月下旬実施。

②国士舘高校推薦選考：国士舘高校生で、推薦基準を満たし、高校長が推薦する生徒を選考する制度。選抜科目は面接を実施し判定。11月下旬実施。

③指定校推薦選考：本学部が指定した高校の生徒で本学部所定の推薦基準を満たし、単願で、高校長が推薦する生徒を選考する制度。選抜科目は面接を実施し判定。11月下旬実施。

④スポーツ・武道推薦選考：本学部単願で、高校3年間スポーツを継続し、都道府県大会、又はこれ以上の大会に出場し、活躍実績があり、高校長が推薦する生徒を選考する制度。選抜科目は面接を実施し判定。11月下旬、2月上旬の2回実施。

2．AO入学試験

本学部を第一志望とし、人物・健康ともに優れ、本学部入学後の目的および学習計画が明瞭で、本学部所定の出願基準に該当し、その基準内容を証明する書類を提出した生徒を対象に実施する入学試験。選抜科目は、小論文(600～800字)、面接を実施し、書類審査を加えた総合評価で判定。10月中旬、1月下旬、2月下旬の3回実施。

3．一般入学試験

①前期試験：試験科目は、外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング)、国語総合、選択科目（日本史B、世界史B、地理B、政治・経済、数Ⅰ・数Aのうちから1科目選択）の3科目合計点数で判定。2月上旬に実施。

②デリバリー入学試験：全国16会場で実施。試験科目は、外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング)、国語総合の2科目合計点数で判定。2月上旬に実施。

③後期試験：試験科目は、A日程は外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング)、選択科目〈国語総合、数Ⅰ・数Aから1科目選択〉、B日程は外国語（英語Ⅰ・Ⅱ、リーディング）のみを3月上旬に実施。

4．C方式入学試験

大学入試センター試験を利用し、外国語（英語、中国語、韓国語）から1科目、国語、地理歴史（世B、日B、地理Bの中から1)、公民（現社、政治・経済、倫理の中から1)、数学（数Ⅰ・数A)、理科（物Ⅰ、化Ⅰ、生Ⅰ、地学Ⅰの中から1）1科目を選択し、2科目の合計点数で判定。本学部での2次試験は実施しない。出願期間は、Ⅰ期が1月中旬、Ⅱ期が2月中旬、Ⅲ期が3月下旬で3回実施。

5．海外帰国子女入学試験

保護者の海外在留により、外国での学校教育を受けた者で、本学入学資格該当者を対象とした制度で、11月（Ⅰ期）と2月（Ⅱ期）に実施している。試験は面接のみ行う。

6. 編・転入学試験

①日本人学生：本学以外の4年制大学の1年ないし2年次課程修了者あるいは修了見込みの学生、短期大学の卒業生あるいは卒業見込みの学生、学校教育法82条2項に規定されている専修学校の卒業生あるいは卒業見込みの者を対象とした制度で、11月に実施し、2年次（受験資格有効単位20単位以上）、3年次（受験資格有効単位40単位以上）の希望者に、小論文と面接を実施。

②外国人学生：日本国以外の国籍を有し、日本国外で教育を受け、本学部が定める最終学歴を有する者を対象とした制度で、11月に実施し、2年次（受験資格有効単位20単位以上）、3年次（受験資格有効単位40単位以上）の希望者に小論文と面接を実施。

7. 外国人留学生の入学試験

①日本在住者：日本国以外の国籍を有し、日本国外で教育を受け、本学部が定める大学入学資格該当者で、日本の教育機関（日本語学校を含む高等学校卒業見込み以上）に在籍している者を対象とした制度で、春期入学は11月に実施し、日本語と面接試験を実施。

②海外在住者：日本国以外の国籍を有し、日本国外で教育を受け、本学部が定める大学入学資格該当者で、海外から直接本学部に入学希望する者を対象とした制度で、春期入学は10～12月初、秋期入学は5月末～7月迄に対象国で実施し、日本語と面接試験を実施。尚、秋期入学では、特別選考で、上記の条件ではなく一つの資格・技能等に優れた能力を有する者を対象に、面接試験のみを実施する制度もある。

③海外在住者編入学試験：日本国以外の国籍を有し、日本国外で教育を受け、本学部が定める最終学歴を有する者で、海外から直接本学部に編入を希望する者を対象とした制度で、春期入学は10月～12月初、秋期入学は5月末～7月迄に実施し、2年次（受験資格有効単位20単位以上）、3年次（受験資格有効単位40単位以上）の希望者に、日本語と面接を実施。

本学部は平成14(2002)年4月に開学し、学生の受け入れはまだ5回の実績しかないが、志願者数は隔年変動し、多い時は約1,300名、少ない時は850名と安定していない。今後の課題としては、多様な学生を受け入れる多種の試験制度の導入と、学部内容の告知を更に広めることで志願者数が安定できる学部にしたい。

志願者の内訳をみると、関東圏の志願者が大幅に増加していることから、当学部は都市型の学部になりつつあるが、今後は、当学部の必要性を地方にも告知し、全国型の学部にする必要がある。

従来の専門分野的な学部名称を採用していないために、学部の内容等についてまだまだ受験生や進路指導担当教員からの理解を得られていない点がある。この点については、開学以来従来型の広報に加え、学校訪問、出張授業などで告知を実際に行ってきたことで理解が広がりつつある。アジアに関心をもつ意欲的な学生が入学してくる反面、狭義のアジアにとらわれ、この学部を避ける受験生も多い。現在のアジアを考えることは、アメリカやヨーロッパを考えることでもあるという視点の学部であるのだが、この点の理解を得ることが難しい。最初の卒業生を平成18年3月に送り出した実績から、アジア語と海外研修が公務員等への就職

に有利となることがわかったので、今後告知をしていきたい。

志願者の興味・志向をアジアに向ける為には、告知活動をする必要がある。学部開設時から、年1回「アジアンフェスタ」を開催し、多くの志願者にアジアを知ってもらう活動をしている。また学校訪問で「21世紀アジア学部」の特徴、社会への貢献、必要性を訴え、理解を得るための活動を5年間続けている。平成18(2006)年からは高等学校の志願者にアジアへの興味を呼び起こすための「デリバリー授業」を計画し、現在、25校で実施しており、今後も告知活動をさらに広範囲で展開する予定である。

告知に関しては以上を実施しているが、入学後は「アウト・オブ・キャンパス」を実施し、自らが現場でアジアを体験することを指導している。海外研修（1カ月）を経験した学生が、その後本学の「交換留学制度」に応募し、多数の学生が提携大学に交換留学生として派遣されることになったり、それが就職活動にも効果を出し始めている。

最後に、改革に向けた方策として、現在以下3点を具体化し、実施している。

①海外で取得した単位を大幅に認める制度及び海外特別研究として20単位までを認める制度

②国内・外のインターンシップ制度の拡大

③外国人学生が「日本研修」で日本の地方にホームステイすることで、日本の文化・生活を深く知る制度

5. 教員組織

5.1 政経学部

教育活動を編成･支援する学部組織の中核は、学科会議、学部執行部の四役会議（学部長、副部長、教務主任、学生主任、政治学科主任、経済学科主任、経営学科主任）である。各学科の政治学科会議、経済学科会議、経営学科会議は、授業担当者の意見を最大限に尊重しつつ次年度の開講科目、クラス数および担当者のカリキュラム案を作成する。このカリキュラム案は、学部長を委員長とする四役会議に提出され、各種の調整を経て、学部の最終案が作成され、全学教務主任会・学部長会・大学評議員会・理事会の承認を得た後、実行カリキュラムとなる。

学生を教育指導するのは基本的に教員であり、本学では少人数のゼミを中心として学生と教員とのコミュニケーションを深めることとしている。しかし、ゼミのあり方は、3学科とも個別のゼミ編成を行っており、学生が他学科のゼミを受講したい場合などに乗り入れがうまくいきにくい部分もあったが、平成20(2008)年度に自由に受講できるように改善された。

学生への支援及び補助する組織は、学部事務室が中心となり、学科及び学年ごとに担当主事を明確にし、履修相談から個別の問題への相談まで柔軟に対応している。教員では対応できにくい問題や相談などにも、補助的に対応し、比較的学生からの評価も高い。しかし、担当主事により、対応する学生数などに違いなどがあり、また、多くの学生数をかかえる政経学部事務室にあってはすべての学生に丁寧に応接できにくい面もある。

さらに学生への教育活動を支援する組織の一つに、図書委員会がある。図書委員会は、各教員からの学生用図書の推薦に基づき、大学図書館に学生用図書を推薦し、配架を依頼する。

一方、学生が主体的に学習発表する演習などの科目で、学生が発表する際に必要となるレポート等のコピーは、ゼミ単位に配布されているコピーカードにより学生が制限枚数まで自由にコピーできる。コピー機は世田谷キャンパスに4台、鶴川キャンパスに3台配置され、ゼミ等のコピーに対応している。また、印刷機は各キャンパスに1台ずつ配置している。

教員組織として、平成18(2006)年5月現在の専任教員は63名である（表5－1)。担当科目にもよるが、教授の平均は9コマ、助教授・講師の平均は6コマとなっている。これは、専門科目担当の教授や助教授が大学院での講義も増えるため多くなる。しかし、週のコマ数が13コマと多い教員もおり、コマ数の調整も必要とされる。

専任教員の年齢構成は､36～40歳､41～45歳の教員がそれぞれ6.3％と極端に少ない一方で、50代後半～60代の教員が全体の47.5％を占めている（表5－2)。教員の年齢構成から見ると、今後10年間で4分の1の教員が定年に達することになる。年齢構成や科目等のバランスをとりながら、中堅・若手教員も充実させる採用人事を考慮する必要がある。

この他に､本学部所属の非常勤講師171名に授業を依頼している。これは外国語､体育実技､地域研究やエリアスタディ､特殊講義などと､ゼミなどの小クラス制を維持するためである。また、平成16年度より大人数のゼミなどの指導補助を行うために、ティーチング・アシスタント制度を導入し、きめ細かな指導ができる体制を整えてきている。

表5－1　専任教員組織

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数（表14(B)/表19(A)）	特任教員（外数）	兼担教員数				兼任教員数	備考
		教授	助教授	講師	計(A)	助手				教授	助教授	講師	計		
政経学部	政治学科昼間主	18	4	3	25		10	62.1		34	14	3	51	49	
	政治学科夜間主						4								政経二部教員が併任
	経済学科昼間主	17	5	1	23		14							79	
	経済学科夜間主						4								政経二部教員が併任
	経営学科	9	5	1	15		12							43	政経学部夜間主を併任
計		44	14	5	63		44							171	
政治学部二部	政治学科	9	2	0	11		4	2.6							
	経済学科	6	1	1	8		4								
計		15	3	1	19		8								

表5－2　専任教員年齢構成

学部・研究科	職位	71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳	計
政経学部	教授		3	12	12	9	6	2				44
	%		6.8%	27.3%	27.3%	20.5%	13.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
	助教授		1		2		4	2	4	1		14
	%		7.1%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	28.6%	7.1%	0.0%	100%
	専任講師									4	1	5
	%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	100%
	計		4	12	14	9	10	4	4	5	1	63
	%		6.3%	19.0%	22.2%	14.3%	15.9%	6.3%	6.3%	7.9%	1.6%	100%
	助手											
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
合計			4	12	14	9	10	4	4	5	1	63
		%	6.3%	19.0%	22.2%	14.3%	15.9%	6.3%	6.3%	7.9%	1.6%	100%

専任教員の採用に際しては、「政経学部専任教員の採用及び昇格に関する内規（平成10(1998)年改定)」に基づいて、次の手順により選考が行われる。第一に、大学教務担当理事からの次年度教員充当の承認通知を受け公募する。第二に、各学科において候補者の選考がなされる。専任教員採用候補者について各学科において数名の委員からなる審査委員会が構成され、研究業績、教育業績および人格・見識についての審査が行われる。第三に、最終候補者数名による模擬授業が行われる。第四に、審査委員会からの報告を受けて、各学科において任用する者の職位と同等以上の学科構成員を有権者とする投票により、任用の可否に関する議決を行う。その後、学部人事委員会において任用の可否に関する議決を行う。さらに、教授会において人事委員会の決定を報告し承認を受ける。この議決について理事長からの承認を得て、最終的に採用が決定される。

一方、多様な経験を持ち、学生に現場性のある教育をすることは、学生の問題意識を涵養する上で重要である。そのため、教員採用に当たりその経験や蓄積を適切に判断することは重要であるが、研究業績が多岐にわたるため審査委員の負担が過重になることや、多様な経歴を判断するには形式資格要件と実際の研究教育業績との間に距離があり選考基準の適用判断が難しいという問題がある。これらに対応するには、実質的に十分な審査期間を確保すること、選考基準に合致する業績の確認を審査委員会が一層綿密に行うこと、外部からであっても適正な審査委員を選出することであり、さらに時期を見計らって選考基準を改善していく必要がある。

専任教員の昇格に関する手続きや基準についても、採用に際して用いる「政経学部専任教員の採用及び昇格に関する内規（平成10(1998)年改定)」を適用し、ほぼ採用の際と同様の手続きによって行われている。各学科主任が昇格人事を提起するが、これは、内規の選考基準の規定に照らして昇格候補者の適格性を当該学科の審査委員会に諮問し、その結果を学科会議で議決する。さらに学部人事委員会の審議に委ねられ、最終的に教授会の承認を得ることになっている。学科審査委員会は、基本的に学科の教員が担当するが、業績を判断する適任者が必要人数いない場合は、他学部や他学科の教員を委員に選任することもある。

なお、学部専任教員の各年度の業績は、年度末に各教員から政経学会に報告され、政経学会の年報にて公表される。

研究業績書の記載事項は、近年ますます学問分野の多様化が進んだため、その客観的・画一的評価は極めて難しいとされる。試行錯誤を試みる若手の研究者の場合には、とくにこの傾向が著しく、今後専門の評価者による評価も必要とされるかもしれない。他方、研究分野と方法が確立した教授職の場合には、質・量とも相当の業績が期待されることとなる。しかし、教授職になると評価を受ける機会や段階が少なくなるので、研究成果を社会に還元する仕組づくりも必要である。

総合教育科目の担当教員に関しては、平成8(1996)年に教養部を廃止し、教養部教員は学部に配属された。全学教養教育運営センターを設置し、21世紀アジア学部を除く各学部の総合教育科目・体育実習・外国語科目を担当している。

専門科目は、各学科会議の決定によって各教員が担当している。専任教員が担当できない科目は、非常勤講師が担当している。

専任教員の任用に関わる手続きや基準について見ると、基本的に同一方式のもとでの選考

が行われ、学部教員組織の編成においておおむね妥当な結果を生み出している。その要因は、手続きは同一であっても、候補者の選考に際し公募制を実施し、さらに模擬授業を行うなどの改善策を取り入れた結果、教員組織が活性化した点にある。

教員の履歴書及び教育研究活動業績は、教員の昇格人事の際に当該教員から提出され審査される。昇格人事に関する規定には、研究業績条項と教育経験条項があり、それに基づいて審査される。大学院後期課程終了を基準として、専任教員として採用後、専任講師3年、助教授職5年を経て、教授に昇格する原則となっている。

学生の補助支援組織でもある学部事務室は、定型的な業務だけに限れば、時代に応じた合理化を進め、簡素な体制ですむが、政経学部は本学で一番多い学生数を抱えており、通常の仕事量も多い。職員の配置数も、他の学部事務室と比べて特段多く配置されているというわけでもない。少子化のなかで大学の教育サービスの質も問われる時代でもあるので、学生数を勘案した職員数の配置も検討されるべきである。

ゼミの学科別の違いは、学科の特長を活かす側面もあるが、長年政経学部で統一が求められてきた課題でもあった。現在、ゼミ形式の統一と1年生からゼミを必修化する方向で検討を重ねており、これが実現した際には学生の将来の方向性の指導やコミュニケーションを深めることが可能となり、建学精神を養うことにもなると考えられる。

クラス別の受講学生数は、おおむね適当な人数になっているが、一部には300名を超えるクラスがある。また、反対に数名の受講生しかいないクラスもある。これは授業内容のみならず時間割編成に起因する面もあるので、改善の余地がある。また、受講生数は必須科目が開講されている前後の授業に集中する傾向があるが､必ずしも例年同じ傾向とならないことや、受講生数が明白になってから対応せざるを得ないという事情もあり、教室分割や非常勤講師による追加対応という措置が必要になるが、時間がかかったり、対応自体が難しいことも多い。

また、グローバル化が進むにつれて、わが国と海外との学年暦の違いのため、1年間通年の学年暦システムでは処理しにくい現象が生じてきたため、平成14(2002)年度からセメスター制を導入している。しかし、完全セメスター制になっていないので、できるだけ早急に完全セメスター制の導入を図る必要がある。

教育の基本を教えるという講義形式の科目は、ある程度充実している。しかし、現実の社会問題や同時代的な問題への対応は、各教員の教え方にかかっており、大学としての教材支援体制が充実しているとは言えない面がある。例えば、テレビでの特集や取材番組などは、現実性を伝えるのに非常に役立つが、これらを活用する組織的な教育支援体制が整っているとは言えない。個々の教員の教材編集に委ねるだけではなく、組織的な対応も必要となる。さらに、大学図書館や視聴覚施設での教材・参考書の充実、および情報科学センターでの自己学習教材などの充実も求められる。

講義形態をとる選択科目によっては、出席者数のばらつきが大きく、一部に履修登録者の過多・過少という問題が生じている。これらの授業については、授業時間割の調整、授業内容を明確化するシラバスの改善などは行われているが、主として各担当者の個別的な対応に委ねられているのが実情である。しかし、受講生の過多・過小に対する授業担当者による個別的な工夫についても、施設・設備などの不足が、これを制約している事情もある。平成20

年に向けた梅ヶ丘キャンパスの造成に伴い、遠隔テレビ講義などができる施設・設備なども、整備するよう要請している。

一方、学部事務室は、伝統的に学生への指導教育の一端を担ってきた組織の一つである。現在は、教員と学生の両方の補助支援組織となっており、自立できない学生や苦情を言う学生が多くなってきたことは、ますます事務室の役割を増大させてきているとも言える。教員と事務職員相互に協力し合って、学生の教育や相談に当たる必要があるが、近年次第に会議等が多くなり、お互いに時間を十分にとることが難しくなってきている。

5.2 体育学部

体育学科、武道学科、スポーツ医科学科の平成18(2006)年度以降の学生定員数は425人を維持することとなる。これに対して各学科の講師以上の教員定数は、各学科共に下記の通りである。体育学部の専任、兼担ならびに兼任教員の人数・比率は、専任教員54人（32.5%)、兼担教員9人（18.4%）兼任教員103人（62.0%）であり、構成比率はほぼ充足されているといえる。

本学部教員の年齢と出身大学構成をみると、年齢構成は次の通りである。50歳代が全体の42.5%と最も多く、学科別年齢構成では、体育学科が平均で55.9歳、武道学科平均56.3歳、スポーツ医科学科51.1歳である。体育学部所属教員の出身大学は、国士舘大学卒27名、東京教育大学・筑波大学卒3名、東京医科歯科大学3名、杏林大学4名、早稲田大学2名、その他の大学12名であり、本学出身者が学部全体の教員の50.0%を占めている。年齢構成及び出身大学はおおむね適正になっていると考えられる。

教員組織外であるが、大学規則で名誉教授を置くことができる。この規定に基づき体育学部には、現在3名に対して名誉教授の称号が授与されている。

各学科の授業計画の策定や授業内容の検討を行う場として、教務委員会（体育学部規則により常設委員会）が設けられている。この委員会は、各学科から選出された委員、教務担当職員から構成され、教授会で任命された教務主任（委員長）が議長を務める。授業計画の策定、授業に関する規程の改廃、科目の改廃、名称の変更、進級基準、卒業所要単位改正、追試の計画、教務に関する諸規定に関する制定、改廃などを協議している。協議の結果は、最終的に体育学部教授会の承認を得ることが前提である。また教務委員会は、教育課程編成等の教員間の連絡調整機関としての大きな役割を担っている。学部間の調整は、教務主任会で行われている。

カリキュラムなど教育課程の基本的見直しや教育理念に関わる問題は、学部長の諮問機関であるカリキュラム等検討委員会で検討される。

実験実習を伴う教育を実施するための人的補助体制の主体は研究助手であった。いままで本学部では、研究助手6名が在籍していたが、平成18年度から教務助手制度を設け、実験・実習を補助する助手の確保を行っている。

［体学部専任教員の学科別年齢構成］ （平成18年5月1日現在）

学科名	～39歳	40～49歳	50～59歳	60～70歳	計
体育学科		8	9	12	29
武道学科		1	5	3	9
スポーツ医科学科	1	4	9	2	16
計	1	1	23	17	54

［体育学部教員構成］ （平成18年5月1日現在）

学科名	専任教員	兼担教員	非常勤教員	計
総合教育科目	7	4	20	31
語学科目		3	19	22
専門科目	47	2	64	113
計	54	9	103	166

本学部に於ける講師以上の採用については、採用原議書を学長に申請し、それが承認された段階で体育学部教員採用並びに昇格等に関する内規及び体育学部教員等資格審査委員会の手続きに関する内規により発議され、候補者の人選に入る。資格審査委員会の結論は教授会に報告され、教授会が採用の可否について審議し決定する。

専任教員の昇格に関する手順は、体育学部教員採用並びに昇格等に関する内規、体育学部教員等資格審査委員会手続きに関する内規及び体育学部教員資格審査要綱に従い資格の審査が行われる。教員の教育研究活動に関する具体的な評価方法は確立していないが、昇格人事の時点で教育、研究及び社会的活動が点数化され、それぞれの項目で一定の基準に達しないと総合得点でクリアーしても昇格できない。これも一つの教育研究の評価と受けとめられている。

本学部の教員数は、設置基準に対する充足率においては充分である。しかし兼任(非常勤)比率は62.04％と依存率が高い。依存率が高いのは、専門性の高い専門教育科目の増加のためである。各学科の学生収容定員の相違、また担当する学問領域及び大学院兼任によって、専任教員の持ちコマ数が最高11、最低2.5と大きくばらついている。これには学問領域に寄ることが大きい。他の原因として本学部の主要科目（必修科目）に対して教室の収容定員が少ないこと、学生の履修態度に積極性が見られないことから再履修者が多く、コマ数を増やさざるをえないのが現状である。

教務委員会が授業計画の全般について調整を行っているが、原則的には各学科の学科会議で立案され、学科の主体性は可能な限り尊重する方向である。

教員の教育や研究を補助する人員が不足しており、大学院等の設置によりますます教育研究支援体制の確立が必要とされる。

専任教員の採用並びに昇格に対しては、各自の研究、教育業績、社会的活動及び人格を重視して資料検討がなされている。現在のところ、こうした専任教員の採用並びに昇格方針は妥当とされている。

教員採用は､本学部教員組織の編成からおおむね妥当な結果を得ているものと考えられる。

専任教員の出身校大学（最終学位取得の大学）が多岐にわたることは、多様な環境で学んだ教員が増えることになり、発想の多様化にもつながる。学生の学習意欲にも刺激を与えるものと考えている。

教員定数に満足しているが、全般的に体育方法学に片寄っている。講義系科目、実習科目の教員が手薄で、それを補助する助手の数も少ないことから、理念・目的・教育目標とその達成がされていない面がある。

学科毎の学生収容定員の相違、また担当する学問領域によって、将来ともに専任教員の持ちコマ数が多いと予想される科目については、非常勤講師採用等の処置が望まれる。

大学院博士課程設置により、学部学生実験実習補助に大学院博士課程後期課程の学生を期限付きの助手（TA）として採用する制度の導入も一つの方策である。

本学部の教育研究活動の一層の充実を図るためには、今後の採用人事は、年齢構成を考慮した中で、広く公募による人選が望まれる。

本学部においては、学生による授業評価を平成15(2003)年から本格的に実施している。この評価について、具体的評価システムを確立する必要性があると考えられる。また現在未公表の教員の研究業績についても、大学院博士課程を設置したこともあり、積極的に取り組み、今後体育研究所報に毎年掲載するなどの工夫が必要である。

5.3 工学部

工学部は現在、機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科、建築デザイン工学科の4学科から構成されている。各学科の教員組織は、それぞれ専門担当分野教員10名と、教職関係担当教員1名の合計11名を定員としているが、大学院設置時及び臨時定員増時の増員、また新学部への移行も考えて多少教員数にバラつきがある。しかし、数年の内に適正数にする予定である。

これに加えて、専門基礎科目担当教員、並びに各学部に所属する全学教養教育運営センター教員による人文科学、自然科学、社会科学及び保健体育担当教員による総合教育科目が実施されている。本学部に現在配置されている講師以上の教員の総数を次表に示す。

表4. 工学部学科別教員構成

学部	学　　科	教　授	助教授	専任講師	非常勤講師	合　計
工学部	機械情報工学科	8	1	0	28	37
	電気電子工学科	11	2	0	20	33
	都市システム工学科	10	3	0	28	41
	建築デザイン工学科	7	3	1	34	45
計		36	9	1	110	156

本学部全体で、実験科目・卒業研究の安全な実施と教材製作や専門的実験補助、実験や研究推進などに必要な技能的業務に16名の技術職員が従事しており、技術職員は事務系の職員と内容を異にした助手的な様々な業務も含めて従事している。

専任教員と兼担教員ならびに兼任教員の人数・比率は、専任教員46人、兼担教員19人兼任教員107人であり、兼任教員の比率が高い。

本学部教員の年齢構成をみると、60歳以上が26.0％50歳以上60歳未満が47.8％、50歳未満が26.2％となっている。年齢構成については将来新規採用教員の人事計画により年齢層の若い教員を増やす必要がある。専任教員の年齢別構成を次の表に示す。

表5. 工学部専任教員の学科別年齢構成

学部	年齢／学科	66－70	61－65	56－60	51－55	46－50	41－45	36－40	31－35	26－30	合計
工学部	機械情報工学科	1	2	3	2	0	1	0	0	0	9
	電気電子工学科	1	3	4	2	1	1	1	0	0	13
	都市システム工学科	0	2	5	1	2	0	2	1	0	13
	建築デザイン工学科	1	2	4	1	0	1	1	1	0	11
計		3	9	16	6	3	3	4	2	0	46

教員組織外であるが、大学規則で名誉教授を置くことができる。この規定に基づき工学部には、現在10名の退職教員に対して名誉教授の称号が授与されている。

各学科の授業計画の策定､授業内容の検討及び教育課程の見直しを行う場として､カリキュラム委員会が設けられている。この委員会は、各学科から選出された委員、教務主任、学生主任、教務担当職員から構成され、教務主任が議長を務める。授業計画の策定、授業に関する規程の改廃、科目の改廃、名称の変更、進級基準、卒業所要単位改正、追試の計画、教務に関する諸規定に関する制定、改廃などを協議している。協議の結果は、最終的に工学部教授会の承認を得ることが前提である。またカリキュラム委員会は、教育課程編成等の教員間の連絡調整機関としての大きな役割をなしている。学部間の調整は、教務主任会で行われている。

実験実習を伴う教育を実施するための人的補助体制の主体は技術職員とTA（大学院学生）である。本学部では、研究助手がいないので、将来に向けた方策として研究助手の制度を検討していく必要がある。

本学部に於ける講師以上の新規採用については、まず学長に打診し、可能な場合には、各学科で公募等により候補者を決定し、それを主任会で審議し承認された場合には、工学部選考委員会でその候補者の資格が審査され、その結果を学部長に答申する。工学部長は、その答申結果を工学部教授会にはかり、承認されればそれを理事会に上申し採用が決定する。

専任教員の昇格に関する手順は、各学科より推薦された候補者を工学部主任会に諮り、各学科の了承が得られると工学部選考委員会において「工学部専任教員の昇格審査に関する内規」に従い資格の審査が行われる。その結果は工学部長に答申される。工学部長は、その答申内容を工学部教授会にはかり昇格が決定する。教員の教育・研究活動を点数化する評価方法ができていて、それぞれの項目で一定の基準に達しないと総合得点でクリアーしても昇格できない。

本学部の教員数は、設置基準に対する充足率においては充分である。兼任（非常勤）の比率は61.5％で依存率が高い。依存率が高いのは、専門性の高い専門教育科目の増加のためで

ある。本学部のほとんど全ての教員が大学院も担当しているために持ちコマ数は相当に多い。

年齢構成では高齢化が目立ち、将来の人事計画において若い年齢の教員を増加させ、年齢構成のバランスを整える必要がある。

カリキュラム委員会が授業計画の全般について調整を行っているが、原則的には各学科の教室会議で立案され、学科の主体性は可能な限り尊重する方向である。

教員の教育や研究を補助する人員が不足しており、大学院等の設置によりますます教育研究支援体制の確立が必要とされる。

専任教員の採用並びに昇格に対しては、各自の研究、教育業績、社会的活動及び人格を重視して資料検討がなされている。現在のところ、こうした専任教員の採用並びに昇格方針は妥当とされている。

理工系学部では、従来学問体系に沿って学部を学科に区分してきたが、このような学部編成では時代の急速な変化に対応することが難しいという点が近年指摘されている。また、これまでのように狭い専門領域の学問体系によって区分けされた学科構成による教育だけでは、これからの時代のニーズに合った人材を育成することは難しい。幅広い教養と知識を習得し、視野の広さや大局的な判断力を養いながら、専門性を高めていく教育システムに改変する必要がある。

上記観点に沿って、工学部各学科間の垣根をできるだけ低くして、学生に対する教育にも幅広い視野を持つことが可能なような学科にとらわれないカリキュラム構成を目指し、また教員間の共同研究を発展させるべく議論を重ねてきたが、人事計画の面でもカリキュラムの面でも学科間の独立性が強く思うような成果をあげることができなかった。

平成16(2004)年より議論を進めてきた学部改組が実現することになり、平成19(2007)年4月より、1学部1学科（理工学部、理工学科）6学系として生まれ変わる。この新学部では、従来の問題点を解決できるものと期待される。少ない教員数を有効に活用するシステムになっている。その主たるメリットは次の通りである。

①学部のシステムを10年間ぐらい変更せずに保持し、学系の構成や内容は常に時代にあったものに柔軟に対応して更新していく。このようなシステムにしておけば、時代のニーズにあった改組転換がやりやすく、複数学科の構成では困難であった時代への迅速な適応性が可能になる。

②狭い専門領域の学問体系によって区分けされた学科構成による教育ではなく、これからの時代のニーズに合った幅広い教養と知識を習得し、視野の広さや大局的な判断力を養いながら、専門性を高めていく教育システムとなっている。

③アカデミックアドバイザー制度、新入生教育、課題探求解決型教育、学習支援室等、学部全体での統一したきめ細かい特色のある教育が可能である。

④各学系の専門性を打ち出す一方で、将来脚光を浴びるであろう学際領域の新テーマにも柔軟に対応することができる。

⑤専門分野の近い複数の教員でユニットを形成することにより、教育に幅と弾力性を持たすことができる。

⑥外部資金の導入等で必要になる研究教育分野ごとの教員の協力がとりやすくなる。

5.4 法学部

法学部における研究教育のための人的体制（条件）の現状についてであるが、専任教員数は、語学系教員4名、総合教育系2名、専門教員系30名の合計36名である。この点で、本学部に特徴的なのは、法律学科・現代ビジネス法学科の両学科ともに必要最少限の専門科目担当教員数の充足にとどまっていること、専任教員の年齢構成が高齢化しつつあること、しかも、本学部が少人数教育を標榜し実践していることもあって、専任教員の担当授業コマ数が加重負担となりつつあることである。

法科大学院構想に伴って、全国的に専門科目担当教員の流動化が発生し、本学部もその影響を強く受けた。具体的には、専門科目担当教員の他大学への転出である。他方、「受験生全入時代」の到来によって、受験生及びその親が大学に向ける評価の目はますます厳しくなっていくであろうし、社会的ニーズに対応した研究教育への要求も高まっていくと予想される。

そうした状況の中で、本学部として特色のある充実した研究教育を行っていくためには、第1に、本学部が必要最少限の専任教員定数によって研究教育体制を組んでいることを改め、専任教員の講義コマ数の加重負担の現状を改善していかなければならないこと、第2に、社会や学生のニーズに即応したカリキュラム編成等、柔軟で多様性のある研究教育を実現していかなければならないこと、また第3に、そうした柔軟で多様性のある研究教育を担っていくことのできる人的体制を常に実現・維持していく必要があることなどが求められている。

そうした点を考慮すると、欠員の生じた専門法分野の教員補充を早急に実現するとともに、近い将来に定年退職する教員の補充を、年齢構成を念頭におきながら、早い段階で準備し、検討していく必要がある。また、専門科目担当教員の流動化は今後も続いて行くであろうと予想されるので、それに対する対応を普段から意識した人事体制を整備しておくことも必要である。

そうした場合の教員の採用選考については、学部内の多くの教員の意見を集約して、一応、客観的な基準に基づいて選考が行われている現状を維持していきながらも、学生や社会のニーズに対応した、優秀な人材を広く集めていく方法も考えていかなければならず、教員採用における選考方法・基準を再考する必要がある。また、教員には研究面・教育面の双方の資質が重要であるとするならば、その研究能力の充実・向上だけではなく、教育・指導能力の充実・向上も図っていかなければならない。また、教員の昇格について、研究業績・教育活動・実務経験・就業期間等を考慮した客観的な昇格要件を整備している現状を維持しながらも、教育•指導の面での業績や実務経験をも考慮した昇格要件も検討していく必要がある。

いずれにしても、一方で、社会のニーズ、学生のニーズが多様化している現状を踏まえ、他方で、流動化が加速している教員人事や、高齢化しつつある現状の教員人事を考慮しながら、より充実した人事体制をいかに構築していくかが課題となっている。

なお、本学部の全学年が世田谷キャンパスで履修する平成20(2008)年に向けて、現在、カリキュラムの改編、及び、それに伴う研究教育のための人的体制の見直しを検討していることを付言しておく。

5.5 文学部

① 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教育組織の適切性

文学部は昭和41(1966)年4月に、教育学科2専攻(教育学専攻30名、倫理学専攻30名)、史学地理学科3専攻 (国史学専攻30名、東洋史学専攻30名、地理学専攻30名)、文学科2専攻 (漢学専攻20名、国文学専攻30名)の3学科7専攻、学生定員200名で発足した。44(1969)年に教育学科内に初等教育専攻20名を加え、合わせて教育学専攻20名、倫理学専攻20名に改め、3学科8専攻、学生定員200名の体制となった。

その後、大学進学志望者が増大したため、昭和51(1976)年4月から定員を300名 (教育学専攻50名、倫理学専攻20名、初等教育専攻40名、国史学専攻50名、東洋史学専攻30名、地理学専攻40名、中国文学専攻20名、国語国文学専攻50名)とした。さらに平成4(1992)年から学齢期人口の膨張に対応し、臨時に90名の定員増が認められ、学生定員を390名(教育学専攻50名、倫理学専攻30名、初等教育専攻40名、国史学専攻70名、東洋史学専攻40名、地理学専攻60名、中国文学専攻30名、国語国文学専攻70名) とした。

平成12(2000)年度に始まる臨時定員削減期にも、文学部は、90名の増員分をそのまますべて残存することが認められ、同時に行われた大幅なカリキュラム改訂を反映し、8専攻のうち4専攻について、平成16(2004)年度から名称を変更することが決まった。平成18(2006)年度4月現在の文学部教育組織の現況は下記の通りである。

学　科	専　　攻	教　　授	助 教 授	専任講師
教育学科	教育学	8	3	0
	倫理学	4	0	1
	初等教育	8	4	0
史学地理学科	考古・日本史学	8	0	0
	東洋史学	4	0	1
	地理・環境	4	3	0
文学科	中国語・中国文学	5	0	0
	日本文学・文化	7	2	1
計		48	12	3

学生定員を基礎に専任教員が学科・専攻に配置されている。発足当初の昭和41(1966)年の専任教員数は44名(教授33名、助教授5名、専任講師6名)、非常勤講師31名であった。その後、昭和40年代後半から専任教員数は一時50名を超し、非常勤講師数も60名前後に増えた。しかし、昭和51(1976)年と平成4(1992)年と二度にわたって定員増が行われたにもかかわらず、専任教員数は40名台に固定され増えなかった。非常勤のみが、昭和50年代後半に70名前後、平成に入り80名から90名台へと増加した。この時期に行われた臨時定員増と教育課程の多様化を非常勤講師の増加によって凌いできた感がある。

平成8(1996)年に教養部が廃止され、14名の教員が全学教養教育運営センター所属教員として文学部に移籍し、専任教員数は総員62名となった。さらに短期大学の廃止にともない、平

成14(2002)年4月から旧短大教員のうち3名が文学部に移籍し、文学部の専任教員数は総計65名となった。平成18(2006)年4月は、表のように63名である。このうちには、全学の教職課程担当を専務とする教員4名も含まれている。文学部においても昭和43(1968)年4月からの一時期2、3名の助手が置かれたが、昭和58(1983)年3月を最後に廃止され、現在は置かれていない。

文学部の教育組織の特色は、専攻ごとに学生定員と教員定数を定め、教育課程が作られ、入試が行われるところにある。教育組織運営の基本は学科ではなく専攻にあり、専攻会議がしばしば開かれ、学部教授会とともに学部運営の中軸をなしている。学科会議はほとんど開かれることがなく、異なる専攻の合同会議や、共同行事も少ない。学科共通の理念・目的に基づく活動はこれまで希薄であった。

文学部の教養教育科目のほとんどは、旧教養部から移籍し現在も全学教養教育運営センターに所属する教員が担当している。全学教養教育運営センターは見直し廃止の時期にあるとされながら、未だにこれに代わる教養科目運営組織の理念と方法は確立しておらず、未決着のままである。教養教育担当教員の各学部への移籍は、各学部の学生定員や教育内容と教員の専門分野とを見合わせ決定されたとしているが、それはかならずしも厳密なものではなく、専門と関係の薄い専攻に所属することになった例もある。

また、教職課程の担当教員は、現在、教育学科の教育学専攻に所属しているが、本来は文学部の教職課程だけでなく、全学の教職課程に対する運営責任を負う独立した立場にあるべきである。教職課程担当教員が教育学専攻に所属することで、専攻には利便があるが、逆に全学の教職課程担当としての自立性が希薄となり、専攻のなかに埋没する傾きもみられる。

学生定員や教員定数が専攻を単位に編成されていることから、専攻会議が重視されるあまり学科教員の会議は開催されることはなく、その必要性もほとんど顧みられることはない。専攻ごとにこぢんまりとまとまった教育活動が行われる反面、専攻が内向きに自己完結する傾きがあり、その閉鎖性から隣接する分野相互の連携協力・相互批判等の活動での消極性が目立つ。

教員人事も専攻として専門性を十分考慮し検討され発議されるが、反面、隣接する専攻をも含む、広い学問的見地からの検討が人選に反映されにくく、教員の配置が個々の専攻の立場だけで自己完結的に構想され、専攻の既成の枠組みを超え、隣接科学や学際的領域を取り込み、新しい学問分野を切り開くような積極的人事は発議されにくい。

教養科目は、教養教育運営センターの見直し改編が未決着であるため、従来からの運営方式が惰性的に続いており、専門科目担当教員との相互乗り入れが進展していない。教養教育運営センター所属の教員の人事は、所属専攻から発議し、教養教育運営センターの関連部会（人文科学部会、社会科学部会、自然科学部会、外国語学部会、保健体育部会）にはかられ、その了解を得た後、学部の人事委員会の審議を経て学部教授会で決定されるが、おのずから学部・学科の利害が優先し、教養教育の理念や目的の認識が希薄となり、教養教育独自の役割が軽視され見失われかねない危険性を孕んでいる。

人文科学を教育研究の基礎に置く文学部では、人間存在の総合的考究を本分としている。各専攻は、それぞれの専門性の追究はもとよりであるが、隣接する諸科学の基礎知識と、幅広い教養教育、現代社会のニーズに応えるための教育組織の編成を目指さなければならない。国際交流・情報化社会・青少年教育問題などの現代的課題に対応しうる教育研究組織の充実

が強く要請される。

文学部教員の専門分野別構成、年齢・性別構成等が、文学部の目指している教育理念・教育目標に照らして果たして適正であるか、専攻が自己点検するだけではなく、学科においてもより広い見地から点検･相互評価されるべきであろう。専任教員63名中、女性教員は4名に過ぎず、依然として著しく男性に偏っており、教育組織のあり方として見直されるべきである。非常勤講師の年齢制限については、70歳となっている。

教養教育運営センターの運営の見直し、センター所属教員と他の教員との相互乗り入れ、全学教職課程運営組織の自立性を高めることについては、できるだけ早期に改善が計られる必要がある。

「1　学部・学科・専攻の理念・目的・教育目標とその実施」に示した通り、文学部及びその中の3学科8専攻それぞれの教育理念や教育目標は明確に示されており、その実現に向けてカリキュラムや教員組織が整備されている。

各専攻の学生定員や在籍学生数は「大学基礎データ、Ⅲ－2. 学部･学科の学生定員および在籍学生数」に示すとおりで、定員は30名（倫理学専攻と中国語・中国文学専攻）から70名（考古･日本史学専攻と日本文学･文化専攻）まで幅がある。学生数は定員の1.28倍以下に収まっている。定員に幅があるのは、教育学科3専攻を臨時定員増とその後の増員固定化の対象から外したことと、専攻ごとの社会的ニーズの差による。

文学部は学問研究の対象が設立当初から東洋に偏っており、西洋部門（例えば英文学、西洋史学など）を取り込んで、バランスのとれた文学部を再構築することが受験生確保や大学全体の教員再配置、ひいては学部の活性化の為にも必要だという意見はこれまでにも文学部の将来構想を議論する委員会で度々示された。しかし、旧来の東洋的偏りが文学部の特徴であり、魅力でもあるという意見との調整がつかずにいる。

文学部の諸分野の中でも、学問の進化発展の過程で複数の専攻でカリキュラムの多様化が進められ、カリキュラム・教員・設備が強化された。例えば教育学専攻では心理学分野が、また考古・日本史学専攻では考古学分野が特に整備されている。

②　主要な授業科目への専任教員の配置状況

主要な授業科目とは、各専攻の必修科目や最終的到達点である卒業論文に学生を誘導する演習科目であろう。どの専攻でもこれらの科目は専任教員が担当しているが、非常勤講師が一部の演習科目を担当している専攻もある。

文学部の専兼比率は次の表のようになっている。各数字は、卒業単位124中の数であり、(　) 内の数字は資格科目を含めた数である。

		専任担当科目数 A	兼任担当科目数 B	専兼比率 A/B
専門教育	必修科目	110（142）	41（130）	2.7（1.1）
	選択必修科目	103（105）	70 （73）	1.5（1.4）
	全授業科目	379（414）	303（395）	1.3（1.0）
教養教育	必修科目	20	34	0.6
	選択必修科目	1	1	1
	全授業科目	77	125	0.6

教育的視点に立てば、専任教員と非常勤講師とでは教育に対する責任の度合いが違うわけであるから、当然非常勤講師の割合は少なくあるべきである。しかし、上の表が示すように、専門科目で4割以上、教養教育科目で6割以上の科目が非常勤講師に任されている。

非常勤講師制度によって経営が成り立っている日本の大学（特に私立大学）においては、非常勤講師は単に専任でないと言うだけで、専任教員と同じコマ数を担当していながら、給料には雲泥の差が生じている。非常勤講師制度によって経営が成り立っている大学のあり方は当然見直されるべきであるが、これは日本の大学全体の問題である。

③ 教員組織における専任・兼任の比率の適切性

文学部の教員組織は次のようになっている。専任教員と兼任教員を合計した人数に対する専任教員割合は文学部全体で34％である。

	専任教員 A	兼任教員 B	専任割合 A/(A＋B)％
教育学科	28	43	39％
史学地理学科	20	39	34％
文 学 科	15	21	42％
共　　通	0	20	
計	63	123	34％

このほかに他学部所属の兼担教員が文学部全体で49名存在する。専任教員一人あたりの在籍学生数は29名で、全学部中最低となっている。

④ 理念・教育目的との関連における教員組織の年齢構成の適切性

文学部専任教員の年齢構成は次の通りである。

年齢	66-70	61-65	56-60	51-55	46-50	41-45	36-40	31-35	26-30	合計
人員	9	10	14	8	12	4	3	3	0	63

合計63人のうち61歳以上の割合が30％、51歳以上の割合が35％を占め、40歳以下の割合が9％でしかない。全体に年齢構成が高年齢化しており、教育的にも、教育行政的(学部や委員会運営）にも問題である。

⑤　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教養教育科目に関しては、全学教養教育運営センターがあり、そこに各分野の部会長及び各学部の教務主任が出席して連絡調整が行われる。

文学部の専門科目については、全専攻間の調整は学部のカリキュラム委員会を通して行われる。また、専攻内での調整は、各専攻の教室会議で教室主任主導のもとで行われる。

学部間の連絡調整は、直接学部事務室同士で行う場合と、教務主任レベルで行われる場合がある。教員間の連絡調整は、概ねスムーズに行われている。

⑥　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人的配置の適切性（TA制度など）

平成14(2002)年度、TA制度に関する学則が整備され、文学部でもこの親規程に基づきTA制度の内規を整備し、TAの募集を行っている。

一人あたりのTAに支払われる金額は時間単価で1,200円（博士課程）、1,000円（修士課程）となっており、大学院生の生活費をまかなう金額になっていない。また、TAの経費は現在学部負担であるため、この点からもTAの人数に制限がある。

理想的には、TAに支払われる金額は、TAをやることでアルバイトをしなくても済む程度の額であるべきである。TAの学費を半額免除したり、全額免除する制度も検討されて良い。

⑦　教員と教育研究支援職員との連携・協力関係の適切性

文学部には現在一般事務職員の他に、考古・日本史学専攻に写真技術を担当する技術職員が1名存在する。この後者の職員は採用時から考古学分野専属の教育研究支援職員となっており、慣習上、他専攻の実験実習科目では当該技術職員の援助は受けられない。

技術職員が一専攻や一分野の専属であることを約束されて採用されているのであれば、他の実験実習科目においても以前から助手の必要性を訴えている専攻もあるので、技術職員の必要性についてすべての実験実習科目に対して見直しをすべきであろう。

技術職員が文学部全体の教育研究支援職員として採用されているのであれば、その分掌規程を明確にし、技術職員の将来性を考えて、再教育や将来的な再配置も考慮すべきである。

⑧　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性

教員の募集方法について、文学部では2つの方法が存在する。一つは従来から取られている方法で、欠員の生じた専攻内で人脈を通じて候補者を捜す方法、もう一つは文学部内規に定められた公募規程に則って候補者を捜す方法である。文学部の公募規定は平成9(1997)年に施行され、すでに複数の専攻（初等教育、地理学、倫理学など）でこの方法を用いて全国的に候補者を募っているが、候補者選びは主に専攻内の話し合いで行われているのが現状である。

任用ならびに昇格の手続きについては、各専攻が採用・昇格規程に基づいて候補者を選定し、学部長に具申する。学部長は具申案を人事委員会に付託し、人事委員会の報告に基づき、人事教授会を開催し任用ならびに昇格の可否を諮る。任用・昇格については、文学部に業績の評価基準が存在し、その点数に基づいて業績評価が行われる。

学術論文には複数の第三者（査読者）評価による国際雑誌や国内雑誌が含まれるが、それらの評価が国際的常識から判断して低すぎるという指摘もあり、業績評価の点数については定期的に見直しを行う必要があろう。

任用・昇格人事の手続きについては、平成7(1995)～9(1997)年にかけて文学部の規程が整備され、厳しく且つ公平に処理されている。

〈倫理学専攻〉

教員の人数等については、2.6で述べたとおりである。教員採用については、定年退職に伴う専任教員補充の際には公募制を採用し始め、平成15(2003)年4月に新規採用した専任教員は公募によった。今後も原則的には公募による採用となろう。

昇格については、文学部の内規等に従い、適正に行っている。専任教員の年齢配分については、平成18(2006)年8月現在で60歳台1名、50歳台2名、40歳台1名、30歳台1名となっており、適正である。

非常勤講師については、適材適所の採用を期しているが、採用の継続更新は最長で8年間までとすることを専攻として決定し、本年度よりこれを実行した。

教員評価については、著書、論文、学会発表等の実績による他に、特に教育活動の核となる授業について、3.2.5で述べたように、公開授業による教員相互の相互啓発と共通了解が重要であろう。今後の課題である。

本専攻のカリキュラムに従って古今東西の思想を網羅するためには、より専門化された分野の教員採用が必要であるが、現在のところではなかなか困難である。また、1、2年次生に対する思想書読解と論述文を訓練をする授業を新設するには、スタッフの手配を工夫する必要がある。

⑨　教員選考基準と手続きの明確化

教員の募集・昇格については、文学部の公募規程、採用・昇格規程、業績評価基準があり、それに則って手続きが進められている。これらの内規は文学部内規集に綴じられており、内規集は新規採用教員を除き、すべての専任教員に渡っている。

前述のように、文学部の人事関連規程は平成7(1995)～9(1997)年にかけて整備され、それに則って厳しく公平に手続きが行われている。規程は内規集に綴じられ、すべての教員がこの手続きを理解できる状況になっている。

⑩　教員選考手続きにおける公募制の導入状況とその運用の適切性

文学部の公募内規は平成9(1997)年に成立し、これまでに複数の専攻でこの内規に基づいて教員採用が行われている。公募にあたっては、各大学・研究機関に公募の文書を郵送するほか、大学のHPでも公開している。

公募は公平で、全国から候補者を募ることができるが、その反面、手続きの煩雑さ、研究業績以外の特性の把握の難しさなどから、採用方法の主流となっていない。よりよい人材を

確保するために今後も公募の導入を積極的に図るべきである。

⑪　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の研究活動については、研究業績が昇格の基準となっているため、点数評価されている。

教員の研究活動については、毎年人文学会紀要の最後に公表される。また、専攻によっては、専攻の学会誌やニューズレターで、定期的に公表している。

前述したように、採用・昇格人事において研究業績は点数評価されるが、研究論文に対する評価基準が軽すぎるという指摘がある。研究業績の紀要への記載は各専攻単位にまとめているところもあれば、個人的主体性に任されている専攻もあって、統一性に欠けており、文学部唯一の研究業績公表の場として、紀要に対し明確な位置づけが必要である。

また、初等教育専攻のように音楽、美術、体育等の担当者における芸術、スポーツ分野の評価及び教育専攻や初等教育専攻における教育実践の評価方法にさらなる配慮と工夫が必要である。

⑫　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の採用・昇格にあたって、教員の研究業績が点数評価されると共に、人事委員会では主な研究業績を別刷りや印刷物の形で精査している。

各専攻から選出された候補者は人事委員会で研究業績を中心に評価される。教育的能力や実績についてはなかなか見極めることがむずかしい。専攻の中には公募で候補者を募っているところがあり、多くの候補者の中から一人の候補者を選抜する際に、面接やセミナーを開催することもある。研究業績以外の教員適性の評価には有効であると思われる。

⑬　大学と併設短期大学における各々固有の人員配置の適切性

国士舘短期大学は平成13(2001)年3月で廃止され、専任教員は専門分野に基づき各学部に分属となった。

5.6 21世紀アジア学部

21世紀アジア学部は、過剰な細分化を避けた分野横断的な教育内容を目指すとの理念から、21世紀アジア学科一学科のみである。学部専任教員数は35名と極めて小規模であるので、学部決定機関としての教授会の下に経営戦略委員会がおかれ、さらにその傘下に必要に応じて問題・テーマごとのワーキング・グループ（以下、WG）が設置されるという比較的簡素化された組織構成となっている。一学年の学生定員は400名、このうち80名（20%）が学部開設時に設定された外国人留学生枠である。平成18年5月1日現在、本学部の留学生は15カ国、合計572名に達している。これは、幅広い文化的素養とコミュニケーション能力をもつ人材として中間層のレベルの底上げを図るという本学が有する社会的役割から、一学部一学科としては相当規模の学生定員となっている。

また、本学部の専任教員と兼担並びに兼任教員の比率は、専任35名（17.6%）、兼担28名（14.1%）、兼任136名（68.3%）である。教員には大学教員以外に、民間企業や政府関係機関など実務的背景をもつ研究者もおり、出身母体は比較的多様である。また、5名の外国人研究者が含まれており、広範なアジア地域の言語、社会、文化、地域協力の実態などを教授する重要な一翼を担っている。さらに、本学部では外国語科目を中心とする総合コミュニケーション科目が重視されており、英語・日本語はプレースメントテストの結果により1クラス20名程度で20クラス以上が置かれている。また本学部の特長であるアジア関連語では、従来からの中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語のほか、平成18年度よりロシア語とアラビア語も加えて、少人数による授業が行われている。これらの言語コミュニケーション科目では、主に語学教育の専門家が兼任教員としてこれを担当している。その中には多くのネイティブ・スピーカーが含まれる。

専任教員の年齢構成は、30歳未満が1名（2.9%）、40歳未満が2名（5.7%）、50歳未満が10名（28.6%）、60歳未満が10名（28.6%）、60歳以上が12名（34.3%）である。平成18年度のグローバルアジア研究科の開設に伴う担当教員補充人事の結果、60歳以上の比率がかなり高まった。

教育課程編成の目的を具体的に実現するため、まずカリキュラム編成は、現在教務主任と学科主任により具体的な原案が作成され、経営戦略委員会において検討された後に教授会へと提出される。外国語科目、および研修科目については、定期的な連絡調整や意見交換を行っており、その他の科目についても随時調整を図っている。課題への対処と内容の充実を図る必要のある部分については、担当教員によるWGの開催、担当者による懇談、アンケートの実施、メールでの意見交換などを通じて連絡調整がなされている。

実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育における必要な教材の作成、機材使用の際の準備などは、原則として担当する各教員が行い、これを事務職員が適宜補助している。本学部には助手制度及びTA制度による支援体制がないため、各自の自助努力に依存せざるをえない状況である。特に必修科目などで履修学生が多い場合、教材の準備作業が教員の大きな負担となっている。情報関連教育では、中国語、韓国語、あるいは英語での説明が可能な教員が担当しており、必要に応じて留学生へのサポートは可能である。しかし、それだけ

では十分ではなく、例えばIT関連の外来語が多く用いられる授業では日本語能力が高い留学生でも1年次当初に相当の困難を感じている。さらに今後は、日本語教員養成課程の実習も行われるようになると、これをサポートする体制作りが急務となる。

教員の教育研究活動を具体的に明確に評価する方法は確立していないが、研究業績や教育活動については、いくつかの方法によって情報公開されている。

教員の教育活動については、まずカリキュラムの説明、講義・演習内容・評価の方法・授業計画等を記した「サバイバルガイド」をWeb上で作成し、学生が閲覧できるようにしている。平成18年度においては、各授業科目について学生へのアンケートが実施され、その結果に基づき今後、教授会で改善策の検討を行う予定である。この他、学生が演習を選択する際の参考資料作り、演習・選択したい外国語、伝統諸道などの希望調査を実施するなどし、適宜学生からの意見収集を行っている。実習・演習をはじめとする教育活動の成果は、学生の活動報告•レポートとして、年一回開催されている学部祭（ASIA21）で展示するほか、学部HPへ掲載される。

教員の研究活動については、全学的な報告書である『自己点検・評価報告』に掲載され、公開されるほか、年一回発刊される『21世紀アジア学会紀要』によっても業績の一端を知ることができる。この他、ASIA21において、有志教員により研究業績、各種資料、および現在の研究課題の説明などが展示され、参観者に公開している。学部HPの新規作成に伴いWEB上で教育研究活動の状況を公開し、教員個人のHP設置を可能とする準備などが進められてきた。今後教育・研究活動に各教員が活用していくことが望まれる。

学部の性格上、教育組織として広範な領域の研究者、および社会の第一線で活躍している実務経験の豊かな専門家など、教員の多様な人的体制が必要である。これは、専任教員35名が全科目の相当部分を担当し、兼任教員が補助するという従来の専任―兼任の関係のもとで実現することは極めて難しい。本学部における兼任教員の教育課程への参画は、従来の考え方よりもより積極的で重要なものと位置づけられる。そうした国内・外の大学、研究機関、NPO、企業などとの人的ネットワークによる学部教育の構築は、適確な社会的リアリティー把握に基づく教育内容の展開と開放的で活性化した組織を編成するために有益な点が多い。しかし、その一方では、責任・役割分担の再編がうまくいかず専任教員の更なる負担増加を生み、コミュニケーション不足からくるカリキュラム内容の統合性の欠如が引き起こされる可能性もある。したがって、この兼任・兼担教員を含めた教員間の十分なコミュニケーションに基づく新しいネットワーク型の学部は、それを運営する教員側の十分な意識付けのもとに構築•運用されていく必要がある。この点は、開設5年目の進行途上にあって多くの課題を残している。

平成18年11月16日現在の学生数は1,837名（1年生472名、2年生433名、3年生484名、4年生448名）であり、現時点での専任教員一人当たりの学生数は52.5人（学生定員1,600人に対しては45.7人）である。国立および公立大学での平均が10人台、私立大学では平均が25人前後であるため、本学部の場合、国公立大学はもちろん、私立大学の平均をはるかに超えている。これは、専任・兼担・兼任教員の連携・協力関係が再編され、演習担当科目等への教員配置状況が改善されることになれば、実質的には数値とは異なる状況を生み出しうるが、教員の

熱意による努力だけでは個々の学生への丁寧な指導体制を維持する上で相当困難な状況であることは否めない。

外国語科目については、1年生・日本人学生の場合、英語週当たり4コマ、その他のアジア関連語については週3コマあり（留学生は基本的に日本語4、英語3となる）、レベルによる20以上ものクラス分けがなされている。そのため、同一曜日同一時限に多くのクラスが開講されることになり、担当する兼任教員との日程調整や教室の確保などの調整には、すでに多くの課題を残している。この結果、1・2年生の履修状況は、必修科目、人数の限定される情報関連科目との兼ね合いから、学生の選択の幅が狭められてしまうケースが生じている。

また、ボランティア関連科目や日本語教員養成課程、および教職科目などは、基礎的な科目から演習・実習までの積上げ方式による履修が設定されているなど、特に留意を要するものがあるため、学生の個別履修指導にあたる教員側の理解や説明に不十分な点がみられる。学生の側からみて分りやすいカリキュラム編成、明確な提示・説明方法を一層工夫するとともに、説明内容に齟齬が生じないよう教職員間でのさらなる連携が必要である。

受講者が多い科目においては、教材の準備などの作業で個々の教員の自助努力と事務職員の支援に依存するだけでは限界がある。学部学生、または大学院生等の補助的な活用を検討していく必要がある。

評価方法の確立等については今後に残されている課題であるが、学生を含めさまざまな対象に対し多様な機会と手段を使って教育研究活動の提示、公開をいっそう進めていくことが必要であり、今後内容をさらに充実させていかねばならない。また、学生に対するアンケートについては、当面の課題に対処するための資料として有効に用いる一方で、情報を集積するしていくことが重要である。ただし、現在はまだ試行錯誤的な段階でもあるので、今後、継続的かつ発展的な活動として確立していく必要がある。

将来の改善•改革に向けた方策としては、一学年400名定員、専任教員35名という規模のなかで、学生一人一人への丁寧な指導体制の確保はいかにして可能かという点から、1－4年生にそれぞれ設定されている演習科目の役割について統合的な観点から見通しをたて、その内容と役割を具体的に明確化することが必要である。これにより、専任教員と兼任教員の間での演習担当教員のより合理的な配置を検討していきたい。また、専任・兼担・兼任教員間のコミュニケーション・意見交換増進や、教育方法の研究・開拓を活性化させるための体制整備を検討する必要がある。特に、兼任教員の意見等は個人的な意見交換のレベルでとどめられてしまうことも多いため、メールや様々な手段により兼任教員から積極的に意見収集・意見交換を図りこれを反映させていくため、専任・兼任教員間の懇談会などをさらに拡充していきたい。

各種WG及び懇談会では、情報交換、報告、アンケートなどによる情報の集積に基づいて、すでに現在の課題提起や新たな教育方法の獲得の必要性などが提起されている。また、事例研究や教育方法の検討会などをより積極化する必要があり、改善策提言のためのWGの活性化が必要である。

各種WGや懇談会などの結果、情報などの教員間への周知、もしくは必要なときにアクセスし活用しうるような資料提供の体制整備を進める。また、このWG方式が、限られた人員それ

ぞれが多種の課題に関わらざるを得ない状況で時間的制約などから機能不全に陥らないようにするためには、WGや懇談会への積極的な参加と、その結論・提言の位置づけ及び役割分担の明確化を進めることが必要である。

TA制度などの早急な確立が難しい場合に、学部学生または大学院学生による教員への補助と学生の支援を制度化する可能性を検討してはどうか。今後、学生が教育補助として活躍できる体制は、実践的トレーニングの場としても必要性を増すことになる。アルバイト方式のほか、学部HP作成と他の関連授業、演習科目との有機的な連携など、いくつかの可能性が考えられる。ほかに外国語教育の分野でも優秀学生による外国語教育補助、日本語教師養成プログラムの一環としてのプログラム受講学生による補助的な授業支援が可能となるかどうかなど、検討すべき案は少なくない。学生による支援体制作りに対する教員側のサポートなどについても、学生の意見を取り入れ検討することも一つの方策である。

学生に対する各種アンケートについては、継続的に必要なものと当面する課題解決のために短期的に必要なものとに分けた上で、継続的にアンケートを実施する必要のあるものについては、全学的に実施するものを中心に、定期的な活動として確立する。また、教育研究活動の公開については、本年度までに整備されてきた各種の機会について教員がそれぞれ十分に理解し、管理フローを明確化するなどして、活用しやすいものへ工夫していく必要がある。

理念・目的・教育目標とその達成度としては、少人数のきめ細やかな学生へのサポート体制、学部導入教育への新しい試みが継続的になされていることは評価すべき点ではあるが、現時点はこれを新しいシステムとして軌道にのせるための過程にあるため、作業フロー、コミュニケーションの体制作りなど一層の努力が必要とされており、達成度という点ではなお不充分な状況である。

5.7 日本政教研究所

研究員の研究の評価・向上は、研究会での発表及び年一回発刊される『紀要』への投稿により行われる。研究会も従来はおよそ一カ月に一回の割合で行われていたが、専任研究員の減少などにより、開催が困難になった。兼担教員の負担過度により開催回数が減少しているが今後開催できるよう努力していきたい。紀要の発行が財政的理由により年一回に限られていることは研究員の発表の機会を狭めるものであり改善の余地がある。

前回の点検・評価以降、シンポジウム及び研究会を充実させることは概ね出来たと考えるが紀要の発行を年一回から複数回にすることは依然として行われていない。

5.8 イラク古代文化研究所

研究所固有の恒常的な教育研究活動についての評価システムはない。しかし近年、研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）による業績データ収集や、大学による自己点検・評価報告

など、教員各自が自らを省みる機会は増えている。また昇格の機会を控える教員に対しては、イラク古代文化研究所内規「教員の昇格審査に関する取り扱いについての申し合わせ」（平成元(1989)年12月15日）の中で(1) 学術論文の質的及び量的適合性、(2) 昇格にふさわしい学術的能力、(3) 研究所に対する貢献度、(4) 海外学術調査及び国内関連研究における実績、(5) 学外（国内及び国外）における学術的評価、の五つの判断基準があるため、内部審査が活動評価そのものになっている。なお、平成18年(2006)年のグローバルアジア研究科設置申請時に6名の教員はその資格審査を文部科学省より受けており、この時点で一応の外部評価を受けていることになる。

教員の研究活動には、論文や著書の発表以外にも、海外調査や学外機関への協力など多様な側面があるので、通り一遍の評価基準は定めがたい。しかし教授昇格以後、自身による点検の機会は増大しているとはいえ、それらが独善や甘えに陥らないとは限らないため、第三者機関を交えてのシステムを考えていく必要がある。

本研究所の専任教員については、資格基準や定員、採用方法は定められていない。任用は上位の学則及び教員任用規則に従っている。研究所が3名の専任教員により設立されて以来、最大10名の体制に至る過程は、海外調査に必要な人材確保を優先的に行った結果である。その後の4名減員に対しては、20年以上新規採用が見送られてきたが、平成16(2004)年度に専任教員1名が増員され、現在は専任教員7名となっている。この新規採用に際して、公募を行うべきという認識もあったが、専門性が高い分野であり人材が限られている事、大学院設立時に資格審査を確実に通過する人材である事等を考慮し、必要な人材を確実に確保するという方法が採られた。

教員の昇格は、「国士舘大学教員任用規則」、附置研究所「教員の昇格審査に関する取り扱いについての申し合わせ」(平成元(1989)年11月10日)、並びにイラク古代文化研究所内規「教員の昇格審査に関する取り扱いについての申し合わせ」(平成元(1989)年12月15日)に基づいている。助手から講師への昇格については講師以上、講師から助教授へは助教授以上、助教授から教授へは教授が審査を行い、所員会の了承ののち学長に上申している。昇格審査の判断基準に関しては、内規で上記の5項目が挙げられているが、これらの点について厳密なポイント制のような定量的評価は行っていない。教員昇格基準の中で、海外調査に対する適性が評価を左右する点は研究所独自のものであろう。反面、該当者自身が昇格の資格を判断することが難しい面があり、その機会について不公平な扱いを受ける可能性がないとはいえない。なお、現時点での教員構成が教授のみであるため、新規採用が行われない限り、当面昇格審査自体の予定がないのが現状である。

研究所の人員構成上、専門分野とその員数の最小限を維持する規定と専任教員の定数化を検討する必要があるだろう。また教員の減員を補充するにあたって、公募を行うのが望ましいが、その基準や公募の運用方法を所内であらかじめ検討する必要がある。

5.9 武道・徳育研究所

武道徳育研究所は、所長1名を含む専任教員4名及び学外非常勤研究員1名、学内研究員2名

の計7名で構成されている。なお、事務職員は配置されていない。

研究員の教育研究活動の評価は、著書及び学術論文、国内外における学術的評価及び実績、年一回発刊される「紀要」への投稿、研究所に対する貢献度等により行われる。

教員の昇格については、「国士舘大学教員任用規則」、附置研究所「教員の昇格審査に関する取り扱いについての申し合わせ」、武道徳育研究所内規に基づいて行われている。助手から講師への昇格は講師以上、講師から助教授は助教授以上、助教授から教授への審査は教授2名と学内教授（専門分野）1名以上が審査を行い、所員会の了承を得て上申される。昇格審査の判断基準は、内規で定められているポイント制評価で行われる。

専任教員の採用に関しては、「国士舘大学教員任用規則」に従っているが1981年以降新規採用は見送られてきた。

武道が国際的に発展している現在、国際的な研究組織として発展していくには、人員の拡充と事務職員を配置されることが必要と思われる。

5.10　情報科学センター

ここではセンター教員（専任）と非常勤講師（兼任）とに分けて記述する。センター教員と支援職員は、ともに情報科学センターの所属である。前述の研究教育審議会、又はKAEDEネットを保守するベンダとの連絡会を、センター教員、職員とともに定期的に開催することにより、連携、協力関係を維持している。非常勤講師とは、年1回3月に懇談会を開催し、センターの教育方針の確認、教員間の連携を図っている。

センター教員の募集は、公募制としている。センター運営委員会において発議し、教員により構成される人事委員会において詳細な審査が行われ、運営委員会の議を経て、理事長が任用する。センター教員の免職も同様の手続に拠っている。センター教員の昇格人事については、「情報科学センター教員の昇格審査基準内規」に基づいてセンター人事委員会において審議し、運営委員会の議を経て、教員任用規則に従って行われている。センター非常勤講師は、対象とする教科に相応しい学外者をセンター教員が紹介し、運営委員会の議を経て、理事長が任用する。

現状では、教員が個別に学生の講義に関する評価・要望等を把握することはあっても情報科学センター担当科目全体についての学生による評価は調査していない。学生からの要望・苦情等がセンターに寄せられた場合には、教員会で現状を確認し対応を検討･実施している。研究については組織としての評価活動は行っていない。

各授業科目は、専任教員の時間的に超過する分を兼任教員により分担を願うという形態をとっており、兼任教員による授業内容については十分に情報科学センターの方針が反映されたものである。従って授業において問題が生じれば、兼任教員の意見を聞いた上で、センターとしての対応策を講じることができるようになっている。また人数配置としては適切なものであると考えており、現在専任6名、兼任18名の配置となっている。

情報科学は日進月歩の学問分野であり、教育目標を実現する上で、年齢構成の適切性について年齢構成が懸念されるが、現状専任、兼任の年齢構成はバランスが取れており、適切で

ある。

教員公募は、公正に行われており、特に問題はない。平成13(2001)年度にもこの手続きによって専任教員2名が採用された（その翌年には、兼担教員となった)。

教育活動については、センター運営委員会より選出されるセンター長と、センター教員からセンター長が指名し運営委員会の了承を得て決まるセンター主任が中心となって運営している。現状の人的体制はセンター運営に支障をきたしていない。情報関連科目の教育に関するセンター教員の資質に問題はないと思われる。

人事委員会は学部からの委員により構成されているため、各分野から広い意見を求めることができる。しかし、最終的な承認は職員を含む運営委員会で行われるため、結果として教員人事に職員が参加することとなり、好ましくない。

情報科学関連教育についての学部学生への教育は全学的にセンター主導で行われているが、結果として高い水準を維持できており、有効に機能している。研究は所属教員の自主性に委ねている現状はおおむね機能を果たしている。

専任教員もさまざまな学問領域を背景にしているが、非常勤講師においても、他大学教員ばかりでなく、情報技術分野の実務家にも依頼しており、学生の様々な要求に応えられる人的体制を実現している。

5.11　アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターはセンター長1名、副センター長1名に、研究員はすべて学内の政経学部、体育学部、工学部、文学部、21世紀アジア学部からの兼坦研究員39名、学術顧問1名、学外から客員研究員2名で構成されている。専任研究員は不在である。また事務組織は、事務長及び派遣職員各1名である。

運営委員会は、ほぼ1カ月に1回開催し、調査研究や学術交流に関する協議等を行っている。運営委員会が主体となって、フォーラム及びシンポジウムを開催している。また『紀要』等の発行に関する協議を行い、点検・評価に当たっている。

研究員が全て各学部に所属する兼坦研究員のため、大学財政に負担を与えないという点では一定の長所があるが、グローバルな研究センターとしての目的達成を考えると、専任研究員が不在のため教員組織の見直しが必要である。また、人員に見合った研究環境の整備が望まれる。

世界的にグローバル化が進む中､全世界に発信できる研究組織としてセンターが進むには、人員の拡充をしなければならない。早い時期に専任研究員の採用、合わせて事務員の増員及び専用の事務室の確保が必要である。

5.12　ウエルネス・リサーチセンター

研究員はスポーツシステム研究科、工学研究科、体育学部及び外部からの協力研究員から

構成されている。スポーツシステム研究科教授11名、助教授7名、工学研究科教授2名、助教授1名、体育学部講師4名、外部協力研究員2名計27名である。

現在はセンター支援職員を配置していないが委託研究、講演会、講習会、課外活動支援、スポーツ活動等の支援が増加してきたこと、総合危機管理授業の支援を円滑に運営するためには、センター活動支援職員が必要となっている。

センター専任研究委員を置かず、学内専任教員を兼担で研究員に委嘱している関係上、教員人事（教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き）についての規程等は設けていない。またセンターでの研究活動の評価は所属組織での評価に委ねているが、研究員の委嘱時には研究活動を評価して委嘱するための基準作りが必要と考えている。

6. 研究活動と研究環境

6.1 研究活動

6.1.1 政経学部

所属教員による研究成果の発表は活発に行われている。政経学部には政経学会が置かれている。平成18(2006)年に創設45年目を迎える政経学会は、政経学部教員の研究成果を『政経論叢』として上梓し、毎年4号ずつを定期発行している。現在は137号目を世に問うに至っている。加えて、政経学部には2つの付置研究所があり、それぞれが『経済研紀要』(経済研究所)、『経営経理』(経営研究所) を毎年1回定期発行している。こうした研究成果を資金面で支えているのが、学部構成員全員を対象とした特別研究費補助並びに各研究所の研究員を対象とした研究所予算である。特別研究費補助については毎年5〜7名が申請している。受給者は海外 (現地) 調査によるデータ収集や文献検索等々から最新の学術情報を入手し、その分析結果等を論文として学部機関誌に投稿することが義務付けられている。政治学・経済学・経営学における国際的フィールドでの研究の活性化が図られている。また、外部の学術学会誌についても多くの教員は論文・翻訳等で投稿実績を積んでいる。同時に学術学会において理事・幹事等の中心的役割を担っている教員も多数いる。

今後の課題は、漸増傾向にあるとはいえ、科学研究費 (科研費) の申請をより活発にすることである。また、政経学部においては長期•短期を含め、毎年数名の教員が在外研究を行っている。しかしながら、その一方で海外の研究機関との交流が決して盛んであるとはいえない。当該学部の専門性からも、またグローバル化が進展する国際環境からも、海外研究機関との研究•教育における相互交流が、政経学部を一層活性化させ、学部の将来性の一翼を担っているとも考えられている。

6.1.2 体育学部

教育・研究活動全般に対する自己点検・評価を行うために大学生・大学院生・教員で構成する「体育・スポーツ科学学会」があり「体育・スポーツ科学研究」を毎年発行している。記載項目として、当該年度の原著論文、研究など。併せてシンポジウムの開催と、内容をまとめた「スポーツシステム講座」の発行を行っている。

附属研究機関として「体育研究所」を設けている。体育研究所の現状は、プロジェクト研究助成費があり、申請した研究課題に対して支給されており、研究の成果を上げるうえで大きな役割を果たしている。その成果を「研究所報」に発表することが義務付けられている。発表がない場合には、発表が完了するまでそれ以後の研究助成が受けられない。

平成15(2003)年度に工学部と提携し、ハイテク・リサーチ・センターを立ち上げた。これは急速に進む高齢化社会に対する対策の一つとして、主として高齢者がより健康で充実した社会生活を自立的におくるたねに必要となる問題点を研究調査し、その結果を反映させた高

齢者健康増進支援システムの開発を行うものである。

研究業績報告は、教員に研究活動に対する緊張感と積極性をもたらすシステムであると評価されている。しかし多方面の専門分野に対して、研究内容まで立ち入った評価は実質的に困難であり、研究内容の評価は行われていない。

教授、助教授への昇任に際しては、発表論文、学会発表、書籍の出版、体育方法学指導実績などあり、研究実績リストをもとに、研究活動の活性度が厳しく点検される。理念・目的・教育目標は着実に達成されていると思われる。

研究活動のより一層の活性化のためには、研究会等を通じて教員相互の研究に対する関心を高めることが求められる。

6.1.3 工学部

後掲の表6「平成16(2004)年度研究業績数一覧」には平成16年度の本学部における論文件数、著書数、学術講演件数が示されている。さらに、表7「平成16(2004)～18(2006)年度受け入れ研究費等件数一覧」には最近3年間の外部からの研究費受け入れ状況として、共同研究費、受託研究費、奨学寄付金、科学研究費の件数が示されている。

各教員は、年度始めに、研究論文、研究発表、著書・訳書、その他の発表などの業績を法人本部に報告することが義務付けられている。さらに、本学部と工学研究科の教員組織は大部分が同じであり、研究活動に関しては、年度末には工学研究科で「教育・研究活動紀要」として出版公開されている。研究を発表する雑誌として、本学部は工学部紀要を発行し、本学部附属理工学研究所は理工学研究所報告を毎年一回発行している。

本学部附属の理工学研究所を通して、毎年数件の民間企業との委託研究が行われている。

本学の海外協定校の一つであるロシアの極東国立工科大学が主となり、韓国のカンナム大学、中国のハルピン工科大学と国士舘大学が協力して定期的に国際会議（Asia-Pacific Conference on Fundamental Problems of Opto- and Microelectoronics）と学術雑誌（Pacific Science Review）を発行している。この学問的な分野は、現在のところ理工系の分野に限られている。

平成17(2005)年11月には、工学部附属理工学研究所と山形県鮭川村とのバイオマスタウン構想に関する学術交流協定が締結された。

表6. 平成16(2004)年度研究業績数一覧

年　度	論 文 数	著 書 数	学術講演数
2004	88件	10件	77件

表7．平成16(2004)～18(2006)年度受け入れ研究費等件数一覧

年度	共同研究費	受託研究費	奨学寄付金	文科省科研費
2004	0件	2件	8件	2件
2005	0件	6件	5件	3件
2006	1件	5件	7件	3件

2つの表に示されている様に、研究を担当する各教員の努力と、組織的な活性化の制度が比較的うまく整合しており、少なくとも研究報告件数に関しては良好であると思われる。

理工系における産官学の連携の重要さが指摘されてから久しい。本学部も徐々にではあるが外部団体との連携が増加しつつあるが、不十分の状態である。本学部の教員が行っている研究内容をさらに外部に積極的に公開する必要がある。そのために外部機関と大学との間の窓口になる教員や職員が必要となるが、現在はほとんどいない状態である。

学内からの研究成果の一層の発信と、学外社会との連携の強化を図ることが肝要である。

修士課程、博士課程への進学率が他大学と比較して低いことも、研究の活性化に影響を与えていることは確かである。

教員の研究に割くことができる時間が少なく、さらに大型の実験予算、スペースが不足している。さらに、学内でプロジェクトを立ち上げる体制が欠落している。

研究の活性化は基本的には教員個人に依存する面が大きい。組織全体として活性を保つためには、設備、資金、適正な評価といった多くの要因を常に配慮し、サポートしていかなければならない。教育とのバランスをとりながら研究の活性化を実現するためには、大学を取り巻く諸状況を勘案しつつ、人、設備、資金、評価の適正な運用を行える活性化システムを総合的に検討する必要がある。

教員が研究にも打ち込める時間的余裕を産み出すには、教員の持ちコマ数を減少させる必要があり、そのために教員または非常勤講師の増加が必要である。また、教員の授業の負担を減らすためには、学生の質を向上させることも重要である。十分な研究予算、スペース等を確保することが必要である。外部との連携に関しては、教員個人の対応だけでなく、学内外を結ぶ窓口を学内に設置することが必要になる。

平成19(2007)年4月に現行の工学部4学科体制は、理工学部理工学科6学系に改組される。従来の4学科体制では学科の壁を越えた学際的研究協力が不十分であったが、新学部では、1学科のメリットを生かして、少ない教員数を効率よく活用して研究成果をあげることを目指す。

6.1.4　法学部

教員は学内研究と学外研究の双方において積極的な活動を行っている。まず学内活動としては代表的なものは学部内研究機関である比較法制研究所ならびに最先端技術関連法研究所の各紀要への投稿、さらには学部外の社会科学系の研究機関である日本政教研究所への寄稿などを積極的に行っている。また各研究所の年間諸活動、イベントなどにおいては、セミナー、講演会、討論会を通じて法律各分野の最新のテーマで学外の研究者との意見交換を図ってい

る。かかる研究活動の成果はいずれも紀要に発表している。

学外活動としては各教員レベルで学会活動を中心に研究活動を行うほか、他大学、研究機関などとの交流を通じてその成果を発表している。また相当数の教員が弁護士資格を有しており、現場での実務体験、実務法学の諸問題を研究成果として講義、演習に反映させるほか、建設的な意見を発表している。

平成18(2006)年度に法学部の上に法学研究科に加えて新たに総合知的財産法学研究科が設置され、学部教員としても多くの知財の専門家が採用された。今後学部の特色を出すためにも、ロースクールを有しない法学部の役割に対する答えを出すためにも、知財教育を学部レベルで注力する必要があり、そのために研究活動は知財の影響をより強く受けることになった。従来の伝統的法学部科目に携わる教員もこういった傾向を反映した研究活動に注力していく意識が強く窺える。この傾向は他の大学より顕著であり、国士舘大学の研究成果の特徴として位置づけることができる。

しかし動きの激しい分野だけに、その発表のタイミングは年一回の紀要だけでは十分ではない。1年で陳腐化することはないものの、最先端に関わる以上、タイムリーな発表が望まれることもある。月刊誌への投稿、あるいはwebを通じた研究成果の発表なども積極的活用していくことも望まれる。

今後、研究者の開拓、新時代の法学研究分野のテーマ発掘など、国士舘法学の特徴を全学的に議論を進める必要がある。従来の法学教育に加えて、新しい国際的な視野にたった教員による研究成果の定期的な発表が求められるであろう。新たな学会、新たな学問分野への積極的な介入が採用人事、学内組織両面において積極的に進められなくてはいけない。また、研究活動を中心的業務とする研究所専任教員の必要性も議論されなくてはいけないテーマである。

6.1.5　文学部

〈倫理学専攻〉

教員個人レベルにおいてなされている研究活動の他には、学部レベルでの「文学部人文学会」の『人文学会紀要』への寄稿、及び専攻レベルで倫理学専攻学生を主な会員とする「国士舘大学哲学会」の機関誌『国士舘哲学』への寄稿を中心とした活動があるが、あくまで教員個人による専門学会等での活動が主である。

だが、今後ますます厳しくなる大学を取り巻く環境の中で、専攻としての存在意義を考慮するとき、その中核になくてはならないのが、教育研究内容の専攻組織としての統一と個性である。本専攻は、哲学・思想分野において一専攻としては他に類例を見ないほどの包括的な広領域をカバーしていることから、この特性を生かして、包括的な全領域を縦断する共同研究プロジェクト等を、例えば科学研究費補助金等を利用して積極的に推進すべきである。

さらに、いわゆる全入時代に入り学生の在り方が激変しつつある中、また、すでに教養部が解体されて時間が経過しているにもかかわらず一般教養教育や導入教育に関する明確なビ

ジョンが見当たらない、等々の状況下にあって、新たな大学教育の在り方を明確に打ち出すことは喫緊の課題である。このように大学教育そのものの新たな理念に関わる諸問題の中で、大学における哲学・倫理学教育そのものに関する研究も、「日本哲学会」や「日本倫理学会」でワークショップが設けられる等、緊急の研究・検討課題である。

だが、専門教育としてではなく、大学教育全般の根幹に関わるところで、哲学・倫理学教育及び思想的教養の育成が、社会的要請として学生一般に求められている、という根本に立ち返った議論は掘り下げられることがなく、むしろ希薄である。専門の研究者ではなく、実社会一般に生きる成熟した人間として有しているべき根本的な能力として、哲学・思想的教養を基盤とする問題発見能力とその自覚的解決能力を育成することを目的としている本専攻こそは、この観点から改めて大学教育の本質論を展開しながら、専門教育と並んでその根幹におかれるべき哲学・倫理学教育に関する研究の進展にも貢献できるような、独自の位置を占めている。専攻としての教育理念に則り、これに関する少なくとも専攻単位での共同研究を立ち上げるべきであり、その成果を実現するべく努め、それを学科と学部から本学全体へと拡大発展させ、さらには学外へも広く公表することが望ましい。

6.1.6　21世紀アジア学部

（1）アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターは、アジア学部にとり極めて縁の深い組織で、その淵源は学部創立構想期ないし準備期間にさかのぼることができる。すなわち学部設立準備期間において将来新学部で雇用される教員を暫定的にプールする受け皿として向かえ入れ、創立に備えるという、言わば開店準備期間の暫定的な役割と、学部設立後の研究センターとして役割を担ってきた。研究員は21世紀アジア学部の教員と当初から参加した学部外の研究員により構成されている。研究活動は、主に研究員による定期的な研究報告、外部からの招待メンバーとのシンポジウム、学部所属の「21世紀アジア学会」との共催研究活動など、柔軟かつ学際的である。

(2) 21世紀アジア学会

21世紀アジア学会は、学部所属の学会組織である。メンバーは、普通会員、学生会員と賛助会員で構成され、普通会員は学部の教員、学生会員は学部学生、また賛助会員は同学会に賛同し、学会活動に協力する外部の人材を指している。会長は、学部の学科主任が職務指定で務め、学部長が顧問に就いている。学会費の源泉はおもに学生からの拠出によっている。年に一度総会が開かれ、研究活動を総括する紀要論文集「21世紀アジア学会紀要」と、受益者でもある学生の論文を収めた「学部学生論集」を発行している。学会紀要は、普通会員である学部教授陣が投稿し、毎年定期的に発行されるもので、平成14(2002)年に第1号が出版され、その後平成15(2003)年に第2号、平成16(2004)年に第3号、平成17(2005)年に第4号が発行されている。現在のところ、論文の編集は投稿者の自己責任と編集員のチェックによりなされ、外部の有識者によるピアレビューは原則としてなされていない。

学生論集は、特に投稿規定を定めていないが、アジア学部では卒業時に卒業論文、卒業制作の提出が必修科目として定められているため、その中で優れた論文を学会理事が査読することで選別し掲載を行っている。具体的には、論文を指導したゼミ担当の教員が佳作作品として推薦したものの中から、さらに理事会が選別するという手法をとっている。初めての卒業生を送り出した平成18(2006)年3月に初の論集が刊行されている。

(3) 個人研究活動

学部予算としての個人研究費

個人研究費は、主に学部教員の学会出張、研究図書、ソフトウエア、備品の購入などの研究目的で使われ、年額38万円の範囲で支給されている。また、個人研究費の枠を超えた学外研究や、海外の学会よりの招待や、発表などの研究活動には、本部からの特別予算を利用しての研究活動が行われている。

(4) 各教員の所属する学会、研究会活動

21世紀アジア学部の教員の多くは、外部の学会、研究会に所属し独自の研究活動に従事している。外部の研究活動は、その活動の実態が学会出張や論文といった業績として残され、地道ながら社会的にはきわめて重要な貢献を為している。特に各自が所属する学会の全国大会の開催は、学会のメンバーと学部活動とのリンケージのみならず、学会の趣旨によってはシンポジウムへのパネル参加、共同研究などが可能である。

6.1.7 日本政教研究所

日本政教研究所は『政教研紀要』を年一回発刊している。平成15(2003)年度の紀要(26号)は兼担研究員4名、共同研究員3名、外部投稿者2名の論文を掲載している。また、平成16(2004)年度の紀要（27号）には3名の共同研究員及び2名の外部投稿者の論文を掲載している。紀要は平成18(2006)年も発刊予定である。研究員全員が兼担もしくは共同研究員であるので、それぞれ本属の職場において発表の機会を持っており、本研究所の紀要への投稿を優先しているのではない。ただ、中心となるべき兼担研究員のうちに本紀要にかつて投稿のない研究員が存在しているので、今後の投稿を促していきたい。

大学において、付置研究所の位置付けは必ずしも認識が明瞭になっているとは言い難く、それがために大学全体と本研究所、また本研究所と他の研究所の間の連携があるとは言い難い。

6.1.8 イラク古代文化研究所

研究所規程の中の1項目として、「研究会及び講習会等の開催並びに調査研究成果の発表」があり、研究成果の発表は論文だけではなく、報告書、講演会、展示会等、様々な形で行わ

れている。特に研究所が主体となって行っている調査に関しての報告及び関係論文の多数は、研究所の紀要『ラーフィダーン』を通じて発表されており、国内外の関係機関から高い評価を受けている。また、専任教員の論文等が他の関係学会誌、専門誌等で発表される事も多い。論文の発表状況は個人により差があるが、概ね問題はないと認識されている。しかし、専任教員の年齢が上がるにつれ、調査研究活動に加え、教育、大学の業務、学会活動等で重責を担い、論文執筆の時間的確保が難しくなっている傾向にある。一方、社会的ニーズに応えての論文や著書、報告書作製、講演会などの機会は増えている。

平成17(2005)年度より、中近東文化センターから引き継いだ、文献学を中心とした『Acta Sumerologica』を発行している。『ラーフィダーン』は主に西アジア考古学、文化財関係の専門誌として、また、『Acta Sumerologica』は内外の文献学を中心とした専門家を繋ぐ機関誌としての役割を担っている。これらの書物は内外の関係機関等に配布されている。

調査の成果は毎年、日本西アジア考古学会、古代オリエント博物館などとの共催で、その年度の調査結果を3月に一般公開している。過去には大学内で同じ催しを6回開催した実績をもっている。ここ近年、研究所として独自の企画で研究発表、講演会等をする機会は減少ぎみであるが、他機関との連携では開催する機会は増えている。

独自での展示会開催は困難であるが、関係他機関からの依頼に協力する形で、展示などに参加している。また、近年はホームページを活用した発表の場も増えており、各プロジェクト等でそれぞれ運営している。世田谷・梅ヶ丘キャンパスにある地域交流文化センターの展示室が、平成19(2007)年度には利用可能となるため、今後はこの展示室も研究発表、調査資料の公開の場として活用する予定である。しかし運営面等で課題もあり、今後どのように展示、公開していくかを検討中である。

以前は専ら調査、研究、公開が中心の活動であったが、本来の目的に沿って学内外、国内外での連携、教育に携わる機会を強めた結果、社会への還元、教育への還元という形に変化してきている。

本研究所は附置研究所であり、学部や大学院に属してはおらず、独自性を持っている。しかし学部や大学院との連携は欠かせず、近年は学部等で授業を行い、研究成果等を反映させている。また国士舘大学文化遺産プロジェクトでは、他組織の教員と協力して、イラク人のヨルダンでの第三国研修にあたっている他、ウム・カイス遺跡の調査研究を行っている。地域交流文化センターの建設もこのプロジェクトが中心となって推進した経緯がある。

平成18(2006)年度開設のグローバルアジア研究科は、21世紀アジア学部、アジア・日本研究センター、本研究所の3つの組織が基盤となって設立された大学院である。6名の専任教員が研究科の委員として委嘱されており、文化遺産学分野の講義、演習等を担当している。

研究上の連携は教育研究組織単位間というよりは個人ベースでの連携が中心となっている。今後はそれを拡大し、組織単位間での研究上の連携に繋げる方向性が必要であろう。

6.1.9 武道・徳育研究所

当研究所開設に当たり、国士舘大学総長柴田梵天氏は次のような言葉を述べられた。「昨今

日本の教育事情は大変残念な状況であります。ところが、幸いにも文部省は（現・文部科学省）武道や徳育に強い関心を示しはじめました。ここに設立いたしました武徳研究所の「武徳」という言葉は、おそらく若い諸君には聞き慣れないと思います。しかしこれは、日本民族の精神支柱となり、文武両道の道として先輩より受け継がれてきました。今日は、まさに世界的な危機の時代であります。そこで本研究所は、この難局を乗りこえる真の国士の養成の新しい理念を示すために、研究活動に邁進する所存であります。本研究所の設立を一番喜んで下さるのは前総長先生（国士舘創立者柴田徳治郎1890～1973）だと思います。我々は自信をもってこれに応えていく所存であります。」（昭和54(1979)年5月27日）。以来、当研究所は『武徳紀要』(1984～2006)、また忘れられた国士の発掘を目的として、『国士研究会活動』ならびに『国士』(1980～2006) 刊行書の発刊、さらに、『武･徳』(1979～2006) の刊行をもって研究活動を行っている。

さらに研究所員による国際研究活動として、オリンピック･スポーツ科学会議（学術会議）や、アジアスポーツ・科学会議（学術会議）に積極的に参加発表している。また国内研究活動として、日本体育学会、日本武道学会、日本応用心理学会等々において発表論文投稿等を行っている。

当研究所研究員は、専任教員として教授が2名、助教授が2名、非常勤研究員は3名にて研究活動を行っている。

当研究所が主軸になり、日本で唯一の「武道・徳育学研究科」が増科出来るよう努力したい。

6.1.10　情報科学センター

センターが運用管理する施設・設備を次に示す。

（1）建　物

センター(世田谷キャンパス)は、中央図書館6階に設置されている。また鶴川キャンパス、多摩キャンパスにも分室が設置されている。各施設における設備の専有面積は表1の通りである。

各キャンパスの端末室は、非常勤のシステムアシスタント（SA）が管理している。SAは、学生の問い合わせ窓口、利用者管理、備品消耗品管理、サーバ・パソコンの保守立会いなどを行っている。施設の衛生安全管理もSAの業務である。

表1　設備専有面積

建物		部屋	面積（m²）	端末数（台）
世田谷	中央図書館6階	教育用端末室1	172.50	80
		教育用端末室2	124.50	48
		ワークステーション室	40.96	25
		コラボレーション室	40.96	20
		研究室1～5	102.40	5
		入出力室	20.48	3
		オペレータ室	10.24	4
		機械室	107.52	2
		センター長室	15.36	
		会議室・事務室・倉庫	131.20	4
	7号館1階	教育用端末室3	152.55	80
鶴川	9号館4階	教育用端末室1	103.14	50
		教育用端末室2	103.14	50
		教育用端末室3	103.14	52
		教育用端末室4	103.14	52
		教員室・事務室・機械室	103.14	8
多摩	研究管理棟4階	教育用端末室	135.00	50
	教室・実習棟2階	CAI教室A	127.65	60
		CAI教室B	127.65	60
		事務室	48.88	3

(2) 設　備

平成15(2003)年度10月にネットワーク、サーバ類、パソコンを大幅に更新した。その結果、センターの管理するワークステーション、端末台数は、表2のとおりである。なお、教員用パソコンについては、一人1台が実現している。

表2　情報科学センターの管理する端末等の台数

部　署	サーバ		端　末		合　計
	UNIX	Windows	WS	PC	
情報科学センター	40	25	7	656	728
大学院	0	0	0	80	80
政経学部	1	3	0	151	155
体育学部	3	0	0	123	126
工学部	8	21	4	485	518
法学部	0	10	0	85	95
文学部	0	1	0	82	83
21世紀アジア学部	0	0	0	44	44
図書館	8	9	6	277	300
その他研究機関	0	2	0	46	48
教育研究系事務	0	0	0	172	172
法人系事務	8	1	0	85	94
合計	68	72	17	2,286	2,443

表3にネットワーク機器の設置状況を示す。

表3　ネットワーク機器設置台数

キャンパス名	ルータ	スイッチ
世田谷	3	78
鶴　川	3	69
多　摩	3	36

また、学内のどこからでもKAEDEネットにアクセスできるように、無線LANのアクセスポイント、情報コンセントの設置を進めている。表4にその設置数を示す。

表4　無線LANアクセスポイント、情報コンセント数

設備場所			無線	速度Mbps	アクセスポイント	情報コンセント
世田谷キャンパス	1号館1F	フロア	無線	54	2	
	B1	フロア学生	無線	54	1	
		フロア教職員	無線	54	1	
	5号館3F	5303教室	無線	54	4	
		5304教室	無線	54	4	
	6号館3F	6302教室	無線	54	2	
		6402教室	無線	54	2	
		6503教室	有線	100		83
	7号館1F	7104教室	無線	54	2	
		7102教室	無線	54		130
		7204教室	無線	54	4	
		会議室	無線	54	2	
	8号館B1	食堂	無線	54	2	
	4F	8403教室	無線	54	2	
		8404教室	無線	54	2	
	10号館2F	10201教室	無線	54	4	
		10217教室	無線	54	4	
	3F	10315教室	有線	100		20
		10316教室	有線	100		20
		10332教室	有線	100		20
	中央図書館2F	読書室	有線	100		42
	3F	読書室	有線	100		24
鶴川キャンパス	9号館3F	933教室	無線	11	2	
	4F	943教室	無線	11	2	
	30号館B1	ホール	無線	11	1	
	1F	ホール	無線	11	1	
		事務室	無線	11	1	
	3F	教室A	無線	11	1	
		教室B	無線	11	1	
		教室C	無線	11	1	
	メイプルホール2F	カウンター	有線	100		18
	3F	カウンター	有線	100		28
	4F	カウンター	有線	100		23
多摩キャンパス	教育管理棟2F	201教室	無線	11	1	
	3F	303教室	無線	11	1	
	4F	403教室	無線	11	1	
	教育研究棟1F	ホール	無線	11	1	
	4F	学生自習室1	有線	100		15
		学生自習室2	有線	100		15
		学生自習室3	有線	100		15
	体育館棟1F	アリーナ	無線	11	1	15

(3) KAEDEネットの構成

図2にKAEDEネットの概略構成を示す。

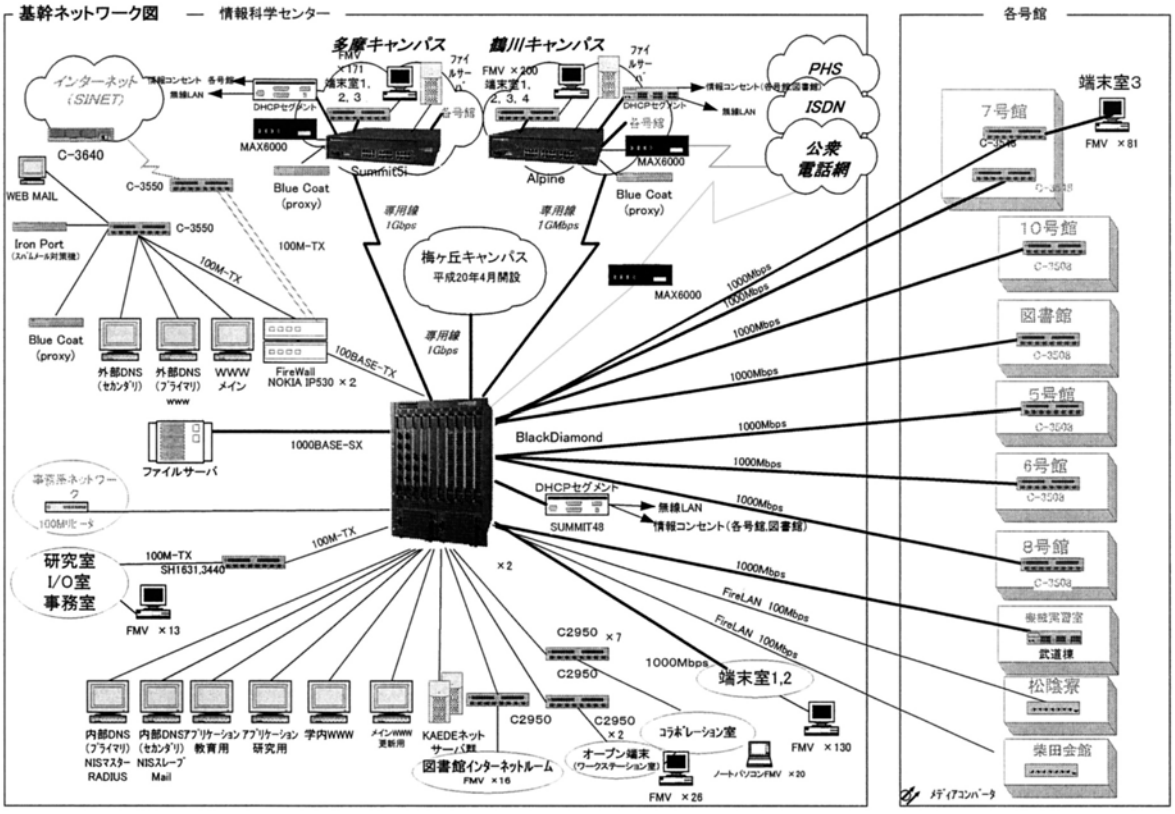

図2　KAEDEネット

学生は申請により、センターが主催する2時間の「KAEDEネット利用講習会」を受講するか、情報処理科目を履修することにより、ユーザIDを付与される。しかし、平成16(2004)年4月より、教務課と連携して政経学部、法学部、文学部、工学部、体育学部の入学生に対してはコンピュータ使用のために入学後の最初の週にリテラシ教育と銘打って、組織的にKAEDEネット利用講習会を行い、ユーザIDの集中的付与を行っている。教職員には自動的にユーザIDが付与される。学生は、授業がない時間の端末室で、オープン利用として自由にパソコンを利用できる。最近は、電子メールやWWWを使用する学生が増え、授業が終わるのを廊下で待っていることも頻繁にある。在籍学生数とパソコン台数比、パソコン1台あたりの利用回数などの統計データを示す（表5)。

表5　学生のKAEDEネット利用状況：平成17(2005)年度実績

	世田谷キャンパス	鶴川キャンパス	多摩キャンパス
在席学生数（人）	6,519	4,893	2,029
パソコン台数（台）	252	204	170
1台当たり学生数（人/台）	25.8	23.9	11.9
延べ利用回数	111,373	97,606	33,583
1台当たり稼働回数	441.9	478.4	197.5

KAEDEネットの情報セキュリティ確保のために、利用内規を改正した。特に利用内規に別

紙として記述される遵守事項は、学生、教職員が情報セキュリティ確保のために遵守すべき事項をまとめたものであり、インターネットの普及に伴い大幅に見直した。さらに、学内における無線LAN、情報コンセントのサービス開始に合わせて、情報セキュリティ強化のために、内規を新規作成した。

キャンパス・アメニティの形成・支援に対するセンターの直接的な貢献状況を評価することは困難であるが、平成15(2003)年度のシステム更新にあたり、省資源のために用紙管理システムを導入した。学生一人当たりの出力枚数の上限を設定し、無駄な印刷を避けるようにしている。また、キャンパス内であれば、いつでもKAEDEネットが利用できるように、教育用端末室のオープン利用時間帯を確保すること、情報コンセント、無線LANの導入を行っている。

設備面では、学生のパソコン利用要求をほぼ充足していると思われる。しかし、例えば留学生の増加とともに、母国と連絡したり、情報収集のためにインターネットを利用する学生が増加している。また授業の終了後、特に時差を考慮して、夜間における端末室の利用を希望する学生が多いが、現状の運営体制では充分な対応ができていない。

鶴川キャンパスの教育用端末室は4階にあり、かつエレベータが設けられていないため、歩行障害をもつ学生に配慮した施設状況になっていない。世田谷、多摩キャンパスの端末室は、エレベータが設置されているか、または1階にあるため、支障はない。

学内における情報関連の教育研究活動及び学内ネットワークの整備運営の中心であることのコンセンサスは得られている。しかし、学内における教育研究用情報ネットワークの企画、実施体制が一元化されていないため、特に運営において円滑に実施されない事態が生じる可能性がある。

上記のデータが示すように、センターは学生のパソコン利用要求をほぼ達成していると思われる。また、鶴川キャンパスにおいては平成18(2006)年4月より週3回のみではあるが、午後7時50分まで端末室を学生に開放できるようになった。

センターの運営時間の延長は、人件費の増加を伴うため、今後も法人との協議をもとに、検討を進めていく。学内における教育研究用情報ネットワークの拡充に関して、企画段階からの全学的な連携強化とともに、設備の無駄、円滑な運営を保証するために、組織の再編・整備、実施体制の一元化を行う必要がある。

6.1.11　アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターは、全て各学部の研究員（兼任）から構成されており、学部の業務と並行しながら活発な研究活動を繰り広げている。活動形態としては、フォーラムやシンポジウムの開催、紀要の編集出版、ホームページを通じた広報活動といった業務に加え、特色あるものとして研究プロジェクト制の運営をあげることができる。これは、成果の還元が見込める調査研究事業に対して重点的に支援し、センターの社会的認知度と地位を高めていくことをその趣旨とした制度である。これまでは運営委員が中心となり、「ポピュラー文化の越境と〈想像のアジア〉」、「市民運動と文化的公共圏」、「アジア・ライフスタイルの成立」、

「近代都市文化遺産再生事業」といったプロジェクトを展開してきた。

さらに、こうした個々のプロジェクトを貫く縦糸として「アジアにおける文化的公共圏の可能性」という共通テーマを設定し、プロジェクト間の有機的なコミュニケーションと統合的な事業展開を図っている。平成17(2005)年度には課題「アジアにおける文化的公共圏の可能性をめぐる調査研究」が「国士舘大学研究教育支援プログラム」の交付を受け、沖縄、中国、ミャンマー、スリランカ、キルギスなどで調査研究を実施した。平成18(2006)年3月には中国社会科学院、チュラロンコン大学、韓国慶南大学校などから研究協力者を招き、箱根において国際研究セミナー「アジアにおける文化的公共圏の可能性」を開催した。このテーマを巡り、基本的なコンセプトのすり合わせと今後の具体的展開をめぐって活発な意見交換を行い、国際的な学術ネットワークに基づく本格的な研究プロジェクトの展開を軌道に乗せた。

長所として、プロジェクト制を基礎に研究センターとして統合的な活動を展開できる段階にあり、運営委員を中心として研究活動に積極的に取り組んでいる現状は高く評価できる。しかし、そうした積極性がまだ研究員の一部にとどまっている面も否定できず、もう少し多様な活動形態を模索しながらより多くの研究員の参画を実現することが望まれる。

今後、限られた資源で集中的かつ統合的な運営を続けていくことが必要であるが、外部資金の獲得などを通じた財政的安定を図り、より多様なプロジェクトの展開を図ることが望まれる。また、多分野の研究員が活発な研究交流を実現できる環境を醸成するため、小規模でインフォーマルな研究ミーティングを頻繁に開いていきたい。学内の他学部、他機関、とりわけグローバルアジア研究科や21世紀アジア学部との連携を重んじながら、より開かれた研究センターとして発展させていきたい。

6.1.12 ウエルネス・リサーチセンター

発足から日が浅いことから、ウエルネス・リサーチセンターとしての研究成果についての発表は行っていない。しかし、研究委員が学会等に研究成果の発表を5件ほどの発表がなされている。今後、センターの研究及び活動報告書を定期的に発行して行く計画である。

研究における国際連携としては、救急医科学研究と支援グループが中心となって、アメリカのピッツバーグ大学wiser研究所、UCLAダニエルフリーマン研究所及びノルウェイスタバンガー大学SAFER研究所等の研究機関と共同研究を行っている。

教育研究組織単位間の研究上の連帯は、ウエルネス・リサーチセンターと工学研究科の附属ハイテクリサーチセンターとの間で、高齢者の健康に関する研究のために、共同研究と人的交流を行い、いくつかの成果を上げている。

6.2 研究環境

6.2.1 政経学部

政経学部教員63名全員に個室研究室が割り当てられている。各研究室には学内LANで繋がれたPCが設置され、研究データや情報の収集・解析の他にも、議事録等の伝達に広く活用されている。時間や通信運搬費の節約に加えて、種々の省エネに利する効果を発揮している。しかしながら、教員1人当たりの平均面積は27.251m² と手狭である。特に、大勢の学生を抱える政経学部の実態から、また学生の研究テーマ等により演習を研究室で実施せざるを得ない場合などに生じるその狭隘さは否定し難く、教員の研究の場であると同時に、時として学生とのコミュニケーションの場としての活用される研究室については、余裕のある面積の確保が求められる。

教員の個人研究費については一定額が保障されている。また、平成15(2003)年からは次年度への繰越しが可能となり、高額図書の購入や海外調査の際の利便性に供することになった。但し、ここ20年余個人研究費の金額は据え置かれたままである。学問領域の細分化に伴い急増する学会への参加に支障を来たしている現状から、増額等の改善が急務である。

教員の海外の学会への出張や学術書の出版については、平成18(2006)年に改正された研究助成（学長裁定予算）が有益である。特に、出版についてはこれまでほとんどが、個人ベースで賄われてきたことから、出版を助成対象として改められた同助成金は、研究活動を活性化させるためにも大きな進展である。政経学部からは早速、創設初年の平成18(2006)年には、3名が海外学会出席で、1名が出版について助成を受けた。学部全体の教育・研究レベル向上のためにも同助成を今後とも大いに活用して行きたい。

6.2.2 体育学部

講師以上の専任教員に対して、研究または調査等のために学外研修派遣制度の機会を与えている。学外研修派遣制度は、国内外研究員とも（長期6カ月以上1年以内、短期1カ月以上3カ月以内）からなり、国内外の大学または研究機関において、専攻分野に関する研究活動を行う制度である。各学部等の派遣人数は年次計画で決められている。この制度を利用して、国内外の研修機関やコーチング研修に出る教員は少ない。

他大学、企業等の外部組織との共同研究の件数は決して多いとは言えない。外部資金を導入せずに外部組織との共同研究を行っている場合がほとんどである。協力の形態としては、施設設備の提供、研究に対するアイデアの相互交換、人的資源の派遣や受け入れなど多様である。これらは各教員の考え方に沿って自由に実施されている。

年間予算として配分される研究費は、個人調査研究費、ゼミ費である。これらは研究室運営に必要な消耗品費、小型研究機器などに使用されている。このほかに、本学部附属研究所のプロジェクト研究助成費があり、申請した研究課題に対して支給されており、研究の成果を上げるうえで大きな役割を果たしている。その成果を研究所報に発表することが義務付け

られている。発表がない場合には、発表が完了するまでそれ以後の研究助成が受けられない。大型の施設・装置については、法人特別予算及び私大研究装置の助成金があり、申請がなされている。

［平成15(2003)～18(2006)年度学部内研究助成経費］　　単位：千円

区分 / 身分	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	数	金額
教　　授	10	8,218	9	7,678	10	7,827	8	7,940	37	30,173
助 教 授	3	1,154	2	1,012	2	1,003			7	3,169
講　　師	1	884	1	900	1	450	1	800	4	2,994
研究助手	6	1,299	6	1,911	5	1,552	5	1,246	22	6,008
合　計	20	11,515	6	11,501	18	10,832	14	8,496	70	42,344

学外研修は、教員の研究活動を活性化させ推進させるための最も重要な役割の一つを果たしている。国内外の研修から帰校後に成果をまとめて論文、著書等の出版が成されることも多い。海外交流した研究者やコーチングスタッフと長期間にわたり学術及び競技関係者との交流がうまれることが、その主たる成果としてあげられる。しかし、本学部からは長期、短期の学外派遣研修に出る教員が少ない。

本学部でこの制度を利用して研修に出た教員は､他学部に比べて決して多いとはいえない。これは課外活動を指導している関係から、指導者の交代が困難なことが上げられ、研究意欲が少ないからとは一概にいえない。

共同研究の成果は、論文、学会発表等によりその成果が報告されているが、決して多いとはいえない。

現状では、最低限の研究環境を維持するための予算が確保されている。しかし、一部の学科では、施設設備や実験実習用機器、器材に対する費用がかかり、研究費に振り向ける経費の比率が低下する可能性があり、したがって、研究成果が低下する懸念が考えられる。

文部科学省科学研究費、厚生労働省外部資金の受け入れはここ数年で増加しており高い評価を頂いている。平成18年は文部科学省科学研究費が2件、厚生労働省研究費を6件受け入れている。

学外派遣研修の制度に関しては、短期の学外派遣研修が本学部としては望ましい。学部教育、運営に障害の少ない短期(原則として3カ月以内で必要に応じて延長可能)新設は、研究、技術交流の観点から大いに活用できるものと考えられる。また、競技団体等の協力や助成をより活用する機会も期待できる。さらに、国際交流として、提携校との積極的なスポーツ科学及び技術の面からの交流を発展させる方法を模作すべきと考える。

共同研究の学際化、国際化が進み、共同研究はますます増加するものと考えられる。一方、共同研究は組織の制約を受けるものと、教員の自由な発想に従って研究が成されるものとに分かれるが、研究の多くは後者である。何れにせよ、共同研究が増加した場合、これを円滑に進めるための組織体制の整備が必要となる。学部間を越えた共同研究体制も整備する必要がある。

研究費には、卒業研究の研究を遂行するための教育経費が当てられている。年間予算とし

て支給される研究のための経費の現状では、実験系の研究室によっては物価や機器の価格の変動等により、教育水準を維持するための最低限の現状も保障ができない場合が出てくることが懸念される。そのためには、校費による研究費の配分等の検討や依託研究費の確保（方策）の検討を行っていく必要がある。

6.2.3 工学部

毎年、学術研究振興資金、私大研究設備及び私大研究装置、特別機器備品を含めた外部からの資金の導入に対して積極的に努力しているが、獲得件数は非常に少ない。一方、教員に対しては、海外研究員制度があり、半年間及び、1年間の海外研修を行う機会が与えられている。

文部省科学研究費の申請は、予算の傾斜配分を前提として従来から議論されているが、いまだに学部内のコンセンサスが得られていない。しかし、学術研究振興資金、私大研究設備及び私大研究装置、特別機器備品の取得状況は少なく、十分とは言えず、積極的な申請活動が必要である。これらには部分的助成が多く、本学部・工学研究科予算の中から捻出する必要があり、潤沢とは言えない本学部予算の改善も必要である。

しかしながら、学内支給の研究費は、私学の中では平均的なレベルにあるものと思われる。研究設備についても、さまざまな資金導入も含め、研究の維持に必要な設備は整えられる状況にある。しかし、研究スペースについては、1研究室あたり10名以上の学部4年次生に加え、大学院在籍者の収容を考えるとき、多くの研究室では工作機械や高電圧、レーザなどを扱う上で安全で快適な研究環境にあるとはいえない状況にある。

研究活動の場である研究室の面積は、平成11(1999)年度に工学部棟（7号館）が整備され以前よりはスペースが広くなったが、別棟（5号館）に研究室を持つ本学部の一部の教員は旧来のままで、研究室は増加する大学院生に対応できないほどに狭隘であり、改善を必要とする。なお、工学的な研究が活性化すると、その結果生まれた成果は単に発表論文として公表するだけでなく、工業的に実用化し、知的所有権として登録して行く必要がある。成果の権利化に関しては、外部企業との協力関係も考慮しつつ、今後の検討課題の一つになる。また、教員の個人的な資質を向上させるために、相互研修制度や外部機関への派遣も含めた研修制度の検討も必要であろう。そのために大学が加盟している多摩TLOをさらに活用すべきと思われる。

6.2.4 法学部

研究用施設・設備について、鶴川キャンパスに総合教育科目担当教員が中心の教員個人研究用として8室（約16平米)、世田谷キャンパスに専門科目担当教員の個人研究用として28室(内共同研究1室)ある。すべての個人研究室には学内LANと結ばれたパソコンが備えられている。その他簡易書架兼用の教員コピー室、比較法制研究所、最先端技術関連法研究所が設

置されている。

在外研究のための制度もあり、年間1－2名が1年間の長期研究のため諸外国、国内の他の研究機関に派遣されている。しかし30名を超える組織としては現状予算においてはせいぜい20年に一回程度の派遣となるため、計画的な利用とは程遠い予算である。

講義教室・演習室ともに他学部との共用が顕著であり、充足率は100％に近いのが現状であり、講義の延長その他を考慮するなら70％ぐらいが望ましい。個人研究室は共同研究室が1つ含まれるが専任教員の定員分確保され概ね良好な状態にある。設備的にも図書館予算をはじめ、LAN環境、個人研究費（図書費交通費合わせて年間38万円）などについては概ね大学の平均的なレベルであると評価する。

研究費の内訳も自由裁量があり、また翌年度一部持ち越し措置も導入され、ここ数年で改善されてきたといえる。しかしながら、海外への出張予算は少なく、全教員が積極的に海外で研究活動を行える予算はない。個人個人の出費に頼っているのが現状である。完全セメスター制度が導入されると、在外研究に伴う移動が相当自由化されることになるが、現在はそこに至っていない。

研究室の規模拡大が当面検討されるべき課題である。世田谷・梅ヶ丘キャンパス内に法学部教員の研究室が設置されるように現在折衝中である。演習室を完備した個人研究室を一教員一室確保するのが当面の課題である。

また、在外研究制度については、予算による順番待ちという状態であるが、これでは計画を立てて研究することが不可能である。少なくとも10年に一回はこの制度を利用できるように今後働きかけを行ってゆくことが望まれる。また、セメスター制度を一刻も早く実現し、半年集中的に講義をして残り6カ月を在外研究に充てるといったフレキシブルな運用が可能になれば、研究活動と教育活動がより密接かつ計画的にプランニングできることになる。

6.2.5　文学部

①　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（二つのキャンパス問題を含む）

平成18(2006)年現在、政経学部、法学部、文学部は、1・2年生が学ぶ鶴川キャンパスと、3・4年生が学ぶ世田谷キャンパスに校舎が2分され、各学部及び学年を超えた柔軟なカリキュラムの編成、学生間の交流、教職員間の交流などが阻まれる傾向が続いている。

鶴川キャンパスは緑豊かな環境に恵まれ、サッカー場・野球場・テニスコート、2つの体育館などスポーツ施設が所在する。図書館も整備され、また、部屋数は十分ではないが、学生寮も整備されている。一方、世田谷キャンパスは、敷地が狭く校舎が密集しているが、都心に位置し、交通の便に恵まれ、多目的ホール、図書・情報施設・研究施設が改善され、学習環境が整ってきている。近年では公開講座や講演会、全国規模の学会が頻繁に開催されるようになった。

全般的に見て、旧校舎のバリアフリー化は進捗を見せず、各教室における視聴覚器機の配備は遅れ、学生のクラブ室不足、自習室不足、学生会館欠如、教科書などを扱う購買部の整

備の遅れ、印刷・出版部や博物館等の文化施設の不在、など、改善すべき課題が山積している。

大学での学習を希望する障害者や高齢者、主婦などが最近増加する傾向にある。生涯学習の時代に即応して、早急にエレベーター等の設置を行うべきである。電子メディア機器が使用可能な教室も増えている。科目によっては、パワーポイントやOHP及びビデオ•DVDを使用して授業を展開すべきであろう。

将来、太陽電池付き校舎の建設や浄水器の設置、ゴミの再利用システムの確立など環境に配慮した施設を創設すべきである。肝要なことは、生涯学習社会、情報化社会、環境重視型社会といった時代に即応して、キャンパスのバリアフリー化、教室の情報機器化、エコ・システムキャンパス化等を基本施策として策定し、これを具体化することである。

鶴川と世田谷とに分かれているキャンパスは、平成20(2008)年には解消する予定である。

② 教育用に供する情報処理機器などの配備状況

平成10(1998)年以降、急速に教育・研究における情報機器の配備が行われてきた。文学部では、教授会議事録が全教員へメール配信され、教学及び事務関連の事務処理がメールで行われるようになった。一方文科系であるため、ほとんどコンピュータを使用しない教員も少なくない状態である。

地理・環境専攻では、世田谷キャンパスに人工衛星データをコンピュータ処理するリモートセンシングシステムを備え、かつ、パソコン•ワープロステーションを付置し、SPSSによる多変量解析や地理情報システム（GIS）の実習を行い、情報処理教育に力を入れている。

OHPやビデオを頻繁に使用する教員やパワーポイントを駆使して授業する教員もいるが、文系ということもあり、原典講読や演習にたずさわる教員の多くは、それらの機器に頼らないで授業を展開することが可能である。ただし、これらの機器を使用する教員が増えていることも事実で、各教室にビデオ装置や暗幕装置がそなえられつつある。が、本格的なものではなく、装置が備えられていない教室もかなり残っている。DVD使用可能器機も導入されておらず、また、鶴川キャンパス（14号館）の視聴覚教室は、器材とシステムが古いままであり、視聴覚教室として充分に機能していない。

文学部では地理・環境専攻のように情報教育に力点を置いている専攻がある反面、ほとんど情報機器を活用していない専攻もある。しかし、平成16(2004)年度から日本文学・文化専攻に国文学を軸とした情報学関連の授業が増加するなど、文学部全体として教育の情報化は大きな流れとなっている。この流れを促進すべく、コンピュータ等情報機器使用に関する教員の研修システムを確立し、また、情報機器を習得中の教員をサポートする技術指導員を配備するなど、授業能力（FD）向上の方策を採る必要がある。

③ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

世田谷キャンパスにおける平成10(1998)年の中央図書館の建設により、体育施設に偏っていた教育環境が文武兼備に改善された。これに伴う正門周辺の整備により、キャンパス全体が開放的かつ近代的になり、大学のイメージは一新された。また、平成14(2002)年の1号館の学生及び教職員食堂の建設により、狭く暗かった食堂環境が改善された。鶴川キャンパスに

おいても、平成4(1992)年の4階建てメイプルホールの建設によってこの中に図書館が併設され、学習環境が改善された。そして、鶴川キャンパスでは文学部初等教育専攻以外の大多数の学生は2年間のみをここで学ぶため、図書館の蔵書は教養的なものに限られ、専門書の少ない状態にあったが、平成14(2002)年に21世紀アジア学部(完成年度に約2,000名の学生が在籍する）が創設されたため、図書館施設を拡充し、合わせて専門書を増補しつつあり、本格的図書館に生まれ変わった。また、キャンパス自体が活気を増すに至った。

しかし、文学部では学生自習室が不足している。世田谷キャンパス10号館の教育学専攻中心の教職課程室、考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻の演習室、鶴川キャンパス初等教育専攻中心の自習室、考古・日本史学専攻の考古学実習室と演習室、地理・環境専攻の地理学実習室が専攻の学生の学習に寄与しているものの、概して部屋には充分なスペースがあるとはいえない。加えて、倫理学専攻、中国語・中国文学専攻、及び日本文学・文化専攻は、演習室や自習室等を持っていない。中国語・中国文学専攻では、教員が研究室のスペースを割いて、学生のために資料を開放し、学生が学習できるスペースを提供しているほどである。

考古・日本史学専攻や東洋史学専攻は学芸員の養成を行っているが、そのための実習を行う博物館は存在せず、学外の博物館に頼らざるを得ない状況が続いている。さらに、全体の研究室が整備されたものの、充分なスペースが確保されているとは言い難い。鶴川キャンパスでは、研究室と教室が階段を含めて歩いて5分間以上もはなれているなど、改善すべき点が多い。世田谷キャンパスと鶴川キャンパスに教育・研究の場が2分されている（徒歩とバス・電車を合わせて1時間以上の距離がある）ことからくる不便が存在する。

文学部では、大学院の設備充実化と連動して、学生の自習室の設置、専門の演習室の充実、博物館の創設、研究室のさらなる拡充と充実を目指すべきである。また、各教員の研究室が閉鎖的にならず、教員同士、及び教員と学生とのコミュニケーション充実のための共通スペースの創設、教員による学生指導円滑のための研究室と教室の近接化、障害学生及び教職員用エレベータの設置、全教室への視聴覚機器の配備、鶴川キャンパスの視聴覚教室の改善を積極的に進めるべきである。2つに分かれている校舎状況は、平成20(2008)年には解消される予定である。

〈倫理学専攻〉

研究時間については標準的な時間が確保されていると考えられる。専攻内での研修機会については、教員個人が自ら参加するものを別にすると、授業と教材に関わる勉強会を個人的に試み始めた教員がいる程度であり、まだ十分とは言えない。文学部には、人文学会及び樹人会という研修会の機会を作りうる組織があり、不十分ながら補助金の制度もある。まずはこれらを積極的に利用するべきである。

研究図書については、図書館蔵書、専攻蔵書ともに不足しており、順次購入している専攻蔵書については保管場所も不足し始めている。特に洋書専門書と学術専門洋雑誌については、基本的なものもほとんどない。しかも最近になって、今まで定期購入していた数少ない洋雑

誌の購入も予算削減から多くが停止された。さらに図書館に対しては教員が研究書籍をリクエストできないことから、すべて個人研究費でまかなわなければならず、研究費の不十分さに拍車がかかっている。問題は明らかであり、抜本的な対策が求められる。

6.2.6　21世紀アジア学部

（1）知識の共有化

各教員の研究活動は、21世紀アジア学会及びアジア・日本研究センターを除いては、その実態が必ずしもオープンではなく、そのため各員の研究活動が共通した知的財産として共有できない側面がある。学部設立から完成年度をすぎた現在まで、学部内での研究活動は盛んで、またその質は極めて高いと評されているが、その現状に甘んずることなく、常に学術的な質的向上が求められる。また組織内の学会、センターでの論文寄稿などに際して、さらにその質を高めるために、現状ではまだ実施されていない事前審査、外部内部の委員による査読、ピアレビューなどが求められよう。

（2）研究と教育をめぐる新たな課題

昨今の少子化現象は、研究と教育現場との分離をさらに加速する傾向がある。これまで最高学府として学問･研究を主体とした教員の資質に新たな対応を求めている。全入時代にあって学力低下にどう対処するかは今後避けて通れない大学共通の課題である。その反面、そのような時代においてこそ、高度な研究活動こそ最も求められるという説にも、また真理がある。なぜなら、基礎力のない学生を指導するには、より高度な知識が必要とされるからである。いずれにしても、旧来とは違った手法、アプローチが求められることは確かである。

（3）専門性の拡散と収斂

21世紀アジア学部の最大の財産は、教員の多様性、学際性にある。アジアを研究の土台とする共通認識はあるものの、その出身は国公立、私立、研究機関、企業などから、また国籍も複数にまたがっている。その研究テーマも文化、歴史、ビジネス、言語、情報など極めて多様かつ多岐にわたる。しかしながら、多様性はときとして学際化を通じてのシナジーメリットを生む反面、過度の拡散化をもたらす傾向があるため、アジアを基本とするコアにどう収斂するかが今後の課題である。換言すれば、事象を観察するには、ときにマクロ的に視野を広げ、ときにミクロ的に細部を観察する基盤となるズームレンズ的な機能が不可欠で、そのズーム基盤をどう造り上げ、学部内の知識的インフラとして学生に知識として還元していくかが課題と言えよう。

（4）個人学会・研究活動のオープン性

すでに触れたように、21世紀アジア学部の教員の多くは、日本学術会議など上部組織を持つ学会の活動に積極的に参加している。また、学会活動を支援すべく、これまで観光学会、アジア市場経済学会等の開催を行った実績がある。だが伝統的な大学組織がそうであるよう

に、各専任教員が所属する学会・研究会組織の参加は自由である。そのため、各人がどの学会組織に属し、どのような活動や役割を果たしているのかといったトレースがかならずしも容易ではないといった現状がある。役員職を含め、これらの活動をよりオープンにしてこそ、社会とのより緊密な相互関連がはかれるというものである。これからの大学は、社会と密接にかかわる必要がある。学術活動も大学組織にとり重要な社会活動である以上、より一層学会・研究会の参加に理解を求めてゆきたい。

6.2.7 日本政教研究所

日本政教研究所の研究員はすべて非専任者であるため、個人研究費、研究旅費等研究にかかる基本的な費用の支出は、本属の学部等に負っている。従って額の適切性については評価を行い得ない。また、同じ理由で個人研究室を持ち合わせていない。ただ本学校地整備の影響で、研究室そのものが存在していない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策も、それぞれ本属の学部等に依存しており、本研究所では行っていない。

共同研究は現在の所行われておらず、その制度も設けていない。

6.2.8 イラク古代文化研究所

個人研究費、研究旅費は、学部教員と同額、同制度で一応整っているといえる。研究所としてその他に図書費、旅費等、研究に関わる経常費が設けられており、適切に運用されている。ただし、本研究所がフィールドとしている地域は国外であるため、研究費、経常費だけの費用では不十分であるため、科学研究費や、他財団の補助金等の獲得も必要となっている。図書費に関しては、徐々に削減傾向にあるが、特殊な雑誌等が多いため、定期刊行物の安定した購入のためにも、安定した財源が必要であると考えている。

建築施設として鶴川12号館内と、旧研究所棟、平成17(2005)年度に新設された世田谷•梅ヶ丘キャンパスの地域交流文化センター2階がある。12号館6階には専任教員の個人研究室7(各約17m²)、事務室1(同)、資料室3(同)、合計面積187m² を占める。旧研究所棟は、平屋建て研究作業棟、収蔵庫、書庫の3棟からなっており合計面積207m² である。情報設備として教員用学内LANが各個人研究室、事務室、資料室、地域交流文化センターで利用可能である。

個人研究室は学内基準による各15m² は確保されているが、床荷重に限界があって、書架の配置に制約が多い上、ゼミなどの授業を研究室で行う事も考えると手狭である。また研究所の所員及び非常勤所員が共同研究、共同作業を行う施設が鶴川キャンパスに整っていないなどの問題がある。収蔵庫には調査によって蓄積されてきた貴重な資料、調査用機材、発行物の在庫などが保管されているが、その一部は地域交流文化センターに移管予定である。書庫には雑誌が、また資料室には単行本が配架されているが、書庫のある別棟は結露、雨漏り、かびなどの問題がある上、資料室は手狭で、荷重などの問題がある。また、管理上の問題も

生じているため、図書類の鶴川図書館への移管を検討している。

地域交流文化センターの2階は、展示室、収蔵庫、実験室、倉庫、事務室等からなっているが、本格的な使用は平成19(2007)年度以後になる予定である。化学物質等の問題があるため、現在、換気作業を行っている。

イラク現地の拠点として、通称「国士舘ハウス」と呼んでいる施設をキシュ遺跡内に設けている。またヨルダン現地には、学生の教育も視野においた、国士舘大学遺産研究センターを設置している。

地域交流文化センターの建設に伴い、研究所としての施設が充実し、保存が心配であった織物などの資料、フィルムなどの保管場所が確保できた事は評価できる。しかし、世田谷・梅ヶ丘キャンパスと鶴川キャンパスに別れているため、管理運営に支障があると言わざるを得ない。特に展示室の運営にあたっては、恒常的な管理運営を他組織との連携で行う制度作りが必要だと考えている。また、貴重な図書資料は今後も増加が確実であり、その保管については鶴川図書館への移転が必須である。教員の研究室がある鶴川キャンパス12号館は手狭である上、共同研究員が図書を閲覧するスペースも無く、荷重の問題もあることから、平成20(2008)年度の学部移転を機に、まとまったスペースの確保などを働きかけていきたい。

調査等、比較的自由に活動できる環境に置かれており、スタッフの年齢も高くなり各自が独自に活動するだけの実力と奥行きが出てきたことは評価できる。一方、研究所独自の活動を次世代に引き継ぐ義務を全うするためにも若いスタッフの増員が急務である。

6.2.9 武道・徳育研究所

個人研究費、研究旅費については、学内教員に同額・同制度の教員調査研究費が設けられている。しかし、国士館大学学外派遣研究員等規定に基づく国外研究活動費の補助については、今後検討の必要があると思われる。

教員個室等の教員研究室は存在するが、校地整備の影響による移転が過去にもあった。現在の場所は附属高等学校通信制の校舎に登録されており、環境的にも整備されていない状況である。また、今後の移転先も未定である。

本研究所は専任教員4名で運営されており、事務職員が配置されていないため、事務処理などに時間が費やされる事が多く、研究日なども設けられない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策は、本研究所では行ってはいない。また、共同研究は現在行われていない状況である。

6.2.10 情報科学センター

教員の研究活動を支える費用は個人研究費が主である。情報科学センター予算にも教育研究機器費、出張旅費、交通費、印刷費等があるので、コンピュータ関連の備品・機器等は研究計画がセンター運営委員会で承認され予算化されれば実行可能となる。教育研究機器費は

センター教員の教育研究活動を備品の面から支える性格を持っている。しかし、教員の研究テーマによっては、研究活動を個人研究費だけで行うのは困難である。問題は、使用費目が実際問題として限定されているので、研究活動の制約を受けることにある。また、センター予算の中に研究補助費的な項目をつくることが可能となれば、研究計画の審査による研級援助も可能になり、研究の活性化に繋がるであろう。

人的には、現在の専任教員は全員学部兼担であり、本属は情報科学センターではなく学部である。そのため、専任教員は講義や情報科学センターの業務以外に、各学部での一教員としての任務・業務も果たすことになる。また、専任教員は各学部の主に情報リテラシー科目を担当しているので、講義を行う校舎も世田谷、鶴川、多摩と3キャンパスにわたるので学部専属の教員より時間的制約をより多く受けているものと思われる。従って、情報科学センターとして一つのテーマを持って共同研究していくという事は、現在非常に困難な状況にあり、研究は教員の個人レベルのものとなっている。これは、情報科学センターが研究と教育を目的として設置され、複数教員が配属されている意味からすると今後改善すべき点である。

6.2.11　アジア・日本研究センター

研究員がすべて各学部との兼任であることから、本研究センターの研究活動を展開するための施設・設備が未整備のままとなっている。事務局は鶴川キャンパス12号館2階のグローバルアジア研究科事務室を共同使用している状況であり、また同4階に手狭な研究室1室の使用が認められているが、そちらには若干の資料収納を行うくらいが限度である。研究員が気軽に交流したり、研究会や会議を開くスペースも与えられていない。研究員構成が複数の学部にまたがっており、しばしば世田谷キャンパスで会議や研究会を開催する必要があるが、そちらには備品を置くスペースも与えられていない。活動実績を見る限り短期間でソフト面の充実を図ってきたといえるが、それに比してハード面の環境整備はまことにお粗末といわざるを得ない。本研究センターの研究環境を整えるため、最低限の措置は取られるべきであろう。

問題点を指摘することは容易であるが、最低限、専用の事務室を構え、活動資料、研究業績、出版物、図書資料等の増加に対応し、それらを収納・保管・活用できるスペースを確保することが緊要である。

今後、できるだけ早い時期に専任研究員を置き、機能の高度化と全学の附置研究所にふさわしい研究環境の整備が待たれる。専用の事務室の確保はいうまでもなく、AV資料を含めた関連資料の保管スペース、研究会や会議を行うための専用スペースは、当センターの機能を高めるために一日も早く確保が望まれる。今後ともセンターの施設は基本的に鶴川キャンパスに置かれるべきであろうが、公開イベントは世田谷キャンパスで開催されることが多いので、そちらにも備品等を保管する最低限のスペースが必要である。

6.2.12　ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターの研究、運営費として、学校法人から年間約500万円の経費が認められている。企業との委託研究費として約200万円であり、合わせても研究を行うための費用とは十分とは言えず、今後は産学官の連携事業を拡大して研究条件の整備を行っていきたい。

研究上の成果の公表、発信・受信等は、現在ホームページを開設してリサーチセンターの概要、センター行事の案内、サークル活動のへの参加呼びかけ及び研究内容の公表と共同研究者の呼びかけ等を行っている。センターと研究内容が類似した研究者からの意見や過去の研究に対する成果の受信等も受付けられるようにしている。

スポーツシステム研究科及び体育学部か制定している、人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程、動物を対象とした研究に関する倫理及び医用・実験廃棄物管理に関する委員会規程、医用・実験廃棄物取扱内規、人間を対象とした実験及び調査に関する申し合せ及び動物実験指針に関する申し合せ等の倫理規定を遵守して研究活動を実施している。

7．施設・設備等

7.1　大学の現状

（1）教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

①　教育用施設・設備（情報処理機器含む）

教育用の一般講義室、演習室（ただし学生自習室、体育館、講堂を除く）が、世田谷キャンパスに115室、鶴川キャンパスに100室、多摩キャンパスに34室、あわせて249室あり、全ての講義室、演習室にLAN回線を装備し、一般講義室の84室にはAV機器等が装備されている。更に、ノート型のパソコン（22台）や可搬型プロジェクター（21台）を用意し受講者数や授業の内容に応じた運用を実施している。

また、世田谷キャンパス中央図書館棟にはAV機器等の他に同時通訳ブースを備えたホール型特別講義室が用意され、同様の機能を備えたホール型特別講義室が世田谷キャンパス6号館と鶴川キャンパス30号館にもあり、様々な形態で使用されている。

学生用の実験・実習室（LL・CAI教室、各種実験室、端末室、測定室等）43室の他、ゼミ室や自習室にもLAN回線を装備するとともに学生食堂他に無線LAN回線を用意している。

情報処理教室としては、教育用端末を世田谷キャンパス（5教室）に252台、鶴川キャンパス（5教室）に252台、多摩キャンパス（3教室）に170台、3キャンパス合計674台を設置し、各キャンパス間は広域イーサネット回線により、建物間は光ケーブルの敷設によりそれぞれの校舎及び建物間のキャンパスネットワークKAEDE NETを構築して、授業以外の時間帯にも使用できるよう広く解放している。

各教室には、逐次AV機器等を設置し、教育環境の整備を図ってきたが、現在その設置率は68％である。また、平成7(1995)年から文部省の補助金を得て、LANを敷設しキャンパスネットワークを構築している。これによりインターネットを利用して学内外の情報を取り込んだ授業を展開することが可能となっている。しかしながら、学生に対する端末機の台数が多摩キャンパス（11.9人/台）に比べ、世田谷キャンパス（18.5人/台）鶴川キャンパス（20.4人/台）となっており、増設の必要がある。

既設の講義室等のAV設備の整備については、授業形態等を考慮し、今後も年次計画により順次進める。更に、平成20(2008)年4月より新たに供用開始する世田谷•梅ヶ丘教育棟にはAV機器を装備した国際会議対応の講義室を含め、AV機器を常設した講義室55教室を設置する計画である。世田谷•梅ヶ丘教育棟のLAN回線には、直収型光回線の導入を計画しており、全室に直接光回線を敷設することによって大幅な情報環境の改善を目指している。また、世田谷•梅ヶ丘教育棟には教育用端末教室等を7室設置することにより各キャンパスの設置台数が世田谷キャンパス500台（13.9人/台）鶴川キャンパス142台（15.6人/台）多摩キャンパス170台（11.9人/台）となり装備率の改善が見込まれる。

②　研究用施設・設備（情報処理機器含む）

研究用として、個人研究室が312室(附置研究所の研究室を含む)、共同研究室が10室ある。

各室にはパソコンを装備し、その他各種OA機器に対応した電源容量も確保されている。各研究室はKAEDENETに接続され、インターネット等を研究に活用できる環境ではあるが、LAN設備の老朽化が懸念されており、保守や更新が容易な直収型光回線への転換が望まれる。

一部残っている共同研究室の個室化については、新規施設の整備に合わせ、逐次整備を図ることとする。また、世田谷・梅ヶ丘教育棟に増設される個室研究室（60室）には、直収型光回線の導入が計画され、既設研究室にも随時導入を実施することで研究環境の改善が見込まれる。

AV機器の更新、追加をすすめ、装備率100％を目標として、年次計画により3年間に約20％の向上を図ったところである。教育用端末機の装備率は、キャンパス間の格差を無くし、10人/台以下を目標として整備を進める必要があるが、財政面が課題となっている。

(2) キャンパス・アメニティ等

学生が快適な学園生活を送れるよう、学生・厚生課では世田谷キャンパスに専任職員6人、派遣職員1人、鶴川キャンパスに専任職員4人、多摩キャンパスに専任職員2人を配している。また寮務課は松蔭寮に専任1人、準職員5人、鶴川寮に専任1人、準職員1人、パート1人を配し、支援にあたっている。

学生が使用・利用する施設としては学生食堂、学生ホール、部室棟、シャワー室、寮、理髪店、書店、文具店などの厚生施設、体育館、駐輪場がある。厚生施設についてはそれぞれの使用・利用状況、施設の清掃、衛生面を中心に、また駐輪場においては、無秩序に停められていないかを、事故防止・景観・美化の両面からそれぞれの担当者が定期的に点検し、管理にあたっている。しかし厚生施設や体育館においては、担当者が使用･利用頻度を把握し、学生が少しでも有効かつ安心して活動できるように努めているものの、絶対数が不足しているために十分な支援ができない状況にある。このほか喫煙については、健康問題のこともあり、徹底した分煙化を図っている。さらにゴミのポイ捨て、騒音、迷惑勧誘等の対応についても担当者を置いて指導にあたっているが、学生数（世田谷5,200人余、鶴川5,800人余、多摩2,000人余）からして、十分な支援を行うには人員不足であり、今後、学生主任会に図って検討し、全学体制で取り組めるようにしたと考えている。

学生の生活の場として、3キャンパスに次の厚生施設、体育施設を整備している。

世田谷キャンパス：学生食堂（967m²、512席）、カフェテリア（335m²、120席）、
スポーツ店、書店。
課外活動施設として部室棟2棟、シャワー室。

鶴川キャンパス　：学生食堂（1,969m²、673席）、学生ホール（301m²、130席）
スポーツ店、書店、理髪店、写真店。
課外活動施設として部室棟3棟、シャワー室。

多摩キャンパス　：学生食堂（675m²、404席）、スポーツ店、売店。

また分煙を徹底するために、世田谷キャンパスには6カ所、鶴川キャンパスには12カ所、多摩キャンパスには2カ所の喫煙所を設置している。このほか、学生の通学の便を図るために、世田谷キャンパスには自転車専用の駐輪場、鶴川・多摩キャンパスには自転車・バイクの駐

輪場を設けている。

学生ホール、コミュニケーションルームの不足から、学生食堂がその代わりとして利用されており、世田谷•鶴川両キャンパスの学生食堂では座席数不足がみられる。また世田谷キャンパスではスポーツ系18団体、武道系9団体、鶴川キャンパスではスポーツ系20団体、武道系6団体が活動しており、担当者が施設使用•利用状況を把握し、有効利用のために全力を尽くしているが、体育館、部室をはじめとする施設の絶対数が少なく、十分な活動が出来ないクラブが多い。

学生食堂の混雑緩和は、現状の施設では難しいが、平成20(2008)年に開設する世田谷•梅ヶ丘キャンパスの学生食堂を有効利用すること及び教室等の使用状況を調べ、スペースがあればコミュニケーションルームを設けることなどを視野に入れ、混雑緩和を図りたいと考えている。またクラブ活動の施設使用については、梅ヶ丘移転によって一段と活動が制約されることになり、学生から不安の声が多数あがっている。これについては、鶴川キャンパスにある施設を有効利用することも考えられるが、授業後、世田谷から鶴川へ通って練習するには時間、交通費などの問題もあり、事実上活動できない学生が大半を占めるようになる。その改善策としては、区や小中学校の施設の貸し出しがどれくらい出来るのかを調査し、少しでも多くのクラブが活動できるようにしたいと考えている。

環境への配慮としては、クラブ活動等による騒音、通学路における歩行マナー・ゴミのポイ捨て、バイクの迷惑駐輪などが挙げられるが、騒音に関する苦情は、普段のクラブ活動では皆無に等しい。しかし、学園祭の時に苦情が寄せられることがあり、これについては、課員及び学園祭実行委員が参加者に対して徹底した注意喚起をしており、近年では特にこれといった問題は起きていない。通学路のマナーについては、梅ヶ丘商店街の協力を得てルール•マナーキャンペーンを実施し、指導にあたっている。バイク通学の問題は、特に世田谷キャンパスでは禁止になっており、入学時のガイダンスで指導しているほか、迷惑駐輪防止のため、近隣巡回及び世田谷区役所と連携して指導・注意喚起にあたっている。世田谷区役所と連携しての指導・注意喚起はかなりの成果が見られるので、今後一層の連携強化を図っていく予定である。

このほか、長年の課題となっている歩行喫煙、ゴミのポイ捨て、バイク通学（迷惑駐輪）などのマナーについては、平成18(2006)年度、学生部主催の学生主任会でマナー•ルールキャンペーンの実施（年2回）を決定し、学部事務室等からも参加•協力を得るに至っている。このキャンペーンは既に第1回を開催し、かなりの改善が見られたため、次年度からは、全学体制での取り組みに移行する方向で検討している。このほか、学生ボランティアによる清掃・注意喚起をさらに推進していくことで、学生の意識高揚に繋げたいと考えている。

①　学生寮

学生寮は、国士舘大学学則第75条の趣旨に基づき設置されている。松陰寮、ゲストハウス（世田谷寮）及び望岳寮、菫寮（鶴川寮）があり、厚生用と合宿用とに区分され、厚生用は個室（ゲストハウス、鶴川寮）バス•トイレ付、合宿用は2人部屋で使用している。部屋の広さは厚生用•合宿用とも16m² である。各寮に事務室をもうけ、学生部寮務課の人員構成は、部長1名、事務部長1名、課長1名、主任1名、期間職員の舎監6名、パート1名が委嘱配置され、

明るく快適な寮生活が展開されている。平成18(2006)年現在の学生寮は次のとおりである。

厚生用

松陰寮（男子）	世田谷区若林4－33－1	定員 36名
ゲストハウス	世田谷区世田谷1－14－3	定員 30名
鶴川寮（男子）	町田市広袴1－1－2	定員 27名
（女子）	町田市広袴1－1－2	定員 49名

合宿用

野球部	町田市広袴1－1－2	定員 76名
サッカー部	町田市広袴1－1－2	定員160名

学生寮は、伝統的に学生の勉学・生活を支えて、有形・無形に人間形成の役割を果たすためにも欠かすことのできない存在である。近年は留学生の入寮の要望が高く、国際交流の点から日本の生活に触れる場として学生寮の存在意義は大きいと思われる。また、学生寮は校舎に近く、通学する際の利便性や安全管理が確立されているため、父母にとっては大きな信頼と安心感を与えている。

学生寮は寮則及び細則に基づき管理運営され、寮生は規則正しい生活を送っている。厚生用男子寮・女子寮、合宿用野球部、サッカー部にはそれぞれ担当舎監が配置され、さらに各寮には在寮継続を許可された者の中から寮長1名、指導学生4名（女子5名）を選出し担当舎監の補佐役として寮生の指導に当たっている。毎月第一月曜日18時00分より指導学生会議を行い、学生から寮生活に関する要望を聞き、学生の意見を尊重しながら改善・改革を行っている。平成13(2001)年4月より、厚生寮男子･女子とも在室確認の確認方法をスライドプレートによる自己管理に切り替えた。起床は7時00分、在室確認は7時15分と23時00分、門限は23時30分、消灯は23時45分、外出及び外泊は届け出による許可制としている。共同生活であるため衛生への配慮は特に気を使い、清掃については、共有部分・廊下・階段・洗濯室・浴場・トイレ及びゴミの搬出を業者に委託している。平成15(2003)年9月12日より専用水道水を井水から市水に切り替えた。また、平成16(2004)年4月1日より業務委嘱の管理人を常駐させ、ゲストハウス(留学生寮)4階建、RC構造、30室の入寮を開始。さらに、ゲストハウスに入寮している留学生と近隣住民の交流を目的とした交流会を年2回開催し､年々相互理解が深まっている。寮の恒例行事として、新入寮生対象の防火･防災訓練を毎年5月中旬に実施し防災意識の向上に努めている。学園祭や寒稽古にも積極的に参加している。

法令に基づき、安全と衛生を保つために下記の点検を業務委託及び課員により実施している。

水質検査	専用水道水10項目	月1回実施
水質検査	専用水道水46項目	年2回実施
水質検査	町田保健所に結果報告	月1回実施
受水槽と降下水槽	清掃	年1回実施
合宿用風呂	風呂浴槽水取り換え	週1回実施
建築設備定期検査	寮	年1回
残留塩素の確認	寮内3カ所	1日1回実施
コインランドリー	清掃と点検	月2回実施
ボイラー	清掃と点検	年2回実施
濾過器	清掃と点検	年2回実施
電気	点検	月1回実施
非常放送設備	点検	年2回実施
火災報知器	点検	年2回実施
消防用設備	点検	年2回実施
害虫駆除	各階水回り・トイレ	年2回実施

今後学生寮は、安全な生活と経済負担の軽減を望む父母の期待に応えるとともに、核家族化で集団生活の経験に乏しい学生たちに、自律性と協調性を培う場を提供する。また地方出身学生の確保をする事によって、さらに本学の知名度を上げ、活性化を図る一助となりたい。

また各寮（合宿用、厚生用、留学生含む）の定員の見直し、寮費の日割り計算、合宿用の分納及び中途退寮者に寮費の返還等の検討が必要である。

松陰寮、鶴川寮等建物の調査結果を踏まえて、早期の耐震改修工事の実施、合わせて老朽化している設備等の再整備が必要である。さらに、世田谷・梅ヶ丘、鶴川キャンパス等の整備計画及び将来構想の答申案を踏まえて、今後の寮の在り方について検討する必要がある。

②　施設・設備面における障害者への配慮の状況

世田谷キャンパスの中央図書館、1号館、10号館にはエレベーター、10号館には昇降機、8号館にはスロープ、図書館、1号館、6号館、10号館には身障者用トイレ(多目的トイレ)がそれぞれ設置されている。また、鶴川キャンパスも9号館、11号館、13号館、14号館にそれぞれスロープが設置されているほか、図書館、12号館には身障者用トイレが設置されているが、身障者用トイレ、エレベーター、スロープともに備わっている校舎は少なく、障害者に対する設備は十分とは言えない。この問題については、そのほとんどが、建物の構造上、増設・新設が出来ない状況にある。

上記の校舎に比べ、平成に建てられた鶴川キャンパスの30号館及び多摩キャンパスの各校舎においてはバリアフリー化が進んでおり、ほぼ問題はない。

現状では、建物の構造上の問題で改善は難しいが、その中でも可能な限り身障者トイレ、スロープの新設･増設が、可能か否かを検討している。また、改善不可能な建物については、なるべく1階で授業を受けられるような配慮やコンピュータによる授業でクリアできるように、各学部との調整を図りたいと考えている。

7.2　政経学部

政経学部が使用しているキャンパスは世田谷•鶴川の2キャンパスである。それぞれのキャンパスにおいて使用している棟は前者が6・8号館、後者では9・11号館のそれぞれ2つである。これは前回報告（2003年）と変更はない。

平成15(2003)年4月の昼夜開講制への移行に伴い、フレックスA・Bコースともに、基本的にはそれぞれのカリキュラムに対応して、世田谷キャンパス・鶴川キャンパス両方で学べるようになった。1•2年生に関していうと昼間の授業を好むフレックスBの学生も鶴川の授業を履修し、従来の政経学部二部の時間帯、特に7時間目の授業履修人数が減少してはいるが、3•4年科目は従来通り世田谷キャンパスのみに設置されているため、履修人数に対する施設の容量に緩和はみられない。

前回報告に比べ、劇的な変更はみられず、学生数に比して、施設は、教育・研究を行うのに十分であるとはいえない。

前回報告した世田谷キャンパス8号館のゼミ室の不足はあまり改善されていない。しかしDVDを中心とした映像表示できる教室、コンピュータの画面を表示できる施設は毎年若干ではあるが増加している。

研究室については原則一人一部屋で再編を進め、平成17年度までに完了している。但し各部屋の面積は小さく、調査研究や学生指導を行うのに十分な広さとはいえない。また旧教養部教員の研究室は鶴川キャンパスにあり、教員間の連携、協力体制がうまく図られず、力が分散してしまう傾向がある。また鶴川キャンパスに研究室を持つ教員は、会議その他事務関係の仕事が世田谷キャンパス中心のため、移動のための時間を強いられている。

情報教育に関しては3年ごとの機器の入れ替えを行い、情報機器のアップデートに努めている。また平成17年(2005)年マルチメディア教室の機械の入れ替えも行い、映像音声などを含む情報作成がさらに楽に進められるようになった。

最後にバリアフリーの整備についていえば、施設でエレベーターのあるものは図書館のみであり、老朽化した校舎では入り口に数段の階段がある。車いす歩行には不適当な状態であり、バリアフリーを実現しているとは言い難い。

施設・設備ともに老朽化が目立つ。しかし長所としてあげるならば、世田谷及び鶴川の両キャンパスを使用していることにより個々の学生の事情（自宅からの通学の都合等）により、自由にキャンパスが選べるという点である。その一方で、問題点としては、両キャンパスで同じ授業を2コマ開講しなければならず、教員の移動も含め、効率性の面で問題が大きい。現在、世田谷キャンパス、鶴川キャンパス共に他学部を含めて教室の使用率は限界に達しており、全学的にも効率的な教室使用が必要と思われる。また、授業内容の点からも、ワンキャンパスに整理して、より充実した教授内容を学生に提供することが望まれる。この問題は、平成20(2008)年の世田谷・梅ヶ丘キャンパスの開設により改善が見込まれる。

本学部では、各学科の基本理念に基づき、実践的な専門知識と高い教養とを兼ね備えた人材を育成するよう努力してきた。しかし、今日の情報化、国際化等、社会経済の急激な変動の状況に対応した、より高度で専門的かつ多様な教育を行っていくためには、特に施設・設備面を中心とした拡充が必要となっている。

施設・設備などを維持・管理する一つの組織は、学部内の情報通信ネットワークの構築・整備を図るため、政経学部LAN委員会が設けられていることである。現在6名の委員が任命されている（政治学科1名、経済学科2名、経営学科3名）。3・4年ごとに研究室のコンピュータを中心とした情報機器のリニューアルを行っているが、今後さらにLAN委員会を中心に、またはこれを拡充して、情報通信時代に対応した教育・研究環境の整備に応える必要がある。

その他、現状では、施設・設備の適正な維持や運営を図るための委員会組織や、施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムは特に設置されておらず、そのような問題に対してはその都度、学部執行部の検討を経て、教授会で決定するしくみが取られてきたが、上記で指摘した個別の問題や抜本的問題を検討するためには、専門の常設委員会の設置を検討する必要もあろう。

世田谷・梅ヶ丘キャンパスでは、新校舎を建設中であり、平成20（2008）年4月より本格的使用が始まる予定である。定員15人程度のゼミ室、語学の授業を中心として使用される定員30人程度の小教室を始めCALL（Computer Assisted Language Learning）を備えたコンピュータ端末室、マルチメディア教室その他大教室などをそなえている。また学生ホール等厚生施設も設置され、学生が情報交換する場所の確保もなされる予定である。この新校舎完成に伴い全学年が、世田谷地区において授業を受けられるようになる。移動した鶴川キャンパスの学生の受け皿としての用途が大きい新キャンパスは、今まで重複していた科目の授業数の削減などは、どの程度まで学生一人あたりのスペースの確保になるかは今後の検討課題である。また前回にも報告した老朽化した世田谷校舎の整備は耐震補強を施しただけに過ぎず、スペースの改善にはつながっていない。この点を改善するには老朽化した校舎の建て替えも含めた、さらなるキャンパス構想が必要であろう。

研究室の問題については新校舎に鶴川キャンパスの教員の研究室を移動させる予定となっている。これによりキャンパス間の移動も少なくなり、また学生指導の面で改善が期待される。また教員間の連携・協力体制の充実が図られることになるであろう。

各研究室のコンピュータを中心とした情報機器の入れ替えが平成19（2007）年に予定されている。今までの機能を踏襲し、基本OSのヴァージョンアップを図るだけでなく、PDF文書の作成ソフトを追加して組み込み、研究論文作成などの支援をしている。

バリアフリーの整備については、スロープの設置等出来るところから取り組む事が必要である。具体的な予算措置を含めて、数年計画で段階的に整備を図るか、さらなる新校舎の建築の計画を進めるべきであろう。

7.3　体育学部

スポーツ医科学科教室棟の完成によって、視聴覚教室は規模、設備とも高い水準にあると言える。しかし、体育学科、武道学科の実験・実習専用施設のスペースについては、不足しているのが現状である。

本学部における建築物や施設・設備の維持管理の担当者は、事務職員1名である。また、教育研究施設・設備を適正に維持運用するための委員会や組織が設置されていない。大型設備

の使用や維持管理についての規定も不十分で、形式的に管理責任者として、使用者が管理を行っているのが現状である。

大型施設・設備は共用に付されるべきものであり、使用のための説明会等も開催されたこともなく、その実態は個人の利用に限定される場合が多い。本学部全般にわたる共同利用体制は甚だ脆弱である。この原因の一つは、主として個人研究室所属となっていることがあげられ、共通機器室など充分なスペースと要員の確保が困難であることが挙げられる。

本学部の教育研究機器の整備状況はかなりの水準を維持しているものの、スペースが手狭であることも原因して、高額機器の共同利用体制が整備されていない。雨天時の体育実技の実施場所については、その確保が難しい。また、プールは野外プールであり、実技の実施期間が限定されること、さらに鶴川校地に設置されていることから、効率のよい授業展開ができていない。

また、学生の自習室、談話室等が学生数に対して、不足している。学生が予習、復習を行う場所の少ないことから、理念・目的・教育目標の達成が必ずしも満たされていない。

現在の施設の改修および実験室、研究室の再配分により、また共同実験室を設置することにより、前記の問題の改善に努める。これらの対策により、本学部の教育研究のより充実した効率的な新しい展開が期待できる。

本学部の施設の再配分計画を立て、大型施設、高額設備に対応した施設面積の確保をはかり、有効利用と適切な維持管理体制を整えるとともに、規定の整備を図るべきである。

7.4 工学部

工学部では、実務に役立つ創造的な技術者、問題の本質を見抜き、その解決方法論を身につけた技術者の養成を意識して、広い学識と充分な基礎学力の涵養を重視している。こうした密度の高い教育を行う上で、スペースの確保は基本の一つである。

平成11(1999)年の工学部棟リニューアルによって、研究室環境は改善された。

とくに視聴覚教室群は一定の水準をクリアしていると言える。また、本学部学生実験施設、大学院講義室、研究室等、工学部もしくは工学研究科専用のスペースはリニューアルによって幾分改善された。入学定員は、昭和39(1964)年に発足した当時の160名から現在の320名と大幅に増加し、さらに大学院も充実した現在、まだまだ存在するスペース不足の問題は建物の狭隘さに阻まれて如何ともし難いものがある。

平成15(2003)年度には文部科学省ハイテクリサーチセンター整備事業に工学研究科が体育学部スポーツ医科学科の協力の下に申請した「高齢者健康増進支援システムの研究」が採択され、いままでにない研究設備が購入された。

このような実績の積み上げによって、工学部、工学研究科の研究設備状況は比較的充実しており、研究活動の活性化に大いに役立っている。

本大学は管財課が主となって、施設設備にかかわる計画、営繕計画などを検討し、検討結果は教授会に回付される。そのため、本学部内における建物や施設・設備の維持管理の担当は事務職員が行っている。また、研究施設・設備の適正な維持、運用をはかる委員会や組織

も存在せず、その管理は教員に任されている。また、設備に関するものは担当教員と職員に依存しており、管理委員会は存在しない。大型装置の使用や維持管理についての規定も不十分で、形式的に管理責任者として本学部長が指名され、その下に使用者である管理者が直結しているにすぎない。

本学部の理念に則して、充分な教育研究を実施するには、工学部のスペースが絶対的に不足している。たとえば、

⑴　研究機器の整備状況はかなりの水準を維持しているものの、スペースが狭いことも原因して、これらの高額機器の共同利用体制を充分に整備することができない。

⑵　実験室と研究室が離れているなど各研究室が虫食い的に配置され、教員の業務効率が悪い。

⑶　本学部内での共同研究や外部との共同研究などに対しても､対応が困難な場合が多い。

⑷　大学院研究室の学生居住部分が極めて狭い。

など、多くの問題が派生している。

さらに、平成19(2007)年4月からは理工学部理工学科6学系に改組され、従来なかった新しい分野の教育・研究も始まるが、それに対応したスペースを確保する必要に迫られている。

建前として大型装置は共用に付されるべきものであり、そのための披露や説明会等も開催されるが、実体は学科内での共同利用に限定される場合が多く、本学部全般にわたる共同利用体制は甚だ脆弱である。教員間の話し合いで共同利用が行われている例は多いが、その利用方針は紳士協定ともいえる不文律であり、組織としての規定はない。この原因の一つは、共通機器室など充分なスペースと保守要員の確保が困難であることが挙げられる。

平成11(1999)年度に工学部のリニューアルを実施し､実験スペースの確保や機能的な配置、体育学部移転や図書館棟の建設などで余裕が生じたエリアを工学部に割り当てるなど、学園側との交渉を経て、改善は進んだが、本学部全体が恩恵を受けたわけではなく、工学部棟に研究室のない教員は以前として狭隘な状況下で教育研究を実施しているのが現状であり、まだまだ最低限度の実験研究用のスペースは不足している。しかし、学生実験用のスペースの一部はかなり改善されており、今後は運用で不足した部分を補うことになる。しかし、将来の発展を考えると、ほとんど余裕のない状態である。平成20(2008)年4月から使用される世田谷・梅ヶ丘キャンパスに立てられる教育棟（仮称）の完成を待って工学部の教育：研究環境を改善する必要に迫られている。

本学部のなかの、大型施設、高額設備の設置に対応したスペースの確保をはかり、情報開示の促進による有効利用と適切な維持管理をはかる体制を整えるとともに、規定の整備を図りたい。

7.5　法学部

法学部の使用校舎については、法律学科1、2年次は鶴川キャンパス(9、11、13号館の3棟)で、法律学科3、4年次及び現代ビジネス法学科の1～4年次は全ての科目を世田谷キャンパス(5、6、7、8、10号館の5棟）で履修する体制を取っている。

教育用施設・設備について、本学部の現状での特徴となっているのは、1つの建物・施設・設備を1学部が専用・管理する形態ではなく、他学部と共用・管理する形態が多いということである。すなわち、本学部が専有・管理する教育用施設・設備は、鶴川キャンパスでは、教育用の一般講義室が7教室、演習室が1室あり、世田谷キャンパスでは、教育用の一般講義室が5教室、演習室（LAN回線が整備）が5室ある。その他、LANを整備した講義用大教室などは他学部と共用である。学生自習用のパソコンルームが1室（10号館3階）設置されており、パソコン13台、LAN端末8個、スキャナー1台、プリンター1台が備えられている。また、学生のパソコン相談に対応するとともに、教員のパソコン使用を支援するパソコン管理室が1室（10号館3階）設けられている。移動用機器として、発表用のポータブルのデータプロジェクターが2台、講義・講演記録用のビデオカメラが1台、パソコン管理室に配備されており、講義等に積極的に活用されている。

研究用施設・設備について、鶴川キャンパスには、語学・総合教育科目担当教員が中心の教員個人研究室が8室あり、世田谷キャンパスには、専門教育科目担当教員の個人研究室が28室ある。すべての個人研究室には、学内LANと結ばれたデスクトップ・パソコンあるいはノート・パソコンが備えられている。その他、簡易書架兼用の教員コピー室（複写機1台、印刷機1台）、比較法制研究所及び最先端技術関連法研究所の各室（通常は演習室として使用されている）が設置されている。福利厚生施設として、教員控室、教員・学生面談場所、院生談話室、学生の卒業準備・模擬裁判・法律討論会の実行委員会室は設けられているが、教員談話室、学部生専用の研究・談話室、課外活動施設等は設けられていない。

上述したように、建物・施設・設備について他学部と共用・管理する形態が多く、充足率は100％に近いのが現状である。こうした形態は、限られた設備・資源を有効活用するという点では利点もあるが、講義・演習の延長、余裕のある学生への対応、その他の点を考慮するならば、充足率70％前後が望ましいと考えられる。また、授業形態のビジュアル化に対応して、教室のすべてにビデオ・DVD再生装置、パソコン機器等を完備することも必要である。さらに、教員と学生が一緒に過ごせる指導・談話空間や、学生同士の談話空間が点在していることも望まれる。

現状では、本学部が使用する校舎が2つに分かれており、模擬裁判・法律討論会等の学部行事への学生の参加・取り組み、先輩・後輩間の学生の交流・指導、共同研究等への取り組み等において弊害を生じているが、平成20(2008)年に、法律学科1・2年次の学生も世田谷キャンパスで履修させ、全学年を同一校舎で学ばせる計画が進行しており、建物・施設・設備について改善がなされることが望まれる。

7.6　文学部

①　「学生のための生活の場」の整備状況

現状については、前回の報告書以後、特記すべき事項はない。

前回【将来の改善・改革に向けた方策】について指摘した、「文学部としては、特に学生の文化活動及び自治活動を促すための諸施設（会議室・展示室・音楽や劇等の練習室、娯楽室）

をキャンパス内に設置するように務めるべきである。また、書籍や文房具、スポーツ用品、郵便等を扱うコーナーをキャンパスの中心付近に設定し、この方面を魅力あるものに拡充、改善することを要求すべきである。また、将来、セミナーハウスを設けるべきである」については、改善の方向には進んでいない。

② 大学周辺の「環境」への配慮の状況

今日、大学は社会に広く知識や機能を開放し、社会と共存することが要請されている。文学部もこうした趨勢に呼応して、蓄積された知識や資料を公開すべく、公開講座・講演会・学園祭等で今まで以上に学部を開放する努力を進めるべきである。しかしこれらは一学部でできるわけではなく、大学全体として考えるべきである。大学と共に魅力ある博物館、購買部などを創設し、図書館をこれまで以上に地域住民に開放する方策も検討すべきである。

③ 施設・設備面における障害者への配慮の状況（バリアフリー環境整備、エレベーター、スロープ、手すりなど）

21世紀アジア学部はバリアフリー校舎を実現し、他の校舎でも部分的に校舎入り口にスロープを設けるなどの努力がなされているが、エレベータは設置されていない。文学部使用の世田谷キャンパス10号館にはエレベータが一基備えてあるが、車椅子の障害者が入れるスペースは無い。平成17(2005)年、10号館の上がり口の階段に車椅子利用可能の設備が設置された。トイレは改修され、障害者の利用も可能になっている。少しずつ改善はされているが、車椅子使用の障害学生を受け入れる状況は整っているとは言い難い。

文学部としてもその実現を働きかけつづける必要があるが、何よりも、大学が全施設のバリアフリー化を一つのポリシーとして、その実現に向け努力すべきである。

④ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立

全学的立場からの記述に譲る。

⑤ 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

全学的立場からの記述に譲る。

以下、文学部倫理学専攻からの評価・報告である。文学部の他専攻では特に指摘はなかったが、全専攻が抱えている問題である。

研究室については、ようやく平成9(1997)年に個人研究室が完備したが、狭隘であり、拡充が求められる。また、専攻専任教員一名の研究室が鶴川キャンパスに分離している。ただし、これは平成20(2008)年に世田谷キャンパスに移転する予定である。

授業に必要な教室は確保されているものの、演習室は不足気味である。最も問題であるのは、授業時間以外に学生が過ごすことのできるスペースがほとんどないことである。専攻に寄贈された図書を配架、管理している世田谷キャンパスの演習室をそのようなスペースに当てているが、鶴川キャンパスにはそのようなスペースもなく、まったく不十分である。特に平成20年に鶴川キャンパスの1､2年次生が世田谷キャンパスに移動することと睨み合わせて、

全学年学生に対応できるような、専攻図書保管場所を兼ねる学生自習室の確保が急務である。

7.7 21世紀アジア学部

現在21世紀アジア学部使用教室は、大教室（450人）1室、中教室（80～204人）7室、小教室（30人）26室があり、大教室・中教室には吊り下げ式プロジェクターを含むAV機器が整備されている。しかし、授業でPCやビデオ・DVDを使用する教員が増加傾向にあり、小教室にもAV機器を整備する必要が生じている。また、平成17(2005)年度には学部完成年度を迎え、学生数が1,800人を超えたことにより、時間割りを編成する上で中教室（特に150人程度収容可能）の不足が見受けられる。特に学年配当が複数年にわたる選択科目や集中科目の授業は履修人数が多く、他学部管理の教室も借用できない場合もあり、現在の教室数では対応できない場合もある。

現在30号館の小教室にはビデオ機能のあるテレビが設置されているが、13号館の小教室では半数程度の教室にしか設置されていない。本学部の教育課程の柱のひとつである語学教育においてはビデオ機器は授業を行う上で必需品であり、早急に全教室に完備する必要がある。

加えて、13号館の小教室は天井が高く、語学の授業ヒヤリング等において、音声が割れる現状もあり、早急に改善を図る必要もある。また、平成15(2003)年度に設置されたプレハブ教室（収容30人）6教室は、当初2年間の暫定措置であったはずが、既に3年が経過しているにもかかわらず新教室増設等の是正がされていない。少人数教育を柱とする語学教育や1年次から開講しているゼミ（総合教育演習Ⅰ）の授業は、小教室が不可欠であり早急に対応が必要である。

教室等で急病人等緊急事態が発生した場合、タイムリーな伝達を行い迅速な対応が必要である。特に、学部事務室から距離を隔てている13号館4階で発生した場合、現状では通報のため来室し、現場まで駆けつけるのに10分近くの時間を要する。その改善策として各教室または各階廊下に1台の内線電話が設置されておれば、緊急事態に対処できるであろう。さらに、急病人以外でも不審者や突発事態への対応として危機管理上設置が望まれる。

7.8 イラク古代文化研究所

文部科学省による、平成17(2005)年度「私立大学学術研究高度化推進事業」学術フロンティア推進事業経費によって世田谷・梅ヶ丘キャンパス（地域交流文化センター2階）に、展示室、収蔵庫、実験室等の施設が建設された。展示室(85m²)、資料収蔵庫(80m²)、資料作業室(80m²)、保存科学研修室（100m²)、事務室（20m²)、倉庫、廊下、トイレ等（285m²)、合計面積650m² を占める。

施設目的として、イラク古代文化研究所の所有する所蔵物・資料等の保管管理、修復保存・実験、修復作業等を通じた、学部・専攻分野を越えた若手研究者等の指導・教育、展示、一般公開および関連企画の展開、また地域資料などの展示等を通しての地域社会との交流を掲

げている。

現状としては、新築特有の化学物質汚染等の問題が解消されていないため、資料の収蔵・展示等は行わず、換気作業を行っている。

本格利用開始予定の平成19(2007)年度以降は､研究所の擁する貴重な織物などの資料､フィルム等を収蔵していく予定である。展示室の効果的利用として、所蔵資料の展示、研究所の擁する現地調査から得られた資料等のパネルによる展示、インターネットを利用しての大型画面による発掘現場からの中継、地域社会との交流を目指し地域住民の方々が持つ資料の展示、地域における国士舘大学の文化活動に関する展示等を計画している。さらに、外部研究施設の収蔵品の展示や、講演、地域向けの公開セミナー等のイベントも計画中である

7.9　組織管理体制

施設・設備の維持管理は財務部管財課が所管している。その他日常の維持管理は以下のとおり業務を分担している。

①　校地・校舎

世田谷キャンパス　清掃、警備、施設貸出し及び維持管理、総務課所管
鶴川キャンパス　清掃、警備、施設貸出し及び維持管理、鶴川校舎事務課所管
多摩キャンパス　清掃、警備、施設貸出し及び維持管理、体育学部事務室所管

②　教育用施設・設備

3キャンパスの教室管理　総括管理　教務部教務課所管
使用管理　各学部事務室所管

③　研究用施設・設備

教育系学内LAN維持管理　情報基盤センター所管
法人系学内LAN維持管理　情報基盤センター所管

④　福利厚生施設

学生食堂、学生ホール・休憩室及び部室（課外活動）の維持管理、学生厚生課所管
スポーツ店、書店　写真店、売店　　総務課所管
理髪店　　人事課所管

⑤　体育施設

屋内・屋外運動場について
世田谷キャンパス　施設の貸出し　総務課所管
維持管理　教務課所管
鶴川キャンパス　　施設の貸出し　鶴川事務課所管

維持管理　サッカーグラウンド、屋外プール　体育学部事務室所管
上記以外　教務課所管

多摩キャンパス　施設の貸出し及び維持管理　体育学部事務室所管

現状の点検･評価としては、大学が3キャンパスに分かれて設置されているが、所掌業務毎に業務を分担し管理している。また必要に応じて細部の調整を行い対応している。

今後も各キャンパスに生じる問題に対しては、各キャンパスと緊密な連絡を取り合い、必要に応じて所掌ごとに細部の調整を行いながら管理を円滑に進める必要がある。

施設・設備の衛生・安全については、建物等施設の点検を不定期ではあるが行っている。

また建物付属設備等の消防設備機器、上水設備機器及びエレベータ等の検査は専門業者に委託し、定期的に法定点検を行っている。特に8号館、10号館、中央図書館では建物の延べ床面積が8,000m² 以上であるためビル管理法の適用を受けている。

施設・設備の点検・評価としては、近年建物の耐震補強工事及び屋内改修により、従来の施設及び建物付属設備等は順次改修され、施設・設備の衛生・安全面については改善されてきた。

今後は未整備施設・設備の改修工事を行い、衛生・安全面の改善をより一層進めたい。また建物付属設備（消防設備機器、上水設備機器、エレベータ、空調設備）等の維持管理については、保守点検を専門業者に委託し管理しているが、関係業者数が多く、今後は一括した保守管理業者に委託することも検討したい。

8．図書館及び図書・電子媒体等

大学図書館はその設置目的を実現するため、教員の教育研究に必要な学術資料を系統的に整備するとともに、学生が知識を吸収し教養を高めるうえに充分な図書等を確保する必要がある。当館もこれに則って資料整備を進めている。

図書館資料の整備に当っては、「図書館資料収集方針」（平成8(1996)年4月改訂）に基づき、教職員並びに学生のニーズに応えることを主眼とし、研究資源を揃えるとともに、総合的判断力を備えた人間性豊かな教育を実現するため、教養教育に係わる資料のほか、専攻教育にも配慮した資料を収集しつつ、資料構成には全体として調和が取れていなければならない。

図書館資料は、上記により1．学部推薦図書、2．図書館選書、3．見計い図書、4．受入希望図書の4つの方法によって選書し、図書館長が決裁して購入している。

学部推薦図書は、「学部推薦図書選書のしおり」（平成8年4月制定）、「学部推薦図書で選書する資料」（平成12(2000)年5月制定）に明示してあるように、教員が当該学部で開設している授業科目及び学生の教養、学生生活、または卒業後に社会人として必要とされる知識・技能に関する資料を選書するものである。

図書館選書では、辞書・事典等の参考図書、各分野の基本書を選ぶほか、学部推薦図書で選ばれなかった主題の図書を収集し、蔵書構成上特定主題の図書が欠落することにより研究調査に不便が生じないようにする。図書館には出版社・各種団体から常時多数の出版案内がDMで送られて来るので、これら出版案内と国立国会図書館編集の週刊「日本全国書誌」を当館職員全員へ回覧し選書にあたっている。

見計い図書は、いくつかの取引業者に依頼して定期的に新刊書を図書館事務室に陳列し、図書館運営委員会委員またはその代理人と図書館員が選書を行うものである。見計いは業者ごとに図書の担当分野を定め、陳列図書の重複防止と担当分野の図書取り集めについて業者に責任を課している。なお、業務の効率化のため、指定業者以外は見計い図書の扱いをこの数年来停止している。

受入希望図書は学生を対象に行うもので、受講、レポート・卒論等の作成、教養に資する資料で当館に所蔵していないものがあった場合、個人的に図書館に希望を出し、当館が蔵書として購入するものである。通常の選書では予算を効率的に使いたいため対象図書の評価を慎重に行っているが、この受入希望図書で出された図書については利用者がはっきりしていること、折角の学習意欲の腰を折らぬようにするため等、なるべく購入希望に応ずるようにしている。

このような複数の選書システムを採ることによって、選書の偏りをなくし図書館資料が体系的に整備されるようにしている。

当館の図書費を同規模大学と比較したのが、表1である。

表1　同規模大学比較

	学生数（人）	図書費（千円）	学生一人当り図書費（円）
関東学院大学	12,719	166,412	13,084
上智大学	11,995	156,383	13,037
大東文化大学	13,425	186,378	13,883
明治学院大学	＊12,481	162,365	13,009
立教大学	14,988	215,812	14,399
立正大学	11,981	＊＊42,171	3,520
6大学平均	12,932	154,920	11,980
国士舘大学	13,145	56,262	4,280

「日本の図書館　2004/2005」（日本図書館協会　2005/2006）に拠る。
＊　平成16(2004)年度は未記載のため、平成17(2005)年度学生数。
＊＊　当年度は少ないが、過去5年間の平均は91,531千円だった。

少ない図書館資料費を遣り繰りしてきたこれまでの経過を示したのが、表2である。

表2　図書館資料費内訳年度別推移　（単位：千円）

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
設備図書	図書	57,311	57,633	63,016	55,749	61,325
	視聴覚資料	7,953	7,627	6,999	8,465	7,690
	雑誌製本	7,460	7,458	4,364	3,194	2,427
図書資料費	雑誌	44,177	44,454	48,126	50,223	49,379
	新聞	3,308	3,221	3,192	3,190	3,284
	追録・国会会議録	9,013	10,057	9,886	3,353	1,308
	消耗品図書	7,032	4,455	4,675	4,426	3,297
	電子ジャーナル・DB	4,236	6,219	8,657	12,423	18,043

平成17(2005)年度の当館の受入図書数は、表3のとおりである。なお、下表の冊数以外に学部研究室や研究所等に740冊を受け入れ、長期貸出図書として送付している。図書館への受入図書12,013冊のうち購入したものは7,850冊であり、他は調査研究費購入図書の返却本付け替え及び寄贈図書・弁償・会員配布等による受け入れである。

表3　年間受入図書数　（単位：冊）

所在館	和　書	洋　書	計
中央図書館	7,262	696	7,958
鶴川図書館	2,847	194	3,041
多摩図書館	911	103	1,014
合計	11,020	993	12,013

表1の同規模大学図書館と当館の平成16(2004)年度年間受入図書数を比較したのが表4である。各大学図書館の受入図書数を学生数で割ってみると、学生一人当り図書費が当館の場合は0.67冊である。同規模大学平均の2.24冊に対し3分の1以下でしかない。図書費が少なけれ

ば年間受入図書数も少なくなることは自明であるが、元々同規模大学に比べ学習環境がよいとは言えない状態であったが、資料格差が一層拡大してゆく恐れがある。

表4　平成16年(2004)度同規模大学受入図書数比較

	学生数(人)	受入図書数(冊)	学生一人当り受入図書数(冊)
関東学院大学	12,719	39,976	3.14
上智大学	11,995	25,306	2.11
大東文化大学	13,425	36,912	2.75
明治学院大学	＊12,481	26,350	2.11
立教大学	14,988	37,073	2.47
立正大学	11,981	＊＊9,914	0.83
6大学平均	12,319	29,255	2.24
国士舘大学	13,145	8,766	0.67

「日本の図書館　2004/005」(日本図書館協会　2005/2006) に拠る。
＊　平成16年度は未記載のため、17年度学生数。
＊＊　当年度は少ないが、過去5年間の平均は18,019冊だった。

平成17(2005)年度末現在の当館蔵書数は699,540冊である。このほか、学部や研究所等に図書を分置してある。当館蔵書は、世田谷・鶴川・多摩キャンパスの学生・教職員等の利用にそれぞれ供するため、下記表5のとおり各館にそれぞれ配置してある。

表5　図書館蔵書数

	図書(冊)	視聴覚資料(点)	計(冊)	雑誌(種)
中央図書館	531,389	10,242	541,631	7,381
鶴川図書館	112,875	4,692	117,567	929
多摩図書館	38,057	2,285	40,342	373
合計	682,321	17,219	699,540	8,683

これらの資料は、視聴覚資料・貴重図書及び特殊資料等を除き利用者が自由に閲覧できる開架式配架を採用しており、開架率は全体で98％である。表4の同規模大学図書館の開架率平均が37％であるから、当館は利用者にとってたいへん学習しやすい読書環境にあると言えよう。

冊子体 (印刷物) 資料は表4に示したとおりであるが、近年における情報の電子化傾向に合わせ、CD-ROM等のデジタル資料やネットワークを介した電子媒体情報の収集にも注力している。平成17(2005)年度末現在の閲覧可能な電子資料は、電子ジャーナルで1,116タイトル(含アーカイブ)、CD-ROM版が6種、オンライン版が19種 (含有料) である。その他、本学の建学の精神等に関わる図書についても収集に心がけている。

(2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況

中央図書館は、平成10(1998)年1月、世田谷キャンパス正面に竣工した地下1階地上6階建物の1階から5階まで6,950m² を使用、同年4月の開館以来、教職員・学生・大学院生、一般公開者等の教育研究、学習活動に供している。その後8年を経過する間に配架スペースが不足して

きたため、書架増設を逐次行い、合計33千冊相当の図書収容能力を強化した。

鶴川図書館は、平成4(1992)年11月に鶴川キャンパスの中央部に鶴川メイプルホールが竣工し、複合施設の2階・3階、1,606m² を利用に供してきたが、14(2002)年度の21世紀アジア学部の開設を機に、閲覧席の充実、収蔵能力の向上及び情報機器等の強化・改善を目的として、平成13(2001)年11月から平成14(2002)年9月に掛けて全面リニューアル工事を実施した。その結果、1階の一部から4階までが図書館施設になり3,783m² に拡張された。

多摩図書館は、平成4(1992)年2月に竣工し、その後平成12(2000)年2月に267m² を増築する拡張工事を行い、総面積584m² となった。これらにより、中央図書館・鶴川図書館・多摩図書館3館の合計面積は、11,317m² である。

中央図書館の資料の収納場所については、資料の配架状況をみながら4階・5階の集密書架を年々整備してきた。図書館資料は、主題分類した体系順に排架する必要上、新収図書を空きスペースに単純に入れる訳にはいかない。配架すべき位置に余裕がないときは、少量図書の配架のためであっても順次全体をずらして定位置に納まるようにせねばならず、無駄な労力が必要になる。このような非効率な業務を行わないで済むよう、中央図書館新築時から計画されていた集密書架設置予定地に仮設置してある固定書架を取り除き、集密書架にそろそろ一括変換すべきである。

非印刷媒体資料の保存については、5階のマイクロ資料室の資料が一杯になったため、4階の雑誌事務室を廃止して3階の事務室に吸収し、マイクロ資料を移設した。AV資料についても、4階のAV資料室の保管に工夫をし、納めた。

鶴川図書館は前記全面リニューアル工事により、図書の収納冊数が304千冊となり、今後15年間程度の増加図書に耐えられる書架スペースを確保した。

これによって、中央図書館・鶴川図書館・多摩図書館の総収蔵可能冊数は817千冊で、書架棚総延長は29,439mになった。ちなみに、これらの数値をそれぞれ「平成16年度大学図書館実態調査結果報告」（文部科学省研究振興局情報課　2005年刊）で比較（本学はこの資料ではBレベルにランクされている）すると、私立大学Bレベルの平均総収蔵可能冊数1,517千冊、書架棚総延長39,528mに対しそれぞれ53.9%、74.5%となり、両項目とも大幅に下回っている。特に多摩図書館は、平成12(2000)年度体育学部に武道学科、スポーツ医科学科を増設、平成13(2001)年度に開設した大学院スポーツ・システム研究科（修士課程）関係の新収図書により、受入図書が予想を超え短期間に増加した。現在の施設にはスペース上収蔵能力の拡張を図る余地がないため、蔵書を増やしたくともこれ以上は不可能である。さらに、平成15(2003)年度に大学院スポーツ・システム研究科（博士課程）を開設し、平成17(2005)年度には体育学科50名の定員増を行った。教員・学生に対するサービスを展開する上で問題が起こり、抜本的に施設の改善を図らねばならない。

視聴覚資料利用の機器は、各メディアに対応できるよう、様々の機器を各館に備えている。中央図書館は、AVコーナーに5人用ブース4台、2人用ブース12台、1人用ブース26台、AVホールに100インチの反射式投影型1台、グループスタディ室に1台の合計44台の機器を設置している。鶴川図書館は、AVコーナーに5人用ブース1台、2人用ブース1台、1人用ブース2台、グループスタディC室に1台、さらに同D室とE室には50インチのプラズマディスプレイを各室1台と、合計27台の機器を設置している。多摩図書館には、AVブースが1人用ブースを合計8台設

置している。3館の視聴覚機器総数は79台となり、各ブースはCD・LDプレーヤーやビデオデッキ、DVDプレーヤー等を組み合わせると共に、新規に受入れたメディアと視聴用ブースとが齟齬を来さぬよう、配慮してある。また、マイクロフィルムリーダーは、各館に1台ずつ備えている。

防災設備は、各館とも火災報知器に連動した消火栓、消火器(強化液、粉末)、避難器具(救助袋、避難バシゴ)、消防隊進入口、防火シャッター、防火扉、避難口等関係法令に適合した設備を備えており、法定の防火査察時には良好との講評を得ている。

防犯設備については、中央図書館の館内防犯監視カメラの設置が充分でなく死角の存在が危惧されたため、平成17(2005)年度に各階に増設するとともに図書館内にモニターを2台増設し、合計3台で常時監視できる体制に整備した。1階の24-7オープンコーナーに設置した10台のOPAC端末は、24時間365日の利用を意図し計画時から防犯面、運用面等において多少の心配もあったが、当初から防犯監視カメラを設置、夜間に警備員の巡回を行ってきたため、その後特段の問題もなく利用に供せており、利用者からは「図書館の開館時間に制約されず利用ができる」と好評である。鶴川図書館は、各階の非常口に設置した非常口防犯装置、女子トイレ緊急呼出装置、館内防犯監視カメラにより、館内の安全管理に配慮が行き届いている。多摩図書館は、ワンフロアのため、今のところ特別な防犯システムの必要は生じていない。

(3) 座席数・開館時間・図書館ネットワークの整備、地域開放の状況等

本学の図書館は、世田谷キャンパスの中央図書館、鶴川キャンパスの鶴川図書館、多摩キャンパスの多摩図書館の3館で構成され、各館の座席数は表6のとおりである。

表6　座席数と収容定員に対する割合

	座席数	収容定員	割合(%)	基準座席数
中央図書館	779	5,744	13.56	575
鶴川図書館	440	3,986	11.04	399
多摩図書館	170	1,719	9.89	172
合　計	1,389	11,449		1,146

座席数は、中央図書館・鶴川図書館・多摩図書館の3館を合計して1,389席であり、学生の収容定員に対する座席数の割合はトータルで10%を上回っている。これをキャンパス別に見ると、中央図書館・鶴川図書館とも所在キャンパスにおける収容定員の10%を超える数を確保しており、概ね適切な整備状況と言える。しかし、多摩図書館については、多摩キャンパスの収容定員の9.89%で、2席が不足であり、平成17(2005)年度に体育学科の収容定員の増加が認められたため、完成年度の平成20(2008)年には12席下回ってしまう。また、体育学部に設置されているスポーツ医科学科は救急救命士の資格取得ができることもあって学生の図書館利用率が高い。図書館ではこれらのことから読書環境の改善を痛感し改善を要望してきたが、今後ともさらに詳説して理解を得、図書館設備拡充の優先度アップを実現したいと考えている。

中央図書館には、1階から5階に779席の閲覧席があり、平机、衝立付机、キャレル、ウエーブカウンター、ソファなど多様な一般閲覧席と、身障者用閲覧席、軽読書室、インターネッ

トルーム、院生•教員閲覧室、グループスタディ室、研究個室、AVコーナー、情報検索端末席等多彩な閲覧席を備え、利用者の性情と学習形態に見合った閲覧環境を確保している。鶴川図書館は、平成14(2002)年に全面リニューアルし、閲覧席440席を1階から4階に設けた。閲覧席は、平机、衝立付机、キャレル、ウェーブ型、クラウン型、半円形タイプなど多様な一般閲覧席と、軽読書室、マルチメディアルーム、グループスタディ室、研究個室、AVコーナー、情報検索端末席など、利用者が学習目的に応じて選べるよう各種整備している。多摩図書館は、平型、キャレル、情報検索端末席、視聴覚席等170席を整備している。

開館時間及び年間開館日数は、表7に示すとおりである。

表7　開館時間及び年間開館日数

	月曜日～金曜日	土曜日	年間日数
中央図書館	8：40～21：20	8：40～19：20	269
鶴川図書館	8：40～18：50	8：40～16：50	269
多摩図書館	8：40～18：50	8：40～16：50	269

世田谷キャンパスには政経学部•法学部に昼夜開講制（フレックスコース）があり、9時から21時10分まで授業が開講されている。また、鶴川・多摩キャンパスは昼間主コースの学部が設置され9時から17時40分まで授業が行われており、中央•鶴川•多摩の各図書館とも授業の開始前の準備と授業終了後にも利用できるよう、開館時間が余裕をもって設定されている。

図書館の入館者数は、平成17(2005)年度は中央図書館が251千人、鶴川図書館が176千人、多摩図書館が100千人で、3館を総計すると527千人である。鶴川図書館の利用者は21世紀アジア学部が平成17(2005)年度に完成年度を迎え在籍学生が増えたこともあって前年度より5千人増え、3館では合計10千人の増加であった。

貸出状況は次表8のとおりであり、貸出冊数は3館で前年度より約4千冊減少した。最近の傾向として入館者数は増加し、逆に貸出冊数が減少している。入館者数の増加と貸出冊数の減少という相反する現象には、インターネットや情報機器から必要情報を入手するという利用者の図書館利用形態の変化が見てとれよう。なお、中央図書館1階の24-7オープンコーナーの利用者用端末は学生たちにたいへん人気があり、年間をとおし四六時中利用者の絶えることがないが、前記の入館者数にはカウントされていない。

表8　平成17(2005)年度貸出冊数　（単位：冊）

	学生	大学院生	教職員	＊	＊＊	公開利用者	計
中央図書館	19,480	3,099	3,155	25	5	806	26,570
鶴川図書館	13,657	31	958	26	0	152	14,824
多摩図書館	4,397	450	338	0	0	1	5,186
計	37,534	3,580	4,451	51	5	959	46,580

＊首都圏西部大学単位互換協定利用者
＊＊世田谷6大学コンソーシアム利用者

図書館ネットワークについては、本学のキャンパスネットワーク（KAEDE NET）の整備によって、館内のすべての端末からインターネット検索ができるようになっている。図書検

索機能を含め多くの電子ジャーナル等にアクセスが可能であるほか、国立情報学研究所のNACSIS Webcatをはじめ、有料・無料の外部データベースが利用できる。館内では多くのCD-ROM検索が可能である。この他、携帯電話からのアクセスにより、本学のOPAC検索やkiss-DB、kiss-DICの情報検索ができる。また、図書館の閲覧机には情報コンセントが数多く設置してあり、利用者は、持ち込んだ個人の携帯型パソコンを情報コンセントに接続することにより、OPAC検索をはじめインターネットを介して、情報を収集し、論文・レポートの執筆に役立てている。

利用者教育については、毎年度初めに新入生（院生を含む）オリエンテーションを実施している。中央図書館では、学部単位で3年生に対してガイダンスを実施している。その他、個別カリキュラムやゼミ単位で要請を受けて実施するものもある。鶴川図書館では、学部の要請で平成17(2005)年度から法学部法律学科1年生全員（12クラスに分け）に対しプレゼミに50～90分をかけ、館内でのガイダンスを始めた。参加者各人に端末を操作して貰いながら、前期は基本的な情報検索を中心に、後期は専門分野に関する情報検索・レポート・論文作成等について年2回講習を実施している。

本学図書館は各キャンパスに中央図書館・鶴川図書館・多摩図書館の3館が設置されているが、利用者から要求のあった場合は3館のどこに所蔵されている資料でも連絡便で取り寄せ、利用者に提供している。平成18(2006)年3月、図書館管理システムがバージョンアップされたことにより、資料の貸出延長・予約・受入希望図書・個人情報（本人の貸出記録）の照会がWeb上からできるようになった。これにより、これまで閲覧カウンターで必要とされた手続きが、Webからの申込みで本学3キャンパスどこの図書館でも資料を受取ることが可能となり、利便性が大きく向上した。この館間貸出しによって、平成17(2005)年度には中央図書館が785冊、鶴川図書館が382冊、多摩図書館が166冊をそれぞれ要求された他館へ図書を送付している。

レファレンス等の利用者援助については、3館とも専門スタッフを充ててサービスをしている。平成17(2005)年度のレファレンス受付数は約5.4千件であり、そのうち所在調査は2,861件、事項調査が1,575件、利用指導が820件、その他115件であった。また申込者別では、教職員が全体の7%、大学院生が16%、学生が76%、その他1%の割合であった。

国立情報学研究所（大学共同利用機関法人）の事業に参加して、文献複写の授受、図書の貸借を行ったり、紹介状の発行やレファレンスの回答協力を求めたりして、他大学図書館等との間に図書館間協力を積極的に行っている。また、図書館ホームページにウェブレファレンス画面を開設したので、Web上からレファレンスの申込みができるようになった。

他大学等との図書館協力の状況は、表9のとおりである。

表9　図書館協力年度別件数

	相互貸借（冊）		文献複写（件）		紹介状（件）	
	借　受	貸　出	依　頼	受　付	発　行	受　付
2002年度	32	46	1,255	736	203	40
2003年度	67	76	901	833	262	53
2004年度	26	40	917	465	151	38
2005年度	37	40	699	385	176	31

表9の文献複写依頼件数699件のうち、61％の424件は多摩図書館からであり、受付件数385件のうち92％の353件は中央図書館である。多摩図書館が依頼する文献複写の内容は医学に関する分野が多い。医学関係図書館はどこでも文献複写業務が非常に活発であり、当館も基本的にその流れに属してはいるが、多摩図書館の依頼が多い理由の一つには、平成12(2000)年に体育学部にスポーツ医科学科が増設され、設置後いくらも年数が経ないため関係資料が充分揃っていないことが挙げられる。

平成12(2000)年度に首都圏西部大学単位互換協定を締結し、当館も協定大学の学生に対し、本学学生と同じ内容のサービスを行っている。また、平成13(2001)年12月、世田谷6大学(駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、武蔵工業大学、国士舘大学）コンソーシアムの締結により、教員に対する相互利用（入館、閲覧のみ）が開始され、平成16(2004)年4月から大学院生も利用可能になった。平成17(2005)年度は、本学から協定他大学図書館を利用（閲覧）した人が24（教員8、院生16）名、協定他大学から当館を利用（閲覧）された人は25（教員8、院生17）名であった。平成18(2006)年4月からは専任教職員及び大学院生に対し貸出、閲覧の利用ができるようになったので、今後利用が増えていくと思われる。OPAC相互横断検索システムからのアクセスは、年間9,500件である。

図書館の地域への一般公開は、「図書館公開利用に関する基準」(平成11年6月制定)を作り、公の福祉に貢献する目的をもって、所蔵する学術研究資源である図書館資料を公開している。平成11(1999)年度から中央図書館・鶴川図書館で一般公開利用を開始し、平成17(2005)年7月からは多摩図書館も加わり、3館すべてで行っている。公開利用者の利用条件は登録制(年度毎の更新）で、在学生と概ね同等均質であり、平成15(2003)年度の3館の登録者は302名で入館者は4,465名であったが、平成17年度の登録者は377名、年間入館者は7,591名と大幅に増えた。同様に貸出図書数も増加している。当初、在学生の資料要求と一般公開者の利用が重なり学修に影響を及ばさないか懸念されたが、特に障害もなく、今日まで順調に推移し利用も増えている。

公共文化財である図書館資料を学術研究用に公開し、併せて地域の生涯学習活動を支援するため、今後も引き続き一般公開のサービスを維持発展させてゆきたい。来年は所謂「2007年問題」の年であるが、高齢者人口の増加により、大学図書館は地域社会の文化センター、学習拠点としてますます期待が高まって来よう。

（4）学術情報の処理・提供システムの整備状況

当館は平成10(1998)年4月、中央図書館の開館に合わせ、図書館管理システムLIMEDIO(リ

コー株式会社）によってOPACをWeb公開した。その後、ネットワーク等情報化基盤を逐次強化し、学術情報サービスの充実に鋭意努めてきた。例えば、平成12(2000)年7月には自律的学習のあらゆる知的活動が図書館で完遂できることを目指した図書館整備計画を「統合学習環境」として纏め、その実施以降は教育や学習プロセスにおける効率化に寄与した。これを基軸に、各種データベースや電子ジャーナル等の学術情報資源の充実、代表的なビジネスソフト類をインストールした端末の増設、動画教材等マルチメディアコンテンツ制作のためのメディア編集室の設置、開館時間延長と併せ24時間365日利用可能な端末コーナー(24-7オープンコーナー）の設置、ライブ配信が可能なAVホール整備とこれら機器・施設の利用教育、学習支援サービスの充実について継続的な工夫がなされてきた。情報機器の整備は、3館(中央図書館•鶴川図書館•多摩図書館) で、UNIX及びWindowsサーバが合計16台、全100Mbps帯域の高速ネットワークで結ばれた利用者用端末数は全168台である。

これまで、インターネット検索や情報リテラシー関連の学習・訓練などは主に情報科学センターで、履修内容の検討や学習計画、予習・復習、キャリア・プラン等に関することはそれぞれ学部事務室・教務課・就職課等で、図書館資料の閲覧や学術情報検索は図書館で、論文等の知的生産はコンピュータ実習室や自習室・ゼミ室・研究室でなどと、学生は作業や学習の内容によって分散した各施設にそのつど移動する必要があった。これは、利用者にとって不親切であり、それぞれの提供資料の比較・評価、体系的な学習・研究をする点で極めて非効率であった。利用者の要求は、学外情報源へ容易にアクセスが可能になったことから逆に、大学の知的資産である学部紀要等の学内情報アクセスについても厳しさを増している。特にデジタル学習補助教材等のコンテンツが教室等に流通しはじめた昨今、その閲覧や視聴、制作・編集する時に図書館が対応できていなければ学生は納得しない。また各種商用データベースや記事検索システムを、それぞれが提供する固有のサービス形態のまま提供することは、便利さの反面操作の多様化による情報スキルの高度化を伴うため、学生や公開利用者のほとんどがその情報資源を有効活用できないという新たな問題が起こり、学術情報ポータル等の対応も迫られた。

そこで、平成14(2002)年には各種商用データベースや電子ジャーナルによる学外学術情報資源の充実に努める一方で、学内情報へのアクセサビリティーの向上を狙った統合知識情報サービスシステム‘kiss’（Knowledge Integrated Service Systems）を独自開発し、翌年からサービスを開始した。これが、実質的な本学の機関リポジトリである。

‘kiss’は、図書館FAQ等を扱う「kiss-WIN」、学部紀要等の論文搭載や、各種アプリケーションソフトによる豊かな表現力をそのまま活かせるよう、教材等コンテンツを構成する多種ファイル群の一括登録（セット登録）を唯一可能にした「kiss-DB」、用語解説記事や教材部品・素材等を扱う「kiss-DIC」、AVコンテンツなどのマルチメディア・アーカイビングである「kiss-MA」の4つのモジュールからなっている。分類上は、作成時の原情報の蓄積と共に検索対象メタデータを生成するタイプの全文検索型データベースであり、学術情報ポータルを兼ねた当館Webサイトからオープンに利用できる。著作者等の希望によって、コンテンツ公開の方法は「オープン」または「キャンパス内」の何れかが選択可能で、モバイル（携帯電話)によるユビキタスへの対応では、OPACだけでなく、紀要等論文記事検索や知識情報全文検索、更に全文閲覧も実用化できている。

‘kiss’搭載のデジタル情報は、平成18(2006)年6月末現在で、「工学部紀要」35年間全号、「文学部人文学会紀要」35年間全号、「情報科学センター紀要」1～26号、「体育学部紀要」1～21号、「体育・スポーツ科学研究」1～3号、「政経論叢」(政経学部) 1～128号、「大学院政経論集」1～7号全号、「国士舘法学」1～35号全号、イラク古代文化研究所報「ラーフィダーン」直近4年間4巻等のほか、学内各種講演録やシンポジウム撮影映像などが搭載され、現在も遡及登録作業を継続している。その概数は、約6千論文等ドキュメント (4万頁)、約100時間相当の教材等動画コンテンツのほか、Q&Aや解説記事等ドキュメント約300件となっている。これら情報発信によって、前年度約30万アクセス(うち、モバイルOPACは約1.2万、モバイル‘kiss’は約1千アクセス)という利用状況であり、今年度の同じ月と比較すると、いずれも倍増している。学生利用者からはフリーワードによる初めての自学情報検索の感動体験や、学外からはILLを経由せずに全文閲覧・印刷等が可能になった利便への感謝が寄せられ好評を博している。

所蔵する図書館資料の書誌データ登録数は、和書約50万件（うち、中国書約2千件)、洋書約18.3万件、視聴覚資料約2万件、和洋雑誌約8.5千種となっており、これらは国立情報学研究所（大学共同利用機関法人）へも登録済みである。

一方、学外学術情報源の方は日外アソシエーツ(Book Plus、Magazine Plus)、TKC法律情報データベース（LEX/DB)、日経テレコン21、OCLCのFirst Search、BLのinside Web、有価証券等約4.2千社収録のeol DB tower Service、Dialog DBサービスなどのほか、電子ジャーナル等が全キャンパスに提供されている。

書誌情報の整備については、新規登録分は滞りなく処理できる体制にあるが、全体の約1.5%に相当する中国書等約1万件強の遡及が未整備である。これを100%に近づける必要から毎年予算申請したが確保できていないので、引き続き予算折衝をしてゆく。

紀要等論文の記事情報整備等は、その整備コストに耐えがたいほどの重荷があるため国立情報学研究所への登録は当面見送らざるを得ないが、全文検索・全文閲覧は‘kiss’によって学内的には実現できているので、これの充実を鋭意継続する。

学内出版物の電子化については、全学部・研究所とも、設置時以降すべての遡及登録を1年以内に完遂する予定である。学内のあらゆる知的資産をデジタル化し、全文検索ができるようにすることが目標であるから、新刊書については印刷物の納品と同時にPDF形式ファイルなどでのデジタル化納品を義務化し登録負担を軽減するなど、その対策も検討する。

教材や他のデジタルコンテンツについても、学部等の教育体系との連動に配慮しつつ、教員からの希望に応じ遅滞なく登録ができるよう、利用度に伴った体制強化を図る。特に教育改革やFDが叫ばれる中で機を一にしてこれを促進させるためには、教材やその素材搭載等の充実によって、より多彩な学習機会の創造に貢献できる図書館の存在が不可欠と考える。このため、図書館によるこれまでのような代理登録だけではなく、学内合意形成や投稿に対するインセンティブに配慮しつつ、より積極的なコンテンツ制作の協働や素材収集、さらに情報機器充実と教育支援要員の確保に努める必要がある。

これらは、公開情報のアクセサビリティーと密接な関係にあるので図書館サービスのファインダビリティ、〝見える化〟対策が最も重要なキーになる。これには地域社会や他機関との連携も効果的と考えられる。既に、世田谷区教育委員会が主催する「せたがやeカレッジ」

（Web公開の生涯学習サイト）には、‘kiss’掲載コンテンツの転載実績がある。今後とも郷土史料のデジタル化やコンテンツ制作などで区立図書館などと協働を継続したい。こうした努力によって、搭載資料の多様化を図ることも向社会性の観点で意義あると考える。また、国立情報学研究所のハーベスティング（OHI-PMHによるメタデータ流通）やGoogle Schallerなどへの参画やサーチエンジンのローミングへの対応によってより可視性を高め、将来は大学あるいは地域電子出版のプラットフォームを指向する。平成19（2007）年度の‘kiss’バージョンアップ計画は、その主導となる。主な新規追加機能は、メタデータ標準のダブリンコアなどマルチフォーマットへの対応、多くの学術コミュニティから検索の対象選択が可能な機関リポジトリの相互協力ネットワーク機能、システムのオープンソース化とPCから大規模サーバまでをカバーする、システム・スケーラビリティーの改善などである。

当館の実績の中では、紀要等の全文公開による利用者や他大学等における教育研究に係る寄与を見逃すことはできない。こうした社会貢献をより実質化するため、コンソーシアムの機能強化や相互アクセスが可能な機関リポジトリ創設を国内外の他大学・機関へ働きかけたい。海外協定大学等との国際図書館協力の在り方、機関リポジトリの海外コミュニティとの連携などについては、具体的なガイドラインが策定できるよう取り組みたい。

9. 社会貢献

9.1 政経学部

政経学部では、現代社会の変化や時代の要請に応え、社会に対して積極的に貢献を行える学生を育成するために、さまざまな取り組みを行ってきた。交換留学による国際交流の積極的な推進、インターンシップ制の活用、セメスター制の導入などである。また、昼夜開講制を実施することで社会人にも広く門戸を開いてきた。さらに、平成20年を目途としてフレックスA・Bの合体、それに伴うコース制の整備、学部改革を行っている。なかでも1年生から始める「フレッシュマン・ゼミナール」においては、資料検索やプレゼンテーションの技術といったアカデミック・スキルの獲得のみでなく、社会の一員としてのあり方、あるいは自らの将来設計への意識を高め、より社会に貢献できる学生の育成に努めようとしている。こうしたなかで積極的に社会に貢献しようとする学生も出てきた。あるゼミの学生たちは、インドネシア・ジャワ島中部地震の被災者救援のために募金活動を行った。また、政経学部主催で学園祭期間中に行う留学生スピーチコンテストは､学内での国際理解の促進のみでなく、地域社会においても貢献しうるものだと思われる。

教員の多くもまた積極的に社会貢献を行っている。国士舘大学が行う社会貢献活動においては､政経学部の複数の教員が､生涯学習センターが行う公開講座に講師として参加したり、理工学研究所主催の公開シンポジウムにおいてパネラーとして参加したりした。教員諸個人においてもさまざまな社会貢献を行ってきた。ある教員は、S県環境アドバイザーやF市の環境審議会会長職をつとめた。財団法人などにおいて講演などの活動をした教員もある。別の教員は特定非営利活動法人において知的財産権に関する講演を行った。K市の地方分権戦略等に関する団体において中心的な活動を行った教員もある。これらは、政経学部教員の社会貢献活動の一部の事例である。これ以外にも多くの教員が多様な活動を行っているものと思われる。

政経学部においては、社会貢献ができる学生を育成し、また教員一人一人が何らかの形で社会に貢献すべきであるという認識はかなりの程度共有され、かつ実践されてきたと思われる。学生の教育はその点に大きな比重がおかれてきたし、また現在進行中の学部改革、特にフレッシュマン・ゼミナールを中心とする演習科目の充実は、その方向に向けての大きな動きであると思われる。また、教員諸個人においてもさまざまな活動がなされてきたことはすでにみたとおりである。しかし、学部全体としての社会貢献という点をとくに取り上げ、それに取り組むという姿勢は必ずしも明確になってはいない｡教員の社会貢献活動に関しては、個人の自主性に依存しているのが現状であろうと思われる。

現在行われている学部改革、特にゼミナール改革において、社会貢献をさらに大きく強調する必要がある。特に、大学一年生は、学生生活だけでなく、その後の社会人としての生活に対しても大きな影響を与える時期であり、社会貢献の意味、重要性について学生に十分に理解させることが必要となると思われる。また、教員の社会貢献に関しても、地域社会をも視野に入れたシンポジウムや講演会などよってより活発な取り組みがなされるべきであると思われる。

9.2 体育学部

地域社会との連携と研究成果の普及として、平成2(1990)年から毎年多摩市と協賛で、スポーツ・健康増進等についてのシンポジウムを開催してきた。その延長として、平成14(2002)年から多摩市と連携し、ウエルネスセンター構想を進め、高齢者の健康増進のためのプログラムの研究・開発・普及に着手してきた。さらに平成15(2003)年からは、多摩市医師会、民間病院、企業等とも連携し、地域社会の抱える問題を総合的に調査研究する機関、特に生涯スポーツの振興と地域の健康寿命の延伸に寄与する事業拠点の設置に着手し、「多摩市における産官学連携による健康な地域づくりに向けての取り組み」をスタートさせている。またこの一環として独立行政法人都市再生機構多摩事業部と連携し、多摩市において開催される大規模イベントへの医療救護スタッフとしての参加、地域住民の健康づくり、ウエルネス事業への積極的参加を行っている。平成16(2004)年度からは災害対策の一環として地域住民への心肺蘇生法の普及に努め、地域病院や学校との連携を図り、安全な町づくりに貢献している。

地域や社会に対し「開かれた大学」として、様々な種目のスポーツ教室や公開講座の開設、本学部の教員による心肺蘇生法講習会の実施、健康づくり教室、学術シンポジウムやスポーツ交流会等の開催など、ウエルネス・生涯スポーツ・健康増進等に関する本学部の教育研究成果を広く地域社会に還元している。今後、スポーツ施設の一般開放及び地域の人々へのスポーツ指導という取り組みについては、より一層の努力が必要である。

地域への貢献として、スポーツ・健康増進等に関するシンポジウムの開催や、ウエルネスセンター構想は、平成17(2005)年に多摩NPO法人の設立、また大学の附属研究機関である「国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター」の設立に結びついた。これは本学及び本学部の教育理念・目的・教育目標に合致するものであり、多くの結果を残し、十分目的が達成出来ていると考えられる。このセンターでは、健康づくり・生涯スポーツ・健康医療の3分野に分かれて研究会やセミナーを開いており、平成18(2006)年上半期でも多摩市を中心とした地域と連携し、計70回の開催実績を重ねてきた。

多摩市と連携し、高齢者の健康増進のためのプログラムの研究・開発・普及に着手しており、平成15(2003)年からは多摩市医師会、各民間病院、企業等とも連携して、地域社会の抱える問題を総合的に調査研究するウエルネス・リサーチセンター、つまり生涯スポーツの振興と地域の健康に寄与する事業拠点を設置し、「多摩市における産官学連携による健康な地域づくりに向けての取り組み」を推進している。また工学研究科と本学部のスポーツ医科学科教員との協力関係により、高齢者スポーツや健康維持増進活動の研究（ハイテク・リサーチ・センター）にも着手し、特色ある異分野間の総合研究の典型として注目されるとともに、文部科学省の研究助成を受けている。このハイテク・リサーチ・センターは法的支援を必要とする高齢者のために、法学部附属最先端技術関連法研究所とも連携している。また本学政経学部に対しては、高齢者の経済的側面からの支援という観点から、今後連携の必要性がある。このように全学的協力に基づく構想を実現し、総合的な健康寿命の研究成果をあげることが望まれている。

地域社会に対し「開かれた大学」として地域学校、公共施設と連携し、多くのセミナー・講習会、各種スポーツ教室や指導者養成講座の開設と質の向上をさらに積極的に図っていく。

また地域住民を対象とする学長杯など各種スポーツ大会の開催、本学教員による救急時の応急処置等の講習会開催等により、地域への積極的な貢献をより推進する必要がある。

9.3 工学部

各教員は原則として3年ごとに、研究論文、研究発表、著書･訳書、その他の発表などの業績を国士舘自己点検評価委員会に報告することが義務付けられている。さらに、本学部と工学研究科の教員組織は大部分が同じであり、研究活動の一部は、年度末には工学研究科で「教育･研究活動紀要」として出版公開されている。工学部附属の理工学研究所では年に1回学生、地元住民に最新の工学技術等に関する啓蒙活動の一環として公開講演会を行っている。また世田谷区役所主催の世田谷未来博にも本学部からも啓蒙活動の一環としていくつかのブースを出し積極的に参加していている。平成17(2005)年11月には、工学部附属の理工学研究所と山形県鮭川村とのバイオマスタウン構想に関する学術交流協定が締結された。世田谷区主催の老人大学にも毎年多くの講師を派遣している。多摩TLOを通して数件の特許が申請された。

本学部が持っている教育・研究に関する資源を地域住民、一般社会に積極的に提供することは開かれた大学の大きな使命である。日本が現在直面している少子高齢化という深刻な社会問題の縮図になっている山形県鮭川村と結んでいる学術交流協定は、過疎化が進んでいる鮭川村の発展に本学部の都市システム工学科の研究が大いに貢献している。これは、開かれた大学の典型例として特筆できる。また世田谷区と地域内にある数大学が「世田谷の川再生プロジェクト」を計画しているが、そのメンバーとして工学部教員が参加している。毎年「野川親子見学会」を東京都、世田谷区と共催で行い、地元小学生に自然の大切さや保護の仕方を教授できたことは、これからの未来を担う小学生にとって非常に有意義な教育貢献だと思われる。さらにこのような社会貢献が増加するように努力する必要がある。

工学研究科と体育学部スポーツ医科学科が協同で申請した文部科学省ハイテクリサーチセンター整備事業に平成15(2003)年度（平成19年度までの5年間）採択された。テーマは「高齢者健康増進支援システムに関する研究」で、現在地元世田谷の高齢者を中心に研究を進めているが、さらに世田谷区とも協力しながら研究を進め地元の高齢者の健康問題に貢献するように努力する。また体育学部が主となって設置したウェルネスリサーチセンターにも本学部の教員が研究員として参加している。これは主として多摩地区の生涯スポーツの振興と地域の健康寿命の延伸に寄与する事業展開を行っているが、この事業にも積極的に取り組みその成果を世田谷地区にも反映させる必要がある。

世田谷地区の企業等との産学官連携も始まりつつあるが、現在のところ組織的に行われていない状況である。真の意味での一般社会に開かれた大学を目指すためには、大学発のベンチャー企業の立ち上げや、大学の知的財産を企業化する必要にせまられている。そのためには、大学がどのような知的財産を所有しているのかを企業等に公開して認知してもらう必要がある。現在、研究業績等は工学研究科が発行している教育・研究活動紀要、工学部が発行している工学部紀要、理工学研究所が発行している理工学研究所報告があり大学、研究所、

企業等に送付しているが大きな宣伝効果は得られていないようである。大学のホームページやインターネットを利用した別のチャンネルで広報宣伝する必要がある。

9.4 法学部

法学部は、開かれた大学（学部）を標榜し、教育・研究活動を通じて広く地域社会に貢献することを、学部創設以来積極的に進めてきた。法律学科創設以来、学生と教員とで組織する国士舘法学会主催による法律討論会と模擬裁判とを毎年交互に行っている。現代ビジネス法学科の新設以降は、両学科の学生に呼びかけ、学生主体の実行委員会が組織され、教員指導の下で時流に即した法律問題を採り上げ、法理論の実践の場あるいは体験学習の場と位置付け、同時に広く一般にも開放して市民の参加を得て、大学と地域の交流の場として活用している（なお、下記⑴⑵については法学会誌『Student Law Journal』vol.1(1999)～vol.7(2005)に掲載、公表されている)。

また法学部所属教員は、例年の学園祭（楓門祭）の折に、学部の特性を生かして、地域住民向けの無料法律相談を実施するとともに、平成16(2004)年度・17(2005)年度には卒業者の資格取得者の助力を得て、本学生、他大学生、社会人に向けて資格取得相談を試み、更には国士舘大学生涯学習センター(アカデミア国士舘)で実施される一般市民向け公開講座のテーマ別に講師派遣を行い、社会的に寄与している。平成10(1998)年度以降の実施状況は、次の通りである（なお、1、2については、世田谷区民会館大ホール（平成16年度以降は、世田谷キャンパス、多目的ホール)で、3については、比較法制研究所もしくは10315、10316教室で実施されたものである)。

(1) 法律討論会

○ 平成10年11月17日（第22回） 夫婦別姓選択制導入についての可否
○ 平成12年11月28日（第23回） 外国人の人権 ── 参政権を中心にして ──
○ 平成14年11月26日（第24回） 個人情報保護法案 ── 住基ネットに関連して ──
○ 平成16年11月30日（第25回） 仲裁 ── 国際ビジネス紛争 ──

(2) 模擬裁判

○ 平成11年11月17日（第20回） 急迫不正の侵害 ── 携帯電話が引き起こした障害致死事件 ──
○ 平成13年11月27日（第21回） 製造物責任 ── 身近な偶然から起こった悲劇 ── (国士舘大学多目的ホール)
○ 平成15年11月25日（第22回） 刑事裁判と犯罪被害者
○ 平成17年11月29日（第23回） アルコール・ハラスメントと民事賠償責任

(3) 無料法律相談（毎年11月3日実施）

○ 平成10年　高橋敏教授（民事・親族・相続法)、舛井一仁教授（商事法）

○　平成11年　上原由起夫教授（民事法）
○　平成12年　高野幸大教授（税法）、森田悦史助教授（民事法）
○　平成13年　大矢息生教授（会社法）、菊池定信教授（民事法）
○　平成14年　高橋敏教授（民事・親族・相続法）、五島京子助教授（親族・相続法）
○　平成15年　渡辺則芳教授（少年法）、石田宣孝教授（会社法）、小松良正教授（民訴法）
○　平成16年　小橋昇助教授（行政法）、卒業生資格取得者（司法書士・社労士・税理士）10名
○　平成17年　小橋昇助教授（行政法）、卒業生資格取得者（司法書士・社労士・税理士）同
○　平成18年　菊池定信教授（民事法）、渡辺中教授（憲法）

（4）生涯学習センター公開講座への講師派遣（生涯学習センター）

○　平成12年11月18日　インターネットの法律問題について　牧野和夫助教授
○　平成14年9月28日～10月26日（毎土曜日、連続5回）　相続と遺言講座　安彦和子弁護士（法学部非常勤講師）
○　平成15年11月1日　障害者と憲法　片山等教授
○　平成16年（春期）　刑事裁判を考える　杉原弘泰教授、辰野文助教授、中山善房(客員教授)
○　平成16年（秋期）　崩れた学校の安全神話　高野敏春教授、永井憲一（客員教授）
○　平成17年（春期）　女性と法　山崎文夫（非常勤講師）
○　平成17年（秋期）　発明とブランド　飯田昭夫教授
○　平成18年（春期）　悪質商法対消費者力　山口康夫教授、安彦和子弁護士（非常勤講師)、夷石多賀子（(財）日本消費者協会所属員）

創設以来、開かれた学部を標榜し、上記(１)、(２)については着実に回を重ね、学生にとっては実践・体験の場を提供し、地域社会に対しても、学部の特性を生かし貢献に努める姿勢は評価に価する。ただ、学生主体の実行委員会方式での運用には、当然ながら全員が参加するわけではないので、これに参加しない学生の理解度が問われることになる。(１)、(２)の行事実施の意義や、採り上げられる法律問題についての知識、参加した上での理解の深化等々、その後の各自の勉学における活用の点からも、具体的にどのように生かされているのかのデータが依然として不足している。

上記(１)、(２)は、学生が一体となって法学部生としての自覚を持つことのできる絶好の機会ではあるが、実行委員会に参加していない一般学生に対する今まで以上の周知徹底が望まれるところであり、参加の意欲のある近隣住民への広報、参加呼びかけにも、相応の時間的余裕を持って計画的に行うことが求められる。同様に、無料法律相談についても、実施された相談の事後的なデータ、報告書の作成が必要であろうし、あるいは事前に住民の相談希望法分野の調査も必要である。また、将来的には、公開講座についても、他大学が実施しているように、世田谷区以外の他地域や他公共団体と提携しての実施も、依然として検討課題として残されている。

9.5 文学部

① 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

初等教育専攻では､将来小学校ないしは幼稚園の教員になることを目指す学生が多いため、大学周辺の学校等の要請を受け、いくつかの学校行事に学生が毎年参加している。例えば、世田谷区立小学校の合同運動会への支援、川崎市の自然教室行事への支援、周辺の小学校での障害児教育への支援活動、養護学校等の養護施設での学生によるボランティア活動などである。

地理・環境専攻では、国士舘大学との協定校であるフィリピン・デラサール大学の地理学分野の教員及び学生との相互研究交流の試みを行っている。

中国語・中国文学専攻は、毎年中国や台湾との協定校と、相互の交換留学生派遣と受け入れを行い、教員及び学生が作詩を通して文化交流を行っている。

日本文学・文化専攻では、海外からの交換留学生を毎年受け入れ、日本語や日本文学の学習の場を提供し、かつ外国人留学生との人的・文化的交流を支援している。

さらに、文学部在籍の外国人留学生は、さまざまなキャンパス近隣の学校から、国際理解教育の支援を求められ、その都度、学校の教員や児童・生徒との交流を行っている。

このように専攻の特色に応じて、国内外の社会との文化交流が行われているが、行事へ参加する学生は、授業を欠席せざるを得ないケースが多く、社会的交流に一定の限界があることも事実である。

また、全学的な「生涯学習センター」を中心に、各種の講座に文学部の教員が参加している。ただし、文学部は「生涯学習センター運営委員」及び「国際交流委員会委員」を委員会に送っているものの、その他に文学部独自の文化交流のための教育システムを持っているわけではない。

文学部としては、各専攻で行われている各種の文化交流を確認すると共に、これまで以上にこれらへの支援体制を強化することが必要である。そして、文化交流に貢献している教職員や学生との懇談会などを企画し、彼らの経験を多くの大学構成員に周知させるとともに、近隣社会に存在するユニークかつ豊かな識見と経験を有する人物を積極的に大学に招聘し、講演会や講習会等を企画し、大学と地域社会の相互交流的な場を作る必要がある。

② 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

大学全体の「生涯学習センター」等での記述に譲る。

③ 教育研究上の成果の市民への還元状況

地理・環境専攻では、毎年夏季に全国の中学校及び高等学校の教員20名程度を対象にするワークショップを開催しており、好評を博している。

各教員は、地域の講演会、シンポジウム等に招かれ、専門分野での市民への還元を行っており、その実績は毎年、文学部の紀要に報告されている。また、「生涯学習センター」の公開講座等の企画にも積極的に参加している。しかし、文学部全体として、シンポジウムや公開講座を企画するにまでは至っていない。

将来、文学部主体の公開シンポジウム等の企画を検討する必要があろう。上記の共同研究会への市民の出席を継続的に行うのも一つの方途であろう。

〈倫理学専攻〉

倫理学専攻に特に固有の社会的貢献を現時点で挙げることはできない。だが6.1.5でも述べたとおり、倫理学専攻が教育理念としていることは専門の研究者養成ではなく、哲学・思想的教養を基盤とする問題発見能力とその自覚的解決能力を、実社会一般に生きる成熟した人間が人として有しているべき根本的な能力として育成することである。社会人一般にとって必要な哲学・倫理学教育とは、高等学校における「倫理」教育のいわば完成態にあたる。この観点から、高校課程の「倫理」と大学における哲学・倫理学教育との連携の在り方を模索し、高校課程を出発点として大学学部卒業において完成へと至る、哲学・倫理学教育の在り方を新たに定式化し、それを実践するとともに、特に高校の教員に対して、公開講座、ホームページ、入試説明会等に於いてそのビジョンを提示し、実現する運動を目指すことが考えられる。この活動と相俟って、大学教育そのものの新たなビジョンとともに大学における哲学・倫理学教育に関する明確な指針を改めて創成し、それを提言することによって、大学の在り方を巡る社会的問題に対してその解決へ向けて大きな貢献をなしうる可能性がある。これらは、今後の課題としたい。

9.6　21世紀アジア学部

21世紀アジア学部は、アウトオブキャンパス、ネットワーク型の教育を目指している。ボランティア実習科目、インターンシップ科目などの正規科目では、森林保護の現場や、ホテルなどのビジネスの現場で実社会とのかかわりをもつ授業が行われ、実際にスタッフとしてそれぞれの活動に参加・貢献をしている。

また、留学生が、自治体主催のイベントへの参加のほか、近隣の小学校や高校等に招かれ授業に参加することも定例的に行われている。

教員による、研究成果の市民への還元については、学部開設以来欠かすことなく、複数の教員による公開講座（生涯学習センター主催）への参加を行っているほか、複数の教員が地域行政機関などの委員も務めている。

点検・評価のポイントは次の二点である。

①学生、教員ともに、こうした取り組みへの参加する者の割合。

②個々の取り組みの地域や社会との関わりの深さ、周囲からの評価。

学生の参加率は、おおよそ2割以下である。参加者が少ない点は考慮しなければならないとしても、実習先での学生の評価はおおむね高い。専任教員については、3割程度が参加を行っている。公開講座への参加はつづけられているが、従来行われていたアジア・日本研究センターの公開研究会が休止されており、地域への研究成果の還元という面では課題が残る。

これらの取り組みは評価されてよいが、アウトオブキャンパス、ネットワーク型の教育を目指して設立された学部であることを思えば、いまだ不十分であることは否めない。その背景には、財政的な問題が大きく横たわる。その改善が必要不可欠である。

9.7 日本政教研究所

日本政教研究所では、社会貢献のために公開講座・シンポジウムを地域に公開している。また紀要による研究成果の公表も行っている。

公開講座、シンポジウムともに時局に則した啓発的なテーマを選んでおり、地域に貢献するところ大であると自負している。問題点としては、地域に開催情報を徹底できない点があり、今後工夫を要するところである。従来は学校施設への掲示、インターネットの大学ホームページへの記載、新聞折り込みチラシの配布等で広報を行ってきたが、例えばテーマに関心を持つ活動団体や個人への直接働きかけなど、更なる方法も検討したい。また紀要掲載の論文等の電子出版、インターネットのホームページ上での閲覧などの、アクセス簡便性を工夫を考えている。

研究所の研究成果・情報を紀要やシンポジウム及びその他の方法で社会に還元すること、また社会の実績を研究に取り入れることは、研究所の重要な研究活動の一環である。現在において、その達成度はシンポジウムや公開講座の開催によりある程度達成されているものと思う。今後、紀要による発表、シンポジウム開催以外の方途（例えば研究所書籍の文献サービス等）につき、社会との文化交流の方法を更に検討する。

平成17(2005)年11月開催のシンポジウム「皇位継承をめぐって」は、時宜を得たテーマであったことにより成果を挙げ、予想以上の地域住民の参加が得られた。テーマの話題性と相俟って、新聞折り込み広告による地域住民への広報活動は、多大な成果を挙げたものと認められる。シンポジウムにおいても活発な質問が寄せられ、その関心度の高さを示した。

継続的な公開講座の開催は大学の生涯学習センターによって行われており、公開講座を行うためには、生涯学習センターの業務との整合性の調整、人的余裕、予算措置など、検討課題は多くあるが、実施の方向で努力する。

研究機関として恒常的に研究会を公開することは望ましいが、現状においては困難なところがある。

・教育研究上の成果の市民への還元状況

本研究所発行の紀要及びシンポジウム等の開催により行っている。紀要は定期的に発行され、またシンポジウムの開催には地域住民の参加を得て、本研究所の研究成果は市民にある程度還元されていると思われる。ただ紀要の入手方法、所蔵図書の利用方法等は周知徹底されているとは言い難く、市民のアクセスを簡単なものとはしていない。

研究所の研究成果は定期的に出版物、発表会等を通じて市民に還元されるべきものであるが、現況においては十分達成されたものとは思われない。

研究成果をインターネットのホームページに掲載するなどなるべく多く市民に還元する方

途を講じたいと考えているが、それには予算措置や版権の問題、ネット上の安全の問題など、工夫を要する問題が多い。

9.8 イラク古代文化研究所

研究所の具体的な活動の中に「研究会及び講習会等の開催並びに調査研究成果の発表」の一項目が規程に挙げられているため、研究所開設以来、積極的に市民への還元を行ってきたという経緯がある。

個人ベースでの講演会活動、展示協力、研修会などが基本にはなっているが、研究所として共催、主催という形でも、関係学会及び関係団体の様々な講演会などには積極的に参加している。特に日本西アジア考古学会、古代オリエント博物館などと協力して例年「西アジア発掘調査報告会」を開催している。平成19(2007)年度の3月には「第14回西アジア発掘調査報告会：今よみがえる古代オリエント」が開催される予定である。この催し物は一般及び大学生を対象としたものであり、例年文部科学省の科学研究費補助金が採択されている。毎年500名近くの一般市民の参加があり、熱心なファンも徐々に増えている。この催しは、日本西アジア考古学会が本研究所の教員の呼びかけで設立されるきっかけにもなった企画であり、西アジア考古学会事務局が設立当初から平成16(2004)年度まで研究所内に置かれていたという事も関係し、過去には鶴川のメイプルホールで4回、世田谷の多目的ホールで2回開催されている。しかしここ近年は一般市民が足を運びやすい所として、池袋のサンシャイン文化センターで行われている。

学会の総会、大会の受け入れも積極的に行い、その講演会などは一般市民にも公開している。平成12(2000)年6月には日本西アジア考古学会の総会、大会を鶴川キャンパスで開催、また、平成18年6月には文化財保存修復学会の大会を世田谷キャンパスで開催している。これらには関係者以外の一般市民も多数参加している。

文部科学省が全面的にバックアップしている『大学と科学』公開シンポジウムにも積極的に協力参加している。第4回「文明発祥の地からのメッセージ ── メソポタミアからナイルまで ──」の参加にはじまり、平成6(1994)年の第9回「アジアの古代文明を探る ── 歴史と水の流れ ──」では研究所の専任教員が代表者として実施している他、その後多数の文化財、考古学分野でのシンポジウムに共催として協力している他、講演者も輩出している。さらに、平成16年度の第19回『大学と科学』公開シンポジウム「人類の歴史を護れ ── 戦中・戦後における文化遺産の保護と国際協力 ──」では、文化財分野の専任教員が代表者となり、有楽町朝日ホールで開催し、延べ参加者1,180名を集めている。

プロジェクト毎の講演会も盛んに開催されている。「セム系部族社会の形成：ユーフラテス河中流域ビシュリ山系の総合研究」(平成17(2005)年度から21(2009)年度まで文部科学省科学研究費補助金「特定領域研究」)のプロジェクトでは、シンポジウムを遂次行っている他、「戦後イラクの社会基盤復興に活かす文化遺産学研究」(平成17年度から21年度まで文部科学省助成金学術フロンティア推進事業による) 及び「国士舘大学文化遺産プロジェクト」でも世田谷校舎で公開講演会を行っている。また、平成6(1994)年から13回行われているヘレニズム

～イスラーム考古学研究会は金沢大学の考古学研究室と本研究所とのコラボレーションという形をとっており、例年夏に金沢大学にて開催されている。

研究所独自としての展示会は学内で小規模に行ったり、依頼を受け全面的な展示を引き受ける事もあるが、現状では積極的に行っているとは言えない。一方、博物館、美術館などでの展示会、展覧会への協力は積極的に行っており、パネルや資料の貸し出し及び情報提供、展示に伴う説明、講演等の依頼には極力応じている。最近では岡山市立オリエント美術館の展示、古代オリエント博物館、中近東文化センターの展示にも協力している。中近東文化センターには本研究所がイラクのハムリン遺跡群で調査した資料がイラク側からの貸し出しという形で保管されていることもあり、テル・グッバの模型、テル・ソンゴルなどから出土した土器なども公開されている。テル・グッバの建築遺構模型、パネル、古代の楽器の復元模型、ハンムラビ法典の復元模型は、大学内のロビーなどでも展示されており、だれでも見学することができる。

情報、資料の提供は依頼があれば関係者、市民を問わず応じるように努力している。また、図書などは他大学院学生等の閲覧や、他の図書館からの貸し出し要請にも大学図書館を通じて行っている。

平成18(2006)年3月に、研究所設立30周年記念として一般市民、及び高校生、大学生向けに冊子『メソポタミアでの発見』を刊行した。これを世田谷・梅ヶ丘キャンパスの地域交流文化センターや研究所の催し物、大学の催し物等で自由に配布するなどして、研究所の活動を市民に知識として還元している。

研究所の資料をもっと公開するために、世田谷・梅ヶ丘キャンパスの地域交流文化センター内2階の研究所スペースの一角に展示室を設けている。まだ新築間もないため、化学物質汚染等が心配されるので、貴重な展示品を公開することはできないが、平成19(2007)年度以降利用が可能となれば、研究所の活動を外に発信する場所になると期待されている。

過去においては学内との連携が少なく、学内より、むしろ学外や市民などに対する社会への還元の割合が強かったと認識している。地域交流文化センターの開設により、学内外に研究所の活動を発信する基地ができた事は評価できるが、その運営面では予算、人員、管理を含め、まだ課題も多い。また近年、研究所独自での講演会、展示会などを開催する事が無くなっている。これは外部との連携が進んだ結果として肯定的に捉える事もできる一方、独自で動けるだけの体制が整っていないという実情がある。所員各自がいろいろなプロジェクトに参加し、それぞれ外部と連携を組んで活動し、社会に還元している事は良いことではあるが、研究所としての独自性を発揮する機会に乏しい。今後は外部との連携を図り、様々な企画をし、市民への一層の還元に努力する事はもちろん、地域交流文化センターを通じて、独自の企画で市民への還元を考える時期が来ている。また21世紀アジア学部、アジア・日本研究センターと連携して作った大学院、グローバルアジア研究科の事業にも積極的に協力して、研究所の活動の市民への還元を図る必要があるだろう。

9.9 武道・徳育研究所

武道・徳育研究所は、設立以来各県にて「忘れられた国士の発掘」を目的として国士研究会を開催し、研究会を通して各地の名士やご活躍の方々と交流を深めてきた。1998年には創立20周年記念事業として、「国際武道シンポジウム」を企画し、オランダよりIOC委員・世界柔道連盟十段・1964年第18回東京オリンピック柔道競技無差別級金メダリストのアントン・ヘーシンク氏を招致し、講演会並びに実技指導を学内外の多くの関係者を招待し企画・実行した。第一部では、A・ヘーシンク氏による「記念講演」、二部のパネルデスカッション「いまこそ武道、21世紀における武道教育の役割」では、アメリカ・カリフォルニア州立サンフランシスコ大学よりデビット・マツモト博士、芳賀脩光博士（筑波大学教授）、風間健（武道教育研究家）、中島栞（武道徳育研究所教授）の4名による討論会。三部「実技指導」においては、A・ヘーシンク氏を中心にオランダよりフランケン教授、ステンゲンカ教授、フルートス教授によって行われた。その後、平成12(2000)年には、本学より名誉博士号をA・ヘーシンク氏に授与し、両国400年の友好親善に寄与した。また、平成14(2002)年より州立サンフランシスコ大学・心理学部教授・異文化感情研究所所長・心理学博士・国際柔道連盟科学研究部・主任、デビット・マツモト博士を招き「The New Japan」と題して国際研究会を発足し、平成18(2006)年で第6回を迎えた。これらは常に学内外から高く評価され、日本武道館や特に日本武道学会では共同開催にて研究会を実施している。その他には、国士舘大学公開講座を各地で開催している。「沖縄の歴史的背景」講師：金城和彦(元国士舘大学教授)、「尊皇救国論」(国士舘精神を世に訴える) 講師：光定道次 (元国士舘大学助教授)、「21世紀に向けての大学教育について」講師：見城美枝子（青森大学教授・エッセイスト・ジャーナリスト)、「情報に惑わされない生き方」講師：垉野癒氏（国際武道大学教授・弁護士)、「近代日本の先駆者」── 織田信長その人間像を探る ── 講師：安藤英男(元国士舘大学教授)、「子どもの未来を考える円卓シンポジウム」心の東京革命推進委員会共催によるシンポジウム開催。「不可能への挑戦」アンソニィー・クラーク氏（オーストラリア、盲目の柔道家、アトランタ・パラリンピック柔道競技金メダリスト)、2001年国際交流セミナー「21世紀をどう変えるか ── 明日のカンボジアを担う人と語る ──」文部科学省男女共同参画学習課協力によるセミナーなど。

現在は、「The New Japan」を主軸にして、来る創立30周年を目指し当研究所が社会にどの様に貢献出来るのかが大きな課題であると考える。

9.10 情報科学センター

情報科学センターの社会貢献の拡大は、教育・研究用に設置されているコンピュータの利用者の範囲を拡大することに大きく依存すると考えられるが、ネットワークのセキュリティーやソフトウェアの著作権問題の観点から、本学のネットワーク利用者の範囲を本学の学生や教職員以外に広げることは、現状では行っていない。また、今後もこの状況が急速に変化するとは考え難い。

しかし、情報発信に関しては、情報科学センターが今後社会に貢献する余地は十分にある

と思える。現状の情報科学センターのホームページは主として学内向けであるが、ホームページで行っている社会貢献の一つとしては、情報科学センターが毎年発行している紀要の目次や掲載された論文、研究ノート等のタイトルが検索できることがある。検索は比較的容易で、一つの項目の選択だけで文献のタイトル等を見ることができる。しかし、文献請求等の要望に関しては記載がないので、文献を必要とする人に対する要望に応えられるように改善する必要がある。

教育面においては、情報科学センターでは平成17(2005)年3月より年に1回主として学内向けに、講義支援システムを利用した教育実践に関する研究・教育を推進する為に、e-Learning研究会を開催している。この研究会を広く学外者も含めて開催するように拡大する、あるいは、この研究会で発表された論文を情報科学センターホームページに載せて情報発信すれば、他の教育機関や教育関係の人々に対する貢献をすることができると考えられるので、今後検討し進めていきたい。

また、情報科学センターが現在行っている間接的な社会貢献としては、生涯学習センターが行っているパソコンを利用した公開講座に、情報科学センターのコンピュータ教育用施設を提供している点が挙げられる。公開講座への施設提供にはマイクロソフト社とのソフト利用に関する契約問題が、現システムに更新される以前から存在していた。現システムが導入され稼働した平成15(2003)年10月1日からは、公開講座に関しては学外者の使用が認められるソフトウェアの利用契約になったので、公開講座に教育用端末室を提供できるようになった。

情報科学センターが行っている社会貢献は以上のようなものであるが、今後、社会・地域に開かれた大学としてどの様な点で更に社会貢献できるのか検討していきたい。

9.11　アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センターは、国内外の研究者との学術交流ネットワークを基礎に活発な研究活動を繰り広げ、その成果をフォーラムやシンポジウムの開催、ホームページでの公表、出版などの形で広く社会的に還元している。

具体的には、学外から著名なアジア研究者を招聘し、年に4回のフォーラムを開催し、一般に公開している。現在はセンターの共通テーマとして「アジアにおける文化的公共圏の可能性」に取り組んでおり、それに関連した発表と集中討議を行い、自由に参加できる形式で公開している。

年に最低1度は比較的大きな規模の国際シンポジウムを開催し、センターの活動に対する社会的認知が高まるよう努力している。平成17(2005)年2月26、27日にはアジア近代建築ネットワーク（mAAN）との共催で日本工業倶楽部会館において国際シンポジウム「持続型都市に向けて：アジアの都市、その記憶と未来」を開催した。シンガポールの建築家ウィリアム・リム氏と東京理科大学の小島一浩氏による基調講演に引き続き、個別発表やワークショップを行った。

平成18(2006)年度は、グローバルアジア研究科との共催で2つの国際シンポジウムを開催した。7月16日には「共生と発展 ── 21世紀アジアが目指すパラダイム」と題し、鶴川キャンパ

スにおいて「グローバルアジア研究科開設記念シンポジウム」を開催した。キルギス共和国前副首相のボルジュロワ氏と建築家の黒川紀章氏による基調講演に引き続き、パネルディスカッションを行った。7月17日には独立行政法人日本学生支援機構との共催で「『留学』が世界にもたらすもの ── 関係性、アイデンティティ、共生」と題する記念シンポジウムを東京国際交流館において開催した。ボルジュロワ氏と上智大学教授の村井吉敬氏による基調講演に引き続き、パネルディスカッションを行った。以上の成果はアジア・日本研究センターのホームページで公開するとともにその一部が出版される予定である。

また平成16(2004)年9月25日には国際ワークショップ「越境するポピュラー文化と〈想像のアジア〉」を開催し、その成果を論集として出版した。

以上の研究活動は、そのつどセンターのホームページにおいて日本語と英語で概要を公開している。それ以外にも、紀要や単行本の形で研究成果を積極的に公開している。

なお、本研究センターの研究員はすべて各学部との兼任であり、個々の教員がそれぞれの研究分野における出版、講演等の社会貢献を行っている。

反省点として、研究センターとしてまだ歴史が浅いこともあり、学外向けにシンポジウム等を開催しても、効果的な広報ができているとはまだ言い難い。他方で、学内で開催する場合、学生を自発的な形で集めるのが難しく、また質の高いオーディエンスを確保するのに苦労している。研究員の積極的な参加も一部にとどまっている。

こうした問題点は毎月の運営委員会で率直に指摘され、次回に向けた反省点や改善案が討議されており、今後は改善していくものと期待できる。また、平成18年度より21世紀アジア学部、イラク古代文化研究所とともにグローバルアジア研究科開設に参画しているので、今後は大学院生を交えた教育・研究活動を展開し、質と規模を伴ったイベントが実現できるであろう。

本研究センターは、激動するアジアの社会的･文化的諸現象を学術的に究明するとともに、開かれた研究交流の場を提供するための機関であり、広く社会的貢献を実現できる特色を備えている。今後ともそうした特色ある活動を維持･発展させていくことが高い評価につながっていくものと思われる。

現在は限られたプロジェクトに研究活動が集中しているため、今後は社会との間に多様な接点をもつことが望ましい。また、研究成果の社会的還元に際して研究員の間でかなりの温度差があり、それをどう解消していくかは大きな課題である。

研究センターとして目指すべき目標設定は理念レベルで明確にしており、また現在は研究調査として取り組むべきプロジェクトも統一化されている。歴史が浅く、また予算も十分とはいえない状況で、到達目標が達成できているとは言い難いが、この数年以内にさまざまな成果が出てくるものと期待できる。

将来の改善・改革に向けた方策として、まずは財政的な問題があり、プロジェクトを発展させるために外部資金の獲得が急務である。また、基本的な活動を遂行するためのインフラ(施設、組織面)があまりに脆弱であり、この点は大学当局の理解と対応に期待するしかない。

グローバルアジア研究科や21世紀アジア学部との連携、さらに海外協定校などとの協力関係を基礎に、広くアジア社会に対する貢献のあり方を模索していきたい。他方で、研究会活動や公開講座などを通じ、地域社会に密着した貢献についても検討を続けていきたい。

9.12 ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターは、研究成果を社会への提言と還元を積極的に行うのが本センターの役割であり使命である。平成17(2005)年7月から本格的活動を開始して日が浅いので、まだ十分な活動が行われているとは言えない現状であるが、次のような活動を行っている。

スポーツ活動の研究と支援においては、多摩市のアクアブルートレーナー派遣3名、ピアティーチング派遣9名、多摩ウォーキングフェスティバル参加者約399名及び多摩市教育委員会主催の陸上競技教室参加者90名講師派遣。幼小中親を対象とした自然体験キャンプ（週末キャンプ）18回参加者延べ329名、春休み自然体験教室「西表島キャンプスクール」参加者11名、夏休み自然体験教室「奄美大島キャンプスクール」参加者25名、親子キャンプ「本栖湖」参加者51名及び親子スキー教室「志賀高原」参加者22名。救急医科学研究と支援においては、救護サポート11件、心肺蘇生法講習会18件参加者10,112名及びセミナー2件。延べ参加者は11,039名、スタッフ講師の派遣は519名であった。

今後はさらに少子化高齢社会に備えた地域振興への貢献策として、産官学連携でのイベント、コラボレーションを行っていきたい。

企業との連携では、救急医科学研究及び支援グループがフィリップスメディカルシステム社、アメリカZOLL社、ルダルジャパン社、フクダ電子社、日本光電社及びペンタックス社との心肺蘇生法に関する機材の開発、蘇生教育に関する研究開発を行っている。

公文式研究会とは、小学校への心肺蘇生法の改善について、現在共同でアプローチしている。現在は、救急医科学研究と支援グループの企業等の連携が多いが、今後は他の研究と支援グループとの企業等の連携を模索中である。

9.13 生涯学習センター

大学の開放という時代の要請に応え、国士舘大学が有する学内外の知的財産と施設を開放するために、国士舘大学生涯学習センターは平成12(2000)年10月1日に設置された。公開講座は地域社会や一般の社会人を対象とし、当初は手探り状態で運営に当たったが、平成14(2002)年度は春期と秋期の2回にわたって28講座を開設し、受講生は1,036名、平成15(2003)年は49講座で1,704名、さらに平成16(2004)年度からは、春期、秋期に加え冬期講座を新たに開設し、講座数98、受講生2,254名と飛躍的に伸びる結果となった。これを受けて平成17(2005)年度は講座数144、受講生3,412名とさらに大きな発展を遂げ、社会に貢献することができた。

また、大学施設の開放として、平成16年度からは世田谷区老人大学の修了生が勉強会をするために組織した「世田谷区老人大学合同自主研究会」に柴田会舘3階研修室を年間20回程無料で開放した。これを受けて、会員数が200名を超えたため、平成17年度及び平成18年度はさらに発展し、中央図書館多目的ホールを年間26回、2年間で52回開放し、国士舘大学の教員も講師として34講座を担当した。このメンバーは65歳以上のシニアで、現在の会員は330名となっている。

さらに世田谷6大学(国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、武蔵工業大学)コンソーシアム基本協定にもとづき、世田谷6大学コンソーシアム合同公開講座を平成14年度から開講している。これは「世田谷区リカレント学習連携講座」の指定を受け、毎年3日間それぞれの大学から講師を出して開催している。会場は、各大学のもちまわりで、本学は平成19(2007)年度を予定している。それぞれの定員は、おおよそ150名～200名である。

9.14 大学間連携

1. 首都圏西部大学単位互換協定会

首都圏西部大学単位互換協定は、平成11(1999)年度に発足し、本学は平成12(2000)年度から正式に加盟し、平成18年度より、首都圏西部大学単位互換協定会会長校として貢献している。各大学の協力交流を通じ教育課程の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的とし、学生の多様な学習ニーズに応えている。

各学部教授会が、単位互換に相応しいとして認定可能な科目に認めた場合、卒業単位数に含め学生の負担を軽減している。

(1) 本学提供科目 (表1)

各大学の持つユニークな学問分野を学ぶ事のできるこの制度を促進するため、提供科目を選定し、より広い学生のニーズに応えている。

表1　首都圏西部大学単位互換協定会　本学提供科目数

	2004年度		2005年度		2006年度	
	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
小　計	120	61	161	109	167	80
計	181		270		247	

(2) 他大学派遣者実数及び本学受入者実数 (表2・3)

表2　首都圏西部大学単位互換協定会　他大学派遣者実数

	2004年度		2005年度		2006年度	
	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
小　計	2	12	3	12	11	11
計	14		15		22	

表3　首都圏西部大学単位互換協定会　本学受入者実数

	2004年度		2005年度		2006年度	
	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
小　計	13	45	53	44	22	17
計	58		97		39	

今後は受入学生が本学の提供科目について十分理解できるように、シラバスの充実を図るとともに、シラバスに添った授業内容となるよう努めることが必要である。また提供科目の休講等、本学における「単位互換履修生」に対する効率的で正確な履修指導、学生サービスを、教務課において一元的に行うシステムの構築が求められる。さらに、eラーニング提供科目の促進が大きな課題となってくる。

2. 高大連携

高大連携の生徒の受け入れ状況は表4の通りである。

表4　高大連携　生徒受入状況（延べ数）

	2004年度			2005年度			2006年度		
	通年	春期	秋期	通年	春期	秋期	通年	春期	秋期
小　計	0	3	0	5	10	1	3	5	8
計	3			16			16		

本学では平成15(2003)年度から、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」の主催による「高校生のための大学授業履修制度」によって高校生の受け入れを決め、1名の高校生を受け入れた。その後、神奈川県立麻生総合高等学校とは平成16(2004)年度から、国士舘高等学校とは平成17(2005)年度からの教育交流協定を締結し、高校生の「大学授業履修」を認める等、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流を行っている。

高大連携については、大学を取り巻く環境の変化に伴い、社会の変化に対応する教育が求められている。学生の気質も変化し、多様な学生の受け入れに努力しているが、さらに、授業の開放や出張講義などを通じて大学と高校との関係を深めることにより、高校と大学の相互理解の促進につながることを期待する。また、高校生が在学中に大学の授業を経験する事によって、より具体的な目的を持った進路選択ができる生徒の増えることを期待し、大学の授業科目の中から高校生に相応しい科目を選定し提供している。

今後は、本学にとってこの高大連携が、本学の魅力ある授業科目（内容）の創出等の改革圧力となることを期待し、高校と大学の7年間、さらには大学院までの9年間を連続した課程で考える一つのきっかけとなるようなプログラムに発展させ、本学にとっての高大連携の目的と理想を求め高大連携の目標を定めていかなければならない。

10. 学生生活

10.1 学生への経済的支援

（1）奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

修学意欲が高く卒業後、社会へ出て活躍が期待される学生への経済的支援として各種奨学金がある。また、間接的ではあるが、大学が厳選した安全で学業に影響の少ないアルバイトの紹介及び不動産業者等の間に大学が入り相場より安価かつ安心なアパートの紹介がある。

① 奨学金

奨学金は、大別すると大学独自の奨学金と学外の奨学金があり、卒業後返還の必要のない給与と返還の必要な貸与がある。貸与には無利子と有利子の2種類がある。大学独自の奨学金の主なものは学納金を減免する運動技能優秀奨学生、学業優秀奨学生、修学援助奨学生があり、国士舘大学同窓会と連携した無利子貸与の奨学融資がある。また他にも工学部、法学部、文学部独自の奨学金制度がある。学外奨学金の主なものは日本学生支援機構の無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金があり、都道府県・市町村の地方公共団体や財団、企業がバックボーンの奨学金もある。

○学内奨学金

学内奨学金の運動技能優秀奨学生、学業優秀奨学生、修学援助奨学生は学生の経済支援策として年度予算化されており、国士舘大学奨学生規程に基づき学生主任会の審議を経て、資格・採用の認定等、厳格に運営されている。平成18(2006)年度は運動技能優秀奨学生195名、学業優秀奨学生92名、修学援助奨学生13名が採用決定された。また、国士舘大学同窓会奨学融資では国士舘大学同窓会奨学融資規程に基づき同窓会奨学融資制度委員会の審議を経て11名の採用が決定されている。学内奨学金はあくまで年度予算内での運用であるため、採用人数枠を越えた採用はきわめて難しい現状となっている。また、同窓会奨学融資は貸与であるため卒業後返還義務があるが、最近、返還金の延滞が目立つようになってきている。延滞者については課員が本人または保証人に対し電話等で返済を督促し成果をあげている。また、規程により、学業成績不振による留年、退学になった学生については、融資額を一括返済することになっているが、経済的事情により困難なことが多く憂慮されている。

この数年、経済的事情で学業を断念し、学園を去っていく学生が増加するなか、更なる学内奨学金制度の充実が望まれる。そのためには、奨学生予算の増加はもちろんであるが、新たな原資による新規奨学金制度の設立が必要であり、現在その方策を模索中である。

○学外奨学金（日本学生支援機構）

日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金に対しての応募者はこの数年右肩上がりで増加しており、平成18(2006)年度は1,000名を超す申込があった。また採用者数も増加傾向にあり、奨学生数は前年度比で16％増、人数で322名増の約2,330名となり、全学生数の約18％となった。また、その他地方公共団体等では約40名の採用があった。

支援機構の奨学金申込については、大学主催の申込説明会を通じ、学生本人に支援機構のウェブサイト（イクシス）を用いて、申込手続きをするよう指導している。

一昨年においては学内インターネット端末使用のためのパスワード交付の遅れから、学生本人による申込入力が遅くなり、締め切りに間に合わないなどの支障をきたしたが、現在では新入生に対してのパスワード交付が入学時に行われるようになり、申込手続きの遅れは改善された。

また、貸与を受けるにあたっては必ず返還義務が伴うため、学生本人の自覚が必要とされる。特にこの数年支援機構においても返還金滞納者が増加しており、問題になっている。

大学としては、この問題に対し、返還説明会を通じて返還金は新たな奨学金（貸与金）になり、救済の連鎖となることを説明し、卒業後は返還義務を怠らないよう指導している。

② アルバイトの紹介

学生への間接的経済支援のひとつとして、アルバイトの紹介を実施している。安全で学業に影響の少ないアルバイトの紹介を目指し、職種等業務内容について次のような制限を設け求人受付の段階で選別している。プレス、ボール盤作業、危険物の取扱い、自動車の運転、ガラス拭き等高所での危険を伴う作業、また、人体に有害な農薬、劇薬等を扱う作業、労働争議に介入するおそれのあるものや、営利職業斡旋者への仲介斡旋等、法令に違反するおそれの高いもの、女子の住み込みや深夜作業等、教育的に好ましくないもの、特に労働条件(賃金、場所、期間）の明確でないものは絶対に受付は行わないようにしている。なお、アルバイト求人の受付はキャンパスごとに実施しており、求人件数は世田谷キャンパスではこの数年約200件、鶴川キャンパスは約100件、多摩キャンパスでは約40件となっている。学生への周知はアルバイト専用掲示板を通じて実施しており、質問に対する説明は随時行っている。それに対し、学生の応募は年々減少している。これはアルバイト情報がインターネット上多数のウェブサイトで供給されており、携帯電話サイトでも情報収集ができる環境になっていることが原因と考えられる。

近年、学生のアルバイトに対する目的は大きく変容しており、経済的困窮による修学費の不足を補うことより、課外における娯楽等（旅行、趣味、資格取得等）の費用を得ることが主目的となってきている。アルバイトを行う学生の問題点はやはり、学業との両立であろう。アルバイト時間に合わせた履修登録、短期間に高額な収入を得るため深夜にわたる作業を行うことで、授業を休みがちになるなど、アルバイト優先の生活リズムになることである。また、アルバイト先での交友関係のトラブルや収入のみを追い求め、無理をすることで健康を損なうことが多く、結果的に大学から遠ざかる原因となっている。

今日、学業半ばにして除籍・退学する者が多数出現している現状を見ると、アルバイトの奨励は躊躇するところではあるが、現実的には家計支持者の収入不足が原因で、学納金納入のためアルバイトに頼らざるを得ない学生が存在することは確かである。今後、大学が行うアルバイト紹介においてもインターネットを活用した情報提供に移行していくと考えられる。現在は業務（仕事）内容の質を保ちつつ、いつでも、何処でも閲覧できる独自のウェブサイトによる情報提供システムの導入を検討中である。

③ アパート紹介

アパート紹介の対象者は入学予定者が中心となっているが、加えて、3学年進級時に鶴川キャンパスから世田谷キャンパスに移動する文学部(初等教育を除く)、政経学部、法学部の学生である。時期的には12月～3月の間で、特に2月の入学試験合格発表後に集中している。アパートの所在は大学各キャンパス周辺及び小田急線沿線、京王線、世田谷線沿線がほとんどで、通学に便利な好条件の物件を選択して紹介している。これらの物件は地元家主及び大学近隣の不動産会社管理のものが主で、大学が窓口となり、学生の経済的負担が少なくてすむよう施設、設備、家賃等入居条件の交渉を行っている。世田谷キャンパス、鶴川キャンパスでの紹介方法は、家主等から依頼のあった物件の間取り図等、データファイルの閲覧と希望物件の視察である。なお、ファイルの閲覧を学生・厚生課内で行っているので、十分な閲覧スペースが取れず、入居希望者が集中する時期には混雑し、サービスの低下となっている。平成17年度の世田谷キャンパスにおける紹介は約50件、鶴川キャンパスでは入学者が多いことから約250件の紹介実績があった。多摩キャンパスでは体育学部のみのためクラブ入部希望者が大半を占めている。地元家主会の理解と協力の下で、敷金・礼金・仲介手数料・更新手数料無しのクラブ入部希望者を主な対象とした協力アパート（4年契約、入居金有り）を設けており、毎年クラブ入部者が入居している。

今日の学生のニーズはキッチン、バス、トイレ、エアコン、場合によってはインターネットの使える設備等完備のアパートやマンションで、大学近郊より都心に近く、かつ駅に近く、コンビニエンスストア等利用できる生活環境の便利なことを優先する傾向がある。そのため、家賃が高額になり、保護者（親）にとっては負担が増えている現状となっている。また、入学予定者のアパート希望者は遠隔地（北海道、東北等）の場合がほとんどである。部屋探しのため何度も大学まで足を運ぶことは時間的、経済的に大きな負担になっているのが現状である。

今後のアパート紹介における展望は、家主会、地元不動産会社との連携の継続であり、新たなアパート情報管理システムの構築である。インターネットが普及した今日、遠隔地の学生・保護者等に対するサービス向上のため、ウェブサイトを利用した情報提供システムの導入を検討中である。

10.2 生活相談

健康管理室

健康管理室は、学校保健法に基づき、学生の健康の維持・増進のために各キャンパスに校医と看護師による学生の健康相談・診断を行い、また、疾病の早期発見・予防のために、健康診断を年1回定期的に実施している。

・第一次健康診断　4月初旬　学部及び大学院の全学生対象に実施

・第二次健康診断　5月中旬　第一次の未受検者及び要再検者を対象に実施

学生の定期健康診断について、特に留意したことは次の3点であり、今後もより改善策に取り組む。

・診断検査項目は校医と相談し、随時適切性をはかる。
・一次健診の結果（健康証明証）は、より早く学生が取得できるようにする。
・健康診断で所見がある学生が、医師の指示に従って外部医療機関等で対応しているか確認と指導に務める。

心のケアについて、その所掌は、学生部の学生相談室が行っている。
日常業務の状況を示すデータは、以下の表の通りである。

学生の定期健康診断受診状況

年　　度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
受診者数（人）	10,852	11,430	11,852	12,070
受診率（%）	85.60	86.10	88.79	88.99

健康管理室の学生利用状況（治療及び相談数）

年　　度	2003年度	2004年度	2005年度
利用件数（件）	11,937	10,712	10,278

学生相談室の学生利用状況

年　　度	2003年度	2004年度	2005年度
利用件数（件）	292	436	890

その他、平成17(2005)年度から18(2006)年度にかけて行った、学生の健康維持支援に関わる組織強化の検討及びAED（自動体外式除細動器）の導入について説明する。

健康維持支援に関わる組織強化の検討

現代社会の価値観や生活環境の多様化に伴い、在学生への心のケアを必要することが多いことから、平成17(2005)年4月に、学長から「学生等の健康支援に関わる組織強化」の諮問を受け学生支援組織検討委員会が設置された。委員会は、現行の健康管理室と学生相談室の現状把握を行い、世田谷・梅ヶ丘校舎が完成する平成20(2008)年度を目処に、心と身体の両面から学生を支援する組織として「健康支援センター（仮称）」案を平成18(2006)年3月に答申した。

AED（自動体外式除細動器）の導入

大学に於けるAEDの導入の関心は全国的に高まっている。本学においては、既に多摩校舎(体育学部）で導入しており、平成18(2006)年度は世田谷校舎4台、鶴川校舎2台を設置した。運用にあたっては、設置するだけでなく、突然の心停止に居合わせた教職員や学生が速やかに操作・使用できる環境を作ることが肝心であることから、随時講習会等を計画して実施している。

また、心臓発作から数分が生命を左右する事から、今後は、体育館やグラウンド等に設置することが望ましく、状況を観察しながら台数の増強、場所の検討等行う。

学生・厚生課

学校法人国士舘は、セクシュアル・ハラスメントを防止し、学生・生徒・教職員等一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心できる就学就労環境を築くために「国士舘におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を平成12年から施行しており、セクハラを受けた個人救済のために「国士舘セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」を設置している。また、部局等にセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するための相談窓口を設け、当該問題の解決に必要な援助及び情報の提供等行っている。

学生･厚生課では、冊子『キャンパスガイド2006』をはじめ、全学向けにリーフレット『セクシュアル・ハラスメント防止のための相談ガイド』やWebサイト、オリエンテーション等での広報及び講演会等の催し物を通して、啓発・防止活動を実施している。

多様な学生が増えている昨今、すべての学生・生徒及び教職員等が個人として尊重され、快適な教育・研究・職場環境の中で生活できるようにするためには、セクシュアル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの対応策も早急に構築しなければならない。

学生相談室は、学生が様々な悩み事を持ったときに、その悩みを聞いて、再び勉学に励めるように支援する機関である。

学生相談室の規模は､年々充実してきており平成16(2004)年度は世田谷､鶴川､多摩の3キャンパスで精神科医を含む11名のカウンセラーが様々な相談に対応し､合計497名の相談者に対して延べ741回のカウンセリングを実施している。

相談内容は高額商品の契約や新興宗教の勧誘、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、場合によっては本人の人生や家族にまで被害を及ぼしかねない相談が年々増加している。このような事項に対して、学生・厚生課では、学生向け冊子『キャンパスガイド2006』をはじめ、全学向けにリーフレット『学生相談室あんない』やWebサイト、オリエンテーション等での周知､ビデオ上映や掲示等を通して､学生への注意喚起を図るとともに､被害にあった学生の救済及び被害防止に向けて関係諸機関との連携を蜜にしている。

学生相談室では、情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を毎月開催しているほか、世田谷･鶴川両キャンパスで定期的に春･秋の2回ずつ、学生相談室カウンセラーとの懇談会を開催し、年度発行の『学生相談室報告』に基づいて、現状等の報告を行っている。この懇談会には、学部事務室からの参加もあり、学生相談に対してより深い理解を得られている。

学生相談室は、学生の利用しやすさと問題の守秘義務の点から、本来なら独立した安全で静謐、清潔な場所が望ましいが、狭隘なキャンパスを考えると現状の改善は困難を窮める。相談員の安全を省みたときの改善策としては、個室での対応という点から平成17(2005)年度に非常警報用押しボタンを設置した。さらに、緊急性を要する場合を想定し、学生相談室から警備室と学生・厚生課への非常用直通連絡装置の設置を申請している。また、学生相談の面談中にかかってきた電話にも応じられるように電話の子機の増設や､さらに､カウンセラー間の相互連絡やコミュニケーション、学生の情報交換のため情報科学センターによるメーリングリストを作成中である。

これらの対応等により、相談に訪れた学生が就学意欲を取り戻し、既に卒業していった例

も多々あり、今後もますます重要視されるべきものだと思われる。

10.3 就職指導

(1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

毎年5月から、3年生に対し「進路登録カード」によって、就職か進学か？　企業就職か公務員就職か？　希望する業種・職種は？　希望する勤務地は？等の希望を回答させ、その後の就職支援を行っていく上での重要な情報源としている。

(2) 就職担当部署の活動上の有効性

学生の就職に対する意識格差は大きな開きがあり、就職センターを利用しなくとも、積極的な活動で内定に至る学生もいるが、多くの学生は、何をしたいのか、また活動そのもの自体の手順が分からない者や内定になかなか至らず就職を諦めようとしている者がいる。また、公務員、教員を強く志望しながらも勉学等準備が伴わずに内定に至らず、企業の採用時期も逸してしまう者も見受けられる。

このような実態に鑑み、1～3年次までに講座等によって意識創りや採用試験等の対策を行い、3年次の後半からはコミュニケーションを取りながら、主として個別指導や有力な求人情報の提供を行っている。

その他にも、日本企業への就職を希望する外国人留学生の就職指導について、留学生支援課のバックアップとして求人情報の提供をはじめとして、講座や個別指導を行っている。

(3) 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

キャリアアドバイザー等の資格を持つ専門スタッフは配置されていない。

(4) 就職活動の早期化に対する対応

企業の採用意欲が高まり、優秀な人材を確保したいという姿勢から、ますます採用の早期化が進む中、学生は進路に対する意思決定が明確になっていないまま、就職活動に臨まなければならない状況にある。

就職センターでは、このような状況に対応するため、1・2年生対象の「キャリアデザイン講座」、3年生対象の「就職対策ステップキャリア講座」を通し、自己分析から進路決定までという視点で、意識の喚起に努めている。

点検・評価、長所と問題点としては、以下があげられる。

(1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

一学年約3,000名の学生全員から「進路登録カード」を回収するのは困難を極め、効果的な回収方法について検討する必要がある。また、就職斡旋については、多くの求人企業の中から、個々の学生の興味、適性や価値観に合致する企業を学生と共に見出すという、きめ細かなサービスを実践できず、学生個々人に合った斡旋に繋がっていない点が挙げられる。

(2) 就職担当部署の活動上の有効性

平成18(2006)年現在、学生の就職環境は「売り手市場」となっている。しかし、以前から企業の厳選採用の姿勢に変化はなく、尚一層その傾向が強まったと言える。企業は、優秀な人材の確保のため、長期的に採用活動を行い、人材の発掘に努力を傾けている。

このような背景の中、就職センターは、ただ単に、就職の斡旋をするというのではなく、如何にその学生が望む職業に就けるか、そのためにはどうしたら良いのかなどを情報提供して行かなければならない。

したがって個別の就職相談の対応は、非常に重要となり、学生が最終的に自分自身で「意思決定」できるよう、そしてミスマッチの無い就職ができるよう、きめ細かな対応や支援が求められるのである。

(3) 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

現在、学生の就職相談に対しては職員が対応しているが、企業と学生間の橋渡し的存在であるので、それには経験と信頼が必要で、今後は数名を専門スタッフとして育成する必要がある。インターネットが普及し、顔が見えなくても不便が感じられなくなっても、企業は面接試験を重視している点からも、やはりフェイス・トゥー・フェイスの対応が重要である。そのためにも、学生の多様な相談内容に対応できる課員のスキルアップ等や増員が必要である。

(4) 就職活動の早期化に対する対応

低学年からのキャリア教育を全学的に制度化し、早い段階から職業意識や労働意欲を喚起することが必要である。

10.4 課外活動

(1) 指導の有効性

各クラブ間の交流や事故防止対策としてクラブ主将会議を年5回から6回実施し、各クラブの年間活動の把握・交流、合宿における注意、救急法講座などを行っている。このクラブ主将会議は、普段交流のないクラブ間の交流ができることで活性化及び情報交換の場として役立っており、定期的に実施することによって事故防止にも繋がっている。また年1回(2泊3日)、次年度の各クラブ主将等によるクラブリーダーズキャンプを実施しているが、リーダーの役割、クラブの活性化、クラブ間の情報交換、大学におけるクラブ活動のあり方、効果的なクラブ活動の実践法、クラブ内におけるマナー、留学生部員との接し方など、幅広いテーマについて討議し、リーダー及び部員の資質と意識高揚を図っている。短期キャンプではあるが、リーダーとしての自覚を促し、クラブ活動の重要性を認識させるのに大きく役立っている。

このほか、年に1、2回、部長監督会議を開いている。この会議では主に、部長監督からクラブの運営方針、要望等を聞いてクラブの現状把握に努めている。また学生・厚生課からは年間活動等に関する情報を提供し、相互理解を深めることによって、部の改善、活動の活性

化に役立っている。このほか、キャンパスが離れている関係で普段接する機会のない指導者のコミュニケーションの場ともなっている。

(2) 支援の有効性

クラブに対しての金銭補助として、大会参加費（登録費も含む)、大会参加交通費のほか、練習場使用料・連盟費・連盟登録費などの振興費、海外での大会に出場する団体に対して支給する特別奨励金、文化系クラブの企画（展示会、発表会、公演等）に対して支給する企画費がある。また、部長・監督・顧問への補助として、合宿出張旅費交通費、大会参加・諸行事の引率旅費交通費などを支給している。

クラブに対する補助金額は十分とは言えないが、クラブ単位で有効利用できるように工夫し、クラブの運営・発展に活かしている。

この他、クラブ&サークルガイド、キャンパスガイドを作成、配布し、クラブや施設を紹介している。大半の学生が、この冊子を見て入部しており、課外活動の発展には欠かせないものとなっている。また、部室や活動する施設の貸し出しについても、担当者が管理し、使用状況が一目でわかるようになっており、スムーズに利用出来ている。

11．管理運営

11.1　大学の現状

学長は「国士舘大学学長に関する規則」第4条の要件により選出することと定められ、同規則第5条の要件を満たした学長候補者が1名の場合は信任投票で、また、複数の候補者がある場合は選挙で学長候補者を選出し理事会に報告する。理事会は必要な手続きを経た上で、学長を委嘱することになっている。また、学長候補者選挙の実施に係る手続き等は、「国士舘大学学長に関する規則施行細則」で必要な事項を細部にわたり条項として定めており、公正な選挙が実施できることとされている。「国士舘大学学長に関する規則」及び「国士舘大学学長に関する規則施行細則」に基づき、学長選挙を行う都度「選挙管理委員会」を立ち上げ、専任教員及び事務職員の内から選挙管理委員を選出し、公正な選挙が実施できるよう具体的な手続き等を含め、詳細な審議をした上で学長選挙を行うことにしている。

学長候補者選挙は、過去7回の選挙記録等によれば、いずれも公正かつ適切に実施され、選任手続きについての問題は生じていない。常に適切かつ妥当な選挙として実施されていることを踏まえ、平成18(2006)年の学長候補者選挙もこの規則等に即し適正に実施された。

学長は「学校法人国士舘寄付行為」第6条第1項第1号により理事として選任される。従って、理事会の構成員かつ学校法人の役員として管理運営に携わることとなり、「学校法人国士舘寄付行為」第11条第1項で規定している「理事会は、法人業務を決し、理事の職務の執行を監督する」責務を担うのである。

一方、「国士舘大学学長に関する規則」第2条で「学長は、国士舘大学の校務を掌り、所属教職員を統督する」と定められ、教育研究に係る意志決定は、各教育研究組織を経て学長の最終判断で為される。更に、入学、退学及び卒業等の学事行為の許可等の具体的な権限は「国士舘大学学則」において定めている。

また、規定上に特に定めは無いが、教学部門の予算編成や大学の政策決定においては、学長の意見は重く受け止められ、実行されている。これは平成17(2005)年度に策定された新校舎建設（世田谷・梅ヶ丘キャンパス）における計画作成等に如実に現れている。

学部長会については、以下に述べているので省略する。

学長と学部長会との連携協力については、協議を重ねても全体の合意を得られない場合に最終的に学長の判断に委ねた事項等から鑑み、協力関係は概ね円滑であると判断できる。

現在、学部長会が複数学部の意見交換と学長提案事案の協議の場でしかないため、機能分化、権限委譲に関しては未成熟である。

「国士舘大学学則」に基づき「国士舘大学学部規程」が制定されており、学部長及び主任等の職務及び委嘱の要領並びに教授会について、必要な事項を定めている。

学部長の職務は、当該部務を統轄し学部を代表することであり、任期は2年で再任が可能である。

学部長は、当該学部所属の教授の中から教務主任、学生主任を推薦し、学長が委嘱する。また、学科主任及び専攻主任、学年担任等も、それぞれ学部長の推薦に基づき、必要な手続を経て、学長が委嘱する。

学長の下、副学長及び教学部門の部長等を構成員として、学長室打ち合わせを設けている。この会は学部長会の議題整理・資料確認の他、社会情勢に即した施策のため、学外から得た情報に基づき意見交換を行う等、学長のシンクタンク的役割を担っており、意思決定プロセスの中で重要な位置を確立している。

また、法令改正に基づく規定の改正、制度の改編に関しても、学長室打ち合わせでの意見交換を経て、担当理事又は法人部署との調整を行っており、運用も適切と思われる。

全学的協議機関として学部長会、研究科委員長会及び附置研究所長会を置いているが、全学的審議機関は設置していない。

国士舘大学学則第34条に「学部長会を置く」と定め、「2学部以上にわたる教学に共通する事項を協議し、各学部の意見の調整を諮る機関」としている。学部長会は8月を除き月に1回開催し、協議事項の他、意見交換を行う懇談事項、学内外の情報を伝達する連絡事項、学内の行事等を伝える事務連絡などから構成されている。

学部長会に提案する事項は、教務主任会、学生主任会等の懇談、協議を経て、学部の意見を踏まえて作成し、学部長会においても「懇談事項」から「協議事項」へと積み重ね、学部意見を可能な限り事前に集約できる過程を経ている。それでも6学部の意見が合致しない時は、複数回にわたる協議を行い、意見を反映させた追加資料を提出し、合意形成に努めている。

なお、協議事項の案を形成するための意見集約機関として、規定にはない「学部長懇話会」を設けている。

平成18年度の常任理事のうち3名が専任教員から選出されており、職務指定の学長を含め、法人の政策決定に大きな比重を占めている。

また、教学担当理事が学長室打ち合わせに出席し、教学の意見を常に理事会に反映し、更に法人の意見を教学に伝えるパイプ役となっており、法人と教学の連携協力は円滑に進められている。

機能分化、権限委譲に関して成文化されたものはないが、理事会は教学を尊重し、教学は法人に対して常に意見を伝え、適切に運営されている。

11.2　政経学部

（1）教授会の役割とその適切性

政経学部一部と政経学部二部は平成3(1991)年以来合同で教授会を開催して来たが、平成15(2003)年度より政経学部二部を廃止し、政経学部一部を改編して、フレックスA、Bからなる昼夜開講制の政経学部としてスタートした。元来政経学部二部は、政経学部一部と一体であることが前提で認可されていた。つまり、夜間部教員は昼間部教員の「三分の一」ですみ、担当教員は効率的に配置できるというメリットがあった。これにより、人事や教育課程の構成をそれぞれ決定・実施していたため非合理的で整合性を欠いていた。しかし、近年は教育環境への国民の目や大学のあり方が社会的な注目を集めるようになり、学部運営を担う教授会も社会的な視点から学部のあり方や運営のあり方を議論するようになってきている。

教育課程や教員人事をはじめとする教授会の権限は、「国士舘大学学則」の第30条～第33条で規定されている。また、教授会の運営の細則は、学部の「政経学部教授会運営規程」によって規定されている。教授会は、学則第30条第1項の規定に沿って教授のみならず必要に応じて助教授、専任講師を含むものと定めている（第1条）。その理由は、教育課程、教育研究行政、その他において教員全員が有機的かつ全体的に責任を持って、対応しなければならないからである。

政経学部教授会は、政経学部一部・二部にそれぞれ学部長、教務主任、学生主任、学科主任、学年担任などの役職者を配置してきた。平成15年度より、フレックスA、Bからなる昼夜開講制の政経学部として改編したが、政経学部二部として入学した学生が在籍しているために、学部役職者は改編前と変わっていなかった。しかし、学部内でこの問題が議論され、平成15(2003)年6月より学部長は1人とし、副部長を置くことになった。現在政経学部教授会は、学部長1名、副部長1名ずつで、また教務主任、学生主任、政治学科主、経済学科主任、学年担任については、多くの学生を抱える大規模学部であるため、従来通り2名ずつ役職者として置かれている。ただし、経営学科は昼夜開講制をとっていないので主任は1名である。原則として学部長、副部長、教務主任、学生主任、政治学科主任、経済学科主任、経営学科主任からなる「学部四役会」を教授会開催1週間前に開催し、学部長会からの教授会への報告事項、協議事項、また学部独自の提案案件の検討および調整等を行っている。さらに、学部内で課題は、「学部四役会」をほぼ毎週会議日に開き対応している。

また各学科別の学科会議は、教授会の前に開かれるのが普通であったが、近年課題が多くなったため学科会議の開催数はかなり多くなってきている。学科会議は、学科主任が主務し、各学科に関連する教育課程の変更、教員人事等について発議するとともに、教授会または学部長から付託された問題を、学科の立場から全体の意思統一に向けて検討している。

平成18年度は、昼夜開講制を廃止しフレックスAとフレックスBを統合するために、学部四役会をはじめ学科会議、そして「学部改革委員会」を設置して、改革の方向性や具体的内容を検討している。

さらに教育課程の必要適切な運用を図るために、「カリキュラム委員会」を設置し、教育課程の内容の変更等を検討している。さらに学部の入学試験ついては、「入試委員会」を開催して学部入試全般について審議している。研究室•情報機器等の管理については、「学部四役会」や「LAN委員会」において適宜検討している。

教授会の権限と委員会の権限との関係を述べると、学部教員の人事は教授のみで構成する人事委員会で審議し、教授会の承認を得ることになっている。これは、「国士舘大学政経学部教員の採用及び昇格に関する内規」（以下（内規））に定められている。人事委員会の成立条件は教授会が過半数で開催される（「学則」の第32条および「政経学部教授会運営規程」の第4条）のに対して、3分の2以上（「内規」の第5条）と定められている。

教員の新規採用および昇格人事は人事委員会で審議し、決定されるが、その原案作成のために各学科の教員によって構成される審査委員会が設置されることになっており、その報告にもとづき審議し、決議される。

現在政経学部教授会は63名の陣容を備える、大規模の教授会でもある。それだけに細かな案件までを教授会で議論する余裕がなく、もしそこまで議論をするとなれば多くの時間と労

力を費やすことになる。したがって、細かな内容や議論は、教授会という親会議と、学科会議及び各種委員会の子会議との間で議論の範囲の明確化や決定内容の明確化を図り、良好な関係と運営を図る必要がある。

このような教授会や各種委員会運営システムは、教員の多様な意見を採り入れつつ意思決定の効率化を図るという点で、比較的良好に機能してきたと思われる。言葉を換えれば、専門性を持つ学科会議、人事委員会と教授会がそれぞれの存在意義を確認し合い、調整を図ってきていると評価できる。

さらに、近年は特化した課題を検討する委員会や委員が増えてきており、専門性を有する委員が議論を深めているが、会議が多くなりすぎたという意見も多い。会議の数や委員等の役職数を適正に管理することは、組織環境やその成熟度などに影響されるため容易ではないが、適正に管理できるようにする努力も必要である。

教授会は、学部の審議事項に関する最高意思決定機関である。しかし、現実的にはすべての事項や案件を教授会で検討し、議決することはできない。そのため、専門性や役割に応じて、学部内の学科会議や専門委員会を設置してある。

例えば、「内規」第6条に「…人事委員会の審議結果を教授会に報告し、承認を得なければならない。ただし、教授会は、原則として人事委員会の審議結果を尊重するものとする。」とある。これは人事委員会の専門性ある審議の結果を尊重することを意味している。それは、苦い経験として各委員会での結論が教授会で承認されなかった例があるからである。また、これは各学科会議の審議の結果を人事委員会が尊重しなければならないことにも通じる。学部の意思決定としては、それぞれの会議が尊重された上で、総合的で最終的な判断を積み重ねられなければならない。換言すれば、各会議の存在意義を確認し、それぞれが効率よく機能できるようにすることが学部運営であると心がけていかなければならない。

前述のように、専門委員会と教授会との関係では、専門委員会で審議された内容が、必ずしも教授会で受け入れられるとは限らない。そのために「政経学部教授会運営規程」の第13条に「委員会は協議機関であるが、委員会の合意事項については教授会はこれを尊重するものとする。また教授会の委任決議により委員会を決定機関とすることがある。」となっている。いわば、教授会での合意（つまり教員全体の一致という民主的合意）と専門性をもつ委員会(学科会議を含む)決議を尊重すること、つまり、その間のバランスの取り方が組織的な民主主義であると言える。しかし、これを現実的にクリアーするために、第13条とりわけ後段の文章を設けて教授会という全体の権限を専門性をもつ委員会に委ねることにしてきた。人事委員会の決定を教授会で承認するということは、その一つの証左と見てよい。

さらに、教授会は自主性、自律性を持って、学部の将来を決定していく議決機関である。しかし、その一方で大学が存続する環境は年々厳しくなってきている。「学部の自治」と「大学全体の経営」という問題を、私立大学は必然的に有している。学部や大学の運営に関して専門的な見識を有する人材は、学部にも理事者サイドにも存在するが、立場を異にすると意見も違うことも多い。大学の将来を考えた場合、学部長会だけではなく、学部と理事会をつなぐ意見交換の場など工夫していく必要がある。

学部で教授会決定が最高の意思決定であることに異論はない。しかし、これまで見てきたように、教授会の全体における合意形成と専門性をもつ各種委員会の決定との間の問題につ

いて、どのように解決していくかということが大きな課題である。現実的には、専門性を持つ委員会には学部四役が委員も兼務していることも多く、委員会決定と教授会決定に齟齬が生じないようにしている。

しかし、こうした委員の兼務状態は、学部四役の仕事量をかなり増やすことにもなってきており、学部執行部の役職者の重荷ともなっている。健全な組織運営と組織判断をしていくためには、教授会を構成する教員一人一人が各種課題に対する専門性を見出し、課題議決のための教授会と委員会（もしくは学科会議）との適切な住み分けが可能となるよう調整していく必要もある。

（2）学部長の選任手続の適切性及び妥当性

学部長選任の手続は、「国士舘大学学則」第27条を受けて学部内規「政経学部学部長候補者選出に関する内規」において定められている。すなわち、政経学部長は、専任教員（教授、助教授、専任講師）からなる教授会構成員の投票により、教授（68歳未満被選挙権者で教授歴三年以上の者）の中から選出される。選挙は、教授会が別に選出する選挙管理委員会(5名)の管理下で、1カ月の公示期間を経て行われ、「全有権者の3分の2以上が参加することにより成立する」(同内規第9条)。学部長の任期は2年間で、再選は認められている。学部長が任期途中で退任した場合なども、上記学部内規に従って後任の学部長を選任し、残任期間を務めることになっている。

上記規則に定める手続は、適切、妥当なものであり、厳正に運営されていると判断されるが、不測の事態が生じた場合の学部内規定の整備が遅れている面もあり、次回学部長選挙までに規定の整備を諮る必要がある。例えば、学部長選挙は立候補とされているが、立候補者が1名もでなかった場合や、信任投票で不信任とされた場合の対応策に関する規定である。これらは、選挙管理委員会からの改正意見としてだされているので、時期に合わせた改正が必要である。

学部長選任は現在、立候補制を主とする前述の「政経学部学部長候補者選出に関する内規」(平成14年4月制定）による。しかし、元来学部長職は、多忙で、かつ責任の重い職であり、むしろ教授会構成員の義務の一環として、定年までにできるだけ多くの教員が経験すべきであるとする意見や、要職で多忙を極めるのであるからこそ立候補は変えられないとする意見もある。したがって、この学部長のあり方に関しては時期を見計らい、どうすべきか議論することも必要である。

学部長については、国士舘大学学則第27条により、学部に学部長を置くことになっており、また国士舘大学学部規定第2条によると、学部長は当該学部を統括し、学部を代表するとある。さらに学部長の任期は2年（同第3条）で、学部長は教授会を招集し、議長となる（学則第31条）こと、および学部長会に出席する義務があること等が定められており、重要な役職であることは論を待たない。しかし、学部長選出内規の未整備の箇所が、いくつか選挙管理委員会より指摘されているので、それらを改正するとともに、学部長の権限や責任の範囲などについて不明確な点を明文化して周知しておく必要がある。

11.3　体育学部

本学部の教育課程、教員人事をはじめとする教授会の権限は、国士舘大学学則第30、31、32、33条に基づいて行われている。

教授会の具体的審議内容は、本学部教授会に関する内規第3条において定められている。教育の改変は、すべて教授会議決に基づいて理事会の承認をもって成立する。

教員の人事は、「体育学部教員採用並びに昇格に関する内規」及び「体育学部教員等資格審査委員会の手続きに関する内規」に基づいて定められた本学部の規定にしたがって決定される。教授の人事は教授のみが構成する教授会で、助教授の人事は教授と助教授が構成する教授会で、講師（専任•非常勤）及び助手の人事は教授、助教授、講師が構成する教授会で行っている。教員等資格審査委員会（7人で構成）は、学部長の求に応じて教員審査委員長が規則に従って開催し、資料等による審査が行われ、その結果を教授会に報告し、教授会で審議する。その結果は上申され、理事会において決定される。

本学の教授会の運営を円滑かつ能率的なものにするために、三役会（学部長、教務主任、学生主任）と主任会（学部長、学科主任、教務主任、学生主任、教務主任補佐、学生主任補佐、研究所長、研究科委員長、研究科主任、予算委員長、事務長）を開いて、教授会議事内容の検討と調整を行っている。

各学科に関する教育課程の変更、教員人事、教授会及び学部長から付託された事項について協議し、その結果を教授会に報告する。

学部運営、学生の生活等を必要かつ適切に運用するために常設委員会が設置されている。また必要に応じて教授会の議を経て、臨時に特別委員会が設置される。

これらを含めて、教授会の運営活動は、おおむね適切に行われている。

教員の多様な意見を採り入れ、意見決定の能率化を図るという点においては良好に機能しており手続きは妥当で、適正に運用されていると判断される。

学部長選出に当たり、再任に一定の期間を定めるべきとの意見があるが、選挙規程により正常に行われている事実から、必要ないとの意見が大勢である。

本学部長の選出手続きは、充分透明性があり、妥当と考えられる。

教育課程や教員人事、学部長権限及び本学部意思決定の運用は、規程に従い適正に行われていることから、理念・目的・教育目標が達成されているものと考えている。

現状では、法人からの人事介入や正式な手続きを経ない人事等の案件は生じておらず、また学部運営機構としても確立しており、教授会の運営、権限は妥当と考えている。

11.4　工学部

工学部教授会は、本学部所属の専任教授を主体とし、専任助教授、専任講師を加えて構成され、次の事項を審議する。

（1）教育および研究に関する事項

（2）教育課程及び授業に関する事項

（3）学生の入学、退学、再入学、休学、復学、編入学、転学、転籍、復籍、および卒業に関する事項
（4）学生の入学試験に関する事項
（5）学生の試験及び評価に関する事項
（6）学生の厚生、指導および賞罰に関する事項
（7）学生の外国への留学、外国人の受け入れに関する事項
（8）海外との教育、学術または文化に関する事項
（9）教員人事に関する事項
(10) 学部長の候補者推薦に関する事項
(11) 学長から諮問された事項
(12) 学則その他教学に関する諸規定に関する事項
(13) その他教授会の必要と認め他教学に関する事項

ただし専任教授、専任助教授および専任講師の任用に関する事項は、専任教授のみをもって構成する教授会（学則第30条教授会）において審議することになっている。教授会は、海外出張者、休職者を除く構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

本学部の教育体制の運営は、本学部長と、学部全体の教務調整役としての教務主任、学生の生活指導、奨学金などを業務とする学生主任の3役がこれにあたる。学部の運営方針は、本学部教授会で審議する。

本学部教授会は人事、教育、研究など本学部の運営に関するほとんどすべての事項についての最高審議議決機関であり、その決定は大学、法人からも最大限に尊重される。ただし、採用人事にあたっては、充当の妥当性について、あらかじめ学長を通じて理事会の判断を仰ぐことになっており、充当許可がおりた段階で具体的な人選に入る。採用を含めた人事については、年度当初に各学科から2名選出される工学部選考委員会において、業績などの経歴について慎重に検討する。この検討結果を学部教授会に諮り、審議を経て投票によって決定される。昇格は学部の推薦を受け、工学部選考委員会で検討され、採用と同じ方法で決定される。今まで採用人事や昇格などの異動における工学部選考委員会においての検討結果を教授会で否決した例はなく、工学部選考委員会が詳細で慎重な議論をしていることが各学科主任を通じて報告されることで、順調で公平な運営を行っていると判断している。

本学部3役は、それぞれの職務に応じ、事務と調整をとりながら本学部運営を行うが、学科間の連絡調整に加え、学科の代表意見をまとめる学科主任と上記3役に本学部事務長を加えた主任会議が、本学部全体のコンセンサスを得るため機能しており、学科主任は学科の各教室と主任会の考え方を調整する仕事をしている。また、本学部長は学部長会議に出席し、大学全体の方針の決定に関与する。学部長会議は審議機関ではなく調整機関ではあるが、学部教授会を横断した合意を得るために大きな役割を果たしている。同時に、学部長会の合意の実務的調整機関として、教務部長と教務主任で構成する教務主任会、学生部長と学生主任で構成する学生主任会が機能している。

現在のところ、法人からの介入や正式な手続きを経ない人事案件は起っておらず、大学運営機構として確立しており、教授会の運営、権限は妥当と考えている。

本学部長は本学部教授の中から「工学部長選出規則」の定める手続きにより、工学部教授会において選出される。この場合、選挙者の3分の2以上の出席を必要とし、単記無記名投票において過半数を得た者を当選者とするが、この条件に達しない場合は上位得票者2名について決選投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。その他、あらゆる場合を想定して、当選者の決定方法が規定されている。なお、学部長の選出は任期満了の少なくとも1カ月前までに行い、学部長の欠けた時もしくは辞任した時は速やかに行うこととなっている。

学部長選挙は2段階で行われる。まず予備選挙によって得票を得たもので立候補の意志があるものが本選挙の学部長候補者となる。学部長候補者には選挙までに、抱負や公約をのべる機会はあるが、従来の慣習で、教授会での発言や委員会での実績を見込まれて推薦されることが多く、特に抱負や公約を述べる必要のないことが多いため、この機会は利用されていない。

さらに、学部長に選任された者は、正当な理由のない場合以外は、自分から学部長を辞退することはできない。このように、学部長の選出は公明正大に規則通りに行われ、特に問題は生じていない。

本学部長の選出手続きは充分に透明であり、妥当と考えられる。また、法人からの干渉は一切存在しない。

11.5　法学部

法学部の管理運営は、法学部教授会を中心として実施されている。また、教授会は、学部内の諸委員会並びに学内の諸委員会と連携している。

①　教授会

教授会は、学部における最高の議決機関であって、専任教授および助教授•専任講師をもって構成され、学部の教育課程及び研究・教員人事、並びに学部の管理運営に関する事項を審議する。法学部長がこれを召集し、かつ議長を務め、学部長に加えて教務主任と学生主任の三役が、執行部として議事運営に当たる。なお、下部機関として各学科毎に学科主任が召集する学科会議が設けられ、主にカリキュラムの運営、実態および教授会からの委任事項に関する検討・調整を行っている。

②　諸委員会

法学部内には次の委員会が設置され、教授会を補佐するかたちで機能している。人事委員会（専任教授で構成され、教員の採用及び昇任についての審議している）及びカリキュラム委員会、情報化委員会、予算委員会、法学会委員会、雑誌編集委員会(注：法学会誌•Student Law Journal・比較法制研究・最先端技術関連法研究の各々につき編集委員会が設置・運営されている)、行事担当委員会、便覧編集委員会、就職委員会、図書委員会、自己点検•授業評価委員会、等である。上記の学部内委員会とは別に、大学内の諸委員会に法学部として委員を派遣している。

管理運営に関して開催される教授会並びに各種委員会には、概ね必要かつ十分な情報が出席者に毎回提供されており、発言についても格別の制約が課されることがなく、自由な討議が実現している。法学部教授会出席者の大多数は、当然ながら法律学の研究者であり、従って意識するしないにかかわらず、法律学に於いて通常つかわれている概念や発想を、発言者が活用している事例が多い。この点は、能率的に論議を進める上でプラスに働いており、妥当な結論を得る面でも有益である。

わが国の法学教育は急速に変化しつつあり、その一つには諸種の資格制度及び能力検定制度があり、卒業後の進路に関わって学生に意識されている。この点について、一層積極的な対応を取らなくてはならないと考え、学部のカリキュラム中に、卒業要件とはならないものの、随意科目として法研指導（1・2・3・4年）を設定している。さらに語学力のレベルアップや情報処理教育をも含め、既に学部として諸種の対策が相当程度キメ細かく採られているけれども、なお一層の工夫を凝らして学生の実力向上を図る必要がある。

法学部は、その全体的なイメージアップをも考慮し、上述の事情に対応する施策を改めて設定しなくてはならない。したがってこれに対応する管理運営体制を構築することが肝要である。この体制で最も重要な部分は、個々の学生の要望に応じて、①資格制度等を踏まえた目標設定についてのコンサルティングと指導、②各分野に於ける学習の達成度管理（例として法学検定試験またはビジネス法務検定試験・TOEICなどを受験させ、その結果を活用する）であると考えられ、この種の施策を総合的に講じることを目指す。

11.6　文学部

①　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

文学部の管理運営は文学部教授会を中心に行われている。教授会は学則30条の規定に基づき設置され、教授会運営内規（平成3年4月1日施行、平成10年改定施行）にしたがって運営される。教授会には定例教授会と臨時教授会がある。定例教授会は、あらかじめ文学部の年間行事予定に定められた期日に開催する教授会であり、臨時教授会は、次回定例教授会を待てない緊急な案件が発生し文学部長が必要と認めた場合に招集する教授会である。

教授会は学則に基づき専任教授をもって構成するが、人事のための教授会を除く通常の教授会は、専任教授のほか助教授および専任講師（以下、構成員という）を加えて構成する。また、このほかにも教授会運営上必要と認められる場合は、教授会の承認を得て通年、あるいは臨時に特別な出席者を置くことができる。文学部では教授会の運営を補佐するため、事務長と事務長補佐を常例の出席者としている。

教授会は、教育課程・教員人事をはじめ、学則第33条の定める次の事項を審議する（審議事項）。

（1）教育および研究に関する事項

（2）教育課程および授業に関する事項

（3）学生の入学、退学、再入学、休学、復学、編入学、転学、転籍、除籍、復籍および卒

業に関する事項
（4）学生の入学試験に関する事項
（5）学生の試験および評価に関する事項
（6）学生の厚生、指導および賞罰に関する事項
（7）学生の外国への留学および外国人留学生の受け入れに関する事項
（8）海外との教育、学術または文化の交流に関する事項
（9）教員人事に関する事項
(10) 学部長の候補者推薦に関する事項
(11)　学長から諮問された事項
(12) 学則その他教学に関する諸規程に関する事項
(13) その他教授会が必要と認めた教学に関する事項

このほか教授会では、学内で開催される会議・委員会の「報告事項」と、学部に関連する行事、その他構成員に参考事項として伝達する必要があると認められる「連絡事項」を議題とする。

なお、教授会の運営に資するため、学部長・教務主任・学生主任および各専攻主任をもって構成する主任教授会を置き、学部所掌事項の共通問題について協議し専攻間の調整を行っている(主任教授会運営内規)。教授会には教授会審議事項のうち、特に重要且つあらかじめ細部にわたる審議を要する事項を審議するため付置委員会が置かれる。教授会に付置される委員会には、常任委員会と特別委員会がある。常任委員会にはカリキュラム委員会、教職課程委員会、学生指導委員会の3つが常設されている。特別委員会は常任委員会に処理が不適切な案件が生じた場合に設置され、議事終了をもって解散する。各委員会の審議結果は、学部長および教授会に文書で報告される（教授会に付置する委員会運営内規)。

文学部は、学部長の諮問機関として、第一委員会(通称第一部会)、第二委員会(第二部会)、人事委員会を常設している。第一委員会は学部業務（予算、施設）の管理・運営、教学に関すること、第二委員会は教員人事計画および同関連諸規程の立案に関すること、人事委員会は教員の人事審査に関することを所掌している。各委員会で審議され採択された事項は、文書をもって学部長に答申される（委員会内規)。

人事委員会は各専攻1名ずつの教授をもって構成される。文学部専任教員の採用•昇格ならびに非常勤講師の採用に関する事項は、各専攻で採用並びに昇格に関する規程に基づいて候補者を選定し、学部長に具申する。学部長はその具申案を当該専攻と協議検討したうえで人事委員会に付託する。人事委員会の審議結果は学部長に報告され、学部長はその報告の趣旨に基づき、教員の採用・昇格に関する議案を人事教授会に提出し、可否を諮る（人事委員会規定)。なお、文学部の専任教員の人事審議は、平成7(1995)年に定められた「教員の採用並びに昇格に関する規定」を基準として行われている。

文学部教授会の運営は、学則や教授会運営内規に則って運営されており、教育課程や教員人事に関する教授会審議も概ね適正に行われている。教授会と主任教授会、教授会と付置委員会、学部長の諮問委員会との関係も規則に則った運営が、すでに定着し慣例化している。

文学部の管理運営の基礎は、学部教授会と主任教授会並びに付置委員会・諮問委員会並びにこれを構成する組織上の基礎単位となっている専攻会議にある。すでに述べた通り、専攻

を取り纏める筈の学科には管理運営上の機能はほとんどないことから、専攻の独立性があらゆる面で強く発揮され、教育課程や教員人事においても専攻の意思が強く反映される。反面、それが関連する学科において検討されることは少ない。

教養教育担当者の人事については、所属専攻から発議し、教養教育運営センターの各部会と調整された上で、人事委員会に諮問されるが、教員の専門分野と所属専攻の専門が一致しない場合は、人選の過程が必ずしもスムーズであるとは言い難い。そうした状況のまま、むしろ専攻の立場を優先した人選が行われる危険性も孕んでおり、教養教育の運営の問題点が、このような人事の難しさに集中的に現れている。

文学部教授会の管理運営の基本は、すでに規則も整い、それに則った運営が慣例として定着している。今後は教授会・主任教授会・付置委員会・諮問委員会等の諸規程間にある細かな不整合部分などを調整し、「文学部内規類集」の整備も進めつつある。

文学部の将来構想を立て、それに向けて改革を推し進めるためには、教員の人事計画も、専攻の枠組みだけで発想するのでなく、学際的領域をも含み込む幅広い視点から教育課程のあり方を再検討し、柔軟な教員採用の計画を共同して構想し、実施することも必要であろう。

②　学部教授会と各部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会と各部長との間の連携は、毎月の定例学部長会、教務主任会、学生主任会における協議を通してはかられている。教務部長、学生部長が主催する教務主任会、学生主任会の協議事項のうち重要事項は、学部長会の協議事項を経て、教授会の審議事項となる。

このやり方がほぼ定着し、大きな問題もなく運営されているが、ときに主任会で確認された事項が、学部長会を経ずに執行され、教授会で指摘を受けることもある。

主任会後、学部長会の協議にのせるべき事項、報告だけで終わる事項、つまり、教授会の審議事項と報告事項の区別は、ほぼ慣例化しているとは言うものの、再点検し共通理解をつくっておく必要がある。

③　学長・学部長の選任手続きの適切性、妥当性

学長・学部長の選任はいずれも定められた諸規程に従い、公正な選挙を行い、選任されている。学長選挙は、立候補者は教員選挙人の総数により定められた専任教員の推薦を受け、所信を明らかにしての選挙となる。これに対し学部長選挙では、立候補の受け付けは行われず、被選挙人有資格者の名簿から相応しい者に投票して学部長を推挙する。したがってどのような所信をもって公務に就くのか表明は行われない。

過去のさまざまな経緯があって、このような選任手続きをとっている。この方法を続けていくのか、それとも立候補・選挙の方法にするのかについては、今後検討しなければならない。

④　学部長権限の内容とその行使の適切性

教授会の審議を経て、教授会で学部意志を決定する基本ルールが守られているので、学部長が専権で学部の意志決定にあたることは少ない。人事では、教務主任・学生主任の選任は学部長が専権で行い、教授会に報告している。専攻主任も規程上は学部長による選任とされ

ているが、慣行として専攻教員が互選し、学部長案として教授会の承認を得ている。

学部予算の編成、執行についても専攻に配当する部分については、専攻教員自身による編成･執行が行われ、学部運営全体に係わる部分で、学部長の意志に基づく働きが許されるが、その場合でも具体的な事業計画案を教授会に示し、承認を得て執行に至るのであり、学部長の専権で教授会の意志を確かめずに実行に移されることはない。

学部長の専権が制限され、すべて教授会の審議を経て決定するという点では、民主的な学部運営が行われている。

⑤　大学の意志決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

全学に係わる意志決定を要する場合、本学では理事長を座長とする各種の審議会が開催され、情勢の分析・改革の方向性を打ち出し、改革案づくりが行われている。全学のコンセンサスをつくるにはこの方法以外にないと考えるが、審議会の審議に無理があると、結局はその後の学部承認手続きに困難が生まれる。

審議会が審議を充分に尽くし、問題点を洗い出しておくことができれば、その後の意志決定手続きもスムーズに行き、審議会の決定が、学部の承認を得られないというような事態を防ぐことができるであろう。

11.7　21世紀アジア学部

21世紀アジア学部では、カリキュラム面などのほか、管理運営面でも三つの新たな試みを行ってきた。

第一の試みは、専任教員を構成員とする教授会に専任事務職員を加えた学部会議の設置である。第二の試みは、各種委員会を置かず経営戦略委員会の単一委員会制をとっていること。第三の試みは、教務主任等三主任、事務長に加えて学部長補佐を置く学部長補佐体制を敷いていることである。この三点は、学部長のリーダーシップの発揮とメンバー全体の合意形成との両立を目指す三位一体の試みとしてとらえるべきものである。

学部会議は学部長が議長を兼ね、現行では、教務主任が司会進行を勤めている。なお、専任職員も基本構成員とするが、教員人事等、教授会の専権事項に関しては専任職員の審議や投票への参加は行われない。

経営戦略委員会は、学部長が委員長を兼ね、学部長補佐、教務主任・学生主任・学科主任の三主任と学部事務長を基本構成員とし、学部長による指名委員を加えることができる。この委員会は、学部会議の議題の調整を行うほか、検討課題につき各ワーキンググループへの諮問を行う。

また経営戦略委員会の下に、言語教育、IT教育、研修等の作業部会に当たる複数のワーキンググループが設置されている。各グループは経営戦略委員会メンバーが座長を勤め、語学担当教員やIT教育担当教員、海外語学研修･日本研修担当教員等、各作業の実務担当者によって構成され、事情に合わせて他の教職員を加えることができる。これは、教員の輪番的片手間仕事の域を脱した専門性の高い作業を行うことを目指すとともに、現場の声を執行部の意

思決定過程に直結させることを目指したものである。

学部長補佐は、大学本部の教学組織での学長室長に当たるもので、学部長の下で経営戦略委員会関連の業務のほか、学部全体の企画調査・調整・渉外等の業務を担っている。

経営環境が日々厳しさを増す中で、21世紀アジア学部ではこれらの試みを通して、学部長はじめ各現場の担当者の能力が一貫性をもって十分に発揮され、真に柔軟で迅速な対応が可能な管理運営体制の構築を目指している。

長所と問題点として以下があげられる。

①教授会に専任事務職員を加えた学部会議が設置されている点については、教職員の一帯感が醸成される点が長所としてあげられる。問題点としては、他局の指導等により職員サイドの審議参加が自粛されている点があげられる。それにもかかわらず、教職員間の壁を低くしようとする学部の意向は、少なからず教職員の一帯感の醸成に寄与している。

②経営戦略委員会のみの単一委員会制を採用していることの長所は、学部長が人事、教務ほか主要な案件のすべてに目を配り、一貫性のある学部の管理運営が可能となる点である。問題点としては、経営戦略委員会メンバーの負担があげられる。委員会審議や、個々の案件処理に費やされる時間等の負担にもかかわらず、待遇面での考慮は特別になされておらず、適正さに欠けるといわざるをえない。

③経営戦略委員会の下に、言語教育、IT教育、研修等の作業部会に当たる複数のワーキンググループが設置されている点については、教員の輪番的片手間仕事の域を脱した専門性の高い作業の遂行、現場の声を執行部の意思決定過程に直結させることが長所としてあげられる。また作業の効率化、全体として教員負担の軽減につながる点も評価されるべきである。問題点としては、一部のワーキンググループメンバーの負担に対する待遇面での考慮が特別になされていない点があげられる。

④学部長補佐の設置については、経営環境が悪化する中で、学部レベルでも、教務、学生指導、学部事務といった通常業務運営の片手間では処理できなくなっている不断の内容の見直しとそれに伴う企画・調査、さらには実現に向けた調整・渉外等の業務をしっかりと遂行できる体制が構築できるという点に長所がある。問題点は、最早不可欠といって良く、実際の業務負担が最も大きいこの役職が、学則にではなく学部規程に基づくもので、したがって職務手当てはおろか、制度上何のサポートも受けえないシャドーワーク的な状態に置かれたままであることにある。

こうした一連の試みを通して、学部長はじめ各現場の担当者の能力が一貫性をもって十分に発揮され、経営環境が日々厳しさをます中で真に柔軟で迅速な対応が可能な体制をたちあげた点は、21世紀アジア学部の管理運営体制の長所といえる。

その一方で、既存学部の体制に合わせたまったく発想を異にする学則等の、時代の変化とは逆行する制度的枠組みの中で、学部の新しい管理運営体制を担う一部の教員に対する十分な待遇上の措置を欠き、著しく不適切な労働環境を生じさせている点が最大の問題点にほかならない。

21世紀アジア学部は、国士舘大学の新しい体制を目指す柱の一つとして生まれた学部であ

る。厳しい経営環境の中で、適切な経営意識を持ちながら、激しい変化に迅速に対応し、常に時代のニーズに応える学部像をその理想型としてきた。現在の管理運営体制は、そうした理念・目的の実現を支えるにふさわしい体制といえる。

しかしながら、この体制を裏付ける制度的な措置の整備が著しく遅れていることは否めない事実である。開設時に多少の犠牲が強いられることは止むを得ないとしても、それが恒常化されることで体制づくりが遅れることがあってはならない。体制づくりの遅れが強く懸念されるところである。そこで、とるべき方策は次の三点である。

①〈学部会議〉への専任職員の実質的参加自粛の解除

②〈学部長補佐〉をはじめとする各担当者の負担分に見合った待遇の見直し

③こうした改善を行うために必要な学則変更等の制度上の整備

学部長選任手続の適切性、妥当性

学部長選任手続は、国士舘大学学部規定に基づき21世紀アジア学部の学部長候補者選出に関する内規において定められている。すなわち学部長選挙は、選挙管理委員会のもとに実施され、選任教員（教授、助教授、講師）の単記・直接・無記名投票により決せられる。投票総数の過半数を超えた得票者を当選とするが、複数の立候補者がいて一回の得票が過半数に充たない場合は、直ちに上位2名の者で決選投票を行い、その上位者をもって当選とする。また、立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。これらによっても、なお決し得ない場合は、学部会議で対応を協議するとしている。

この規則に定める手続きは、適切、妥当なものであり、厳正に運営されていると判断される。立候補のない場合についても、学部会議構成員の推薦により候補者を決定するとしており、これにより立候補者が不信任された場合にも対応でき、選出手続き上の問題はないと考えられる。ただ本内規には再選に関する規程が無く、今後検討し、明示されるべきであろう。

再選にかかる規定を明文化すると同時に、より多くの選任教員が学部長職に関わり易くするために、多忙で、かつ責任の重い学部長の職務を選任教員全体で分担すべく、意識と制度づくりが求められよう。

12. 財務

12.1 教育研究と財政

私立学校の現状は、近代における少子化問題、18歳人口の激減と大学数の増加による定員割れ、そしてついには「大学全入時代」等々、経営状況の悪化が叫ばれている。本学では、これらの背景に対して大学院・学部・学科等の新設及び改組・転換等を実施し、入学定員確保に努めてきた。

過去5年間（決算確定後）の消費収支計算書における平成17(2005)年度状況を平成14(2002)年度に比較すると、学生生徒等納付金収入は、新学部の開設に伴い、増収で推移し、結果14億円（9.5%）増加した。また消費支出全体では、将来への備えを考慮した支出予算抑制の結果、横ばい傾向で推移し、2.3億円（−1.3%）の減少となった。一方で手数料収入は、志願者数または受験者数の減少傾向を反映している状況にある。（細部は、別掲の「連続消費収支内訳表」による）

「志願者・受験者・合格者・入学者数及び手数料収入の推移」

（単位：志願者数から入学者数までは人数を、決算額は百万円）

項目＼年度	2002	2003	2004	2005
志願者数	17,519	16,803	15,985	14,540
受験者数	17,121	16,446	15,583	14,123
合格者数	5,570	5,811	6,092	6,013
入学者数	3,325	3,464	3,343	3,270
手数料収入	542	507	462	403
対前年度増減率	−4.1%	−6.5%	−8.9%	−12.8%

学生生徒等納付金の単価は、不安定な経済情勢による納入者負担の軽減並びに他大学の動向から据え置き状況にある。また前述した状況からも、今後とも増額改定は望めるべくもない。

先の学内調査の結果によると、本大学における年度別5月1日現在の退学・除籍者数が次表のとおり示されている。

「5月1日現在学生数における退学・除籍者数及び徴収不能引当金繰入額等の推移」

（単位：学生数、退学除籍者は人数を、決算額は百万円）

項目＼年度	2002	2003	2004	2005
学生数	11,659	12,267	12,600	12,600
退学・除籍者数	534	693	586	573
比率	4.58%	5.65%	4.65%	4.42%
徴収不能引当金繰入額	71	115	112	103
徴収不能額	2	2	1	3

これまでの施設整備計画においては、平成4(1992)年度に体育学部の多摩校地移転に伴う校舎新築、その後の同学部大学院新研究科開設に伴い、さらなる施設の拡充整備を実施した。また鶴川キャンパスにおいては、平成14(2002)年度21世紀アジア学部開設に伴う30号館校舎

の新築並びにメイプルホール（図書館棟）の改修・増設等を実施した。これらの事業は長期借入金により対応し、償還計画に即した自己資金による借入金の償還及び同利息の支払いを継続して行っている。

これに平行して、基本金組み入れは順調に推移し、本学の資産形成が充実してきている状況を示している。反面、平成17(2005)年度の消費収支差額は3億円の支出超過となり、過年度からの累積額では100億円を計上している。

将来を見据えた事業計画の推進・遂行の結果、財政上の安定性をこれまで保持してきている。しかしながら、そのような取り組みを行い、募集活動から全教職員体制にて臨む入試業務を経て、漸く確保した学生が、一学部学科の入学定員数の規模で退学・除籍者となることは、是非とも改善しなければならない。

修学意欲喪失者への教職員及び専門家による対話・相談による積極的な対応を図り、経済的困窮者への奨学金または貸付金制度の充実や、在籍する学生数の維持・確保に向け、学生や保護者に喜ばれる、より質の高い教育を展開･推進して行く必要がある。これがひいては、学生や社会からの支持並びに志願者増加にも繋がるものと思われる。

○総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況及び両者の関連性

本学は平成29(2017)年に創立100周年を迎えるのを機に、創立100周年記念事業を計画し、平成18(2006)年2月、「創立100周年記念教育研究施設等の総合整備事業計画」を制定した。

当該計画では総合整備事業を3期に区分し、第1期を平成18(2006)年4月～平成20(2008)年3月までの2年間とし、第2期を平成20(2008)年4月～平成25(2013)年3月までの5年間、第3期を平成25(2013)年4月～平成30(2018)年3月までの5年間としている。当事業計画期間の区切りは、それぞれの期間が創立90周年、95周年、100周年に該当することから区分したもので、事業の概要は、次のとおりである。

（事業概要）

期別	事業項目	事業の内容
第1期	1. 世田谷•梅ヶ丘キャンパスの総合教育棟及び地域対応施設の建設と環境整備等	(1) ①地区教育棟（仮称）の建設 （世田谷•梅ヶ丘キャンパス 4 学部（政経•工・法・文学部）完結型キャンパスの建設と整備開発に基づくシンボリック校舎の建設）
	2. 教育・研究組織の整備	(1) 各学部の改組等 （社会の期待に応える人材養成のために）
		(2) 奨学支援の拡充
	3. 90周年誌の編纂	(1) 90周年誌の編纂
第2期	1. 鶴川キャンパス、多摩キャンパスの建物等整備	(1) 学部設置等に関連する建物整備
	2. 奨学支援及びスポーツ、文化活動などの支援	(1) スポーツ活動等への支援
	3. 100周年誌の編纂	(1) 100周年誌の編纂
第3期	1. 世田谷キャンパスの再開発整備	(1) 世田谷キャンパスの建物等整備（世田谷キャンパスシンボルタワー棟の建設） （世田谷キャンパスと世田谷•梅ヶ丘キャンパスの融合の中で）

因みに、本学における単年度の教育研究計画は、平成17(2005)年度より単年度事業計画として編成され、ホームページ等において公表されている。

12.2 外部資金等

外部資金等に関連して、財政安定の一助となる寄付金及び資産運用収入における過去4年間の受け入れ状況は、次表のとおりである。

「寄付金及び資産運用収入の推移」　（単位：寄付金・資産運用収入は、百万円）

項目＼年度	2002	2003	2004	2005
寄付金	90	78	32	59
対帰属収入比（%）	0.6	0.5	0.2	0.3
※他大学平均（%）	2.8	2.2	2.4	－
資産運用収入	227	248	243	275
対帰属収入比（%）	1.4	1.4	1.4	1.5
※他大学平均（%）	1.8	1.9	2.0	－

※他大学平均は、「今日の私学財政」（日本私立学校振興•共済事業団）平成16年度版 理工他複数学部データによる。

寄付金の受入額は、年度毎に増減があり、帰属収入に占める寄付金の割合は、1%にも満たない状況である。

平成18(2006)年度、2年後に到来する創立90周年に向けた一大事業として、平成17(2005)年度購入した旧都立明正高校跡地に、世田谷・梅ヶ丘キャンパスの建設が着手された。完成後は、それまで鶴川キャンパスにおいて学んでいた政経学部、法学部、そして文学部の1・2年生が、4カ年を世田谷キャンパスにおいて修学する環境が整備されることとなる。さらには世田谷キャンパスへの3学部の集約は、受験者の志願要件として多大なる効果を期待するものである。これを前段階として、創立100周年事業に備えた、募金事業を開始した。

資産運用収入に関するものとして、特定基金を元本とする運用益は、超低金利の影響から大きな収益は期待できない。また受取利息・配当金のうち多くは、これまでの基本金組み入れ額及び減価償却額から累積された留保資金を元本として、過去において購入した中長期の国債、社債、または電力債等の有価証券の運用により得られた収入である。施設設備利用料は、本学が所有する小野路校地において、電源開発を行う電力会社からの土地賃借料収入や国士舘施設等貸与使用細則の定めに基づく、学外団体への貸し出しによる使用料収入である。

文部科学省科学研究費及び受託研究費並びに奨学寄付金については、本学の教務部学術研究支援課が担当する「外部資金による研究プログラム」によることとした。

(1) 科学研究費補助金

表1は、平成14(2002)年度から平成18(2006)年度までの5年間にわたる本学教員の新規申請・採択件数を示したものである。同期間における申請計数は、44、48、48、54、45件と横ばいに推移している。また、平成18年度における補助金の新規採択の内訳は、文学部590万円、体育学部300万円、21世紀アジア学部140万円、イラク古代文化研究所150万円であり、合計1千180万円であった。全学の新規採択件数が平成14年度より3、3、7、9、5件と推移し、採択率は微増傾向にある。平成18年度は全国272位で全国機関別配分額トップ300(転入者を除く)に入り、私学全体では103位であった。

本学には教授、助教授、専任講師及び助手を対象とする専任教員に一律支給される個人研究費38万円に加えて学長裁定の学内研究助成制度「国士舘大学研究助成」があるため、外部に研究資金を求める必要性が少なかったと思われる。しかし、研究助成金の上限が500万円(内訳：国外研究助成350万円、出版助成100万円、予備費50万円) であるため、より大規模な調査・研究を行うためには、外部研究資金を必要とする。また、科学研究費補助金採択の実績自体が大学の対外的評価を示すバロメータであることを考えると、科学研究費補助金等への応募を奨励する仕組みが必要となった。そのために平成17年度には学長裁定経費による重点プロジェクト支援の一環で学内公募型競争資金＝国士舘大学研究教育支援プログラムに3,700万円が予算計上され、本学の研究教育水準の向上・充実を図る試みがなされた。人文、社会、自然科学、複合の各分野から10件の応募があり、うち4件が採択された。その研究事業の研究成果の報告会が、平成18(2006)年11月 3 日に行われ、学内外から約90名の参加があり、好評を博した。

表1　科学研究費補助金の採択状況

学部 研究所	2002年度			2003年度			2004年度			2005年度			2006年度		
	申請件数	採択件数	採択率％	申請件数	採択件数	採択率％	申請件数	採択件数	採択率％	申請件数	採択件数	採択率％	申請件数	採択件数	採択率％
政経学部	4	1	25.0	3	0	0.0	4	1	25.0	6	1	16.7	4	0	0.0
体育学部	3	0	0.0	7	0	0.0	7	3	42.9	12	2	16.7	7	1	14.3
工学部	22	1	4.5	23	0	0.0	21	1	4.8	23	2	8.7	15	0	0.0
法学部	1	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
文学部	4	1	25.0	6	2	33.3	6	1	16.7	6	1	16.7	11	2	18.2
21世紀アジア学部	0	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	3	0	0.0	4	1	25.0
ｲﾗｸ古代文化研究所	3	0	0.0	2	1	50.0	1	1	100.0	3	3	100.0	3	1	33.3
武道・徳育研究所	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計	44	3	6.8	48	3	6.3	48	7	14.6	54	9	16.7	45	5	11.1

（注）採択件数は当該年度の新規採択分のみ、継続分を含まない。厚生労働科研費を含む。

（2）外部研究資金（受託研究費、奨学寄附金など）

大学が企業等と連携する場合の形態は、共同研究、受託研究、奨学寄附金の受け入れ、その他（受託研究員の受け入れ、寄附講座）の4つに大別される。

「共同研究」や「受託研究」は、大学（機関）として企業と「契約」という形で相応の責務を負う。

一方、「奨学寄附金の受け入れ」は、「共同研究」や「受託研究」と異なり研究成果の報告、具体的な研究の遂行に関して、大学は義務を負わない。

表2は科学研究費補助金以外の外部研究資金の受給状況である。ただし、これらは本学を通して受給した研究資金であり、教員個人が直接受給したものは含まない。

受託研究費、奨学寄附金の主な供給元は、主に民間企業である。平成14(2002)年度の受託研究費は139万円であったが、平成17(2005)年度は666万円と増加した。

外部資金の導入、獲得にあたっては、その資金の導入の是非に関する基準を持たなくてはならないし、資金を提供する団体の活動状況、資金提供の意図、研究内容など、倫理面も含めて審査する機関を学内に設け、それに関する規程を制定する必要がある。

表2　外部研究資金の受給状況　（単位　円）

年　度	件数	収　入	件数	収　入
2002	5	1,397,000	8	8,300,000
2003	4	1,725,000	7	7,740,000
2004	2	1,635,000	9	10,291,040
2005	6	6,663,500	5	3,200,000

（注）　これらは本学を通して受給した外部研究資金であり、教員個人が受給した外部研究資金は含まない。

（3）知的財産管理

大学の研究成果（研究シーズ）は技術ニーズを有する企業や組織・機関等に広く紹介することにより産学共同研究、技術移転、研究成果の製品化・事業化に道を開く。本学ではタマ―TLO（承認TLO）との間で「産学連携活動に関する基本契約」及び「知的財産権の技術移転に関する契約」を締結している。当該契約は、本学の研究者の発明考案から特許出願、権利化、技術収入等の知的財産権の技術移転に関する事項を規定している。このように研究成果の社会還元を行うとともに、知的財産の「創造」「保護」「活用」といった知的創造サイクルの実現を図っている。なお、表3は最近2カ年の出願状況である。

この背景には平成10(1998)年の「大学等技術移転促進法（TLO法）」の制定がある。正式名称は「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」といい、文字どおり大学等において生じた技術的成果の産業界への移転を促進するため、民間事業者が国有特許以外（国立大学の個人帰属発明及び公私立大学の発明）の発明を技術移転することが可能になった。

平成12(2000)年には大学や大学等の研究者を対象にした特許料の減免措置（アカデミックディスカウント)、国立大学の研究成果活用企業の役員兼業を可能とする「産業技術力強化法」が制定された。

表3　特許申請状況

年　度	件数	出　願
2004	5	工学部
2005	1	工学部

当該承認TLOとの契約には産学官連携・知的財産管理部門（知的財産本部等）の学内体制整備等を前提として記載されており、当分の間、整備途上にある本学においては柔軟に行うことにしている。したがって、職務発明に関する規程整備と財産を管理する法人に発明審査委員会等の学内体制づくりが急務となっている。

※承認TLOとは、上記TLO法に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により特定技術移転事業（TLO事業）の実施計画の承認を受けたTLOのことである。

12.3　予算の配分と執行

予算編成による配分、執行（予算申請）元への通知までの過程は、次のとおりである。

〈時期〉	〈項目〉	〈関係機関等〉
(前年度)		
8月下旬	予算編成方針（案）策定	財務担当理事調整
9月上旬	予算編成方針（案）の検討	学内定例理事懇談会
9月下旬	予算編成方針の確定	理事会・評議員会
10月中旬	予算編成方針の報告	学部長・大学付置研究所長合同会議
10月下旬	予算編成方針の周知	当年度予算申請説明会
12月中旬	予算申請書提出締切	申請元から経理課あて
(翌年)		
1月上旬	申請（事業）内容及び意見聴取	申請元、経理課
2月中旬	予算編成会議	財務担当理事　他関係教職員
2月下旬	予算原案の検討	学内定例理事懇談会
3月中旬	予算の確定	理事会・評議員会
3月下旬	予算の通知	申請元へ

学部予算は、学生・教職員数を基礎として積算した基準経費予算を配分し、当該学部の教育研究内容に応じた、形態分類による科目別予算申請書の提出を求めている。

今後は、限られた予算のより効果的配分を推進するため、魅力ある大学創りに貢献する事業への支援化方策を検討していく必要がある。

配分後の予算の執行は、事務組織に応じた各予算管理の責任者の承認を得て、次の関係諸規程に基づき実施している。

（1）予算の編成、執行の基準を定める「予算規程」

（2）会計処理、計算書類作成の基準を定める「経理規程」

（3）物品の適正な運営を定める「物品管理規程」

（4）施設の運用、整備、資産管理、入札の基準及び契約等を定める「施設管理規程」

（5）教職員の国内外への出張に係る旅費等の基準を定める「旅費規程」

経理課は、7名の専任職員に1名の派遣スタッフで構成するが、学生数約13,500人規模の大学部門に、高等学校及び中学校を併設する学校法人の一課として、予算の編成から日次・月次における執行・出納伝票処理そして決算処理並びに関係する計算書類の作成、加えて補助金申請等々の経理業務を担っている。このような中において、担当課員の業務負担に対応するため、業務内容の見直し･検討を行い、新「財務システム」を導入することで、次の改善･取り組みを実施することとした。

①年度予算の申請における学内PCネットワークを活用したWeb上での申請受付

②同確定予算の学内PCネットワークを活用したWeb上での配分

③予算執行における起票伝票の電子データ化

④銀行取引における電子データ処理・認証システム化

また、予算の弾力的運用に対応するための流用は、「予算規程」に、予備費の使用は「予備費使用に関する施行規程」に基づく支出統制を行い、予算の適正な執行に努めることにしている。加えて、予算執行の基礎とする事業計画に、年度の途中における変更を余儀なくされ、予算の流用及び予備費をもってしても手当が出来ない場合は、理事会の承認を得て、補正予算を編成し対応している。

12.4 財務監査

本学の国庫補助金収入は、10億円を超える額で推移している。本学では、このような公的助成及び税制上の優遇措置等がとられている公共性の高い機関であるための社会的責務として、次のような財務状況の公開を実施している。

（1）私立学校法に基づく「財務書類の閲覧」の状況

①対象者

学生・保護者・教職員及び当法人との間で法律上の権利義務関係を有する者

②閲覧ができる旨の周知

国士舘大学新聞及び広報誌「vigor」等に閲覧可能の旨を掲載

③閲覧資料

財産目録、資金・消費収支計算書（含む内訳表）、貸借対照表（含む付属明細表）、事業報告書（私立学校法第47条に基づき作成したもの）及び（監事及び公認会計士の）監査報告書

④閲覧場所

学校法人国士舘　法人事務局内

⑤関係する規程

「財務書類の閲覧に関する規程」により、対象者の範囲、資料名、場所･時間、閲覧の申請手続き（含む様式）、担当部署等について規定

（2）一般公開の状況

①一般公開の方法

国士舘大学新聞及び広報誌「vigor」及び国士舘大学ホームページ

②公開の内容

以下の「公開する財務諸表」のほか事業計画書及び事業報告書。なおホームページで

の掲載期間は、1年程度としている。

「公開する財務諸表」

予　　算	内訳表	補正予算	内訳表	決　　算	内訳表
資金収支予算書	除く	補正資金収支予算書	除く	監事監査報告書	－
消費収支予算書	除く	補正消費収支予算書	除く	資金収支計算書	除く
				消費収支計算書	除く
				貸借対照表	－
				付属明細表	－
				財産目録	除く

以上の取り組みを今後とも継承し、社会的評価によっては必要な改善に努め、教育の質の向上を図らなければならない。

当法人の監査は、一に理事会において選出した候補者（法人の理事、評議員又は教職員以外の者)のうちから、評議員会の同意を得て、理事長により選任された2名の監事による監査がある。監事は毎月開催される理事会に出席し、法人の運営状況についての報告を聴取している。また、決算終了後は、作成した財務諸表について監事の意見を求め、また後述する監査法人（公認会計士）からの監査情報と連携して状況を掌握した後、理事会及び評議員会へ監査報告書が提出される。

次に、外部監査として、監査法人（公認会計士8名）において年間延べ日数130日間の財務諸表に係る監査を実施している。

決算期（4～6月）においては、毎月3～6日間の監査を実施、監事への監査結果報告を経て監査報告書が理事長へ提出される。監査法人の監査当日は、監査の対象となる所要月数までの財務諸表の作成及びその根拠資料を提供するとともに、必要に応じて関係部課室担当者からの補足説明を行うこととしている。

第三に内部監査として、専任職員2名を配置した監査室を設けている。今年度は、新たに制定した内部監査規程に基づき監査を実施するとともに、監事が行う監査の支援をする他、公認会計士の求めに応じて協力する等の情報交換を含めた連携を図り、監査の効率的な実施に努めることにしている。

12.5　私立大学財政の財務比率

本学が重要視している財務比率の主なものは、下記の通りであり、過年度からの傾向と今後の動向及び他大学との比較について述べたい。

なお、他大学の財務比率は、私学振興・共済事業団「今日の私学財政」の理工系他複数学部の分類による。

消費収支計算書関係比率

（1）人件費比率

平成14(2002)年度に新学部の開設等があり、教員の前倒し採用もあって平成10(1998)年度までは50％台で推移してきたものが、平成13(2001)年度には54.51％、14年度57.45％と異常な伸びを示してきた。平成17(2005)年度には完成年度を迎えたことにより、51％台と低減したが、他大学の平均を見ると50％を切っており、今後は50％未満になることを目指した人事施策を考慮することが必要となってくる。

（2）教育研究経費比率

教育研究に対する財務的な支援結果として非常に重要視している。以前は他大学に比し非常に低い値で推移していたが、近年、教育研究の充実のため、予算措置を厚くして、平成12(2000)年度には、30％を超えた値となった。平成17年度には30％を切ったが、これは額の減ではなく、帰属収入合計が伸びた結果である。

（3）借入金等利息支出

借入金等の負債償還に関わってくる。他大学に比し若干高めであるが、計画的な財務見通しを立てることで、本学の将来対策の一助としている。

（4）帰属収支差額比率

最近特に重要視されてきたが、本学も平成14(2002)年度に、建学以来初めて収支逆転したことから、二度とこのような状況にならないよう予算の有効活用に努め、収支バランスのとれた経営へ向けた努力をしている。

貸借対照表関係比率

（1）流動資産構成比率

キャッシュフローの考えから、また、固定資産を多く有していた大学が倒産した事例からも支払資金の保有目安としている。そのため、本学は他大学に比し高い値を維持してきた。

（2）自己資金構成比率

授業料等の値上げが難しく、補助金収入の伸びも募金も見込めない現況で、自己資金構成比率を維持することが、資産運用収入の伸びに跳ね返ることからも、他大学より若干値が低いが厳格に保持することに努めている。

（3）総負債比率

値が低ければ低いほど良好な財務内容を示していることになる。本学は過年度高めの値で推移してきたが、近年その改善に努め、平成15(2003)年度には20％を切った。平成16(2004)年度からは将来の施設改善計画もあり、また上方へ転じたが、教育研究内容の維持向上のため、財務状況に負担がかからない将来計画をしている。

連続財務比率表（平成13～17年度）

分類		比率	算式（×100）	評価	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
消費収支計算書	1	人件費比率	人件費／帰属収入	▼	% 54.51	% 57.45	% 54.30	% 53.27	% 51.25
	2	人件費依存率	人件費／学生生徒等納付金	▼	66.32	70.19	66.30	64.16	62.44
	3	教育研究経費比率	教育研究経費／帰属収入	△	32.09	33.11	30.77	30.43	29.16
	4	管理経費比率	管理経費／帰属収入	▼	8.53	10.29	7.84	7.87	8.93
	5	借入金等利息比率	借入金等利息／帰属収入	▼	1.32	1.17	1.01	0.89	1.16
	6	帰属収支差額比率	帰属収入－消費支出／帰属収入	△	2.74	-2.87	5.19	6.62	7.93
	7	消費支出比率	消費支出／帰属収入	▼	97.26	102.87	94.81	93.38	92.07
	8	消費収支比率	消費支出／消費収入	▼	126.16	126.92	107.03	110.43	102.13
	9	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金／帰属収入	△	82.19	81.84	81.91	83.02	82.08
	10	寄付金比率	寄付金／帰属収入	△	0.18	0.55	0.45	0.18	0.33
	11	補助金比率	補助金／帰属収入	△	10.73	9.47	10.13	9.48	10.26
	12	基本金組入率	基本金組入額／帰属収入	△	-22.91	-18.95	-11.42	-15.44	-9.85
	13	減価償却費比率	減価償却費／消費支出	～	13.36	12.53	12.95	13.01	11.62
貸借対照表	14	固定資産構成比率	固定資産／総資産	～	% 84.00	% 85.56	% 86.23	% 80.59	% 79.42
	15	流動資産構成比率	流動資産／総資産	△	16.00	14.44	13.77	19.41	20.58
	16	固定負債構成比率	固定負債／総資産	▼	10.85	10.87	9.89	13.91	12.23
	17	流動負債構成比率	流動負債／総資産	▼	11.79	10.02	10.09	9.63	9.66
	18	自己資産構成比率	自己資産／総資産	△	77.36	79.11	80.01	76.45	78.11
	19	消費収支差額構成比率	消費収支差額／総資産	△	-5.66	-11.90	-13.62	-15.12	-15.54
	20	固定比率	固定資産／自己資産	▼	108.59	108.15	107.76	105.42	101.68
	21	固定長期適合比率	固定資産／自己資金＋固定負債	▼	95.23	95.09	95.91	89.19	87.91
	22	流動比率	流動資産／流動負債	△	135.65	144.11	136.45	201.43	213.06
	23	総負債比率	総負債／総資産	▼	22.64	20.89	19.99	23.55	21.89
	24	負債比率	総負債／自己資金	▼	29.26	26.40	24.98	30.80	28.02
	25	前受金保有率	現金預金／前受金	△	184.23	153.89	165.19	159.20	213.34
	26	基本金比率	基本金／基本金要組入額	△	89.33	92.00	92.53	88.35	90.04
	27	減価償却比率	減価償却累計額／減価償却資産取得価額(図書を除く)	～	34.57	37.14	39.73	42.39	45.29

（注）1．財務比率の評価は、次のとおり。
△（高い値が良い）　▼（低い値が良い）　～（どちらともいえない）
2．総資産＝負債＋基本金＋消費収支差額
3．自己資金＝基本金＋消費収支差額

国士舘全体

年　度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
学生生徒数（5.1基準日）	13,236	13,494	14,004	14,355	14,752

連続消費収支内訳表（国士舘全体）　平成13～17年度分

消費収入の部　　（単位　円）

科目＼年度	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算
学生生徒等納付金	13,054,727,250	13,524,926,875	14,282,202,750	14,605,414,650	14,951,485,192
手数料	564,635,000	542,316,060	507,114,566	462,315,916	403,281,070
寄付金	28,112,027	90,322,955	78,197,336	32,536,184	59,589,688
補助金	1,703,991,003	1,564,948,896	1,766,051,664	1,667,894,541	1,868,118,794
資産運用収入	209,816,796	226,910,278	247,623,016	243,122,391	274,943,365
資産売却差額	0	100,000	0	0	66,319,999
事業収入	164,247,276	181,676,044	183,754,516	236,778,571	254,363,820
雑収入	158,754,461	394,159,643	371,586,479	344,287,766	338,290,089
帰属収入合計	15,884,283,813	16,525,360,751	17,436,530,327	17,592,350,019	18,216,392,017
基本金組入額合計	-3,638,936,325	-3,132,045,633	-1,990,397,201	-2,716,775,513	-1,794,181,988
消費収入の部合計	12,245,347,488	13,393,315,118	15,446,133,126	14,875,574,506	16,422,210,029

消費支出の部

科目＼年度	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度決算	平成16年度決算	平成17年度決算
人件費	8,658,121,879	9,493,395,420	9,468,458,988	9,371,486,665	9,335,923,967
教員人件費	5,590,211,737	5,905,772,768	5,868,484,476	5,944,801,536	5,892,301,004
職員人件費	2,936,653,442	3,045,613,047	3,095,425,196	3,142,170,214	3,190,519,326
その他の人件費	131,256,700	542,009,605	504,549,316	284,514,915	253,103,637
教育研究経費	5,096,927,234	5,471,470,925	5,365,143,416	5,354,037,913	5,311,290,219
（うち減価償却額）	(1,761,285,289)	(1,782,876,116)	(1,810,317,402)	(1,805,220,098)	(1,612,487,410)
管理経費	1,354,639,272	1,700,438,396	1,367,269,657	1,384,681,654	1,627,013,561
（うち減価償却額）	(302,412,617)	(347,133,725)	(329,840,706)	(331,395,790)	(335,950,009)
借入金等利息	210,351,133	192,913,930	175,854,805	156,287,686	210,568,033
資産処分差額	59,834,841	67,779,159	38,114,539	47,760,082	180,624,437
徴収不能引当金繰入額	68,637,423	70,816,650	115,217,101	111,613,750	103,168,300
徴収不能額	513,959	2,227,420	2,014,700	1,358,107	3,005,750
〔予備費〕	－	－	－	－	－
消費支出の部合計	15,449,025,741	16,999,041,900	16,532,073,206	16,427,225,857	16,771,594,267

当年度消費収支超過額	-3,203,678,253	-3,605,726,782	-1,085,940,080	-1,551,651,351	-349,384,238
前年度繰越消費収支超過額	-277,684,518	-3,481,362,771	-7,087,089,553	-8,173,029,633	-9,724,680,984
翌年度繰越消費収支超過額	-3,481,362,771	-7,087,089,553	-8,173,029,633	-9,724,680,984	-10,074,065,222

資産運用収入	209,816,796	226,910,278	247,623,016	243,122,391	274,943,365
奨学基金運用収入	38,925	12,155	8,476	10,194	11,420
同窓会基金運用収入	794,766	597,384	410,788	331,749	210,210
受取利息・配当金	195,202,830	206,983,738	216,053,743	223,014,879	249,025,790
施設設備使用料	13,780,275	19,317,001	31,150,009	19,765,569	25,695,945
	0	0	0	0	0
雑収入	158,754,461	394,159,643	371,586,479	344,287,766	338,290,089
退職金財団等交付金	85,519,050	324,447,826	296,563,470	275,503,180	247,919,914
権利金	1,669,200	1,669,200	1,669,200	1,707,720	1,707,720
雑収入	71,566,211	68,042,617	73,353,809	67,076,866	88,662,455
その他対象外の雑収入	0	0	0	0	0

連続貸借対照表内訳表　平成13～17年度分　（単位　円）

資産の部					
科目	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
固定資産	51,673,670,119	50,952,544,717	51,746,410,802	51,847,059,513	51,477,894,941
有形固定資産	39,690,228,184	39,495,118,331	39,295,195,965	43,324,775,689	42,258,742,702
土地	4,694,778,085	4,733,745,085	4,733,170,089	9,278,084,832	9,278,084,832
建物	25,813,172,306	25,993,309,060	25,931,531,370	25,753,266,933	24,819,750,196
構築物	2,839,031,881	2,828,768,624	2,806,194,281	2,681,864,129	2,543,513,648
教育研究用機器備品	2,343,958,421	2,063,235,515	1,861,113,958	1,542,238,600	1,453,532,143
その他の機器備品	91,159,997	102,953,926	86,300,818	121,201,681	120,293,450
図書	3,643,321,544	3,771,344,435	3,875,074,241	3,943,272,909	4,024,520,855
車両	3,094,865	1,713,686	1,811,208	4,846,605	6,552,578
建設仮勘定	261,711,085	48,000	0	0	12,495,000
その他の固定資産	11,983,441,935	11,457,426,386	12,451,214,837	8,522,283,824	9,219,152,239
借地権	206,624,738	206,624,738	206,624,738	206,624,738	206,624,738
電話加入権	9,613,802	9,613,802	9,613,802	9,613,802	9,613,802
施設利用権	10,469,895	9,114,846	7,759,797	6,404,748	5,049,699
有価証券	11,531,635,000	11,030,635,000	12,029,935,000	8,095,255,000	8,798,090,000
長期貸付金	0	9,960,000	9,840,000	9,720,000	9,560,000
第3号基本金引当資産	23,320,000	23,320,000	23,320,000	23,320,000	23,820,000
同窓会基金引当資産	121,077,000	120,577,000	120,577,000	121,577,000	121,577,000
保険積立金	19,011,500	19,836,000	15,799,500	16,464,000	17,127,000
保証金	61,690,000	27,745,000	27,745,000	33,304,536	27,690,000
流動資産	9,839,403,515	8,600,883,144	8,266,624,200	12,483,986,703	13,337,468,293
現金預金	8,564,209,548	6,620,982,146	7,290,177,174	7,200,132,543	9,964,232,645
未収入金	152,150,447	426,753,612	414,201,675	294,812,043	288,954,491
貯蔵品	199,970	166,476	327,416	217,520	157,600
短期貸付金	730,000	830,000	1,041,757	795,000	1,405,000
有価証券	999,900,000	1,500,000,000	500,000,000	4,934,680,000	2,997,025,000
奨学会別段預金	295,022	267,177	309,973	280,167	557,587
同窓会別段預金	736	989,484	1,507,438	839,187	1,049,397
前払金	48,740,573	47,387,694	53,618,153	48,922,066	53,252,795
仮払金	73,177,219	3,506,555	5,440,614	3,308,177	30,833,778
資産の部合計	61,513,073,634	59,553,427,861	60,013,035,002	64,331,046,216	64,815,363,234

負債の部					
科目	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
固定負債	6,671,780,001	6,471,036,476	5,936,271,914	8,949,575,341	7,926,834,527
長期借入金	4,397,813,000	4,231,798,000	3,742,189,000	7,002,587,000	6,225,975,000
退職給与引当金	2,273,967,001	2,239,238,476	2,194,082,914	1,946,988,341	1,700,859,527
流動負債	7,253,530,481	5,968,309,382	6,058,223,964	6,197,807,589	6,260,067,671
短期借入金	437,727,000	451,002,000	489,609,000	484,612,000	484,612,000
未払金	1,958,538,381	969,373,128	999,706,544	996,847,655	908,159,036
前受金	4,648,638,233	4,302,295,929	4,413,287,089	4,522,837,033	4,670,570,794
預り金	208,626,867	245,638,325	155,621,331	193,510,901	196,725,841
負債の部合計	13,925,310,482	12,439,345,858	11,994,495,878	15,147,382,930	14,186,902,198

基本金の部					
科目	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
第1号基本金	49,999,805,923	53,075,851,556	54,977,248,757	57,694,024,270	59,487,706,258
第2号基本金	0	0	0	0	0
第3号基本金	23,320,000	23,320,000	23,320,000	23,320,000	23,820,000
第4号基本金	1,046,000,000	1,102,000,000	1,191,000,000	1,191,000,000	1,191,000,000
基本金の部合計	51,069,125,923	54,201,171,556	56,191,568,757	58,908,344,270	60,702,526,258

消費収支差額の部					
科目	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
翌年度繰越消費支出超過額	3,481,362,771	7,087,089,553	8,173,029,633	9,724,680,984	10,074,065,222
消費収支差額の部合計	-3,481,362,771	-7,087,089,553	-8,173,029,633	-9,724,680,984	-10,074,065,222

科目	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	61,513,073,634	59,553,427,861	60,013,035,002	64,331,046,216	64,815,363,234

13. 事務組織

本学は、複雑化する社会と多様化する学生のニーズに対応するため、複数の部署にわたる業務の増加や専門的知識の要求に対応できるよう、組織間の連携体制の強化と、個人の能力育成を計画的に推進する。

13.1 事務組織と教学組織との関係

「事務組織と教学組織」を、本学では「事務組織と教育研究組織」として構築している。平成17(2005)年7月1日現在での事務組織及び教育研究組織に基づき現状の説明を行う。

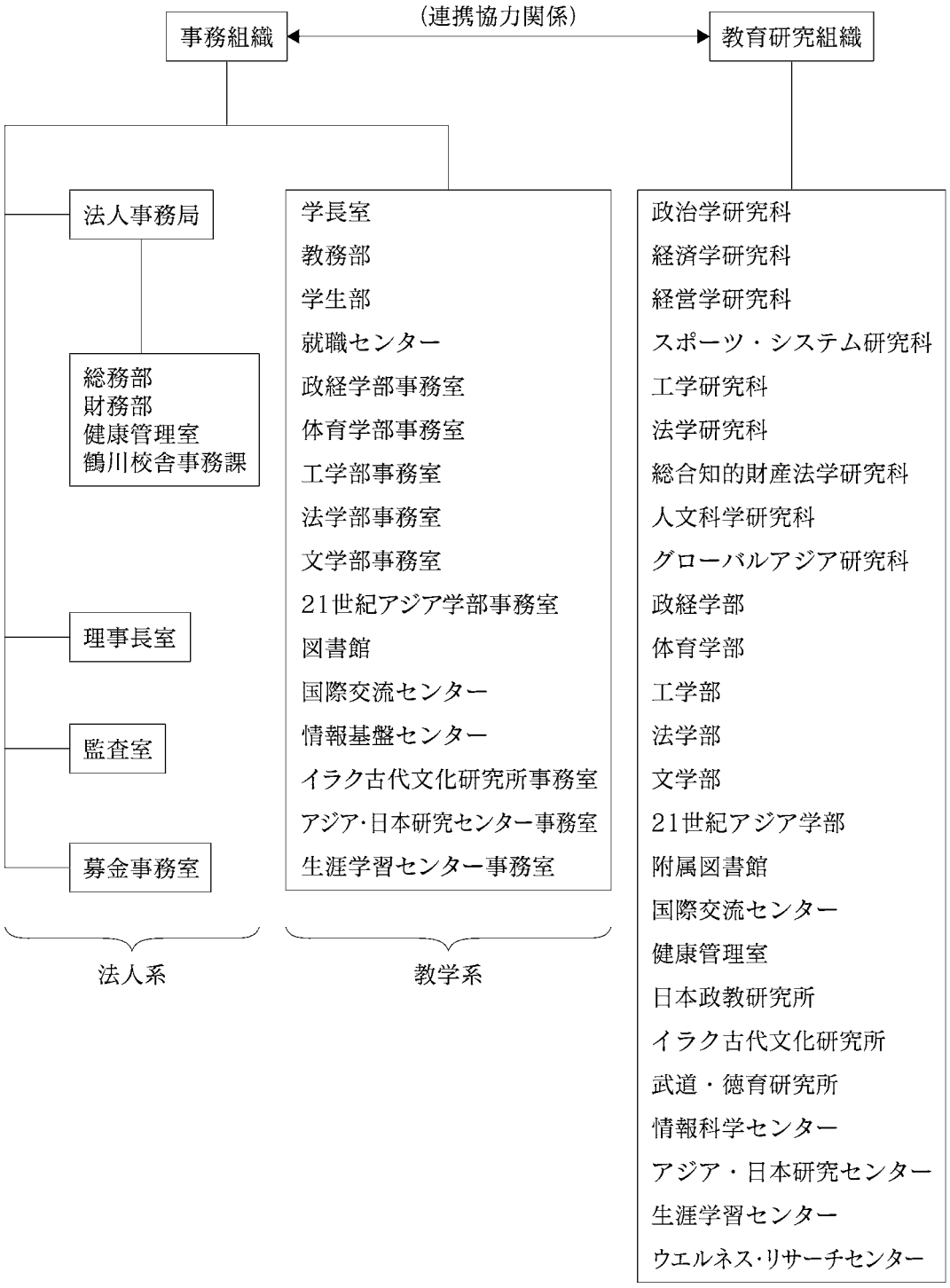

事務組織と教育研究組織は、上記の図表の組織内における会議体により、連携協力関係を保ち運営している。

事務組織は「法人系」と「教学系」に分かれており、法人系は法人事務局と理事長室に大別され、教学系は大学の教育研究組織への支援的事務と全学の統括的事務組織として設置されている。

教育研究組織には、それぞれ運営のための各種委員会等を設けており、各学部教授会から委員が選出されている。各委員会では事務職員が庶務的な役割を担っている。

また教育研究組織の長による定例学部長会、大学院研究科委員長会及び附置研究所長会は、3つの会議体を合同で開催し、教学合同会議と呼称してきた。これは大学役職者が委員となる中心的な会議であり、学長が議長となり、全学に共通する教学事項を審議してきた。

しかし、大人数となり集中審議が困難との見方もあり、平成19(2007)年から会議体毎に開催を計画中である。

また学長室打ち合わせにおいても、事務組織と教育研究組織の重要案件に係わる調整を行っている。

13.2 事務組織の役割

教学に関わる企画・立案・支援機能は、法人系では理事長室企画課、教学系では学長室が担っている。現状では、中長期計画の立案及び細部の業務分担は完全には整っておらず、今後の課題といえる。

近年、入学前教育に関わる試み、提供講座制度の導入、Web履修登録システムの導入、ホームページのリニューアルをはじめとする広報活動の強化に加え、就職活動支援のための連携強化、大規模災害被災者に対する特別措置としての学生への経済的支援、課外活動支援、キャンパスの安全強化等を図ってきた。これらは事務組織として個々の持てる力を発揮した成果であるといえよう。

学内の予算（案）編成・折衝課程における事務組織の役割とその適切性

本学では、理事会承認を得た当該年度予算編成方針に基づく予算の編成を行うにあたり、これを周知するため、各部課室の予算管理責任者及び予算担当者を対象とした予算申請説明会を開催している。

経理課では、申請内容の掌握のため予算申請書のヒアリングを行い、積算・集計し予算原案を作成する。この予算原案をもとに財務担当理事を中心とした予算編成（調整）会議を実施、理事懇談会を経て、3月の理事会において当該年度予算を決定している。

学部等への予算の配分は、学生教員数に基づき積算された額を基準経費として配分しており、当該学部長が予算管理上の責任者として、学部の特性に基づく事業内容に応じた予算とすることが可能とされている。このことから、折衝上の問題点は狭義と解釈するが、申請事項が学部学生への教育に要する経費として適切か否か、受益者負担とする経費が含まれてはいないか等々、精査が求められる。

予算の編成方針は、法人の中・長期計画を前提に、当該年度における事業の方向性と、これを実現するための収支のあり方を示すものである。これをより具体的に、あるいはまた事務組織からなる予算申請元への理解を得るためには、法人部門及び教学部門の関係者が集い、相互の意見・調整を踏まえた計画を基に、方針を策定することが必要であると思われる。教員組織とこれをサポートする事務組織の役割として、厳しい財務状況における教育・研究の在り方について共通認識を深める意見交換を図ることが求められる。

研究に要する経費の予算化が、どのような教育への還元を導き出すのか、志願者数の変化

にどのように関わるのか、費用対効果はどのようにあるのか、今後、限られた予算をどのように有効且つ合理的に配分するか、様々な手法を検討し、学生生徒等納付金の学生教育への適切な還元を図り、教育の質の向上に努める必要がある。

○学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性（理事長室）

本学事務組織の構成の根拠は「国士舘事務組織規則（改正平成17年6月22日）」の定めに基づく。また、個々の事務組織の業務執行については、「国士舘事務分掌規程（改正平成17年6月22日）」の定めにより整斉と行われている。

各事務組織間の連絡・調整は、恒常的に発生する問題については箇所長間並びに双方の担当者間による調整を行うことにより対応している。突発的発生業務又は各組織固有の業務については、関係組織の箇所長が臨時又は定期的に懇談会等の会合を重ねることにより処理をしている。

事務組織代表者の懇談会を法人系では、事務局等ミーティングを定期的（2回／月）に開催し、教学系では事務長等ミーティングを不定期に実施している。また、各月の定例理事会開催翌日を原則として、法人の常任理事(総務担当)、法人事務局長及び部長等並びに教学の事務部長とのミーティングが実施されており、理事会又は評議員会で議題となった事項の報告と各部局における問題点等の整理及び意見交換をしている。

法人の最終意志決定機関である理事会の決定事項は、担当常任理事又は法人事務局長から関係組織の所属長に伝達することとしており、事務組織機能を活用した業務伝達システムとしている。教学組織の意志決定機関としては、定例学部長会、大学院研究科委員長会及び附置研究所所長会が在る。ここにいたる協議機関として、学部長会、教務主任会及び学生主任会並びに各学部に教室会議及び専攻主任会議等の会議体を置き、教育組織内で日常的に生じる諸問題の報告、連絡及び調整等を図り、教育研究に係ること及び学生に係ることの協議を行い、前述の定例学部長会等に伝達し、協議事項として教学組織内の最終意志決定を行っている。ここでの合意内容は、学部長等の機関代表者から各事務組織の長を通じ、各構成員に伝達することとしている。

上述のように、事務組織は日常の業務を円滑に処理しつつ、機関の意志の発信、伝達機関としての役割を適切に果たしている。

国際交流への事務組織の関与の状況

平成17(2005)年7月1日には国士舘事務分掌規程の一部改正より、センター内に「国際交流課」と「留学生支援課」の2課が新設された。国際交流課では海外協定校との交換留学生受入れ・派遣、外国人研究者の受入れ、夏期・春期における短期留学（海外研修)、国際大学交流セミナー、英文での大学案内、リーフレット・パンフレットの作成、TOEFL-ITPテストの実施、英文ホームページの更新などを行っている。また、留学生支援課では、正規学生である外国人留学生（私費、国費）の受入れ、国際理解教育への留学生派遣、外国人留学生の各種相談事項、在学留学生に対するホームページの更新等にあたっている。

平成18(2006)年5月1日現在の留学生数は、1,143名である。しかし、単に留学生数を増やすことが目的ではなく、真に日本への留学を希望する優秀な人材を確保するためにも、留学生

受入れに必要なカリキュラムの整備及び入試制度の基本方針再構築を改善することが急務となっていることは当然ながら、受入れ後の支援体制の充実や、発展途上国からの外国人留学生に対する経済的支援（奨学金等）の在り方を再検討していく必要がある。

センターが設置されてからすでに10年が経過し、国際情勢も大きく変化している。この間、国際交流活動は主に実質的な、交換留学・学術交流を中心に行ってきた。また、日本人学生を中心とした海外研修及び海外協定校等の外国人研究者の受入れや、長期間にわたる研修プログラム等を実施してきた。今後、国際交流政策会議による、戦略的国際交流を実現させていくため、本来の教育・研究を中心とした学術交流を強化し、各学部等で進めている諸活動を、センターの業務と連携して実施して行く検討が必要である。

日本の各大学における国際化の進展が強く求められている現在、大学は「研究」と「教育」の両面における国際化に向け、さらなる努力を行わなければならない。大学が世界に門戸を開き、外国人留学生に限らず、外国人教員や研究者の受入れを積極的に推進していくことをより充実させ、教務部、各学部等との緊密な連携のもとに、さらなる改善・方策等を検討する必要がある。

両課の事務分掌は、次のとおり。

【国際交流センター国際交流課】

（1）大学の教育研究に係る国際交流の事務を統括し、その連絡調整に関する事項
（2）国際交流センターの庶務に関する事項
（3）国外の大学、教育研究機関との提携及び学術交流に関する事項
（4）国外の大学、教育研究機関との提携等に係る教職員及び学生の留学（受入れを含む）に関する事項
（5）教員及び学生の国外留学（研修を含む）に関する事項
（6）所管施設の管理運営に関する事項
（7）関連委員会の庶務に関する事項

【国際交流センター留学生支援課】

（1）留学生の在籍基本情報の保管及び整備に関する事項
（2）留学生に係る各種奨学金の受付及び推薦業務に関する事項
（3）留学生の履修、進路及び就職の相談に関する事項
（4）留学生の生活支援に関する事項
（5）留学生に係る学内外の組織及び団体との連携強化に関する事項
（6）留学生に係る情報の収集に関する事項
（7）海外での留学生募集に関する事項
（8）所管施設の管理運営に関する事項
（9）関連委員会の庶務に関する事項
(10) その他、留学生に関する事項

就職への事務組織の関与の状況

就職センター（就職課）には、センター長（教員）1人、事務部長1人、課長1人、課長補佐1人、主任2人、その他課員4人の計9人の職員を、世田谷キャンパスに7人（他にパート1人、業務委託1人）、鶴川キャンパスに1人（他にパート1人）、多摩キャンパスに1人（他にパート1人）を配置し、「国士舘事務分掌規程」第18条に基づき、大学（大学院を含む）の次の事務を処理している。

（1）求人の開拓及び登録に関する事項
（2）就職希望者の登録、指導及び就職の斡旋に関する事項
（3）就職に関する企画、調査及び統計に関する事項
（4）就職に関する資料の収集、整理及び利用に関する事項
（5）就職に関する説明会、講演会及び講座等の開催に関する事項
（6）就職希望者の適性把握及び各種能力向上に関する事項
（7）就職に関する各学部等との調整及び連携に関する事項
（8）その他、学生の就職に関する事項

点検・評価、長所と問題点は以下があげられる。

（1）求人の開拓及び登録に関する事項

求人開拓は、就職情報サイト等が主催する「情報交換会」等に積極的に参加し、優良企業の発掘、開拓を行っている。また、警察官や教員を志望する学生のために、全国の県警本部や県教育委員会なども訪問し、またUターン情報を得るために、県労働局も訪問するなど情報収集を行っている。

なお、これら収集した求人情報は、コンピュータ処理により学内LANで学生に提供している。しかし、求人票が集中する時期には受付処理と入力作業に多くの時間と労力を要するが、求人情報を滞ることなくできるよう努めている。

（2）就職希望者の登録、指導及び就職の斡旋に関する事項。10.3.(1) 参照

（3）就職に関する企画、調査及び統計に関する事項

就職支援やキャリア支援については、事業計画を立案し「就職指導委員会」に諮り了承を得て実施している。常に学生の就職に対する意識を考えながら、就職支援の在り方を検討し、次年度の支援（講座等）に活かしている。

また、学生から就職に関する各種届けにより、「学部別進路決定状況」「学部別・男女別進路決定状況」「留学生進路決定状況」「業種別・職種別就職状況」等の資料を作成し就職状況の分析を行っている。しかし、就職センター内での統計に留まっており、入学から卒業・就職までの一貫した学生データシステムの構築が望まれる。

（4）就職に関する資料の収集、整理及び利用に関する事項

就職関連図書や公務員採用試験情報誌等を就職センター内に備え、学生に自由に閲覧させている。また、公務員志向の強い学部学科もあり、今後は公務員採用試験過去問集や都道府

県（市）別教員採用試験過去問集など、学生の要望に対応する資料を備える必要がある。

（5）就職に関する説明会、講演会及び講座等の開催に関する事項

年度初めの各学部オリエンテーション時に、各種就職支援行事の年間計画を案内し、参加を促している。

就職センターでは、3年次生を対象とした「就職対策ステップキャリア講座」を柱に、各種講座を組み立てているが、今年度からは1・2年次生を対象に、卒業後の進路を見据えた大学生活の活用法を指導すると共に、職業意識や労働意欲を徐々に高めるための講座として「キャリアデザイン講座」を開講した。しかし、授業とのバッティングや学生の就職に対する意識の問題等があり、参加者が増えていないという現状がある。この点は学部の理解・協力を促し抜本的に解決する必要があると考えている。

（6）就職希望者の適性把握及び各種能力向上に関する事項

「就職対策ステップキャリア講座」において、学生個々の職業適性等を理解させるために「VPI職業興味検査」を例年、実施している。職業興味から自己理解を深めさせる「ホランドの理論」に基づくアセスメントで、自分の職業適性や心理傾向を探る学生にとっては、効果的なアセスメントとなっている。また、民間企業就職を目指す学生にとっては、SPI試験等の対策でも、希望学生を募り模擬試験を実施している。さらに、面接試験対策では企業から人事担当者を招き「就職合宿セミナー」や「模擬面接セミナー」を実施し、面接時における効果的な自己PR法等のスキルアップを行っている。

（7）就職に関する各学部等との調整及び連携に関する事項

就職指導について全学協力体制で学生を支援するために、各学部から推薦された教員で構成する「就職指導委員会」が、協議機関としての役割を果たしている。

この就職指導委員会へは、就職状況や企業が求める人材像等の情報を提供し、教職員と学生・父母が一体となった就職支援の必要性を唱え、特に学生と直接接触する機会の多い教員・学部職員の協力を得ながら対応しているところである。

（8）その他、学生の就職に関する事項

インターンシップ（就労体験）を通じて、学生自らが職業観を養成できるよう、また将来の職業選択においてできるだけミスマッチを防ぐために、夏季休業期間中に実施している。当初は、就職センターから始めたインターンシップであるが、現在では政経学部、工学部、21世紀アジア学部が単位化していることもあり、希望者の増加に伴う受け入れ企業の開拓が必要になっている。また、期間中の企業訪問についても学部の積極的な参加協力が必要である。

従来の3年生4年生を対象とした就職支援から、今は、個々の学生が将来に向かい、如何に自身のキャリアを構築するかを、低学年のうちから各種の支援を通して意識させるための方策を全学的に対処する必要がある。多くの大学では組織改編を行い、「就職支援」から、既に「キャリア支援」へと体制を移行している。本学も、早期に「キャリア教育」を正課に組み込

み、その実現のために、就職センターは就職指導・斡旋を主とした「就職センター」から、キャリア支援を主とした組織（例：キャリア支援センター）への改編を検討すべき時期である。

○大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況（理事長室）

教学組織の協議機関としては、学部長、大学院研究科委員長及び附置研究所所長等の機関代表者等で組織する定例学部長会、大学院研究科委員長会及び附置研究所長会（以下「学部長会等」という。）により大学の意志疎通機関として設置しており、関連した事務組織は、国士舘事務組織規則で規定されている組織で運営されている。学部長会等は、「最終決議」を行う会議体でなく、教学機関の意志をまとめる役割を担っている。学部長会等の会議資料等の準備、終了後の議事録作成等の事務処理は、教学事務組織の学長室が担うこととしている。また、法人事務組織からは、法人事務局長が必要な都度出席し、理事会及び法人事務組織の動向を報告するとともに大学運営の状況を直視することにより大学運営の目指すべき方向、政策の検討等に関し、必要に応じ支援または調整を行っている。

また、法人事務局長は、案件ごとに法人事務局（総務部、財務部、鶴川校舎事務課等）又は他の関連機関の長及び担当理事等に報告及び連絡調整を行うこととしている。一方、法人事務局長の下に法人及び教学の課長及び事務長職以上の事務組織構成員からなる事務連絡協議会を組織し、隔月に会議を行い大学運営の連絡・報告・調整を行っている。このような会議体を用いて大学運営を支援するとともに、法人事務局の総務部及び財務部は、人事、物品、財務・会計等を法人だけでなく教学組織の事務処理を含めた業務を担うことにより、経営面からの支援について日常的に協議しつつ教学機関の運営について求められる支援を行う機構を構築している。

14. 自己点検・評価

本学は平成13(2001)年4月から財団法人大学基準協会に加盟し、次いで平成18(2006)年3月に財団法人日本高等教育評価機構に入会している。今後は学内の点検・評価のシステム及び改善に向けたシステムの強化を推進させることを目標とする。

14.1 自己点検・評価

本学の自己点検･評価は、国士舘自己点検･評価委員会によって行われている。自己点検･評価委員会のメンバーには、学長、副学長、学部長、大学院研究科委員長、附置研究所所長、教務部長、学生部長、図書館長等に加えて常任理事が選出されている。委員長は理事長、副委員長は学長が、それぞれ職務指定となっている。また日常的な活動は、各学部等に設置している自己点検・評価関連の委員会が主体となって活動している。

具体的な活動として、下部組織の法人部会と大学部会とが緊密な連絡をとりながら、本学の自己点検・評価を行っており、報告書の作成につなげている。

国士舘自己点検･評価委員会は平成6(1994)年度に設置され、これまで学内における自己点検・評価活動を推進し、編集委員会を設置し、平成9(1997)、13(2001)、16(2004)年の3回にわたり「国士舘自己点検・評価報告書」を刊行している。しかし各学部及び大学院研究科内の自己点検･評価は形骸化しており、明確な評価を下す段階には至っていない。教員業績は、データベース化の準備を平成18(2006)年度から進めており、徐々に教員の自己点検・評価への取り組み姿勢が強化されている。なお、研究業績の提出を拒む教員も一部おり、その点についての克服が課題である。

14.1.1 教職課程

1．全般的事項（概要）

教育に対する専門的知識・技術、教師に求められる倫理等の指導を通して、識見豊かで学力及び実践力に富む教師の資質・能力の涵養を図り、新しい視点・視座から教職課程に関する教育内容・科目を考え、社会的動向の必要性に基づいて教育内容の多様化を図るため、本学の学生の特質を踏まえ、且つそれを発展させ得る本学独自の教員養成課程の在り方を追求している。本学では、表1の通り多くの学生が教職課程を履修している。なお、教員免許の取得を目指す本学学生は、体育学部及び文学部に多く見受けられる。

表1　教職課程履修者数一覧

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
教職課程履修者数	3,519	3,581	3,789	3,938

他大学の中には、選考試験又は面接等を実施し、教職課程を履修する意志や適正等を確認

した後に履修登録を許可する、または教職課程の履修継続を許可するか否かを決定している大学もあるが、本学では何ら選考基準がない。

そこで､本学も教職課程の履修について学生の希望を一方的に受け入れるだけで良いのか、又は教職課程履修生を何らかの基準で選考するべきなのか、また選考するならばどのような方法があるのか。教職課程履修生のために教員養成の資質向上、教職課程の水準の維持に努め、当然の事として教職課程履修を許可した限りは最後まで細心の教育、指導を行う責任があると考えなければならない。

なお､本学において取得できる教員免許は各学部等､学科､専攻毎に表2に示す通りである。

表2　各学部・研究科において取得できる教員免許教科

学部・研究科	学科・専攻		教員免許教科	認定年度
政経学部	政治学科		中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史・公民	2000年度
	経済学科		中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史・公民・商業	2000年度
	経営学科		中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史・公民・商業	2000年度
体育学部	体育学科		中学校1種　保健体育 高等学校1種　保健体育	2000年度
	武道学科		中学校1種　保健体育 高等学校1種　保健体育	2000年度
	スポーツ医科学科		中学校1種　保健体育 高等学校1種　保健体育	2000年度
			養護教諭1種	2000年度
理工学部	理工学科		中学校1種　数学・理科・技術 高等学校1種　数学・理科・情報・工業	2007年度 開講予定
法学部	法律学科		中学校1種　社会 高等学校1種　公民	2001年度
	現代ビジネス法学科		中学校1種　社会 高等学校1種　公民	2001年度
文学部	教育学科	教育学専攻	中学校1種　社会・保健体育 高等学校1種　地理歴史・公民・保健体育	2000年度
		倫理学専攻	中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史・公民	2000年度
		初等教育専攻	幼稚園1種 小学校1種	2000年度
	史学地理学科	考古・日本史学専攻	中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史	2000年度
		東洋史学専攻	中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史	2000年度
		地理・環境専攻	中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史	2000年度

学部・研究科	学科・専攻		教員免許教科	認定年度
文学部	文学科	中国語・中国文学専攻	中学校1種　国語 高等学校1種　国語・書道	2000年度
		日本文学・文化専攻	中学校1種　国語 高等学校1種　国語・書道	2000年度
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科		中学校1種　社会 高等学校1種　地理歴史・公民	2006年度
政治学研究科	政治学専攻		中学校専修　社会 高等学校専修　地理歴史・公民	2003年度
経済学研究科	経済学専攻		中学校専修　社会 高等学校専修　地理歴史・公民・商業	2002年度
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻		中学校専修　保健体育 高等学校専修　保健体育	2001年度
工学研究科	機械工学専攻 電気工学専攻 建設工学専攻		高等学校専修　工業 高等学校専修　工業 高等学校専修　工業	1994年度
法学研究科	法学専攻		中学校専修　社会 高等学校専修　公民	1995年度
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻		中学校専修　社会 高等学校専修　公民	2006年度
人文科学研究科	人文科学専攻		中学校専修　社会・国語 高等学校専修　国語・書道・地理歴史	2001年度
	教育学専攻		幼稚園専修 小学校専修 中学校専修　社会・保健体育 高等学校専修　地理歴史・公民・保健体育	2001年度
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻		中学校専修　社会 高等学校専修　地理歴史・公民	2006年度

文学部においては、平成8(1996)年度入学生から自専攻で取得できる主免許の他に、副免とする免許の科目（単位）を在学中に履修できるように配慮している。ただし、在学中に副免に係る教育実習を実施させない方針であるため、在学中に副免が取得できるわけではない。この為、無理のない範囲で在学中に副免に係る教育実習の実施を可能とし、在学中に副免が取得できるように検討している。そこで、本学における他学部履修、学内聴講等の制度も、他教科の教員免許関連科目の履修に有効に活用するよう適切な指導が重要となってくる。

尚、教職課程の運営については、教職課程委員会が教育課程及び教育方針に関する事について、学長の諮問機関として設置されており、必要な科目の開講及び履修に関する事項、教育実習に関する事項、その他委員会が必要と認める事項について検討し、教務主任会、学部長会等において調整を行った上で各学部に周知し、各学部の特性に合わせた形で運営している。

教職課程を実施するにあたっての学内システムについて各大学それぞれ多種多様である

が、全学的な教職課程の運営が必要であるにも拘わらず、本学においては学長の諮問機関であり、なんら審議・決定する事ができないため、一つの事項について全学的な方針として統一するのに非常に時間がかかる。

そこで、平成18(2006)年度においては現行の教職課程委員会から全学的な教職・諸資格課程センターの設置に向けて案を作成し、学内の合意を得るための作業を進めている。

2. 個別的事項

(1) 教員組織について

教員免許課程認定審査基準に定める専任教員数の基準は満たしている。これは、カリキュラム改正及び教員の定年退職等により、専任教員数が基準より不足するような事が無いよう教員組織の変更を伴う届出の手続きを全学的に徹底している結果であり、今後はより一層の充実を図りたい。

(2) 教育課程について

ア. 教職に関する科目について

教員免許課程認定審査基準に定める科目は必要な基準を満たしているが、より実践的な内容を盛り込む等、教育内容の充実、特色ある授業科目の開設及び教育職員免許法施行規則に規定されている、含めることが必要な事項の充実に努めている。

しかし、教職に関する科目等、同一名称の授業科目を複数教員で担当しているが、担当教員間で十分に共通認識が図られていない科目や、「総合演習」のように各学科毎の開設となっている科目でも、それぞれ受講した学生が共通認識を持つことができていない科目もある。

また、学生に配付する講義概要（シラバス）について、教員によって記載内容・量にばらつきがあったり、各科目に含める事が必要な事項の記述が不明確である。教員養成カリキュラムの資質向上については、幅広い教養と教職教育の専門性重視の関係を、教職に関する科目の卒業単位化等を通じて「両立」し、広範な知見と個性的な人格を持った多様な形の教員を社会に送り出すことを目指す。その為、カリキュラム改革へ教職課程担当教職員の意志の伝達が十分出来るように､教職課程の大学内での地位を確立する。

①教科に関する科目と総合教育科目を一致させ、学生の教職課程履修科目（単位）の負担減を検討する。

②教職に関する科目については、これを卒業単位に含めるかどうかが大きな問題となっているが、学生の負担減と教職の専門性の確保とをどう調和させ、両立させていくかを検討する。

更に、次の事項について充実を図りたい。

①教員の専門分野と担当科目との整合性の強化等、その教員の経験を生かした、より実践的な教育内容の充実

②教職科目のシラバスの充実

③学生による授業評価の充実

④オフィスアワー、履修アドバイザー等の学生サービスの充実

イ．教育実習について

本学では、母校実習を原則としている。しかし、少子化等の影響により、母校が統合されていたりして、実習校が確保できないために教職課程の履修をあきらめる学生が出てきている。また、教育実習の水準を維持する為に、教育実習に必要と思われる科目を「教育実習参加条件科目」として設定し、「教育実習参加条件科目」を修得していない学生については、教育実習を行わせないようにしている。更に、教育実習期間中の視察については、各学部の教員がそれぞれ学部毎に当該学部の学生の教育実習校に出向いている等、学部毎での支援体制をとっている。

今後は、各学部毎ではなく、大学として教職課程委員会が教育実習校の確保に関わっていく必要がある。例えば、現場の教員と共に教育実習プログラムを作成する等、大学として教職課程委員会が教育実習の場として協力してもらえるよう、同一法人内の学校との連携を図れるよう交渉する。または、地域の教育委員会と密接に連携し、教育実践を重視する観点からも学生ボランティア支援事業等を積極的に行う等、実習校の確保と理論的探究と教育実践とのバランスがとれた質の高い教育実習を目指す為の取り組みを積極的に行っていく。

(3) 教職課程履修指導（ガイダンス）について

学生に対する各学年毎の段階に応じた履修指導を十分行う事で教員志望への高い動機付けを行っている。全学的な教職課程履修要項を作成し、学生が4年間の見通しの中で適切に履修できるよう、要項に基づき教職課程の履修から教員免許取得に係るガイダンスを行い、学生の円滑な教職課程履修に配慮しているが、教員志望への高い動機づけを行う迄には至っていない。

また、科目等履修生及び編転入生等への履修指導については、教務課が必要に応じて履修指導を行っているが、科目等履修生、他大学及び他短期大学等からの編転入生、大学院生による学内聴講も年々増加しており、適切な履修指導が必要となっている。

そこで、大学院生・編転入生・科目等履修生を含む本学に在籍する全ての教職課程履修希望学生への履修指導・相談窓口として、教員養成の教職課程・教育実習・介護等体験・教員免許一括申請等の事務の一元的・総括的な取扱いや、学生への系統的指導ができるように、教職課程事務の一括処理に関して各学部の事務職員が減少する中で、教職事務が円滑に遂行できるような体制を確立していく事が必要である。

今後は、講義概要（シラバス）の記載内容を具体化・明確化し、教育内容を丁寧に説明したり、適性検査、選考試験、面接等も履修指導に含め、十分な履修指導を行う事により教員志望への高い動機付けを行いたい。

その為には、教員・職員が共通して十分な理解と認識を持って対応できるように、職員は情報収集に努め、教免法令に精通し、教員と職員が役割を分担、あるいは連携し、本学の教員養成の水準の向上に努める。そして、全学的な連絡協議会を開催し、学外の研究会等に積極的に参加し、より早く、最新の情報を正確に提供できるように努力しなければならない。

(4) 介護等体験の状況について

平成10(1998)年度入学生から、小学校及び中学校の教員免許取得を希望する学生は、介護等体験を実施する事が義務付けられた。本学の介護等体験希望者の数は毎年約600名程度である。体育学部ではこの介護等体験に多数の学生が参加するが、特定の施設と連携し事前指導の充実、体験視察等による体験指導の充実等、質の高い介護等体験を実施している。今後は体育学部以外の学部においても、関係施設等の職員や教員を外部講師として招き、事前指導の充実に努める。また、介護等体験をより有意義なものにする為に、介護等体験の単位化(授業科目の設定) を検討していきたい。

(5) 免許状取得状況及び教員就職状況について

本学における教職就職者数 (自己申告数)／教員免許一括申請件数は表3の通りである。公立学校への就職者は年々減少し、幼稚園就職者が増加している。また、殆どの学生が教員免許状を取得している学科があるにも関わらず、教員需要の関係から採用率が著しく低迷している。

教員免許を取得した学生に対し、卒業後の進路調査「教員免許取得者進路アンケート」を実施しているが、卒業生に対しての教職就職関連の追跡調査は実施していない為、卒業生の教職就職状況については把握できていない。

しかし、教職課程委員会が中心となり、「教育職員候補者選考試験」の合格支援を目指している学生を対象に「教員採用試験オリエンテーション」を毎年開催している。このオリエンテーションでは、教員に採用された卒業生からの体験談の場を設けるなど、卒業生の積極的な協力を得ている。

更に、就職センターにおいては「教員採用試験対策講座」として、教員採用一次試験合格を目標に専門学校と協力して講座を開講し、教職課程を受講している学生の受験指導を、希望者に対してのみ有料にて実施している。

また、昨年度より毎年各教育委員会からの申し出により「教育職員候補者選考試験」に係る説明会を就職センターと連携して実施し、教職課程の希望者が志望意欲を低下させないような工夫・履修支援を本格的に始めた。

そして、今年度は同窓会と連携を図り、本学の教員養成に、現職の教員となっている卒業生の協力を得て、現代教育の諸問題や教師の質等を研究する場の提供を検討し、幅広く多面的な物事を考えられる習慣を学生の中に育成し、教職課程履修者の意識の向上に努めている。この先駆けとして、平成18年度から同窓会組織の楓教育界と面接指導等の連携を図り成功した。

今後は更に、学生のニーズに応えるような就職支援を就職センターと連携し充実させていきたい。

表3　教職就職者数 (自己申告数)／教員免許一括申請件数

	2003年度	2004年度	2005年度
専　任	25	28	32
非常勤	22	26	32
計	47/946	54/832	64/980

(6) 施設・設備の状況について

教員養成に必要な施設・設備は概ね整備されている。現在、教職課程を履修している学生の為の教職資料コーナーも教職課程室として開放されているが、十分に活用されていない状態である。今後は、教職関連資料を有効に活用させる為の工夫をし、学生の利便を図っていきたい。また、教職資料コーナーの図書についても、教科書や学習指導要領を充実させたい。

3. 総括的事項

以上、開放制教員養成の危機の時代とも言われる今日、教員養成は質と量の両面ともに厳しい問題状況に直面していると言わざるをえない。こうした教員養成を巡る厳しい状況のうちで、ただ単に教員就職率の数値に頭を悩ますのではなく、より質の高い教員養成を行い、自ずから教員就職率の向上が実現されるインフラを作り上げる事が必要である。

現在、本学として養成しようとする教員像が不明瞭である。まず、責任を持って教員養成に対する理念を確立し、今般の教員養成・免許制度の改革の中で教職課程の認定後についても、質の維持・向上を図ることが求められている。

大学が魅力あるカリキュラムを用意し、優秀な教職課程履修生を迎え入れられるよう、本学における教職課程に工夫を凝らさなければならない。教職課程運営の活性化を成し遂げる気概も意志も持たずして、学生募集の手段に甘んじてはならないと考える。そして、全学的な取り組みの中心機構として、教職課程センターが機能し、体系的なカリキュラム編成と一貫性のある教育内容・履修指導等の充実を図る事が必要である。

更に、教職課程を通した大学の社会貢献についても検討していかなければならない。

・公開講座における貢献（非行、引きこもり、いじめ等に関する課題等）
・教育委員会との連携による貢献（教育ボランティア等）
・教員免許に係る認定講習による貢献
・生涯学習に係る貢献（リカレント教育、教員研修等）

14.1.2 諸資格課程

本学における諸資格課程は表1の通りである。

表1 本学における諸資格課程

開設課程	学　　部
学校図書館司書教諭	全学部共通開設（スポーツ医科学科を除く）
図書館司書	文学部開設
博物館学芸員	文学部開設
社会教育主事	体育学部（体育学科・武道学科）及び文学部開設

尚、課程が開設されていない学部の学生が、他学部に開設されている課程科目の履修を希望する場合は、課程開設学部で学内聴講の手続きを行う必要がある。

1. 学校図書館司書教諭

平成16(2004)年度以降の各学部別学校図書館司書教諭課程資格取得者数は表2の通りである。

表2　各学部別学校図書館司書教諭課程資格取得者数

学　部	2004年度	2005年度	2006年度
	資格取得者数（4年）	資格取得者数（4年）	資格取得者数（4年）
計	70	63	73

学校図書館司書教諭としてその職に就いている卒業生は非常に少ない。意欲と力量を備えた学校図書館司書教諭を、大学と教育行政が共に支えつつ現場に送り出したい。その為には、履修要項の充実、実習や演習という現場に直結した実践的な科目の開設、学校図書館司書教諭関連の就職情報提供等に努めなければならない。

2. 図書館司書

図書館法に基づき、主として公共図書館などにおいて専門的職務を司る職員に要求されている資格である。本学における平成16(2004)年度以降の各学部資格取得者数は表5の通りである。

表5　図書館司書課程資格取得者数

年　度	資格取得者数
2004年度	34
2005年度	35

本学では本年度、カリュキュラムの改正を行った。具体的には法令科目通りにしたが、専任教員が一人しかいないため、非常勤教員への依存度が高まった。しかしながら、図書館司書課程としては充実したといえよう。今後はセンター制の導入等、より一層の教育環境の充実に努めなければならない。

3. 博物館学芸員

博物館学芸員として就職する為には、国公立博物館の場合、国又は地方自治体が実施する公務員試験に合格する事、各法人や企業の博物館の場合は、その法人や企業に採用される事が前提となる。

平成16(2004)年度以降の資格取得者数は表8の通りである。

表8　博物館学芸員課程資格取得者数

年　度	資格取得者数
2004年度	49
2005年度	35

現在、博物館学芸員の資格を得ようとする学生は年々増加の傾向にある。これは本学ばかりではなく、他大学においても同様である。学内に博物館相当施設を有する大学は学内施設

で実務実習が可能であるが、その施設を有しない本学においては、国公私立の博物館または郷土資料館にそれを依頼しなければならない。これは、受講を希望する学生数に制限が加わるばかりでなく、充実した授業が出来にくい要因にもなっている。

この「博物館相当施設の建設」という課題は一朝にできる事ではないが、少なくとも資料(史料)展示室を兼ねる博物館実習専用の教室を設置すれば、かなり充実した授業の展開を見込める。また、それに伴い博物館学各論、博物館実習の専任教員の補充も急務であると考える。

4. 社会教育主事

社会教育主事とは、都道府県または区市町村の教育委員会事務局の職員（都道府県または区市町村職員への採用が必要）として、社会教育や生涯教育の計画作りに携わったり、学習やスポーツ、レクリエーションなどに関する活動を行う人達に、専門的・技術的な助言や指導を行う仕事に携わる職種（資格）である。

この資格は「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得したもので、1年以上社会教育主事補の職にあったもの」（社会教育法第9条の4の3）に与えられ、社会教育主事の資格取得の為の単位（社会教育に関する科目の単位）を修得し、将来、地方自治体の教育委員会事務局の職員として社会教育主事補の職（地方自治体が任命する社会教育担当職員で、社会教育主事を助ける職種）に就いて1年経てば、社会教育主事になることができる。本学では、体育学部及び文学部に社会教育主事課程を開設しており、平成16年度以降の各学部別履修者数は表9の通りである。

表9　社会教育主事課程資格取得者数

年　度	資格取得者数
2004年度	14
2005年度	5

本学では、文学部と体育学部で開講されており、カリキュラムの上でも独自性を持っているが、両学部の学生が他学部の授業を自由に受講できる条件作りを進める必要がある。

5. 日本語教員養成課程

21世紀アジア学部には、日本語を第2言語として学ぶ人に対する語学教育に従事する教員の養成を目的として、日本語教員養成課程が設置されている。日本語教員養成課程の所定の科目から11科目26単位以上修得する事により「国士舘大学日本語教員養成課程修了証明書」が授与される。その数は表10の通りである。

表10　国士舘大学日本語教員養成課程履修者数

学　部	2005年度	2006年度
	資格取得者数（4年）	資格取得見込者数（4年）
21世紀アジア学部	29	23

日本国内に住む外国人が増加し、その居住地も都心だけではなく全国に広がり、必然的に

日本語教員の活躍の場は非常に幅広くなっている。また、日本語学習者の目的も多様化し、その目的に応じて適切な日本語教員の役割も重要になっている事を鑑み、本学では本年度、カリュキュラムの改正を行った。

今後より一層、日本語を教えるというきっかけを通じて、日本の文化、習慣、身近な生活のルールなど様々な角度から日本そのものを紹介し、日本と海外との橋渡し役になる人材を育成する努力をしていかなければならない。

14.2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

本学は平成6(1994)年以降、国士舘自己点検･評価委員会を設置し、恒常的に委員会を開催してきた。相互評価の範囲は大学全般にわたっており、全構成員が改革・改善に対する関心及び実行性のある計画を持つことが必要となる。そのためにはFD、SDを推進し、教職員の意識改革と各委員会の在り方、学内の各部課室間の連携、各学部や大学院研究科及び附置研究所等が恒常的に点検業務を行うためのシステム作りが必要である。しかし、実現に向け、自己点検・評価に関する専門的な機関の設置を検討したが果たせなかった。

14.3 自己点検・評価に対する学外者による検証

学校教育法の改正により、平成16(2004)年4月1日から外部機関による大学評価制度の導入が始まり、今後本学でも「全学的な教育研究等の状況」についての定期的な第三者評価の実施が行われ、更に評価結果の公表がはじまる。現在は、学校教育法第69条の三第②項に定める「評価認証機関」である財団法人大学基準協会の主要点検・評価項目に基づき活動を行っている段階である。本学は今後、認証評価を受けることになるが、指摘された事項について、どのような形で改善・改革を行うかの方法、制度、システムは、まだできあがっていない。

14.4 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

本学は、平成13(2001)年4月の財団法人大学基準協会加盟時から勧告 (2件)、助言 (問題点5件)等について指摘された。勧告は、施設の問題が中心課題であり、その主旨に沿った対応策を講じて、平成16(2004)年7月「改善報告書」を取り纏め同協会に提出した。今回学校教育法の改正に基づく認証評価は平成22(2010)年までに受けることになるが、指摘事項に対応する組織は国士舘自己点検・評価委員会としてすでに完成されている。但し、各学部及び各研究科委員会内における自己点検関連委員会の組織については、認識が薄く充分な働きかけが必要である。この状況を克服するための方策として、定期的な関連行事（大学部会や法人部会による講演会）等を開催予定である。

15. 情報公開・説明責任

15.1 財政公開

財政公開については、財務監査におけるアカウンタビリティを履行するシステムの導入状況の中において「財務状況の公開として」説明した内容と共通した事項となることから以下に同文を掲載する。

本学の国庫補助金収入は、10億円を超える額で推移している。本学では、このような公的助成及び税制上の優遇措置等がとられている公共性の高い機関であるための社会的責務として、次のような財務状況の公開を実施している。

（1）私立学校法に基づく「財務書類の閲覧」の状況

①対象者

学生・保護者・教職員及び当法人との間で法律上の権利義務関係を有する者

②閲覧ができる旨の周知

国士舘大学新聞及び広報誌「vigor」等に閲覧可能の旨を掲載

③閲覧資料

財産目録、貸借対照表（含む内訳表）、収支計算書（含む内訳表）、事業報告書（私立学校法第47条に基づき作成したもの）及び（監事及び公認会計士の）監査報告書

④閲覧場所

学校法人国士舘　法人事務局内

⑤関係する規程

「財務書類の閲覧に関する規程」により、対象者の範囲、資料名、場所・時間、閲覧の申請手続き（含む様式）、担当部署等について規定

（2）一般公開の状況

①一般公開の方法

国士舘大学新聞及び広報誌「vigor」及びインターネット上のホームページ

②公開の内容

財産目録（内訳表含まず）、資金・消費収支計算書（内訳表含まず）貸借対照表（付属明細表含む）、事業報告書及び補正資金・消費収支予算書（内訳表含まず）、並びに収支予算書（内訳表含まず）、事業計画書。なおホームページ上の掲載期間は、1年程度としている。

以上の取り組みを今後とも継承し、社会的評価によっては必要な改善に努め、教育の質の向上を図らなければならない。

15.2 自己点検・評価

本学は前回、「平成15年度自己点検•評価報告書（脱皮の苦しみを超えて）」を平成15(2003)年3月31日に発行（冊子500部、CD-R400部作成）した。学内教職員に対し427部（学校法人国士舘の役員等を含む）配付するとともに、対外的には、文部科学省高等教育局をはじめ、大学基準協会、私立大学協会及び大学基準協会正会員大学293大学宛に送付した。

現在作成中の平成18(2006)年度版については、上記の他、在学生父母、本学卒業生にも見てもらうため、ホームページへの掲載の必要性も考えている。また従来の形式に拘わるのではなく、高校生にもわかりやすいような図式や写真等入れてはどうかとの意見も出た。

一方、平成18年度現在、認証評価を受ける目的で外部機関からの評価は受けていない。平成22年度までに財団法人大学基準協会又は財団法人日本高等教育評価機構による外部評価を受ける予定であり、平成18年度はその準備を進める予定である。その評価結果については、学内外への適切な発信（教授会、理事会、評議員会等学内諸会議での公表、本学関係者向け広報誌への掲載、ホームページへの掲載等）を予定しており、その改善策について実施計画も合わせて関連する委員会で検討を進める方針である。

大　学　院

II．大学院

1．大学院研究科の使命および目的・教育目標

1.1　大学院の現状

大正6(1917)年に私塾として創設された国士舘は、昭和33(1958)年に大学となり、現在では政経学部、法学部、工学部、文学部、体育学部、21世紀アジア学部の6学部で、13,141名(平成18(2006)年5月現在）の学部学生が学ぶ総合大学となっている。

一方、大学院は、昭和40(1965)年に政治学研究科、経済学研究科が設置されたのを嚆矢とする。その後、学部等の充実や社会動向に伴って設置申請がなされ、平成18(2006)年現在、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、スポーツ・システム研究科、工学研究科、法学研究科、人文科学研究科、総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科の9研究科が設けられ、本年度は422名（5月現在）の大学院生が学んでいる。

各研究科においては、1.2以降に述べるように、次に示す学校教育法および大学院設置基準に示された目的に沿ってそれぞれの目的・教育目標等を設定している。

学校教育法　　：大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院設置基準（修士課程）：修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

大学院設置基準（博士課程）：博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

各研究科が設定した目的等に即した教育・研究活動が行われているかを大学院全般にわたって、いわゆる自己点検･評価するには、各研究科、各専攻およびその下に設けられたコース･系などにおいて各学年に少なくとも1名以上の学生がいること、理想的には大学院担当の全教員のもとで各課程・各学年に学んでいる学生がいることが望ましい。このことは現時点で実現されていないので、これが実現されることを大学院全体がさらに活性化する目標としたい。なお、1.2以降の各章、各節において研究科毎の自己点検・評価を示す。

1.2　政治学研究科

政治学研究科は修士･博士の2課程からなり､そのいずれにも政治学専攻が設けられている。

本研究科は、三つの理念・目標を持っている。一つは、政治行政に関する高度な専門的知識を習得するとともに､これをさらに発展させる能力を備えた研究者を養成することである。

その基本には、知識の単なる表層的な修得を超えた全人的な人格の陶冶と完成という高度な教育理念が存在することは言うまでもない。この責務を果たすために多様な大学からの多様な学生を受け入れている。さらに、世界各国から様々な留学生も積極的に受け入れている。これらの学生に対して、指導教授が論文の作成に向けて、文献の収集方法と資料の分析の方法、論文の構成などのきめ細かな指導を行っている。また、学生の研究テーマの設定やアプローチは、学生の自由な選択に委ねられている。

修士論文を作成するにあたり、二年生は7月下旬に、客員教授や非常勤教員を含めた教員全員が指導する修士論文の中間審査会が開催されている。この審査に合格しなかった者に対しては再度の発表の義務が課せられる。さらに、学生の研究成果を発表する学術誌として『大学院論集』の発行が毎年行われている。このように、本研究科の特色の一つは自立した研究者の育成にある。

二つ目の理念・目標は、政治や行政に関する高度な専門的知識を実務に活かす職業人を育成することにある。そのために、研究者志望者だけでなく、公務員・国際公務員・外交官・ジャーナリスト、中学や高校の教員、あるいは地方議員を含む政治家などの志望者にも広く門戸を開いている。これは、高度な専門的知識へのニーズを求める時代と社会に真摯に応えるものであり、本研究科が今後特に重要視するものである。

三つ目の理念・目標は、留学生の受け入れを積極的に行っていることである。特にアジアからの留学生に良好な教育環境を提供することは、国際貢献あるいはアジア諸国との友好という点においても意義あることである。また、多くの留学生を受け入れることは、日本人の学生に国際的な交流の場を提供することにもつながり、グローバルな時代に対応できる人材の育成という目的に適合し、その教育的効果は多大なものがあると考えられる。

1.3　経済学研究科

経済学研究科は「公正でしかも学生に親切、そしてオープンで先進的な大学院」という研究科の理念を定め、この理念のもとで教育、研究活動を展開している。特に、次の 3 点を目標としている。

第 1 は、教育すべき人材像の確立、明確化である。経済学研究科では、従来の学術研究分野で活躍する人材育成に限ることなく、幅広い人材の育成を視野においている。つまり様々なビジネス分野で活躍できる人材の育成を目的としている。

修士課程では「ハイ・ポテンシャル（高能力）なビジネスパーソン」の育成のために、たとえば税理士等を含む、様々なビジネスの場において高い能力を示す人材の育成を目的としている。

博士課程では、高いスキルを持ち、実績を上げられる「ハイ・パフォーマンス（高業績）なビジネスパーソン」を育成することとし、様々なビジネス分野だけでなく、学術研究分野においても高い実績を上げることのできる人材の育成を目的としている。

そのために博士課程の院生には 3 年終了時に「博士号」を取得しているか少なくとも博士論文を提出していることを期待し、それに沿うような指導を行っている。

第 2 は、経済学研究科は、その教育の対象の多様化にも取り組んでいる。つまり従来の国士舘大学内部の学部を卒業して大学院に進学する学生とともに、他校出身者、社会人、留学生を積極的に受け入れている。このことにより経済学研究科の教育対象とする大学院生の多様化、グローバル化を図っている。

第 3 は、経済学研究科では、大学院生の指導において、より丁寧な指導を行うために、複数指導制をはじめとした各種の指導体制、教育体制を取り入れている。

しかし次の点は、経済学研究科の課題として残されている。経済学研究科では、近年、税理士志望者そして留学生が入学者の多数を占める傾向がある。これは経済学研究科が社会のニーズに合致し、その使命を果たしている結果である。しかしながらより経済学研究科の多様性を確保するためには税理士志望者、留学以外の大学院生の確保が必要不可欠である。

1.4　経営学研究科

経営学研究科は、平成9(1997)年に修士課程が設置され、平成11(1999)年には博士課程も設置された。修士課程の設置に際して文部省に提出した「経営学研究科・経営学専攻修士課程設置申請書」には、次のような「設置の趣旨」が述べられている。

「本研究科は、より専門の経営理論及び実務理論を教授・研究して経営・会計・税務業務に従事する高度の職業人を養成することを目的とする。すなわち、近年、わが国の経済・社会環境は複雑化し、変化の度合いは高まってきている。企業の経済活動等の円滑な遂行と発展に寄与するため、これら環境諸要因の変化に対して、それぞれの立場に応じた意志決定と行動が迫られる状況となっている。一方、国際社会も急激に複雑多様化し、学部教育で得られる学識経験だけでは、専門的により高度化する知識体系・技術の修得が不十分となってきている。特にアジア地域を中心とした経営研究の遅れは著しい。こうした情勢を反映して、大学卒業後に経営学関係の教育及び研究をさらに希望する学生が、最近特に増加しており、学部教育よりもいっそう高度な教育と学問研究を提供する必要性が高まってきている。研究・教育を専門的職業にしようとする者、あるいは高度に専門的な性格を有する職務に従事しようとする者からの、いっそう高度な専門的知識・技能修得への要請は、経営学分野においても漸進的に高まってきている。そのため、経営・会計・税務実務または経済取引等の諸活動において求められる専門的な経営・会計・税務知識を身につけた人材の育成に努める。他方では、経営学科に在学している外国人留学生のうち、大学院への進学希望者も多く、その中には本研究科に進学したいという強い希望を持つ者が多数存在している。経営学を志望する外国人留学生を本研究科に迎え入れることは、正しく焦眉の急務である。この度の経営学研究科修士課程の申請を行うに当たり、高度の専門的知識・能力を持った職業人の養成と再教育、優れた研究者の養成、国際社会で活躍しうる優れた能力を持った人材の育成、留学生の受け入れ推進など、大学院に期待されている役割を果たすことによって、社会の要請に応えようとするものである」。

以上のような理念を掲げ、本研究科は研究・教育に努力を続けてきたが、設置10年目を迎える現在では、設立当初の理念を大幅修正する必要があると考えられる。我々は目下抜本的

な改革を検討しており、修士課程については以下のような改革を検討中である。

①「マネジメントからの発想」は、今や企業経営のみならず、官公庁・学校・病院など様々な組織の発展のために不可欠になっている。従来の本研究科の教育・研究の対象は、基本的に「企業」に限定されていたが、今後はマネジメントの理論、方法の適用範囲を社会の様々な組織に対して拡大させることを重視する。
②上記①を受けて、カリキュラム系統を「経営系」「会計系」及び「総合社会科学系」の3領域から構成する。これまでは経営系と会計系の2領域になっており、総合社会科学系が不十分であった。
③上記②の3領域からなるカリキュラム系統から、次の3つの履修プログラムを作成する。
　1）個人起業家プログラム（中小企業診断士などを取得し、個人起業家を目指す）
　2）組織人プログラム（社会保険労務士などを取得し、大規模組織の管理者を目指す）
　3）アドバンスプログラム（シンクタンク研究員、高度専門的職業人、大学院博士課程進学を目指す）
④学部から通算5年間で修士号を取得できる「3セメスター制大学院」へ移行する。本研究科では、設立当初より学部からの内部進学者が極めて少ない状態が続いていた。学業優秀な学部学生を大学院へ進学させるための方法として、学部4年次後期（秋セメ）から飛び級による「3セメスター制大学院」を検討している。就学年数を1年短縮し修士号を取得できるとあれば、学部学生の大学院での就学意欲が高まることを期待している。

博士課程については、質の高い研究指導とともに学会活動、学会審査論文執筆の指導を重視している。博士学位は審査を公平にするため、学位請求論文を提出するための前提条件（学会審査論文の本数など）を内規として定めている。

わが国の政治的・経済的・社会的な環境条件は急激な変化がみられ、それに伴って経営学の研究分野においても専門化と同時に学際的な傾向が強まり、従来の学問体系を革新する創造的な研究が展開されている。本研究科ではこのような時代的要請を受け、教授陣の学術研究活動はもちろん、大学院生の教育活動についても、変革する社会に十分に対応する人材育成に努力し、着々とその成果を上げている。

設立から5年間程度は税理士を目標とする会計学専攻の学生が多かったが、税理士試験免除規定の変更後は、中国からの留学生が非常に多くなっている。そのため、こうした状況変化に対応し、先進的な経営理論等を教授すると共に日本語教育を重視し、日本語教育にも力点を置いた経営学入門講座を若手専任教員に担当させている。

博士課程については、創設以来入学者数は必ずしも十分ではなく、博士学位取得者もわずかに1名に留まっている。しかし内規で定めた学位請求論文を提出するための前提条件を緩める考えはなく、引き続き一定のハードルは保ち続けることを研究科委員会で確認している。

1.5　スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科は、体育・スポーツの分野において次代を担える高度の専門職業人の養成を目的として平成13(2001)年4月に国士舘大学大学院スポーツ･システム研究科修士課程として、「スポーツ･教育システムコース」「スポーツ・トレーニングシステムコース」「スポーツ･コーチングシステムコース」の3分野で設置され、平成16(2004)年4月よりコース名を「社会システムコース」「救急救命システムコース」「コンディショニングシステムコース」に改組した。また、平成18(2006)年4月には、研究科に社会人により学びやすい環境を提供するために、実務経験豊かな看護師、薬剤師、救急救命士を対象とした1年を修業年限とする救急救命コース（1年制）を設置した。

本研究科の基礎となる体育学部は昭和31(1956)年4月に3年制の短期大学として開設された。昭和33(1958)年4月に大学･体育学部体育学科として創設された。体育学部の目的は、体育･スポーツ･武道の学芸を学ばせ、より広い専門知識と高い技能を修得させ、体育･スポーツ・武道文化の発展と学術の研究活動推進につとめ、豊かな心身の育成と練磨をはかる文武両道の教育をすることにある。また、社会の変化に的確に対応し、健康で豊かな生活環境を阻害するスポーツ障害や疾病をはじめ、各種の事故・災害に対処する高度な救急医療体制の充実・発展に寄与し、人間の幸福や生活の基本である健康・体力の保持増進を推進する役割を担い、健康で明るく豊かな社会の創造者として国際社会で活躍できる人材の育成を図ることとしている。

しかし、学部教育のみでは21世紀のスポーツ時代を総合的に切り開くための学術研究や高度な専門的能力を備えた人材の養成が遅れていることから、この分野の教育・研究体制を確立するために、本研究科は、社会の要請に応え、次代を担える高度の職業人の養成をもって社会の発展に寄与することを目的としている。

さらに、このような高度職業人の養成は、修士課程にとどまらず博士課程においてもこれを継続して担うことによって完結するものと考え、平成15(2003)年4月に、博士後期課程を増設した。博士後期課程の設置趣旨は、より高度のスポーツ科学理論および実務経験の教授・研究によって、スポーツ業務を専門とする高度職業人の養成並びにスポーツ業務を専門とする社会人の再教育に加えて、高度の研究能力を備えたスポーツ科学の専門職業人による、より専門性の高いスポーツ科学理論および実務理論の形成を目的としている。

本研究科は、以上のような理念・目的で教育がなされ、修了者は教員、公務員、民間の健康産業、競技スポーツ部門、医療機関などのスポーツ・健康・医療などで活躍できる人材を輩出できたことは本研究科の理念・目的の適切性を示している。

3コースでなされている教育･研究はそれぞれ特徴があり、各コースは特色ある研究フィールドを提供しており、理念・目的にそった人材育成と、高度専門教育・研究にそれぞれ努めている。しかし、変動激しい社会の要求を見据えた教育開発や職能開発への取り組みは十分とは云えない。少子高齢化社会に対応できる人材養成が求められており、より踏み込んだ対応が求められる。これまでの教育・研究を基礎に、関連学部、地方自治体および地域住民との連携を視野に入れた基盤整備が必要である。

本研究科では、少子高齢化社会に対応した高度の専門性を持った人材養成を図るべく、平

成16(2004)年度にコース名と教育・研究内容が変更された。平成15(2003)年度に設置された博士後期課程（博士）においては、さらに高度な職能開発を行い社会にとって必要な貢献価値の高い教育・研究の提供が行えるように努力中である。また、社会の要請に対応すべく基盤整備として、本研究科、地域病院、地域住民、民間企業連携して、生涯スポーツの振興と健康寿命の延伸プログラム等の提供を行うことを目的として、ウェルネスセンターと、平成15(2003)年工学研究科に設置されたハイテクリサーチセンターとの共同で上記企画を推進している。

1.6　工学研究科

工学研究科は、個性の尊重と人格の陶冶に加え、自主性と独創の尊重を理念として平成6(1994)年に修士課程2専攻（機械工学専攻、電気工学専攻）が設置され、平成8(1996)年に建設工学専攻が開設された。さらに各専攻分野を有機的に統合した博士課程として、応用システム工学専攻が平成11(1999)年に開設された。応用システム工学専攻では十分な基礎学力を備え、優れた応用能力を有する高度な科学技術者の養成と独創力のある研究者を育てる事を目的としている。

大学における研究水準は、大学のステータスの指標として最も重視されるものであるが、大学院の充実は、大学における研究活力の高度化に不可欠である。更にわが国が急速に成熟社会に向かっている現状と科学技術の急激な変化に伴い、社会人のリフレッシュ教育や生涯教育における大学院の存在意義も強調されるべきものである。その一環として、本研究科においても社会人を積極的に受け入れることとし、社会人入試も制度化されている。このような状況から平成18(2006)年度までに3名の工学博士を輩出しているが、その内2名が社会人入学、1名が一般入試入学であった。

このような背景の下で、工学部における研究面での充実には、今後も大学院のさらなる充実と高度化がもっとも重要な課題と考えており、その一環として、平成15(2003)年度には、文部科学者のハイテク・リサーチ・センター整備事業に申請し採択された（平成15年度より5年間、プロジェクト名：高齢者健康増進支援システムに関する研究)。このプロジェクトは、スポーツ・システム研究科と協同で行う極めて学際的でユニークな研究である。これ以外にも産官学の連携を考えたプロジェクトを計画している。

本研究科の修士・博士課程において、修士論文、博士論文は教育の完成として最も重視され、学生の国内外の学会における口頭発表や国際誌への論文投稿を積極的に行うように指導し、研究能力、開発能力及び発表方法に磨きがかけられている。

平成18年度の学生数は、博士課程3名と修士課程70名である。本研究科の理念･目的を実現するためには、多くの学生が在籍して研究活動が活性化される必要があるにもかかわらず、現実には大学院進学希望者が経済的理由でやむを得ず進学を断念している事例も多い。より多くの優秀な学生の大学院進学を可能とするためには、経済的基盤を保障する奨学金制度の充実とTA制度の積極的利用が望まれる。

修士課程については、設置されてから12年が経過した。したがって、社会の動向などに応

じた制度やカリキュラムの抜本的な見直しの時期に至っている。本研究科内の専攻主任会を中心として、平成19(2007)年度末を目途に検討が進められている。この際に、平成15年度よりスタートしたハイテク・リサーチ・センターの考え方を積極的に取り入れる必要がある。社会人を積極的に受け入れる体制を整備するため、時間割の工夫、入学前の既習単位の認定等をさらに進める必要がある。学生（特に博士課程の学生）の経済的バックアップ体制の強化は欠かす事が出来ない。実験・研究スペースの確保については、研究室の再配置等を通して引き続き検討していく必要がある。

1.7　法学研究科

法学研究科は、平成7(1995)年4月に国士舘大学大学院法学研究科修士課程、平成11(1999)年4月に同博士課程として設置された。設置の目的は法的業務に従事する高度職業人を養成することにあった。

その基礎をなす国士舘大学法学部は昭和41(1966)年4月に創設され、建学の理念及び教育目的を継承しつつ、時代や社会の諸要請に応えることのできる健全な社会人、ならびに企業、その他経済社会において必要とする専門の法知識及び能力を具えた職業人を養成することを目的とした教育を実施してきた。しかし、近年の急激な社会経済環境の複雑化・情報化・国際化等に伴い、市民の生活関係や企業の経済活動等において特殊で複雑な法律問題が多く提起されるようになり、このように専門化した学術研究や法律問題等を現在の学部課程で取り上げ、教育・研究することは、事実上困難になった。一方、現在の法曹実務、行政事務または経済活動等の諸活動において求められる最新の専門的な法知識、交渉能力、法的紛争の予防能力を身につけた人材の需要が急激に高まってきた。

このような学部教育の実情や社会的な要請及び学生の要望等に応えるため、学部教育を補完し、より専門の法理論及び実務理論を教授・研究する体制を充実・推進し、高度な職業人の養成を目指す教育・研究の場を設けることが急務である、というのが設置の趣旨であり、それは同時に本研究科の理念でもある。

さらに、このような高度職業人の養成は、修士課程にとどまらず博士課程においてもこれを継続して担うことによって完結することができるものと考え、博士課程（法学専攻）を増設した。博士課程の設置趣旨は、より高度の法理論及び実務理論の教授・研究によって法的業務を専門とする高度職業人の養成並びに法律専門の社会人の再教育に加え、高度の研究能力を備えた法律専門職業人による、より専門の法理論及び実務理論の形成を目的とするところにある。

平成17(2005)年度までの修士課程修了者は、196名であるが、社会人としてそのまま同じ仕事に従事している者、税理士になった者、民間企業に就職した者、司法試験に合格し中退した者、他大学の大学院に進学した者、本学大学院の他の研究科に進学した者、博士課程に進学した者、公務員になった者などその進路は多様である。

平成18(2006)年度の修士課程在籍者は、1年15名、2年20名の計35名である。

博士課程在籍者は、3年1名である。なおこれまで6名が満期退学をしているが、そのうち1

名は修士課程、博士課程を一貫して履修し、平成17(2005)年度に博士の学位を取得している。

修士課程の人材養成については、上述のように一応の成果が出ているといえる。しかし、博士課程は入学者、修了者ともに少なく、期待した通りの成果を挙げてはいない。

社会人が多数入学していることは、再教育の観点からは望ましく、また、2年という短期間ではあるが相当の専門知識を身につけて修了している。しかし、社会人入学者の多くが、税理士試験における税法免除の特典を狙ってきていたというのが実状であり、この特典が廃止されれば、受験者は激減することが予想される。現に試験制度の改正により、税法専攻以外は免除の対象とならなくなったため、他専攻において受験者の減少が著しい。

これに対応するため、税理士希望者以外の社会人を大切にしていく方向性を示す必要がある。そのためには、企業の委託学生を増やし、企業や社会のニーズに合ったカリキュラムを用意しなければならない。このような問題意識から、本研究科は恒常的にカリキュラムに関する検討を重ねており、現在では、逐次、特色あるカリキュラムを検討し、それを実施している。その例として、税法担当教員を補充し、税法専修科目の充実を図ったことである。また、老人問題や少年問題に係る法律専門科目（遺産その他の財産管理や非行・犯罪者処遇等に関する専修科目等）を充実させ、その専門教員を配置すること、司法書士などの資格試験受験科目を配置し、その指導を徹底することなどを検討している。

法学研究科に隣接する研究科として、平成18(2006)年4月に、「総合知的財産法学研究科」が認可・設置された。今後は、両研究科に共通する研究課題や研究テーマ等について、教員や院生の共同研究を通じ成果を挙げることが期待される。

1.8　総合知的財産法学研究科

地球規模での協調・共生と国際競争力の強化が求められ、人類と科学技術、社会と自然との調和ある発展､真に豊かな未来の創造と多様で新しい価値観や文明の提示等が強く望まれ、いわゆる知の再構築が求められる21世紀の社会において、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国では、科学技術創造立国の実現を目指し、知的財産の戦略的創造・保護・活用による新たな付加価値創出による産業の国際競争力強化と活力のある経済社会実現に向けた「知的財産創造」システムの確立が急務とされている。

そこで総合知的財産法学研究科は、知的財産創造システムの実現のために、独創的・革新的な発明、特許、製造技術情報、デザイン、デジタルコンテンツといった知的財産の創造・保護・活用のための業務に携わる優れた知財人材の育成と、知的財産の権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等について高度な専門サービスを提供する専門職業人の養成と独創的な学術研究の推進とをその設置目的に掲げている。

本研究科は、法律政治経済系の学部あるいは理工学系の学部を卒業した者及び企業で一定程度のキャリアを積んだ社会人を対象に、知的財産分野を中心として、法的な知的財産処理を基礎に据えて、社会科学の経営学領域と自然科学の科学技術工学領域を横断的に配置した融合型教育を目指し、多様な視点から高度な知的財産の専門サービスを提供できる有為な人材の養成を追求して、平成18(2006)年度に修士課程完結型として開学されたものである。ま

た本研究科は、前述の先端的な知的財産領域において、社会科学と自然科学を結びつけて思考する法的構想力を備えたいわゆる「総合的知的財産に関する専門家」を養成し、知的財産の創造・保護・活用による付加価値創出の社会的要請に応えるとともに多様な領域にまたがる高度な知的財産紛争処理を可能にする「総合知的財産システム」の社会的実現という《総合的な教育理念》を目指す意味において「総合」をその名称として冠している。

本研究科では、カリキュラムに「知財管理実務論」を設置し、実践力を兼ね備えた知的財産専門分野の知識習得を目指し、弁理士事務所等における知的財産実務研修（エクスターンシップ）を課している。知的財産の活用の実際につき、実務を把握できるものにして、知的財産問題の実際的解決に資するバランスのとれた教育研究を行うものとされている。日本弁理士会等から随時に関係者を招聘して、知財分野に関わる最新の動向調査分析と政府の基本的な戦略構想などを把握できる連携が関係機関と採られている。

わが国の企業では、技術を担当する者が経営に関して理解力を有することが少なく、また経営を担当する者が技術に関して理解力を有することが少ないことに起因する障害の発生が問題視されている。技術と経営の双方に関わる問題を解決するに際しては、これを適切に進める視点が不十分となりがちである。とりわけ、経理面においても適切に評価されていない知的財産権が問題となることが多い。

この状況を踏まえ、本研究科は次の高度な総合知的財産法学の人材育成を目指している。

①技術と経営を有機的に結びつけることができ、かつ社会科学と自然科学の両面から、知的財産権に関する実務上の問題の解決策を提案する能力を持つ者として、わが国における知的財産マネージメント専門家としての知識を有する人材。

②世界市場において知的財産権についての取引を実践することができ、さらに知的財産権についての国内的・国際的紛争処理を円滑に進めることができる専門家。

これら①②の職務を果たすために、弁理士その他の知的財産権に関する諸資格(知財検定、ビジネス著作権検定）が制度化されているが、本研究科ではこれら資格の取得を目標とさせるものである。

なお、平成14(2002)年の改正弁理士法は、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理について、民法・民事訴訟法等についての能力担保研修を履修した後、特許庁が行う特定侵害訴訟代理業務試験に合格した者に対して、弁護士が同一の依頼者から受任しているいわゆる共同受任事件に限り、訴訟代理権を付与するとしたが、本研究科は、特定侵害訴訟代理業務試験の受験を目指す弁理士資格保有者の教育についても対応する態勢をとっている。

本研究科を修了した者は、知的財産権について国際感覚と実務処理能力を兼ね備えた専門家として、次の進路①～⑥におけるプロフェションまたはスタッフとしての活躍が期待されている。

①知的財産専門家（弁理士）

②弁理士事務所、弁護士事務所等の業務の従事者

③大手企業・研究機関・官公庁等における知的財産部門従事者

④新事業創出・促進を中心とする中堅企業に関する専門家

⑤技術移転・産学連携に関する専門家

⑥知的財産権に関する研究者

1.9　人文科学研究科

人文科学研究科では、人文科学専攻、教育学専攻とも修士課程、博士課程を設置している。特に博士課程は平成15(2003)年度に開設され、17(2005)年度には完成年度をむかえた。人文科学研究科の便覧では、研究科の教育目的・方法を次のように指摘している。修士課程は、「人文科学諸分野における専門的な研究・教育を通じ、より高度の研究能力を開発・育成するとともに、新時代の要請に応えうる清新で高度な知識・能力を身につけた職業人を養成することを目的」としている。同じく博士課程は、「人文諸科学での研鑽のうえにたち、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成することを目的」としている。

この目的を達成するために、人文科学専攻と教育学専攻の2専攻を設置し、さらに人文科学専攻では日本史・東洋史コース、文学・文化論コース、地理・地域論の3コースを、教育学専攻では教育学・教職・心理学の3分野を配置した。

修士課程では、その目的とする「高度な知識・能力を身につけた職業人」を要請するために、コースや分野の研鑽のみでなく、広く人文科学諸分野を学ぶために共通関連科目を設置した。また、他大学大学院との間で単位互換協定を積極的に結び、本研究科以外での研鑽の道を開いている。

大学院学生には、本研究科のみにとどまるのではなく、広く諸学会での口頭報告や論文投稿などの活動を奨励している。多くの学生が積極的に学会活動に参加している。また、本研究科独自の研究発表機関はないが、大学院学生も参加している文学部の専攻を基盤とした学会雑誌に論文などを発表して、その研究成果を公開している。

修士課程では、研究科開設以来57名の修了者を出している。終了後の進路は、本研究科博士課程への進学者を初め、教員、研究機関の非常勤職員、出版社などの一般企業である。おおむね順当に修了しているが､毎年5名ほどの退学･除籍者を出している｡とくに平成17(2005)年度は8名の退学者を出した。この退学･除籍の理由は多様であるが、17年度に多数となったのは､4年の満期をすぎても修士論文が作成できなかった者が存在したためである｡これは一面では修士論文の審査が厳格に行われていることの証明である。しかし、修士論文を書かせきれなかった、というのは教員としてその指導のあり方などを反省すべきである。また、入学選抜時にその資質についてのより厳密な選別が必要であると考える。

博士課程は平成15(2003)年度に開設されたものであり、現在まで博士論文を作成して修了した者はいない。研究科の総力をあげて学生に博士論文を作成させるための努力が必要である。

1.10　グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は、学的には地球大で中核的な役割を担いつつあるアジア地域に焦点を当て、狭義のグローバル化研究にとどまらず、広義の社会科学及び文化研究の視点か

ら「グローバル」と「ローカル」のせめぎあいと交差の中で、現代アジアの実情を把握し、新しい研究の方途を拓くとともに、その成果の実践的な社会還元を目指すものである。博士課程と修士課程を同時開設し、それぞれの課程に応じた役割・内容を配置し、先端的研究の追及と新しい時代の要請にこたえた高度職業人の養成という二極融合型の大学院モデルを構想している。母体となるのは、21世紀アジア学部、イラク古代文化研究所およびアジア・日本研究センターの学内3教育・研究機関であり、ネットワーク型連携のもとに教育・研究を行う点で、本学でも新しい構想と形態をとっている。

修士課程（グローバルアジア専攻）ではビジネスコミュニケーション、国際日本語教育、文化遺産学の3分野を設置し、その学的基盤をグローバル化時代の広義のコミュニケーション、表象作用、間文化リテラシー等のキーワードが示す領域・分野・文化のインターフェイスにおくとともに、超領域的に現代社会のニーズに対応できる高度職業人の人材養成を目標としている。博士課程（グローバルアジア研究専攻）は修士課程と必ずしも連結的なものではなく、むしろ研究歴、社会経験を積んだ人材を中心に、入学後、先端的な専門研究を深め、学位を取得後、専門性を生かした研究職業へ進む人材を育成する。

以上の趣旨・目標を達成するための対応、現在の状況は以下のとおりである。

カリキュラム上では狭い専門領域のみに終始せず、グローバル化が進行する現代アジアの全体像を把握し、関係分野の相関性、位置付けを理論的に展望し、合わせて実践的な知識・技能の習得に結びつく科目（特に修士課程）を展開し、履修指導もそれに沿って行っている。とくに、共通基盤科目では、ビジネスコミュニケーション分野を専攻する学生が、文化遺産保護の実情やそのグローバルな意味を学ぶような、直接の専門を越えた認識と視野を身につけるように指導を行っている。また、修士課程入学者が社会のニーズに対応する実践的な知識・技能を修得するようカリキュラムを組み、その点を強調した指導を行うとともに、入学当初より修了後の進路開拓の重要性について学生の注意を喚起し、教員組織として就職対応のワーキンググループを結成した。研究科の博士・修士のそれぞれに課程委員会を設け、それぞれの課題と問題に速やかに対応できる態勢をとっている。

学内3機関の連携は円滑に進んでおり、研究科が学部に埋没することなく、連携による学的・知的刺激は予想以上に大きい。目下のところ、入学者の最大の供給源である学部との連携も順調であり、研究科開設に合わせ、修士課程3分野に対応すべく学部カリキュラムの改定を行うなど、学部及び研究所の連携は大幅に強化している。今後は授業科目相互の更なる連携と、教員の目標理解・コンセンサスを一段と強化する必要がある。この点を充実させるために、意見交換、新しい施策を論議する場を設けているが、より一層の努力と工夫が必要と考えている。博士、修士両課程とも順調に推移しているが、設置審議会からの留意事項について速やかに対応することが急務である。また現行の授業科目の更なる充実化、よりきめの細かな個人指導の態勢強化、修士修了者に対する進路確保については、一層の配慮と実行が不可欠であり、それぞれ対応を行いつつある。

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

2.1 教育課程等

2.1.1 政治学研究科

政治学研究科は、研究者の育成というアカデミックな目標と、社会のリーダーまたは実務者を育成するという目標、あるいは多くの留学生の受け入れ、グローバルな時代に即した高等専門教育を行うという目標をもち、教育研究活動を行っている。

社会のリーダーや実務者の育成という目標のため、現役の外交官や公務員、ジャーナリストなど社会の一線で活躍する人々を講師としている。また、留学生も積極的に受け入れており、多くの留学生が学んでいる。さらに国際化、グローバル化の時代の要請に応え、地域研究の充実を図っている。アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカなどを扱う地域研究の専門家を配置し、学生の多様な関心に応えるよう配慮している。

さらに、春と秋のセメスター制を徹底するため、従来4単位制であった全ての科目を2単位制とし、短期留学と春期の修了が可能であるように改善した。

社会のリーダーや実務者育成のために、今後は様々な分野の高名な実務者を講師に迎えることも考慮すべきである。

2.1.2 経済学研究科

経済学研究科の目標とする人材像、すなわち修士課程では「ハイ•ポテンシャル（高能力）なビジネスパーソン」の育成、そして博士課程では、高いスキルを持ち、実績を上げられる「ハイ•パフォーマンス（高業績）なビジネスパーソン」の育成を目標にカリキュラムが編成されている。そのために基礎的科目から応用科目まで幅広く設置している。

修士課程では税理士志望者が多いために、国際租税法研究、租税論・租税法研究Ⅰ、租税論・租税法研究Ⅱ、税法史研究、地方財政論・地方税法研究、財政学研究、経済と法研究などの税理士資格取得の際の試験免除となる科目を設置している。

また現在主要科目のうち修士課程では専修科目として選択できる科目は21科目と幅広く設置して、大学院生の多様なニーズに対応できる。さらにアジア経済研究、情報産業研究、人的資源管理研究、福祉の経済学、ヨーロッパ思想史特殊研究など特色ある科目を設置していることも本研究科の特徴である。

博士課程では、修士課程とほぼ同様の科目を設置して、修士課程から博士課程へと円滑に進学ができるように配慮している。また学外からの進学者に対しても、対応できる体制をとっている。現在博士課程で専修科目として選択可能な科目として16科目を設置している。

しかしながら現在の科目編成では、必ずしも大学進学者の多様なニーズをすべて満たしているとはいえない。「ハイ・ポテンシャル（高能力）なビジネスパーソン」、「ハイ・パフォーマンス（高業績）なビジネスパーソン」の育成という目的に適合する科目等を整備、充実し

て行く必要があり、来年度科目およびカリキュラムを大幅に改訂する予定である。

2.1.3 経営学研究科

経営学研究科設立から5年間程度は、学生は会計・税務業務に従事する高度職業人を目指す者がほとんどであった。そのため、特に会計学・税法関係のカリキュラムを充実させていた。

しかし、現在では中国からの留学生の占める割合が非常に高まっているため、日本語教育を重視した「経営学特別講義」を開講するなどの対応を行っている。

今後本研究科では、研究・教育のスコープを拡大していく予定であるため、平成19(2007)年度から総合知的財産法学研究科と協定を結び、一部科目については両研究科で合同開講する予定である。これにより、両研究科の学生は各自の研究テーマに軸足をおきながら幅広い領域の知識を獲得することが可能になる。

本研究科においては平成18(2006)年現在、社会人7名、外国人留学生25名が在籍している。特に中国からの留学生の増加が顕著であり、社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は重要な取り組みとして対応していく必要がある。しかし、留学生の学力は、日本語能力を除いてもかなり格差があるため、一定数以上の留学生の受け入れについては、慎重に対処すべきとの指導を大学トップから受けている。本研究科としては、留学生に対して、入学時の選抜水準を現状よりも高く設定し、今後対応していきたいと考えている。

社会人に対しては、夜間や土・日曜日の開講等対応が今後必要になる。現行では積極的に行っている教員は一部であるが、より多くの開講を実現させる必要がある。本研究科で検討している3セメスター制大学院が実現すれば、社会人にとって大きな利便性があると思われる。

本研究科の現在のコースウェアは、経営学系と会計学系に2分されている。これに両系にまたがる形で、近年の産業社会における情報化並びに国際化の流れに対応して関連する科目群が用意されている。今後は経営学系、会計学系とは別の第3のカリキュラム系統(総合社会科学系)を充実させる予定である。そして、3つのカリキュラム系統を組み合わせた履修プログラムを作成していくことを検討している。

学位論文の作成に関しては、基本的には指導教員によって個別に行われている。指導に当たる教員の個別指導の加えて、本研究科の全教員及び経営学科の専門科目担当教員が出席する修士論文・中間報告会が行われ、この場では関連分野の教員から有益な助言指導が行われている。

また、本研究科では、年度初めに実施される新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスにおいて、きめ細かな履修指導を行っている。このガイダンスには、研究科委員長と研究科主任が立ち会っている。また、各学生の指導教授から、本人の研究テーマに合わせた科目履修に関して、丁寧な指導が行われている。各教員は所定の授業時間枠を超えても質問に応ずるなど、きめ細かな指導を行っている。学生各自の研究テーマに沿って、教員自身の研究成果を踏まえて、適切に指導していると言える。一部の指導教員は、各種のフィールド調

査にも積極的な参加を促し、貴重な体験をさせたり、博士後期課程の学生に対しては、外部機関のジャーナル等に発表する機会を与えている。

本研究科では、連合大学院による単位互換制度等の取り組みは現在十分には行っていない。何度も述べるが、本学内の専門職大学院である「総合知的財産法学研究科」との間で一部科目の合同開講を導入したことが、こうした動きのきっかけとしたいと考えている。外部とのコラボレーション（共同研究）によって互いに刺激を与えることは重要であり、今後充実強化が必要である。海外提携校とのコラボレーションの一層の促進を図り、教育内容の体系性・一貫性の確保に努めることも今後の課題である。

また、学外の高度な研究水準を持つ国や民間の研究機関をはじめ海外の研究機関との間で教育研究に関する協力協定を結んで大学院教育を行う連携大学院に対しても、本研究科においては現行では十分な取り組みを行っていない。これ対する積極的な対応も、今後の重要な課題である。

2.1.4　スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科博士前期課程（修士）は、体育・スポーツを中核とする課題解決目的を設定、多様な実践・知識領域を汲み上げながら、それを実現できる高度な専門職業人の養成を目的としている。目的実現に至るプロセスは、目的の現状分析から、目的課題解決のプロセスをシステムとして構築し、再現性のあるものとして展開することが必要とされ、その基礎的能力としてスポーツ諸科学を基礎とした総合的な知識・技術が求められる。

本研究科においては、体育・スポーツ科学の分野を大きく「社会システムコース」「救急救命システムコース」「コンディショニングシステムコース」の3分野で括り、それぞれのコースを基礎として教育・研究を行うものとする。

社会システムコースにおいては、現代社会の状況を踏まえ、スポーツ事象を哲学・教育・歴史・社会科学的理論を用い、システム的に捉えてその問題を解決しうる能力を育成しようとするものである。

救急救命コースでは、教育課程の特色から救急救命に関する知識・技術を身につけた本学体育学部スポーツ医科学科の卒業生等が、さらに卓越した救急救命に関する学識と能力を培うことを目的としている。

コンディショニングシステムコースは、競技力向上のためのトレーニングやコーチングを基礎として、システム的に捉えスポーツ課題を解決しうる能力を育成しようとするものである。

コース分野ごとに、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度の専門的常務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎を養うために、研究指導教員及び教育指導教員によって、研究全般に渡る指導と修士論文指導を行っている。また、本研究科は体育学部を基礎におく研究科であり、本研究科の専任教員は、学部で専門教育科目を担当する教員であり、学部教育と一貫性のある教育内容で実施されている。

以上のようなカリキュラム編成に基づき将来の進むべき進路に応じた幅広い視野にたった

獲得および研究に必要な知識と知恵を得るために、4月に履修指導が行われている。教育•研究指導の効果を評価する総合的手段として、修士論文の発表を義務づけており、修士論文の一定の水準が維持されていることは評価できる。また、各コースの院生は一年次の5月に研究・教育指導教員が決定され、その後院生は独自のさまざまな研究フィールドから11月までに研究・教育指導教員と研究テーマについて、徹底したディスカッションと研究の取り組みについての教育がなされている。

今後の取り組みとしては、社会の変化に応じた研究がより実践的になるために、カリキュラム等を見直し、講義内容の充実を図る必要がある。修士論文の発表時に国内外の研究者を講師として招いての講演等を導入するのも、院生に対して高度な専門分野における研究の将来の方向性と知識を習得できる機会が増える。また、体育研究所および体育・スポーツ科学学会等と連携した研究会の開催も必要ではないだろうか。

2.1.5 工学研究科

工学研究科の基本的な方針は、基礎を深く理解して自ら考える力を涵養することである。その上で学際領域化にも対応できる柔軟な研究能力を育成することを目的としている。先端的な内容を取り入れたカリキュラムを編成し、基礎的な知識と専門的な知識をバランス良く学べるように工夫している。

修士課程は機械工学（4コース）、電気工学（4コース）、建設工学（5コース）の3専攻からなり、それぞれのコース内で12単位を修得し、選択科目から18単位以上を修得する。2科目まで他専攻の履修が認められている。

博士課程は応用システム工学の1専攻（2コース）で、特別研究から12単位、講究、特別研修、共通科目から8単位を修得する。現行の教育•研究指導の内容は適切であり、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項の精神は十分生かされていると思われる。すなわち目標を概ね達成していると考える。基礎と専門のバランスは取れていると思われるが、選択科目の数をさらに増やす必要がある。また、他専攻の履修枠（現行2科目）さらには他研究科の選択科目の履修についても検討する必要があると考える。また社会や時代の変化・進展に伴って生じる要請に応えられるように、カリキュラムを常に見直し、講義内容の充実を図り研究を活性化する必要がある。専攻ごとに学部のカリキュラム改定に連動した大学院カリキュラムの改定を検討中である。

2.1.6 法学研究科

法学研究科は、修士課程と博士課程から成り立っているが、両課程とも複専攻制ではなく、法学専攻のみの一専攻制をとっている。

本研究科の収容定員は、修士課程20名、博士課程12名である。在籍者は、修士課程35名、博士課程1名であり、修士課程の収容定員充足率は150パーセントであり、税法学専攻を中心

に社会人の率がきわめて高い。外国人留学生は7名である。博士課程の収容定員充足率は8パーセントである。

研究科専任教員は、法学部で専門教育科目を担当している教員（全員ではない）が兼務しており、研究科のみを担当する教員はいない。修士課程は、教授16名、客員教授1名、兼坦6名、非常勤2名が担当している。

修士課程の教員の科目担当内訳は、次のとおりである（重複あり）。憲法研究2名、税法研究2名、民法研究1名、相続法研究1名、商法研究1名、刑法研究1名、刑事法研究1名、犯罪者処遇法研究1名、法哲学研究1名、教育法特殊研究1名、刑事法特殊研究1名、法社会学特殊研究1名、英書講読特殊研究1名、仏書講読特殊研究1名、国税徴収法特殊研究1名、民事訴訟法特殊研究1名、国際取引法特殊研究1名、行政法特殊研究1名、家族法特殊研究1名、知的財産法特殊研究1名、経済法特殊研究1名。

博士課程の教員の科目担当内訳は、次のとおりである（重複あり）。憲法研究2名、税法研究1名、民法研究1名、商法研究1名、刑法研究1名、犯罪者処遇法研究1名、法哲学研究1名、税法特別研究1名、会社法特別研究1名、刑事訴訟法特別研究1名、民事手続法特別研究1名、財産法特別研究1名。

専任教員の科目担当者は、修士課程では、研究科委員会における研究・教育業績の審査に合格した者だけが、科目担当の資格を得る。また博士課程では、研究科委員会における研究・教育業績の審査に合格した者を担当者にしている。

本研究科は社会人の入学希望者が多いが、その多くが税理士希望者であるため、特定の専修科目（税法研究）に希望者が殺到することになる。修士課程在籍35名中、税法A、B専攻の院生が19名、商法専攻が4名を数え、他は1〜2名の所属であり、専攻科目間での院生数に極端な隔たりがある。

本研究科学生は、入学及び年度開始時にガイダンスと各専修科目担当教員による論文テーマ選択等の個別指導を受け、受講科目を選択し、履修を開始する。年度中、指導教員からの個別指導を随時受けるのは当然として、修士論文の作成指導につき、2年次の7月に研究計画書提出、10月頃に中間審査、1月に提出というスケジュールに基づき指導している。その後修士論文は、主査1名副査2名の教員で論文審査を行い、その評価結果を一覧として、法学研究科委員会にはかり最終的に合格、不合格を決定するものである。この面での指導は、担当教員の学生指導の熱意もあって充実していると評価できよう。

税法担当教員の2人は国税庁OBであるため、専門性の高い指導がなされ、学生の満足度も高いが、税法専攻以外の学生の受講も殺到し、受講者が多すぎるという事態に陥っていた。さらに、税理士試験の税法免除という特典の制度改正により、税法講義の単位取得と、税法をテーマとする修士論文の国税庁による実質審査が要件となったため、税法専攻希望者の著しい増加により、ますます税法担当教員の需要は高まっている。法科大学院による教員引き抜きの問題もあり、税法担当教員は不足しているのが現状である。また法学部との兼務のため、税法に限らず大学院担当教員が過重労働になりやすい危険も否定できない。

2.1.7 人文科学研究科

修士課程では、コースの演習と講読、特論、実習の関連科目とともに、人文科学専攻共通関連科目、現在は東西交渉史特論、文化思想特論（欧米思想を含む）1・2・3、歴史地理学特論1（地理）・2（日本史）、比較文化特論1・2、環境論を設置し、広く人文科学諸分野を学ぶことを可能にした。教育学専攻では共通関連科目は存在しないが、人文科学専攻の共通関連科目を履修することができる。

人文科学研究科では、教育目標や学生の需要に合わせてカリキュラム改革の努力を行った。特に教育学専攻では、平成18年度から全面的なカリキュラムの変更を行った。従来修士課程は主要科目として教育学演習1－6が設けられ、米国教育思想、欧州教育思想、日本教育史、青少年教育問題、発達心理学、教育心理学がそれぞれ配分されていた。それを教育学演習1～3、教職研究演習1・2、心理学演習1～3と分類した。設置された主要科目の詳細は以下の通りである。

教育学演習1（教育思想・教育史学）
教育学演習2（比較教育論・教育制度論）
教育学演習3（教育社会学）
教職研究演習1（教師論）
教職研究演習2（教育実践研究）これは国語科（含む書道）、数学科、理科、保育（含む生活）科、保険体育科、社会（含む公民地理）科に細分される
教職研究演習3（教育臨床論）
心理学演習1（計量行動学）
心理学演習2（発達心理学）
心理学演習3（教育心理学）

関連科目もこれに連動して、従来設置していた幼児教育特論、学校教育特論、教育実践特論、比較教育学特論、生涯学習特論、教育史特論、教育情報学特論、国際教育特論、障害児教育特論、教育学調査方法特論を再整理し、教育学特論1～8と心理学特論1～6とした。この新たに設置された特論の詳細は以下の通りである。

教育学特論1（教育学研究法・体育学研究法）
教育学特論2（日本教育史）
教育学特論3（西洋教育史）
教育学特論4（生涯学習論）
教育学特論5（授業研究）
教育学特論6（教育メディア）
教育学特論7（教育マネージメント）
教育学特論8（臨床福祉学）
心理学特論1（生理心理学）
心理学特論2（認知心理学）
心理学特論3（人格心理学）
心理学特論4（社会心理学）

心理学特論5（健康心理学）
心理学特論6（スポーツ心理学）

一方博士課程では、教育思想特殊研究（現代米国教育思想）•演習Ⅰ～Ⅲ、教育思想特殊研究(現代欧州教育思想）•演習Ⅰ～Ⅲ、教育思想特殊研究(近代ドイツ教育思想）•演習Ⅰ～Ⅲ、近代日本教育史学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、青少年教育問題特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、発達心理学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、教育心理学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲに分かれていた。これを再編強化し、教育思想特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、教育史学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、比較教育学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、教職実践特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、教育臨床論特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、心理学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲ、応用心理学特殊研究・演習Ⅰ～Ⅲとした。

この教育学専攻のカリキュラムの変更は、教育思想、教育史などに中心があった旧来の編成から、教育思想、教育史などを柱として残しながら、授業実践と心理学という新たな柱をたてるものであった。

人文科学専攻修士課程では、教育学専攻ほどの変更はないが、平成17(2005)年度から地理•地域論コースで演習を人文、自然で1コマづつ増やした。さらに平成19(2007)年度からさらに人文•自然各1コマの演習を増やしている。また、日本史•東洋史コースでは、史学演習（日本史)、史学演習（東洋史）としていたものを、日本史学演習、東洋史学演習と名称変更し、その科目内容を明確にするとともに、日本史学演習を1コマ増やすこととしている。これらは、学生の進学動向に対応する処置であった。

2.2 教育方法等

2.2.1 政治学研究科

政治学研究科は、研究者の育成、社会の各分野でのリーダーまたは実務者の育成、グローバル化時代に即した人材の育成という3つの教育目標を掲げ、それぞれの目標を実現するために効果的な教育方法を採用している。

まず、いずれの目標についても、共通するのは少人数教育のメリットを最大限に生かし、一方向的な講義形式の授業ではなく、共通課題に基づく報告とディスカッションを中心とした演習形式の授業を重視していることである。その際、教員は学生に対して資料の収集・分析方法、プレゼンテーションの工夫やディスカッションの作法など、きめ細かな指導を行い、学生が効率よく修士論文を完成できるよう心がけている。

また、修士2年次には修士論文中間審査会が設けられており、論文提出予定の学生は論文の趣旨・構成・方法・参考資料等について報告し、指導教員以外にも多数の教員から指導を受ける。この発表会には本研究科の全学生が出席を義務づけられ、論文執筆に向けて多くの示唆と刺激を与えられる。社会のリーダーや実務者の育成については、現役のジャーナリストなど社会の一線で活躍する人物を、また国際化やグローバル化の時代の要請に応えるために、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカ地域研究の専門家を、それぞれ講師陣に配し、学生が卒業後に社会の各分野で即戦力として活躍するために必要な知識・技量を提供するべく

配慮している。急増する留学生に対する措置としては、「文献講読（日本語）」を設置し、課程修了時まで全てに出席することを奨励し、授業及び論文執筆にあたって必要かつ十分な日本語能力を習得させるよう努力している。さらに、従来4単位制であった講義を原則として2単位制にし、より多彩な科目を提供して学生の多様な関心に応えることができるよう改善した。

今後の改善課題としては、今日ニーズが高まっている公共経営分野での研究の充実を期して、国家公務員やNPOなどの実務者を講師に迎えることに加え、現場での実務経験を組み込んだより実践的な授業の実現を検討している。また、近年とみに指摘される日本人学生の日本語能力低下傾向への対策として、「文献講読（日本語）」を拡充し、日本人学生を含めて論文作法を習得させることも検討課題となっている。

2.2.2 経済学研究科

「公正でしかも学生に親切､そしてオープンで先進的な大学院」という研究科の理念の下で、大学院生の指導教育にも反映している。個々の指導教員が以上の理念ともと、教育指導にあたっているのはもちろんであるが、経済学研究科として修士課程、博士課程とも共通して実施しているのが、次の2点のことである。

第1は、副指導教員制度である。これには2つの意味がある。⑴は、大学院生の研究テーマは多様化して、必ずしも一人の指導教員の専門分野に留まらず、他の専門分野にまで関係しているためである。⑵は、大学院生が副指導教員の指導教育を受けることにより、より幅広い視点から自己の研究テーマを考えることが可能になる。以上のことから副指導教員制度を実施している。副指導教員を配置する場合は大学院生の希望および指導教員の要望により、大学院研究科委員会で副指導教員を決定している。

第2は、修士論文および博士論文中間発表会の実施である。修士課程1年生、同2年生、博士課程全学年に分けて、それぞれ年1回の中間発表を実施している。これには3つの効果がある。⑴は、発表当事者である大学院生が、他の大学院生と比較して、自己の研究の進捗、レベルを知る機会となっている。⑵に、中間発表会には、指導教員以外の教員が参加しているので、指導教員以外の教員からのコメント、アドバイスを受けることが可能となる。⑶に、それぞれの中間発表会には経済学研究科に所属している大学院生に公開されているので、参加している大学院生には大きな刺激となっている。

現在のところ大学院生、指導教員あるいは大学院生が希望した場合に副指導教員を決定しているが、今後はすべての大学院生に対して副指導教員を配置することを検討している。

2.2.3 経営学研究科

経営学研究科は経営学のみの1専攻であり、修士課程と博士課程から構成されている。学部を基礎とする大学院であるため、専任教員は全て学部教員のうちから任命されている。教育

研究上の意志決定は、これら専任教員から構成される研究科委員会（原則として月1回開催）で行っており、構成員の中から選挙により選ばれた研究科委員長と研究科委員長が指名する研究科主任が実務上の責任者となって運営にあたっている。各教員の教育指導資格の認定、授業構成、担当者の決定、入学者の選考及び学位の認定など運営に関する全般の事項は、当委員会で決定されている。また大学における授業担当資格、演習指導資格については、研究業績や教育経験などを勘案して基準が設けられ、関連分野教員で構成される教員資格審査委員会の議を経て経営学研究科委員会で審議され認定される。

経営学研究科の教育課程は専修科目と関連科目に大別され、さらにこれらは経営科目群、会計科目群及び共通に細分されている。学生は専修科目群の指導教授のもとで最低2年間の演習指導を受けると共に、専修科目及び関連科目の授業を受け、所定の単位を修得することが義務づけられている。修士課程の2年目には修士論文の中間発表会において自己の研究論文の成果を報告し、委員会の構成メンバーである教授により適切な助言を受ける体制になっている。博士課程に所属する学生は最低3年間の演習指導を受けると共に、最低1科目の講義を受講することになっている。博士論文の提出にあたっては、語学試験に合格し、かつ、委員会で決められた博士論文の提出資格要項を充足する必要がある。

設立当初において、税理士試験免除を目的とする学生が大半を占めていたため、本研究科は経営学研究科という名称でありながら、会計学研究科というのが実態であった。しかし、現在は中国からの留学生主体の学生へと短期間に変貌している。今後に関しては、既に述べた3セメスター制大学院へ早急に移行させ、学部からの内部進学者を増やすことを検討している。

教員編成については、設立当初は教授経験年数などが大学院担当教員の重要な基準とされたため、圧倒的に年配者が多かった。これについては、研究業績のある若手教員を積極的に大学院担当に起用する方針で本年度から臨み、是正に努めている。大学生き残りの時代において、大学教員には、研究、教育、そして学内行政の3つの役割が求められている。本研究科においては、わずかなコマ数の大学院授業のみを担当する長老教員を受け入れる余裕はなく、今後は若手教員を含めて大学院スタッフを編成していきたいと考えている。ちなみに、本研究科の母体である政経学部・経営学科における教員公募では、実に50倍近い倍率で採用選考が行われている。したがって、本研究科の授業を担当する若手教員には、研究業績においても十分に大学院担当の資格があると考えている。

経営学研究科の発展充実のためには、抜本的な方針の転換が必要であり、早急な改革推進が求められる。平成18(2006)年から大学院担当スタッフが大幅に入れ替わったため、民主的でしかもドラスティックな改革を推進する好機到来と考えている。冒頭の「理念・目的・教育目標」の後段部分で述べた改革ポイントを速やかに実行することが最重要と考えている。

各教員は受講する学生に対して頻繁にレポート課題を与え、さらに授業時にはプレゼンテーションを課している。その成果を通して効果を知ることができる。また修士論文の完成に向けて、2年次に実施される修士論文の中間発表会で学生各自の研究成果に対して複数の教員によるチェックを受ける機会があり、教育・研究指導の効果を判断することができる。最終的には、提出された修士論文を3人の教員で審査するため、各教員が自らの研究指導の善し悪しと同僚教員の指導の善し悪しを判断し、今後に生かすことができる。

各教員は受講する学生に対してレポート課題を課し､同時にプレゼンテーションも行わせ、その成果を成績評価に組み入れている。すなわち、一回の期末試験で成績を評価するのではなく、平常点を重視した成績評価であるため、学生の質的向上の状況は正確な形で成績評価に反映されていると言える。

本研究科では現在のところ、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは行っておらず、教員各自の主体性に依存する状況である。今後、この面での効果的な対応が必要である。

本学では、全教員に対して大学院授業を含めたすべての担当科目のシラバスを本学ホームページ上で紹介することを義務づけている。そして、ウェブ上で過去3年間に遡ってシラバスを閲覧することができる。学部講義においては、毎回の講義内容を丁寧に記述することが求められているが、大学院においては多少ラフな形でも許容されている。これに加えて、大学院学生全員に対して配布される『大学院案内』における開講科目と教授紹介で、講義のテーマとメッセージ等が掲載されており、それによって大まかな履修内容を知ることができる。

2.2.4 スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科における教育・研究指導の方法は、3領域の複合履修により、スポーツの教育現場における体力づくりの専門家、高度な技術・コーチ能力を持ちスポーツ現場等で発生した障害等に迅速に対応できる人材、ストレスや慢性疲労からの心身回復ビジネス及び福祉分野に貢献できる専門知識と技術を有した人材等の社会の要請に応じえる人材養成を図っている。また、平成18(2006)年4月に社会人を対象とした救急救命コース（1年制）を開設した。これにより、現場で活躍する救急救命士がより高いレベルキャリアアップをすることが可能となり、「病院前救急医療」を救急医療の一分野として位置づけ研究を行う。

本研究科の教育課程の編成に当たっては望ましい学習内容が展開できるように配慮し、スポーツ事象をマクロに捉えるスポーツ・システム総論とスポーツを科学するための研究方法及び姿勢について理解を深めるためのスポーツ科学研究方法論演習Ⅰ・Ⅱ及び国際的な分野で活躍できる人材を養成する意味からも専門分野国際セミナー演習を共通必修科目として配当している。また、「社会システムコース」、「救急救命システムコース」、「コンディショニングシステムコース」の3コースにそれぞれ授業科目を配当されている。科目の配当･構成に当たっては、基礎的科目とコース内科目で、課題を総合的、有機的に連結するための科目として、各システム論演習を配当されている。

本研究科における論文作成のための研究指導は、1年次から研究室ごとで、将来の進路に応じた専門性の高い研究指導が行われている。指導方法としては、いずれのコースともに現状ではほぼ問題はないと言える。

また、本研究科では、体育・スポーツを中核とする課題解決目的を設定し、多様な実践・知識領域を汲み上げながら、それを実現できる高度な専門職業人の養成を目的としている。よってさらに綿密で実践的な教育・研究指導体制を整備していくとともに、より専門的で高度な教育を供給できる体制作りを検討していく必要がある。

2.2.5 工学研究科

教育･研究指導の方法は、学問分野の違いから専攻ごとに異なる。基本的には修士課程1年次は幅広く専門分野の知識を修得するため、スクーリングを主体としている。1年次から2年次にかけて、論文研究を目的に高度の専門知識を研究室ごとに個別指導し、2年次の終わりに修士論文審査会を行っている。博士課程においては1年次からもっぱら研究室ごとの指導で、論文作成のための研究を行っている。指導方法としては、いずれの専攻も現状で特に問題は無い。学生を多面的に指導するためにグループ制による指導が有効に活用されている。研究に積極的な学生は、少人数クラスの恩恵を受けて能力を着実に伸ばしている。

研究成果の公表は義務付けてはいないが、強く推奨しておりほぼ全員が修了までに何らかの形で研究発表を行っている。しかし最近の学生は自主性・自立性に欠けるいわゆる「指示待ち人間」の傾向が強いので自ら積極的に公表するように指導するとともに、国際会議への参加経費の全額支弁などの助成が必要である。また近年における専門分野の急速な高度化・多様化を考えると、従来の体系の上に基礎を置く学問領域に依存する研究教育では不十分であり、専門領域の枠を越えて総合的・学際的なアプローチが重要となる。他研究室・他専攻の教員を含めた研究指導方法を検討する必要がある。

2.2.6 法学研究科

教育・研究指導の内容・方法については、専門科目である講義及び演習等を併合して充実を期しているので、この指導体制を継続すべきであろう。その評価を得ているからであろうか､退学をする者は極めて少ない(3年間で1名)｡現在は､講義要項のみであるが､平成19(2007)年度中にも、大学院開設科目についてもシラバスを導入するべく検討中である。また、博士号取得者については、現在も他大学等で非常勤講師として活躍中ではあるが、学位授与校としての責任からも本学での科目担当を今後検討する必要がある。

本学の教育・研究体制における条件整備等に関しては、問題が多い。専門科目を担当する欠員教授の補充がなされていないこと、しかも、その専任教員を補充するには、教養科目等を担当する教員によって構成される学部教授会の議を経なければならないことなどで、矛盾が多い。さらに、院生の研究施設、例えば専用の参考図書室がないことや研究資料の複写の設備が完備されていないことなど、極めて貧弱な教育環境にある、ということができる。本学研究科においては、特に上記の二点についての緊急な解決が望まれる。

2.2.7 人文科学研究科

教育内容・方法については、人文科学研究科では適切に行われていると考える。とくに教育学専攻を中心として、カリキュラムも改正を果たした。研究分野によっては、演習、講義のほかにフィールドワーク､実習が学問の確立の上で重要である｡人文科学研究科のカリキュ

ラムでは、これらを目的とした科目は設置されていない。しかし、日本史学分野、考古学分野、地理・環境分野では、授業時間内に随時実施したり、学部の史料学実習、考古学実習などに大学院学生が積極的に参加して成果をあげている。それは学部教育と大学院教育との連関を実現する場としても有効に働いている。

しかし、より豊かな教育を施そうとした結果、授業コマ数の増加という結果となった。その結果､大学院担当教員の負担増となったことは問題である｡そのため教育学専攻のカリキュラムの中には、いまだ担当者を決定できないものもある。この問題は早急に解決しなければならない。その要因はのちに教員組織のところで見るように、文学部の現有勢力で人文科学研究科を構成するという点にあると考える。

2.3 国内外における教育・研究交流

2.3.1 政治学研究科

国内における教育・研究交流については、研究科教員が、他大学の大学院において講義を担当しかつ他大学大学院の教員と共同研究に当っている。また、それぞれの教員の所属する学会や研究会等において、共同研究等に精励していることは、「専任教員研究業績」報告書の通りである。

しかし、他大学院との単位互換の制度はなく、早急に制度を整備する必要があるものと思われる。また、文部科学省の科学研究費助成などにおける共同研究を通じて、他大学院や国公立の研究所の教員、研究者、大学院生との交流を促進する必要がある。

国外における研究・教育交流は、一年あるいは半年ごとに本学の「在外研究制度」を利用し、研究科の教員が国外の大学および大学院において客員研究員や訪問研究員として留学している。現状は、欧米やオーストラリアに偏重しているが、近年アジア諸国との交流も活発化している。一方、大学院生の国外交流は、アジア諸国とモンゴルを中心として、近年の交流が活発である。

また、最近、外国からの訪問研究員が増加しつつあり、さらに外国からの研究生の希望が増加している。これも本研究科の評価が高まっていることの証左であるといえる。

なお、昨年は研究科の教員が、モンゴル国立大学大学院から招請され講義を行った。

2.3.2 経済学研究科

学内の他研究科とは一定の範囲内で、単位を認定している。しかしながら学外の教育研究機関とは経済学研究科としては教育・研究の交流はほとんどない。ただし個別教員レベルでは、学外の教育研究機関と活発な教育・研究の交流を行っている。

また海外の学外の教育研究機関とは経済学研究科としては教育・研究の交流はほとんどない。ただし平成18(2006)年度に本学協定校である中国•山西大学から交換留学生を1年間の予

定で1名を受け入れている。

経済学研究科としては組織的に学外、国外の教育研究機関とは教育・研究の交流を活性化することを検討すべきである。

2.3.3 経営学研究科

経営学研究科の国際交流の中心は、アジア諸国（特に中国）からの留学生の受け入れに伴う、教員と学生間の交流ということになる。中国からの留学生のほとんどは、日本的経営システムを学ぶことを目的としており、修士論文においても日中間の比較研究を行うケースが多くなっている。彼らはすでに十分な日本語能力を兼ね備えているため、教員や日本人学生は、留学生とは日本語でコミュニケーションを取っている。そのため、国際交流としての実感はあまり生じないとも言えるが、日中間比較は単にビジネス場面ばかりではなく、その背景に横たわる文化、歴史なども深く関わっているため、留学生との交流を通して、異文化体験を行っていると言える。これは大変貴重な機会を得ていると言えよう。

これ以外では、本研究科の教員の約半数が、過去にイギリス、アメリカ、およびカナダの大学に1年以上の在外研究経験を持っているため､教員の個人的ネットワークの中で国際交流が行われている。現在も定期的に当時の滞在先を訪問し、現地と日本との比較研究を進めている教員もいる。また、現地から研究者を日本に招き、本学の大学院生、および学部学生に対して英語で授業を行ってもらうなどの企画を取り入れている教員もいる。さらに、国際学会で研究発表を行い、英文ジャーナルへ論文を投稿し、査読を経て掲載されている教員もいる。

このように現時点では、個人レベルでの交流に留まっており、本研究科としての組織的な交流には至っていない点が問題点として残る。しかし、本研究科では、現在若手の優秀な教員をどんどん大学院担当に起用しているため、今後の発展が大いに期待される。

【カリキュラム全体において、ケース･スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合】

現行では、本研究科においてはこうした形態による授業科目は開講されていない。科目によってはこうした授業形態がふさわしくない場合も考えられる。しかし、今後の導入に向けて検討していきたいと考えている。

一部の教員は、講義等の中で積極的にケース・スタディを活用し、併せてディベートを試みたり、また企業訪問等によるフィールドワークを実施しているが、組織的対応には至っていない。

【高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況】

現行では､本研究科においては当該取り組みを主特徴とする授業科目は開講されていない。しかし､近年における企業による多くの不祥事の発生､さらには企業社会の国際化に伴うコーポレート・ガバナンスの重要性、フィランソロピーやメセナに見る企業の社会的貢献の必要

性等、従来以上に倫理面に係わるカリキュラム対応の必要性が強く要請される状況にあり、本研究科としてもこの要請に十分応えなければならない。

次年度から、本学内の専門職大学院である「総合知的財産法学研究科」と協定を結び、一部科目について合同開講することを既に述べているが、こうした取り組みの中で当該の趣旨を満たしていきたいと考えている。

【高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性】

本研究科では従来、学生の多くが税理士資格の取得を目的としてきており、その意味では実務にも精通する教員がきめ細かな指導を行っており、教育内容・方法の水準も維持されてきている。しかし、近年は一方で、ファイナンシャル・プランナーをはじめ新たな資格取得を目指す学生や、日本の経営実態等を学ぼうとする外国人留学生も増加しつつあり、その点での対応は十分ではないのが現状である。

【高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定】

＊連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

＊研究所と連携して大学院を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本研究科では、連合大学院による単位互換制度等の取り組みは現在十分には行っていない。何度も述べるが、本学内の専門職大学院である「総合知的財産法学研究科」との間で一部科目の合同開講を導入したことが、こうした動きのきっかけとしたいと考えている。外部とのコラボレーション（共同研究）によって互いに刺激を与えることは重要であり、今後充実強化が必要である。海外提携校とのコラボレーションの一層の促進を図り、教育内容の体系性・一貫性の確保に努めることも今後の課題である。

また、学外の高度な研究水準を持つ国や民間の研究機関をはじめ海外の研究機関との間で教育研究に関する協力協定を結んで大学院教育を行う連携大学院に対しても、本研究科においては現行では十分な取り組みを行っていない。これ対する積極的な対応も、今後の重要な課題である。

2.3.4　スポーツ・システム研究科

国内における教育・研究交流は、本研究科教員がそれぞれ、他大学や学会等関係機関における共同研究を行っている。研究交流に関しては、一部ではあるが厚生労働科学研究費助成などにおける共同研究を通して、他大学大学院や国の研究所の教員・研究員と交流している。また地域交流も進んでおり多摩地域との地域活性等における共同事業や、民間企業からの委託研究などにおいても研究の補助を通じて研究の交流を行っている。さらに医学教育におけるシミュレーション教育等に関して、海外との研究交流も盛んに行っている。一方、海外からの研究員に対する研究費の補助や研究室等の施設が無いことは問題である。

また、他大学院との研究交流や単位交換などの構想を積極的に検討する必要があると考えられる。国内外の大学院との単位交換は、大学院生の研究を活性化する効果があると考えられ、海外協定大学や本研究科との研究内容等の合致する大学を選定して早急に単位互換制度を確立するべきである。

2.3.5 工学研究科

他大学の大学院と単位互換の制度はないが、学部においては首都圏西部大学単位互換制度に参加して運用を行っている。大学院学則第3章では、国内外を問わず他大学院で取得した10単位以内を本学大学院の単位に算入できる。研究交流に関しては、一部ではあるが文部科学省科学研究費助成などにおける共同研究を通して、他大学大学院や国の研究所の教員・学生・研究者と交流している。また、民間企業からの委託研究などにおいても研究の補助を通じて研究の交流を行っている。

教育・研究交流に関しては残念ながら達成度が低いと思われる。海外からの研究員に対する研究費の補助や研究室等の施設が無いことは問題である。国内外の大学院との単位互換は、学生の教育・研究を活性化する効果があると考えられるので、積極的に運用させるべきである。早急に単位互換制度を確立するとともに、他大学・研究機関などとの活発な交流を図ることを検討するべきである。

2.3.6 法学研究科

国内における教育・研究交流については、研究科教員がそれぞれ、他の大学や学会等において共同研究等に勤しんでいる現実は、報告書の「専任教員研究業績」にあるとおりである。

国外における教育・研究交流については、毎年、法学部から在外研究の制度を利用し、複数の教員が外国の大学に客員研究員として、留学している現状がある。

現在は、出張先としては欧米に偏っているが、将来はアジアにも目を向ける必要があろう。

外国からの訪問研究員としては、最近、中国の学者の訪問が目立っているが、研究生として受け入れを希望する者も増えてきており、国士舘大学の評価が高まってきている証左ともいえよう。

なお、学生の国際交流に関して、本学の海外提携校への留学制度につき、平成18(2006)年度より大学院にも拡充して適用されるに至ったが、本年度の希望者は0名であった。

2.3.7 人文科学研究科

人文科学専攻では、設置以来他大学との間での単位互換に積極的に取り組み、平成15(2003)年に地理学分野・史学系、平成16(2004)年に考古学分野で大学間単位互換協定を結んでいる。

その大学名一覧は以下の通りである。

1　史学系

青山大学大学院、中央大学大学院、上智大学大学院、國學院大学大学院、立教大学大学院、明治大学大学院、専修大学大学院、駒澤大学大学院、東海大学大学院、国士舘大学大学院

2　考古学分野

昭和女子大学大学院、駒澤大学大学院、国士舘大学大学院

3　地理学分野

明治大学大学院、専修大学大学院、法政大学大学院、日本大学大学院、駒澤大学大学院、国士舘大学大学院

その結果、締結後現在まで受け入れ人数のべ13名(うち地理学9名、考古学2名、史学系2名)と、送り出し数のべ6名（地理学5名、史学系1名）という実績を得た。とりわけ地理･地域論分野では活発な交流が見られる。しかし、史学系・考古学分野での一層の交流を図ることが必要であろう。とくに、受け入れ人数に比べ送り出し人数が少ないことに注意する必要があろう。

大学院学生にとって、人文科学研究科での授業とともに、学会活動に参加していくことが必要である。担当教員は、学生がこれらの学会活動に参加することを奨励している。また本学では、平成16年にアジア民衆史研究会総会・研究会、平成17(2005)年には日本考古学協会総会が開かれたが、大学院学生は会の運営などに積極的にかかわり貢献した。

2.4　学位授与・課程修了の認定

2.4.1　政治学研究科

政治学研究科では、所定の履修方法により、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した者について、修士課程を修了したものと認定し、「修士（政治学)」または「修士（学術)」の学位を授与する。その際、修士論文の作成にあたり「論文の主題とその研究計画書」を提出し、「修士論文中間審査会」での審査を経て合格すること、また「外国語の読解力」に関する検定（英・独・仏・中、── 留学生のみ日本語 ── から1言語を選択）に合格するか、あるいは同一科目の「文献講読」を2年間履修のうえ各年合格することを要件としている。

また、博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格した者について、博士課程を修了したものと認定し、「博士（政治学)」または「博士（学術)」の学位を授与する。その際、博士論文の作成者は原則として2カ国語の語学検定に合格しなければならない。

本研究科が設置された昭和40(1965)年以来、修士課程は1,890名、博士課程は85名の人材を世に送り出してきた。このうち修士課程は大半が修士論文を作成した修了者であるが、博士課程の修了者で学位取得者は、課程博士が開設以来1名、論文博士は過去5年間で3名(平成15年度、16年度、18年度に各1名ずつ）である。

博士課程の在籍者総数に比して学位取得者数が少ないのは、政治学分野修得者への社会的ニーズが他分野と比較して小さいことが災いしている。大学教員、シンクタンク等の民間・公共の研究職など、高度な学識を修めた人材の受け皿がないため、学位取得への学生のモチベーションが低いことにも起因している。そこで近年では、将来教職ないし研究職をめざす者に教歴をつけることを目的として、博士課程に3年在籍し所定の単位を取得していることを条件に、業績審査のうえ本学政経学部での非常勤講師（3年間）に採用するという措置をとっている。今後は、課程博士を輩出するためにも、研究職のみならずキャリア・アップの手段としての学位取得の意義を周知させるとともに、博士論文の執筆指導をさらに強化していく必要がある。

2.4.2 経済学研究科

国士舘大学大学院学則および国士舘大学学位規定に基づき、経済学研究科として修士課程、博士課程の取り扱い要領が定められており、これに従って学位審査が行われる。

修士課程では、指導教員を主任審査員として、これ以外の二名の副審査委員により、学位の審査が行われる。指導審査委員と副審査委員により、審査報告書が作成され、合否が判断される。その後研究科委員会で審議を経て最終的に学位の授与が決定される。経済学研究科委員会の申し合わせ事項として、該当の大学院生は修士課程中間発表を行うことが求められている。

博士課程では、博士課程の院生には3年終了時に「博士号」を取得しているか少なくとも博士学位取得論文を提出していることを期待し、それに沿うような指導を行っている。博士課程では、博士学位取得論文が提出された場合、研究科委員の3人による予備審査委員会が行われる。指導教員は予備審査委員会のメンバーとなる。これは通常1カ月を目安に、行われる。予備審査委員会で各種のコメントが付された場合には、それを博士学位取得論文提出者に開示し、修正を求める。

予備審査委員会を通過した博士学位取得論文は、本審査委員会に委ねられる。本審査委員会は指導教員を主任審査委員として、その他二名の副審査委員により行われる。この際副審査委員の二名のうち1名は学外の研究者とすることが研究科委員会の内規により定められている。本審査委員会は審査報告書を作成し、合否が判断される。その後経済学研究科委員会で審議され最終的に学位の授与が決定される。本審査委員会は3カ月を目安に審査報告書を作成することが求められている。経済学研究科委員会の申し合わせ事項として、該当の大学院生は博士課程の中間発表を行うことが必要である。

なお博士課程のすべての学生には学位取得までのすべての過程、手続きをマニュアル化し、学年当初および博士課程の中間発表会で配布している。

現状では博士課程の3年で学位取得する事例はなく、経済学研究科としては目標である「博士課程の院生には3年終了時に「博士号」を取得しているか少なくとも博士学位取得論文を提出している」を実現するために、経済学研究科として、博士課程の大学院生の教育指導に関して、より組織的に取り組む必要がある。

2.4.3 経営学研究科

本研究科における最近3年間の学位授与状況は、修士が平成15年度(2000)25名、平成16年度(2001)17名、平成17年度(2002)16名である。課程博士は、平成15年(2003)に1名授与されている。

学位の授与方針・基準は、大学院学則に以下のように規定されている通りである。すなわち、修士の学位は、「本大学院の修士課程に所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を取得し、かつ、学位論文及び最終試験に合格した者に授与する」である。

また、博士の学位は、「本大学院の博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を取得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者に授与する」となっている。さらに、学位規程によれば、博士の学位は前述の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出して博士の学位を請求した者についても、その論文が前述の規定により学位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、かつ、その者が専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが確認されたときは、博士の学位を授与することができる。

当面の大きな課題としては､博士学位の授与者が増えるよう努力を続けていく必要がある。既に記したように博士学位については、学会審査論文の本数などの学位請求論文提出の前提条件を内規で定めている。決して高いハードルではないため、クリアすべき努力を学生には求めたい。

さらに、博士課程の在籍者に対して、本学独自の奨学金制度の整備も含めた財政的援助も必要である。また、授業料の減免措置等も講じるべきである。

2.4.4 スポーツ・システム研究科

学位授与については、国士舘大学大学院学則並びに国士舘大学学位規定に基づき、博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれに受領要領等が定められ、これに従って学位の審査が行われる。博士前期課程の授与は30単位以上の取得者で、修士論文審査に合格したものを研究科委員会にて厳重な審議を経て公正に認定されている。

博士後期課程においては、開設4年目であり定められた単位を取得し満期となった者が5名存在するが課程博士の学位はまだ出していない。今後は試問委員による博士候補者の資格検定がなされ、論文審査及び学位審査が行われる。

2.4.5 工学研究科

国士舘大学大学院学則および国士舘大学学位規程に基づき、修士課程、博士課程それぞれに工学研究科としての取扱い要領等が定められ、これらにしたがって学位審査が行われる。

修士の審査にあたっては、専攻ごとに修士論文公聴会が開かれ、複数教員による質疑がなされる。指導教員を主任審査員とし、他に2名以上の審査員により論文の信頼性、有効性を評価して学位を授与すべきか否かを判定する。その後、審査要旨が作成され、本研究科委員会での審議を経て決定される。博士の審査にあたっては、試問委員による博士候補者資格検定を経て、論文審査、学位審査が行われる。審査過程は修士課程と同様であるが、最終の合否判定は研究科委員会における無記名投票によってなされる。学位審査は適正かつ公平に行われていると判断される。

口頭の論文公聴会では十分な時間を与えており、教員との質疑応答により論文内容が明らかにされ、発表能力も客観的に評価される。優秀な学生に対して、在学期間を短縮して学位を授与できる制度が望まれる。また博士論文審査における学会誌などへの発表件数の扱いについては、学問分野ごとの違いが大きく、専攻ごとの基準に委ねられているので、審査委員会が十分な見識をもって判断することが必要である。

2.4.6 法学研究科

本学大学院学則及び学位規程に基づき、また指導教授の報告及び評価等を斟酌しつつ課程修了の認定をしている。なお、学位の授与方針、基準については大学院便覧(p.117〜8)に記載している。

特に、博士課程の修了（課程博士の授与）についての審査は、上記規程によるほか、法学研究科内で定めた所定の手続に従い実施される。その際、専門の学術研究という特殊分野に限定するのではなく、研究者としての資質・将来性、語学力、在学中の成績その他指導教授の報告内容等がその審査対象となり、その判定は、研究科担当教授全員の無記名投票によって行われる。

また、種々の理由により、修士、博士課程を問わず標準修業年限をこえる高年次院生に対しては、授業料を半額として経済的負担を軽減した上で、学位取得を奨励している。

2.4.7 人文科学研究科

修士論文の評価・認定については、修士課程の目的にそって厳しく判断している。各年次の秋には、研究分野単位で公開の修士論文中間報告会を行っている。また、評価は、口述試験を含めて、大学院担当専任教員の合議制が取られており、指導教員による恣意的・独断的な評価にならないように配慮している。

博士論文については、人文科学研究科が平成15(2003)年4月に開設されたこともあり、いまだ提出者はいない。しかし、平成20(2008)年度には6年の満期者が出てくるので、早急な対応が必要である。研究科では平成18(2006)年度には、課程博士論文の取り扱い要項と、論文作成までの手順を明確にしたものを作成する予定である。これらによって博士論文作成の道筋を学生に示すとともに、論文作成に向けた指導を強めたい。

3．学生の受け入れ

3.1　研究科の現状

本学大学院において他大学大学院との単位互換制度を実施している研究科は、人文科学研究科人文科学専攻のみに留まる。人文科学専攻においては、史学系、地理学系及び考古学系の3分野で、学術的提携・交流の促進、教育・研究の充実を図ることを目的として単位互換制度を設けている。単位互換協定を締結した大学院間においては、所属する大学院以外の協定校で授業科目を履修し修得した10単位までを所属する大学院の課程修了に必要な単位として認定している。平成15(2003)年度に地理学分野及び史学系から始めた当該協定は、考古学分野を加えて、現在12大学大学院との提携・交流となっている。平成17(2005)年度は他大学大学院からの学生8人が、同専攻において単位を修得、本学大学院人文科学研究科は学生人が提携校において履修単位を修得している。提携・交流を行っている大学院は次の通りである。

○地理学分野・研究科

- 法政大学大学院人文科学研究科地理学専攻
- 駒澤大学大学院人文科学研究科地理学専攻
- 専修大学大学院文学研究科地理学専攻
- 日本大学大学院理工学研究科地理学専攻
- 明治大学大学院文学研究科地理学専攻

○史学系・研究科

- 青山学院大学大学院文学研究科史学専攻
- 中央大学大学院文学研究科国史学専攻・東洋史学専攻・西洋史学専攻
- 上智大学大学院文学研究科史学専攻
- 明治大学大学院文学研究科史学専攻
- 立教大学大学院文学研究科史学専攻
- 専修大学大学院文学研究科史学専攻
- 國學院大學大学院文学研究科日本史学専攻
- 駒澤大学大学院文学研究科歴史学専攻
- 東海大学大学院文学研究科史学専攻

○考古学分野・研究科

- 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化専攻
- 駒澤大学大学院人文科学研究科歴史学専攻

本学大学院は、社会人を積極的に受け入れることを目標とし、社会人特別選抜制度、社会人学生の希望に則した講義内容、社会人学生への経済支援という側面において社会人学生の受入対策をとっている。

選抜制度においては、社会人を積極的に受け入れることを目的とした社会人特別選抜制度を全研究科で実施している。この選抜制度の受験資格は、通常の大学院入学資格に加えて実務経験者であることや、何歳以上であることといった年齢上の条件（各研究科によって異なる）を加え、個別審査を通して与えられる。また実際の選抜方法においては、一般選抜制度に比較して試験科目数を軽減し、小論文と面接が重視されている。

平成17(2005)年度の各研究科修士課程における社会人志願者状況は、以下の通りである。

研　究　科　名	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	計
政治学研究科	0	0	1	1
経済学研究科	10	12	7	29
経営学研究科	0	2	4	6
法学研究科	8	12	3	23
工学研究科	0	0	0	0
人文科学研究科	0	0	0	0
スポーツ・システム研究科	0	3	15	18
総合知的財産法学研究科	0	2	－	2
グローバルアジア研究科	0	1	－	1
計	18	32	30	80

平成18(2006)年度現在、本学大学院では修士課程9研究科において、65名の社会人学生が学んでいる。

社会人学生の希望に即した講義内容は、各研究科が時代と社会の要求に応える内容を、社会人学生の時間的・経済的条件に適合する形態で提供することができるよう工夫されてきている。

経済学、経営学、及び法学の各研究科においては、税理士の資格取得を目指す学生を対象とした専門教育を行っており、社会人学生の希望に即したものとなっている。

また、スポーツ･システム研究科においては、救急救命システムコースの1年制コースが平成18(2006)年4月に開設されている。当該コースでは、救急救命士や看護師などの資格を有し、医療従事者として働く社会人である実務経験者に対して、卓越した救急救命に関する研究教育を行っている。当該コースでは社会人が授業または研究指導を受けやすくするために集中授業等の時間割を編成している。

社会人学生に対する経済的な支援対策も重要な課題である。政治学、経済学、経営学、法学、機械工学、電気工学、建築工学及び教育学の各研究科各専攻は、この専攻で学んだ社会人学生が修了後に公共職業訓練所より教育訓練給付金を受けとることが出来るよう、厚生労働大臣より教育訓練給付制度の講座指定を受けている。また社会人学生に限った制度ではないが、全研究科を対象に学業優秀者の授業料の5割を免除する大学院独自の奨学生制度が設けられている。

こうした中で、社会人の大学院志願者を占める割合は、近年多くなっていると評価することができると思われる。

本学大学院各研究科の学生定員及び学生数の比率は別表の通りである。各研究科定員と在

学生数を比較すると定員を満たさない研究科が多いことが分かる。

平成17(2005)年度より進められている受験者獲得対策の1つに、入学試験の回数を年2回から年3回にするというものがある。その結果、平成17年度は受験生が増加、18(2006)年度もその傾向が見られる。この例に見られるように、具体性のある積極的な改善策の実現は、学生確保の大きな要素となることが認められる。

平成16(2004)年度に設置された学長の諮問機関「大学院在り方検討委員会」は、答申の中で、志願者減少に対する改善策として①授業料の減額、②受験制度の見直し、③教員補充・確保を提示している。

①　授業料の減額

本学大学院の授業料は他大学院と比較して高額であることを要因として、他大学院に進学するケースが見られる。こうした学生の本学大学院への志願を促すためにも授業料の早急の見直しが必要である。

②　受験制度の見直し

ア．修士課程においては、各研究科において学問分野を同じくする他大学の学部に対しての指定校制度等を設け、当該大学学生に対しての推薦入試等の対策をもって入学の緩和を図る必要がある。

イ．学校教育法施行規則の一部変更に伴い「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者に大学院への入学資格が認められたこと」に伴い本学大学院においても、個別の出願資格審査の具体的方法、評価基準、実施時期及び手続について制定し、今後ますます増えることが予想される社会人及び留学生の出願資格の弾力化を図る必要がある。

③　教員の補充・確保

ア．複数の研究科において定年退職に伴う専任教員の急激な減少により、カリキュラムの編成及び学生募集に支障をきたしており、早急に専任教員の補充が必要である。

イ．本学では大学院の専任教員の欠員に対する人事権は学部に優先しており、補充採用した専任教員が教育・研究業績上から大学院を担当できないケースが出てきている。このことは大学院の質の向上、教育研究の活性化の上からも放置できない問題であり、少なくとも当該研究科の主要科目担当の教員人事については、大学院の当該研究科に人事権を与えることが適当である。

ウ．大学院担当教員の採用に当たっては、各研究科の教育課程と対応して配置した科目に当該教員が適切であることを諮ることの必要性から、各研究科に大学院担当教員審査基準を設ける必要がある。

エ．各研究科の教育と研究の質的充実・向上を図る事を目的として、ファカルディ・ディベ

ロップメント（FD）による教員の計画的な研修制度・教員相互の研究会等の開催制度を確立する必要がある。

別表　　平成18年5月1日現在

研　究　科	専　　攻	入学定員	収容定員	在籍学生	比　率
政治学研究科	政治学研究科	20	40	34	0.85
経済学研究科	経済学研究科	20	40	56	1.40
経営学研究科	経営学研究科	20	40	33	0.82
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム研究科	40	80	73	0.91
工学研究科	機械工学専攻	8	16	22	1.37
	電気工学専攻	8	16	14	0.87
	建設工学専攻	10	20	33	1.65
	応用システム工学専攻				
法学研究科	法学専攻	10	20	35	1.75
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻	20	(20) 40	15	
人文科学研究科	人文科学専攻	20	40	19	0.47
	教育学専攻	15	30	9	0.30
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	30	(30) 60	17	
合　　計		221	(392) 442	360	0.91

3.2　政治学研究科

政治学研究科の修士課程の入学試験は、従来10月初旬に第Ⅰ期、2月初旬に第Ⅱ期をそれぞれ実施してきたが、2年前から3月初旬に第Ⅲ期試験を加えて実施している。博士課程入学試験は、修士課程の第Ⅱ期及び第Ⅲ期に合わせて実施している。

修士課程第Ⅰ期試験は、一般、留学生・社会人と学内選考試験の三種類がある。一般の学外志願者は、外国語（英・独・仏・中・露・韓の内の一科目を選択、辞書利用可）、専門科目（専修予定の科目を1つ選択）及び面接・口頭試問からなる。留学生及び社会人の選考は小論文と面接・口頭試問であり、学内選考は専修予定の専門科目と面接・口頭試問である。

修士課程の第Ⅲ期試験は、学内選考を行わない以外は第Ⅰ期試験とその内容は同じである。また2年前から実施している第Ⅲ期試験は第Ⅱ期試験と同様である。

博士課程の選考は、外国語（英・独・仏・日のうち一科目選択、辞書利用可。ただし、母語及び母国語は選択不可）、専門科目（専修予定の科目を1つ選択）及び面接・口頭試問からなる。この面接では、修士論文（またはこれに代わる論文）の内容及び博士論文の研究計画

について主に質問している。

学生の受け入れに関して、前回の自己点検・評価時との大きな違いは、税理士試験免除科目の法的変更があったため、本研究科にその目的で入学する学生がなくなったことである。当初は入学者減が懸念されたが、留学生、社会人、その他の学生の入学によって多くの学生が在籍しており、ここ数年間は定員を満たしている。

今後、社会人の要望に応え、土曜や夜間の授業を増やす必要がある。また、アジアからの留学生が相当数在籍しており、今後も増加することが予想されることから、政治や外交に関する中国研究の専門家を講師として迎える必要があると思われる。

また、社会人として自衛隊や警察官などの幹部候補生を複数受け入れているが、今後継続的に受け入れることをシステム化することも考えている。

政治学研究科の入学定員は、修士課程が20名(平成18(2006)年度の在籍学生数は34名)、博士課程が10名（同年度在籍学生数は10名）である。入学試験は、修士課程・博士課程共に、第Ⅰ期（9月下旬)、第Ⅱ期（11月上旬)、第Ⅲ期（2月上旬）に分けて実施されている。過去5年間の入試データは以下の通りである。

修士課程

	2001	2002	2003	2004	2005
志願者	20	23	33	9	20
合格者	17	21	24	9	18
入学者	15	19	24	9	17

博士課程

	2001	2002	2003	2004	2005
志願者	4	2	6	5	4
合格者	3	1	4	3	3
入学者	3	1	4	3	3

3.3 経済学研究科

学生の受け入れでは、経済学研究科の理念のもとで、社会のニーズに適切な対応することが最も重要である。そのために2点について留意している。

第1は､社会の多様なニーズに適合するように入試の多様化を図っている｡つまり従来の｢一般選考｣のほかに､｢学内選考｣､｢留学生選考｣､｢社会人選考｣､｢指定校推薦選考｣､｢シニア特別選抜｣を実施し、多様な学生を受け入れられるよう努力している。

｢学内選考｣は国士舘大学政経学部の卒業者を対象とする入試制度である。｢社会人選考｣は、職業を持ちながら自己啓発、資格取得を目指す社会人を対象に、試験科目を一般選考に比べて軽減して、面接を重視している。

また｢シニア特別選抜｣は、満55歳以上の者について、研究計画書などの書類審査と面接によって選抜を行い、満55歳以上のシニア社会人に対して広く門戸を開放している。

また指定校推薦入試は、主に経済学あるいは経営系の大学院をもたない大学に対して、内部推薦と同様の取り扱いをするものである。

第2は、資格取得、特に税理士資格の取得を希望する学生が多いことから、国際租税法研究、租税論・租税法研究Ⅰ、租税論・租税法研究Ⅱ、税法史研究、地方財政論・地方税法研究、財政学研究、経済と法研究などの税理士資格取得の際の試験免除となる科目を多数、設置していることである。

なお試験は平成17(2005)年度から、それまでの年二回を年三回に改めて、受験の機会を増加させた。

経済学研究科では修士課程20人、博士課程10人の定員である。近年の受験者と合格者は以下の通りである。

表　平成14(2002)年から平成18(2006)年までの志願者と合格者の推移

修士課程

研究科	専攻	入学定員	入試区分	2002			2003			2004			2005			2006		
				志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
経済	経済	20	学内	3	3	3	4	3	2	13	11	11	8	6	6	9	7	6
			一般	13	10	7	12	6	6	12	8	5	2	2	2	8	7	7
			社会人	13	10	8	15	12	9	15	12	11	14	11	8	29	15	13
			留学生	3	3	3	5	3	3	9	5	5	6	4	4	7	5	5
			指定校			－			－	0	0	0	2	2	2	0	0	0
			小計	32	26	21	36	24	20	49	36	32	32	25	22	53	34	31

博士課程

研究科	専攻	入学定員	入試区分	2002			2003			2004			2005			2006		
				志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
経済	経済	10	一般	1	1	1	6	3	3	5	4	4	2	1	1	6	3	3
			小計	1	1	1	6	3	3	5	4	4	2	1	1	6	3	3

修士課程はほぼ定員の2倍近い志願者を確保している。またその志願者も社会人、一般、学内、留学生など多様性に富んでいる。

博士課程は定員10人であるが、志願者は近年これを下回っているのが現状である。また合格者はさらに少なくなっている。近年、博士課程の合格者が少なく理由の一つは、入学の要件として、博士課程3年終了時において博士号請求論文を提出しているか、博士号を取得できる能力を志願者に求めているためでもある。

表　修士課程、博士課程の在籍者
修士課程

研究科	専　攻	1年	2年	専攻小計	合計
経済学	経済学	31	25	56	56

在　籍 留学生数	留学生 の割合
16	28.57%

博士課程

研究科	専　攻	1年	2年	3年	合計
経済学	経済学	3	1	9	13

在　籍 留学生数	留学生 の割合
7	53.85%

現在、修士課程1年には31人、2年には25人、計56人の在籍者がいる。このうち留学生の割合は28.5%である。

博士課程は1年には3人、2年には1人、3年には9人の在籍者がいる。このうち留学生の割合が53.8%に達している。

現在の課題は2つである。第1は、修士課程の日本人学生のほとんどが税理士志望者であり、税理関係の特定の科目に集中している。これは本研究科が社会のニーズに適合していることを示すものではあるが、税理関係分野以外の日本人志願者を確保するためには、より魅力的な科目、カリキュラムを設定する必要がある。

第2に、留学生の存在は学生に多様化、グロール化を身をもって感じさせるという利点をもっている。ただし研究科あるいは指導する教員に、言語の問題をはじめとして日本人学生にはない負担をかけることも事実であり、修士課程は現状程度とし、博士課程は留学生の割合は抑制すべきである。

第3に、博士課程では近年、在籍者が定員を下回る状況が続いている。博士号の取得を積極的に進めるとともに、そのための指導をより徹底すべきである。

3.4　経営学研究科

学生募集については、修士・博士課程とも第Ⅰ期（9月末）、第Ⅱ期（11月中旬）及び第Ⅲ期（2月中旬）の3回行っている。時間的ゆとりのある第Ⅰ期募集で、なるべく多くの入学者を決定するようにしている。募集人員は修士課程20名、博士課程3名である。修士課程については毎年20名前後の入学を許可しているが、本研究科のスタッフ、施設などの諸点を考慮すると、適正な入学者数と言える。

修士課程の選抜方法は以下のとおりである。

①専門選択科目2科目（試験時間2時間）及び英語の計3科目で選考（ただし社会人及び留学生は英語科目の試験免除）。
②専門選択科目のうち、志望する専修科目1科目を選択。
③筆記試験終了後、受験者全員を面接考査し、志望する専攻分野についての適性を判断する。

面接担当者は専修科目を担当する教員のほか､関連する科目担当教員2～3名がこれに当る。
④以上の各種試験終了後、研究科委員会を開催し、慎重審議を経て合格者を決定。

博士課程の選抜方法は以下のとおりである。

①修士課程で作成した修士論文または2万字程度の修士論文の要旨について､専修科目担当教授が審査。
②志望専修科目についての専門科目試験（試験時間1時間）を実施。
③英語試験を課し、博士課程での学習に必須の外国語文献学習能力を考査。
④以上の審査・筆記試験の終了後、面接及び論文審査を行う。面接担当者は修士課程の場合と同じ。

修士課程の志願者数は、下表「経営学研究科入試データ（平成13～17年)」に見られるように、平成14(2002)年以降減少している。博士課程の志願者は本課程が設置後、日が浅いこともあり、志願者数が少ない。なお、下表でのカッコ内は留学生内数を示す。

経営学研究科入試データ（平成13～17年）

修士課程

	2001	2002	2003	2004	2005
志願者	97（9）	43（9）	30（8）	33（19）	33（28）
合格者	47（7）	32（9）	21（5）	23（12）	19（14）
入学者	40（7）	26（8）	19（5）	20（10）	18（13）

博士課程

	2001	2002	2003	2004	2005
志願者	2（0）	0	0	1（0）	1（1）
合格者	2（0）	0	0	1（0）	1（1）
入学者	2（0）	0	0	1（0）	1（1）

修士課程においては、毎年多くの志願者数を確保している。しかし開設以来学内進学者が少ない点については、検討を要する。これは、3セメスター制大学院へ移行することにより対応できると考えている。

税理士法の改正により、税法科目の免除を目指す学生は、本学の他研究科(経済学研究科、法学研究科）を志望している。そのため近年、税理士試験免除目的の学生は激減している。博士課程については、恒常的に志願者が少なく、今後の課題を残している。

優秀な留学生の確保については、本学が提携しているアジア諸国の大学との大学間交流協定を利用して学生の確保に努めることも検討課題になる。学内進学者の確保については、3セメスター制大学院へ移行に早急に取り組み、学部・大学院の一貫教育を進めることが求められる。そのためには、本研究科の母体となる政経学部経営学科が、政経学部から独立し新学部を立ち上げることが最も効果的であると考えている。

3.5 スポーツ・システム研究科

スポーツ･システム研究科の博士前期課程収容定員は40名、博士後期課程収容定員は3名である。博士前期課程入学試験は、入学前年の10月中旬のⅠ期と2月上旬のⅡ期及び3月初旬のⅢ期に分けて実施している。入学試験の出願資格区分は一般（大学を卒業した者、及び大学卒業見込みの者､本研究科において､大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者)、社会人(大学を卒業後満5年以上経過した者、満30歳以上の者で、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者)、留学生(外国国籍で外国において、学校教育法における16年の課程の修了者及び修了見込み者。またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者)、学内（本大学学部を卒業した者、卒業見込みの者）である。出願区分による選抜試験の内容は、一般（外国語、専門科目、面接)、社会人（小論文、面接)、留学生（小論文、面接)、学内（専門科目、面接）により選抜される。

博士後期課程入学試験についても博士前期課程と同様にⅢ期に分けて実施している。入学試験の出願資格区分は一般（修士の学位を有する者、および修士課程修了見込みの者、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者)、社会人(大学院修士課程を終了後満5年以上経過した者、満30歳以上の者で、本大学院において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者)、留学生(外国国籍で外国において、修士の学位相当の学位を授与された者、および修士の学位を授与される見込み者）である。出願区分による選抜試験の内容は、一般（外国語、専門科目、面接)、社会人（専門科目、面接)、留学生（日本語、専門科目、面接）により選抜される。

博士前期課程の入試試験の出願資格区分による受験科目総合得点にバラツキが多少みられるが公平を維持するよう、選抜にあたっては慎重に配慮している。また、博士後期課程の入試試験の出願資格区分による受験科目総合得点には、バラツキはみられず公平に選抜されている。

長所と問題点については次の事が挙げられる。博士前期課程、博士後期課程ともに、現役入試試験の出願者が多いことは評価できるが、社会人の入試試験の出願者が少ない点については、学費が高額であることが一因として考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策としては、成績優秀者に対する学内推薦制度を取り入れるとともに、学費の減免制度の導入による優秀な学生の確保を考える必要がある。社会人入学者の学費についても検討すべきと考える。

3.6 工学研究科

学生の受け入れの現状としては、修士・博士課程ともに一般入学試験の他、社会人入学試験及び留学生入学試験を行っている。一般入学試験では修士課程において専攻ごとに、基礎科目・専門科目・語学の学力をチェックできる口述試験を行い、選抜している。博士課程においては、英語の筆記試験と関連専門分野及び修士論文に係わる口述試験・面接により合否を決めている。入試の機会は3回設けており、第1期募集は10月上旬に、第2期募集は11月下旬

に、第3期募集は2月上旬に行っている。平成11(1999)年度より導入された社会人入学試験は、原則として満30歳以上の者、もしくは大学卒業後満5年以上経過した者を対象にし、在勤のままでも休職・退職した者でも受験資格がある。

また学内推薦制度を設け、学部成績優秀者の大学院入学を受け入れている。成績の条件としては、学部学生は3年次までの、卒業生は卒業時の通算総合成績で上位1/2以上の順位にいることが必要である。

本研究科への学生の受け入れについては、上記のように一般入学試験を3回受験する機会を設けている以外にも、学内推薦制度や社会人入学試験制度を取り入れて優秀な学生が確保できている。

長所と問題については次のとおりである。社会人入学者は僅かであるが在籍し、社会的要請に対応している。彼らはそれまでの社会経験による高い問題意識を持っており、他の入学者に対して良い影響を与えていると見受けられる。総じて学生の研究への取組み意欲は、近年顕著に現れてきている。ただし、学生の大半は本学出身者であり、他大学からの志願者が少ないという問題がある。

博士課程の学生は、研究の一翼を担う重要な役割を果たす者で、研究室における研究の持続性の面からも今後増やすことが必要である。

大学院の在籍者数は収容定員を上回っており、実務に役立つ創造的技術者・研究者の育成という社会の要請に応えているといえる。

将来の改善・改革に向けた方策としては、本研究科が優れた人材を世に送り出し、研究成果をあげるなど、その存在意義を維持するために、勉学・研究に対する意欲・積極性のある学生を確保する必要がある。そのため、本学学部生に対して大学院への進学を積極的に働きかけている。今後は飛び入学・飛び級制度の導入や修業年限の短縮等も検討する必要がある。

また社会人の入学に関しては、企業に対してその有益性を周知徹底し、広く人材を集める方策を検討することが望まれる。

外国人留学生の受け入れについては、現在アジアからの留学生が在籍しているが、彼らの勤勉性などについて他の一般学生が見習う点が多い。世界のグローバル化が進展している今日、外国人留学生の受け入れについてその道筋や受け入れ後の体制についてさらに検討する必要がある。

多様な選抜方法を活かして、入学者を増やし、優秀な学生を本学に確保するには、さらに学費の減免措置、学生ローンの設置や奨学金制度・TA制度の充実を図り、在籍者の経済的負担を軽減・援助する必要がある。また学生が自由に利用できる魅力ある施設・設備のさらなる整備が不可欠である。

3.7 法学研究科

法学研究科では、以下による学生募集の方法、入学者選抜方法、特に複数の入学者選抜方法を採用している。

入学試験は、修士・博士課程とも、入学前年度の10月上旬と2月上旬の2期に分けて実施し

ている(例外的に3期の入試を行う場合がある)。学内推薦選考(1期のみ)、一般入試、社会人入試、留学生入試を行っており、一般入試の試験科目は、外国語（英語、独語、仏語の中から1つ選択)、専修科目と面接である。また外国語の代替科目として憲法、民法、刑法のいずれかを選択することができるが、この場合は自己の専修科目と関連の薄い科目しか選択することができない。社会人入試と留学生入試の試験科目は、専修科目の基礎に関する小論文Ⅰと面接である。博士課程入試の面接では修士論文の内容が重視される。

学生募集の方法、入学選抜方法については、募集要項を配布し、入試受験、合否判定会議の結果を合否発表するという一般的なものであるが、本研究科では別に、学部から修士課程、修士課程から博士課程への進学についていずれも専門科目の平均点が80点以上の者を対象に学内推薦制度を設けている。これは本研究科の内規に基づき実施しているものであるが、入学を認められた者には入学金を全額免除し、施設設備料も半額とすることで内部進学を督励するものである。

社会人入試では法学部以外の学部出身者が目立つようになり、法学の基礎的素養に乏しい者も見受けられるようになったため、専修課目の基礎に関する小論文において、法学の基礎に関する小論文も出題するようにした（専修科目の基礎に関する小論文Ⅰ)。

学内推薦選考の場合も、参考のために一般入試の試験を受験させているが、これは極端に基礎学力のない者の排除と、奨学生選考の際のデータとして利用するためである。

社会人入試については専修科目の採点結果にバラツキがあり、高得点の多い専修から多数合格者が出るという問題があったが、現在では公平を維持するよう、選考にあたっては慎重に配慮している。

今後、社会人入試科目についてはさらに検討を重ね、より公正な選抜ができるように検討を進めていかなければならない。

修士課程の入学定員は10名、博士課程の入学定員は4名である。過去11年間の入学状況は、平成7(1995)年度は修士課程14名、平成8(1996)年度は修士課程19名、平成9(1997)年度は修士課程20名、平成10(1998)年度は修士課程26名、平成11(1999)年度は修士課程27名、博士課程3名、平成12(2000)年度は修士課程22名、博士課程2名、平成13(2001)年度は修士課程27名、博士課程0名、平成14(2002)年度は修士課程19名、博士課程1名、平成15(2003)年度は修士課程21名、博士課程1名、平成16(2004)年度は修士課程19名、博士課程1名、平成17(2005)年度は修士課程16名、博士課程0名、平成18(2006)年度は修士課程15名、博士課程0名である。

次に、在学状況を見てみると、平成18年度の時点で、修士課程の1年次15名、2年次16名で、博士課程の3年次1名である。

修士課程の入学定員10名は、受験者の数からすると少なすぎるのであり、どうしても定員を越えてしまうことになる。また社会人の比率が多いのが特徴である。社会人の入学は、意欲と経験の点で一般学生に良い影響を与えているが、定員オーバーは望ましくなく、定員増を図る必要がある。

なお、修士課程への進学者中、法学部からの進学は、平成16年度入学者19名中5名、平成17年度の入学者16名中2名、平成18年度入学者15名中4名であり、他に政経学部からの入学者が平成17年度に1名を数えるもので、些か少ない。

外国人留学生が少ないのは問題であるが、なぜ受験しないのかについて調査すべきであろ

う。

修士課程については現代ビジネス法学科の延長となるコース制の導入により、定員増を図る必要がある。税理士試験の特典もある程度維持され、応募者がそれほど減少していないが、それ以外の専修科目の見直し、充実を図り、税法専修以外の応募者に答える必要がある。

3.8 総合知的財産法学研究科

一般選考のほかに、社会人学生及び外国人留学生を受け入れている。

開講時間は1〜7限までとし、社会人に対応するために基幹科目等の必須科目は6、7限および土曜日に集中して開講している。

近年、企業では知的財産部、法務部などといった知的財産を専門に扱う部門の設置が増大しているが、技術・研究開発部門、広報部門、企画部門及び営業部門等に勤務する企業人も知的財産法分野の問題に関わることが多く、本研究科はこうした業務に携わる社会人の受け入れを強く望んでいる。

一般選考の入学者選抜は、学力試験、面接、健康診断書、調査書、研究計画書及び指導教員の推薦書等により総合的に判断して行っている。なお学力試験については、外国語試験を含む、試験科目を設置する。法学分野の既習者には知的財産法の試験科目を、工学・経営学等の分野の既習者には契約法の理解を前提とした民法の試験科目を課している。

社会人選考は、論文試験、面接、健康診断書、調査書、研究計画書及び所属長の推薦書等により総合して行っている。ここでいう社会人とは、大学を卒業後満3年以上を経過した者または満30歳以上の者で、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者である。外国人選考は、学力試験(主に法律に関する日本語の能力)、面接、健康診断書、調査書、研究計画書及び指導教員の推薦書等により総合して行っている。

平成18(2006)年度の第1期生は15名。その内訳は、社会人4名、留学生2名であった。また本学法学部卒業生7名、政経学部卒業生1名、他大学卒業生7名であった。学系別では法律、政治、経済等の社会科学系12名、文学系1名、工学系2名であった。

3.9 人文科学研究科

修士課程の定員は人文科学専攻20名、教育学専攻15名の計35名である。募集は第1期（9月末から10月初旬)、第2期（2月上旬)、第3期（3月上旬）の3回行っている。第3期の募集は平成18(2006)年度入学生から行った。博士課程の定員は人文科学専攻3名、教育学専攻2名の計5名である。募集は2月上旬の1回である。博士課程で第1期の募集を行わないのは、修士論文の提出後が適切であるという判断に基づいている。

入学者の選抜方法は以下の通りである。

（1）修士課程

受験者の区分：一般、留学生、社会人、学内選考。

ただし、学内選考は第1期募集のみ行う。

試験科目：研究分野ごとに専門科目と外国語試験を行っている。

面　　接：研究分野ごとに行っている。

（2）博士課程

受験者の区分：一般、留学生

試験科目：研究分野ごとに外国語試験を行っている。

面　　接：研究分野ごとに行っている。

志願者・合格者・入学者数の推移

平成15(2003)年度以来の志願者・合格者・入学者の一覧は以下の通りである。

		志願者					合格者				
修士課程	年度	一般	社会人	留学生	学内	計	一般	社会人	留学生	学内	計
人文科学専攻	2004	5	0	0	7	12	5	0	0	7	12
	2005	4	0	1	10	15	1	0	0	6	7
	2006	11	0	2	1	14	8	0	1	1	10
教育学専攻	2004	0	0	1	2	3	0	0	1	2	3
	2005	2	1	2	0	5	1	1	1	0	3
	2006	3	1	3	0	7	3	1	3	0	7

		入学者				
修士課程	年度	一般	社会人	留学生	学内	計
人文科学専攻	2004	3	0	0	7	10
	2005	1	0	0	6	7
	2006	8	0	1	1	10
教育学専攻	2004	0	0	1	2	3
	2005	1	1	1	0	3
	2006	2	0	3	0	5

		志願者			合格者			入学者		
博士課程	年度	一般	留学生	計	一般	留学生	計	一般	留学生	計
人文科学専攻	2004	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	2005	2	0	2	2	0	2	2	0	2
	2006	2	2	4	2	0	2	2	0	2
教育学専攻	2004	3	0	3	3	0	3	2	0	2
	2005	2	0	2	2	0	2	2	0	2
	2006	0	1	1	0	1	1	0	1	0

このほか、協定校からの交換留学生を受け入れている。平成16(2004)年度以降では、平成16年度3名（韓国2、中国1)、平成17(2005)年度1名（韓国)、平成18(2006)年度2名（韓国1、モンゴル1)である。なお、平成18年度のモンゴルからの留学生のみ教育学専攻で、あとは人文科学専攻である。

本学文学部生を対象とした入試説明会を、世田谷・鶴川の両キャンパスで実施している。

さらに地理・地域論コースでは独自のポスターを作成して地理学専攻のある大学に送付し、掲示を依頼したり、学部のオープンキャンパスに研究科に対する相談会を行うなどの入学者確保に対する努力を行った。

博士課程の入学者は、平成15(2003)年度の開設時には定員を超過する希望者があり、入学者を受け入れてた。しかしその後減少している。特に人文科学専攻では定員を維持できていない。一方、修士課程では開設時から定員を下回る状態が続いている。特に教育学専攻では3分の1を維持するのがやっとである。また、人文科学専攻でも平成16年度以降は定員の半数程度の入学者である。留学生の入学者は少なくないが、教育学専攻に偏在している。社会人の入学者は極めて少ない。この入学者が低迷していることへの対応として、平成15年度から第3期入試を実施したが、定員確保には到らなかった。

入学者確保の努力は、今後も一層強めなければならない課題であると考える。カリキュラムの充実や宣伝に努めなければならないことはいうまでもないが、この入学希望者が少ないことの最大の要因は、同様な専攻がある他の大学院に比し、授業料が高いという点にあると思われる。実際、途中まで大学院への進学を考慮していた学部学生が、授業料負担に耐えきれないと判断して、他大学受験あるいは進学を断念するという話を聞いている。授業料の軽減なり、学内奨学金の充実などで、入学後の金銭的負担を軽減し、大学院進学者を確保する必要があるように思われる。

3.10　グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は、今回、設置認可（修士課程、博士課程同時開設）に伴い、修士、博士後期両課程について、はじめての学生募集、入学者選抜を実施した。設置認可が、平成18(2006)年の年明けとなったため、実質短期間での募集、選抜ということになった。

募集については、こうした事情もあり、平成17(2005)年9月の設置認可申請以降、文部科学省のガイドラインに則って、学内者向けの説明会やセミナーの開催、学外者向けの航空会社機内誌広告（平成17年末の1カ月間、国内線•海外線とも）の掲載ほか、関連分野の学科等を持つ日本国内の大学、大学院進学予備校等に案内状の送付を行う程度の募集活動にとどまった。その結果、修士課程については志願者の多くが学内出身者という結果となった。なおこの点は、適切性を欠くと言うにはいたらないことは言をまたない。また博士後期課程については、学外からの志願者1名のみが受験し、入学者1名という結果となった。志願者増を考えれば、修士課程を中心により多くの学外者の取り込みも視野にいれるべきであろうが、入学定員30名の収入規模を考えれば、広報宣伝費の捻出自体事実上不可能であり、したがって、設置経費でささやかな広報費を得た初回の結果がそもそも絶頂である点を考えれば、広報費が見込めない中でのこうした目標設定自体まったく意味を成さないことになる。

選抜に関しては、修士課程は平成18(2006)年度入試において、学内推薦を除けば、「一般試験」と「一般推薦（社会人を含む)」を実施した。試験科目は、前者が「専門科目」「外国語」「面接」の3科目制、後者が「面接」のみの1科目制で実施された。なお、「一般試験」の「専門科目」については、専攻共通の設問と分野ごとの設問とから構成されている。「外国語」は、

英語、中国語、日本語の中から外国語に当るものをひとつ選択する形式をとっている。選抜方法の標準型と位置づける「一般試験」では、本専攻が求める標準的な院生像（広くグローバルアジア研究という学際的な視野を目指し、コミュニケーション能力への関心と、専門3分野それぞれへの関心を具えた人物）に対応して、上記の科目が設定されている。なお、「一般推薦（社会人を含む）」は、標準的な社会人入試の傾向も考慮し、狭い学力試験では見極められない特色ある人材の発掘を目して上記の科目設定を行った。育成する人材像等を考慮する限り、必要な科目設定だと考えており、概ね適切であると評価している。

修士課程に限り、学内推薦選考を実施している。平成18年度は、21世紀アジア学部の学生で、学部教員の推薦を得られる者（国際日本語教育分野のみ、学部で「日本語教員養成課程」修了見込みの者）を対象とした。試験科目は、同学部が外国語教育重視の学際学部であることから、専門分野関連の「専門科目」と「面接」という構成をとった。ほかに、ビジネスコミュニケーション分野のみで、同学部3年生を対象に下記の条件で、修士課程入学後1年での修了を前提とする科目等履修生の選抜を実施した。出願資格は、総合成績が学年で上位3分の1以内に属し、かつ英語TOEIC600点相当、または中国語HSK6級相当、日本語を含むその他の外国語でこれらと同等の能力を有する者で、試験科目は「小論文」と「面接」とした。

ともに、課程の理念等に照らして合理的な条件設定であり、適切なものと評価している。

4. 教員組織

4.1 政治学研究科

政治学研究科の教育に携わる教員は、本学政経学部政治学科に所属する専任教員19名と他学部兼担教員および非常勤講師7名から構成されている。専修科目を担当する指導教員は、博士課程学生の指導については教授に限定されているが、修士課程の学生については専門科目担当の大学院教員であれば問題はない。講義科目には、演習と講義を担当する教員による主要科目と、講義のみを担当する教員による特修科目がある。

具体的な科目名及び教員配置は以下の通りである。

修士課程

科目区分	授業科目	担当教員
主要科目	政治学研究A・B	三浦信行
	日本政治史研究A・B	奥深山親司
	外交史研究A・B	池田十吾
	行政学研究A・B	平石正美
	地方行政研究A・B	石見　豊
	政治思想研究A・B	的射場敬一
	日本政治思想史研究A・B	中拂　仁
	国際政治研究A・B	柴田徳文
	国際関係研究A・B	斎藤元一
	政党政治研究A・B	花岡信昭
	憲法研究A・B	百地　章
	政治哲学研究A・B	藤本吉藏
	アジア地域研究A・B	戸津正勝
	アメリカ地域研究A・B	佐藤圭一
	近代日本外交史研究A・B	永橋弘价
	現代政治理論研究A・B	中金　聡
	南アジア地域研究A・B	川島耕司
特修科目	西洋政治史研究A・B	松園　伸
	国際関係特殊研究A・B	山本靖幸
	アフリカ政治特殊研究A・B	鈴木裕之
	総合安全保障研究A・B	川村康之
	ヨーロッパ統合研究A・B	臼井実稲子
	ヨーロッパ政治文化特殊研究A・B	河野英二
	国際法特殊研究A・B	北村泰三
	近代政治学特殊研究A・B	安永　勲
特設科目	文献講読（英語）A・B	菅原安彦・平石正美
	文献講読（独語）A・B	藤本吉藏
	文献講読（仏語）A・B	河野英二
	文献講読（日本語）A・B	戸津正勝

博士課程

科目区分	授業科目	担当教員
主要科目	政治学研究A・B	三浦信行
	日本政治史研究A・B	奥深山親司
	外交史研究A・B	池田十吾
	行政学研究A・B	平石正美
	地方行政研究A・B	石見　豊
	政治思想研究A・B	的射場敬一
	日本政治思想史研究A・B	中拂　仁
	国際政治研究A・B	柴田徳文
	国際関係研究A・B	斎藤元一
	政党政治研究A・B	花岡信昭
	憲法研究A・B	百地　章
	政治哲学研究A・B	藤本吉藏
	アジア地域研究A・B	戸津正勝
	アメリカ地域研究A・B	佐藤圭一
	近代日本外交史研究A・B	永橋　弘
	現代政治理論研究A・B	中金　聡
	南アジア地域研究A・B	川島耕司
特修科目	西洋政治史研究A・B	松園　伸
特設科目	文献講読（英語）A・B	菅原安彦・的射場敬一
	文献講読（独語）A・B	藤本吉藏
	文献講読（仏語）A・B	河野英二
	文献講読（日本語）A・B	戸津正勝

本研究科の学生は、指導教員の開講する講義と演習を受講しなければならない。その上で自分の専門に関連する分野の講義を指導教員の指導のもとに選択し、課程修了に必要な単位を修得する。学部の授業と違い、大半が少人数の演習形式であるため、授業のテーマについての活発な討論が展開されている。

本研究科は多様な学生のニーズに応えるため、教員数を増やすとともに、2単位制を取り入れて、学生の選択できる科目数を大幅に増やした。特に、アジアやアフリカ地域研究の充実は著しく、また外交史、国際政治や国際関係の専門教員も多く配置され、グローバル化の時代の要請に応えるカリキュラム作りの努力を重ねてきた。さらに、行政学および地方行政にそれぞれ専門教員を配置することで、公務員志望の学生のニーズにも配慮している。

現在の問題点としては、特定の専攻分野あるいは特定の教員に学生が集中する傾向があり、教員間の負担のアンバランスが生じていることがあげられる。また理論・歴史系の専任教員が多く、実務に即したより実践的な教育が比較的手薄であることも指摘される。今後の研究科の人的構成をどのような方向に向けて改変するべきかは、今後に残された検討課題となっている。

4.2 経済学研究科

経済学研究科の教育に携わっている教員は、平成18(2006)年度は本学政治経済学部経済学科の教員を基盤として、専任教員が17人、客員教授が3人、その他が非常勤講師となっている。そのため経済学研究科委員会を構成するのは17人の専任教員である。これら17人からなる経済学研究科委員会が、経済学研究科の運営のすべての権限を有している。

修士課程では主要科目と特修科目の2つからなっている。主要科目のうち演習が設置されている科目に関しては、学生は専修科目とすることができる。つまりその担当教員の指導を受けて、その分野の修士論文を書くことにより、修士号を取得できる。平成18年度専修科目とすることができる、つまり演習が設置されている科目は18科目である。

このほか講義のみ設置されている特修科目が、11科目ある。

表　修士課程科目

専門課程名	授業科目名		講義その他	2005年度担当教員名	2006年度担当教員名
博士課程(修士課程)	主要科目	ミクロ経済学研究	講　義	多部田直樹	多部田直樹
			演　習		
		マクロ経済学研究	講　義	野村　芳正	野村　芳正
			演　習		
		経済学史研究	講　義	立川　潔	立川　潔
			演　習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		日本経済史研究	講　義	西江　錦史郎	西江　錦史郎
			演　習		
		東洋経済史研究	講　義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演　習		
		西洋経済史研究	講　義	亀山　潔	亀山　潔
			演　習	〔2005休講〕	
		近代経済思想史研究	講　義	山﨑　弘之	山﨑　弘之
			演　習		
		経済政策学研究	講　義	瀬野　隆	瀬野　隆
			演　習		
		国際経済研究	講　義	小倉　收	小倉　收
			演　習		
		貨幣金融研究	講　義	小野　英祐	小野　英祐
			演　習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		財政学研究	講　義	今村　修	今村　修
			演　習		
		国際租税法研究	講　義	本庄　資	本庄　資
			演　習		
		租税論・租税法研究	講　義	辻　富久	辻　富久
			演　習		
		税法史研究	講　義	日高　康雄	日高　康雄
			演　習		
		地方財政論・地方税法研究	講　義	岩元　浩一	岩元　浩一
			演　習		
		国際ミクロ経済学研究	講　義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演　習		

専門課程名	授業科目名		講義その他	2005年度担当教員名	2006年度担当教員名
博士課程（修士課程）	主要科目	国際マクロ経済学研究	講義	野下　保利	野下　保利
			演習		
		日本経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		アメリカ経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		ヨーロッパ経済研究	講義	藤本・亀山	藤本・生方
			演習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		アジア経済研究	講義	許　海珠	許　海珠
			演習		
		ラテンアメリカ経済研究	講義	丸谷　吉男	丸谷　吉男
			演習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		労働経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		計量経済学研究	講義	隔年開講〔2005休講〕	原田　桂一郎
			演習		
		経済統計研究	講義	山田　茂	山田　茂
			演習		
		統計学研究	講義	原田　桂一郎	隔年開講〔2006休講〕
			演習		
		景気変動論研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		情報産業研究	講義	隔年開講〔2005休講〕	隔年開講〔2006休講〕
			演習		
		経済と法研究	講義	藤本　公明	藤本　公明
			演習		
		環境経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		開発経済研究	講義	園田　哲男	園田　哲男
			演習		
		人的資源管理研究	講義	梅澤　隆	梅澤　隆
			演習		
		福祉の経済学研究	講義	国府田　文則	国府田　文則
			演習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
	特修科目	財政史特殊研究	講義	隔年開講〔2005休講〕	日高　康雄
		余暇産業論特殊研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		現代起業論特殊研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		国際金融特殊研究	講義	田中　和子	田中　和子
		ヨーロッパ思想史特殊研究	講義	福島　勲	生方　淳子
		マルクス経済理論特殊研究	講義	小野　英祐	小野　英祐
		文献講読（英語）	講義	宇田川　駿	宇田川　駿

専門課程名	授業科目名		講義その他	2005年度担当教員名	2006年度担当教員名
修士課程 博士課程	特修科目	文献講読（独語）	講義	藤本　公明	藤本　公明
		文献講読（仏語）	講義	福島　勲	生方　淳子
		文献講読（日本語）	講義	亀山　潔	亀山　潔
		文献講読（スペイン語）	講義	丸谷　吉男	丸谷　吉男

◆隔年開講科目
・統計学研究 〔H17〕、H19…(和暦奇数年開講)　担当：原田　桂一郎
・計量経済学研究 〔H18…(和暦偶数年開講)〕　担当：原田　桂一郎
・情報産業研究 〔H16、H19、H21…(開講予定)〕　担当：梅澤　隆
・人的資源管理研究 〔H17、H18、H20…(開講予定)〕　担当：梅澤　隆
◆講義のみ隔年開講
・財政史特殊研究 〔H16、H18〕…(和暦偶数年開講)　担当：日高　康雄

博士課程は経済学研究科の教員のうち、博士課程委員会を構成する教員が担当している。修士課程とは異なり主要科目のみが設定それている。主要科目のうち演習が設置されている科目を、学生は専修科目とすることができる。つまりそれを担当する教員を指導教員として、その分野に関連する博士号請求論文を提出することにより、博士号の取得が可能となる。博士課程で専修科目とすることができるのは16科目である。

表　博士課程科目

専門課程名	授業科目名		講義その他	2005年度担当教員名	2006年度担当教員名
修士課程 博士課程	主要科目	ミクロ経済学研究	講義	多部田　直樹	多部田　直樹
			演習		
		マクロ経済学研究	講義	野村　芳正	野村　芳正
			演習		
		経済学史研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		日本経済史研究	講義	西江　錦史郎	西江　錦史郎
			演習		
		東洋経済史研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		西洋経済史研究	講義	亀山　潔	亀山　潔
			演習	亀山　潔（3年）	〔2006休講〕
		近代経済思想史研究	講義	山﨑弘之	山﨑弘之
			演習		
		経済政策学研究	講義	瀬野　隆	瀬野　隆
			演習		
		国際経済研究	講義	小倉　收	小倉　收
			演習		
		貨幣金融研究	講義	小野　英祐	小野　英祐
			演習	〔2005休講〕	〔2006休講〕
		財政学研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		

専門課程名		授業科目名	講義その他	2005年度担当教員名	2006年度担当教員名
博士課程（修士課程）	主要科目	国際租税法研究	講義	本庄　資	本庄　資
			演習		
		租税論・租税法研究	講義	辻　富久	辻　富久
			演習		
		税法史研究	講義	日高　康雄	日高　康雄
			演習		
		地方財政論・地方税法研究	講義	岩元　浩一	岩元　浩一
			演習		
		国際ミクロ経済学研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		国際マクロ経済学研究	講義	野下　保利	野下　保利
			演習		
		日本経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		アメリカ経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		ヨーロッパ経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		アジア経済研究	講義	許　海珠	許　海珠
			演習		
		ラテンアメリカ経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		労働経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		計量経済学研究	講義	隔年開講	原田　桂一郎
			演習	〔2005休講〕	
		経済統計研究	講義	山田　茂	山田　茂
			演習		
		統計学研究	講義	原田　桂一郎	隔年開講
			演習		〔2006休講〕
		景気変動論研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		情報産業研究	講義	〔2005休講〕	隔年開講
			演習		〔2006休講〕
		経済と法研究	講義	藤本　公明	藤本　公明
			演習		
		環境経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		開発経済研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		
		人的資源管理研究	講義	梅澤　隆	梅澤　隆
			演習		
		福祉の経済学研究	講義	〔2005休講〕	〔2006休講〕
			演習		

◆隔年開講科目

- 統計学研究　〔H17、H19…（和暦奇数年開講）〕　担当：原田　桂一郎
- 計量経済学研究　〔H18…（和暦偶数年開講）〕　担当：原田　桂一郎
- 情報産業研究　〔H16、H19、H21…（開講予定）〕　担当：梅澤　隆
- 人的資源管理研究　〔H17、H18、H20…（開講予定）〕　担当：梅澤　隆

研究組織としての問題点は4つある。

第1は、研究科委員会であるために、基本的に人事権等は政経学部にあることである。もちろん研究会委員会のメンバーは政経学部経済学科のメンバーでもあるが、大学院経済学研究科の意向が、直接的に反映されているわけではない。とくに専任教員の採用等は経済学研究科と政経学部経済学科との間でギャップが生じる恐れがあり、経済学研究科の運営において問題が生じることもある。そのためには経済学研究科の運営に支障を来さないような権限を付与される必要がある。

第2は、平成19(2007)年度に3主要科目のうち、3科目を廃止するが、社会のニーズを必ずしも反映していない科目等はさらに統廃合が必要である。同時に社会のニーズに答えるために、新しい科目を積極的に設置する必要がある。

第3に、主要科目のうち講義のみ開講している科目が、いくつかあるが、講義と同時に演習も開設する必要がある。また演習を開設する必要がないと判断される科目については、主要科目から、特修科目に転換することも考慮すべきである。

第4は、経済学研究科では政経学部経済学科を基盤としていることから、経済学科の専門科目の専任教員のうち助教授以上を、慣行的に経済学研究科のメンバーとしてきた。今後は、修士課程の担当者、博士課程の担当者に関しては明確かつ客観的な基準を作成すべきである。現在、この基準に関しては作成している。

4.3 経営学研究科

経営学研究科の授業担当者は、原則として政経学部経営学科の専門科目担当教員が兼担することになっている。平成18(2006)年度においては、経営学科所属の専任教員15名（内総合科目担当5名）中9名が大学院に携わっている。また、兼担教員で賄えない関連科目については、客員教授1名、政経学部内の他学科・本学内の他学部教員2名、および非常勤講師8名を招いている。なお、この内、学位を授与できる演習科目担当教員は、修士課程7名、博士課程3名である。

平成18年度の大学院在籍学生は、修士課程33名（1年14名、2年19名）、博士課程5名、計38名であり、演習担当教員一人当たりの学生数は約4.7名で、ほぼ適正な水準であると言える。

経営学研究科は、平成18年に設立10年目を迎えた。設立当初、研究科教員の年齢構成は年配者に偏り、平均年齢が60歳を超えていた時期もあった。しかし、本年から大幅に若返っており、60歳代教員はわずかに1名となり、30歳代教員も2名加わっている。若返りが急務であったため、本年から助教授であっても研究業績を厳密に評価した上で大学院担当にしている。これまでは、教授経験年数を重視した硬直的な大学院担当教員の基準が取られていたが、平成18年より抜本的な方針転換を行っている。今後とも、若い教員を登用していく方針に変わりはないが、研究業績のチェックも厳格に行うことは言うまでもない。

4.4 スポーツ・システム研究科

国士舘大学大学院における授業および指導は、大学院設置時に資格審査を受けて合格した専任教員が行っている。ただし、当該授業を担当すべき専任教員を欠く場合その他特別な事情がある場合には、客員教授または非常勤講師が担当している。

本大学院の研究科に研究科委員会を置き、当該研究科に所属する専任教員および兼任を発令された専任教員をもって構成し、所要の案件について審議決定するとともに教員間の連絡調整を図っている。教員構成は、ほぼ段階的に校正されている。なお、教員の昇格承認に関しては、内規を設けている。

研究科委員会は毎月定例開催され、特別な案件があれば臨時にその都度、開催され、その役割は適切に行われている。また、平成18(2006)年4月からは、3部会(教学部会、庶務部会、厚生部会）を設けており、教員の役割分担が明確にされているので、研究科の運営に関する案件への対応は円滑にされている。教育研究を適切に推進するための人的要素は、今後退職者の増加による教員補充と補充体制が問題となる。

将来の改善・改革に向けた方策としては、教育課程の編成等を実現する為の教員間の連絡調整が必要である。また、教育研究を活性化するための人的補助体制を整備する必要があると考えている。数年後の退職者に対する、教員の採用に関しては学部中心に行われることから、学部との密接な調整が必要になる。

4.5 工学研究科

工学研究科の基本理念は、個性の尊重と人格の陶冶、及び自主性と独創性の尊重である。これらに基づき学部における4学科(機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科、建築デザイン工学科)を発展させたかたちで、修士課程3専攻(機械工学専攻、電気工学専攻、建設工学専攻）が設けられ、さらに時代のニーズを考慮して学際的・複合的視野と高度化を図るために博士課程1専攻（応用システム工学専攻）が設置されている。

これらの各課程の目的は、修士課程にあってはそれぞれの専攻分野において基礎学力を身につけ、優れた応用開発能力を有し、創造性豊かでユニークな技術者及び研究者の養成である。博士課程にあってはこれら諸能力に学際的･総合的資質が加味されることを求めている。なお教員数と学生数は次に示した表のとおりである。

大学院工学研究科教員数

専　攻　名	兼　担　教　員			客　員 教　授	非常勤 講　師
	教　授	助教授	講　師		
機械工学専攻	8	0	0	0	6
電気工学専攻	10	1	0	0	5
建設工学専攻	17	4	1	0	4
応用システム工学専攻（博士課程）	20	0	0	0	0

大学院工学研究科の学生と教員数の割合

専　攻　名	学生数	教員数	学生数／教員数
機械工学専攻	19	14	1.36
電気工学専攻	17	16	1.06
建設工学専攻	31	26	1.19
応用システム工学専攻（博士課程）	4	20	0.20

学生数と教員数の割合については、前回の報告書作成時から顕著な変化は無い。本学の大方針である少人数教育の実践という観点からはおおむね良好と考えられる。

また学生数の点からは長所として謳う点は見当たらない。ただし学生数／教員数比率の数字上には表れていないが、大学院生が在籍しない研究室も存在する。研究レベルの維持・発展には大学院生への教育および研究課題に関する大学院生との議論も必要なことは従来、論じられてきた。これが実行できない研究室があることは問題点の一つといえよう。

そして修士あるいは博士を送り出した研究室においては、先に示した本研究科の理念・目的・教育目標に応じた教育・研究がなされたと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策としては、大学院（修士課程）発足から13年が経過し、この間各専攻、そこに設けられたコースは不変であった。現在、学部の改組が進められており、これと連動して、社会の趨勢・今後の社会的要請の予想に基づき、専攻・コースの見直しを検討中である。

研究支援職員については、学部においては技術職員が存在するが、大学院においては未だ無い。これを充実させることが今後の課題であると思われる。

なお大学院独自の専任教員の募集は行っていない。大学院担当の専任教員は、すべて学部専任教員である。したがって、学部教員の採用・昇格等に際して、大学院も担当し得ることを前提に選考・審査（ただし、講師に関しては大学院設置審査基準要項に準じ、研究指導補助教員として取り扱う）が行われている。

基本とする基準等は「大学院設置基準」、「大学院設置審査基準要項」、「国士舘大学大学院工学研究科教員資格審査に関する申し合わせ」である。審査は各学科・各専攻における予備検討を経て、本研究科委員会で選出された5名以上の委員から構成された教員資格審査委員会がこれにあたる。対象項目は修士課程講義担当資格、同研究指導資格、博士課程講義担当資格、同研究指導資格であり、学位、研究実績（特に最近数年間）、教育実績等が審査される。審査結果の承認には、教員資格審査委員会の報告をもとに召集される本研究科委員会におい

て2/3以上の賛成が必要となっている。

なお、平成14(2002)年6月に「国士舘大学大学院工学研究科教員資格審査に関する申し合わせ」の博士課程担当教員に関する条文に対し、大学院設置基準に準じ、「専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者」とする条文が追加された。

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きは、概ね適正と考えられる。

長所と問題点については、公正性・公平性を保つために、教員資格審査委員会の構成員は学部各学科から1名以上選出されるようにも配慮され、委員会設置中は、各専攻においてさらに検討できるように時間的余裕も設けられている。

なお、基準等の運用に関し次の点が指摘された。

①博士課程担当に関し、博士学位を有していないが、顕著な業績を有する者の取り扱い

②博士課程担当に関し、いわゆる論文数の取り扱い

これらの指摘点は、分野によっては一律に基準等を適用できない場合もあるとの見解に端を発したものである。

将来の改善・改革に向けた方策としては、特に現行の制度を変革する必要性は認められない。先に述べられた2点についても議論を尽くせば、適正•公平ないわゆるコンセンサスを得られるものと思われる。

一方、学部では実施されている学生に対する授業評価アンケートは大学院では行っていない。ただし、平成6（1994）年より「国士舘大学大学院工学研究科教育•研究活動紀要」を毎年発行し、各教員の活動状況が把握できるようになっている。本紀要は次の項目から構成されている。

①当該年度研究活動の特色および発表論文等一覧

②科学研究費等受給状況

③共同研究

④海外派遣

⑤他大学・他機関との研究協力

⑥学術振興資金および受託研究受け入れ状況

⑦学会賞等取得状況

⑧学会・協会活動

⑨社会的活動

各教員の活動状況の把握・公表の観点からは、上記の活動紀要の発刊は適切と思われる。ただし、これのみでは活動あるいは指導能力・資質の評価にはつながらない点に注意する必要がある。なお、学位論文（修士、博士）の審査については、複数の教員によって精査され、その概要は全教員に配布され、発表会（公聴会）においても審査されるので、論文指導の一端が披露されることになり、指導の妥当性が間接的ではあるが評価されることになる。

上記活動紀要の発刊は大学院では当然のことと思われるので、特記すべき長所とはいえないが、継続すべきである。一方、大学院としての歴史がまだ浅い（発足後13年、博士課程は7年)ため、院生を受け入れたことが無い教員も存在するので、論文指導に関しては全教員にわたって評価がなされているとは言い難い。

将来の改善・改革に向けた方策としては、各教員が自覚を持って、さらに教育活動・研究

活動を実践・邁進することに尽きる。また、学部と同様に学生による授業評価の導入は図られるべきと考える。

さらに、在外研究員あるいは他大学等の非常勤講師や特別講演講師等の事例を除くと、互いに相手方の適当な部署に特定期間所属して研究活動を行う形式の人的交流は、本研究科ではあまり実施例がない。なお、研究交流の立場としては、毎年、数件程度の受託研究の受け入れ、20件程度の共同研究・研究協力が実施されている。また学内関連としてはスポーツ・システム研究科と共同してハイテク・リサーチ・センターが設置されている。

研究交流としては、最近数年間は良好に実施されていると思われる。継続・さらなる発展が望まれる。

互いの研究資質の向上、社会貢献の観点から、他大学、研究諸機関、企業等との人的交流は以前にも増して図られるべきであるとするのが、社会の趨勢である。この点に関して本研究科は対処が遅れているように思われる。早急に検討すべき課題である。

将来の改善・改革に向けた方策としては

①受託研究受け入れのさらなる推進

②学内他研究科あるいは他分野教員との共同研究の開発と実践

③他大学、他研究諸機関、企業等との共同研究のさらなる開発・実践および人的交流

④共同研究結果の教育への還元（研究者による特別授業など）

等が検討課題としてあげられる。

4.6 法学研究科

大学院の増設申請の機会に、大学設置・学校法人審議会の教員組織審査の判定を受けており、担当教員のほとんどは、研究活動・業績について審査され、合格した。各課程の完成年度以降に学部の専門教育科目担当教員が研究科委員になるには、内規である「法学研究科教員の任用に関する業績等の審査基準」に基づき法学研究科委員会の厳正な審査が必要である。

税法専攻希望生の数からは税法担当教員が2名では不十分であるものの、それ以外の教員組織は適切、妥当とされるが、今後、定年退職者の増加により教員補充の問題が浮上する。

将来の改善・改革に向けた方策としては、現代的意義を有する新たな科目の設置、それに伴う教員の補充が今後の課題である。

教育課程の編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性としては、隣接科目間では連携が見られるものの、連絡調整が十分とは言い切れない。教員間における連絡調整は重要課題であるにもかかわらず制度化されていないことが問題であり、教員間の意思疎通を図ることが必要である。

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関係教育などを実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性については、法学部の問題であるので、法学部の記述に譲る。

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況の適切性については、すべて法学部で担当しており、研究科では兼任となっているので、法学部の記述に譲る。将

来の検討課題として、研究科専任教員の問題が挙げられる。

4.7 総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、入学定員20人、収容定員40人であるので、専任教員12人、兼担教員10人、兼任教員19人を配置した。そのうち専任教員では研究者教員9人、5年以上の実務経験を有する弁理士2人、著作権情報センター専任研究員経歴者1人から構成する。本研究科としての一定の研究機能を果たすために、研究業績を有する教員で組織する。

基幹科目中の主要科目については、研究者教員1人、実務経験者教員2人、著作権情報センター専任研究員経歴者教員1人というバランスのとれた教員配置となっているのが特徴である。

特に実務経験者教員は、いずれもが実務家として高い評価を得ている者である。さらに、基幹科目中の基礎科目については、すでに大学または大学院における教育経験が豊富であり、学生の教育指導に熱心な研究者教員を配置することにより、法学理論の基礎的教育については万全を期している。

40代が4人、50代が6人、60代が2人という年齢構成であり、中堅教員とベテラン教員の構成でバランスよく編成した。本学では教員定年が70歳であるため、将来的にも本研究科の教育・研究水準の維持は達成されよう。

4.8 人文科学研究科

人文科学研究科の専任教員は、平成18(2006)年現在人文科学専攻28名、教育学専攻15名の計43名、非常勤教員は人文科学専攻12名、教育学専攻8名から構成されている。専任教員はすべて文学部所属の教員であり、人文科学研究科を本属とする教員はいない。これは、研究科開設にあたり文学部の現有勢力でというのが法人の意向であり、その方向で人事が進められてきた結果である。

人文科学研究科では、修士課程が平成14(2002)年度、博士課程が平成17(2005)年度に完成年度を迎えた。そのため大学院担当教員の資格審査のために「国士舘大学大学院人文科学研究科担当教員の資格審査に関する内規」(平成15(2003)年6月委員会承認) を作成した。この規定に基づき、年度初めに4名の博士課程研究指導教員4名からなる資格審査委員会が組織され、この審議を経て研究科委員会で決定することとなっている。

すべての専任教員が文学部所属であることは、学部教育との一貫性を保つ点で評価される。しかし、それは大学院担当教員への過重負担という側面をも持つ。大学院担当教員は、学部担当授業に大学院の授業が上乗せされるということとなる。大学院担当教員の学部・大学院を合わせた持ちコマ数は、平成17(2005)年度でいえば、6コマ台9人、7コマ台12人、8コマ台6人、9コマ台6人、10コマ台5人、11コマ台4人となる(他に学外研修中2人)。多くの教員が週8コマから11コマ)という授業を担当している。この過重な負担は、教員の研究活動や教育活

動へ深刻な影響を与えかねない。早急に教員の増強などにより、この過重負担を解消する努力を進めていかなければならない。

4.9 グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は、21世紀における地球規模での社会的・文化的変化の激しさのなかで、新たな状況に対応すべく、先端的研究の追求と実践的な課題をも視野に入れた研究・教育をめざした教育課程を設置するため、グローバルアジアの修士課程（入学定員30名）およびグローバルアジア研究の博士課程（入学定員2名）の1専攻という構成をとっている。修士課程は、ビジネスコミュニケーション分野・国際日本語教育分野・文化遺産学分野という3分野からなり、院生の比重は、ビジネスコミュニケーション分野に集中する傾向が強いが、ほぼ適正な学生数が確保されている。研究科教員は、21世紀アジア学部・イラク古代文化研究所・アジア・日本研究センターの専任教員29名が兼担している。これらの教員は、大学院設置時に資格審査を受けている。但し先に述べたような教育課程の性格上、さまざまな関連科目をおいており、専任教員が兼担し得ない科目については、他学部、他機関からの非常勤講師6名が担当している。また、海外授業では大連外国語学院、キルギス国立ビシュケク人文大学等の教員とも連携している。なお本研究科では、各分野とも海外授業を実施しているが、これに関しては研究科委員長ほか主任・担当教員・補助教員・担当職員などによる海外授業運営委員会が設置されており、事前指導などが行われている。

研究支援職員については、専門職員は配置されているが、本研究科は、鶴川キャンパスに設置されているため、世田谷に本部がある大学院事務室との人的交流などに、若干の問題を残しており、今後人的体制の強化が望まれる。なお、キルギスの関係機関との連携、海外授業のスムーズな運営を図るため、現地職員1名を採用している。

本研究科発足に際して、大学院準備委員会が、21世紀アジア学部およびイラク古代文化研究所、アジア・日本研究センター所属の教員によって設置され、厳正な審査・選考を行うとともに、不足部分については、大学院要員としての教員補充がなされた。なお大学院担当教員に関しては、文部科学省の資格審査を受けて合格しており、これらについては適正と考えられる。今後、大学院完成年次を見据えて、本研究科内部に、上記手続きのための組織が設けられるべきだろう。

本研究科は、発足して半期を終えたに過ぎず、現時点における教育・研究活動の評価は難しいが、平成18(2006)年7月16日に『共生と発展：21世紀アジアが目指すパラダイム』をめぐる国際シンポジウム・同17日にも『「留学」が世界にもたらすもの ── 関係性、アイデンティティ、共生 ──』をテーマとしたシンポジウムを開くなど、院生および教員・職員の協力によって、相応の活動を行っているものと判断される。

本研究科は21世紀アジア学部及びイラク古代文化研究所、アジア・日本研究センターとの教育・研究活動と深い関連を有しており、これらを共同で推進している。前項に記したシンポジウムなども、そうした協力関係に基づく成果であった。今後、さらなる連携を強めて、より効果的な教育・研究活動を展開していく必要があろう。

5. 研究活動と研究環境

5.1 研究活動

5.1.1 政治学研究科

政治学研究科の教員はすべて政経学部政治学科の教員を兼ねており、教員の研究活動は学部の実態に準ずる。学部から自立した大学院固有の、研究科を母体とした研究体制は確立されていない。したがって、研究科独自の研究活動の点検・評価のためのシステムも存在しないというのが現状である。

本研究科の教員の研究活動は、事実上、教員各自の自主的かつ個別的な活動である。その実績については、政経学部政経学会が年度末に発行する冊子『政経学会報』に公表されているものの、点検・評価に供する材料としては乏しく、研究活動の活性化のために十分に機能しているとはいえない。また学部の教育活動を兼務する負担が過重なため、大学院教育を担当するにふさわしい高度に専門的な研究活動にさかれるエフォートの割合は小さくならざるをえない。これは、科学研究費補助金をはじめとする学外の競争的研究資金への本研究科教員の応募・採択数がきわめて少ないことに如実にあらわれている。

将来の改善・改革に向けた方策としては、さしあたり政経学会や日本政教研究所および経済研究所等の学内の既存研究機関をさらに活用することに加え、本研究科を母体とした共同研究体制の確立が第一にあげられる。これには、たとえば日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブへの応募や、本研究科教員の共同研究の拠点となる新たな附置研究所の設置などを視野に入れて検討する必要がある。さらに長期的には、学部とのあいだでの教育活動および校務の調整を踏まえて、大学院教員としての研究エフォートの向上を図る必要があるものと思われる。

5.1.2 経済学研究科

経済学研究科の専任教員は、政経学部経済学科の専任教員でもあるために、両者を切り分けることは難しい。

経済学研究科の専任教員は、学内学会である「政経学会」に全員参加しており、同学会の紀要「政経論叢」に寄稿している。各教員の1年間の研究業績は、政経学会が発行する「政経学会報」にまとめて公表されている。

しかしながら問題がないわけではない。科学研究費補助金の採択率なども低く、外部の研究費の獲得に十分な競争力が発揮されているわけではない。

ただし各教員は個人ベースで、学外の研究者と活発な共同研究を行っている。各教員の個人ベースでは、かなりの外部の研究資金を獲得している場合もある。ただこれは特定の教員に偏っているために、これを経済学研究科全体の動きとして行く必要がある。

5.1.3 経営学研究科

大学院研究科は、学部以上に学術研究機関としての機能を果たすべきであり、この観点からすれば、研究活動の活性化・高度化のための検証システム、研究体制、財政面・施設面の整備状況についての点検・評価については、厳しいものが要請される。

しかし、経営学研究科は政経学部経営学科を母体としているため、本研究科の研究活動に関する点検・評価も、ほぼ学部教員の研究活動に関する点検・評価と重なることになる。

現在のところ、政経学部内に組織されている政経学会が発行する「政経学会報」に各教員の研究活動の具体的状況について毎年度末に公表されている。しかし、その活性度を検証するための特別のシステムは確立されていない。大学全体としては、本学の全教員に対して「研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）」に毎年研究業績を公開することを強く求めており、本研究科のほとんどの教員がそれに従っている。

次に、研究科専任教員の学内における研究活動支援組織は、学部に設置されている経営研究所ということになる。経営研究所では、独自の予算を有して毎年希望する教員に本学が支給する個人研究費のほかに研究費予算を配分し、研究活動の促進に供している。その研究成果は、経営研究所で発行している『経営経理』に発表することが義務付けられている。

教員の研究評価に関しては、十分に確立しているとは言えない。研究への取り組みは、ほとんど各教員の自助努力に任せられ、熱心に取り組んでいる教員とそうでない教員がいても、それに対して処遇の格差を設けるなどの対応は一切なされていない。これは、本研究科のみで対応できる問題ではないため、本学全体で検討すべき課題であると言える。研究活動のより一層の活性化のためには、研究会等を頻繁に開催し、研究科内に各教員の研究活動促進に向けた刺激的な風を吹き込むことが重要であると言える。

5.1.4 スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科では、論文等研究成果についての発表件数、研究論文の学術雑誌への掲載件数は全体として少ない傾向にある。しかし、学部附属研究所との関係においては、本研究科の教員は全員が兼任研究員であり、研究所のプロジェクト研究に参加し、その成果は毎年1回発行される研究所所報に報告されている。

スポーツ医科学科および大学院研究科設置により、医師および文科系教員が補充され、幅の広い研究が現在進められていることは評価できる。しかし、研究施設・整備が学部と併用のために、今後は使用の時間的制限や学術図書資料の不足等による研究の制限が見られる点を整備する必要がある。

スポーツ医科学科所属の医師が平成16(2004)年から本研究科兼任教員となり、これにより、健康や医学的研究が数多く行われるようになった。

5.1.5 工学研究科

工学研究科では、教育・研究活動全般に対する自己点検・評価を行うために『国士舘大学大学院工学研究科教育・研究活動紀要』を毎年発行している。報告項目は、当該年度の発表論文、学会発表などの研究成果の外部への発表、学術報告件数、学術講演件数、書籍の出版、企業からの委託研究などの外部研究資金導入実績等である。共同研究費、受託研究費、奨学寄付金、科学研究費の件数等も同紀要に報告されている。

また、本研究科では平成15(2003)年度に立ち上げたハイテク・リサーチ・センターにより、新たにスポーツ・システム研究科・体育学部と共同で新しい領域の研究も行っている。

研究活動の点検・評価という観点からは、研究業績報告は、教員に研究活動に対する緊張感と積極性をもたらすシステムであると評価されている。しかし、評価の基準は外部への研究発表件数が中心となっており、研究内容の評価は行われていない。しかも、企業などとの共同研究、国家･地域におけるプロジェクト研究などに対する評価も十分ではない。ただし、多方面の専門分野に対して､研究内容にまで立ち入った評価は実質的には困難かもしれない。

現在、本研究科では、教員の保有特許の管理はその教員に任せており、大学として管理する組織を持っていない。そのため、保有特許は業績に含まれていない。教員の保有特許に対しては個人の所有物であるとの認識もあるが、多くは教員が大学の施設を使用し学生の協力を得て取得したものである。私人としての特許には言及しないが、大学が教員という組織財産に併せて、特許などの知的財産を管理する組織を大学として持つことは重要であると考えている。知的財産を管理する組織を持つことで保有特許を実績に含めることは重要であり、大学院学生、学部学生に新しいアイデアを創造し、特許申請を行う指導にも発展すると考えている。

ハイテク・リサーチ・センター研究は大学院の研究における新しい流れとして、現在進められており、研究環境の整備にも一役を担い、幾つかの研究成果も生まれている。今後の更なる進展が期待されている。

研究を担当する各教員の努力と、組織的な活性化の制度が比較的うまく整合しており、少なくとも研究報告件数に関しては良好であると思われる。しかし、学園からの教育・研究予算のゼロシーリングが長年にわたり続いており、経済的な余裕がない状況にある。

また、教育・研究における人的資源の削減を余儀なくされているため、教員の時間的余裕がない、学部より大学院、修士課程への進学希望者、修士課程より博士課程への進学希望者はともに他大学と比較して少なく､研究の活性化に影響を与えている､などの問題点もある。また、他大学、他研究機関、企業などとの共同研究や外部機関からの委託研究なども少ないことが、研究費、研究活性化、研究成果の外部発信などの面からも今後注力を検討すべき重要な課題であると考えられる。今後は共同研究も含めた新分野への研究の展開が望まれる。ハイテク・リサーチ・センター研究、理工学研究所などの研究機関との連携をさらに強化し、また、世田谷区などとの地域密着型研究の推進なども大きな意味をもつと考えられる。

5.1.6 法学研究科

教員は法学部と兼任のため、法学部の記述に譲る。

5.1.7 人文科学研究科

人文科学研究科は文学部を基礎とした大学院であり、大学院の専任教員はいない。そのため、⑴研究科教員の研究活動・論文などの研究成果については文学部と同一である。⑵教員研究費についても、学部教員として研究費が支給されており、大学院独自の教員に対する研究費支給はない。⑶人文科学研究科単独の研究紀要は存在しない。

人文科学研究科単独の教員施設として、鶴川に研究室をもつ教員のための控え室が10号館4階に設置されており、コンピュータも設置され、利用可能な状況となっている。

人文科学研究科が設置されたことを契機として､文学部の専攻を超えた研究会が組織され、何度か会合がもたれたが、現在は活動停止状態にある。

専攻を超えた研究会が活動停止状況に陥ったのは、設置の契機となった大学院担当教員が過重な授業コマ数によって余裕がなくなったことがあげられる。もとより、人文科学研究科としての共同の研究活動は目指されなければならない課題であるが、そのためにも担当教員の負担減が求められる。

研究科独自の研究紀要も目指されなければならない課題であると考える。とくにその紙面の一部は、大学院学生の研究報告の場として活用できるものと考えられるから、大学院学生の研究発表を保証するという観点からも必要なものと考える。

5.2 研究環境

5.2.1 政治学研究科

政治学研究科の教員は本学政経学部の教員を兼務しており、研究活動は専ら政経学部予算と大学から配分される個人研究費によってまかなわれ、本研究科独自の研究費の配分は選定図書費を除けばない。また学部から支給される個人研究費は、長期間にわたり加増がなく、海外調査等を行うのに十分な額とはいえない。これを補うものとして政経学部特別研究費があり、年次予算に応じて応募者に配分されている。

学内研究機関で本研究科教員に門戸が開かれているものとしては、日本政教研究所および経済研究所があるものの、前者は本研究科教員のすべてが加入しているわけではなく、後者は政治学研究プロパーの機関ではない。研究成果の公表の場としては、政経学会編『政経論叢』及び経済研究所機関誌『経済研紀要』に論文投稿ができ、また経済研究所研究報告会で口頭発表の機会がある。

研究環境の改善に向けた方策としては、学内研究費の増額、教育･公務の負担軽減に加え、

学外の競争的研究資金への応募奨励と採択者の学内公務免除などが考えられる。また、新たに政治学研究プロパーの附置研究所を設置して、本研究科所属教員による共同研究の拠点とすることも、今後の検討課題とする必要があるだろう。

5.2.2 経済学研究科

経済学研究科の専任教員は、政経学部経済学科の専任教員でもあるために、研究活動は政経学部予算の個人研究費、ならびに政経学部特別研究費でまかなわれている。ただし個人研究費は一人の専任教員が研究活動を展開するには十分ではない。また特別研究費があるが、予算は限られており、隔年でしか応募できない。

また大学院独自の研究費は、特別選定図書費以外はない。

研究活動の発表の機会としては学内学会である「政経学会」に全員参加しており、同学会の紀要「政経論叢」への論文等の掲載、あるいは同政経学会での研究発表の機会がある。また経済研究所が設置されているが、同研究所発行の紀要あるいは研究会での発表、公表の機会もある。

ただし経済学研究科としての各教員への独自の研究資金を充実する必要がある。

5.2.3 経営学研究科

経営学研究科教員の全員が論文等の毎年研究業績を著し、多くの教員が学外の学会等で研究発表を行っている。経営学研究科の教授は政経学部経営学科に所属しており、この経営学科に付属経営研究所がある。

また個人研究費、研究旅費の額の適切性に関しては、経営学研究科の教授は政経学部に所属しており、政経学部の当該項目のとおりである。

5.2.4 スポーツ・システム研究科

スポーツ･システム研究科では、研究活動は個人の教員に任せられているのが現状である。本研究科の教員は学部との兼任であることから、研究に対する施設・設備および経費については学部に依存している。文部科学省の科学研究費の申請や採択、委託研究等の学部の研究経費の獲得が極めて少ない状況にある。また、他学部および産官学の学際的な共同研究が進められている。

また、国内外の学会において、各専門分野において研究発表など学会活動および研究論文の学術誌への掲載件数が年々増加してきたことは評価できるが､全体的にまだ件数が少ない。個々の教員の研究活動を年次ごとにまとめて報告し、評価するシステムが必要である。

研究用施設・整備は学部の施設に依存しているのが現状で、それが研究活動をより活性化

するためには難点となっている。大学院担当教員には個室研究室が整備されているが、研究室の面積は狭い。また、大学院担当者は学部教育を全員が併任していることから、授業時間数が多く、校務の負担も高く、研究時間の確保が困難となっている。

将来的に研究活動を活性化するためには、独立した研究用施設整備の充実や現在個人研究室と併設されている実験施設を共同利用施設へと改組することが望まれる。大学院担当教員の学部教育兼任による負担を軽減する等の思索が必要である。

5.2.5 工学研究科

工学研究科の教員組織は、大部分が工学部と同じであることから、学部から大学院までの一貫した研究体制が整っている。但し大学院の教員は工学部教員が兼担していることから教員に対する負担が大きいことも否めない。また、大学院の予算は学部に比べ、極めて低額である。これは、学部学生数に比して大学院在籍教が少ないことが一つの原因である。また、本学の経理方針が、学部予算がその教育上の重要性を考慮せず、単純に学納金からだけを基準としている点にも原因がある。学則上、大学院と学部とは極めて遠い組織関係にあることも一因である。

研究費の枯渇は、将来の研究成果の低下に直接結びつく。特に昨今の不況下では企業からの研究資金の導入が減少傾向にあるため、研究レベルの低下が懸念される。また、この一因には、企業からの委託研究や国、地域からの研究費受託件数が少ないことなどもあげられる。大学院が先端的な研究を常に進めてゆくためにも、教員の更なる研究体制を整え、共同研究なども積極的に実施することが望まれる。

修士課程への進学率が他大学と比較して低いながらも、年々増加傾向にあり、大学院教育はもとより研究活動が、先に示された理念・目的・教育目標に従い、活発に行われ、その充実度が着実に増している。又、博士課程への進学率が徐々に高くなってきており、研究の高度化も図られつつある。修士課程および博士課程の卒業研究が着実に行われており、順調に卒業生を送り出している。このような点からも、本研究科の理念・目的・教育が施され、着実に達成されていると思われる。今後も本研究科のみでなく、ハイテク•リサーチ•センターなどの研究組織や、他研究科との協力により、さらなる研究の向上が期待される。

又、本学では、事務職員とは別に技術職員が学部の実験授業、実験室設備を保守、管理する役割を受け持つ。しかし、大学院研究科に対してはこの技術職員制度はない。くわえて、技術職員の職掌が各教員の研究に資する研究環境を支援する役割を持たないため、研究環境を整備する支援体制は皆無に等しいことは大きな問題である。

研究の活性化は現状では基本的には教員個人に依存する面が大きい。組織全休として活性を保つためには、設備、資金、適正な評価といった多くの要因を常に配慮し、サポートしていかなければならない。教育とのバランスをとりながら研究の活性化を実現するためには、大学を取り巻く諸状況を勘案しつつ、人、設備、資金、評価の適正な運用を行える活性化システムを総合的に検討する必要がある。加えて、企業との共同研究や依頼研究の実施、他大学、他研究機関などとの共同研究を積極的に展開していくことが研究の活性化に大きく寄与

すると考えられる。さらには、地域と密接に関係した教育や研究を実施するためのテーマの選定や研究場所の提供、研究成果の公表などを通じて地域に貢献していくことも重要であると考える。

5.2.6 法学研究科

教員は法学部と兼任のため、法学部の記述に譲る。

5.2.7 人文科学研究科

人文科学研究科としての研究環境は、整備されているとはいいがたい。研究科として特別の研究施設は皆無である。唯一人文科学研究科単独の教員施設として、鶴川に研究室をもつ教員のための控え室が10号館4階に設置されており、コンピュータも設置され、利用可能な状況となっている。しかしそれも、実験を必要とする研究分野の教員の研究室と併存しており、その研究分野の大学院学生も使用することなどから、利用は一部にとどまっており、有効に利用されているとはいいがたい。この点は、平成20(2008)年に文学部全体が世田谷校地に移動することが決定されており、それによる全面解決を待つことになる。

6. 施設・設備及び情報インフラ

6.1 施設・設備

6.1.1 大学院の現状

施設・設備の維持管理は施設管理規程第5条及び第6条で管理組織を定め、理事長を統括責任者、法人事務局長を施設管理総括責任者、管財課長を施設管理責任者として定めている。管財課長は施設管理責任者として学内施設を区分し、各管理単位に施設管理責任者を定め運用管理、使用管理を担うこととしている。これにより学内の責任体制を明確にするとともに施設・設備等を教育・研究等に支障を与えない運営管理がなされることとなる。管財課長は施設管理責任者として各管理単位から報告のある事項について施設の補修、設備等の改修・整備を逐次実施し、日常の維持・管理業務を行っている。

各管理単位区分外の施設・設備等は、国士舘事務分掌規程第8条第3号で施設の維持、保全及び安全管理に関する事項として管財課の責任でその業務を行っている。また、施設管理業務は管財課長が行うこととしているが、施設管理規程第6条第5号で世田谷校舎以外の施設管理業務は、次のとおり各キャンパスで行うこととしている。

①校地・校舎の清掃、警備、施設貸出し及び維持・管理

世田谷キャンパスは総務課、鶴川キャンパスは鶴川校舎事務課、多摩キャンパスは体育学部事務室。

②教育用施設・設備の教室管理

総括管理は教務課が行い、その使用管理は各学部の事務室が行う。

研究用施設・設備の維持管理

教育系学内LANは情報基盤センター、法人系学内LANは情報基盤センターが行う。

③研究用施設・設備の維持管理

教育系学内LANは情報基盤センター、法人系学内LANは情報基盤センターが行う。

④福利厚生施設の維持管理

学生食堂、学生ホール・休憩室及び課外活動クラブ部室は学生厚生課所管、スポーツ店、書店、写真店及び売店は総務課、理髪店は人事課が行う。

⑤体育施設の施設貸出し

世田谷キャンパスの施設貸出しは教務課の協力を得て総務課、鶴川キャンパスの施設貸出しは学生・厚生課の協力を得て鶴川事務課が行う。

体育施設の使用管理は教務課が行う。ただし、サッカーグラウンド、屋外プールはその使用形態から体育学部事務室が行うこととしている。　多摩キャンパスの体育施設の貸出し及

び維持管理は体育学部事務室が行う。

このように、施設•設備等が3キャンパスに分散設置されているが、必要に応じて細部の調整を行い業務分担し維持・管理している。今後も、各キャンパスと緊密な連絡を取り合い、必要に応じて所掌ごとに細部の調整を行いつつ維持・管理を円滑に進める事としている。

学内における実験•実習等を行う学部は、体育学部、工学部及び文学部の3学部があげられる。

体育学部は、学内で行う実験・実習として、カリキュラムに基づく実験演習及びスポーツ練習、課外活動として行うスポーツ練習が行われている。また、スポーツ実習の一貫として、学内施設に留まらず学外施設等を利用する林間実習、臨海実習を行っている。

それぞれの実験・実習は、常に危険を伴う可能性が秘められているため、各カリキュラム担当者（教員）の下で実施するごとに予め注意を行うこととしている。特に、学外施設を利用する場合は教授会で安全管理・衛生管理を附した全体のプログラム及び注意事項を審議するとともに、同行する教職員にその責任体制を編成し十分な配慮をすることとしている。

工学部は、学内での実験・実習が特に多い学部である。学科の実験・実習によっては人命に関わることも想定されるため、常に危険防止を加味した教育を行うこととしている。機械システム工学科の機械実習、電気電子工学科の高圧実験及び電動機実験、都市システム工学科のコンクリート破砕実験等はその顕著な例としてあげられる。

また、文学部の初等教育及び工学部で行う実験教育として、化学実験があげられる。実験で取り扱う薬品ごとに、熱、空気、風、湿度、混合度等により、危険度が変化するため都度の対応が必要となる。気化性の激しい危険な薬品（毒性を持つもの）を扱う場合は、ドラフトチャンバー設備を使用して危険性を防止している。化学実験では実験終了後のこれらの薬品を廃棄する際は、無毒化、中性化処理を行い環境に配慮している。都市システム工学科のコンクリート破砕実験では破砕時のコンクリート破片の飛散防止、粉砕時に微細化した粉塵による空気環境汚損防止の対応として換気扇設備の設置、粉塵マスクの着用等の防止策を施している。この為、各実験・実習を行う場合は、各担当教員の他に技術職員を配置する体制を整え、その授業等を行う際には必ず事前指導をした上で実験・実習を行うよう安全配慮を期している。

このように学部内の実験・実習等にかかるものとは別に、学内全般としての安全体制として、火気等の使用又は取扱に関し留意できるように国士舘防火管理規程を定めて各課室（実験室等を含む）の火元責任者、建物ごとの防火主任者を選出して防火管理者の下での安全推進を図っている。

6.1.2 政治学研究科

政治学研究科の実際の教育施設としては、8号館3階にある演習用教室及び各教員の研究室が使用され、学生の学習用には自習室がある。入学定員を大幅に超過することがなければ、教室に関しては今後とも問題はない。また教員および学生の利用に供されるパソコンやインターネット環境も、近年は長足の充実ぶりを示している。図書館の検索システムが完備され、

各種学術情報へのアクセスが容易になり、電子ジャーナル等が学内環境で利用できるようになったことは、教育・研究両面で歓迎すべきである。ただ現状では、様々な情報インフラが十分に使いこなされているとはいえないため、教員および学生に利用方法等を周知させていく必要がある。

その一方で、学内所蔵書籍数は依然として少ない。ILL等を活用しても、大学院生の高度な研究・学習上の必要に十分応えるには限界があり、学内蔵書がなければ、参考文献を指示しても学生に多大な出費を強いることになる。また世田谷・鶴川・多摩の3キャンパスの図書館に分散所蔵されているため、取り寄せに時間がかかり不便である。基本図書と専門図書とを区別せず、世田谷と鶴川とで等分に配架されてしまう現状では、教員および学生の研究に多大な支障が生じている。平成20(2008)年度から実施予定の政経学部の世田谷キャンパス一本化にあたっては、この点について早急に改善することが望まれる。

理想的には大学院研究科ごとの専門図書館があるのが望ましいが、せめて学部と大学院とを横断する社会科学系の専門図書を集中所蔵し、研究環境を整えた学習図書室を世田谷キャンパスに設置する必要があるだろう。電子情報資源へのアクセスを学内環境に限定せず、自宅から遠隔利用できるシステムの整備も、大学院での研究の充実には今後不可欠になるものと思われる。さらに、大学院生の研究フィールドの多様化と専門高度化に応えるためにも、学生による選書が可能な図書資料費を設けることも検討すべきである。

6.1.3 経済学研究科

経済研究科の専任教員は8号館および6号館に研究室がある。ただし総合教育を担当している教員については鶴川キャンパスに研究室がある。また客員教授等には、現在研究室を準備できていない。

また大学院生には「自習室」が用意されているが、恒常的に使える訳ではなく、大学院生の規模に比べて、十分ではない。大学院という性格上多くの授業は、小教室で行われている。そのためプロジェクター等の視聴覚機器が、パソコンなどが設置されていないことも、質の高い授業を行う上でのネックとなっている。

また大学院生向けの図書室もとくに設置されていないことも問題である。

政経学部の1、2年生が、世田谷キャンパスで授業が行われるようになれば、総合教育を担当している教員の研究室も当然世田谷キャンパスに置かれることになるので問題は解消する。残された問題は客員教授への研究室の提供と「自習室」の拡充である。経済学研究科では客員教授は専任教員と同様に修士課程、博士課程の学生を指導しており、客員教授への研究室の提供は、速やかに解決しなければならない問題である。

6.1.4 経営学研究科

経営学研究科では実験実習はなく、教室での研究が主な研究活動である。教室は主に8号館

を利用しているが、平成15(2003)年夏にこの8号館に耐震補強工事が施された。

6.1.5 スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科の施設・設備に必要な講義室、実験実習教室・面積や情報処理室等は十分に満たしている。しかし、これらの多くは学部教育施設・設備の併用である。図書館に関しては研究科専用の分室がないことや図書内容が十分とは云えない。そのため、使用の調整が大変困難な場合があり、学部教育に負担をかけている。施設・設備の未整備、図書室の狭さと図書内容の未整備は教員、院生の教育研究活動に支障をきたしている。

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底については、実験に対する人と動物に関する、倫理規程の制定と常設の倫理委員会が設けられている事は評価できる。また、施設・設備および図書館の学部との併用は学部学生との一貫教育の面からは評価できる。

以上の点を踏まえて、今後の教育研究の一層の発展に備えた、研究科独自の施設・設備および図書館の充実と整備を望む。

6.1.6 工学研究科

工学研究科の教員組織は、大部分が工学部と同じであることから、工学部の施設・設備及び情報インフラの項を参照して頂きたい。この中で教員は研究費等の受け入れにより、外部からの資金の導入を積極的に行い、施設・設備の充実に努力していることがわかる。しかしながら、最近の学術研究振興資金、私大研究設備および私大研究装置、特別機器備品の取得状況を参照すると、残念ながら獲得件数がそれほど多くない。一方ハイテク・リサーチ・センターのような研究科横断的な新しい研究に対しては、文部科学省からの補助も取得し研究が行われている。なお、教員に対しては、海外研究員制度があり、半年間および、1年間の海外研修の機会を与え今後の研究活動の活性化の機会を与えられている。

文部科学省科学研究費の申請数は増加したが、学術研究振興資金、私大研究設備および私大研究装置、特別機器備品の実際の取得状況は少なく、十分とは言えず、積極的な申請活動が必要である。しかも、これらには部分的助成が多く、残り部分については、工学部、工学研究科予算の中から捻出する必要があり、潤沢とは言えないのが現状である。このような問題から本研究科の予算改善も必要である。

一方、学内支給の研究費は、私学の中でも平均的なレベルにあるものと思われる。研究設備についても、さまざまな資金導入も含め、研究の維持に必要な設備は整えられる状況にある。しかし、特に、研究スペースや実験室スペースについては、1研究室あたり10名以上の学部4年次生に加え、大学院在籍者の収容を考えるとき、多くの研究室では工作機械や高電圧、大電力、電波、レーザなどを扱う上で、安全で快適な研究環境にあるとはいえない状況にある。

6.1.7 法学研究科

法学研究科教員のための施設・設備は特に用意されていない（兼任なので法学部で用意している)。また本研究科委員長室がないのは問題であろう。非常勤教員のためには、各研究科共通の教員室が用意されている。

学生用には、授業用の教室のほか、修士課程、博士課程それぞれに共同研究室が設けられており、各自に鍵付きのロッカーが用意されている。講義、演習、自習についての施設は、5、7、8号館を使用しているものの、曜日によっては足りないときがあり、狭い教員研究室で行わざるを得ない場合もあり、多少不足気味である。学生の研究机も1人1個というわけでないので専用として使用できない。学生用には専用机を備える必要があるが、ロッカーのみは専用となるよう数を揃えている。パソコンについては、4研究科で10台と不足しており、増加が望まれる。施設・設備に関していえば、現状では改善の余地がある。

今後は学生の共同研究室を拡充することが先決であろう。学生に快適な勉学の環境を与えなければ、大学間競争には勝てない。応募者は激減するであろう。

なお、食堂については、教職員食堂が完成したにもかかわらず、大学院学生にはその利用を認めていない。しかし、社会人大学院生も多数存在しており、学部卒の院生にも、社会人としての自覚を持たせるために、利用を認めるべきである。

6.1.8 総合知的財産法学研究科

講義室には、大教室において、講義収録のための施設整備が行われている。

大学院生の研究室（自習室）については終日開放するとともに、専用机、プリンター、パソコン等を整備し、学生の自己研究の拠点として十分活用し得るように配慮されている。社会人のために、資料室の利用を通じて自学・自習及び研究情報の公開・交流を促進するために、判例や文献検索については、コンピューターを利用した検索ができるようにした。

自習室備え付け図書については、内外の知的財産関連文献を揃えている。

6.1.9 人文科学研究科

大学院学生用の施設として、博士・修士課程用の自習室（共同研究室）が存在し、研究用図書・雑誌、ロッカー、コンピュータも設置されている。コンピュータは13台設置され、プリンタも3台ある。しかし十分に利用されているとはいいかねる状況である。

その理由は多様であろうが、その1つに研究用図書･雑誌の少なさと偏在がある。設置されてまもない研究科に較べ、40年を経た学部の専攻が管理する図書では開きがあり、大学院学生が学部の部屋の方が使用しやすいと考えていると思われる。さらに机の配置なども使いにくい原因であるという指摘もある。

その他大学院学生の要望が多いものに、人文科学研究科独自のコピー機設置がある。これ

は10号館で授業を行うときにとくに感じられることであるが、学部の授業とぶつかり、授業用の資料をコピーするのに順番待ちをし、授業開始時間が遅れることが少なからずある。学部教育を円滑に運営するためにも、人文科学研究科独自のコピー設置は必要なことと思われる。

大学院学生にとって使いやすい施設・設備にしていくためには、教員組織と学生との間に協議機関を設置することが必要に思われる。

6.1.10 グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は、鶴川キャンパスに設置されている21世紀アジア学部、アジア・日本研究センター、イラク古代文化研究所の3つを母体に、平成18(2006)年4月に鶴川キャンパスに開設された。本研究科の講義・演習等は、母体である21世紀アジア学部（30号館）の教室・研究室を使用し、イラク古代文化研究所が設置されている12号館2階に自習室4部屋、事務室1部屋を利用している。また、世田谷・梅ヶ丘キャンパスのイラク古代文化研究所の研究施設である、地域文化交流センターの施設も授業等に使用予定であるが、平成19(2007)年度以後となる。

また、国際日本語教育分野における国際日本語教育実習等を、キルギス国立ビシュケク人文大学で行うため、ビシュケク人文大学より3部屋を30年を上限として無償で提供されることとなった。

現在の設備等は以下である。

・鶴川キャンパス12号館（206教室）、ビシュケク人文大学サテライト教室にそれぞれテレビ講義機材一式を設置
・ビシュケク人文大学サテライト教室にパソコン10台を設置
・文化遺産学実習用機器一式を設置（世田谷・梅ヶ丘キャンパスの地域文化交流センター）
・院生用パソコン7台、プリンター1台を、12号館自習室に設置
・授業用パソコン34台、プリンター2台を、12号館自習室に準備
・1,000万円分の図書等を購入し、鶴川図書館、12号館の自習室にそれぞれ設置
（平成17年度）
・学生の勉学スペースとして、自習室に机、椅子、ロッカーを設置。各自1式分を確保。

学生・教職員にとって、事務室、自習室がある12号館と、掲示板があり、授業を行っている30号館が離れているため、移動に時間がかかり不便が生じている。なお、自習室のスペースや教室数に余裕がないこと、また12号館の事務室・自習室の天井が低いため窮屈であるなどの問題がある。

開設間もないため、ビシュケク人文大学サテライト教室における図書・学術資料等が少ないなど、施設設備が充分整っているとは言えないが、今後充実を図っていく予定である。

平成20(2008)年4月に、政経学部、法学部、文学部の1、2年生が世田谷キャンパスに移動することにともない、30号館（21世紀アジア学部）に隣接する建物をグローバルアジア研究棟（含む古代イラク文化研究所、アジア・日本研究センター）として、機能的な施設・設備とな

るよう検討していきたい。

なお、平成19年度から始まるビジネスコミュニケーション分野におけるビジネスコミュニケーション実習等を、中国大連外国語大学サテライト教室で実施する予定である。その施設設備として、大連外国語大学サテライト教室に、パソコン32台、テレビ講義機材一式を設置予定である。

グローバルアジア研究科は、平成18(2006)年4月に開設して間もないため、今後、学生にアンケート等を実施し、学生の意見を反映させ、満足度の高い充実した施設、設備を検討していきたい。

図書、学術資料等は、平成18年度予算を有効に活用し、鶴川キャンパス、サテライト教室において、さらに充実させる予定である。また、イラク古代文化研究所の図書などを研究科でも有効利用できるように関係組織と連携を進めていきたい。

維持・管理体制は大学院科が行っているが、専任職員一人体制のため充分とはいえない。今後、施設・設備を有効に活用する面でも、職員の増員を求めていく必要があるだろう。

6.2 情報インフラ

6.2.1 図書館

図書館利用については学部、大学院共通である。大学の部 8. 図書館及び図書･電子媒体等を参照されたい。

6.2.2 政治学研究科

図書館において高度な検索システムやBritish Libraryの雑誌文献等の検索、取り寄せができるようになっている。しかし、様々な情報インフラが十分に使いこなされているとはいえない。

今後、こうした施設等を使いこなすよう働きかけることが重要であろうと思われる。

6.2.3 経済学研究科

専任教員の研究室はパソコンが設置され、学内LANで結ばれている。ただし大学院生に対しては、利用できるパソコンは学生規模に比べて、極めて少ない。

また客員教授、非常勤教員ができるパソコンもとくに設置されていないのが現状である。

これら大学院院生、客員教授、非常勤教員に対するパソコン等の利用環境の改善は早急に必要である。

6.2.4 経営学研究科

図書館における利便性の高い検索システム（KISS）やBritish Libraryによるジャーナル等の検索、そしてそれらの取り寄せが利用できるようになっている。また、図書館及び8号館に設置されている大学院生用のパソコン・ルームでパソコンを自由に利用することができる。

しかし、情報インフラの整備状況はまだ十分とはいえない。ITの技術的進歩がスピーディであることもあり、その点での対応が今後とも重要になってくる。

6.2.5 スポーツ・システム研究科

研究教育のための学術資料は図書館を通して、検索、資料取り寄せ等の便宜が図られているため、年間7,000件の資料取り寄せ件数がある。一方、インターネット上からの学術資料取り寄せについても、学内ランを利用する場合は学校負担としている。検索、資料取り寄せ等は図書館員が行っており、専門性の高い資料の取り寄せに時間がかかるケースがみられる。一方、他研究施設からの資料取り寄せ時のコピー代金は自己負担で院生の負担が大きい。

現在のところ、国内外の他の大学院・大学図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備は行われていない。また今後は、多摩地域の大学院・大学および体育系大学との相互利用の条件整備が急がれる。

6.2.6 工学研究科

情報インフラに関する整備については、現状では大学院独自のものは特に有していない。

今後情報インフラを通して、情報の取得はもちろん、共同研究の成果、論文などの発表、特許や実用新案登録などの出願情報、学会での口頭発表に関する情報などを多角的に発信する必要があろう。また、新技術をシステマティックに取り扱う為に必要となる学科間、専攻間、研究科間の共同研究等の情報も情報インフラの整備によって相互発信をし、共有化してゆく必要がある。大学院研究活動における情報インフラは必要不可欠な事項である。特に研究環境整備のために情報インフラが必要である。現在、本研究科では、工学部で構築されているネットワークを利用しており、情報インフラは学部と共有する形となっている。大学院の情報インフラ整備にあたり、資金の導入や提供、設備、装置の使用依頼や提供、情報インフラに対するアイデアの相互交換、人的資源の派遣や受け入れなど今後の整備が待たれる。

本研究科の教員組織は、大部分が工学部と同じであることから、学部から大学院までの一貫した研究体制が整っていることは組織上の長所のひとつである。この反面、大学院研究を進める装置、備品などが、学部の研究によって使用できないという状況が回避できない。特に学部の授業にて使用する設備に関してはこの問題が大きく、大学院が先端的な研究を常に進めてゆくためにも、大学院独自の施設・設備を含めた研究体制を整えることが望まれる。情報インフラにおいても同様に、工学部との共有による情報の一本化という意味では有効で

あるが、今後は工学研究科独自の高度情報化に則して、本研究科独自の情報インフラ整備が望まれる。特に大学院に望まれる高度研究開発に応じた研究の高度情報化に則し、情報網を構築する高速専用線、光ファイバー、無線LAN等を構築した研究環境を含めた研究室レベルの高度情報化が必要であろう。

研究活動の場である研究室の面積は、特に工学部別棟（5号館）に研究室を持つ工学部の一部の教員の研究室は、増加する大学院生に対応できないほどに狭隘であり、改善が必要である。なお、工学的な研究が活性化すると、その結果生まれた成果は単に発表論文として公表するだけでなく、工業的に実用化し、知的所有権として登録して行く必要がある。成果の権利化に関しては、外部企業との協力関係も考慮しつつ、その権利取得のために援助、さらには権利化した知的財産の運用、管理はもとより、権利化技術の企業化もしくは産業界への貢献などが今後の検討課題の一つになる。また教員の個人的な資質を向上させるために、相互研修制度や外部機関への派遣も含めた研修制度の検討も必要であろう。研究の学際化、国際化が進展している状況であり、共同研究は今後ますます増加していくと思われる。本来、大学における共同研究は、組織の制約を越えて、教員の自由な意思に沿って実行されるべきものである。このような中で、大学院における情報化予算の拡充を行い、情報の基盤整備を早急に行う必要があろう。このような理由からも研究費の運用方法の検討や外部資金確保のためのサポート体制の検討を行っていく必要がある。

6.2.7 法学研究科

図書館に高度な検索システムが導入されており、大学院の新入生は4月開講時のオリエンテーションで図書館見学を行い、図書館職員から説明を受けている。また図書館に所蔵されていない文献も検索・取り寄せができるようになっており、図書館職員は誠実に親切に対応している。パソコン1人1台の時代であるから、院生各自がパソコンを使いこなしていくよう授業においても積極的に採用していくことが課題である。

6.2.8 総合知的財産法学研究科

講義録閲覧システムを活用するために、本研究科は、入学時に院生へ情報科学センターのメールアカウントの申請を義務づけている。本研究科の講義録閲覧システムは、現在情報科学センターのLMSジャンザバーにリンクされて稼働している。

自習室備え付けのパソコンは現在10台であるが、収容定員の40台に拡充することが強く望まれている。

7．社会貢献

7.1　政治学研究科

個々の教員は、国内外において独自に研究・調査を行い、その成果を学会や研究会等で発表している。また同時に、優れた研究者は講演等を行うなどの社会貢献を行っている。本研究科の専任教員は、すべて学部の教員を兼ねているため、教員個人による社会貢献については政経学部政治学科の項を参照されたい。

また、社会人や留学生を多く受け入れていることは、社会への貢献として評価できる。しかし、その点での貢献はあるものの、政治学研究科として公開講座を開くなどといった形での貢献はしているとはいえない。

本研究科において、地域社会及び生涯教育への貢献など、何らかの形で組織的に社会貢献を行うことは考えられてもよいと思われる。また、個々の教員の社会的貢献をより高く評価するような仕組みをつくる必要がある。

7.2　経済学研究科

経済学研究科では、社会人の受け入れ、留学生の受け入れを通じて、社会貢献を行っている。

また各教員は論文発表、報告、講演などを通じて、研究成果を社会に還元している。また政府関連の公共団体の活動への協力を通じて、社会貢献を行っている。

ただし経済学研究科全体としての社会貢献の取り組みは、これまで消極的であったと言わざるを得ない。それを打開する一環として、広く社会に公開する形態で博士号取得者の発表会を行うことを計画している。

7.3　経営学研究科

教員の研究業績にみられるごとく､経営学研究科の教員の全員が論文等の研究業績を著し、多くの教員が国内外の学会等で研究発表を行っている。

7.4　スポーツ・システム研究科

社会地域との連携を通して培う研究成果の普及として、平成14(2002)年からウエルネスセンター構想を多摩地域と連携し、高齢者の健康増進のためのプログラムの研究・開発・普及を行っている。さらに平成15(2003)年からは多摩市医師会、各民間病院、企業等とも連携して、地域社会の抱える問題を総合的に調査研究する機関の設置、とくに生涯スポーツの振興

と地域の健康寿命の増進に寄与する事業拠点の設置し､「多摩市における産官学連携による健康な地域づくりに向けての取り組み」をスタートさせている。

また、地域や社会に対し様々な種目の公開講座の開設、本研究科教員による学術シンポジウム等の開催など、生涯スポーツ・健康増進等に関する本研究科の教育研究成果を広く地域社会に還元している。さらに、工学研究科と本研究科教員により、高齢者スポーツや健康維持増進活動の研究（ハイテク・リサーチセンター）にも着手し、特色のある異分野間の総合研究の典型として注目されるとともに、文部科学省の研究助成を受けている。

今後は、地域社会に対し「開かれた大学」として、各種スポーツ教室や指導者養成講座の開設と質の向上をより一層積極的に進めていく。また地域住民を対象とする学長杯など各種スポーツ大会の開催および本学部教員による救急時の処置法および応急処置等の講習会開催により、地域への積極的な貢献が必要と考える。

7.5　工学研究科

研究成果の社会への還元については、一般の社会人を対象とする教育活動として他学部・他研究科と共同で公開講座を毎年数回開催している。本学は世田谷区の中心にあり、都心に近いという利点があることから多数の参加を得ている。

平成15(2003)年度より文部科学省の補助金を得て、スポーツ・システム研究科と共同で高齢者健康増進支援システムに関する研究を推進するハイテク・リサーチ・センターを本研究科付属の研究組織として発足させた。この活動の一環として地域の医療機関、高齢者介護施設と協力して研究活動を行い、地域の医療活動、介護活動に貢献するとともに、成果を講座、展示などで地域に還元している。

本学の所在地が世田谷区役所に隣接して世田谷区の中心にあることから、地域活動として世田谷区と協力したものが多い。世田谷区には世田谷区民の有するノウハウおよび商工業の技術シーズと区内の大学の保有する技術や知恵、学生の活力、アイデアと感性を結びつけた新たな産学公連携組織として「せたがやスタンダードネットワーク」を作り上げる構想があり、本学は大学側の重要なメンバーとして参画している。

世田谷区産業フェアにおいては区内の工業団体、企業による製品展示、商業団体、農業団体による出展などが行われているが、本学からは教育研究活動の成果としてSAEフォーミュラカー、人力ヘリコプタ、ハイテク・リサーチ・センターの研究成果などの展示、ガーデニングに使える土の提供などを行っている。

他大学、他機関との共同研究先としては東京大学、東北大学、豊橋技術科学大学、福井大学、群馬大学、長崎大学、佐賀大学、弘前大学、熊本県立大学、早稲田大学、日本大学、神奈川大学、神奈川工科大学、関東学院大学、東京工芸大学、ダルムシュタット工科大学、ウイーン大学、ウプサラ大学、(独)産業技術総合研究所、(独)物質・材料研究機構、(独)交通安全環境研究所などがあり、各教員単位で共同研究を行っている。

企業との連携としては、自動車関連企業など多数の企業と各教員の間で共同研究を行っており、年間300～1,000万円の奨学寄附金あるいは受託研究費を受け入れている。

他の社会活動、学会活動、委員会活動としては、国土交通省、文部科学省、東京都環境局、東京商工会議所、町田市、世田谷区、各種社団法人、学会組織の委員やアドバイザとして多くの教員が活動している。

7.6　法学研究科

研究成果の社会貢献は、各個人研究による貢献が主なもので、他に学部教員と兼任するかたちで、生涯学習センターでの市民向け講座を担当している。大学院が社会に貢献する道は、研究・教育活動に邁進することに尽きるといってよいであろう。社会人学生の増加はその一端を担っているということができよう。また優れた学生を世に送り出すことこそ社会貢献といえるであろう。

7.7　総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科主催のシンポジウムとして「知的財産権保障の将来＝知的財産権で企業と消費者を守る」を開催した。不正商品をめぐる警察庁の取り組みについて、警察庁生活環境課から講師を招請し、また映像著作権に関わる海賊版対策については不正商品対策協議会から講師を招請して捜査機関その他の活動の実際について貴重な研究会を持つことができた。このシンポジウムは市民･研究者へ開かれた啓発的なものとして位置づけられ、HP上でも広報活動がなされ有意義に行われたと考えられる。

生涯学習センターが行った知的財産に関する法律連続講座においては、本研究科教員がコーディネーターとして参画している。なおこの連続講演の成果は、国士舘大学アカデミア叢書の7巻として成文堂から刊行されることとなっている。

研究科委員会は、本研究科の教育研究活動の全般にわたりその内容を広く社会に周知し、教育活動の透明性を高め、社会の理解と協力を得るとともに、教育水準の一層の向上を図る観点から、①自らの教育研究活動の点検・評価の実施と評価結果の公表、②授業改善のファカルティ・ディベロップメントの報告、③カリキュラム、入学試験の実施内容その他についての情報を提供するため、インターネット上にホームページを開設した。

インターネット上の情報提供項目としては、次のものとした。現在、授業評価をのぞいてすべての項目を掲載している。

・研究科委員長の挨拶
・設置の目的・趣旨
・人材の育成
・カリキュラムの特徴
・科目の紹介
・履修モデル
・教育スタッフ

・入試概要
・授業料・奨学金
・問い合わせ
・授業評価

7.8　人文科学研究科

大学が地域・社会に貢献する必要があることはいうまでもない。しかし、人文科学研究科の場合、その社会貢献は教員各自の研究と実践活動にまかされているというのが現状である。また、組織としての活動も、たとえば学部の地理・環境専攻が行っている高校教員を対象とした公開講座も、学部専攻として行っており、研究科としての活動ではない。学部に基礎を置く研究科としては、どこまで組織としての社会貢献活動が可能であるのかを研究していく必要があろう。そして研究科独自の公開講座などできるところから活動を開始しなければならない。

7.9　グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は、21世紀アジア学部、イラク古代文化研究所、アジア・日本研究センターという3機関の連携で成り立っており、それぞれの特色を生かした協力関係に基づいて教育・研究の成果を広く社会的に還元している。

平成18(2006)年度は、本研究科とアジア・日本研究センターの共催で2つの国際シンポジウムを開催し、大きな反響を得た。7月16日には「共生と発展 ── 21世紀アジアが目指すパラダイム」と題し、鶴川キャンパスにおいて「グローバルアジア研究科開設記念シンポジウム」を開催した。キルギス共和国副首相のボルジュロワ氏と建築家の黒川紀章氏による基調講演に引き続き、本研究科の教員によるパネルディスカッションを行った。7月17日には独立行政法人日本学生支援機構との共催で「『留学』が世界にもたらすもの ── 関係性、アイデンティティ、共生」と題する記念シンポジウムを東京国際交流館において開催した。ボルジュロワ氏と上智大学教授の村井吉敬氏による基調講演に引き続き、本研究科教員が中心となってパネルディスカッションを行った。以上の成果はアジア・日本研究センターのホームページで公開するとともにその一部が出版されることになっている。

個々の教員は各自の分野で出版、講演等を行うなどの社会貢献を行っている。本研究科の専任教員はすべて上記3機関の教員を兼ねているため、詳細についてはそれぞれの機関の項を参照されたい。

開設初年度であり、社会貢献について全般的な評価付けを行う段階ではない。平成18年度は、2つの国際シンポジウムを組織するという機会に恵まれたが、今後持続できるかどうかは未知数である。この点において、イラク古代文化研究所とアジア・日本研究センターとの連携は大きな利点として今後とも活用していきたい。また、学生や地域住民の声に耳を傾けな

がら、特色ある貢献のできる機関として発展していくための、絶え間ない自己改革を行っていくべきである。

本研究科は今後とも活発に、更に多様な形態の社会貢献が行えるものと期待できる。アジアとの国際的な協力関係をさらに推進させていくことはもとより、公開講座などを通じ、地域住民に対するサービスの可能性についても考えていくことが望ましいであろう。今のところ研究科独自の媒体をもっていないので、紀要発行やホームページを通じた情報公開を積極的に推進していきたい。また、「新しいグローバルなコミュニケーション」を尊重するという本研究科の特色を生かしながら、広くアジア社会に対する多様な協力関係のあり方について模索していきたい。そのため、海外サテライト校のさらなる拡充と施設・組織面の充実が求められる。

8. 学生生活への配慮

8.1 学生相談等

大学を卒業後、大学院へ進学する学生への経済的支援として各種奨学金がある。また、間接的ではあるが、大学が厳選した安全で学業に影響の少ないアルバイトの紹介、不動産業者等の間に大学が入り相場より安価かつ安心なアパートの紹介がある。

○奨学金

奨学金は、大別すると大学独自の奨学金と学外の奨学金があり、卒業後返還の必要のない給付と返還の必要な貸与がある。貸与には無利子と有利子の2種類がある。大学独自の奨学金の主なものは学納金を減免する学業優秀奨学生がある。学外奨学金の主なものは独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金があり、都道府県・市町村の地方公共団体や財団、企業が行う奨学金もある。

○学内奨学金

学内奨学金の学業優秀奨学生は学生の経済支援策として年度予算化されており、国士舘大学奨学生規程に基づき運営されている。平成18(2006)年度は学業優秀奨学生15名が採用決定された。学内奨学金はあくまで年度予算内での運用であるため、採用人数枠を越えた採用はきわめて難しいのが現状である。

大学院生に対しても、更なる学内奨学金制度の充実が望まれる。そのためには、奨学生予算の増加はもちろんであるが、新たな原資による新規奨学金制度の設立が必要であり、現在その方策を模索中である。

○学外奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）

独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金に対して大学院生の平成18(2006)年度応募者は約40名で全員採用になっている。奨学生数は前年度比で11%減、人数で10名減の約80名となった。

当該支援機構の奨学金申込については、大学主催の申込説明会を通じ、学生本人に支援機構のウェブサイト（イクシス）を用いて、申込手続きをするよう指導している。

一昨年においては学内インターネット端末使用のためのパスワード交付の遅れから、学生本人による申込入力が遅くなり、締め切りに間に合わないなどの支障をきたしたが、現在では新入生に対してのパスワード交付が入学時に行われるようになり、申込手続きの遅れは改善された。

また、貸与を受けるにあたっては必ず返還義務が伴うため、学生本人の自覚が必要とされる。特にこの数年支援機構においても返還金滞納者が増加しており、問題になっている。

大学としては、この問題に対し、返還説明会を通じて返還金は新たな奨学金（貸与金）になり、救済の連鎖となることを説明し、卒業後は返還義務を怠らないよう指導している。

○アルバイトの紹介

学生への間接的経済支援として、アルバイトの紹介を実施している。安全で学業に影響の少ないアルバイトの紹介を目指し、職種等業務内容について次のような制限を設け求人受付の段階で選別している。プレス、ボール盤作業、危険物の取扱い、自動車の運転、ガラス拭き等高所での危険を伴う作業、また、人体に有害な農薬、劇薬等を扱う作業、労働争議に介入するおそれのあるものや、営利職業斡旋者への仲介斡旋等、法令に違反するおそれの高いもの、女子の住み込みや深夜作業等、教育的に好ましくないもの、特に労働条件（賃金、場所、期間）の明確でないものは絶対に受付は行わないようにしている。なお、アルバイト求人の受付はキャンパスごとに実施しており、学生への周知はアルバイト専用掲示板を通じて実施しており、質問に対する説明は随時行っている。それに対し、学生の応募は年々減少している。アルバイト情報はインターネット上多数のウェブサイトで供給されており、携帯電話サイトでも情報収集ができる環境になっていることが原因と考えられる。

近年、学生のアルバイトに対する目的は大きく変容しており、経済的困窮による修学費の不足を補うことより、課外における娯楽等（旅行、趣味、資格取得等）の費用を得ることが主目的となってきている。アルバイトを行う学生の問題点はやはり、学業との両立であろう。アルバイト時間に合わせた履修登録、短期間に高額な収入を得るため深夜にわたる作業を行うことで、授業を休みがちになるなど、アルバイト優先の生活リズムになることである。また、アルバイト先での交友関係のトラブルや収入のみを追い求め、無理をすることで健康を損なうことが多く、結果的に大学から遠ざかる原因となっている。

今後は、大学が行うアルバイト紹介においてもインターネットを活用した情報提供に移行していくと考えられるため業務（仕事）内容の質を保ちつつ、独自のウェブサイトによる情報提供システムの導入を検討中である。

○アパート紹介

アパートの紹介は時期的には12月～3月の間に集中している。物件としては大学周辺及び小田急線沿線、京王線、世田谷線沿線がほとんどで、通学に便利な好条件のものを選択して紹介している。これらの物件は地元家主及び大学近隣の不動産会社管理のものが主で、大学が窓口となり、学生の経済的負担が少なくてすむよう施設、設備、家賃等入居条件の交渉を行っている。世田谷キャンパス、鶴川キャンパスでの紹介方法は、家主等から依頼のあった物件の間取り図等、データファイルの閲覧と希望物件の視察である。なお、ファイルの閲覧を学生・厚生課内で行っているので、十分な閲覧スペースが取れず、入居希望者が集中する時期には混雑し、サービスの低下となっている。

今日の学生のニーズはキッチン、バス、トイレ、エアコン、場合によってはインターネットの使える設備等完備のアパートやマンションで、大学近郊より都心に近く、かつ駅に近く、コンビニエンスストア等利用できる生活環境の便利なことを優先する傾向がある。そのため、家賃が高額になり、頭の痛い現実となっている。

今後のアパート紹介における展望は、家主会、地元不動産会社との連携の継続であり、新たなアパート情報管理システムの構築である。インターネットが普及した今日、遠隔地の学生・保護者等に対するサービス向上のため、ウェブサイトを利用した情報提供システムの導

入を検討中である。

学校法人国士舘では、セクシュアル・ハラスメントを防止し、学生・生徒・教職員等一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心できる就学就労環境を築くために「国士舘におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を平成12(2000)年から施行しており、セクハラを受けた個人救済のために「国士舘セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」を設置している。また、部局等にセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するための相談窓口を設け、当該問題の解決に必要な援助及び情報の提供等行っている。

学生・厚生課では、冊子『キャンパスガイド2006』をはじめ、全学向けにリーフレット『セクシュアル・ハラスメント防止のための相談ガイド』やWebサイト、オリエンテーション等での広報および講演会等の催し物を通して、啓発・防止活動を実施している。

多様な学生が増えている昨今、すべての学生・生徒および教職員等が個人として尊重され、快適な教育・研究・職場環境の中で生活できるようにするためには、セクシュアル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの対応策も早急に構築しなければならない。

健康管理室については、大学院も大学と同様に対応している。そのため、既に大学の「8・2」に記載済みであり、重複するため省略する。

8.2 就職指導等

大学院生に対しても、学部生と同様に就職支援や就職相談を対応している（大学の学生生活への配慮を参照)。

9. 管理運営

9.1 政治学研究科

政治学研究科の管理運営は、研究科委員会を中心として行われている。委員会はほぼ毎月開催され、重要案件はこの委員会において決定される。また、毎回、前回の議事録が確認される。現在のところ管理運営はスムーズに行われており、大きな問題は発生していない。

研究科委員長の任期は2年であり、前年度の2月に委員会構成員の互選によって選出される。選挙は選挙管理委員を選出し、選挙管理委員の指導のもと無記名投票によって行われる。委員長は、補佐役として研究科主任を任命する。

本研究科は、教育課程の編成においても自主決定権を有している。また教員人事に関しても、自主的に決定することができる。勿論、政経学部にその基礎を有しているので、専任教員人事に関しては、政経学部政治学科との調整が必要となる。しかし、これまでのところ大きな問題は発生していない。

今日まで、本研究科の管理運営の面で大きな問題は生じていない。研究科委員長は、本研究科委員によって独自に選出され、他大学にあるように学部長が兼務するものではない。その点において、大学院の自主性を発揮しうる環境となっている。このように管理運営に関して現状に特に問題はなく、従って、将来の改善・改革に向けた方策は検討されていない。

9.2 経済学研究科

経済学研究科の運営は経済学研究科委員会を中心に行われている。専任教員で構成される経済学研究科委員会は、経済学研究科委員長を互選で選出する。研究科委員長の任期は2年間である。また研究科委員長が研究科主任を指名する。

研究科委員会は原則的に毎月一回開催されている。この研究科委員会で、審議、決定が行われる。

さらに博士課程担当専任教員から構成される博士課程委員会があり、経済学研究科博士課程の運営を行っている。

経済学研究科の運営は経済学研究科委員会っているが、あくまで「委員会」であるため、その責任に対して権限は限られてものであり、研究科の運営する上で障害がある。このためには学部と大学院の責任と権限を明確にする必要がある。

9.3 経営学研究科

本研究科の長は、経営学研究科委員長という職名で呼ばれている。その任期は2年であり、研究科委員を選挙人とした投票によって委員長が選出されている。選挙で過半数以上の得票を得た者が、学長から辞令を受け任じられている。

9.4 スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科の教育課程、教員人事をはじめとする研究科委員会の権限は、国士舘大学学則に基づいて行われている。研究科委員会の具体的審議内容は、本研究科委員会に関する内規によって定められている。教育課程の改変は、すべて研究科委員会の議決に基づいて理事会の承認をもって成立する。教員の人事は、本研究科内規に基づいて、定められた本研究科の規定にしたがって決定される。学則、研究科委員会規定、本研究科内規により、研究科委員会の運営活動は、おおむね適切に行われている。

研究科委員会と学部教授会との関係は研究科委員会のメンバー全員が学部教授会構成メンバーであることから、良好な関係を保っている。また、教員の多様な意見を採り入れ、意見決定の能率化を図るという点において、良好に機能していると云える。

研究科委員長選出は、選出規定により正常に行われている事から、適切である。研究科委員会の運営、権限は現状では、法人からの人事介入や正式な手続きを経ない人事等の案件は生じておらず、また機構としても確立しており、妥当と考えている。

大学院の学則規定を始めとする関係規則は政治研究科、経済研究科設置時に作られたものが多く、現在の設置基準との整合性が無いものや、現状に合わないものがあり抜本的な改定を望む。

本研究科の職員は、専任職員1名のみで、事務量として無理があるので増員を望む。

9.5 工学研究科

工学本研究科の管理運営は、大学院学則27条に基づく審議等は現時点では兼務を発令された専任教員から構成される本研究科委員会が行い、事務的作業等は大学院事務室が行うことによってなされている。ただし、学部における技術職員の制度は本研究科にはなく、研究活動ならびに実験室運営、特に研究室を横断した実験室の管理・運営を技術的に補助する技術職員制度が必要である。

研究科委員会は定期的に学部教授会と同一日に開催（毎月1回）されている。また、これに先立ち各専攻から選出された専攻主任による専攻主任会も学部主任会と連動して定期的に開催（毎月1回）される。これによって学部との横断的検討事項に係わる学部各学科および学部教授会との相関性・協力性・円滑性が図られている。

なお、研究科委員長の選任手続きは「工学研究科委員長候補者選出に関する内規」に基づいてなされる。すなわち、構成員過半数の参加によって成立する委員長選挙に関する研究科委員会において単記無記名投票が行われ、有効投票教の過半数を獲得した教授が委員長候補者として選出され、法人からの発令を受ける。

学部各学科および学部教授会との関係は良好であり、委員長選出も適正であるので管理運営は適切に行われていると判断される。管理・運営に関する重大な問題点が提起されたことはなく、また、改善・改革といった観点からは検討されていない。

9.6 法学研究科

法学研究科に法学研究科委員会が置かれている(国士舘大学大学院学則第25条)。法学研究科委員会の審議事項は次の通りである（同第27条)。

（1）教授及び研究に関する事項
（2）学位の授与に関する事項
（3）学科・課程に関する事項
（4）学生の入学、退学、再入学、休学、復学、転学、除籍、復籍、修了及び賞罰に関する事項
（5）教員の人事に関する事項
（6）その他研究科に関する重要事項

本研究科委員会は、法学研究科委員（専任教員）を以て組織され、法学研究科委員長が招集し、議長となる(同第25条、26条)。毎月1回、法学部教授会の開催される翌週の火曜日に、法学研究科委員長によって招集され、各種の報告と必要事項の審議を行っている。開催通知は、1週間以上前に各教員にパソコンのメールで配信される。議事録は、文書化されたものが、次回委員会で配付され、議事録の確認が行われる。

本研究科の管理・運営に関する重要事項はすべて法学研究科委員会の審議を経て決定されており、研究科の自治は保障されている。しかし学部が母体であり、人事の面では学部に依存している。今後は、大学院専任教員の採用が検討課題となるので、それへの対処が必要となる。なお、学長、副学長、研究科委員長、学部長等から成る教学合同会議が設けられ、大学院や学部等での審議事項が全学的に調整されている。

研究科委員長は、法学研究科委員会構成員のうち教授から互選され、その任期は2年である。委員長の選出は、委員3名による選挙管理委員会によって筆記無記名投票で行われ、その手続は「法学研究科委員長候補者選出に関する内規」である選挙規程により厳正に選出される。再任を妨げない。

9.7 総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科の管理運営は、本研究科委員会が行い、事務的作業は教務部大学院課が行うことによってなされている。研究科委員会は定期的にほぼ毎月一回開催されている。研究科委員長は研究科委員構成員の互選によることとなっている。委員長は補佐役として研究科主任を任命する。

本研究科は、教育課程の編成、教員人事に関して自主的に決定する権利を有している。専任教員人事に関しては法学部に基礎を有しているので法学部との調整が必要となることは言を俟たない。しかしこれまでの所大きな問題は生じていない。

9.8 人文科学研究科

人文科学研究科では、研究科委員会のほかに幹事会を設置している。この幹事会は、日本史学（含む考古学)、東洋史学、日本文学、東洋文学、地理・地域論、教育思想・教育史、青少年教育問題・心理学の各研究分野の幹事7名と、委員長・研究科主任の9名で構成される。その主要な任務は、研究科の教育・研究に関する事項を、委員会に先立って検討することである。この幹事会により、研究科の運営は円滑に行われている。

また、教員の任免などについては、「国士舘大学人文科学研究科担当教員の資格審査に関する内規」（平成15(2003)年6月委員会承認）に基づき、教員資格審査委員会の議を経て委員会で決定しており、正常に運営されている。

研究科委員長は、「人文科学研究科委員長候補者選出に関する内規」（平成15年1月委員会承認）に基づき、正常な選挙によって選出されている。なお、研究科委員会と学部教授会との関係も正常である。

研究科委員長の部屋が存在せず、実務運営上に支障が生じている。改善されなければならない課題である。

9.9 グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の管理運営体制として、グローバルアジア研究科委員会が国士舘大学大学院学則第25条（研究科委員会）に基づき構成されている。本研究科は、21世紀アジア学部、イラク古代文化研究所、アジア・日本研究センターの3組織が基盤となって作られているため、それぞれの組織に専任として属している教員の中から、大学院の授業、運営に係わっている教員が委員として委嘱されている。

研究科委員29名の中には、それぞれの関わりに応じて、修士課程委員22名と、博士課程委員18名がおり、そのうちの12名は修士と博士の兼任となっている。

研究科委員会は4月、7月、10月、1月の3カ月に1回を定例として開催している他、間の5月、6月、9月、11月、12月、2月、3月に修士課程委員会を定例として設けている。また、必要に応じて、臨時研究科委員会、修士課程委員会を研究科委員会として開催する事もある。現在、博士課程委員会は必要に応じて開催している。

研究科委員会の中には運営を円滑に行うために運営委員会が設けられている。運営委員会の委員は研究科委員長、副委員長、主任、修士課程主任、博士課程主任、各分野主任、運営庶務担当で構成されており、運営委員会は、研究科委員会開催の前、もしくは必要に応じて随時行っている。また、研究科委員会の中には分野毎の分野委員会も設けており、必要に応じて開催されている。

その他、本研究科の学生には実習を含む海外授業が科せられているため、その安全面にも配慮して、海外授業運営委員会が設けられている。また、実際の授業運営に関しては海外授業実施委員会も設けられており、必要に応じて開催されている。また、必要に応じて、研究科委員会の下部組織として委員会を設けるなどの体制にあり、人事選考委員会、就職委員会

等が研究科委員会の承認の元構成されている。なお、現在運営委員会がFD委員会を兼ねているが、今後速やかに機能を分け、FD委員会を改めて設置する予定である。

研究科委員会は、関係学部である21世紀アジア学部の学部教授会、イラク古代文化研究所所員会、アジア日本研究センター運営委員会とは協力関係にはあるものの、独立性を保っている。これは、本研究科が3組織を基盤としているためでもあり、構成員が異なる上に、独自性を持つためでもある。なお、人事面において、たとえ大学院で必要な人材であっても、所属は基本的に学部や研究所となるため、裁量権を決める上で、困難が生じる場合がある。一方、3つの組織が基盤となっているため、他の面では運営上の支障の解消を図れるなどの利点があり、今後もさらに3組織との良好な関係が必要である。

研究科委員長の選任手続きに関しては、設置申請時に文部科学省から審査対象となっているため、母体となる3機関の代表者で構成された設置準備協議会において推薦された候補者について、3機関の教授会の議を経て、通常の学内手続に準じて決定された。今後の選任手続きに関しては、国士舘大学大学院規程に準じて、当該研究科を担当する専任教員の中から選出する予定である。主任の選任は、規程上、研究科委員長の推薦となっており、副委員長、分野主任等も委員長の推薦で研究科委員会で承認という手続をとっている。選任方法の詳細については、内規等を今後定める予定となっている。

10. 事務組織

本学には大学院の全般的事務を処理する事務組織として教務部大学院課が設置されている。大学院の充実・発展を目的とした様々な事業の企画や立案は、各研究科の教員と大学院課が協力し、行っている。

大学院課における具体的な業務内容としては、大学院案内や募集要項の編集、入学試験の運営・実施、大学院学生のための便覧の編集、カリキュラム・授業内容の調整などがある。なかでも志願者獲得において重要な役割を果たす大学院案内のパンフレット作成、インターネットを活用した入試情報の提供、新聞・雑誌等における広報については、大学院課が企画制作を行っている。

また、大学院課は、学生のみならず学外からの様々な問い合わせに対応する窓口となっている。大学院に関わる内容について明確に回答出来るよう客観的資料の整備に務めている。具体的には、研究科・専攻の組織及び特色、研究科カリキュラムの特色、大学院教員組織、在学時及び修了時に取得可能な資格、奨学金制度、修士・博士論文及び各研究科紀要の保管整理等である。

さらに、研究科の改編、設置という企画に際しては、当該研究科及び当該基礎学部と学部学科等設置準備室との間でプラン及び設置準備を進め、大学院課は客観的資料を提供するサポート的位置を占めている。平成18(2006)年4月に開設した総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科及びスポーツ・システム研究科救急救命システム（1年コース）はこの事務局体制で設置を完了した。

新設研究科開設後の入試関係等の広報においては、当該研究科と大学院課が直接協議し、その上で広報専門業者の意見を採り入れ、限られた小限の価格で最大限の広報効果を狙った対策の構築に努めている。

以上の業務に関して、これまでのところ滞りなく相応の成果が達成されており、大学院の充実・発展に関わる事務局として適切に機能していると思われる。しかし、研究科の新設に伴い業務内容は拡大する傾向にあり、大学院の発展を支える企画・立案を積極的に行う事務局として機能するには、平成16(2004)年度に設置された「大学院の在り方検討委員会」がその答申で示した改編が必要と考えられる。すなわち、これまでの大学院事務業務内容を、大学教務部教務課、同入学課、同大学院課、各学部事務室間で分担し効率化を図るというものである。

大学院課における所掌する業務の一つに、各研究科に係る支出予算の申請業務がある。法人から示される当年度予算編成方針に基づき、上述した事業内容を効果的に推進するため、各研究科が立てた当該年度の教育研究計画に基づいて、事務組織である大学院課が、各研究科委員長及び研究科主任と調整を図りながら行っている。大学院に関わる予算は、主に募集・入試等に関する経費と各研究科の研究経費である。

各研究科の募集・入試等の事務に関わる予算編成・折衝については、大学院課が行っている。

一方、大学院における研究経費は、研究科が組織的に行う研究と教員が個人的に行う研究

に区分することができる。しかし本学の場合、大学院に属する専任教員の所属は、各研究科の基礎学部にあり、大学院各研究科独自の研究活動に配分される研究経費は極めて少ない。こうした状況から大学院各研究科は、研究経費として国からの補助金・助成金を獲得することが必要となってきている。こうした手続きをサポートする事務組織としては学術支援課があるが、今後大学院課との連携を強化する方向で進めることが必要である。

大学院の事務局体制は、平成16(2004)年4月に学長の諮問機関として設置された「大学院の在り方検討委員会」の同年12月の答申で、次のように述べられている。

「大学院をとりまく状況の変化の中で、大学院事務室は根本からその在り方の変革を検討する必要がある。本学大学院の全研究科は学部を基礎として開設され、学部教育と大学院教育は不可分の関係にあることから、現在の大学院事務を大学教務部の管理下に置き、大学院独自で行ってきた事務処理を、大学教務部との一元化を図って実施することが適当であると考える。」具体的には次の通りである。

①現在の大学院事務業務を、大学教務部及び各学部事務室に移管する。

②大学教務部（教務課、入学課）及び各学部事務室には、研究科担当の職員をそれぞれ配置し、大学教務部には大学院固有の業務を行う部署として、新たに「大学院課（仮称）」を設置する。これは本学大学院の各研究科がそれぞれの学部を基礎に開設されていることの特徴を生かした組織の改編である。これまでの大学院事務業務内容を、大学教務部教務課（研究科担当）、同入学課（研究科担当）、同大学院課（仮称）、各学部事務室（研究科担当）間で分担し効率化を図る。

③助成金・補助金を効率よく獲得するために複雑化している補助金システムや申請業務に精通し、各省庁等からの情報収集活動が行える職員を配置する。

④本学大学院の海外からの研究生の場合、大学院修士課程に入学することを前提として、1年又は半年の間在学し、日本語能力を磨き、大学院への入学要件を満たすことを主目的としている。こうした大学院留学生・外国人研究生の支援及び学生生活に密着したケアを目的とした各研究科担当職員を各学部事務室に配置する。

この答申を受ける形で実施された事務組織改編により、平成17(2005)年4月1日から、大学院事務業務の全てを担ってきた「大学院事務室」が廃止され、教務部大学院課に名称を変更して配置されている。この事務改編は、大学院の業務内容を各研究科の基礎学部等の関係箇所間で分担し効率化を図ることを目的としていたが、当該関係箇所に大学院事務担当者が配置されないことから、旧「大学院事務室」の業務を事務組織改編以前と変化することなく、そのまま大学院課が担当している。

平成18(2006)年4月に総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科が新設された。こうした研究科の増加に加えて、世田谷、多摩、鶴川の3キャンパスに大学院研究科があり、大学院生数は博士課程を含めると400人を超えるとともに外国人留学生も100人を超えていることから、大学院の在り方検討委員会答申の実現が望まれる。

11．自己点検・評価

11.1　政治学研究科

教員各自の業績は、学部付属の政経学会が毎年4回発行される冊子の中で公表している。政経学会による業績の公開は一定の意味を持つが、十分であるとはいえない。また、前回の自己点検・評価の結果も十分に生かされているとはいえない。

今回の自己点検・評価、あるいは上記の政経学会の調査をどう活用するかは今後考慮すべき課題である。また、第三者評価は未だ実施されておらず、今後どうすべきか考慮すべき課題である。

11.2　経済学研究科

各専任教員の研究活動、研究業績ついては政経学会の発行の「政経学会報」で年1回、1年間の業績を掲載している。ただしこれはあくまで自主申告であるために、すべての専任教員を網羅しているわけではない。

前回の自己点検・評価の結果が、経済学研究科においては十分に生かされているとは必ずしもいえない。

同時に、評価の対象を教員の研究活動、研究業績に限ることはあまりに狭く、現在の社会のニーズ、大学院生の希望を反映したものにはならない。評価の対象は教員の研究活動、研究業績に限ることなく、各教員の社会活動等幅広い観点から評価は行うべきである。

そしてこれらの評価の客観性は第3者評価を経て担保される。それ故に早急に第3者評価が必要となる。

11.3　経営学研究科

経営学研究科の母体である政経学部において、評価委員会の規程作りが進められている。この組織で、自己点検が行われ、学部と大学院の改善が行われている。

また大学院の母体となる学部の評価委員会と各学部の代表者から構成される全学的な評価委員会において、改善に関する相互の意見交換なされ、改善に取り組んでいる。

客観性を確保するため本学が相互会員となること、他学で有効である取り込みを受容することが妥当性につながると言える。

11.4　スポーツ・システム研究科

スポーツ・システム研究科の「自己点検・評価委員会」が研究科委員長の下に設置された。

構成員は研究科委員長、研究科主任、研究科教務係および職員から構成され、教務幹事がまとめ役になり作業が進められている。平成11(1999)年に設置された「スポーツ・システム研究科自己点検・評価委員会」の運営は、大学全体の自己点検・評価委員会に合わせて進められている。報告書の大部分は研究科委員会で議論したもの、教務部会の教育課程に対する意見や検討課題等を基に報告書としてまとめることができた。

本研究科の自己点検･評価委員会は、現状の把握とその長所、短所および問題点を指摘し、改革、改善に向けての意見のとりまとめの域を脱していない。本研究科の自己点検・評価、院生による授業評価を実施し分析する恒常的小委員会を持っていない。

本研究科の自己点検・評価委員会は、調査報告書をまとめる委員会であり、評価の実施組織としての性格は薄い。教員個人に対する自己点検・評価を実施することは本研究科にとって重大な問題と考えている。本研究科としての自己点検・評価は、研究科委員会、研究科教務係の議題、検討課題となっている項目について、今回の報告書がまとめられた。そのような意味で、本研究科の総意による多数意見に基づいたものと考えることができるが、本研究科構成員すべての意見を反映した自己点検・評価ができたわけではない。

本研究科の自己点検・評価委員会が行った問題点の指摘箇所について、改革、改善等の案を提言しそれを実行するための組織としては、本研究科委員会があるが、恒常的組織ではないことから改革、改善の実効性を常にチェックすることが難しい。

本研究科の恒常的組織として設置し、実質的な問題点の抽出と対策を行い、研究科改革に繋げる必要がある。さらに、授業評価に関してはアンケート項目の形式を作成し、義務化するなどの方法を検討する必要がある。

本研究科自己点検・評価の結果を整理して、研究科改革案として自己点検・評価から提言された内容を将来の発展に向けた改善･改革を進めるための機構の整備が必要と考えられる。

11.5　工学研究科

工学研究科では平成5(1993)年に工学部と共同で学部長の下に「工学部自己点検･評価委員会」が設置され、過去3回、平成6(1994)年、平成12(2000)年、平成15(2003)年に報告書がまとめられ、今回が4回目である。今回の本研究科の自己点検、評価および報告書の作成は研究科委員長を中心として各専攻主任が分担して行った。

各教員の研究活動については、研究業績、他大学、他機関等外部との共同研究、研究協力状況、海外派遣状況、外部からの研究費受入れ状況、学会賞などの受賞状況、学会活動、社会活動の状況などについて調査を行い、「工学研究科教育･研究活動紀要」として毎年発行している。本紀要は各教員および学内各部署に配布するとともに外部にも公開しているため、個々の教員の研究教育活動は毎年教員相互および外部から点検･評価されていることになる。

教員相互の評価は制度としては行っていないが､大学院担当教員には｢修士課程講義担当｣、｢修士課程研究指導担当｣、｢博士課程講義担当｣、｢博士課程研究指導担当｣の4区分があり、区分が上昇する場合は基準に照らして研究業績などの厳格な資格審査を行っている。

学生による教育評価アンケートは、大学院学生数が少ないため行っていない。しかし教員

と学生の接触が緊密であるため、学生の反応から教員や教育に対する評価を間接的ではあるが強く受けることができる。

大学院学生数が少ないため学生との接触が密であり、きめ細かい教育、研究指導、人間的社会的教育等を行うことができ、同時に学生の反応を直接受けることができることは本研究科の大きな特長である。反面、必ずしも大学院担当教員になる必要性が強くない面があり、研究活動にも影響が現れることになる。また、学生個人の考えを忌憚なく発表でき、匿名性のある方途を用意する必要もあると思われる。

一般的に大学の研究室の研究活動には大学院学生が強力な役割を果たしている。したがって、大学院生を確保し、学生数を増やすことが重要であろう。研究室が大学院中心となれば教員の意識も刺激を受け、研究活動もさらに活発になると思われる。

11.6　法学研究科

法学研究科教授の中から1名が自己点検評価委員に就任している。本報告書の作成が3度目の自己点検評価活動である。前回の内容を精査し、今後さらに充実させていく必要があろう。今後は、自己点検評価委員の数をもっと増やし、自己点検評価委員会として意欲的に活動しなければならない。まだ、自己点検評価のための制度システムが整備されているとはいえない状況である。自己点検・評価は定期的、継続的に実施する必要があり、本研究科の教員全員が一丸となった協力態勢を実現すべきである。そのために、本研究科の自己点検評価委員会規程を作成すべきであろう。なお全学的には、自己点検・評価の上でこれを教学面で反映させるために、全学的なカリキュラム検討委員会が設置されている。

自己点検・評価報告書を基礎にして、今後、法学研究科委員会で無駄のない議論をし、将来計画をじっくり検討する予定である。また将来計画を策定する制度システムの開発は重要課題と認識している。

11.7　総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、教育水準の向上を図り、知的財産法に関する高度職業人を輩出するために、「国士舘自己点検・評価委員会」の下に「自己点検・評価委員会」を設置している。その委員会の任務は、その教育水準の一層の向上を図る観点から、教育活動の透明性を高めるため、自らの教育研究活動の点検・評価の実施と評価結果の公表とともに、授業改善のファカルティ・ディベロップメントを義務づけている。

学生による授業評価については、自発的な自己点検・自己評価の一環として、学期毎に全開講科目を対象にアンケート調査を実施し、講義終了の最後の授業日にアンケート用紙を配布し、回収することとしたが、初年度前期アンケート調査では、回収アンケート数は全部で60枚と回収率は非常に低く、再度のアンケート用紙の提出を呼びかけているところである。データ解析等のフィードバックについては現在進行中である。

アンケートの評価項目には、主要な項目として次の5項目とした。

①授業に対する教員の熱意が感じられたか否か

②教員の講義内容は分かりやすかったか否か

③教員は講義により学生に対して勉強への啓発を行ったか否か

④教員は科目を学生に理解させるために資料を作成したり、何か補助教材を利用したか否か

⑤教員は、最新の学説・判例にも言及し、講義内容を斬新で刺激的なものに工夫する努力をしたか否か

2006年度総合知的財産法学研究科授業評価アンケート

授 業 名		授業時限	曜日　　限
教 員 名		記 入 日	平成18年　　月　　日

1．授業の前に予習をしましたか。

ア　3時間以上
イ　2時間以上3時間以内
ウ　1時間以上2時間以内
エ　1時間以内
オ　ほとんどしなかった

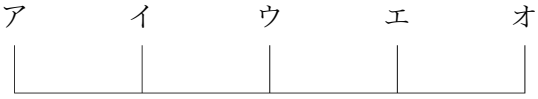

2．授業の後に復習をしましたか。

ア　3時間以上
イ　2時間以上3時間以内
ウ　1時間以上2時間以内
エ　1時間以内
オ　ほとんどしなかった

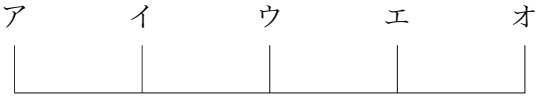

3．授業内容はシラバス記載と概ね一致していましたか。

ア　そう思う
イ　どちらかといえばそう思う
ウ　どちらともいえない
エ　どちらかといえばそう思わない
オ　そう思わない

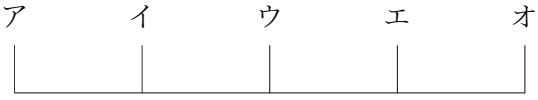

4．授業内容は大学院として満足のいくものでしたか。

ア　そう思う
イ　どちらかといえばそう思う
ウ　どちらともいえない
エ　どちらかといえばそう思わない
オ　そう思わない

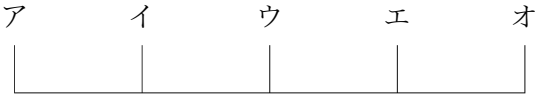

5．教員の説明は明快でしたか。

ア　そう思う
イ　どちらかといえばそう思う
ウ　どちらともいえない
エ　どちらかといえばそう思わない
オ　そう思わない

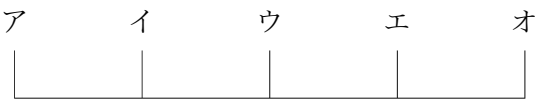

6．教員は学生の質問、疑問、意見に対し適切に対応しましたか。

ア　そう思う
イ　どちらかといえばそう思う
ウ　どちらともいえない
エ　どちらかといえばそう思わない
オ　そう思わない

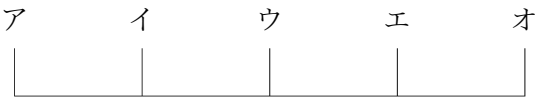

7．指定された教科書その他教材は適切でしたか。

ア　そう思う
イ　どちらかといえばそう思う
ウ　どちらともいえない
エ　どちらかといえばそう思わない
オ　そう思わない

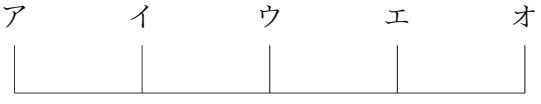

8．自由記載

授業に対する意見、要望等自由に記載してください。

アンケート調査の結果については、「自己点検・評価運営委員会」が集約し、分析・検討した上で、研究科委員会に報告し、さらに研究科委員会が担当教員に伝達し、問題がある項目については改善方法についての意見を直接要請するとともに、研究科委員会は、アンケート調査の結果と分析内容を冊子として学生に配布し、ニュースレターとして社会に向けて積極的に公表し、その内容を本研究科のホームページに掲載する。

本研究科では、授業の内容及び方法の改善を図るために、専任教員によって組織される授業改革委員会（ファカルティ・ディベロップメント委員会）を設置し、この委員会が、本研究科の授業内容・方法の改善、教員の資質の維持向上を高めることを目的とした組織的な研修プログラムを策定・実施している。その①は実務経験を持たない研究者教員を主として対象とする実務研修プログラムと②として、大学教育における指導経験を持たない弁理士等の実務経験者教員を主として対象とする教育実践研修プログラムの策定・実施であった。これらの研修プログラムについて、年に数回にわたって教育実践研究発表会及び教育能力を高めるための模擬授業研修会を開催し、研究者教員及び実務経験者教員との相互授業見学を促進すること等を内容とするものである。

本研究科は、初年度3回のFDを予定しているが、これまでに2回のFDを開催した。その第1回目では、FD担当教員から問題提起がなされFD実施の意義について総論的な議論を確認した後に、本研究科の授業方法、講義のスタイル等について、①従来型（伝統型）②パワーポイント活用型③実務者型の講義手法の三手法による実際のモデル講義を素材に、活発な議論が展開された。第2回はデータベースを活用した授業について、データベース提供会社の検索法の紹介と本研究科教員による活用方法についての説明・紹介・問題提起をうけ、全員で実際にデータベースの授業および研究への活用方法について研修した。第3回目は本研究科の修士論文の作成指導について、そのモデル案についてフォーマット提示を受けた議論と、資料収集、ノート作り等の日常の修論作成指導の在り方、論文作成への動機付け等々について3人の教員（発表者）による研修会が予定されている。

11.8　人文科学研究科

今回の自己点検評価は、毎月定例の研究科委員会、幹事会などの議論を踏まえて研究科委員長が作成した。

修士課程について平成17(2005)年度より博士課程も完成年度をむかえ、より自主的な運営が求められている。その自主的な運営をより正確な自己点検評価を行うためには、恒常的な自己点検評価委員会というような組織が作られることが望ましい。このような組織を形成し得なかったことが、今回の最大の反省点である。ただ、本研究科が学部を基礎として形成され、専任教員もすべて文学部所属教員であることを勘案すれば、その組織は学部と合同、あるいは連携した組織でなければならないと考える。

11.9　グローバルアジア研究科

新設して間もないため、グローバルアジア研究科では、設置申請した自己点検・評価の指針に基づいて、順次、真摯に対応することとしたい。同指針に基づいて「点検評価委員会」を設置し、十分な対応ができるよう準備を進めている。研究科運営全般については、運営委員会が担うべきと考えている。運営委員会は研究科委員長が招集し、構成員は研究科委員長、副委員長、主任、各課程委員長、分野主任となっており、毎月定期的に研究科委員会開催前に開かれている。ここでは、研究科委員会の打ち合わせと同時に、研究科全般の運営に関わる事、問題点等が恒常的に話し合われ、その解決手段等を模索している。

運営委員会の他にも、分野会議、海外授業運営委員会、修士課程委員会、博士課程委員会等の各委員会・会議があり、それ以外にも必要に応じて委員会が設けられる体制が取られている。従って、それぞれの委員会や会議で恒常的に自己点検・評価を行う事は可能であると認識している。今後は、運営委員会に自己点検評価委員会としての機能を持たせる制度・システムが必要であると同時に、学外の委員も招請し「点検・評価委員会」を設置する予定である。ここでは教育・研究水準の向上、教育・研究、施設・設備、管理・運営の現状を絶えず点検し、研究科としての向上をめざして、変化する社会的なニーズや国際環境との適合性をより確保していく。

今回の外部評価システムでの自己点検・評価を真摯に受け止め、改善に繋げる方向を考えている。また、今回は新設ということもあり、文部科学省の認可申請時の留意事項等も外部評価の一つと考えており、その改善には早急な対応を取るよう努めている。

研究科の教員は21世紀アジア学部、アジア・日本研究センター、イラク古代文化研究所の専任教員との兼担であるため、個人の自己点検評価は、個人および研究組織単位で行われている。さらに専任教員は、研究科新設時に文部科学省の資格審査を受けており、現在のところ問題はないと認識している。

今後、学生による授業評価の他、施設•設備面に対してもアンケート調査を計画している。

点検•評価の定期的な実施と結果公表は、本研究科の責務であると認識している。そして、学外を含めた早急な組織作りが今後の課題である。そのためにも透明性をもった風通しの良い運営が今後も必要であろう。

自己点検・評価に対する学外者による検証

本件は、既に「Ｉ．大学」に記載済みであるが、定期的な第三者評価の実施が行われ、結果について客観性・妥当性を確保するための措置が議論されなければならない。指摘された事項について、どのような形で改善・改革を行うかの制度システムは、まだ完全ではない。自己点検•評価委員会の大学部会のメンバーに現在大学院研究科から代表1名が加わっているが、会議結果を各研究科に伝えることができない状況をみて、今後は大学院からの委員数を増やすか、研究科で独自に部会を設置することが対応策として検討されることとなる。

12. 情報公開・説明責任

本件は、既に「Ⅰ　大学」に記載しており、重複するが、ホームページへの掲載の必要性も考えている。従来の形式に拘わるのではなく、大学生や高校生をターゲットに、解りやすく図式や写真等を掲載してはどうかとの意見もあり、検討中である。

まとめ

（1）国士舘の総合評価

明治維新とそれに続く急激な文明開化の中で形成されてきた明治日本の精神が、大正のデモクラシーによって徐々に変化する中で、創立者は、日本の伝統的な文化や精神的な風土の退廃を憂い「明治に学び、明治を越える」をスローガンとした教育を目指した。この精神は、米国化風潮の強い日本における教育の現状を直視すればするほど、また現代の国際化時代の変遷過程の中で純粋に思想化されればされるほど、国際協調を進める社会においては、その精神性において極めてユニークでありかつ伝統保持に寄与するという長所を際立たせるに至った。しばしば社会の逆風として強い批判を受けることがあっただけでなく、諸問題を引き起こしたことも事実であるが、かかるマイナスの面を補って余りある日本伝統に根付く教育環境があることを世に知らしめることができていることを強調したい。こうした状況の中で、創設以来の歴史を根底から自己点検・評価して、客観的な基準で本学のあり方を再認識しようという気運が生まれ、平成6(1994)年に国士舘自己点検･評価委員会が設置された。組織的に自己点検が実施されたのは今回で4回目である。前回においては、それまでの結果における反省とその後の条件整備が果敢に進められた上に、国が学校教育法等で自己点検・評価を義務付ける決定を行い一層関心が深まった。今回の整備作業においては第1回自己点検･評価報告書編集委員会（平成17(2005)年12月17日）が開催され、以後平成18(2006)年7月15日までに4回の検討会を開催し、完成にこぎつけた。

今回の報告書発刊の成果は、建学の精神の再検討と再認識から導き出された、現代における新しい教育のありかた、更に日本固有の世界に誇る精神文化を見直すべく国士舘大学21世紀戦略の構想を、前回の報告書からさらに深化させるべく掲げたことである。前回報告書でも述べたとおり、「スポーツ医科学科」「武道学科」「現代ビジネス法学科」の新設、「スポーツ・システム研究科」と「人文科学研究科」の増設を完了した後もさらに、変革への挑戦を掲げ、平成18年4月には「総合知的財産法学研究科」「グローバルアジア研究科」を開設し、知的財産の専門家や国際的に通用する人材の育成に取り組む姿勢を世に問うた。変化への対応と新たな教育環境改善への挑戦は国士舘の現在の姿勢を示すものである。

現在世田谷区梅ヶ丘には隣接地に9,600m² の土地を取得して、新たに教育研究棟を建設中である。ハード面においても都内有数の設備を高等教育と最先端の研究に提供することで、名実ともに進化する大学の姿勢を示すものと自負している。

（2）改善・改革のための方策と今後の見通し

本来の「国士舘自己点検・評価委員会」の役割を考えると、全学的なモニタリング・システムの一つとして位置付けることができるであろう。そこで、自己点検・評価を専門に担当する常設の事務部署を設置してからこの作業を行うべきではないのかという指摘はこれまでにもあったが、今回もこうした要望に応えることができないまま、推進された。ただ現実には前回の自己点検・評価に携わった人間が職務変更により入れ替わったとしても、継続性に疑問が出されることがないよう、その事務ならびに精神の引継ぎを徹底させることに重点を

おいてきた。今後、常設の事務部署の設置と担当者の配置が急務と思われる。こうした措置が全学的な自己点検・評価作業にとって有効な方策の一つとなり、これによって、一層の継続性が生まれてくることになるであろう。専任教員研究業績入力を統一し、収集及び編集作業を軽減するために今回よりデータベースソフトを利用した方法が導入されたことは評価できるが、ただ単に収集編集作業のためばかりでなくデータの蓄積維持管理を継続的に行うことがこれにより可能となり、また必要でもあることから、自己点検評価担当部署の設置を強く要望する。

次に、志願者の急減に対する対策としては、イメージ・アップ戦略の推進や、入学試験における併願検定料減額制度の導入は決定したが、「AO入試」「推薦選考」制度については学部間での意識の不統一など改善すべき点が見られる。しかし何よりも優先して取り組むべきは、今までの偏差値を基準としたいわば「入学式まで顔の見えない選抜試験方式」から、今後は優れた素質と意欲をもつ受験生を全国レベルで発見し、不足している学力の程度と領域を診断し、向上させて行くための「発見診断試験方式」に方向転換して行くことを意味している。特に国士舘は全国的に知名度が高く、関東周辺一辺倒の指定校を全国的に展開することで優秀な学生の確保は可能になるので、少子化に対応する一時的な客寄せパンダ的な政策に腐心することなく、中長期的なビジョンを掲げ続けることで安定して良質の学生の確保が可能になると確信している。受験生の心理は、既に全入時代を先取りして、より偏差値の高い大学への進学それ自体を受験目標とする時代から、自己実現・生涯設計を可能にしてくれるプログラムと施設を持った大学を選択する時代へのシフトを明確に示している。「ナンバー・ワンからオンリー・ワンへ」の意識変革がそこにある。多様で活力ある学生を確保するためには、従来の試験方式を採用しながらも、こうした新規の入試方法の採用も必要であると思われる。さらに、大学院では社会人の入学を積極的に取り入れてきた。企業では、高度な専門的職業人や研究者を短期間で育成することが求められており、本学の大学院は、地理的条件や研究科の多様性の面で期待されるものが多い。また質の良い留学生の確保も重要であろう。学生確保のための留学生支援という体制から脱却し、国士舘を目指す留学生を啓蒙し育てる国際化戦略が今必要とされている。この点は現時点で不足していることを認識しなくてはいけないが、冒頭に述べた国士舘の精神性・日本的伝統保持の姿勢は必ずやアジアを中心とした各国留学生の関心を惹きつけることになると確信している。そのための体制作りが不十分であることは認識しており、今後数年の間は広報力を増強し、効率的な情報化への取組みにおいても断固推進しなければならないことを認識している。

このような本学における改革・改善のための諸方策は、多面的な領域に関係するものとなっているために、個別かつ無計画に実施することなく、中期・長期の方策としてそれぞれを峻別したのちに再編成し、それらをコスト・時期・組織・制度の観点から有効なシナリオと実施プログラムに組み込ませることが必要である。これらの業務は、既存の部署や機関はもちろんのこと、実績と経験を積み上げつつある「自己点検・評価委員会」の業務を実質的に受け継いで行くことになる新組織に課せられているが、それらが全学に及ぼす効果は、過去の実績や評価から見て極めて大きなものがあるといえよう。

(3) 将来発展の方向性

ゆとり教育政策の完全な失敗がもたらした大学生の中学高校生化は今後の中堅大学の教育システムに大きな影を落としている。大学1年生の教育は大学というより「中高教育がやり残したものの鍛えなおし」といったレベルでスタートせざるを得ない状況にある。これは時間的に3年間でほぼ単位取得が可能である現在のカリキュラムの配当に見直しを迫り、また飛び級といったシステム導入を遅らせるものである。冒頭で述べたとおり、国士舘の理念・目的から必然的に導かれてきた本学の将来発展の方向性は、「明治に学び、明治を越える」ことであった。それは現代の国際化時代において、「明治の時代精神を、平成の時代に適合したかたちで再現する」といってもよいであろう。その原点に立ち返るために「いかにして新しい時代に適合した教育を浸透させることができるか」を全教職員が一丸となって考え直すことが求められる。幸い国士舘には思想的にルーツを同じくする多くの人材が集合している。日本人として、アジア人としてのアイデンティティーとシンパシーを共有しようとする教育は、本学の理念・目的に適うものであると同時に時代の要請でもあることを今一度心に刻み、大学の原点を極めたいと考えている。

今後において将来構想の理想的な姿を形成するためには、学生募集のあり方から、時代の動向を先取りした入試制度の改革、語学や各専門知識の効率的な教育のためのカリキュラムの編成、奨学金・宿舎・相談等における学生の生活保障、インターンシップや資格取得等のキャリア教育のための支援体制の整備、国際的でしかも、民族の誇りを失うことなきグローバル・スタンダードに基づく信頼性の高い方策が求められよう。

(4) 結　び

本報告書発行に当たり、我々は常に国士舘の理念・目的の「21世紀的発現形態」そのものを究明することを心がけ、実際自問自答を繰り返してきた。この『国士舘自己点検・評価報告書』は、こうした検討作業を進めることによって、現代版国士舘再生をもたらし、同時に国際化、情報化、生涯学習を推進していこうとするものである。

このような本学の教育と研究の特質が、今後、広く社会において理解されるには、他の教育方法や研究対象と相対して自己のアイデンティティーを確認し、相互の比較を行い、その結果を地域社会や国際社会に発信しなくてはならない。多くの人々の合意と支持を得て展開されるときに、それは、もっとも高い評価を得ることになると考える。

最後に、研究業績の入力編集を効率化するため、今回初めて導入した入力システムには不具合があり一部の教員に多大のご迷惑をおかけしたことをここにおいて深くお詫びし、また全教員には統一したフォーマットでの入力及び提出へのご協力を感謝して結びとします。

平成19年3月31日

国士舘自己点検・評価委員会副委員長
国士舘大学 学長

若　林　克　彦

編 集 後 記

3年前の自己点検・評価を踏まえて、今回、本学の教育・研究活動全般について、全学的に更に徹底した点検・評価を行い、その結果をここに『自己点検・評価報告書』として取り纏めることができたことは、まことに喜びに耐えません。今回は、平成22年に実施される認承評価の布石となるため、学部及び大学院研究科のそれぞれに、理念・目的に始まり情報公開・説明責任に至るまで、併せて27項目（大学及び大学院）に及ぶ点検・評価項目について、その現状、問題点、今後の改善・改革の方策等の具体的な検討を行うこと、そして全教員の研究活動状況を明らかにする研究業績を正確に取り纏めることが、大学部会と法人部会各々に与えられた大きな任務でした。

年間スケジュールの策定を初めとし、定期的なレビューを実施して進捗状況管理を目標とし関係部署との緊密な協議を実施してきたにもかかわらず、6学部9研究科、学生数13,000名の規模の大学の評価書を纏め上げるというのは、今回も容易なことではありませんでした。「国士舘自己点検・評価委員会」委員長及び副委員長の全学的な観点からのご指導のもと、学部をはじめとした各部署で担当された教職員の方々には、困難な作業を計画的かつ精力的に行っていただきました。特に、教員の方々には、研究業績の提出に際し多岐にわたる要望を受け入れていただきほぼ全員を登載することができました。それでも提出を拒否する教員がいることは慙愧の念に耐えません。

しかし、学部長や研究科委員長、附置研究所長をはじめ、とりわけ直接点検・評価に当たっていただいた諸先生には、各研究科や各学部・附置研究所等ごとに、理念・目的からその整合性の検討に至るまで、本学発展のために現在どうしても必要なこの作業を精力的に行い、完成へと導いていただき、ここに厚く御礼申し上げます。

大学部会では、文案検討委員会の議事録等の作成、編集原案の企画、部署間の連絡調整、更には印刷業者等との交渉に至るまで、庶務全般にわたり本報告書の編集事務局を兼ねた学長室の方々に、担当していただきました。特に今回は、フォーマットの大幅な修正がありCD化に伴う個別の教員への指示に至るまで、多大なご苦労をおかけしました。大学は、IT化を掲げ早や10年にもなりますが、教員一人ひとりのIT化は、教員間で大きな開きがあり、そういう状況において全学統一フォーマットで作業を進めることは、想像を絶する苦労の連続であったことと思います。法人部会では、担当された理事長室企画課、法人事務局各課及び教務課の職員の方々に各々膨大かつ詳細で複雑なデータを的確、迅速に整理し作成していただきました。ここに関係された方々に衷心より感謝申し上げます。

かくしてここにようやく『自己点検・評価報告書』と『専任教員研究業績』を公刊することができました。今後は、本学が将来に向けて、より一層競争的で国際的な環境の中で、大学独自の伝統を維持しつつ、ひときわ個性が輝く大学になるよう、懸命かつ継続的な内部努力が望まれることはいうまでもありません。この実現のためには、今回の経験をふまえ、教職員一人ひとりの意識改革と教育・研究への確実な反映が一層必要になるものと考えられます。

さらに充実した自己点検・評価作業を実施し、その結果を、「認承評価」に耐えうる数年後の新たな『報告書』等に纏めるためには、各教職員が自己並びに大学が掲げた内容について、

理念・目的に常に気付く「意思力」(誠意)、その実効性を問題視する「洞察力」(見識)、そして改革•改善を進める「実行力」(勤労•気魄) を身につけることが重要であると思います。各学部等や各部署間における継続的で組織的な対応と、効率的な取り組みを目指して行く必要があります。

本学の発展のために、こうした自己点検・評価作業が全学において恒常的に行われることを願ってやまない次第であります。

平成19年3月31日

自己点検・評価報告書編集委員会

委員長　田代博司

副委員長　小谷正己

資　　料

国士舘自己点検・評価委員会規程

制定　　平成６年７月13日
全部改正　平成12年１月19日
改正　　平成14年11月27日　平成15年10月29日
　　平成17年10月26日

（趣旨）
第1条　この規程は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）及び国士舘大学（以下「本学」という。）において、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うための組織について定める。

（自己点検・評価委員会）
第2条　本法人に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員会は、自己点検・評価の方針、項目等を策定し、本法人及び本学の自己点検・評価を行う。
3　委員会は、自己点検・評価のための組織及び点検活動のあり方についても点検・評価を行う。

（委員会の構成等）
第3条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
⑴　理事長及び学長
⑵　常任理事
⑶　副学長
⑷　法人事務局長、理事長室長及び審議役
⑸　各学部長、各大学院研究科委員長、図書館長、各附置研究所長、情報科学センター長、アジア・日本研究センター長、生涯学習センター長、ウエルネス・リサーチセンター長及び国際交流センター長
⑹　学長室長、教務部長、学生部長、就職センター長及び情報基盤センター長
2　委員長が必要と認めたときは、委員会の議を経て委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
3　委員の任期は、当該委員の職務在任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第4条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長は理事長を、副委員長は学長をもって充てる。
3　委員長は、委員会を統括する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員会の開催等）
第5条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2　委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。
3　委員会は、委員総数の過半数の委員の出席をもって成立する。
4　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

（自己点検・評価結果の報告等）
第6条　委員会は、原則として3年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告する。
2　前項の自己点検・評価結果については、これを学内外に公表するものとする。

（部会の設置等）
第7条　委員会に、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置く。
2　部会は、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目等に基づいて点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。
3　部会の構成及び任務等については、別に定める。
4　本学の各学部、大学院及び附置研究所等は、原則として3年ごとにそれぞれ自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

（自己点検・評価結果の活用）
第8条　理事長及び学長は、自己点検・評価結果を踏まえ、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況の改善に努めなければならない。
2　委員会は、自己点検・評価結果を踏まえ、実施体制、自己点検・評価項目、実施方法及び自己点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

（庶務）
第9条　委員会の庶務は、学長室の協力を得て理事長室企画課が行う。

（改廃手続）
第10条　この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会で決定する。

附　則
この規程は、平成12年1月19日から施行する。

附　則

この規程は、平成14年11月27日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年10月26日から施行する。

国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

制定　　平成６年７月13日
全部改正　平成12年１月19日
改正　　平成14年11月27日　平成15年10月29日
　　平成17年10月26日

（趣旨）

第1条　この細則は、自己点検・評価規程第7条第3項の規定に基づき、自己点検・評価委員会の部会の運営に必要な事項について定める。

（部会の任務等）

第2条　部会は、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が策定した自己点検・評価の方針等に基づいて点検・評価を行い、その結果をまとめて委員会に報告する。

2　部会は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）及び国士舘大学（以下「本学」という。）の関係各組織に対し、自己点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。

（法人部会）

第3条　法人部会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

⑴　本法人の組織及び運営に関すること
⑵　本法人の施設設備の整備に関すること
⑶　本法人の予算及び経理に関すること
⑷　本法人の将来計画に関すること

2　法人部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

⑴　法人事務局長及び理事長室長
⑵　総務部長及び財務部長
⑶　企画課長及び広報課長
⑷　総務課長、人事課長、経理課長、管財課長、健康管理室長及び鶴川校舎事務課長

3　法人部会に部会長を置き、法人事務局長をもって充てる。

4　法人部会委員の任期は、職務在任期間とする。

5　法人部会の庶務は、理事長室企画課が行う。

（大学部会）

第4条　大学部会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

⑴　本学の組織及び運営に関すること
⑵　本学の教育及び研究活動に関すること
⑶　本学の入学者選抜、国際交流及び生涯教育に関すること

⑷　本学の施設設備の整備に関すること
⑸　本学の将来計画に関すること
2　大学部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
⑴　教務部長及び学生部長
⑵　各学部の教務主任及び学生主任
⑶　大学院、附置研究所、情報科学センター、アジア・日本研究センター、生涯学習センター及びウエルネス・リサーチセンターより推薦された者　各1名
⑷　教務部事務部長、学生部事務部長、就職センター事務部長、図書館事務部長、学長室主幹、教務課長、学生・厚生課長、就職課長、図書館庶務課長、留学生支援課長、情報基盤センター事務長及び学部事務長2名以内
3　大学部会に部会長を置き、教務部長をもって充てる。
4　大学部会委員の任期は、第2項第1号、第2号及び第4号の委員については、職務在任期間とし、第2項第3号の委員については3年とする。ただし、再任を妨げない。
5　第2項第3号の委員が任期の途中で交替する場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　大学部会の庶務は、学長室が行う。

（改廃手続）
第5条　この細則の改廃は、委員会の議を経て理事会で決定する。

附　則
この細則は、平成12年1月19日から施行する。

附　則
1　この細則は、平成14年11月27日から施行する。
2　この細則の施行に伴い、最初に委嘱されたアジア・日本研究センター及び生涯学習センターより推薦された委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附　則
この細則は、平成15年10月29日から施行する。

附　則
1　この細則は、平成17年10月26日から施行する。
2　この細則の施行に伴い、最初に委嘱されたウエルネス・リサーチセンターより推薦された委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

自己点検・評価報告書編集委員会要項

（趣旨）

第1条　国士舘自己点検・評価委員会規程第6条第1項及び第2項に基づき、「自己点検・評価報告書（仮称）」（以下「報告書」という。）を作成し学内外に公表するため、国士舘自己点検・評価委員会に自己点検・評価報告書編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

（編集委員会の任務等）

第2条　編集委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　報告書の編集方針を策定する。

⑵　編集方針を学部等に通知し、報告書の原稿執筆を依頼する。

⑶　学部等からの報告書の原稿をとりまとめ、関係各組織と連絡調整等を行い報告書の編集をする。

（構成等）

第3条　編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し理事長が委嘱する。

⑴　大学部会長、法人部会長

⑵　大学院各研究科から推薦された者各1名

⑶　各学部から推薦された者各1名

⑷　附置研究所から推薦された者1名

⑸　情報科学センターから推薦された者1名

⑹　図書館から推薦された者1名

⑺　学長室長

⑻　教務課長

⑼　情報基盤センター事務長

⑽　理事長室長、企画課長

2　委員の任期は、当該報告書の公表を以て終了とする。

3　編集委員会は必要に応じ、委員以外の者を当委員会に出席させることができる。

4　編集委員会は必要に応じワーキンググループを設けることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条　編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は大学部会長を、副委員長は法人部会長をもって充てる。

3　委員長は編集委員会を統括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（庶務）

第5条　編集委員会の庶務は、学長室と理事長室企画課が行う。

附　則

この要項は、平成17年12月7日から施行する。

附　則

この要項は、平成18年4月22日一部改正し、同日から施行する。

国士舘自己点検・評価委員会委員名簿

（平成18年12月1日現在）

委員等	職　　名　　等	氏　名	備　考
委員長	理 事 長	佐伯　弘治	職務指定
副委員長	学　　長	若林　克彦	同
委員	常任理事	大澤　英雄	同
同	常任理事	瀬野　　隆	同
同	常任理事	阿部　　昭	同
同	常任理事	南　　克之	同
同	副 学 長	磯辺　武雄	同
同	法人事務局長	小谷　正己	同
同	理事長室長	――――	同
同	審議役	――――	同
同	政経学部長	青木　俊介	同
同	政経学部二部学部長	（青木　俊介）	同
同	体育学部長	西山　一行	同
同	工学部長	清水　敏寛	同
同	法学部長	高橋　　敏	同
同	文学部長	藤田　　忠	同
同	21世紀アジア学部長	小牧　輝夫	同
同	大学院政治学研究科委員長	池田　十吾	同
同	大学院経済学研究科委員長	梅澤　　隆	同
同	大学院経営学研究科委員長	所　　正文	同
同	大学院スポーツ・システム研究科委員長	角田　直也	同
同	大学院工学研究科委員長	山根隆一郎	同
同	大学院法学研究科委員長	渡辺　則芳	同
同	大学院総合知的財産法学研究科委員長	喜多　一行	同
同	大学院人文科学研究科委員長	保坂　　智	同
同	大学院グローバルアジア研究科委員長	梶原　景昭	同
同	図書館長	廣野　行甫	同
同	日本政教研究所長	――――	同
同	イラク古代文化研究所長	松本　　健	同
同	武道・徳育研究所長	中島　　豕	同
同	情報科学センター長	川崎　治夫	同
同	アジア・日本研究センター長	（若林　克彦）	同
同	生涯学習センター長	朝倉　正昭	同
同	ウエルネス・リサーチセンター長	渡辺　　剛	同
同	国際交流センター長	大沼　克彦	同
同	学長室長	（渡辺　　剛）	同
同	教務部長	田代　博司	同
同	学生部長	岡田　　繁	同
同	就職センター長	宮本　正章	同
同	情報基盤センター長	杉野　　隆	同

国士舘自己点検・評価委員会法人部会委員名簿

（平成18年7月1日現在）

委員等	職　名　等	氏　名	備　考
部会長	法人事務局長	小谷　正己	職務指定
委員	理事長室長	――――――	同
同	総務部長	安西　博見	同
同	財務部長	鈴木　　優	同
同	企画課長	鈴木　克實	同
同	広報課長	渡邉　俊弘	同
同	総務課長	（鈴木　克實）	同
同	人事課長	山田　愼吾	同
同	経理課長	小濱　　修	同
同	管財課長	柴田　則夫	同
同	健康管理室長	福嶋　輝久	同
同	鶴川校舎事務課長	田房　義彦	同

国士舘自己点検・評価委員会大学部会委員名簿

（平成18年12月1日現在）

委員等	職　　名　　等	氏　名	備　考
部会長	教務部長	田代　博司	職務指定
委員	学生部長	岡田　　繁	同
同	政経学部教務主任	平石　正美	同
同	政経学部学生主任	菅原　安彦	同
同	政経学部二部教務主任	佐藤　圭一	同
同	政経学部二部学生主任	川島　耕司	同
同	体育学部教務主任	川田　儀博	同
同	体育学部学生主任	小林　幸子	同
同	工学部教務主任	福田　　勇	同
同	工学部学生主任	柴田　英明	同
同	法学部教務主任	渡辺　　中	同
同	法学部学生主任	高野　敏春	同
同	文学部教務主任	鷲野　正明	同
同	文学部学生主任	鈴木　康明	同
同	21世紀アジア学部教務主任	菊川　長徳	同
同	21世紀アジア学部学生主任	三輪　春樹	同
同	大学院政治学研究科	（平石　正美）	委嘱
同	日本政教研究所	柴田　徳文	同
同	イラク古代文化研究所	小口　和美	同
同	武道・徳育研究所	泉　　賢司	同
同	情報科学センター	永井　喜則	同
同	アジア・日本研究センター	土佐　昌樹	同
同	生涯学習センター	朝倉　正昭	同
同	ウエルネス・リサーチセンター	渡辺　　剛	同
同	教務部事務部長	草嶺　勝興	職務指定
同	学生部事務部長	秋吉　一益	同
同	就職センター事務部長	渡部　雅俊	同
同	図書館事務部長	齊藤　　毅	同
同	学長室主幹	――――	同
同	教務課長	上杉　栄治	同
同	学生・厚生課長	美納　淳一	同
同	就職課長	大谷　　茂	同
同	図書館庶務課長	渡辺　美好	同
同	留学生支援課長	平本　明男	同
同	情報基盤センター事務長	齋藤　淳二	同
同	学部事務長（文学部）	鈴木　孝司	委嘱
同	学部事務長（21世紀アジア学部）	二宮　　斉	同

自己点検・評価報告書編集委員会委員名簿

（平成18年12月1日現在）

委員等	職　　名　　等	氏　名	備　考
委員長	国士舘自己点検・評価委員会大学部会長	田代　博司	職務指定
副委員長	国士舘自己点検・評価委員会法人部会長	小谷　正己	職務指定
委員	政治学研究科	中金　　聡	
同	経済学研究科	多部田直樹	
同	経営学研究科	井岡　大度	
同	スポーツ・システム研究科	牧　　亮	
同	工学研究科	川口　直能	
同	法学研究科	片山　　等	
同	総合知的財産法学研究科	加藤　直隆	
同	人文科学研究科	折原　茂樹	
同	グローバルアジア研究科	小口　和美	
同	政経学部	平石　正美	
同	政経学部二部	佐藤　圭一	
同	体育学部	矢島　鎗司	
同	工学部	福田　　勇	
同	法学部	舛井　一仁	
同	文学部	鷲野　正明	
同	21世紀アジア学部	小島　末夫	
同	イラク古代文化研究所	（小口　和美）	
同	情報科学センター	永井　喜則	
同	図書館	齊藤　　毅	
同	学長室長	渡辺　　剛	職務指定
同	教務課長	上杉　栄治	職務指定
同	情報基盤センター事務長	齋藤　淳二	職務指定
同	理事長室長	――――	職務指定
同	企画課長	鈴木　克實	職務指定

自己点検・評価報告書

発行日　平成19年3月31日

編　集　国士舘自己点検・評価委員会
発　行　学校法人　国士舘
所在地　〒154-8515　東京都世田谷区世田谷4-28-1
電　話　03-5481-3111（代表）
制　作　寿堂紙製品工業株式会社